

富士市地域防災計画

資料編

令和5年2月

富士市防災会議

目 次

	資料番号	内容
1. 組織		
	1-1	富士市防災会議条例
	1-2	富士市防災会議運営要領
	1-3	富士市防災会議委員の編成
	1-4	富士市災害対策本部条例
	1-5	富士市災害対策本部組織規程
	1-6	富士市災害対策本部標識
	1-7	富士市地震災害警戒本部条例
	1-8	富士市地震災害警戒本部組織規程
	1-9	富士市地震災害警戒本部標識
	1-10	富士市地震防災対策地区担当班設置規程
	1-11	職員参集基準
	1-12	富士市業務継続計画
	1-13	富士市災害時受援計画
2. 災害の危険度		
	2-1	富士市の災害史
	2-2	災害救助法の適用を受けた最近の災害
	2-3	災害危険箇所一覧表
	2-4	土石流危険渓流一覧表
	2-5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
	2-6	地すべり防止区域一覧表
	2-7	土砂災害(特別)警戒区域一覧表
	2-8	静岡県第4次地震被害想定
	2-9	砂防指定地一覧表
	2-10	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
3. 気象情報		
	3-1	富士市の気象
	3-2	気象等の予報及び警報の種類と発表基準
	3-3	津波警報等の種類
	3-3-2	緊急地震速報、地震情報等について
	3-3-3	噴火警報・予報及び噴火警戒レベル等について
	3-4	異常現象と発見者の通報義務/異常現象の伝達経路
	3-5	気象庁震度階級関連解説表
4. 情報・広報活動		
	4-1	気象警報等連絡系統図/津波警報時の伝達系統図
	4-2	富士市防災行政無線固定系一覧表
	4-3	富士市防災行政無線移動系一覧表
	4-4	富士市デジタル防災無線(MCA無線)局番号一覧表
	4-5	防災相互通信用無線局一覧表
	4-6	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表
	4-7	消防救急デジタル無線設備配置状況
	4-8	富士市水道無線一覧表
	4-9	災害特設電話(発信専用)配備状況一覧表
	4-10	災害罹災者調査原票
	4-11	被害状況調
	4-12	被害程度の認定基準
	4-13	罹災証明書
	4-14	被害速報(随時)
	4-15	災害定時及び確定報告書
	4-16	大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領
	4-17	地震情報及び津波情報に係る防災体制
	4-18	県災害対策室及び消防庁震災等応急室連絡先
	4-19	緊急時連絡表
	4-20	全国瞬時警報システム(J-ALERT)放送文
5. 医療・救護・環境・衛生		
	5-1	地震災害応急対策における医療救護計画
	5-2	医療機関一覧表
	5-3	応急歯科診療機関
	5-4	医薬品供給協力店
	5-5	医薬品備蓄センター備蓄状況
	5-6	富士市医師会災害時医療救護体制要綱 一般対策編
	5-7	し尿、ごみ処理及び防疫の実施計画
	5-8	斎場の名称、所在地及び処理能力

	資料番号	内容
	5-9	がれき、廃材等処理予定地
	5-10	富士市災害廃棄物処理計画
	5-11	富士市被災動物救護計画
	5-12	富士市被災動物救護センター運営要領
	5-13	被災動物救護計画に係わる連絡系統組織図
	5-14	富士市遺体措置計画
6. 輸送・交通		
	6-1	緊急輸送路の設定状況
	6-2	緊急通行車両の事前届出手続
	6-3	緊急通行車両の確認申請及び確認手続
	6-4	緊急通行車両の標章
	6-5	緊急通行車両確認証明書
	6-6	緊急通行車両事前届出済証
	6-7	通行の禁止又は制限についての標示
	6-8	防災訓練のための交通の禁止又は制限標示の様式
	6-9	緊急用市有車両一覧表
	6-10	防災関係機関の現有車両
	6-11	静岡県石油業協同組合富士支部組合員一覧表
7. 避難活動		
	7-1	要避難区域・避難対象区域 設定状況
	7-2	避難指示を行うことができる指示権者及び根拠規定
	7-3	広域避難地一覧表
	7-4	市指定避難所一覧表
	7-5	福祉避難所一覧表
	7-6	指定緊急避難場所・広域避難地一覧
	7-7	市が開設する風水害時の避難場所一覧
	7-8	幹線避難路設定状況
	7-9	避難場所（津波避難場所）案内板設置場所及び構造図
	7-10	避難場所標示板設置数及び構造図
	7-11	避難場所誘導標示板設置数及び構造図
	7-12	津波警告標識設置数及び構造図
	7-13	海拔標示板設置数及び構造図/海拔標示板設置箇所
	7-14	緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表
	7-15	緊急物資集積場所
	7-16	応急給水計画
	7-17	応急仮設住宅建設予定地及び建設可能戸数
	7-18	防災拠点配備資機材一覧（地区まちづくりセンター）
	7-19	災害ボランティアセンター サテライト設置予定箇所一覧
	7-20	津波避難施設一覧及び標識
	7-21	津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図
	7-22	富士市津波避難行動計画
	7-23	富士市避難情報の判断・伝達マニュアル
	7-24	富士市富士山火山避難計画
	7-25	活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づく避難促進施設一覧
	7-26	富士市避難行動要支援者支援計画
8. 協定等		
	8	災害時の各種協定一覧
	8-1 ～8-92	各協定書
9. 消防		
	9-1	警防本部の組織及び任務分担
	9-2	消防班の編成
	9-3	消防団隊の編成
	9-4	自衛消防隊編成状況
	9-5	消防車両等配置状況
	9-6	消防団配置状況
	9-7	危険物施設地区別一覧表
	9-8	都市ガス供給状況
	9-9	高圧ガス製造事業所数
	9-10	火災の予防対策
	9-11	給油所における地震対策
	9-12	消防部活動計画

	資料番号	内容
10. 水防		
	10-1	水防本部組織
	10-2	水防団の組織及び管轄区域
	10-3	水防信号及び標識
	10-4	水防に関する通信基本系統図
	10-5	市域における重要水こう門
	10-6	主要河川名及び水防倉庫位置図
	10-7	国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報とその措置
	10-8	国土交通大臣が行う水防警報とその措置
	10-9	知事が行う水防警報とその措置
	10-10	知事が行う特別警戒水位の水位到達情報の通知
	10-11	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧
	10-12	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達について
11. 自主防災組織関係		
	11-1	自主防災組織集会所及び主要防災資機材整備状況
	11-2	自主防災会（組織）の規約と任務分担
	11-3	富士市避難所運営マニュアル
	11-4	自主防災組織で備える救急薬品
	11-5	富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱
	11-6	富士市自主防災組織運営補助金交付要綱
	11-7	富士市生け垣作り補助金交付要綱
	11-8	富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱
	11-9	富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱
	11-10	富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱
	11-11	富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱
	11-12	富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付要綱
	11-13	富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱
	11-14	富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付要綱
	11-15	市域内の高校
	11-16	児童生徒数一覧表
	11-17	静岡県LPガス協会富士地区会会員名簿
	11-18	地区防災計画策定地区一覧
12. 災害救助法関連		
	12-1	災害救助法適用基準
	12-2	災害救助法による救助の程度、方法、期間、限度額等
	12-3	富士市災害弔慰金の支給等に関する条例
	12-4	富士市災害弔慰金及び見舞金支給要領
	12-5	災害被災時における寄附金及び義援金募集事務実施要領
	12-6	災害義援金配分委員会設置要領
13. 自衛隊関連		
	13-1	自衛隊等支援要請様式
	13-2	自衛隊緊急連絡先一覧
	13-3	自衛隊派遣部隊受入施設
	13-4	防災ヘリポート設定状況
	13-5	ヘリポートの具備すべき条件
	13-6	公共建物番号標示一覧
14. その他		
	14-1	静岡県地震対策推進条例
	14-2	関係機関等一覧表

1 . 組織

富士市防災会議条例

〔昭和42年3月31日
条例第6号〕

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富士市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

第 5 条 会長は、会務を総理する。

第 6 条 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

第 7 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県の知事の部門の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長並びに水防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認めたる者
- 第 8 条 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の定数は、それぞれ若干人とする。
- 第 9 条 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 第 10 条 前項の委員は、再任されることができる。
- (専 門 委 員)
- 第 11 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 第 12 条 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 第 13 条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (議 事 等)

第 14 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年9月30日条例第24号抄)

(施 行 日)

第 1 条 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施工の際現に第2条の規定による改正前の富士市防災会議条例第3条第8号の規定により委嘱されている富士市防災会議の委員である者は、改正後の富士市防災会議条例第3条第8号又は第9号の規定により委嘱された富士市防災会議の委員である者とみなし、その任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

富士市防災会議運営要領

- (趣 旨)
- 第 1 条 この要領は、富士市防災会議条例（昭和42年条例第 6 号）第 5 条の規定に基づき、富士市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会議の招集)
- 第 2 条 会議は必要の都度会長が招集し、議長は会長が務める。
- 2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。
(委員の代理出席)
- 第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる
- 2 委員または、代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならぬ。
- (会議の議決)
- 第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
(専 決 処 分)
- 第 5 条 会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
(委員以外の者の出席)
- 第 6 条 会長は、会議が必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
(議 事 録)
- 第 7 条 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名しなければならない。
(庶 務)
- 第 8 条 会議の庶務は、富士市危機管理室防災危機管理課において処理する。

附 則

この要領は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

富士市防災会議委員の編成

1. 富士市防災会議 会長 富士市長
2. 富士市防災会議条例第 3 条第 5 項の委員
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長
 - 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長
 - 国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長
 - 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長
 - 海上保安庁清水海上保安部長
 - (2) 静岡県の知事の部門の職員
 - 静岡県富士土木事務所長、静岡県東部地域副局長兼東部危機管理監
 - 静岡県田子の浦港管理事務所長、静岡県富士健康福祉センター所長
 - (3) 静岡県警察の警察官
 - 富士警察署長
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - 富 士 市 副 市 長
 - ” 建設部の中から選出された者
 - ” 福祉部の中から選出された者
 - ” 保健部の中から選出された者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長並びに水防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - 東海旅客鉄道静岡支社富士保線区長、東京電力パワーグリッド(株)富士支社長、
 - 中部電力パワーグリッド(株)清水営業所長、西日本電信電話(株)静岡支店長、
 - 静岡ガス(株)東部導管ネットワークセンター長、岳南電車(株)取締役社長、
 - (一社) 静岡県トラック協会富士分室長、(一社) 富士市医師会会長、
 - (一社) 静岡県トラックス協会富士地区長、(一社) 静岡県バス協会理事、
 - (公社) 静岡県看護協会富士地区支部長
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - 富士市町内会連合会長
 - 常葉大学社会環境学部の中から選出された者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者
 - 富士商工会議所会頭
 - 富士市建設業組合組合長
 - 富士市災害ボランティア連絡会の中から選出された者
 - 富士コミュニティエフエム放送局の中から選出された者
 - 富士市障害者自立支援協議会の中から選出された者
 - 富士商工会議所女性会長
 - 富士市 P T A 連絡協議会副会長

富士市災害対策本部条例

○富士市災害対策本部組織規程

〔昭和41年11月1日
条例第31号〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、富士市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部 の 設 置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第34号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

昭和48年9月20日

訓令乙第6号

〔注〕平成5年から改正経過を注記した。

改正 昭和48年10月31日訓令乙第8号

昭和49年8月16日訓令乙第13号

昭和52年6月20日訓令乙第7号

昭和52年8月20日訓令乙第10号

昭和53年4月28日訓令乙第16号

昭和53年6月27日訓令乙第21号

昭和55年6月25日訓令乙第12号

昭和56年5月14日訓令乙第5号

昭和57年5月7日訓令乙第9号

昭和58年3月25日訓令乙第6号

昭和59年3月29日訓令乙第3号

昭和59年5月15日訓令乙第7号

昭和59年6月29日訓令乙第8号

昭和60年5月7日訓令乙第4号

昭和63年7月15日訓令乙第7号

平成元年3月28日訓令乙第4号

平成2年3月30日訓令乙第1号

平成3年3月28日訓令乙第4号

平成4年3月26日訓令乙第3号

平成5年3月26日訓令乙第2号

平成6年3月25日訓令乙第2号

平成7年3月24日訓令乙第5号

平成8年3月25日訓令乙第1号

平成8年5月24日訓令乙第6号

平成8年8月30日訓令乙第8号

平成10年3月24日訓令乙第3号

平成11年3月24日訓令乙第2号

平成12年3月24日訓令乙第8号

平成13年3月26日訓令乙第4号

平成14年3月25日訓令乙第8号
 平成15年3月26日訓令乙第8号
 平成16年3月23日訓令乙第8号
 平成17年3月31日訓令乙第2号
 平成18年3月28日訓令乙第4号
 平成19年3月28日訓令乙第4号
 平成20年3月31日訓令乙第7号
 平成20年10月31日訓令乙第10号
 平成21年3月26日訓令乙第3号
 平成23年3月29日訓令乙第2号
 平成23年9月16日訓令乙第6号
 平成24年3月30日訓令乙第4号
 平成25年3月29日訓令乙第6号
 平成26年6月6日訓令乙第4号
 平成28年3月30日訓令乙第5号
 平成29年3月30日訓令乙第9号
 平成30年3月30日訓令乙第10号
 平成31年3月29日訓令乙第6号
 令和2年3月26日訓令乙第4号
 令和3年4月26日訓令乙第6号
 令和4年3月30日訓令乙第8号
 令和5年3月31日訓令乙第15号

(目的) 第1条 この規程は、富士市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部に、別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(一部改正〔平成19年訓令乙4号・29年9号〕)

(本部長)

第4条 本部に、本部長として、本部付、部長、副部長及び班員を置く。

2 本部付、部長及び班長（各地区班長を除く。）は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長の任命は、前項に定めるもののほか、本部長が定める富士市災害対策本部長名簿によるものとする。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号・令和3年6号〕)

(職務)

第5条 前条第1項に規定する各職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部付は、上司を補佐する。
- (2) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部長を指揮監督する。
- (3) 部付は、部長を補佐する。
- (4) 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について、所属本部長を指揮監督し、その処理に当たる。
- (5) 副班長は、班長を補佐する。
- (6) 班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号・令和3年6号〕)

(本部の開設及び閉鎖)

第6条 本部長は、本部の設置を必要と認めるときは、富士市地域防災計画の定めるところにより本部を設置する。

2 本部が設置されたときは、本部室を富士市消防防災庁舎災害対策本部室に置く。ただし、災害の状況により本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。

3 本部室に「富士市災害対策本部」の表示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部長を配置する。

5 本部長は、予想される災害の危険がなくなつたとき又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

6 本部長は、本部を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(一部改正〔平成13年訓令乙4号・29年9号〕)

(本部会議)

第7条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため必要に応じて本部会議を招集する。

2 本部会議は、副本部長、本部付及び部長をもって構成する。

3 部長は、それぞれの分掌事務に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 部長が不在のときは、あらかじめ部長の指名した代理者が出席するものとする。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

(配備体制)

第8条 本部開設前における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都度市長が決定する。

種別	配備基準	配備要員
事前配備体制	(1) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。 (2) 軽微な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、本部を設置するに至らないとき。 (3) その他特に市長が当該配備を必要と認めるとき。	防災危機管理課、農政課、道路維持課、河川課その他必要に応じて配備する課に所属するABCの各災害配備要員のうち市長が指名する要員
災害警戒配備体制	(1) 災害が発生するおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 (2) その他特に市長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備A要員のうち市長が指名する要員

2 本部開設時における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。

種別	配備基準	配備要員
本部第1次配備体制	(1) 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度5弱の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備A要員その他本部長が指名する要員
本部第2次配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度5強の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備A要員及びB要員その他本部長が指名する要員
本部第3次配備体制	(1) 大規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生し	災害配備要員全員

	たとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。
3 災害配備要員の区分は、次の表に定めるところによる。	
区分	職
A	部長、部付、班長、副班長及び班員（市長が必要と認める者に限る。）
B	地区班を除く全て班員（災害配備A要員に区分される班員以外の班員で市長が必要と認める者に限る。）
	地区班
C	班員
	災害配備A要員及びB要員に区分される班員以外の班員

4 病気等により加療中の者、妊娠中の者及び所属の長があらかじめ配備することが困難と認められた者については、第1項及び第2項に規定する配備要員から除く。

(平成28年訓令乙6号)、一部改正〔平成29年訓令乙6号・29年9号・令和3年6号〕

(本部員の心構え)

第9条 本部長の発する指令並びに各部長及び各班長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの本部宛ての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に緊急な場合を除き、記録を励行し、伝達及び受理の確実を期さなければならない。

2 本部員は、本部の行う応急救助、災害復旧等の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に応対しなければならない。

3 本部員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせないよう徹に注意しなければならない。

4 本部員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月31日訓令乙第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和49年8月16日訓令乙第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月20日訓令乙第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

- 附 則 (昭和52年8月20日訓令乙第10号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和53年4月28日訓令乙第16号)
この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。
- 附 則 (昭和53年6月27日訓令乙第20号)
この訓令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和55年6月25日訓令乙第12号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和56年5月14日訓令乙第5号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和57年5月7日訓令乙第9号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和58年3月25日訓令乙第6号)
この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和59年3月29日訓令乙第3号)
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和59年5月15日訓令乙第7号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和59年6月29日訓令乙第8号)
この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。
- 附 則 (昭和60年5月7日訓令乙第4号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (昭和63年7月15日訓令乙第7号)
この訓令は、昭和63年8月8日から施行する。
- 附 則 (平成元年3月28日訓令乙第4号)
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成2年3月30日訓令乙第1号)
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成3年3月28日訓令乙第4号)
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成4年3月26日訓令乙第3号)
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成5年3月26日訓令乙第2号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成6年3月25日訓令乙第2号)
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成7年3月24日訓令乙第5号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成8年3月25日訓令乙第1号)
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成8年5月24日訓令乙第6号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (平成8年8月30日訓令乙第8号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (平成10年3月24日訓令乙第3号)
この訓令は、平成10年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成11年3月24日訓令乙第2号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成12年3月24日訓令乙第8号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成13年3月26日訓令乙第4号)
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成14年3月25日訓令乙第8号)
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成15年3月26日訓令乙第8号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (平成16年3月23日訓令乙第8号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年3月31日訓令乙第2号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年3月28日訓令乙第4号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成19年3月28日訓令乙第4号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成20年3月31日訓令乙第7号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日訓令乙第10号)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日訓令乙第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日訓令乙第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月16日訓令乙第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令乙第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令乙第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月6日訓令乙第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日訓令乙第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日訓令乙第9号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令乙第10号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令乙第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日訓令乙第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月26日訓令乙第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日訓令乙第8号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令乙第15号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第4条関係)

(全部改正〔平成29年訓令乙9号〕、一部改正〔平成30年訓令乙10号・31年6号・令和2年4号・3年6号・4年8号〕)

富士市災害対策本部組織及び分掌事務

本部長		市長	
副本部長		副市長	
本部付			
部名	部長() は部付	班名	班長
総括部	危機管理 監	総括班	防災危機管 理課長
			副班長 及び班員
			分掌事務
			(1) 災害対策本部の設置及び運営に関するこ と。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 本部長の命令伝達に関すること。 (4) 災害情報の対応部班の決定に関すること。 (5) 県への状況報告に関すること。 (6) 自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に 関すること。 (7) 部内各班及び他部との連絡調整に関するこ と。
		情報班	企画課長
			別に指名 する職員
			(1) 災害情報等の受付、整理及び分析に関する こと。 (2) 通信手段の確保に関すること。 (3) 気象情報等の掌握に関すること。 (4) 避難情報等の伝達に関すること。 (5) 安否情報の収集、整理、照会及び回答に関 すること。
		広報班	シティプロ モーション 課長
			別に指名 する職員
			(1) 市民への情報提供に関すること。 (2) 報道機関への対応に関すること。 (3) 災害記録に関すること。
総務部	総務部長	受援班	市長戦略課 長
			別に指名 する職員
			(1) 国、県、協定締結団体等への応援要請及び 連絡調整に関すること。 (2) 応援職員等の受援調整に関すること。 (3) 応援職員等の受入れに関すること。

資料1-5

			(4) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
渉外班	秘書課長	別に指名する職員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 国及び県の関係者その他外来者の応接及び災害地視察に関すること。
動員班	人事課長	別に指名する職員	(1) 職員の参集状況の把握に関すること。 (2) 職員の動員調整に関すること。 (3) 職員の勤務に関すること。 (4) 職員の給食に関すること。 (5) 職員の安否情報に関すること。 (6) 職員の健康管理に関すること。
システム班	デジタル推進室長	別に指名する職員	(1) 情報通信回線の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (2) 情報システムの被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (3) 情報機器等の仮設に関すること。 (4) 情報システム提供事業者との連絡調整に関すること。
財政部長	財政課長	別に指名する職員	(1) 災害対策についての予算措置に関すること。 (2) 経理に関すること。 (3) 義援金及び寄附金の受入れ及び保管に関すること。 (4) 工事請負、物品購入等の契約に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	管財班	資産経営課長	別に指名する職員
			(1) 来庁者等への情報伝達並びに来庁者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 車両の配車及び燃料確保に関すること。 (3) 庁舎の被害調査及び応急復旧措置に関すること。
	住家調査班	資産税課長	別に指名する職員
			(1) 住家被害認定調査の実施に関すること。

資料1-5

市民部	市民部長	地区支援班	まちづくり課長	する職員	(2) 住家被害の認定に関すること。
				別に指名する職員	(1) 地区班との連絡等に関すること。 (2) 避難所運営状況の掌握に関すること。 (3) 避難所運営の体制整備の調整に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		ボランティア調整班	市民活躍・男女共同参画課長	別に指名する職員	(1) 災害ボランティア本部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時の男女共同参画に関すること。 (3) 外国人への情報提供その他の支援に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。
				別に指名する職員	(1) 災害時における戸籍事務等の処理に関すること。 (2) 遺体の埋火葬に関すること。 (3) 総合窓口の設置及び運営に関すること。 (4) 防災証明書（火災に係るものを除く。）の発行に関すること。 (5) 安否不明者に係る住民情報の収集及び整理に関すること。 (6) 災害に係る市民相談業務に関すること。 (7) 施設への情報伝達に関すること。 (8) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (9) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。
				市民窓口班	(10) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。

保健部	保健部長	支援に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関するこ と。
保健部	保健部長	別)に指名 する職員
保健部	保健部長	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用 者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 施設利用者等の安否情報の収集及び報告に 関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関する こと。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関す ること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関するこ と。
保健部	保健部長	保健医療課 長
保健部	保健部長	(1) 医療救護計画に関すること。 (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する 救急医療体制の維持及び救護所等への出動の 要請に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 救護所等への保健師等の派遣に関するこ と。 (5) 医療の実施に係る実費弁償及び損害補償に 関すること。 (6) 避難者の健康管理に関すること。 (7) 医薬品供給協力店への要請及び連絡調整に 関すること。 (8) 県との連絡調整に関すること。 (9) 施設への情報伝達に関すること。 (10) 部内各班及び他部との連絡調整に関する こと。
施設班	施設の長	別)に指名 する職員
施設班	施設の長	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用 者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 施設利用者等の安否情報の収集及び報告に 関すること。

環境部	環境部長	(3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関する こと。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関す ること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関するこ と。
環境部	環境部長	衛生班
環境部	環境部長	廃棄物対策 課長
環境部	環境部長	別)に指名 する職員
環境部	環境部長	(1) ごみの収集運搬計画に関すること。 (2) し尿の収集運搬に関すること。 (3) がれきの処理に関すること。 (4) 仮設便所に関すること。 (5) 防疫に関すること。 (6) 被災動物救護に関すること。 (7) 施設への情報伝達に関すること。 (8) 施設班及び他部との連絡調整に関するこ と。
環境部	環境部長	施設班
環境部	環境部長	別)に指名 する職員
環境部	環境部長	(1) ごみの収集運搬に関すること。 (2) 施設の危険防止措置に関すること。 (3) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関する こと。
産業交流産業交流 部 部長	産業政策課 長	別)に指名 する職員
産業交流産業交流 部 部長	産業政策課 長	(1) 緊急物資等の調達及び配給に関すること。 (2) 緊急物資集積所の開設及び運営に関するこ と。 (3) 国、県等に対する緊急物資等の供給要請に 関すること。 (4) 商工会議所及び商工会との連絡調整に関す ること。 (5) 商工業の被害調査に関すること。 (6) 富士市技能職団体連絡協議会災害復旧専門 部会との連絡調整に関すること。 (7) 施設への情報伝達に関すること。 (8) 施設利用者等の安否情報の収集に関するこ と。 (9) 施設の被害調査及び危険防止措置に関する

資料1-5

建設部	建設部長 (別に指名する職員)	建設総務班	建設総務課長	別に指名する職員	(9) 上下水道班及び他部との連絡調整に関すること。 (1) 道路占用者等に対する危険な物件の除去等の指示に関すること。 (2) 土木施設及び建築施設の被害状況の取りまとめに関すること。 (3) 土木施設及び建築施設の復旧事業の統括並びに所要資材の確保に関すること。 (4) 国及び県の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 建設業者に対する協力要請に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		道路班	道路維持課長	別に指名する職員	(1) 緊急輸送路及び幹線避難路における障害物等の除去に関すること。 (2) 道路及び橋りょうの通行規制等の措置に関すること。 (3) 道路及び橋りょうの災害防止措置及び被害調査に関すること。 (4) 道路及び橋りょうの応急復旧措置に関すること。
		河川班	河川課長	別に指名する職員	(1) 主要河川施設の巡視に関すること。 (2) 河川及び水路の災害防止措置及び被害調査に関すること。 (3) 水防団との連絡調整(出動指令を含む。)に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 (6) 海岸の被害状況の掌握に関すること。 (7) 河川、水路等の応急復旧措置に関すること。

資料1-5

	事務部長	医務班	施設保全課長	別に指名する職員	(1) 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設に関すること。
医務部	施設保全課長	病院職員	病院総務課長	別に指名する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 病院職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 施設の危険防止措置に関すること。 (4) 医療救護計画に基づく医療等の実施に関すること。 (5) 緊急医療体制の維持に関すること。 (6) 医師会との連絡協調に関すること。 (7) 医療資機材等の確保に関すること。 (8) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (9) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。 (10) 他部との連絡調整に関すること。
	消防部長	指揮班	消防課長	別に指名する職員	(1) 警防本部の設置に関すること。 (2) 消防職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 災害等に係る消防部災害防衛方針の決定に関すること。 (4) 災害等に係る消防活動全般の指揮に関すること。 (5) 消防車両及び資機材の統制的運用に関すること。 (6) 応援部隊の要請及び総合調整に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 警察、自衛隊等関係機関との連携に関すること。 (9) 消防車両及び資機材の整備及び応急処置に関すること。

資料1-5

通信指令班	情報指令班長	別に指名する職員	(10) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。 (1) 初動時の災害概要の把握に関すること。 (2) 消防部隊の統制的運用に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡に関すること。 (4) 通信施設の運用、管理及び統制に関すること。 (5) 災害受信及び出動指令に関すること。 (6) 各種防災情報システムの運用に関すること。 (7) 警報等の伝達に関すること。 (8) 医療関係機関との連携に関すること。 (9) 活動状況の記録に関すること。
情報班	予防課長	別に指名する職員	(1) 火災等による被害情報の収集、集計、整理及び分析に関すること。 (2) 各種防災情報システムによる災害情報の伝達及び報告に関すること。 (3) 火災等による被害状況の記録及び保管に関すること。 (4) 火災に係るり災証明に関すること。
支援班	消防総務課長	別に指名する職員	(1) 消防団員の動員等に関すること。 (2) 消防職員等の給食等に関すること。 (3) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (4) 消防団員の安否情報に関すること。 (5) 消防団関係資機材の調達に関すること。 (6) 緊急消防援助隊との連絡調整に関すること。 (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
第1消防班	中央消防署長	別に指名する職員	(1) 警防活動方針の決定に関すること。 (2) 消防隊等の編成及び増強に関すること。 (3) 署の部隊運用に関すること。 (4) 消火、救急及び救助活動に関すること。

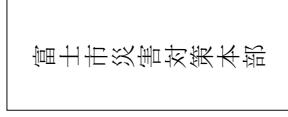
資料1-5

				(5) 火災、地震その他の災害等の防衛に関すること。 (6) 警戒区域の設定等に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 初動時の情報収集に関すること。
	第2消防班	西消防署長	別に指名する職員	(1) 警防活動方針の決定に関すること。 (2) 消防隊等の編成及び増強に関すること。 (3) 署の部隊運用に関すること。 (4) 消火、救急及び救助活動に関すること。 (5) 火災、地震その他の災害等の防衛に関すること。 (6) 警戒区域の設定等に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 初動時の情報収集に関すること。
教育部	教育次長	教育総務課長	別に指名する職員	(1) 施設への情報伝達に関すること。 (2) 施設からの報告の取りまとめに関すること。 (3) 施設の応急修理に関すること。 (4) 教科書、学用品等の給与に関すること。 (5) 学校の一時休校及び再開の調整に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 児童生徒その他の施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。

議会部	議会事務局長				(5) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
	議会班				(6) 応急教育に関すること。
	議会事務局次長				(7) 学校の一時休校及び再開に関すること。
	議会事務局職員				(8) 避難者の食事の支援に関すること。

富士市災害対策本部標識

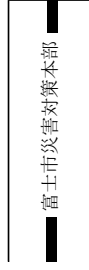
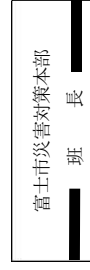
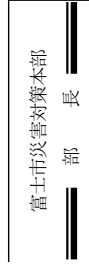
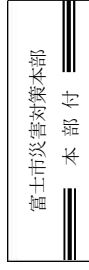
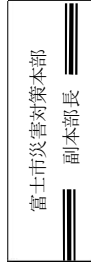
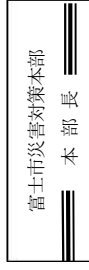
1. 本部の標示板



【参考】看板画像



2. 腕章



(班員用)

【参考】腕章画像



富士市地震災害警戒本部条例

昭和54年9月29日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和63年法律第73号)第18条第4項の規定に基づき、富士市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。))その他の職員を置く。

3 副本部長は、市の副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長から指名された副本部長がその職務を代理する。

5 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長及び教育次長
- (4) 市の消防長、消防団長及び水防団長
- (5) 市の議会事務局長
- (6) 市の上下水道部長

6 本部長は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部長以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。))は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部長を補佐する。

一部改正〔平成18年条例40号・19年26号〕

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部長及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部長がこれに当たる。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成18年12月8日条例第40号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成19年9月28日条例第26号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○富士市地震災害警戒本部組織規程

昭和55年3月29日

地震災害警戒本部訓令第1号

(注)平成5年から改正経過を注記した。

改正 昭和56年5月14日地震災害警戒本部訓令第1号

昭和57年5月7日地震災害警戒本部訓令第1号

昭和58年3月25日地震災害警戒本部訓令第1号

昭和59年3月29日地震災害警戒本部訓令第1号

昭和59年5月15日地震災害警戒本部訓令第2号

昭和59年6月29日地震災害警戒本部訓令第3号

昭和60年5月7日地震災害警戒本部訓令第1号

昭和63年7月15日地震災害警戒本部訓令第1号

平成元年3月28日地震災害警戒本部訓令第1号

平成2年3月30日地震災害警戒本部訓令第1号

平成3年3月28日地震災害警戒本部訓令第1号

平成4年3月26日地震災害警戒本部訓令第1号

平成5年3月26日地震災害警戒本部訓令第1号

平成6年3月25日地震災害警戒本部訓令第1号

平成7年3月24日地震災害警戒本部訓令第1号

平成8年3月25日地震災害警戒本部訓令第1号

平成8年5月24日地震災害警戒本部訓令第2号

平成8年8月30日地震災害警戒本部訓令第3号

平成10年3月24日地震災害警戒本部訓令第1号

平成12年3月24日地震災害警戒本部訓令第1号

平成13年3月26日地震災害警戒本部訓令第1号

平成14年3月25日地震災害警戒本部訓令第1号

平成16年3月23日地震災害警戒本部訓令第1号

平成17年3月28日地震災害警戒本部訓令第1号

平成18年3月28日地震災害警戒本部訓令第1号

平成19年3月28日地震災害警戒本部訓令第1号

平成20年3月31日地震災害警戒本部訓令第1号

平成20年10月31日地震災害警戒本部訓令第2号

平成21年3月31日地震災害警戒本部訓令第1号

平成23年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成24年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成25年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成28年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成29年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成30年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 平成31年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 令和2年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 令和3年4月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 令和4年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
 令和5年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

（一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕）

(本部員等)

第3条 警戒本部に、本部付、部長、部付、班長、副班長及び班員（以下「本部員等」という。）を置く。

2 本部付、部長及び班長（各地区班長を除く。）は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号・令和3年1号〕）

(職務)

第4条 前条に規定する各職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部付は、上司を補佐する。
- (2) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 部付は、部長を補佐する。
- (4) 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その処理に当たる。
- (5) 副班長は、班長を補佐する。
- (6) 班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

（一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号・令和3年1号〕）

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第78号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、富士市地域防災計画地震対策策編の定めるところにより警戒本部を設置する。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を富士市消防防災庁舎災害対策本部室に置く。ただし、本部長が適当と認めたとときは、他の会議室等に置くことができる。

3 本部室に「富士市地震災害警戒本部」の表示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配置する。

5 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、富士市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、警戒本部を閉鎖する。

6 本部長は、警戒本部を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

（一部改正〔平成19年地震災害警戒本部訓令甲1号・29年1号〕）

(本部会議)

第6条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じて本部会議を招集する。

2 本部会議は、副本部長、本部付及び部長をもって構成する。

3 部長は、それぞれの分掌事務に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 部長が不在のときは、あらかじめ部長の指名した代理者が出席するものとする。

（一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕）

(本部員等の心構え)

第7条 本部長の発する指令並びに各部長及び各班長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの本部宛ての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が軽易な場合を除き、記録を励行し、伝達及び受理の確実を期さなければならない。

2 本部員等は、警戒本部の行う地震防災応急対策の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に応対しなければならない。

3 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。

4 本部員等は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

（一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕）

(雑則)

第8条 富士市地震災害警戒本部条例（昭和54年富士市条例第28号）第2条第7項の規定に基づく本部職員の任命は、富士市地震災害警戒本部員等名簿によるものとする。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕)

附 則 附 則 (昭和55年4月1日から施行する。
この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
附 則 (昭和56年5月14日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (昭和57年5月7日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (昭和58年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則 (昭和59年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。
附 則 (昭和59年5月15日地震災害警戒本部訓令甲第2号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (昭和59年6月29日地震災害警戒本部訓令甲第3号)
この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。
附 則 (昭和60年5月7日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (昭和63年7月15日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、昭和63年8月8日から施行する。
附 則 (平成元年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
附 則 (平成2年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。
附 則 (平成3年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。
附 則 (平成4年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
附 則 (平成5年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 (平成6年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
附 則 (平成7年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 (平成8年5月24日地震災害警戒本部訓令甲第2号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (平成8年8月30日地震災害警戒本部訓令甲第3号)
この訓令は、公表の日から施行する。
附 則 (平成10年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成10年4月1日から適用する。
附 則 (平成12年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
附 則 (平成13年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 (平成14年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年3月23日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成19年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年10月31日地震災害警戒本部訓令甲第2号)
この訓令は、平成20年11月1日から施行する。
附 則 (平成21年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成24年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号)

- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成30年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成31年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和2年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年4月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、公表の日から施行する。
- 附 則 (令和4年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和5年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

(全部改正 [平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号]、一部改正 [平成30年地震災害警戒本部訓令甲1号・31年1号・令和2年1号・3年1号・4年1号])

富士市地震災害警戒本部組織及び分掌事務

本部長	市長		
副本部長	副市長		
本部分	教育長、市立病院長 富士警察署地域課係長 消防団長、水防団長		
部長() は部分	班名	班長 副班長 及び班員	分掌事務
総括部 危機管理 監	総括班	防災危機管理 課係長	警戒本部の設置及び運営に関すること。 本部会議に関すること。 本部長の命令伝達に関すること。 県への状況報告に関すること。

				(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (7) 地震防災応急対策の記録整理に関すること。 (8) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	情報班	企画課長	別に指名する職員	(1) 地震予知情報その他気象情報の掌握及び伝達に関すること。 (2) 防災情報等の受付、整理及び分析に関すること。 (3) 通信手段の確保に関すること。 (4) 避難情報等の伝達に関すること。 (5) 地震発生後の災害情報への対応方針に関すること。
	広報班	シティプロモーション課長	別に指名する職員	(1) 市民への情報提供に関すること。 (2) 報道機関への対応に関すること。
総務部	総務部長	市長戦略課長	別に指名する職員	(1) 国、県、協定締結団体等への応援要請の準備に関すること。 (2) 応援職員等の受入準備に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	渉外班	秘書課長	別に指名する職員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 外来者等の応接及び地震防災応急対策状況の視察に関すること。
	動員班	人事課長	別に指名する職員	(1) 職員の参集状況の把握に関すること。 (2) 職員の動員調整に関すること。 (3) 職員の勤務に関すること。 (4) 職員の給食に関すること。 (5) 職員の健康管理に関すること。

システム班	デジタル推進課長	別に指名する職員	(1) 情報通信回線の地震防災応急対策に関すること。 (2) 情報システムの地震防災応急対策に関すること。 (3) 情報機器等の仮設の準備に関すること。 (4) 情報システム提供事業者との連絡調整に関すること。
財政部長	財政課長	別に指名する職員	(1) 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 (2) 経理に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	管財班	別に指名する職員	(1) 来庁者等への情報伝達及び来庁者等の避難措置に関すること。 (2) 庁舎の地震防災応急対策に関すること。 (3) 車両の配車及び燃料確保に関すること。
	住家調査班	別に指名する職員	住家被害認定調査の準備に関すること。
市民部長	まちづくり課長	別に指名する職員	(1) 地区班との連絡等に関すること。 (2) 避難所運営状況の掌握に関すること。 (3) 避難所運営の体制整備の調整に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	ボランティア調整班	別に指名する職員	(1) 災害ボランティア本部の設置の準備に関すること。 (2) 外国人への情報提供その他の支援に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。
市民窓口班	市民課長	別に指名する職員	(1) 総合窓口の設置及び運営の準備に関すること。 (2) 地震発生後の戸籍事務等の準備に関すること。

			こと。 (3) 地震発生後の市民相談業務の準備に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 施設利用者等への情報伝達及び避難措置に関すること。 (6) 施設の地震防災応急対策に関すること。
		別に指名する職員	(1) 地区内自主防災会との連絡協議に関すること。 (2) 地区内住民への情報伝達及び避難措置に関すること。 (3) 地区内の社会的混乱状況の把握に関すること。 (4) 要配慮者の保護に関すること。 (5) 地区内の物資要請への対応に関すること。 (6) 地区内の危険とみなされる物件の除去等の指示に関すること。 (7) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。 (8) 救護所の設置及び運営の支援に関すること。 (9) 旅行者等の受入れに関すること。 (10) 防災資機材の点検及び確保に関すること。
		吉原地区班	
		伝法地区班	
		今泉地区班	
		青葉台地区班	
		吉永地区班	
		元吉原地区班	
		須津地区班	
		浮島地区班	
		原田地区班	
		富士見台地区班	
		神戸地区班	
		吉永北地区班	
		大淵地区班	
		富士駅北地区班	
		富士北地区班	
		富士駅南地区班	
		田子浦地区班	
		富士南地区班	
		岩松地区班	
		岩松北地区班	
		富士川地区班	
		松野地区班	
		鷹岡地区班	

福祉部	福祉部長	福祉総務課長	福祉総務課長	別指指名(1) 避難行動要支援者支援計画に関すること。 (2) 施設への情報伝達に関すること。 (3) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (4) 遺体措置計画に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		要配慮者支援班	高齢者支援課長	別指指名(1) 要配慮者の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所（看護学校を除く。）の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (5) 民間社会福祉施設等の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。
こども支 援部	こども未 来部長	施設班	施設の長	別指指名(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。
		こども支援班	こども未来課長	別指指名(1) 避難所における児童等の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所（看護学校に限る。）の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (5) 民間児童福祉施設等の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

保健部	保健部長	施設班	施設の長	別指指名(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
		保健課	保健医療課長	別指指名(1) 医療救護計画に関すること。 (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する救急医療体制の維持及び救護所等への出動準備の要請に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 救護所等への保健師等の派遣に関すること。 (5) 避難者の健康管理に関すること。 (6) 医薬品供給協力店への要請及び連絡調整に関すること。 (7) 県との連絡調整に関すること。 (8) 施設への情報伝達に関すること。 (9) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
環境部	環境部長	施設班	施設の長	別指指名(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
		衛生班	廃棄物対策課長	別指指名(1) ごみの収集運搬計画に関すること。 (2) し尿の収集運搬に関すること。 (3) がれきの処理に関すること。 (4) 仮設便所に関すること。 (5) 施設への情報伝達に関すること。 (6) 施設班及び他部との連絡調整に関すること。
福祉部	福祉部長	施設班	施設の長	別指指名(1) ごみの収集運搬に関すること。 (2) 施設班及び他部との連絡調整に関すること。
		環境課	環境対策課長	別指指名(1) ごみの収集運搬に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。

産業交流部	産業交流部長	商工班	産業政策課長	別に指名する職員	(1) 緊急物資等の確保及び配給の準備に関すること。 (2) 協定業者の緊急物資の備蓄量及び流通在庫量の把握に関すること。 (3) 県への緊急物資等の供給要請に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 緊急物資集積所の開設準備に関すること。 (6) 富士市技能職団体連絡協議会災害復旧専門部会に対する協力要請に関すること。 (7) 観光関係団体への情報伝達、連絡調整等に関すること。 (8) 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 (9) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
				農林班	農政課長
都市整備部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課長	別に指名する職員	(1) 復興本部の設置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
				住宅政策班	住宅政策課長

上下水道部	上下水道部長	上下水道	建築指導班	建築土地対策課長	別に指名する職員	(1) 建築物の応急補強対策及び屋内安全対策に関すること。 (2) 地震被災建築物応急危険度判定の準備に関すること。 (3) 地震被災宅地危険度判定の準備に関すること。
					上下水道	水道維持課長
上下水道部	上下水道部長	上下水道	下水道班	下水道施設維持課長	別に指名する職員	(1) 下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 (2) 下水道工事中の中断及び保安措置の指示に関すること。 (3) 地震災害応急対策用資機材の点検、確保等に関すること。 (4) 国及び県との連絡調整に関すること (5) 岳南排水路管理組合との連絡調整に関すること。 (6) 下水道施設への情報伝達に関すること。 (7) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。 (8) 公共下水道事業の経理に関すること。
					下水道班	下水道施設維持課長

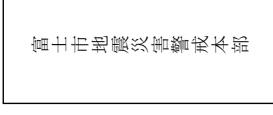
建設部	建設部長 (別に指名する職員)	建設総務班	建設総務課長	建設総務課	別に指名する職員	(9) 上水道班及び他部との連絡調整に関すること。 (1) 工事の中断及び保安措置の指示に関すること。 (2) 道路占有者等に対する危険な物件の除去等の指示に関すること。 (3) 国及び県との連絡調整に関すること。 (4) 建設業者に対する協力要請に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		道路班	道路維持課長	道路維持課	別に指名する職員	(1) 道路及び橋りょうにおける工事の中断及び保安措置の指示に関すること。 (2) 緊急輸送路及び幹線避難路における障害物の除去の指示に関すること。 (3) 地震災害応急対策用資機材の点検、確保等に関すること。
		河川班	河川課長	河川課	別に指名する職員	(1) 河川工事の中断及び保安措置の指示に関すること。 (2) 河川施設の巡視に関すること。 (3) 樋門等の点検及び操作体制の確認に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。 (6) 水防団の出動指令等に関すること。
		施設保全班	施設保全課長	施設保全課	別に指名する職員	(1) 建築工事の中断及び保安措置の指示に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策の助言に関すること。 (3) 応急仮設住宅の建設準備に関すること。
医務部	事務部長	医務班	病院職員課長	病院職員課	病院職員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。

消防部	消防長	指揮班	消防課長	消防課	別に指名する職員	(2) 病院職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (4) 医療救護計画に基づく医療の実施の準備に関すること。 (5) 緊急医療体制の確立に関すること。 (6) 医師会との連絡調整に関すること。 (7) 医療資機材等の点検及び確保に関すること。 (8) 他部との連絡調整に関すること。
					別に指名する職員	(1) 警防本部の設置に関すること。 (2) 消防職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 消防車両及び資機材の確保、整備及び配分に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		通信指令班	情報指令班長	情報指令課	別に指名する職員	(1) 警防本部の指示等の伝達に関すること。 (2) 消防隊等の配備命令に関すること。 (3) 活動状況の記録に関すること。 (4) 通信機器の確保等に関すること。 (5) 災害受信及び出動指令に関すること。
		情報班	予防課長	予防課	別に指名する職員	(1) 地震防災応急計画の実施状況の把握及び実施の指導に関すること。 (2) 情報の収集、整理及び伝達に関すること。
		支援班	消防総務課長	消防総務課	別に指名する職員	(1) 消防団員の動員等に関すること。 (2) 消防職員等の給食等に関すること。
		第1消防班	中央消防署長	中央消防署	別に指名する職員	(1) 火災の警戒及び防備に関すること。 (2) 水利の確保に関すること。 (3) 消火、救急及び救助活動の準備に関すること。

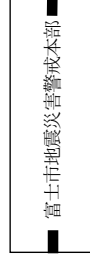
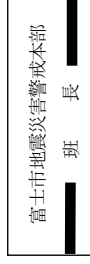
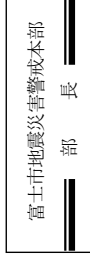
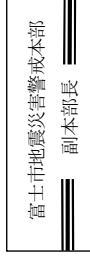
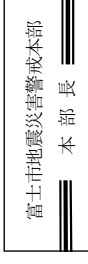
				こと。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。
	第2消防班	西消防署長	別に指名する職員	(1) 火災の警戒及び防消に関すること。 (2) 水利の確保に関すること。 (3) 消火、救急及び救助活動の準備に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。
教育部	教育次長	教育総務課長	別に指名する職員	(1) 施設への情報伝達に関すること。 (2) 施設班からの報告の取りまとめに関すること。 (3) 学校の一時休校及び再開の調整に関すること。 (4) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
			施設班	
			施設の職員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。 (4) 学校の一時休校及び再開に関すること。 (5) 避難者の食事の支援に関すること。 (6) 文化財の保護に関すること。
議会部	議会議長	議会議務局長	議会議務局職員	議会議務委員会、議員等に関すること。

富士市地震災害警戒本部標識

1. 警戒本部の標識板



2. 腕章



(班員用)

富士市地震防災対策地区担当班設置規程

〔昭和54年1月26日
訓令乙第1号〕

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)の施行により、富士市の自主防災組織を育成し、地震防災に関する情報の提供及び意見交換を図るため設置する富士市地震防災対策地区担当班(以下「地区担当班」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 務)

第 2 条 地区担当班の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織の組織づくりに関すること。
- (2) 地震防災の啓蒙活動に関すること。
- (3) 地震防災について市民との意見交換に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) その他班長が必要と認めたこと。

(組 織)

第 3 条 地区担当班は、次のとおりとする。

吉原地区班、伝法地区班、今泉地区班、神戸地区班、広見地区班、富士見台地区班、元吉原地区班、須津地区班、浮島地区班、吉永地区班、吉永北地区班、原田地区班、大淵地区班、青葉台地区班、富士駅北地区班、富士北地区班、富士駅南地区班、田子浦地区班、富士南地区班、岩松地区班、岩松北地区班、鷹岡地区班、丘地区班、天間地区班、富士川地区班、松野地区班

2 地区担当班に、班長、副班長及び班員を置く。
一部改正〔平成10年訓令乙4号・14年8号・20年11号〕

(班長及び副班長)

第 4 条 班長は、地区担当班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議への参加)

第 5 条 地区担当班は、第2条の事務を行うため、地区住民と総務部防災危機管理課との地震防災に関する会議に参加することができる。

一部改正〔平成10年訓令乙4号・17年2号〕

(情報の提供)

第 6 条 総務部防災危機管理課は、地震防災に関する資料及び情報と地区担当班に提供するものとする。

一部改正〔平成10年訓令乙4号・17年2号〕

(補 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月29日訓令乙第2号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年5月14日訓令乙第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日訓令乙第3号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年5月15日訓令乙第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日訓令乙第3号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日訓令乙第4号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日訓令乙第8号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令乙第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日訓令乙第11号)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

富士市業務継続計画

【令和 4 年 7 月改訂版】

目次

第 1 章 総論	1
1.1 業務継続計画策定の目的	1
1.2 業務継続計画策定の効果	1
1.3 業務継続計画の位置づけ	2
第 2 章 業務継続体制	3
2.1 計画の対象組織	3
2.2 業務継続計画の発動	3
2.3 情報の流れ	3
第 3 章 被害状況の想定	4
3.1 想定する危機事象の選定	4
3.2 想定事象による市内の被害状況	4
第 4 章 必要資源に関する現状と対策	6
4.1 拠点施設の代替施設	6
4.2 執務環境・必要資源等の確保	8
4.3 重要な行政データのバックアップ	9
第 5 章 職員の参集	10
5.1 職員の参集基準	10
5.2 職員の参集予測	10
第 6 章 流動体制及び受援体制	14
6.1 職員の流動体制の考え方	14
6.2 受援計画の策定	14
6.3 応援体制が必要と予測される業務	14
第 7 章 非常時優先業務の選定	15
7.1 非常時優先業務とは	15
7.2 非常時優先業務の選定基準	15
7.3 非常時優先業務の目標開始時期	16
7.4 非常時優先業務と個別目標開始時期	17
7.5 非常時優先業務のチェックリストの作成	46
第 8 章 業務継続計画の継続的な改善と今後の取り組み	47
8.1 本計画の活用・訓練等	47
8.2 本計画の改善	48
8.3 今後の取り組み	48
業務継続計画の沿革	

第 1 章 総論

1.1 業務継続計画策定の目的

大規模地震などの危機事象が発生し、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制限がある状況下において、優先すべき業務を選定するとともに、業務継続に必要な資源の確保・配分、手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等についてあらかじめ定めることにより、適切な業務執行を可能にすることを目的とし「富士市業務継続計画」を策定する。

1.2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、心急業務が増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時に優先すべき業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。また、時系列ごとの災害応急対策業務と、災害時にも継続又は優先して再開すべき通常業務を整理することにより、膨大な災害応急対策業務のためのマンパワーを確保することができ

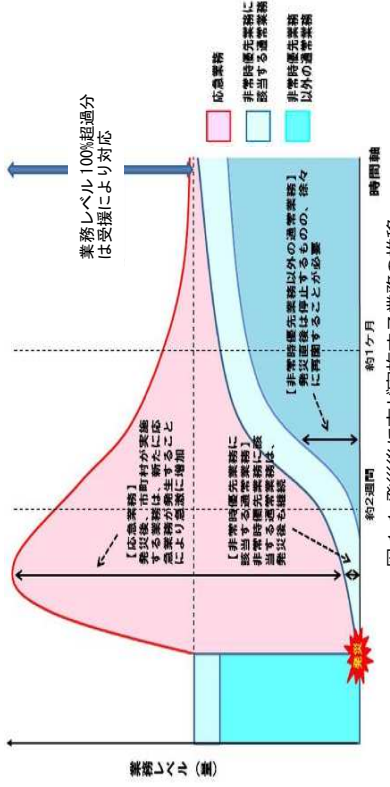


図 1-1 発災後に市が実施する業務の推移

※時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。
 (出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当))

1.3 業務継続計画の位置づけ

富士市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、富士市防災会議が策定する法定計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害予防、応急対策及び復旧・復興対策について、実施すべき事項を定めている。

一方、業務継続計画は、非常時優先業務（災害応急対策業務、早期実施すべき復旧業務、優先度の高い通常業務）を的確に実施するために、地域防災計画に定める細部計画の一つとして、本市が独自に定め、地域防災計画の実効性を担保するものである。（図1-2）

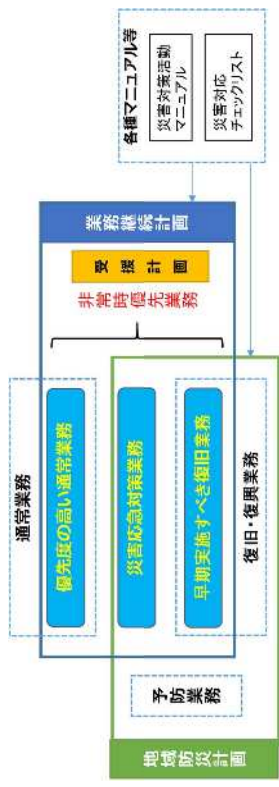


図1-2地域防災計画と業務継続計画の関係

○地域防災計画と業務継続計画の比較

策定主体	地域防災計画	業務継続計画
策定主体	富士市防災会議	富士市
計画の趣旨	災害発生時または平時から実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規程するための計画	災害発生時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする期間・時期までに実施できるようなための計画（実効性の確保）
対象業務	・災害応急対策業務（予防、応急対策、復旧・復興業務） ・各業務について「なすべきこと」を定性的に記載	・非常時優先業務（災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務） ・各業務について「何を、いつ、誰が、どうする」を定量的に記載
業務の目標開始時期	・目標開始時期の記載はない	・非常時優先業務ごとに業務の目標開始時期を定める ・目標とする時期までに必要な資源を確保する

第 2 章 業務継続体制

2.1 計画の対象組織

本計画の対象組織は「富士市役所（市長事務部局、上下水道部、病院、消防本部、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局）」とする。
 本計画は市全体の総合的視点での業務継続計画であり、各部は、それぞれ作成するマニュアルやチェックリスト等において、業務継続のために必要な事項を詳細に定めるものとする。

2.2 業務継続計画の発動

大規模な地震等の発生により、業務継続計画に基づき、非常時の業務継続体制に移行する基準について、次のように定める。

(1)発動基準

富士市地域防災計画に基づき配備体制が決定され、市災害対策本部を設置し、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

(2)発動権限者

市災害対策本部長（市長）とする。
 なお、本部長（市長）の判断を仰ぐことができないう場合には、次の順により権限を委任したものとす。

○業務継続計画発動の代行順位

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
副市長（総務部所管）	副市長	教育長	総務部長

※第 5 順位からは、富士市部設置条例に定められた部長の順とする。

(3)業務継続体制

富士市地域防災計画に定められた体制に速やかに移行する。

(4)計画の発動解除

本部長は、資源の不足等に伴う制限が改善され、安定的な市役所機能を再開することが可能な場合、業務継続計画の発動解除を宣言する。ただし、各部長は解除の宣言前であっても、応急業務の進捗状況に応じ、休止した通常業務を順次再開するものとする。

2.3 情報の処理体制

災害発生時は、住民、地区班、防災関係機関などから様々な情報が災害対策本部に入る。総括部総括班は、情報の持つ意味や現場の状況を推測し、限られた人・物を最大限に生かすことを最優先に考え、現場対応にあたる部班及び防災関係機関を決定する。(図 2-1)

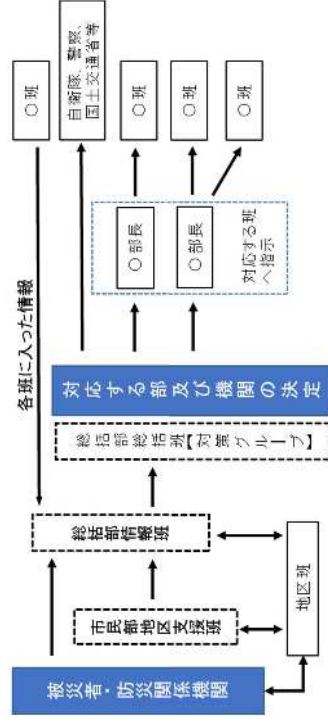


図 2-1 情報の処理体制

第 3 章 被害状況の想定

3.1 想定する危機事象の選定

想定する危機事象は、現段階では、「本庁舎が最も被害を受ける災害」を想定し、「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」とする。想定する危機事象が発生する季節や時間などの条件により、被害想定が変わるため、業務によっては最も厳しいケースが異なることがあり得る。各所属においては自らの業務に照らし、そのようなケースも想定する必要がある。

南海トラフ巨大地震（東側ケース）＝ 静岡県第 4 次地震被害想定（レベル 2）

・地震の種類：マグニチュード 9.0 程度

・市内の最大震度 6 強

・想定津波高 6m

※発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波

3.2 想定事象による市内の被害状況

(1)自然現象の想定

①地震動

推定震度	7	6強	6弱	5強以下	合計
面積 (km ²)	0.0	98.8	144.6	0.0	243.5
割合 (%)	-	40.6	59.4	-	100.0

②津波浸水面積

浸水深	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
面積 (km ²)	2.4	0.7	0.3	0.0

(2)人的被害の想定

区分	季節・時間帯	建物倒壊				合計
		うち倒壊が原因で移動不能（倒壊・陥没・下物）	津波	アリの竹垣の転倒、屋外落下物	合計	
死者 (人)	冬・深夜	50	10	90	0	140
	夏・昼	20	10	70	0	90
	冬・夕	40	10	60	0	100
重傷者 (人)	冬・深夜	400	70	20	0	420
	夏・昼	500	50	20	0	520
	冬・深夜	2,300	300	40	0	2,340
軽傷者 (人)	夏・昼	1,800	200	30	10	1,840

(3)建物被害の想定

区分	季節・時間帯	揺れ	液状化	人口密集地	津波	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失 (棟)	冬・深夜	3,800	20	10	10	40	20	3,900
	夏・昼	3,800	20	10	10	40	30	3,910
	冬・夕	3,800	20	10	10	40	2,300	6,180
半壊 (棟)	冬・深夜	12,000	90	20	200	80	0	12,390
	夏・昼	12,000	90	20	200	80	0	12,390
	冬・夕	11,000	80	20	200	80	0	11,380

(4) ライフラインの被害想定

① 上水道 (断水率、断水人口)

給水人口 (千人)	断水率 (%)			断水人口 (人)		
	直後	1日後	7日後	直後	1日後	7日後
254	100	96	53	約253,000	約243,000	約134,000
			0			0

② 下水道 (機能支障率、機能支障人口)

処理人口 (千人)	機能支障率 (%)			機能支障人口 (人)		
	直後	1日後	7日後	直後	1日後	7日後
181	6	5	3	約10,000	約9,400	約5,200
			0			0

※管路の状況が確認されるまで使用不可

③ 電力 (停電率、停電軒数)

需要家数 (軒)	停電率 (%)			停電軒数 (軒)		
	直後	1日後	4日後	直後	1日後	4日後
約143,000	89	78	3	約127,000	約111,000	約3,600
			2			約2,500

④ 通信 (固定電話 (不通回線率、不通回線数))

回線数 (回線)	不通回線率 (%)			不通回線数 (回線)		
	直後	1日後	1週間後	直後	1日後	1週間後
約50,000	89	79	4	約45,000	約39,000	約1,800

携帯電話 (停波基地局率、不通ランク)

需要家数 (戸)	停波基地局率 (%)			不通ランク		
	直後	1日後	1週間後	直後	1日後	1週間後
4	79	5	4	A	-	-

※不通ランク「A」：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。

⑤ 都市ガス (復旧対象戸数)

需要家数 (戸)	復旧対象戸数 (戸)		
	直後	1日後	1週間後
約25,000	約20,000	約20,000	約17,000
			約3,400

第 4 章 必要資源に関する現状と対策

4.1 拠点施設の代替施設

本計画においては、本部及びひ地区の防災上の拠点である、消防防災庁舎、市本庁舎及びひ地区まちづくりセンターの代替施設について以下のとおり定める。他の市所有施設については各施設で別に定める。

(1) 消防防災庁舎及び市本庁舎の状況

消防防災庁舎及び市本庁舎の耐震状況は、次のとおりである。

建物	建設年	耐震性能	構造	階数
消防防災庁舎	2001	新耐震基準	SRC	7
備考	災害対策本部を置く消防防災庁舎は免震構造であり、市有施設の中では、地震に対しては、最も被害を受けにくい建物であると言える。			
建物	建設年	耐震性能	構造	階数
市本庁舎	1970	I b (2009 年新耐震補強)	SRC	10
備考	本庁舎は、旧耐震基準 (昭和 56 年 5 月 31 日以前) により建設した建物であり、平成 20 年度から 2 ヶ年かけ耐震補強工事を施工した。耐震性能は I b であり、倒壊する可能性はないが、建築から約 50 年経過し、老朽化していることから、ある程度の被害を受けることが想定される。			

(※ I b : 耐震性能が良い建物)

・ 両庁舎とも、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域には含まれないが、洪水により潤井川で 0.7m、小潤井川で 0.9m の浸水が想定されている。

(2) 本庁舎の代替施設

現状から、市本庁舎について代替施設を設定する。本庁舎の規模を考慮した場合、複数の代替施設において、本計画に基づき優先度を付け、分散して業務を行うことが想定される。このため、新耐震基準である以下の 2 施設を候補施設として設定する。

【市本庁舎の代替施設】

建物	建設年	耐震	構造	階数	備考
富士市交流プラザ	2008	新耐震基準	RC・S	3	
富士市産業交流展示場 (ふじさんめっせ)	2008	新耐震基準	S	1	緊急物資集積場所

・ 富士市産業交流展示場 (ふじさんめっせ) は、緊急物資集積場所となることから、代替施設として使用する場所等について調整を図る必要がある。

(3) 地区まちづくりセンターの状況

地区防災拠点となる、地区まちづくりセンターの耐震状況は次のとおりである。

建物	建設年	耐震性能	構造	階数
吉原まちづくりセンター	1982	新耐震基準	RC	2
伝法まちづくりセンター	2012	新耐震基準	RC	2
今泉まちづくりセンター	1999	新耐震基準	RC	3
神戸まちづくりセンター	1995	新耐震基準	RC	2
広見まちづくりセンター	1993	新耐震基準	RC	2
青葉台まちづくりセンター	2001	新耐震基準	RC	2
富士見台まちづくりセンター	1983	新耐震基準	RC	2
元吉原まちづくりセンター	1990	新耐震基準	RC	2
須津まちづくりセンター	1991	新耐震基準	RC	2
浮島まちづくりセンター	1987	新耐震基準	RC	2
吉永まちづくりセンター	1987	新耐震基準	RC	2
吉永北まちづくりセンター	1992	新耐震基準	RC	2
原田まちづくりセンター	1985	新耐震基準	RC	2
大淵まちづくりセンター	1989	新耐震基準	RC	2
富士駅北まちづくりセンター	2014	新耐震基準	RC	2
富士北まちづくりセンター	2002	新耐震基準	RC	3
富士駅南まちづくりセンター	2015	新耐震基準	RC	2
富士南まちづくりセンター	2018	新耐震基準	RC	2
田子浦まちづくりセンター	1985	新耐震基準	RC	2
岩松まちづくりセンター	2021	新耐震基準	RC	2
岩松北まちづくりセンター	1998	新耐震基準	RC	2
鷹岡まちづくりセンター	2010	新耐震基準	RC	2
天間まちづくりセンター	1984	新耐震基準	RC	2
丘まちづくりセンター	1984	新耐震基準	RC	2
富士川まちづくりセンター	1990	新耐震基準	RC	2
松野まちづくりセンター	1998	新耐震基準	RC	2

・富士北まちづくりセンターは閻井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンターは赤淵川の家屋倒壊危険ゾーン内、岩松まちづくりセンターは富士川の浸水深が3.0mを超える。

4.2 執務環境・必要資源等の確保

本計画においては、消防防災庁舎、市本庁舎の執務環境・必要資源等の確保状況について記載する。他の市所有施設については各施設で別に定める。

(1) 執務環境の確保

現状	対策
<ul style="list-style-type: none"> 消防防災庁舎は強化ガラスを使用、本庁舎はガラスの飛散防止フィルムを貼付済み 複合プリンターやキヤベネット類は固定済み 一部の執務室ではキヤベネットの上下など高いところに書類などが置かれている 	<ul style="list-style-type: none"> 「整理・整頓活動」の推進 衛生委員会による定期点検の実施

(2) 主な資源の確保

種類	現状	対策
電力	<ul style="list-style-type: none"> 市本庁舎、消防防災庁舎は商用電力供給停止後直ちに非常用発電機が自動起動する 非常用発電機 <ul style="list-style-type: none"> ①1,000KVA、燃料タンク18,000L (両庁舎兼用) ②45KVA、燃料タンク170L ③60KVA、燃料タンク140L (②③は消防防災庁舎専用) 稼働可能時間は72時間 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の燃料の供給体制を確立する 電気使用量の大きい複合プリンターはフロア-2台に制限する その他電気機器も使用を制限する
水・食料	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽容量は、41.5t(本庁舎27.5t、消防防災庁舎14t)、停電時にも使用可能な高架水槽容量は、最大で21t(本庁舎18t、消防防災庁舎3t) 本市の想定最大避難者に必要な食料備蓄量280,000食に対し、289,450食を備蓄していることから、9,450食(約4食分)を職員用とすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 職員自身による最低3日分の水、食糧及び泊まり込みに必要な物資の備蓄を徹底する 市役所内の売店及び自動販売機の設置業者と在庫商品等の提供について協議する 市内事業者等との協定により、飲料水・食料等を確保する
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場や管路の破損状況の確認が済むまで、下水道は使用禁止 下水道が使用可能な場合のトイレの使用水については、井水槽47t(内消防防災庁舎15t)が確保されている トイレトベーパーは、常に2週間以上のストックは確保している 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道部から使用が許可されるまでは、既設便器で携帯トイレを使用する 携帯トイレ、簡易トイレの保管場所の特定及び使用方法を周知する 仮設トイレの設置場所、設置業者を特定する 手指消毒液を確保する
公用車	<ul style="list-style-type: none"> 資産経営課175台 消防車両76台 新環境クリーンセンター車両31台 上下水道部車両28台 合計310台 	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の燃料は、半分以下になったら給油することを徹底する カソリン等燃料を優先して給油できる業者を指定する 民間事業者や他自治体と協定を締結する
プリンター、消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> 複合プリンターの数は、本庁舎69台、消防防災庁舎14台、出先機関245台 用紙及びトナー、その他消耗品は各課で適時補充している 	<ul style="list-style-type: none"> 複合プリンター等は強震等で破損しないよう固定する 用紙及びトナー等は、常に1週間以上の使用可能な量を確保する

(3)災害時にもつながりやすい多様な通信及び情報伝達手段の確保

通信手段	数量	使用	現状・課題
防災行政無線電話(衛星)	2	◎	・防災危機管理課、情報指令課に各1台 ・県、全国自治体、防災関係機関との連絡用
県制トビ専用電話(衛星)	1	◎	・防災危機管理課に配置
衛星携帯電話	1	◎	・防災危機管理課に配置
携帯電話(災害時優先)	4	○	・災害時として市長1台、防災危機管理課2台、情報指令課1台所持
固定電話(災害時優先)	7	○	・受信、発信とも優先的に利用可能
固定電話(ひかり回線)	69	△	・1週間程度利用不可となる可能性あり
防災行政無線 F A X (衛星)	2	○	・防災危機管理課、情報指令課に各1台 ・県、防災関係機関との連絡用
F A X	53	△	・本庁舎46回線、消防防災庁舎7回線 ・1週間程度利用不可となる可能性あり
メール	-	△	・通信網に依存する
移動系防災行政無線	基地局 1 移動局 27	◎	・各地区まちづくりセンター、各避難所、関係機関等に配備
防災無線 M C A 無線	基地局 1 移動局 241	◎	・協定都市に配備(茨城県ひたちなか市、千葉県市川市、神奈川県茅ヶ崎市) ・常時充電 ・通信過多による輻輳が課題
デジタル簡易無線	移動局 237	○	・消防、防災危機管理課、関係各課等に配備 ・常時充電 ・通信エリアが狭い
情報伝達手段	数量	使用	現状・課題
同報無線	基地局 1 中継局 1 受信局 404	◎	・中継局は発電機、太陽光発電設備を完備、基地局・受信局(おはつてりー)により停電後72時間放送体制を確保 ・定期点検等による設備の保全
コミュニティ FM (ラジオエフ)	-	◎	・ラジオエフとの災害時応援協定締結 ・災害対策本部から割込み放送する設備を完備 ・定期点検等による設備の保全
S N S (LINE、facebook、Twitter)	-	○	・通信網に依存するが、Wi-Fiにより使用可能
緊急地震速報メール	-	△	・FUJISAN システムから、NTTdocomo、Softbank au、楽天モバイルへ配信 ・通信網に依存する
公開用 WEB サーバ	-	○	・通信網に依存するが、専用 Wi-Fi ルータにより使用可能

※「使用」欄は、大規模地震発生後の使用について、◎は直後から使用可能、○は直後から使用できる可能性が高い、△は一定期間使用不可の可能性がある、を記載。

4.3 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップに関する事項は、ICT 部門の業務継続計画<富士市>に別に取りまとめるものとする。

第 5 章 職員の参集

5.1 職員の参集基準

本部開設時における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種類等は、その都度本部長が決定する。職員は、動員命令を持つことなく、あらかじめ指定された場所に参集する。

種別	配備基準	配備要員
本部第 1 次配備体制	(1) 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 5 弱の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備 A 要員その他本部長が指名する要員
本部第 2 次配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 5 強の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備 A 要員及び B 要員その他本部長が指名する要員
本部第 3 次配備体制	(1) 大規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めるとき。	災害配備要員全員

配備基準	配備体制及び要員
南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表された場合	事前配備体制(防災危機管理課による情報収集体制)
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表された場合	警戒本部体制(災害警戒配備体制) 各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 災害配備 A 要員(施設班、地区班、消防部交代勤務除く)
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合	警戒本部体制(本部第 1 次配備体制) 災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。 災害配備 A 要員、今泉、元吉原、田子浦地区班の B 要員

5.2 職員の参集予測

(1)職員参集条件概要

災害発生時における職員の参集条件について、以下のように設定した。
地震・津波発生時においては、地震の揺れや液状化現象、津波浸水による道路損壊等により、通行不可となる区間が発生し、自動車による参集が困難であることが想定される。
また、家庭環境等による参集不能率についても、現実的な参集人員を把握するためのアンケートを行った。(令和 4 年 6 月実施)

(2) 参集アンケートの条件

災害発生当日、自宅から各自の参集場所までの参集可能時間（1 時間以内、3 時間以内、6 時間以内、12 時間以内、24 時間以内、72 時間以内、72 時間以内、72 時間経過後）を下記の条件によりアンケートを実施した。

発災条件	南海トラフ巨大地震発生時 勤務時間外（真冬の午前 5 時） 地震の予知無し
参集対象	正規職員のうち防災名簿掲載者（長期派遣・休職者は含まない） 2,711 人
参集手段	徒歩（時速 3 k m/h）自転車（10 k m/h）バイク（20 k m/h）
参集場所	一般職員：本部班員は消防防災庁舎及び市本庁舎、地区班員は各まちづくりセンター、施設班員は各施設 消防職員：各署 医療職員：中央病院
道路状況	津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所は通行不可とする

① 距離ベースの参集可能時間の算出

$$\text{参集所要時間} = \frac{\text{参集所要距離}}{\text{参集手段による速度}}$$

・設定条件では、真冬の朝 5 時に発災することとしているが、参集率がより低下する状況をあらかじめ想定しておくことが必要であることから、動員対象となる全職員が自宅から配備先まで、公共交通機関や自動車を利用せず徒歩・自転車・バイクで参集するという条件で予測を行った。

・徒歩による 1 日の最大移動距離・移動時間は、気温が低い中で徒歩により長時間移動することは困難が予想されることから、1 日の最大移動距離は 20 k m とした。

⇒以上により、距離的条件に基づく発災後の経過時間ごとの職員参集人員数（距離ベースでの参集可能人数）を算出した。

○アンケート集計結果（アンケート回収率 92%）

時間	全人数	内訳			
		消防職員	医職員	本部班 地区班	
1時間以内	1,144 人 (46%)	183 人 (60%)	196 人 (33%)	447 人 (42%)	318 人 (59%)
3時間以内	2,190 人 (88%)	284 人 (94%)	475 人 (81%)	934 人 (88%)	497 人 (92%)
6時間以内	2,391 人 (96%)	301 人 (99%)	547 人 (93%)	1,018 人 (96%)	525 人 (97%)
12時間以内	2,435 人 (98%)	301 人 (99%)	566 人 (96%)	1,034 人 (97%)	534 人 (98%)
1日以内	2,469 人 (99%)	303 人 (100%)	577 人 (98%)	1,049 人 (99%)	540 人 (99%)
3日以内	2,489 人 (99%)	303 人 (100%)	586 人 (99%)	1,058 人 (99%)	542 人 (99%)
4日以上	2,497 人 (100%)	303 人 (100%)	589 人 (100%)	1,062 人 (100%)	543 人 (100%)
合計	2,497 人	303 人	589 人	1,062 人	543 人

② 参集不能率の算出

発災直後は職員自身も被災し混乱等に巻き込まれること、また、家族の保護のため即座に参集できない者が見込まれること、発災後に職員自身や近親者が被災し死亡又は重傷となった場合は参集不可能となること等を考慮して、参集不能率(2~43%)を設定した。

参集不能率は、職員アンケートの結果を基に、発災当初は家族の保護のため 43%程度、住家の耐震不足のため 18%程度を見込むが、時間の経過と共に漸減するものとして考え、最終的に 4 日以降を 2%と見込んだ。

なお、南海トラフ巨大地震においては、富士市民の死者・重傷者が 560 人（死者 140 人、重傷者 420 人）と想定されており、これを富士市の人口約 25 万人で除した割合は、約 0.2%であることから、死傷により参集不能となる職員は僅少であると考ええる。

○アンケート集計結果（アンケート回収率 92%）

問 家族に小学生以下の子どもや、要介護者などがいて、自分が面倒をみなければならぬ

	回答者数	内訳		
		消防職員	医職員 一般職員	
はい	1,001 人 (40%)	111 人 (37%)	254 人 (43%)	636 人 (40%)
いいえ	1,496 人 (60%)	192 人 (63%)	335 人 (57%)	969 人 (60%)
合計	2,497 人	303 人	589 人	1,605 人

問 自宅が昭和 5 6 年以前の木造住宅で耐震補強が済んでいない

	回答者数	内訳		
		消防職員	医職員 一般職員	
はい	375 (15%)	32 人 (11%)	104 人 (18%)	239 人 (15%)
いいえ	2,122 (85%)	271 人 (89%)	485 人 (82%)	1,366 人 (85%)
合計	2,497 人	303 人	589 人	1,605 人

③ 参集予别人数の算出

①及び②のアンケート結果を基に、参集見込人数を次の式より算出した。

参集予别人数 = 防災名簿掲載人数 × 距離ベース × 家庭環境 × 家屋の耐震状況

一般職員 (本部班)

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	1,138人	42%	61%	84%	245人	21.5%
3時間以内	1,138人	88%	61%	84%	513人	45.1%
6時間以内	1,138人	96%	61%	84%	560人	49.2%
12時間以内	1,138人	97%	61%	84%	566人	49.7%
1日以内	1,138人	99%	61%	84%	577人	50.7%
3日以内	1,138人	99%	90%	90%	913人	80.2%
4日以上	1,138人	100%	98%	98%	1,093人	96.0%

一般職員 (地区班)

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	560人	59%	59%	87%	170人	30.3%
3時間以内	560人	92%	59%	87%	264人	47.2%
6時間以内	560人	97%	59%	87%	279人	49.8%
12時間以内	560人	98%	59%	87%	282人	50.3%
1日以内	560人	99%	59%	87%	285人	50.8%
3日以内	560人	99%	90%	90%	449人	80.2%
4日以上	560人	100%	98%	98%	538人	96.0%

医療職員

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	710人	33%	57%	82%	110人	15.4%
3時間以内	710人	81%	57%	82%	269人	37.9%
6時間以内	710人	93%	57%	82%	309人	43.5%
12時間以内	710人	96%	57%	82%	319人	44.9%
1日以内	710人	98%	57%	82%	325人	45.8%
3日以内	710人	99%	90%	90%	569人	80.2%
4日以上	710人	100%	98%	98%	682人	96.0%

消防職員

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	303人	60%	63%	89%	102人	33.6%
3時間以内	303人	94%	63%	89%	160人	52.7%
6時間以内	303人	99%	63%	89%	168人	55.5%
12時間以内	303人	99%	63%	89%	168人	55.5%
1日以内	303人	100%	63%	89%	170人	56.1%
3日以内	303人	100%	90%	90%	245人	81.0%
4日以上	303人	100%	98%	98%	291人	96.0%

第 6 章 流動体制及び受援体制

6.1 職員の流動体制の考え方

応援が必要と予想される業務については、次に掲げる順に対応するものとする。

- ① 発災後 72 時間は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響しない業務については、二次被害を防止する範囲の実施にともなう、原則、班単位の参集人員で対応するものとする。
 - ② 各班で対応できない又は先送りすることができない業務は部内調整で対応する。
 - ③ 部内で対応できない業務は、本部による部間調整で対応する。
 - ④ 本市職員で対応できない業務は、他の自治体の応援体制で対応する。
- 各班は、流動体制をとる場合の指揮調整体系や、応援元となる班や受援組織等を定めるものとし、併せて応援者に依頼する業務内容について事前に整理する。

6.2 受援計画の策定

他自治体からの応援職員や NPO・ボランティア等の受け入れについては、受け入れる人数や期間を考慮のうえ、受け入れ施設の確保など行内で調整する必要がある。業務継続計画の下位計画として「富士市災害時受援計画」を策定し、応援の受け入れに関する具体的な流れについて取りまとめを行うものとする。

6.3 応援体制が必要と予想される業務

各班の災害時の分掌事務、業務の開始時期、必要人員数、協働する団体等を考慮した上で、人員が不足し、他からの応援が必要と予想される業務については、富士市災害時受援計画にて定めることとする。

第 7 章 非常時優先業務の選定

7.1 非常時優先業務とは

大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（図 7-1）。発生後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

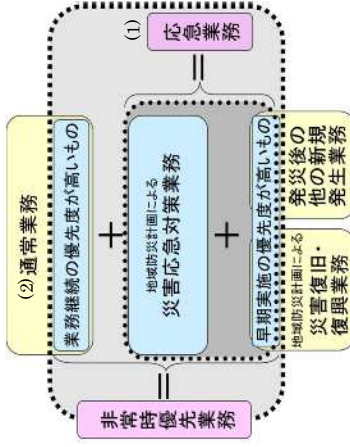


図 7-1 非常時優先業務のイメージ

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当)）

7.2 非常時優先業務の選定基準

(1) 対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。本計画においては、非常時優先業務の選定対象期間を「発災 1 か月以内」とする。

(2) 業務継続の基本方針

- ア. 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護するため、地域防災計画に位置づけられた災害応急対策業務を最優先する。
- イ. 発生から 72 時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置くこととなるため、市民生活、災害拠点等の施設の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- ウ. 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持に係る重要度をもって判断する。
- エ. 市の公共施設は、原則として利用を休止する。ただし、避難所等の災害応急対策業務で使用する場合を除く。
- オ. イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- カ. 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施するべき業務を対象とする。
- キ. 優先度の高い通常業務は、応急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

7.3 非常時優先業務の目標開始時期

(1) 災害応急対策業務

富士市災害対策本部組織規程に定められた、各部及び班で実施する分掌事務について、目標開始時期を定める。261 業務の内、3 時間以内が約 5 割となり、職員の参集予測も考慮しながら、随時見直しを行うものとする。

開始時間区分	災害応急対策業務	
	業務数	割合 (累計)
A 3時間以内	136	52.1% (52.1%)
B 24時間以内	72	27.6% (79.7%)
C 3日以内	20	7.7% (87.4%)
D 1週間以内	16	6.1% (93.5%)
E 2週間以内	13	5.0% (98.5%)
F 1ヶ月以内	4	1.5% (100.0%)
合計	261	100.0%

(2) 非常時優先通常業務

業務継続の基本方針に基づき、発災 1 か月以内に再開する必要がある、優先度の高い通常業務について、各課で選定し目標開始時期を定める。行政組織の変更があった場合には、随時見直しを行うものとする。

開始時間区分	通常業務	
	業務数	割合 (累計)
A 3時間以内	15	1.5% (1.5%)
B 24時間以内	14	1.4% (2.9%)
C 3日以内	21	2.1% (5.0%)
D 1週間以内	33	3.3% (8.2%)
E 2週間以内	43	4.3% (12.5%)
F 1ヶ月以内	78	7.7% (20.3%)
休止	803	79.7% (100.0%)
合計	1,007	100.0%

7.4 非常時優先業務と個別目標開始時期

(1) 災害応急対策業務

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【総括部】								
総括班	災害対策本部の設置及び運営に関すること	A						
	本部会議に関すること	A						
	本部長の命令伝達に関すること	A						
	災害情報の対応部班の決定に関すること	A						
	県への状況報告に関すること	A						
情報班	自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること	B						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
	災害情報の受付、整理及び分析に関すること	A						
	通信手段の確保に関すること	A						
	気象情報等の掌握に関すること	A						
広報班	避難情報等の伝達に関すること	A						
	安否情報の収集、整理、照会及び回答に関すること	A						
	市民への情報提供に関すること	A						
	報道機関への対応に関すること	A						
	災害記録に関すること	C						
【総務部】								
受援班	国、県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整に関すること	B						
	応援職員等の受援調整に関すること	D						
	応援職員等の受入れに関すること	B						
渉外班	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
	本部長及び副本部長の秘書に関すること	A						
	国及び県の関係者その他外來者の応接及び災害地視察に関すること	D						
動員班	職員の参集状況の把握に関すること	A						
	職員の動員調整に関すること	B						
	職員の勤務に関すること	B						
	職員の給食に関すること	C						
	職員の安否情報に関すること	C						
システム班	職員の健康管理に関すること	B						
	情報通信回線の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	情報システムの被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	情報機器等の仮設に関すること	B						
	情報システム提供事業者との連絡調整に関すること	B						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【財政部】							
財政班	災害対策についての予算措置に関すること	D					
	経理に関すること	E					
	義援金及び寄附金の受入れ及び保管に関すること	C					
	工事請負、物品購入等の契約に関すること	E					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
管財班	来庁者等への情報伝達並びに来庁者等の避難措置及び保護に関すること	A					
	車両の配車及び燃料確保に関すること	A					
	庁舎の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
	住家被害認定調査の実施に関すること	B					
	住家被害の認定に関すること	E					
【市民部】							
地区支援班	地区班との連絡等に関すること	A					
	避難所運営状況の掌握に関すること	B					
	避難所運営の体制整備の調整に関すること	C					
	外国人への情報提供その他の支援に関すること	B					
	施設への情報伝達に関すること	B					
ボランティア調整班	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	B					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
	災害ボランティア本部の設置及び運営に関すること	C					
	施設への情報伝達に関すること	B					
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	B					
市民窓口班	災害時における戸籍事務等の処理に関すること	A					
	遺体の埋火葬に関すること	A					
	総合窓口の設置、運営に関すること	B					
	り災証明書(火災に係るものは除く)の発行に関すること	E					
	安否不明者に係る住民情報の収集及び整理に関すること	B					

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
地区班	地区内自主防災会との連絡協調に関する事	A						
	地区内住民への情報伝達及び避難措置に関する事	A						
	要配慮者の保護に関する事	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関する事	A						
	救護所の設置及び運営の支援に関する事	A						
	旅行者等の保護に関する事	B						
	地区内の危険とみなされる物件の除去等に関する事	B						
	地区内の災害状況の把握及び報告に関する事	A						
	地区内住民の安否情報の収集及び報告に関する事	A						
	住家被害認定調査の実施に関する事	D						
【福祉部】	地区内の物資要請への対応に関する事	C						
	被災者の生活状況の把握及び報告に関する事	C						
	災害救助法に基づく事務の締結に関する事	D						
	避難行動要支援者支援計画に関する事	A						
	遗体措置計画に関する事	B						
	日本赤十字社との連絡調整に関する事	B						
	被災者生活再建支援制度等に関する事	E						
	災害弔慰金の給付に関する事	F						
	義援金の配分に関する事	F						
	施設への情報伝達に関する事	A						
福祉総務班	所管施設の被害状況の把握及び支援に関する事	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関する事	B						
	要配慮者の相談及び支援に関する事	B						
	福祉避難所の開設及び運営に関する事	B						
	施設への情報伝達に関する事	A						
	所管施設の被害状況の把握及び支援に関する事	A						
	民間社会福祉施設等の被害状況の把握及び支援に関する事	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関する事	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関する事	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関する事	A						
施設班	施設の被害報告及び応急修理の要請に関する事	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【こども支援部】	避難所における児童等の相談及び支援に関する事	B						
	福祉避難所（看護学校に限る）の開設及び運営に関する事	B						
	施設への情報伝達に関する事	A						
	所管施設の被害状況の把握及び支援に関する事	A						
	民間児童福祉施設等の被害状況の把握及び支援に関する事	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関する事	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関する事	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関する事	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関する事	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関する事	A						
【保健部】	医療救護計画に関する事	事前						
	医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する救急医療体制の維持並びに救護所等への出動の要請に関する事	A						
	救護所の設置及び運営に関する事	A						
	救護所等への保健師等の派遣に関する事	A						
	医療の実施に係る実費弁償及び損害賠償に関する事	E						
	避難者の健康管理に関する事	D						
	医薬品供給力店への要請及び連絡調整に関する事	A						
	県との連絡調整に関する事	B						
	施設への情報伝達に関する事	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関する事	B						
保健班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関する事	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関する事	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関する事	A						
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関する事	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関する事	B						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【環境部】							
衛生班	ごみの収集運搬計画に関すること	B					
	し尿の収集運搬に関すること	A					
	がれきの処理に関すること	C					
	仮設便所に関すること	A					
	防疫に関すること	C					
	被災動物救護に関すること	F					
施設班	施設への情報伝達に関すること	A					
	施設班及び他部との連絡調整に関すること	B					
	ごみの収集運搬に関すること	C					
施設班	施設の危険防止措置に関すること	A					
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
【産業交流部】							
商工班	施設への情報伝達に関すること	A					
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A					
	施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A					
	緊急物資等の調達、配給及びあつ旋に関すること	B					
	緊急物資集積所の開設及び運営に関すること	B					
	観光関係団体への情報伝達、連絡調整等に関すること	A					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
	国、県等に対する緊急物資等の供給要請に関すること	C					
	商工会議所及び商工会との連絡調整に関すること	B					
	商工業の被害調査に関すること	B					
	富士市技能継団体連絡協議会災害復旧専門部会との連絡調整に関すること	D					
	漁業協同組合との連絡調整に関すること	C					
	水産業関係の被害の調査及び取りまとめに関すること	C					
水産業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること	E						
農林業土木施設の被害調査並びに支障となる倒木の除去等応急復旧措置に関すること	A						
農業協同組合との連絡調整に関すること	C						
農林業関係の被害の調査及び取りまとめに関すること	C						
農林業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること	E						
死亡獣畜処理に関すること	E						
施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【都市整備部】							
都市計画班	復興本部の設置及び復興方針の策定に関すること	C					
	建築基準法に基づく建築制限区域の指定に関すること	E					
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
	市営住宅の被害調査及び危険防止措置に関すること	A					
	応急仮設住宅の同居及び管理に関すること	B					
住宅政策班	住宅再建支援に関すること	F					
	被災住宅の応急修理に関すること	D					
	地震被災建築物応急危険度判定に関すること	A					
建築指導班	被災度区分判定と災害復旧の相談に関すること	E					
	被災住宅の応急修理に関すること	B					
	被災住宅の応急修理に関すること	B					
【上下水道部】							
上水道班	上水道施設への情報伝達に関すること	A					
	上水道施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
	国及び県との連絡調整に関すること	B					
	日本水道協会に対する応接要請及び受入れに関すること	A					
	指定給水工事業者に対する協力要請に関すること	B					
	応急給水計画に関すること	B					
	配水池の水量確保に関すること	A					
	家庭等における給水施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	D					
	簡易水道組合等に対する応急復旧の技術援助に関すること	D					
	水道事業の経理に関すること	E					
	簡易水道組合との連絡調整及び応急給水の協力要請に関すること	B					
	下水道施設への情報伝達に関すること	A					
	国及び県との連絡調整に関すること	B					
岳南排水路管理組合との連絡調整に関すること	C						
協定締結団体等に対する応接要請及び受入れに関すること	D						
公共下水道事業の経理に関すること	B						
上水道班及び他部との連絡調整に関すること	B						
下水道施設等の被害調査及び応急復旧措置に関すること	B						
施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること	A						
下水道施設等の応急運転に関すること	C						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【建設部】							
建設総務班	道路占用户等に対する危険な物件の除去等の指示に関するこ と	B					
	土木施設及び建築施設の被害状況の取りまとめに関すること	A					
	土木施設及び建築施設の復旧事業の統括並びに所要資材の確 保に関すること	B					
	国及び県の関係機関との連絡調整に関すること	A					
	建設業者に対する協力要請に関すること	B					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
	緊急輸送路及び幹線道路における障害物等の除去の指示に 関すること	A					
	道路及び橋りょうの通行規制等の措置に関すること	B					
	道路及び橋りょうの災害防止措置並びに被害調査に関す ること	B					
	道路及び橋りょうの応急復旧措置に関すること	B					
河川班	主要河川施設の巡視に関すること	A					
	河川及び水路の災害防止措置並びに被害調査に関すること	A					
	水防団との連絡調整（出動指令を含む）に関すること	A					
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること	A					
	崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること	A					
	海岸の被害状況の掌握に関すること	B					
	河川、水路等の応急復旧措置に関すること	B					
	公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること	A					
	応急仮設住宅の建設に関すること	B					
【医務部】							
施設保全班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及 び保護に関すること	A					
	病院職員の参集状況の把握に関すること	A					
	施設の危険防止措置に関すること	B					
	医療救護計画に基づく医療等の実施に関すること	B					
	緊急医療体制の維持に関すること	A					
	医師会との連絡協議に関すること	B					
	医療資機材等の確保に関すること	B					
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	B					
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A					
	他部との連絡調整に関すること	B					

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【消防部】							
指揮班	警防本部の設置に関すること	A					
	消防職員の参集状況の把握に関すること	A					
	災害等に係る消防部災害防衛方針の決定に関すること	A					
	災害等の消防活動全般の指揮に関すること	A					
	消防車両及び資機材の統制的運用に関すること	A					
	応援部隊の要請及び総合調整に関すること	A					
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること	A					
	警察、自衛隊等関係機関との連携に関すること	A					
	消防車両及び資機材の整備及び応急処置に関すること	A					
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B					
通信指令班	初動時の災害概要の把握に関すること	A					
	消防部隊の統制的運用に関すること	A					
	関係機関との情報連絡に関すること	A					
	通信施設の運用、管理及び統制に関すること	A					
	災害受信及び出動指令に関すること	A					
	各種防災情報システムの運用に関すること	A					
	警報等の伝達に関すること	A					
	医療関係機関との連携に関すること	A					
	活動状況の記録に関すること	A					
	火災等による被害情報の収集、集計、整理及び分析に関する こと	A					
情報班	各種防災情報システムによる災害情報の伝達及び報告に関す ること	A					
	火災等による被害状況の記録及び保管に関すること	A					
	火災に係る被災証明に関すること	E					
	消防団員の動員等に関すること	A					
	消防職員等の給食等に関すること	A					
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A					
	消防団員の安否情報に関すること	A					
	消防団関係資機材の調達に関すること	A					
	緊急消防援助隊との連絡調整に関すること	A					
	関係機関との連絡調整に関すること	D					

部班名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
第一・第二 消防班	警防活動方針の決定に関する事	A					
	消防隊等の編成及び増強に関する事	A					
	署の部隊運用に関する事	A					
	消火、救急及び救助活動に関する事	A					
	火災、地震その他の災害等の防衛に関する事	A					
	警戒区域の設定等に関する事	A					
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関する事	A					
	初動時の情報収集に関する事	A					
【教育部】							
教育総務班	施設への情報伝達に関する事	A					
	施設班からの報告の取りまとめに関する事	A					
	施設の応急修理に関する事	B					
	教科書、学用品等の給与に関する事	D					
	学校の一時休校及び再開の調整に関する事	A					
	部内各班及び他部との連絡調整に関する事	B					
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関する事	A					
	児童生徒その他の施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関する事	A					
	施設の被害調査及び危険防止措置に関する事	B					
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関する事	B					
施設班	指定避難所の開設及び運営支援に関する事	A					
	応急教育に関する事	D					
	学校の一時休校及び再開に関する事	D					
	避難者の食事の支援に関する事	D					
	議会、議員等に関する事	A					
【議会部】							

(2)非常時優先通常業務

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【市長公室】							
市長戦略課	なし						
秘書課	市長・副市長秘書事業 ・市長、副市長日程の調整、随行、欠席行事の対応 ・市長、副市長からの指示事項に関する各部課との連絡調整	A					
【危機管理室】							
防災危機管理課	なし						
【総務部】							
企画課	なし						
行政総務課	なし						
総務課	市議会調整事業 ・市議会の招集 ・議案のとりまとめ、議案書の作製 公印管理事業 ・公印の適正管理及び保管	F					
	庁内印刷事業 ・庁内、一部出先機関の印刷製本業務の集中管理 郵便物收受・文書配布事業 ・庁内、一部出先機関の郵便物の收受発送	C					
	安全衛生管理事業 ・職員の健康状態チェック、健康相談・メンタル相談 ・職場の労働安全衛生	D					
	職員給与支給事業 ・例月給与の支給（時間外勤務等の実績手当を除く）	D					
	人材活用事業 ・会計年度任用職員等の任免（人的支援に関する部分）	D					
人事課	市政広報事業 ・ウェブサイトの管理運営 ・広報紙、コミュニティFM放送による市政情報の提供 ・映像での情報発信	E					
	広聴事業 ・市長への手紙や陳情・要望等を通じて市民の意見を収集し、市政に反映（災害関係以外） 電話交換事業 ・電話交換業務	F					
	シティプロモーション課						
	デジタル推進課	なし					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【財政部】							
	市債管理事業						
財政課	・起債計画の協議及び同意申請 ・市債の借入、償還	F					
	土地開発公社支援事業						
	・資金調達 ・借入、償還	F					
	市有財産整備事業						
	・全国市有物件災害共済会(建物共済)の加入及び請求手続き 庁舎管理事業	B					
資産総監課	・市庁舎及び消防防災庁舎等の清掃、設備管理、警備等の運営 ・市庁舎及び消防防災庁舎等の修繕や設備の保守点検等の施設管理	B					
	公用車管理事業						
	・車両の配車(点検・整備の実施、保険料、重量税等の支出含む)	B					
契約検査課	なし						
	税務事務管理調整事業						
収納課	・被災者の状況にあわせた納期の延長等適切な措置	D					
	税証明等交付事業						
	・被災者の復興に向け必要とされる税証明の交付	D					
	市税収納管理事業						
	・金融機関等で納付され市金庫へ納入された市税、及び口座振替により納入された市税を精査し、歳入として確定	D					
	・過誤納金の還付・充当						
	・口座振替申請の受付処理、各種通知の発送	F					
市民税課	なし						
資産税課	なし						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【市民部】							
	地域自治振興事業						
まちづくり課	・認可地縁団体証明書の発行	F					
	女性の社会参加・自立支援事業						
	・女性のための相談	B					
	地域国際化事業						
	・国際交流ラウンジの運営	B					
	防犯まちづくり事業						
	・防犯まちづくりの啓発活動	F					
	交通安全団体支援事業						
	交通安全指導員の活動・派遣等人事管理	F					
	市民相談事業						
	・市民相談の実施	C					
	斎場運営事業						
	・斎場の運営管理及び施設維持管理	A					
	戸籍住民基本台帳事業						
	・理・火葬の許可	C					
	・戸籍届出書記載指導						
	・住民基本台帳の整備・記録(住民基本台帳ネットワークシステムを含む)	D					
	・戸籍法及び住民基本台帳法に基づく届出の受付						
	・犯歴に関する事務						
	・外国人住民の異動に関する事務						
	ワンストップ総合窓口事業						
	・市民のライフイベントに対応する各課窓口業務の一元化可能な事務	D					
	・個人番号カードを利用した証明書自動交付サービスの提供						
市民課	戸籍簿・附票作成管理事業						
	・戸籍・涉外戸籍届書の審査、受付、戸籍作成し各届書を市町村及び法務局に送付、涉外戸籍届書及び除籍簿の保存						
	・住基法に基づき附票作成及び住所記載	D					
	・届出及び通知により戸籍の附票を記載(入力)						
	・外国人を含む住民の要望に対し法の適用に関する通則法、戸籍法に基づき各届書の記載及び添付書類について指導						
	・関係法に基づき届書による人口動態調査票作成及び相統税法 58 条の帳票の作成						
	旅券交付事業						
	・旅券の申請受付及び交付	D					
文化スポーツ課	なし						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【福祉部】							
福祉総務課	なし						
	介護予防支援事業						
	・要支援1・2と認定された者の予防プランの作成						
	老人保護事業						
	・在宅介護等に関する総合的な相談、在宅サービスの調整・指導等在宅高齢者の生活支援						
	・身寄りのない低所得の高齢者の施設への収容						
	・介護未認定のわたり高齢者等の一時的な施設への入所措置						
	・虐待を受けている高齢者や居住環境が劣悪な状況にある高齢者の施設への緊急保護措置						
	高齢者等あんしん生活支援事業						
	・年金制度に加入できなかった15.4.1以前生まれの外国人で無年金の高齢者への手当の支給						
高齢者支援課	要介護高齢者等支援事業						
	・医療機関への通院が困難な高齢者の送迎に対する支援						
	介護予防・日常生活支援総合事業						
	・要支援者等の状態にあった介護予防・生活支援サービスの提供						
	地域包括ケア推進事業						
	・地域包括支援センターを運営し、高齢者の抱える様々な問題解決への支援						
	地域自立支援事業						
	・介護用品支給事業等介護者を抱える家族への支援						
	・成年後見制度利用支援事業等高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるための支援						
	被保険者資格喪失管理事業						
	・被保険者の資格取得と転入・転出・死亡等の異動による取得喪失に伴う処理						
	・被保険者台帳の管理及び65歳到達者等への被保険者証の交付						
介護保険課	介護保険料賦課徴収事業						
	・保険料を適正に賦課算定し保険料段階別に管理						
	・転入・転出・死亡等の異動に伴う賦課更正						
	・年額保険料決定後、納付書等を被保険者に発送						
	・保険料日計処理、納付状況、還付処理等の管理						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
	介護保険給付事業						
	・国保連合会への給付費支払						
	・サービス受給者の利用状況の把握						
	・高額介護サービス費・住宅改修費・福祉用具購入費に対する保険給付費の支給						
	・保険給付費に係る負担金等交付申請						
	低所得者利用者負担軽減事業						
	・障害者自立支援法でホームヘルプサービス利用負担額が0円だった者への利用者負担の助成						
	・低所得で生計が困難である者が社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担の補助						
介護保険課	要介護認定事業						
	・認定申請書の受理						
	・認定申請に基づく主治医意見書の依頼、回収						
	・認定申請に基づく調査						
	・審査会を運営し、要介護度を認定						
	・介護認定の有効期限前に更新申請の案内を通知						
	・主治医意見書の回収状況の把握						
	生活保護事業						
	・生活保護法に基づく適正な支援						
生活支援課	中国残留邦人支援事業						
	・生活支援給付制度に基づく支援						
	障害者地域生活支援事業						
	・ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、医療機関での機能訓練や、通所による日中の介護及び創作的活動・生産活動の機会を提供による在宅生活の支援						
	・地域活動センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業や生活サポート事業等在宅障害者の地域生活支援						
	・日中活動系サービスの場の充実等障害児（者）の地域生活支援						
	・児童発達支援、放課後等デイサービスによる障害児の療育の場の提供						
障害福祉課	障害者用具給付等事業						
	・車いす、義足等補装具の給付及び修理費用の給付						
	・特殊ヘッドやストマ装具等日常生活用具の給付						
	障害者地域生活安全事業						
	・緊急通報システム、紙おむつ支給、タワシ利用助成や災害情報関連機器等在宅の障害児（者）へのサービス提供						
	障害者手当給付事業						
	・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、富士市重症心身障害者等介護手当の支給						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
障害福祉課	障害者医療費等助成事業						
	・重度障害者への医療費の助成 ・経済的に医療費の支払いが困難な者への貸付 ・身体障害者（児）への医療費の助成 ・精神病院に入院している精神障害者への医療費の助成 ・60～65歳の身体障害者手帳3,4級の一部対象者への医療費の助成	E					
	障害者施設支援事業						
	・施設入所に関する支援	A					
	障害者就労等訓練事業						
	・市が設置するグループホームの指定管理による運営 ・身体リハビリテーション・社会的リハビリテーションの実施 ・一般企業の雇用に向けた移行支援 ・雇用に基づく就労機会の提供 ・一般企業の雇用に向けた支援 ・一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供 ・OJTの実施・雇用形態への移行支援 ・専任コーディネーターの配置等障害者機能パワーアップ事業の実施	A					
	障害者手帳交付事業						
	・療育手帳の申請受付・交付 ・精神保健福祉手帳の申請受付・交付 ・身体障害者手帳の申請受付・発行・交付	E					
	障害支援区分認定等事業						
	・障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じた障害支援区分の認定 ・国保連への審査、支払事務	F E					
障害者福祉相談事業							
・基幹相談支援センターによる障害者等の相談、情報提供助言等の支援 ・障害者の地域移行、地域定着の支援 ・知的、身体、精神障害者相談員による相談、助言等の支援 ・精神保健福祉士による相談等の支援 ・障害者の虐待防止のための啓発活動 ・虐待を受けた障害者や保護者等に対する支援 ・障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発、研修 ・障害者等への対応に関する相談等の支援	F E						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
障害福祉課	ふじやま学園運営事業						
	・発達段階に合わせた生活支援 ・行動記録・日誌による日々の行動の記録	A D					
	ふじやま学園給食事業						
	・ふじやま学園児及び職員に対し、朝食、夕食（休校日は朝食、昼食、夕食）を提供 ・食材の手配下ごしらえ及び調理、配膳	B D					
	ふじやま学園健康管理事業						
	・清潔・衛生的な環境を整え、感染症等を予防 ・児童の体調の管理、把握し、状況に応じて通院 ・毎日の授業の管理、授業後の状況把握 ・保険証、受診券の管理及び健康記録整理 ・嘱託医師との連絡、調整	A D					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【こども未来部】							
こども未来課	妊婦・子育て相談事業 ・妊娠・子育てに関する相談、助言等 妊産婦支援事業						
	母子健康手帳の交付 ・産婦健康診査費補助、新生児聴覚スクリーニング検査費補助						
保育幼稚園課	保育園等入園事務事業 ・保育園、認定こども園及び地域型保育事業の入園に関する事務						
	市立保育園等運営事業 ・市立保育園、認定こども園の運営（拠点圏に限る） 保育園等給食管理事業						
こども家庭課	園児への給食の提供（拠点圏に限る）						
	妊婦・子育て相談事業 ・妊娠・子育てに関する相談、助言等 妊産婦支援事業						
子育て給付課	母子健康手帳の交付 ・産婦健康診査費補助、新生児聴覚スクリーニング検査費補助						
	ひとり親家庭等給付事業 ・母子寡婦福祉資金貸付の受付、ひとり親家庭等の就労支援に関する給付						
子育て給付課	こども医療費助成事業 ・こども医療費の助成 児童手当支給事業						
	児童手当支給事業 ・児童手当の支給 児童扶養手当支給事業						
こども発達センター	ひとり親家庭等医療費助成事業 ・ひとり親家庭等医療費の助成 未熟児養育医療事業						
	未熟児養育医療費の助成 みはら園運営事業 ・児童、保護者への支援						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【保健部】							
保健医療課	公費補償給付支給事業 ・公害健康被害認定審査会の運営 ・公害病認定患者の身分、等級決定に関する検査及び審査 ・診療報酬審査会の運営 ・補償給付の支出						
	特定感染症対策事業 ・関係機関との連絡調整及び情報収集 ・市民に対する感染予防等の啓発（避難所等における感染症対策）						
保健医療課	指定難病等対策事業 ・小児慢性特定疾病/児童日常生活用具の給付 ・難病患者介護家族リフレッシュ事業の実施 ・指定難病等患者療養扶助費の支給						
	救急医療事業 ・救急医療センターの運営・施設管理 ・産婦人科・眼科・耳鼻科の一次救急医療（在宅輪番）の実施 ・二次救急医療の実施 ・休日救急歯科医療の実施						
健康政策課	保健総合情報システム管理運営事業 ・保健総合システムの管理運営						
	予防接種推進事業 ・各種予防接種の予防票発行 ・予防接種の実施（BCG集団接種）						
地域保健課	乳幼児健康診査事業 ・4,10か月児健康診査の受診票発行 ・1歳6か月児健康診査の受診票発行						
	母子訪問指導事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業						
国保年金課	国保保険給付事業 ・静岡県国民健康保険団体連合会を介し保険者負担分を医療機関に支出						
	国保資格管理事業 ・被保険者証の再発行、資格確認 ・一部負担金の減免等の申請受付						
国保年金課	静岡県後期高齢者医療広域連合連携事業 ・後期高齢者医療被保険者の異動、所得、申請受付業務等に関する情報の静岡県後期高齢者医療広域連合との連携						

部 課 名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
看護専門学 校	看護教育事業						
	・国家試験学習に関する指導 ・学科及び臨床実習の評価 (災害発生時期により開始時期変動)	F					
	・年間の講義・実習・行事・長期休暇等に関する計画の立案 ・看護技術の習得に関する講義と学内実習 臨床実習での指導 ・学習、学生の生活全般の指導 ・講師との講義日程・試験の調整 ・実習施設との連絡調整	F					
	看護専門学校運営管理事業						
看護専門学 校	・学生募集の企画・運営 ・入学試験の企画・運営 ・国家試験に係る受験申請等の支援 (災害発生時期により開始時期変動)	F					
	・就職情報の提供及び管理 ・講師の委嘱事務 ・講師の謝金支払い事務 ・既卒、在校生の各種証明書を発行 ・学生からの諸届の受理、管理	F					
	・学校長公印の適正管理及び保管	C					

部 課 名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【環境部】	動物愛護事業						
	環境総務課						
	・犬の登録、注射済票の交付 森林園圃事業 ・墓園の运营管理 大気汚染・悪臭対策事業	F					
	環境保全課						
環境保全課	・空間放射線量の常時監視 最終処分場跡地適正管理事業 ・御所船、狐久保の最終処分場の管理 不法投棄対策事業	D					
	不法投棄対策事業	F					
	・不法投棄物及び放置自動車等の片付け・撤去の推進 新環境クリーンセンタープラント運営管理事業	F					
	新環境クリーンセンタープラント運営管理事業	B					
環境保全課	・一般廃棄物の適正な焼却処理 新環境クリーンセンター焼却灰等資源化促進事業 ・焼却灰等の資源化 家庭系一般廃棄物指導収集事業 ・家庭系一般廃棄物の収集 資源化促進事業	C					
	資源化促進事業	E					
	・びん、ペットボトル、かん、金属、プラスチック製容器包 装等の収集 最終処分事業	E					
	最終処分事業	E					
新環境ク リーンセ ンター	・廃棄物処理法に基づく焼却灰・埋立てごみの最終処分及び管 理	E					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【産業交流部】							
産業政策課	中小企業金融支援事業						
	・市内中小企業者の資金調達を支援 地域産業支援センター事業	F					
	地域産業支援センターを運営し、市内中小企業の経営等を支援	F					
	雇用対策事業						
	・内職相談、労働相談	F					
	勤労者福利厚生助成事業						
商業労働課	・勤労者福祉サービスセンター補助金を交付し、中小企業で働く会員の健康管理や福利厚生事業を促進	F					
	勤労者融資事業						
	・住宅資金の利子補給金の交付 ・教育資金、くらしの資金の利子補給金の交付	F					
	高齢者就業センター運営管理事業						
交流観光課	・高齢者の就業を支援する施設の提供	F					
	高齢者就業センター運営管理事業						
農政課	・シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の生きがい対策としての福祉事業や、就労給付などの事業を支援	F					
	畜産振興事業						
林政課	・家畜伝染性疾病の予防	E					
	土地改良区計画推進事業						
	・事業計画の策定、事業採択の申請	F					
	なし						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
【都市整備部】							
都市計画課	都市計画管理事業						
	・都市計画法第53条に基づく許可 ・公有地の拡大の推進に関する法律第4条・第5条に基づく届出・申出への対応 ・都市再生特別措置法に基づく届出	F					
	自主運行バス等運行事業						
	・コミュニティ交通の運行	E					
建築士地対策課	開発等許可事業						
	・都市計画法に基づく開発行為及び建築の許可	F					
みどりの課	プロジェクト「TOKAI-0」事業						
	・道路沿いのプロック併等に関する相談 建築確認申請・検査等事業	D					
市街地整備課	・建築に関する全般的な相談	F					
	なし						
住宅政策課	土地区画整理完了地区管理事業						
	・土地区画整理事業に関する証明等発行	F					
新富士駅前整備課	第二東名IC周辺地区土地区画整理事業						
	・土地区画整理法第76条に基づく許可 ・仮換地証明の発行	F					
新富士駅前整備課	市営住宅運営管理事業						
	・市営住宅の入居者管理に関すること ・市営住宅退去事務	A					
	新富士駅前地区整備推進事業						
	・土地区画整理法第76条に基づく許可 ・仮換地証明の発行	F					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間							
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内	
【上下水道部】									
	上下水道管理事務事業								
	・公印の適正管理及び保管								
	水道事業予算編成事業								
	・公営企業会計システムの全体的な管理、システム業者との連携								
	・例月給与の支給（時間外手当等の実績手当てを除く）								
	・起債計画の協議及び同意申請								
	・企業債の借入、償還								
	公共下水道事業予算編成事業								
上下水道経営課	・公営企業会計システムの全体的な管理、システム業者との連携								
	・例月給与の支給（時間外手当等の実績手当てを除く）								
	・起債計画の協議及び同意申請								
	・企業債の借入、償還								
	上下水道事業出納管理事務事業								
	・文書の収受・発送・保管								
	・支出負担行為として、適正、必要な書類が作成されているか確認								
	・収入に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認								
	・支出に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認								
	公用車管理事務事業								
	・車両の管理、整備								
	・全国市有物件災害共済会（自動車共済）の加入及び請求手続き								
上下水道営業課	水道料金賦課・収納事業								
	・公印の適正管理及び保管								
	水洗化促進事業								
	・下水道台帳図の交付及び手数料の徴収								
	・地域公会堂の公共下水道接続工事費の助成								
	・公共下水道接続工事費の融資あっ旋								
水道工務課	なし								

部課名	業務内容	業務開始時期・期間							
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内	
	水道水質検査事業								
	・原水及び浄水の水質検査分析を委託し検収及び調査								
	水道施設維持管理事務事業								
	・施設の巡視、点検及び委託業務の監理・検収								
	・取水施設の点検、工事の発注								
	・浄水装置の点検、工事の発注・監理及び委託業務の監理・検収								
	・送水施設の点検、工事の発注・監理及び委託業務の監理・検収								
	・無線の管理、整備								
	なし								
下水道建設課	下水道特定施設・除雪施設監理事業								
	・特定施設、除雪施設の届出の受理、審査								
下水道施設維持課	下水道排水設備工事適正化事業								
	・排水設備確認申請が法令等に適合しているか確認及び完了検査の実施								
	クリーンセンターききよう運転管理業務								
	・プラント設備の点検								
	・包括業務委託に関する管理・監督・指導								
	・汚泥処分計画の策定・実施								
	・プラント設備の工事・修繕								
	・放流水の水質分析								
	中野台下水処理施設事業								
	・プラント設備の点検								
	・包括業務委託に関する管理・監督・指導								
	・適正な水処理の確認								
	・汚泥運搬計画を策定・実施								
	・プラント設備の工事・修繕等								
	・放流水の水質分析								
	処理区域内の排水設備の審査と完了検査（システムへのデータ入力含む）								
	浄化槽設置促進事業								
	・浄化槽設置費補助金交付に関する事務（設置届含む）								
	浄化槽台帳の管理								
【建設部】									
	建設総務課								
	なし								
	道路整備課								
	なし								
	道路維持課								
	なし								
	河川課								
	なし								
	施設保全課								
	なし								

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【中央病院】								
病院経営課	中央病院会計出納管理事業 ・公印（企業出納印）の適正管理及び保管 ・資金計画の策定	C						
	中央病院運営事業 ・病院事業の運営管理、調整	A						
	中央病院事務管理事業 ・車両の維持運行管理 ・病院職員への事務連絡、情報提供 ・病院公印の適正管理及び保管	A B C						
	中央病院給与支給事務事業 ・職員の勤務状況の管理 ・例月給与及び期末・勤労手当等の支給	F						
	中央病院職員福利厚生事業 ・県市町村職員共済組合に関する各種手続 ・臨時職員の社会保険・雇用保険加入脱退手続	F						
	中央病院安全衛生管理事業 ・職員の公務・労働災害補償に関する各種手続	E						
病院総務課	中央病院環境整備事業 ・患者給食業務の実施 ・医療機器の保守契約、修理 ・医療機器以外の設備、備品の修理 ・院内清掃業務の実施 ・警備、駐車場、電話交換及び休日・夜間等時間外業務の実施 ・院内洗濯業務の実施 ・検体検査業務の実施 ・廃棄物の処分	B C E						
	中央病院院内保育所運営事業 ・院内保育所の運営	C						
	中央病院施設管理事業 ・院内建築設備機器の運転及び管理 ・建物、構造物、付帯施設及び建物等付帯設備の点検及び維持修繕 ・建物等付帯設備の保守契約及び監視 ・電気、ガス、水道、下水道設備の点検及び管理 ・医療ガス設備の点検及び管理	A B						
	中央病院市有財産管理事業 ・診療材料等の購入管理	C						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
	中央病院窓口事業 ・新来・再来患者の受付、基本情報を登録・変更及び患者情報 用紙、診察券などの作成 ・通院、入院、医療費、診断書など証明書の受付、発行	E						
	中央病院外国人患者対応事業 ・診療などの際の外国語通訳	E						
医事課	中央病院診療報酬請求事業 ・一部負担金、自己負担金、使用料などの算定及び請求 ・入院・退院の登録 ・診療報酬明細書の作成、保険者への請求 ・医療費未収金の管理、催告及び徴収	E						
	中央病院情報システム管理事業 ・システム障害発生時のメーカーとの連絡、調整及び適切な 保守体制の確保	B						
地域医療連 携センター	中央病院患者相談窓口事業 ・「総合相談センター」の運営	E						
【消防本部】								
	消防施策等策定推進事業 ・消防の基本的施策の企画立案、消防体制の確立 ・組織の構築	E						
消防総務課	消防本部総務事務事業 ・公印の適正管理及び保管 ・文書及び物件の収受並びに発送、図書の管理 消防本部福利厚生・研修事業 ・消防職員の公務災害補償に関する各種手続	C E F						
薬防課	なし 気象観測・情報伝達事業 ・天候・風向・風速・温度・湿度・雨量及び気圧の観測 ・気象官署から発表される気象情報の収集 救急医療機関情報連絡事業 ・医療機関との緊密な情報交換	A						
情報指令課	消防通信施設管理事業 ・通信施設の維持管理 情報指令運用事業 ・災害活動上必要な支援情報を収集し、出動隊に伝達	A						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
予防課	火災調査事業						
	・火災調査 ・消防署から提出された火災報告の確認、国・県へ報告	E					
教育総務課	危険物製造所等設置事業						
	・危険物製造所等の変更許可、仮貯蔵及び仮取扱いの申請に関する手続き ・危険物製造所等の変更許可に係る完成検査に関する手続き	B					
【教育委員会事務局】	教育行政事業						
	・教育委員会公印の通正管理及び保管	C					
教育総務課	小中学校維持改修事業						
	・突発的な工事を伴う比較的大掛かりな設備維持補修及び大規模改修	E					
教育総務課	小中学校施設管理事業						
	・学校施設を維持管理していく法定点検及び簡易な修繕	E					
教育総務課	職員給与支給事業						
	・例月給与の支給（時間外勤務等の実績手当を除く）	F					
教育総務課	小中学校教職員人事管理事業						
	・児童生徒教実態調査、把握 ・教職員の公務災害補償に関する各種手続き ・教職員校務用パソコン運用管理	E					
教育総務課	生き方支援事業						
	・生徒指導 ・学習支援事業	D					
教育総務課	「特別支援教育」充実事業						
	・発達障害に関する支援 ・外国人児童生徒に関する調査・支援等 ・就学支援専門相談員、特別支援学級・特別支援教育サポート員、特別支援教育学習相談員の人事管理	D					
教育総務課	施設管理						
	・施設設備の維持管理・法定点検 ・施設設備の維持修繕 ・校舎内外の清掃	E					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内
学務課	児童・生徒・教職員健康対策事業						
	・災害共済給付制度に基づく医療費等の給付 学校給食運営事業	F					
学務課	給食備品の修繕 調理員の保固検査 施設の衛生管理害虫の駆除	E					
	学校区管理事業	F					
社会教育課	・居住地による該当校の指定及び転校手続 ・指定校変更・区域外通学の許可事務	E					
	なし						
青少年相談センター	青少年相談事業						
	・悩みや不安を持つ青少年・保護者、不登校や問題行動の児童生徒を持つ保護者の面接相談 ・悩みや不安を持つ青少年の電話相談 ・不登校児童生徒の適応指導教室を開所し目標達成を支援 子ども・若者育成支援事業	F					
文化財課	・若者相談窓口の運営 文化財保護調査事業	F					
	・指定文化財等の被害状況確認	E					
博物館	なし						
	なし						
中央図書館	高等学校教育推進事業						
	・パソコン等ICT機器の保守 ・探究学習及びキャリア教育に関する生徒研修	F					
富士市立高等学校	高等学校運営管理事業						
	・入学式、卒業式、入学者選抜試験等学校行事 ・既卒・在校生の諸証明の交付 ・教職員、臨時職員の庶務及び福利厚生業務	F					
富士市立高等学校	高等学校施設管理事業						
	・施設設備の維持管理・法定点検 ・施設設備の維持修繕 ・校舎内外の清掃	F					

部課名	業務内容	業務開始時期・期間					
		A	B	C	D	E	F
		区分	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内
【行政委員会等】							
会計室	歳計・歳計外現金出納保管事業						
	・歳計・歳計外現金に係る支出命令等の集計、執行、整理、保管並びに調定、調定命令等の執行、整理、保管	D					
	・会計管理者印の適正管理及び保管	C					
議会事務局	収入支出事務審査事業						
	・支出負担行為として、適正、必要な書類が作成されているか確認	D					
	・収入に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認 ・支出に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認						
選挙管理委員会事務局	議会総務事務事業						
	・議長公印の適正管理及び保管	C					
	選挙管理委員会総務事務事業						
農業委員会事務局	・委員会を開催し、告示すべき議案等の審議、決定						
	・委員長印、委員会の印、富士市長選挙・富士市議会議員選挙の選挙長印等の適正管理及び保管	C					
	・選挙及び選挙人名簿の登録、抹消に係る告示	F					
農業者委員会事務局	選挙人名簿調製事業						
	・選挙時及び定められた期日で選挙人名簿を調製	F					
	なし						
監査委員会事務局	なし						
	なし						

7.5 非常時優先業務のチェックリストの作成
本計画で非常時優先業務として位置づけられた、各業務についてチェックリストを作成する。

これは、業務を実施するために、何を必要があるかを洗い出し、平時に講じておくべきことや、災害対応のフェーズ（時系列）ごとに、どのような段階で業務を進めれば、達成できるかを洗い出しリスト化するものである。

○非常時優先業務チェックリストのイメージ

業務番号	業務内容/活動内容	いつ						誰が	協働する団体等
		平時	3h	24h	72h	1w	2w		
1	災害対策本部の設置に関すること								
1-1	災害対策本部設置訓練を実施	○						危機管理担当	国、県、防災県警機関
1-2	職員参加基準の周知を徹底	○						危機管理担当	
1-3	本部会議の公開・非公開等マスコミ対応を実施	○						危機管理担当、広報担当	
1-4	参事人員の確認を実施				○			総括班、動員班	
1-5	安否確認メールの配信				○			総括班	
1-6	第1回本部会議を収録				○			総括班	
1-7	関係機関へ災害対策本部会議へ参加要請を実施				○			総括班	国、県、防災県警機関

(1)災害応急対策業務

災害応急対策業務は、チェックリストで明らかとなった業務について、タイムラインで整理し、班→部→全体の業務の見える化を図る。これにより、部を超えた連携をとりやすくし、災害時に必要に応じて、避難所運営支援、要配慮者支援、生活再建支援等のプロジェクトチームを設置し、連携させながら推進することにより、被災者支援の充実に図る。
また、各部署で作成済みの災害対応マニュアルと整合を図り、随時改定を行う。

(2)非常時優先通常業務

非常時優先通常業務は、チェックリストに合わせて、業務の実施手順等を別途取りまとめ、所属内で共有を図る。非常時優先通常業務の再開にどうしても必要な人員を地区区画から引き上げる時期について明確にする。また、これまでに作成した危機管理マニュアルとの整合を図る。

第 8 章 業務継続計画の継続的な改善と今後の取り組み

8.1 本計画の活用・訓練の実施

業務継続計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。各職員においては、本人及び家族の生命・身体の安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

○研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内 容	対 象	頻度 (時期)
BCP 研修会	・業務継続計画の趣旨、各部署の非常時優先業務やチェックリストによる業務の確認	全職員	毎年 1 回程度
災害対策本部運営訓練	・各班マニュアルの実施手順の確認 ・チェックリストを活用した状況付与型図上訓練	全職員	毎年 1 回程度
避難消防訓練	・避難誘導訓練(職員、来庁者)及び消防訓練(消火設備確認、通報)	本庁舎、消防防災庁舎の職員	毎年 1 回程度
情報伝達訓練	・事前に日時を公表せず職員防災メールを用いた安否確認の実施 ・災害時の情報伝達手段の再確認 ・各班における初動対応の確認	全職員	毎年 1 回程度
無線通信訓練	・MCA 無線設置施設との定期的な通信訓練 ・各地区班と避難所及び救護所設置予定施設との通信訓練	MCA 無線及び行政無線設置施設	月 2 回 + 防災訓練時
非常用発電機の上げ訓練	・非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎管理担当	毎年 1 回程度
県との連携訓練	・他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	毎年 1 回程度

8.2 本計画の改善

本計画は、策定して終わりというものではない。PDCA サイクルの実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し・改定を繰り返していくことが重要である。(図 8-1)

訓練では、非常時優先業務のチェックリストを活用するなどして、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点を元に、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。

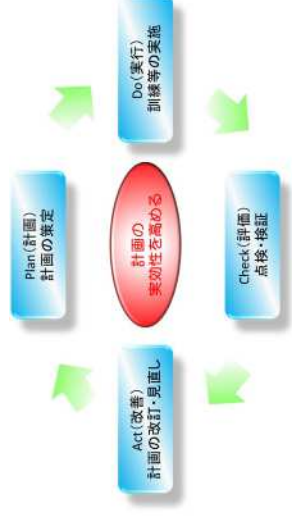


図 8-1 PDCA サイクルによる継続的改善

(出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当))

8.3 今後の取り組み

(1) 関係機関等との連携について

非常時優先業務を実施するために必要な関係機関、事業者等との連携体制の強化に向けて次のような取り組みを行う。

- ① 指定管理者に対し、業務継続計画の策定を要請する。
- ② 本計画で定めた非常時優先通常業務の実施にあたり、必要となるサービス等を業者に発注している場合、非常時においても当該サービス等の提供を中断しない対策を働きかける。
- ③ 本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、災害発生後に新たに発生する応急業務に必要な資源の確保のため、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(2) 市民に対する啓発

本計画の内容について、市民に対して情報提供を行うことで、災害時の市の業務執行体制について理解を求めめる。併せて、市が非常時優先業務を迅速に遂行することにより、災害からの早期復旧へつなげることを啓発する。

富士市業務継続計画 沿革

平成 2 9 年 4 月	富士市業務継続計画	作成
平成 3 0 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
平成 3 1 年 4 月	富士市災害時受援計画	作成
令和 元 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 2 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 3 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 4 年 7 月	富士市業務継続計画	修正

富士市災害時受援計画

富士市

目次

第1章 災害時受援計画の概要----- 1

1 本計画策定の目的----- 1

2 本計画の位置づけ----- 1

3 本計画の適用----- 1

4 本市の受援体制----- 2

第2章 人的支援----- 3

1 人的支援の種類----- 3

2 支援が必要と予想される業務----- 5

3 支援に関する役割----- 6

4 人的支援の受援の手順----- 7

5 応援職員等の受け入れ----- 10

第3章 物的支援----- 11

1 物資の調達及び物流に係る受援の概要----- 11

2 物資の調達先ごとの対応等----- 12

第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み----- 13

1 本計画の活用・訓練等----- 14

2 本計画の改善----- 14

3 今後の取り組み----- 14

第1章 災害時受援計画の概要

1 本計画策定の目的

東日本大震災、熊本地震などの過去の大規模災害における自治体の災害対応においては、「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」による応援は多岐に渡り、特に復旧期において大きな役割を果たした。

一方で、広域的な応援に対しての受入窓口や各班（課）の受入体制などの運用方法・役割分担が確立されていなかったことから、応援職員等の力を活用するまでに時間を要した。

本市においても、職員だけでは全ての非常時優先業務を実施することができないことは明白であり、災害時相互応援協定都市をはじめとする「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」の応援を幅広く受け入れるためには、事前に準備をしておくことが必要である。

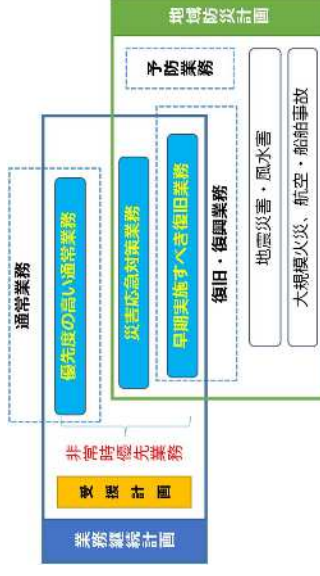
このため、本市において「富士市業務継続計画」（以下、「業務継続計画」という。）で想定するような大規模災害発生時に、迅速かつ効果的に広域的な応援を受けるために「富士市災害時受援計画」を策定する。

本計画では、「受援」と「応援」を、次のように位置づける。

受援	災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

2 本計画の位置づけ

本計画は、業務継続計画の実効性を確保するため、その下位計画として位置づけ、業務継続計画で特定された非常時優先業務の実施のため必要な「受援」について規定する。



3 本計画の適用

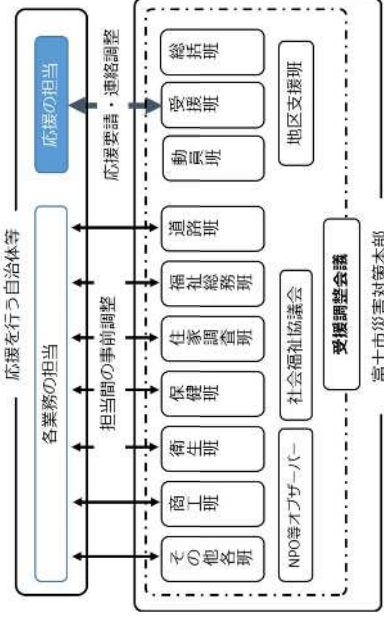
本計画の適用は、業務継続計画「2.2 業務継続計画の発動」に準ずるものとする。

4 本市の受援体制

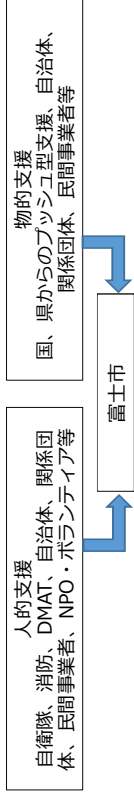
(1) 基本的な考え方
大規模災害時には、災害対策本部各部班において非常時優先業務やその後の復興業務について必要な人員や物資を確保する必要がある。応援を受け入れる業務に関しては、平時から各班で業務の内容を明確にするとともに、受入体制について主体的に検討する。

(2) 受援窓口を担当する組織及び各部班の受援担当者の設置
受援に係る指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部に次のとおり、受援窓口を担当する組織及び各部班の受援担当者を設置する。

- ① 受援班
災害対策本部に、受援班を設置する。受援班は、受援調整会議を所掌し、受援に関する全体調整を担当する。
- ② 応援を受け入れる各部班
ア 指揮命令者
応援職員等に対して、業務に関する指揮命令を行う者。班長・副班長を想定する。
- イ 受援担当者
平時から応援職員等に依頼する業務の内容を明確にするため、業務マニュアルの更新等を中心的に行う者。災害時には、受援に関して、情報共有や執務環境の確保に努める実務責任者。主幹相当職以上を想定する。



(3) 受援の区分
受援は、災害時相互応援協定を締結している自治体や関係団体等から人員の応援や派遣を受ける人的支援と、水、食料、生活用品、車両、燃料などの物的支援に区分される。



第2章 人的支援

1 人的支援の種類

(1) 行政による支援

種類及び根拠	想定業務
<p>○災害対策基本法に基づく応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 ・応援期間は短期間であり、応援職員等は身分の異動は伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)</p>	<p>避難所運営 支援 物資集積場 所支援 住家被害認定調査 など</p>
<p>○相互応援協定に基づく応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市との災害時相互応援協定に基づく派遣。 ・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員等の身分の異動は伴わない。 <p>【根拠】本市が締結している災害時相互応援協定書</p>	<p>協定に規定されている業務</p>
<p>○地方自治法に基づく派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員を派遣を求めることができるもの。 ・復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 ・派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。 <p>【根拠】地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>災害査定等の社会基盤施設の復旧業務など</p>

(2) ボランティアによる支援と連携

「地方公共団体は災害時に住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がある」と災害対策基本法に規定されているとおり、被災者支援は行政の責務である。また、同法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があることが規定されている。

◆災害対策基本法

第5条 (市町村の責務)

市町村は、基本理念のつとより、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

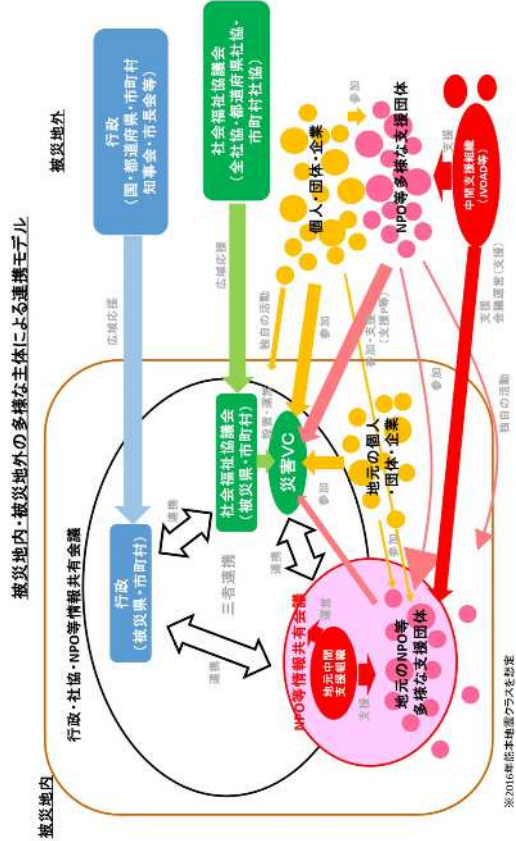
ただし、被災者支援は必ずしも直接行うことを意味するものではない。被災自治体の業務量は膨大なものとなるため、避難所運営や災害ボランティアセンター（以下、「VC」という。）の運営など、市民（市民団体等）の手助けを得て、任せべき部分を任せることが大切である。これにより、行政にしか出来ない業務を集中させることが可能となる。

こうした観点から、本市が被災者支援の責務を果たすためには、自治体間や公共機関のみならず、町内会、自主防災会、さらにはNPOやボランティア等との連携も重要であり、災害対策基本法に規定されている。

◆災害対策基本法
第5条の2（地方公共団体相互の協力）
地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第5条の3（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）
国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時にあって果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

このため、平時から富士市社会福祉協議会と協力し、VCの運営体制を確立するとともに、NPOやボランティア等多様な主体が行う支援活動との連携・調整を担えるよう受援体制の確立を図るものとする。



※特定非営利法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク「JVOAD」とは
東日本大震災で明らかとなったボランティアや支援団体と政府・行政や企業などのコーディネーションの課題に基づき、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野セクターを越えた関係者同士の「連携の促進」及び「支援環境の整備」を図ることを目的に設立された。
災害時の多様な主体による被災者支援（出典：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携協働ガイドブック内開封）

2 受援が必要と予想される業務

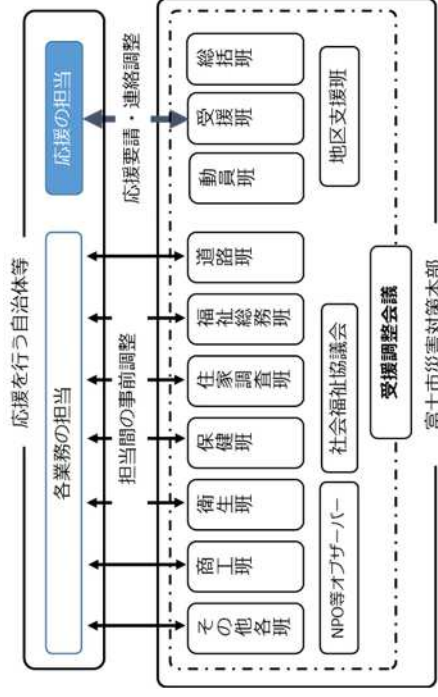
機動的に応援業務を要する
これらの業務は、他の取組においても共通する業務であり、被災者支援に必要と見込まれる業務は、他の取組に依頼することでも対応可能であり、必要に応じて機動的に応援業務を行う。被災者支援に必要と見込まれる業務は、他の取組に依頼することでも対応可能であり、必要に応じて機動的に応援業務を行う。

災害今後の取組方針
大規模災害発生時は、迅速に応援を要する業務に重点を置き、被災者支援に必要と見込まれる業務は、他の取組に依頼することでも対応可能であり、必要に応じて機動的に応援業務を行う。

受援が必要と予想される業務
被災者支援に必要と見込まれる業務は、他の取組に依頼することでも対応可能であり、必要に応じて機動的に応援業務を行う。

業務内容	実施主体	実施時期	実施場所	実施回数	実施時間	実施費用	実施回数	実施時間	実施費用
被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務
被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務
被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務
被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務	被災者支援に必要と見込まれる業務

3 受援に関する役割



(1) 受援班の役割

受援窓口	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応援の申し入れがあった場合、最初の窓口となる。
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁内で不足する職員数（人的二一ス）をとりまとめる（誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か）。 ▶ 協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。物的支援の二一スのとりまとめは商工班で行うが、要請は受援班が一括して行う。
受援調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班/課の応援を必要とするとする業務と必要人数を把握する。
受援の準備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受入状況を共有し、必要に応じて応援職員等の差異を調整する。 ▶ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。 ▶ 応援職員等の待機（ミーティング）スペースを確保する。 ▶ 受け入れに必要な資機材の準備をする。 ▶ 宿泊施設の紹介、あっ旋。 ▶ 応援職員等の食料等の確保を行う。 ▶ 必要に応じて応援職員等の執務場所の調整を行う。 ▶ 各班/課の受援担当者、適切な執務環境を提供しているか把握する。
応援職員等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応援職員等名簿を作成し、受け入れ後の状況を一元管理する。
応援職員等による業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務実施内容や進捗状況のとりまとめを随時行う。
受援の終了	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班による受援終了の状況把握を行う。 ▶ 市全体の受援終了を判断する。

(2) 各班（課）の役割

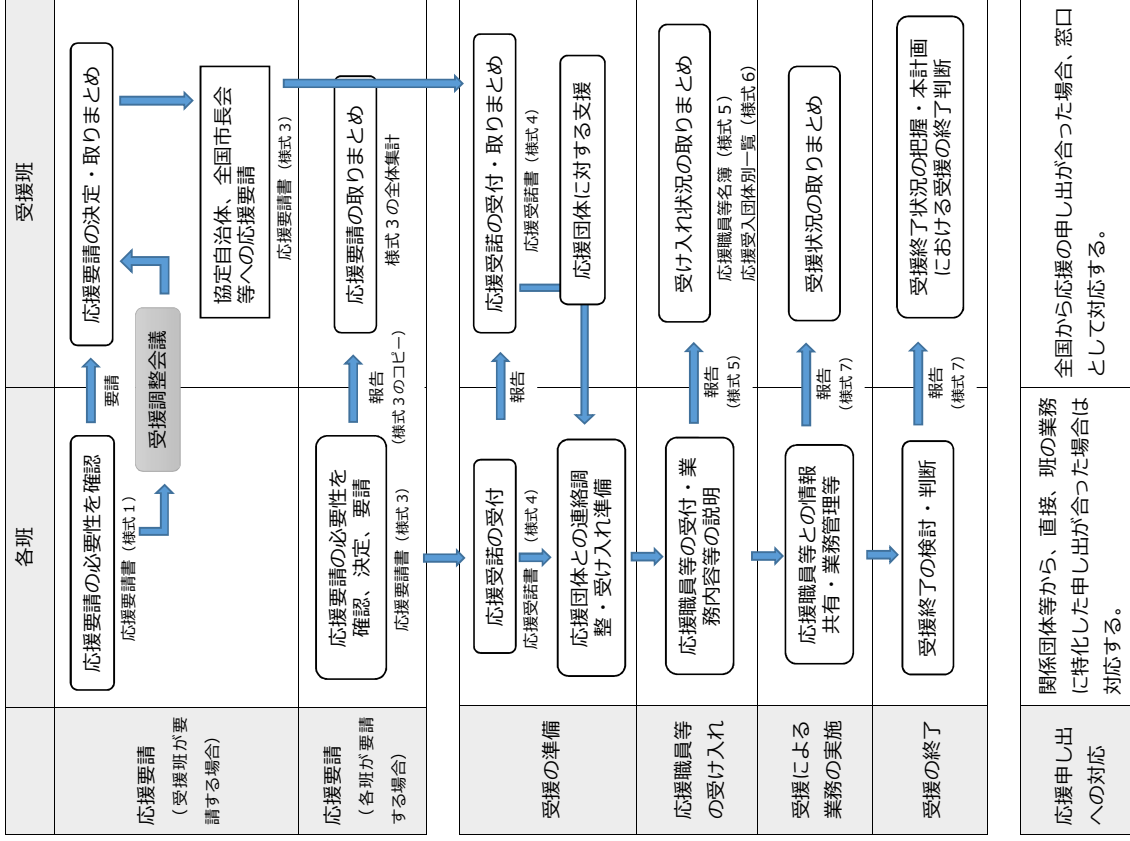
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班の業務の実施に必要な人的・物的二一スをとりまとめる（誰/何を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か）。 ▶ 個別の協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。
受援調整会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受援班が実施する調整会議に参加する。 ▶ 受入状況の共有・情報交換を行う。
受援の準備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応援機関との連絡調整を行う。 ▶ 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を確保する。 ▶ 市職員と応援職員等の業務分担を明らかにする。 ▶ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。 ▶ 受援班と連携し、応援職員等の待機場所、執務場所の確保調整を行う。
応援職員等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応援職員等の受け入れを行う。 ▶ 業務内容の説明を行う。 ▶ 応援職員等名簿を作成・管理し、受援班へ報告する。
受援による業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。 ▶ 応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう配慮する。 ▶ 受援班に業務実施状況を報告する。
受援の終了	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受援終了の判断・受援班へ報告する。

4 人的支援の受援の手順

- (1) 受援班による要請
- ① 対象となる団体等
 - ・ 国・県・災害時相互応援協定を締結した自治体
 - ・ 応援の申し出のあった自治体
 - ・ 全国市長会などの団体
- (2) 総括班等による要請
- ① 対象となる団体
 - 自衛隊、緊急消防援助隊（消防庁）、警察災害派遣隊（警察庁） TEC-FORCE（国土交通省）、
 - ② 応援要請の流れ
 - 災害対策基本法または個別に定められた方法による
- (3) 各班/課による要請
- ① 対象となる団体
 - ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、建設事業関係、日本水道協会、日本水道協会 他
 - ・ 各班/課が所掌する業務に関する災害時応援協定を締結した団体等
 - ・ 各班/課の業務に特化した応援の申し出があった団体等

(4)人的支援の受援フロー

人的支援の受援に係る、事務は次のとおりである。



(5)ボランティアの要請

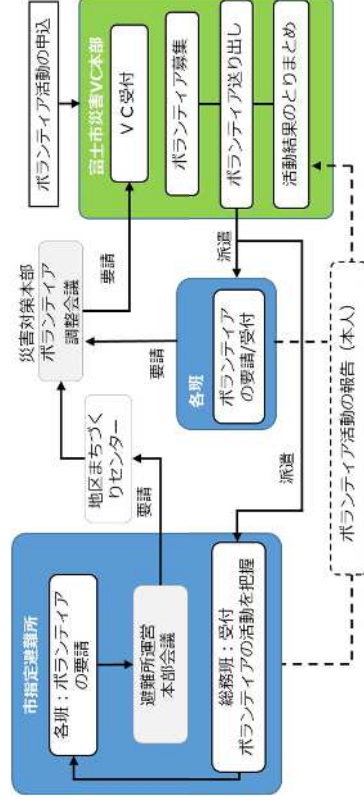
①一般ボランティアへの要請が想定される業務

- ・屋内・屋外片付け (被災住民宅の片付け、家具の移動、がれきやゴミの片づけ手伝い)
- ・物資の仕分け・配布 (避難所や救援物資集積所などでの救援物資の仕分け・配布)
- ・避難所運営支援 (炊き出し、洗濯等)
- ・被災者の話し相手 (避難所や福祉施設の「要配慮者」の傾聴・心理ケア)
- ・被災住民の安否確認 (被災地で安否が確認されていない家庭への訪問と安否確認)
- ・情報提供支援 (生活関連、福祉・医療・保健等各種情報発信のチャリシ・ニュースレター作成)
- ・買い物 (在宅避難者、避難所生活者のための買い物代行)
- ・仮設住宅への引越手伝い
- ・復興期の支援 (復興期における地域おこしの手伝い)
- (出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動センター資料)
- ・VCの運営支援
- ・その他、人手が必要な業務など

②想定される専門ボランティア

- ・医療従事者、福祉従事者
- ・応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、土地家屋調査士
- ・外国語の通訳
- ・弁護士、行政書士
- ・被災住宅支援 (建築士による住宅再建相談、家屋のブルーシート張り、重機による支援)

③応援要請の流れ



5 応援職員等の受け入れ

(1) 応援職員等への携行要請物資

本市の被災状況によっては応援職員等に対し物資等の支給が困難な状況も想定される。特に災害発生直後は、応援職員等に対し相当日数の物資等の携行を要請する。

- 食料・飲料水・携帯トイレ
- パソコン
- 寝袋等
- デジタルカメラ
- 携帯電話、無線等通信機器
- 車両等移動手段及び燃料
- ライト等照明器具
- カーナビゲーション、地図

(2) 応援職員等の受け入れに関する支援内容

応援職員等の受け入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供する。応援職員等の多くは、短期派遣であるが数日間は滞在することになるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

応援職員等への支援内容

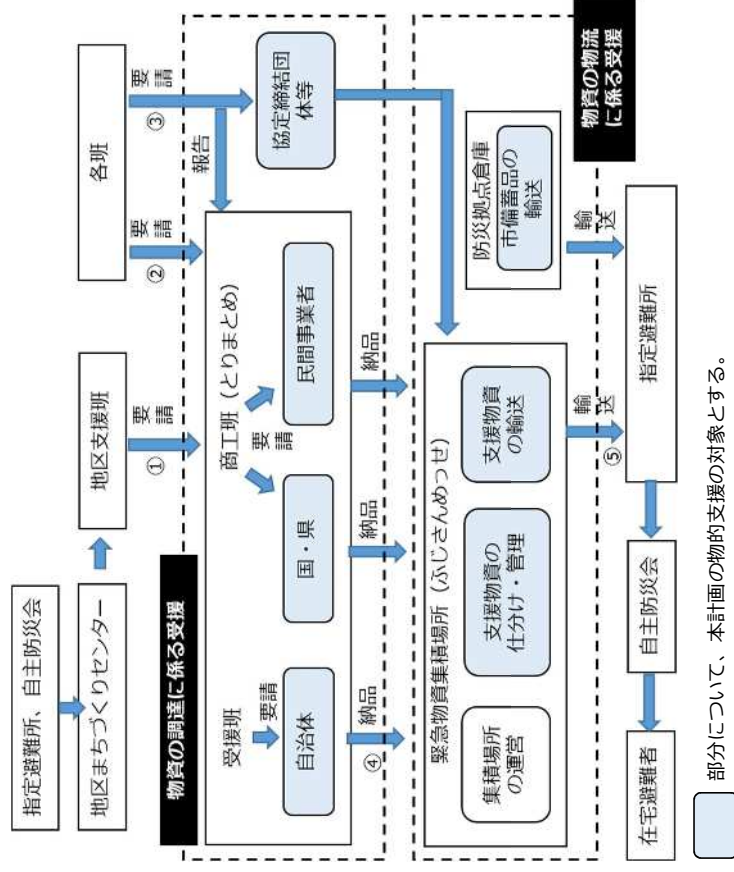
項目	内容
宿泊所の提供	市内の宿泊施設の確保を基本とするが、不足する場合は公共施設を一時的に宿泊場所として提供する。市内での確保が困難な場合は、近隣市町を含めてあつ旋を検討する。 (宿泊施設) 富士市ホテル旅館業組合、その他宿泊施設 (公共施設) 富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
スペースの確保	応援側の現地本部として執務できるスペースや、待機・休憩スペースを可能な範囲で提供する。 (現地本部) 富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
資機材等の提供	執務を行う上で必要な事務用品や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	執務できる環境として、机、椅子、電話、インターネット回線を可能な範囲で用意する。

第3章 物的支援

1 物資の調達及び物流に係る支援の概要

本計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。

- ① 避難所や在宅避難者の物資ニーズは、地区まちづくりセンターで集約し、市民部地区支援班に報告する。地区支援班は、地区班からの報告をとりまとめ商工班に要請する。
- ② 各班が必要な物資をとりまとめ、商工班に要請する。
- ③ 各班で個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される物資名、数量、納期等について商工班に報告する。
- ④ 商工班や受援班により、民間事業者、国、県、自治体に要請した物資は、応援側の手配により緊急物資集積場所（ふじさんめっせ）に納品される。
- ⑤ 緊急物資集積場所は商工班が運営するが、物資の仕分け・管理・輸送は民間輸送業者等に支援を要請する。



部分については、本計画の物的支援の対象とする。

2 物資の調達先ごとの対応等

区分	説明
市備蓄品	市指定避難所や地区まちづくりセンターにある物資については、地区班、施設管理者等の判断により避難者等に配付する。 ★輸送の受援 防災拠点倉庫（五貫島、八代町）にある物資については、災害発生後概ね4日を目安とし、民間輸送業者等に輸送を手配する。
民間事業者・団体	原則として商工班が各班の要請に基づき、協定を締結した民間事業者や団体等へ物資の納品を要請し調達する。 ★物資在庫管理・輸送の受援 要請した物資は市が指定した緊急物資集積場所に届くため、緊急物資集積場所での在庫管理や指定避難所までの輸送について民間輸送業者等に手配する。
自治体	災害時相互応援協定自治体、全国市長会、申し出のあった自治体等に支援を要請し調達する。
国、県	概ね4日を目安として、国が実施するブッシュ型支援物資の品目（食料、毛布、紙おむつ（小児用・大人用）、育児調整粉乳、携帯/簡易トイレ）を、緊急物資集積場所へ受け入れる。
個人・団体	商工班は、ブッシュ型支援に含まれないものや民間事業者等での調達が困難な物資について、FUJISAN システム等により調達の要請を行う。 不特定多数からの小口の支援申し出については、仕分け、保管等に多大な労力や時間を要するため、原則として受け入れないこととし、ウェブサイト等で周知する。
その他	各班が個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される納品場所、物資名、数量、納期等について商工班に報告する。

第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み

1 本計画の活用・訓練の実施（業務継続計画より抜粋）

業務継続計画及び本計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。各職員においては、本人及び家族の生命・身体の安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

○研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内容	対象	頻度（時期）
BCP 研修会	・業務継続計画の趣旨、各部署の非常時優先業務やチェックリストによる業務の確認	全職員	毎年1回程度
災害対策本部運営訓練	・各班マニュアルの実施手順の確認 ・チェックリストを活用した状況付与型図上訓練	全職員	毎年1回程度
避難消防訓練	・避難誘導訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（消火設備確認、通報）	本庁舎、消防防災庁舎の職員	毎年1回程度
情報伝達訓練	・事前に日時を公表せず職員防災メールを用いた安否確認の実施 ・災害時の情報伝達手段の再確認 ・各班における初動対応の確認	全職員	毎年1回程度
無線通信訓練	・MCA 無線設置施設との定期的な通信訓練 ・各地区班と避難所及び救護所設置予定施設との通信訓練	MCA 無線及び行政無線設置施設	月2回＋防災訓練時
非常用発電機の立上げ訓練	・非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎管理担当	毎年1回程度
県との連携訓練	・他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	毎年1回程度

2 本計画の改善（業務継続計画より抜粋）

本計画は、策定して終わりというものではない。PDCA サイクルの実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し・改定を繰り返していくことが重要である。（図 8-1）

訓練では、非常時優先業務のチェックリストを活用するなどして、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点を元に、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。

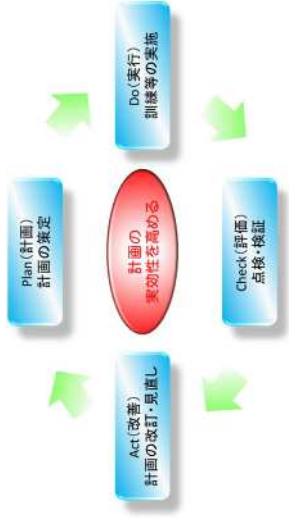


図 8-1 PDCA サイクルによる継続的改善

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当)）

3 今後の取り組み

(1) 関係機関等との連携について

非常時優先業務を実施するために必要な関係機関、事業者等との連携体制の強化に向けて次のような取り組みを行う。

- ① 指定管理者に対し、業務継続計画の策定を要請する。
- ② 本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、必要となるサービス等を業者に発注している場合、非常時においても当該サービス等の提供を中断しない対策を働きかける。
- ③ 本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、災害発生後に新たに発生する応急業務に必要な資源の確保のため、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(2) 市民に対する啓発

本計画の内容について、市民に対して情報提供を行うことで、災害時の市の業務執行体制について理解を求め、併せて、市が非常時優先業務を迅速に遂行することにより、災害からの早期復旧へつなげることを啓発する。

治 草

平成 31 年 4 月 富士市災害時受援計画 作成

令和 5 年 6 月 富士市災害時受援計画 修正

2. 災害の危険度

富士市の災害史

① 富士の災害史 ～過去に学ぶ～

編集・発行 富士市市民部文化振興課
行政資料番号 28-44



富士の災害史（左）、概要版（右）

富士市ウェブサイトに概要版を掲載

(富士市ウェブサイト) トップページ >
教育・文化・スポーツ > 文化財の紹介 >
文化財関係の資料

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyouiku/c0403/fmervo000000rbkh.html>

目次

- 第1章 地震・津波
 - 1 安政東海地震
 - 2 関東大震災
 - 3 昭和19年の東南海地震
 - 4 東日本大震災と静岡東部地震
 - 5 津波
 - 6 その他の主な地震と津波
- 第2章 水害
 - 1 富士川の洪水
 - 2 浮島沼の増水
 - 3 潤井川を中心とした河川の洪水
- 第3章 台風・高潮
 - 1 吉原宿の被害と宿の移転
 - 2 田子浦の海嘯
 - 3 台風
 - 4 風水害被害一覧
- 第4章 富士山の噴火
 - 1 宝永の噴火
 - 2 宝永地震
 - 3 富士山噴火の歴史
- 第5章 火災
 - 1 江戸時代の火災
 - 2 近現代の火災

② 静岡県地域災害史(静岡県地理情報システム)

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mc=19&mp=1900>

災害危険箇所一覧表

災害要因	地区名	該当町内会(区)名	
火災延焼予想危険区域	伝法	吉原上中町、伝法町3	
	広見	石坂1・2	
	今泉	駿河台3	
	元吉原	今井本町、今井毘沙門町、今井東町	
		西田中町、檜町	
	吉永	富士岡町1・2、富士岡本花守町、富士岡洪脇町	
	須津	中里町1・3	
	田子浦	前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、新浜	
	丘	厚原中、厚原東2	
	鷹岡	厚原西	
	富士南	三四軒屋	
富士川	中之郷本通1・3、中之郷新町、岩淵旭町、相生町の一部、岩淵上町、舟山町、坂下		
津想定浸区水域	今泉	依田橋	
	元吉原	鈴川本町、鈴川町3・4・5	
	田子浦	前田、前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、中丸丘、江川	
河川被害予想地域	富士川	富士南	森島、宮下、西宮島、上五貫島、下五貫島、千鳥町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、三四軒屋、靖国町、浜添
		田子浦	小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、宮島新田、助六、下川成
		富士駅南	上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南
		富士駅北	本市場1・2・3・4、国久、藤間、蓼原1・2・3・4・5、銀座町、富士本町、十兵衛北、千寿町、塔の木、塔の木2、川原宿、柚木、平垣町、平垣町2・3、富士町、水戸島上、平垣八幡町、平垣北町、松岡東
		富士北	青葉町、浅間町、くすの木町、本市場新田、松本、中島新道町、富士中島下、富士中島上
		岩松	橋下、浦町、林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神
		岩松北	四ツ家、東田、上町、瀬戸河原、滝戸、富士緑ヶ丘、富士上中、旭町、富士下中
		富士川	舟山町、坂下、岩淵上町、相生町、木島、東町1・2、岩淵旭町、中之郷日の出町、中之郷幸町、中之郷本通1・3・4
		松野	南松野1・2、松野八幡町、中野台、富士松野、清水町、大北町、俣下町

災害要因	地区名		該当町内会(区)名
河川被害予想地域	潤井川	吉原	錦町1、永田町、青島、高島、荒田島1・2、緑町、津田、新追町、中央町壺番館、日吉町1・2・3、エンゼル町、八代町、依田原1・2・3・4、西本通り、伝馬町、住吉町、宮町、東本通1・2・3、弥生町、西国久保、東国久保、吉原本町1・2・3・4、南町、西仲町、大和町、幸町、昭和通り、新青島町、新通り
		田子浦	前田、柳島日東、前田新田、鮫島、田子、小須、江川、中丸浜、柳島、下川成、中丸丘、助六、新浜
		富士駅北	本市場3・4、塔の木、塔の木2、川原宿、藤間、蓼原1・2・3・4・5、千寿町、国久
		富士北	松本、本市場新田、青葉町、浅間町、中島新道町、富士中島下、富士中島上、くすの木町
		伝法	中桁、田端町、日乃出町、富士日乃出町、千代田町、中村町、瓜島、三日市、宮川町、宮の上、サーパス永田町、永田町壺番館
		岩松北	滝戸、旭町、四ッ家、東田
		丘	厚原南
		鷹岡	久沢南、入山瀬西、鷹岡本町2
		天間	天間南、天間田代
		今泉	上和田町、北仲町、南仲町、和田町1・2、鍛冶町1、市場、栄町、富士見町、仲町、泉町、水の上、新橋、依田橋、田宿、御殿、新富士見町
	沼川	原田	宇東川町1・3
		吉永	富士岡渋脇町、富士岡花守町、西比奈町2・3
		吉原	東本通1・2・3、津田、荒田島1・2、八代町、南町、依田原1・2・3・4
		須津	江尾町1・2、増川町3、川尻町2、中里町2
		浮島	浮島町1・2・3
		元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町1・2・3、鈴川本町、鈴川3・4・5
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町1・2、新橋、依田橋、水の上
	小潤井川	伝法	宮川町、宮の上、三日市、中桁、田端町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町壺番館、サーパス永田町
		吉原	錦町1、永田町、青島、高島、荒田島1・2、緑町、津田、新追町、中央町壺番館、日吉町1・2・3、エンゼル町、八代町、依田原1・2・3・4、西本通り、伝馬町、住吉町、宮町、東本通1・2・3、弥生町、西国久保、東国久保、吉原本町1・2・3・4、南町、西仲町、大和町、幸町、昭和通り、新青島町、新通り
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町1・2、鍛冶町1、新橋、依田橋、水の上、上和田町
		原田	宇東川町1・3

災害要因	地区名		該当町内会(区)名
河川被害予想地域	赤渕川	吉原	東本通 1・2・3、津田、荒田島 1・2、八代町、南町、依田原 1・2・3・4
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 2、新橋、依田橋、水の上
		吉永	富士岡入町、富士岡町 1・2・3、富士岡本花守町、富士岡渋脇町、富士岡花守町、東比奈町 1・2・3、中比奈町 1・2、西比奈町 2・3
		元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3、鈴川本町、鈴川 3・4・5
		須津	中里町 1・2、川尻町 2、江尾町 1、中里寿町、中里曙町
		浮島	浮島町 1
		原田	宇東川町 1・3
		吉永北	間門町、桑崎町、鶺無ヶ淵町 1、鶺無ヶ淵町 2、陽光台西、陽光台南
	高橋川	元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3
		須津	川尻町 2、増川町 3、江尾町 1・2
		浮島	浮島町 1・2・3
	富士早川	富士駅北	本市場 1・2・3・4、国久、藤間、蓼原 1・2・3・4・5、銀座町、富士本町、十兵衛北、千寿町、塔の木、塔の木 2、川原宿、柚木、平垣町、平垣町 2・3、富士町、平垣八幡町、平垣北町、松岡東
		富士北	青葉町、浅間町、くすの木町、本市場新田、松本、中島新道町、富士中島下、富士中島上
		富士駅南	下横割南、下横割北、水戸島下、水戸島南町、水戸島上南
		田子浦	柳島、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘
		富士南	西宮島、千鳥町、富士見ヶ丘、上五貫島、下五貫島
		岩松	浦町
		岩松北	四ッ家、滝戸
	田子江川	田子	新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘
	田宿川	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 1・2、八代町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町
		今泉	春日町、田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 1・2、鍛冶町 1、新橋、依田橋
吉永		富士岡花守町、西比奈町 3	
元吉原		鈴川町 3・4、今井本町、大野町、鈴川本町	
原田		宇東川 1・3	
江尾江川	須津	江尾町 1・2	
	浮島	浮島町 1・2	
	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 3、津田、荒田島 1、八代町、南町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町 3、東国久保、西国久保	
	今泉	春日町、田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町 1・2・3、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、泉町、鍛冶町 1・2・3、新富士見町、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町 1・2、新橋、依田橋、南仲町、駿河台 1・2・3・4	

災害要因	地 区 名		該 当 町 内 会 (区) 名
河川被害予想地域	滝川	青葉台	木の宮町、一色、東木の宮、青葉台南、西木の宮町
		吉永	富士岡本花守町、西比奈町 2・3
		原田	宇東川 1・2・3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町 1・2・3・4、原田本町、吉原中島 1・2、三ツ沢町 1・2・3
		富士見台	富士見台 1・2北・2南・6・7・8
		神戸	神戸 1・2、今宮
		広見	源太坂
	和田川	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 1・2・3・4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、津田、荒田島 1、八代町、南町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町 1・2・3、東国久保、西国久保、永田町、エンゼル町、弥生町
		伝法	宮川町、宮の上、三日市、瓜島
		今泉	春日町、田宿、寺市場、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 1・2、鍛冶町 1、新橋、依田橋、水の上、上和田町
		吉永	富士岡花守町、西比奈町 3
		元吉原	鈴川町 3・4、今井本町、鈴川本町
		原田	宇東川 1
	須津川	吉永	富士岡町 1、富士岡本花守町、富士岡渋脇町、西比奈町 2
		元吉原	大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3
		須津	中里町 1・2・3・4、中里新富町、中里八幡町、川尻町 1・2、神谷町 1・2・3、増川町 1・2・3、江尾町 1・2、中里寿町、中里曙町
		浮島	浮島町 1・2・3
	春山川	元吉原	柏原町 1
		浮島	浮島町 1・2・3
	昭和放水路	元吉原	大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 3
	駒瀬川	浮島	浮島町 3
	沼津大沢川	浮島	浮島町 3
山・崖崩れ危険箇所（土砂災害警戒区域）	吉原	東国久保	
	伝法	伝法町 2	
	今泉	御殿、吉原緑ヶ丘、水の上、泉町、鍛冶町 3	
	元吉原	鈴川町 3・4、今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町	
	広見	源太坂、広見町 6・7、桜ヶ丘、美原町、百合ヶ丘、久保町、若松町 2、三ツ倉南	
	青葉台	若松町 1・3	
	神戸	神戸 1、今宮	
	原田	吉原中島町 1・2、三ツ沢 3、原田町 2・3、宇東川町 1	
	吉永	中比奈町 2、東比奈町 2・3、富士岡入町	

災害要因	地区名	該当町内会(区)名
山・崖崩れ危険箇所(土砂災害警戒区域)	須津	神谷町 2・3、神谷緑町、増川町 1・2・3、江尾町 2
	浮島	浮島町 3
	富士見台	富士見台 8
	吉永北	間門町、鵜無ヶ淵町 1、陽光台西、陽光台東、陽光台南、桑崎町
	大淵	片倉町、落合町、中野町 1・2、八王子町 2、八王子本町、城山町、大淵町 3、吉原富士本中町、次郎長町、三ツ倉町
	岩松北	上町、富士上中、富士下中、旭町、湯沢平 1・2、滝戸
	鷹岡	鷹岡本町 1・2
	天間	天間東
	丘	傘木
	富士川	木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷塚町、中之郷川坂、新町本町、大楽窪、中之郷本通 1・3・4、中之郷新町、四十九町、中之郷宮町、小池、中之郷幸町、かぎあな
	松野	南松野 1・2、松野富士見町、松野八幡町、大北町、俣下町、清水町

土砂災害危険溪流一覽表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地
210- I -001	富士川	潤井川	矢田沢	岩本
210- I -002	富士川	潤井川	殿入沢	岩本
210- I -003	富士川	赤淵川	赤淵川左支川	富士岡
210C- I -021	小潤井川	伝法寺川	伝法沢	大淵
210C- I -022	小潤井川	伝法寺川	伝法沢第 1 支溪	大淵
210C- I -024	沼川	赤淵川	赤淵川第 1 支溪	富士岡
210C- I -025	沼川	赤淵川	赤淵川第 2 支溪	比奈
210C- I -027	沼川	赤淵川	赤淵川第 4 支溪	鵜無ヶ淵
210C- I -028	沼川	赤淵川	赤淵川第 5 支溪	石井
210C- I -031	沼川	赤淵川	赤淵川第 8 支溪	桑崎
210C- I -034	沼川	天ヶ沢	天ヶ沢	神谷
210C- I -035	沼川	江尾江川	江尾江川	江尾
210C- I -037	沼川	江尾江川	江尾江川第 2 支溪	江尾
210C- I -040	潤井川	凡夫川	砂川	大淵
210C- I -047	潤井川	凡夫川	凡夫川	大淵
210C- I -049	沼川	天ヶ沢	天ヶ沢	須津
210C- II -001	富士川	春山川	トツラ沢	船津
210C- II -026	沼川	赤淵川	赤淵川第 3 支溪	間門
210C- II -032	沼川	赤淵川	赤淵川第 9 支溪	間門
210C- III -048	沼川	赤淵川	赤淵川	吉永北
381- I -001	富士川	富士川	山田川	北松野
381- I -002	富士川	血流川	血流川	南松野
381- I -003	富士川	血流川	不動沢	南松野
381- I -004	富士川	血流川	矢所沢	南松野
381- I -005	富士川	血流川	稲荷沢	南松野
381- I -006	富士川	血流川	水の口北沢	南松野
381- I -007	富士川	血流川	永精寺沢	南松野
381- I -008	富士川	血流川	中沢	南松野
381- I -009	富士川	富士川	田中沢	木島
381- I -010	富士川	富士川	室野南沢	木島
381- I -011	富士川	富士川	室野中沢	木島
381- I -012	富士川	富士川	室野北沢	木島

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地
381-I-013	富士川	富士川	吉津川	岩淵
381-I-014	富士川	吉津川	愛宕沢	岩淵
381-I-015	富士川	吉津川	吉津沢	岩淵
381-I-016	富士川	富士川	八津沢	岩淵
381-I-017	富士川	小池川	榎切沢	岩淵
381-I-018	富士川	富士川	四十九沢	中之郷
381-I-019	富士川	小池川	大獄沢	中之郷
381-I-020	富士川	小池川	矢久保沢	中之郷
381-I-021	富士川	小池川	櫛田沢	中之郷
381-I-022	富士川	小池川	櫛田沢支川	中之郷
381-I-023	富士川	小池川	黒里沢	中之郷
381-I-024	富士川	小池川	宇多利下沢	中之郷
381-I-025	富士川	小池川	宇多利沢	中之郷
381-I-026	富士川	小池川	小池沢	中之郷
381-I-027	富士川	小池川	南小池沢	中之郷
381-I-028	富士川	小池川	川坂沢	岩淵
381-II-001	富士川	有無瀬川	清水ヶ糸沢	北松野
381-II-002	富士川	血流川	水の口南沢	南松野
381-II-003	富士川	富士川	松雲寺沢	木島
381-II-004	富士川	小池川	中小池沢	中之郷
381-II-005	由比川	釜ヶ沢川	中島沢	南松野
381-S-001	由比川	釜ヶ沢川	いどり沢	南松野

急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

		箇所 番号	箇 所 名	位 置	
				大 字	小 字
急傾斜地崩壊危険箇所 I	自然斜面	6	今泉今泉7丁目	今 泉	今泉7丁目
		7	北松野山田A	北 松 野	山 田
		8	中之郷新町A	中 之 郷	新 町
		9	中之郷新町B	中 之 郷	新 町
		10	木島北谷外	木 島	北 谷 外
		11	木島植竹	木 島	植 竹
		921	江 尾 a	江 尾	谷 田 沢 入
		922	江 尾 b	江 尾	谷 田 沢 入
		923	増 川 a	増 川	谷 田
		924	神 谷	神 谷	天ヶ 沢
		925	増 川 b	増 川	西 村
		926	大野新田	大野新田	居 村 上
		927	今 井	今 井	砂 山
		928	砂 山 b	鈴 川	砂 山
		929	砂 山 a	鈴 川	砂 山
		930	鈴 川	鈴 川	砂 山
		931	宇 東 川	宇 東 川	瀬 古
		932	斉 藤	原 田	斉 藤
		933	百合ヶ丘団地	中 野	東 三 ツ 倉
		934	久 沢 沢 東	久 沢	沢 東
		936	谷 田 沢	岩 本	谷 田 沢
		1,481	城 山	北 松 野	城 山 俣 下
		1,482	水 の 口	南 松 野	水 の 口
		1,484	舟 山 町	岩 淵	開 見 堂
		1,485	上 町	岩 淵	谷 津
		1,486	坂 下	岩 淵	坂 下
		1,487	旭 町	岩 淵	上 の 原
		1,488	旭 町 - 2	中 之 郷	新 町
		1,489	赤 岩	中 之 郷	新 町
		1,490	四 十 九	中 之 郷	四 十 九
		1,491	宮 町	中 之 郷	櫛 田
		1,492	小 池	中 之 郷	小 池
		1,493	幸 町 - 2	中 之 郷	大 楽 窪
		1,494	幸 町 - 1	中 之 郷	大 楽 窪
		1,495	幸 町 東	中 之 郷	大 楽 窪
		2,795	増 川 東	増 川	増 川 東
		2,796	富 士 岡 入 町	富 士 岡	入 町
		2,797	間 門 町 2	間 門	間 門 町
		2,798	陽 光 台 2	桑 崎	陽 光 台
		2,799	陽 光 台 1	桑 崎	陽 光 台
		2,800	今 宮 1	今 宮	今 宮 上
2,801	斉 藤	吉 原	中 島 町		
2,802	広 見 町 7	広 見 西	本 町		
2,803	若 松 町	大 淵	八ヶ久保		
2,804	片 倉 町	中 野	片 倉 町		
2,910	舟 山 町 北	岩 淵	舟 山		

		箇所 番号	箇所 名	位置			
				大字	小字		
		2,911	南 吉 野	岩 淵	吉 津		
		2,912	八 津	岩 淵	上 町		
		2,913	四 十 九	岩 淵	四 十 九		
		2,914	赤 岩	岩 淵	新 町		
		3,545	岩 本 - ニ	岩 本	岩 本		
		3,546	伝 法 - ハ	伝 法	伝 法		
		3,547	今 泉 9 丁 目 - イ	今 泉 9 丁 目	今 泉 9 丁 目		
		3,548	大 淵 - ニ	大 淵	大 淵		
		3,549	富 士 下 中 - ト	岩 本	富 士 下 中		
		3,550	大 淵 - イ	大 淵	大 淵		
		3,551	若 松 町 1 - ロ	神 戸	若 松 町 1		
		3,552	鶺 無 ケ 淵 - イ	鶺 無 ケ 淵	鶺 無 ケ 淵		
		3,553	鶺 無 ケ 淵 - ハ	鶺 無 ケ 淵	鶺 無 ケ 淵		
		3,554	神 谷 - イ	神 谷	神 谷		
		3,705	大 北 町 - イ	北 松 野	大 北 町		
		3,706	大 北 町 - ハ	北 松 野	大 北 町		
		3,707	室 野 - イ	木 島	室 野		
		3,708	相 生 町 - ロ	岩 淵	相 生 町		
			人工斜面	62	桜 ケ 丘 団 地	中 野	二 夕 子
		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然斜面	23	岩 本 上 町	岩 本	上 町
24	今 泉 木 ノ 宮			今 泉	木 ノ 宮		
25	中 野 三 ツ 倉 町			中 野	三 ツ 倉 町		
26	中 野 落 合 町			中 野	落 合 町		
27	桑 崎 井 戸 向			桑 崎	井 戸 向		
28	北 松 野 山 田 B			北 松 野	山 田		
29	北 松 野 清 水 ケ 原			北 松 野	清 水 ケ 原		
30	南 松 野 原 方			南 松 野	原 方		
31	木 島 鳥 語 山			木 島	鳥 語 山		
32	中 之 郷 新 町 C			中 之 郷	新 町		
867	久 沢 沢 西			久 沢	沢 西		
868	増 川 町 3			増 川	増 川 東		
869	江 尾 - イ			江 尾	江 尾		
870	江 尾 - ロ			江 尾	江 尾		
871	滝 戸 - イ			岩 本	滝 戸		
872	岩 本 - ロ			岩 本	岩 本		
873	岩 本 - リ			岩 本	岩 本		
874	岩 本 - ハ			岩 本	岩 本		
875	旭 町 - イ			岩 本	旭 町		
876	傘 木 - イ			伝 法	傘 木		
877	伝 法 町 2 丁 目 - イ			伝 法	伝 法 町 2 丁 目		
878	伝 法 - イ			伝 法	伝 法		
879	伝 法 - イ (1)			伝 法	伝 法		
880	伝 法 - ロ			伝 法	伝 法		
882	三 ツ 沢 - イ			三 ツ 沢	三 ツ 沢		
883	三 ツ 沢 - ロ			三 ツ 沢	三 ツ 沢		
884	富 士 見 台 1 丁 目 - イ	富 士 見 台 1 丁 目	富 士 見 台 1 丁 目				
885	原 田 - イ	原 田	原 田				

		箇所 番号	箇所 名	位 置	
				大 字	小 字
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然斜面	886	岩 本 - イ	岩 本	岩 本
		887	上 町 - ロ	岩 本	上 町
		888	岩 本 - ホ	岩 本	岩 本
		889	岩 本 - ハ	岩 本	岩 本
		890	岩 本 - ト	岩 本	岩 本
		891	久 保 町 - イ	大 淵	久 保 町
		892	砂 沢 - イ	大 淵	砂 沢
		894	次 郎 長 町 - イ	大 淵	次 郎 長 町
		895	次 郎 長 町 - ロ	大 淵	次 郎 長 町
		896	吉原富士本中町-イ	大 淵	吉原富士本中町
		897	吉原富士本中町-ハ	大 淵	吉原富士本中町
		898	吉原富士本中町-ロ	大 淵	吉原富士本中町
		899	八 王 子 本 町 - イ	大 淵	八 王 子 本 町
		900	城 山 町 - ハ	大 淵	城 山 町
		901	城 山 町 - ト	大 淵	城 山 町
		902	城 山 町 - ホ	大 淵	城 山 町
		903	城 山 町 - ニ	大 淵	城 山 町
		904	城 山 町 - ハ	大 淵	城 山 町
		906	大淵町3丁目-ハ	大 淵	大淵町3丁目
		907	大淵町3丁目-ロ	大 淵	大淵町3丁目
		908	大 淵 - ハ	大 淵	大 淵
		909	大 淵 - ロ	大 淵	大 淵
		910	中 野 - ハ	中 野	中 野
		911	中 野 - ヌ	中 野	中 野
		912	中 野 - ト	中 野	中 野
		913	中 野 - ハ	中 野	中 野
		914	中 野 - リ	中 野	中 野
		915	中 野 - チ	中 野	中 野
		916	中 野 - ホ	中 野	中 野
		917	中 野 - ニ	中 野	中 野
		918	片 倉 町 - イ	中 野	片 倉 町
		919	片 倉 町 - ロ	中 野	片 倉 町
		920	天 間 - イ	天 間	天 間
		921	今 宮 - イ	今 宮	今 宮
922	今 宮 - ロ	今 宮	今 宮		
923	神 戸 1- イ	神 戸	神 戸 1		
924	神 戸 1- ロ	神 戸	神 戸 1		
925	神 戸 - イ	神 戸	神 戸		
926	若 松 町 1- イ	神 戸	若 松 町 1		
927	鶺 無 ケ 淵 - ロ	鶺 無 ケ 淵	鶺 無 ケ 淵		
929	中 比 奈 町 2 - イ	比 奈	中 比 奈 町 2		
930	東 比 奈 町 3 - ロ	比 奈	中 比 奈 町 3		
931	東 比 奈 町 3 - イ	比 奈	東 比 奈 町 3		
932	東 比 奈 町 2 - イ	比 奈	東 比 奈 町 2		
933	砂 山 - イ	今 井 2 丁 目	砂 山		
1,816	足 ケ 久 保	南 松 野	足 ケ 久 保		
1,817	泉 水 - イ	北 松 野	泉 水		

		箇所 番号	箇 所 名	位 置	
				大 字	小 字
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	自然斜面	1,818	池 野 - イ	南 松 野	池 野
		1,819	上 三 十 - イ	南 松 野	上 三 十 坂
		1,820	堀 ノ 内 - イ	北 松 野	堀 ノ 内
		1,821	大 北 町 - ロ	北 松 野	大 北 町
		1,822	大 北 町 - ニ	北 松 野	大 北 町
		1,823	大 北 町 - ハ	北 松 野	大 北 町
		1,824	大 北 町 - ト	北 松 野	大 北 町
		1,825	下 町 - イ	北 松 野	下 町
		1,826	八 幡 町 - イ	南 松 野	八 幡 町
		1,827	八 幡 町 - ロ	南 松 野	八 幡 町
		1,828	平 清 水 - イ	南 松 野	平 清 水
		1,829	平 清 水 - ロ	南 松 野	平 清 水
		1,830	新 井 - イ	南 松 野	新 井
		1,831	下 平 - イ	北 松 野	下 平
		1,832	漆 野 - イ	南 松 野	漆 野
		1,833	新 井 - ロ	南 松 野	新 井
		1,834	大 代 - イ	南 松 野	大 代
		1,835	室 野 - ロ	木 島	室 野
		1,836	小 山 - イ	木 島	小 山
		1,837	木 島 - イ	木 島	木 島
		1,838	上 町 - イ	岩 淵	上 町
		1,839	相 生 町 - イ	岩 淵	相 生 町
		1,840	四 十 九 - イ	中 之 郷	四 十 九
		1,841	黒 里 - イ	中 之 郷	黒 里
		1,842	中 山 - イ	南 松 野	中 山
		1,843	中 山 - ロ	南 松 野	中 山
1,844	南 町 - イ	南 松 野	南 町		
1,845	根 方 - イ	南 松 野	根 方		
1,846	足 ケ 久 保 - イ	南 松 野	足 ケ 久 保		
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	自然斜面	438	沖 田 - イ	北 松 野	沖 田
		440	大 北 町 - い	北 松 野	大 北 町
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面	自然斜面	235	谷 田 沢 入 - イ	江 尾	谷 田 沢 入
		237	神 谷 - い	神 谷	神 谷
		238	上 町 - い	岩 本	上 町
		239	桑 崎 - い	桑 崎	桑 崎

危険箇所Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設等がある箇所

危険箇所Ⅱ：人家1戸～4戸の箇所

危険箇所Ⅲ：人家は無いが、将来立地する可能性のある箇所

地すべり防止区域一覧表

事業所名	国土交通省所管		林野庁所管	
	面積 (ha)	箇所名	面積 (ha)	箇所名
富士土木 富士農林	5.93	中之郷 (赤岩)	31.2	木島
富士土木	14.90	木島		

土砂災害(特別)警戒区域一覽表

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会			保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)	
										警戒区域	特別警戒区域		
1	急傾斜	104-I-2800	平成21年3月31日	今宮印之A	今宮1	神戸		今宮			6	0	
2	急傾斜	104-II-0921	平成21年3月31日	今宮東村A	今宮-I	神戸		今宮			4	0	
3	急傾斜	104-II-0922	平成21年3月31日	今宮沢久保A	今宮-口	神戸		今宮			0	0	
4	急傾斜	104-I-2796	平成22年1月29日	富士岡片宿	富士岡入町	吉永		富士岡入町			14	0	
5	急傾斜	104-I-3552	平成22年1月29日	鶴無ヶ淵猿棚A	鶴無ヶ淵-I	吉永北		鶴無ヶ淵町1			3	0	
6	急傾斜	104-I-3553	平成22年1月29日	鶴無ヶ淵新兵衛通	鶴無ヶ淵-Iハ	吉永北		鶴無ヶ淵町1			3	0	
7	急傾斜	104-II-0927	平成22年1月29日	鶴無ヶ淵猿棚B	鶴無ヶ淵-I	吉永北		鶴無ヶ淵町1			0	0	
8	急傾斜	104-I-2797	平成22年1月29日	間門峯山	間門町2	吉永北		間門町	鶴無ヶ淵町1		18	5	
9	急傾斜	104-I-2798	平成22年1月29日	桑崎中山A	陽光台2	吉永北		陽光台東	陽光台西	陽光台南	34	5	
10	急傾斜	104-I-2799	平成22年1月29日	桑崎中山B	陽光台1	吉永北		陽光台東	桑崎町		16	0	
11	急傾斜	104-I-3551	平成22年1月29日	大淵靴窪	若松町1-口	青葉台		若松町1			8	6	
12	急傾斜	104-I-2803	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保A	若松町	広見		若松町2			16	0	
13	急傾斜	104-I-3548	平成22年1月29日	大淵荻ノ原C	大淵-I二	広見	青葉台	若松町2	若松町1		2	0	
14	急傾斜	104-II-0891	平成22年1月29日	大淵荻ノ原A	久保町-I	広見		若松町2			4	0	
15	急傾斜	104-II-0909	平成22年1月29日	大淵荻ノ原B	大淵-I	青葉台		若松町3	若松町1		11	1	
16	急傾斜	104-II-0926	平成22年1月29日	大淵高山	若松町1-I	青葉台		若松町3	若松町1		9	4	
17	急傾斜	104-I-3550	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保B	大淵-I	広見		久保町	百合ヶ丘		15	5	
18	急傾斜	104-I-2802	平成22年1月29日	広見西本町A	広見町7	広見		広見6	広見7		6	0	
19	急傾斜	104-III-0239	平成22年1月29日	桑崎宮ノ上A	桑崎-I	吉永北		桑崎町			0	0	
20	急傾斜	104-II-0908	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保C	大淵-Iハ	広見		百合ヶ丘			0	0	
21	急傾斜	104-I-0933	平成22年3月30日	中野東三ツ倉	百合ヶ丘	広見	大淵	百合ヶ丘	久保町	三ツ倉町	24	0	デイサービスセンター はなみずき(中野530-2)
22	急傾斜	104-II-0892	平成22年3月30日	大淵岩倉A	砂沢-I	大淵		吉原富士本中町			0	0	
23	急傾斜	104-II-0896	平成22年3月30日	大淵岩倉B	吉原富士本中町-I	大淵		吉原富士本中町			1	0	
24	急傾斜	104-II-0897	平成22年3月30日	大淵岩倉C	吉原富士本中町-II	大淵		吉原富士本中町			0	1	
25	急傾斜	104-II-0898	平成22年3月30日	大淵岩倉D	吉原富士本中町-口	大淵		吉原富士本中町			0	0	
26	急傾斜	104-II-0899	平成22年3月30日	大淵曾比奈	八王子本町-I	大淵		八王子本町			4	0	
27	急傾斜	104-II-0906	平成22年3月30日	大淵丸火東	大淵町3丁目-II	大淵		大淵町3			1	0	
28	急傾斜	104-II-0907	平成22年3月30日	大淵笹場	大淵町3丁目-口	大淵		大淵町3			0	0	
29	急傾斜	104-II-0915	平成22年3月30日	大淵東下原A	中野-子	大淵		八王子町2	中野町2		2	0	
30	急傾斜	104-I-2804	平成22年3月30日	中野西落合	片倉町	大淵		片倉町	落合町		4	0	
31	急傾斜	104-II-0918	平成22年3月30日	中野東片倉	片倉町-I	大淵		片倉町			4	0	
32	急傾斜	104-II-0919	平成22年3月30日	中野西片倉	片倉町-口	大淵		片倉町			1	0	
33	急傾斜	104-I-0924	平成22年3月30日	神谷天ヶ沢東	神谷	須津		神谷町2			11	3	
34	急傾斜	104-III-0237	平成22年3月30日	神谷大塚	神谷-I	須津		神谷町3			0	0	
35	急傾斜	104-I-3554	平成22年3月30日	中里中塚	神谷-I	須津		神谷緑町	神谷町3		42	6	
36	急傾斜	104-I-0925	平成22年3月30日	増川西村	増川b	須津		増川町1	神谷町2		11	1	
37	急傾斜	104-I-0923	平成22年3月30日	増川宮添	増川a	須津		増川町2			0	0	
38	急傾斜	104-I-2795	平成22年3月30日	江尾谷田沢A	増川東	須津		増川町2	増川町3		5	0	
39	急傾斜	104-II-0868	平成22年3月30日	増川谷田沢	増川町3	須津		増川町3			6	0	
40	急傾斜	104-II-0869	平成22年3月30日	江尾谷田沢B	江尾-I	須津		増川町3			2	1	
41	急傾斜	104-II-0870	平成22年3月30日	江尾谷田沢C	江尾-口	須津		増川町3	増川町1		1	1	
42	急傾斜	104-III-0235	平成22年3月30日	江尾竹ヶ沢	谷田沢入-I	須津		江尾町2			1	0	
43	急傾斜	104-I-0921	平成22年3月30日	江尾日陰林	江尾a	須津		江尾町2			18	0	
44	急傾斜	104-I-0922	平成22年3月30日	江尾万騎沢入	江尾b	須津		江尾町2			14	0	
45	急傾斜	104-I-0936	平成23年3月29日	岩本坂西A	谷田沢	岩松北		富士下中			4	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会				保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)	
											警戒区域	特別警戒区域		
46	急傾斜	104-I-3545	平成23年3月29日	岩本白山A	岩本一二	岩松北	富士下中					1	0	特別養護老人ホーム 岩本園、デイサービスセ ンターふれあいの家(岩 本1184-1)
47	急傾斜	104-I-3546	平成23年3月29日	伝法中原A	伝法一八	広見	美原町					3	0	
48	急傾斜	104-I-3549	平成23年3月29日	岩本山内A	富士下中一ト	岩松北	富士下中					3	0	
49	急傾斜	104-II-0871	平成23年3月29日	岩本片平山A	滝戸一イ	岩松北	滝戸					0	0	
50	急傾斜	104-II-0872	平成23年3月29日	岩本片平山B	岩本一口	岩松北	滝戸					1	1	
51	急傾斜	104-II-0873	平成23年3月29日	岩本高德坊添	岩本一リ	岩松北	湯沢平1					1	0	
52	急傾斜	104-II-0874	平成23年3月29日	岩本亀割沢	岩本一へ	岩松北	湯沢平2					1	0	
53	急傾斜	104-II-0875	平成23年3月29日	岩本坂西B	旭町一イ	岩松北	旭町	富士下中				1	1	
54	急傾斜	104-II-0876	平成23年3月29日	伝法傘木	傘木一イ	丘	傘木					3	0	
55	急傾斜	104-II-0877	平成23年3月29日	伝法中原B	伝法町2丁目一イ	伝法	伝法町2					2	0	
56	急傾斜	104-II-0878	平成23年3月29日	伝法傘木上A	伝法一イ	丘	傘木					8	0	
57	急傾斜	104-II-0879	平成23年3月29日	伝法傘木上B	伝法一イ(1)	丘	傘木					1	0	
58	急傾斜	104-II-0882	平成23年3月29日	三ツ沢越地	三ツ沢一イ	富士見台	原田	富士見台8	三ツ沢町3			0	0	
59	急傾斜	104-II-0883	平成23年3月29日	三ツ沢中島	三ツ沢一口	富士見台		富士見台8				1	0	
60	急傾斜	104-II-0884	平成23年3月29日	三ツ沢三度蔭	富士見台1丁目一イ	原田		三ツ沢町3				1	0	
61	急傾斜	104-II-0886	平成23年3月29日	岩本山内B	岩本一イ	岩松北	上町					1	0	
62	急傾斜	104-II-0887	平成23年3月29日	岩本万野	上町一口	岩松北	上町					0	0	
63	急傾斜	104-II-0888	平成23年3月29日	岩本山内C	岩本一ホ	岩松北	上町					1	0	
64	急傾斜	104-II-0889	平成23年3月29日	岩本山内D	岩本一ハ	岩松北	上町					1	1	
65	急傾斜	104-II-0890	平成23年3月29日	岩本万野上山	岩本一ト	岩松北	上町					0	0	
66	急傾斜	104-II-0923	平成23年3月29日	神戸垣外	神戸一イ	神戸	神戸1					1	1	
67	急傾斜	104-II-0924	平成23年3月29日	神戸丸山	神戸一ロ	神戸	神戸1					1	0	
68	急傾斜	104-II-0925	平成23年3月29日	神戸沢添	神戸一イ	神戸	神戸1					2	2	
69	急傾斜	104-III-0238	平成23年3月29日	岩本白山B	上町一い	岩松北	-					0	0	
70	急傾斜	104-II-0894	平成24年3月30日	大淵覆盆子平	次郎長町一イ	大淵	次郎長町					1	0	
71	急傾斜	104-II-0895	平成24年3月30日	大淵高塚	次郎長町一口	大淵	次郎長町					2	1	
72	急傾斜	104-II-0900	平成24年3月30日	大淵城山A	城山町一ハ	大淵	城山町					4	0	
73	急傾斜	104-II-0901	平成24年3月30日	大淵城山B	城山町一ト	大淵	城山町					5	1	
74	急傾斜	104-II-0902	平成24年3月30日	大淵城山C	城山町一ホ	大淵	城山町					1	1	
75	急傾斜	104-II-0903	平成24年3月30日	大淵城山D	城山町一ニ	大淵	城山町					0	0	
76	急傾斜	104-II-0904	平成24年3月30日	大淵城山E	城山町一へ	大淵	城山町					7	5	
77	急傾斜	104-II-0929	平成24年3月30日	比奈泉A	中比奈町2一イ	吉永	中比奈町2					2	1	
78	急傾斜	104-II-0930	平成24年3月30日	比奈山ノ根	東比奈町3一口	吉永	東比奈町3	中比奈町2				2	2	
79	急傾斜	104-II-0931	平成24年3月30日	比奈泉B	東比奈町3一イ	吉永	東比奈町3	中比奈町2				8	3	誠信会少年少女の家 (比奈1354)
80	急傾斜	104-II-0932	平成24年3月30日	比奈祢宣ノ前	東比奈町2一イ	吉永	東比奈町2					1	0	
81	急傾斜	104-I-0934	平成24年3月30日	久沢沢東	久沢沢東	鷹岡	鷹岡本町1					7	0	鷹岡保育園(久沢256- 1)
82	急傾斜	104-II-0867	平成24年3月30日	鷹岡本町	久沢沢西	鷹岡	鷹岡本町2	鷹岡本町1				1	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区		対象自主防災会				保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
83	急傾斜	105-I-3708	平成24年3月30日	岩淵沢上	相生町-口	富士川		相生町				14	5	グループホームあいの街富士川、小規模多機能型居宅介護施設あいの街富士川(岩淵131-1) 富士川第一幼稚園、富士川第一小学校(岩淵107)
84	急傾斜	105-II-1839	平成24年3月30日	岩淵会下	相生町-イ	富士川		相生町				9	2	
85	急傾斜	105-I-1485	平成24年3月30日	岩淵谷津A	上町	富士川		岩淵上町				23	0	
86	急傾斜	105-I-2912	平成24年3月30日	岩淵谷津B	八津	富士川		岩淵上町				14	6	
87	急傾斜	105-II-1838	平成24年3月30日	岩淵谷津C	上町-イ	富士川		岩淵上町				0	0	
88	急傾斜	105-I-1486	平成24年3月30日	岩淵下屋敷	坂下	富士川		坂下区	岩淵上町			24	3	
89	急傾斜	105-I-2910	平成24年3月30日	岩淵舟山	舟山町北	富士川		舟山町				6	0	
90	急傾斜	105-I-1484	平成24年3月30日	岩淵湯坂	舟山町	富士川		舟山町	岩淵上町			35	0	
91	急傾斜	105-I-1489	平成24年3月30日	中之郷新町A	赤岩	富士川		新町本町	中之郷幸町	中之郷本通4		18	0	ケアセンターオアシス中之郷(中之郷1283-1)
92	急傾斜	105-I-2914	平成24年3月30日	中之郷新町B	赤岩	富士川		新町本町				13	7	
93	急傾斜	105-I-1493	平成24年3月30日	中之郷大楽窪A	幸町-2	富士川		中之郷幸町	大楽窪			5	2	
94	急傾斜	105-I-1494	平成24年3月30日	中之郷大楽窪B	幸町-1	富士川		中之郷幸町				10	0	
95	急傾斜	105-I-1495	平成24年3月30日	中之郷小池下	幸町東	富士川		中之郷幸町	大楽窪			12	0	
96	急傾斜	105-I-1492	平成25年3月29日	中之郷小池	小池	富士川		小池				7	4	
97	急傾斜	105-I-2911	平成25年3月29日	岩淵北吉野	南吉野	富士川		吉津				14	6	
98	急傾斜	105-II-1841	平成25年3月29日	中之郷黒里	黒里-イ	富士川		中之郷宮町				5	2	
99	急傾斜	105-I-1490	平成25年3月29日	中之郷櫛田B	四十九	富士川		四十九町	中之郷宮町			15	0	
100	急傾斜	105-I-2913	平成25年3月29日	中之郷四十九	四十九	富士川		四十九町	中之郷宮町			8	0	
101	急傾斜	105-II-1840	平成25年3月29日	中之郷四十九A	四十九-イ	富士川		四十九町				5	1	
102	急傾斜	104-I-0932	平成25年3月29日	原田斉藤	斉藤	原田		吉原中島町1	原田町2			15	0	
103	急傾斜	104-I-2801	平成25年3月29日	吉原中島町	斉藤	原田		吉原中島町2				4	0	
104	急傾斜	104-II-0885	平成25年3月29日	原田高畑	原田-イ	原田		原田町3	原田町2			4	1	
105	急傾斜	104-II-0920	平成25年3月29日	天間代山	天間-イ	天間		天間東				7	0	
106	急傾斜	105-I-3707	平成26年3月11日	木島天王平A	室野-イ	富士川		室野				6	0	
107	急傾斜	105-II-1835	平成26年3月11日	木島天王平B	室野-口	富士川		室野				2	0	
108	急傾斜	105-II-1836	平成26年3月11日	木島木棒田	小山-イ	富士川		小山				2	1	
109	急傾斜	105-II-1837	平成26年3月11日	木島南山	木島-イ	富士川		木島				0	0	
110	急傾斜	105-I-1482	平成26年3月11日	南松野水口上	水の口	松野		松野富士見町	南松野1			13	6	
111	急傾斜	105-II-1816	平成26年3月11日	南松野芦ヶ久保A	足ヶ久保	松野		松野富士見町				0	0	
112	急傾斜	105-II-1828	平成26年3月11日	南松野稲荷	平清水-イ	松野		松野富士見町				1	0	
113	急傾斜	105-II-1829	平成26年3月11日	南松野平清水	平清水-口	松野		松野富士見町				1	0	
114	急傾斜	105-II-1830	平成26年3月11日	南松野新井	新井-イ	松野		松野富士見町				1	1	
115	急傾斜	105-II-1832	平成26年3月11日	南松野漆野	漆野-イ	松野		松野富士見町				0	0	
116	急傾斜	105-II-1833	平成26年3月11日	南松野鎧田	新井-口	松野		松野富士見町				1	0	
117	急傾斜	105-II-1842	平成26年3月11日	南松野中山A	中山-イ	松野		松野富士見町				2	1	
118	急傾斜	105-II-1843	平成26年3月11日	南松野中山B	中山-口	松野		松野富士見町				1	0	
119	急傾斜	105-II-1846	平成26年3月11日	南松野芦ヶ久保B	足ヶ久保-イ	松野		松野富士見町				1	1	
120	急傾斜	105-II-1844	平成26年3月11日	南松野寺前	南町-イ	松野		南松野1				1	1	
121	急傾斜	105-II-1845	平成26年3月11日	南松野馬坂	根方-イ	松野		南松野1				5	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区		対象自主防災会				保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設 の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
122	急傾斜	104-I-0931	平成26年3月11日	宇東川瀬古	宇東川	原田	今泉	宇東川町1	御殿			21	0	
123	急傾斜	105-I-1491	平成26年3月11日	中之郷棚田A	宮町	富士川		中之郷宮町				35	6	グループホームオアシス中之郷(中之郷3152-1)
124	急傾斜	104-II-0910	平成27年3月6日	中野中古野	中野一ハ	大淵		中野町2				6	0	
125	急傾斜	104-II-0911	平成27年3月6日	中野西古野A	中野一又	大淵		中野町1	中野町2	落合町		4	0	
126	急傾斜	104-II-0912	平成27年3月6日	中野西古野B	中野一ト	大淵		中野町1	中野町2			2	0	
127	急傾斜	104-II-0913	平成27年3月6日	中野西古野C	中野一ヘ	大淵		中野町2	中野町1			1	0	
128	急傾斜	104-II-0914	平成27年3月6日	大淵南	中野一リ	大淵		中野町1	中野町2			0	0	
129	急傾斜	104-II-0916	平成27年3月6日	大淵東下原	中野一ホ	大淵		八王子町2				8	0	
130	急傾斜	104-II-0917	平成27年3月6日	中野舟窪	中野一二	大淵		中野町2				3	0	
131	急傾斜	104-I-0926	平成27年3月6日	大野新田	大野新田	元吉原		大野町				18	0	
132	急傾斜	104-I-0927	平成27年3月6日	今井A	今井	元吉原		今井東町				2	1	
133	急傾斜	104-I-0928	平成27年3月6日	今井B	砂山b	元吉原		今井本町				21	1	
134	急傾斜	104-I-0929	平成27年3月6日	鈴川砂山	砂山a	元吉原		鈴川町3	今井本町			16	0	
135	急傾斜	104-I-0930	平成27年3月6日	鈴川	鈴川	元吉原		鈴川町4				10	0	
136	急傾斜	104-II-0933	平成27年3月6日	今井C	砂山一イ	元吉原		今井東町	今井鹿沙門町			6	0	
137	急傾斜	105-II-1818	平成27年3月6日	南松野池野	池野一イ	松野		松野八幡町				1	1	
138	急傾斜	105-II-1819	平成27年3月6日	南松野三十坂A	上三十一イ	松野		松野八幡町				6	0	
139	急傾斜	105-II-1826	平成27年3月6日	南松野三十坂B	八幡町一イ	松野		松野八幡町				2	0	
140	急傾斜	105-I-1481	平成27年3月6日	北松野城山B	城山	松野		俣下町				6	0	
141	急傾斜	105-II-1831	平成27年3月6日	北松野下平	下平一イ	松野		俣下町				2	0	
142	急傾斜	105-III-0438	平成27年3月6日	北松野馬入	沖田一イ	松野		松野八幡町				0	0	
143	急傾斜	105-III-0440	平成27年3月6日	北松野北山B	大北町一い	松野		大北町				0	0	
144	急傾斜	105-I-3706	平成27年3月6日	北松野北山A	大北町一ハ	松野		大北町				13	1	
145	急傾斜	105-II-1817	平成27年3月6日	北松野泉水	泉水一イ	松野		大北町				4	2	
146	急傾斜	105-II-1820	平成27年3月6日	北松野城山A	堀ノ内一イ	松野		俣下町				2	0	
147	急傾斜	105-II-1821	平成27年3月6日	北松野上野D	大北町一口	松野		大北町				1	1	
148	急傾斜	105-II-1822	平成27年3月6日	北松野上野C	大北町一二	松野		大北町				1	0	
149	急傾斜	105-II-1823	平成27年3月6日	北松野上野A	大北町一ヘ	松野		大北町				2	0	
150	急傾斜	105-II-1824	平成27年3月6日	北松野上野B	大北町一ト	松野		大北町				4	0	
151	急傾斜	105-II-1825	平成27年3月6日	北松野城山C	下町一イ	松野		大北町	俣下町			0	0	
152	急傾斜	105-I-1487	平成28年3月29日	古谿	旭町	富士川		相生町	岩淵旭町	中之郷塚町	中之郷本通1	69	0	
153	急傾斜	105-I-1488	平成28年3月29日	中之郷塚町下	旭町一2	富士川		中之郷塚町	中之郷新町	中之郷本通1	中之郷本通3	33	0	
154	急傾斜	105-II-1834	平成28年3月29日	大代	大代一イ	富士川		かぎあな				7	0	
155	急傾斜	104-I-3547	平成29年3月31日	国久保一丁目	今泉9丁目一イ	今泉	吉原	吉原緑ヶ丘	東国久保			10	1	
156	急傾斜	104-II-0880	平成29年3月31日	源太坂	伝法一口	広見	今泉	源太坂	吉原緑ヶ丘			2	0	児童養護施設ひまわり園、ふようデイサービスセンター(今泉2220)
157	急傾斜	105-I-3705	平成29年3月31日	上野	大北町一イ	松野		大北町				0	0	
158	急傾斜	105-II-1827	平成29年3月31日	寺沢	八幡町一口	松野		松野八幡町	俣下町			4	0	
159	急傾斜	104-S-0029	平成30年3月30日	北松野山田A	北松野山田A	松野		大北町				1	0	
160	急傾斜	104-S-0036	平成30年3月30日	中野三ツ倉町	中野三ツ倉町	大淵		三ツ倉町	片倉町			4	0	
161	急傾斜	104-S-0037	平成30年3月30日	中野落合町	中野落合町	大淵		落合町				1	0	
162	急傾斜	104-S-0038	平成30年3月30日	桑崎井戸向	桑崎井戸向	吉永北		桑崎町				3	0	
163	急傾斜	104-S-0039	平成30年3月30日	北松野山田B	北松野山田B	松野		大北町				1	0	
164	急傾斜	104-S-0040	平成30年3月30日	北松野清水ヶ原	北松野清水ヶ原	松野		清水町	俣下町			0	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会			保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設 の名称及び所在地(法4号)	
										警戒区域	特別警戒区域		
165	急傾斜	104-S-0041	平成30年3月30日	南松野原方	南松野原方	松野	松野八幡町			1	0		
166	急傾斜	104-S-0028	平成31年3月30日	今泉今泉7丁目	今泉今泉7丁目	今泉	鍛冶町3	水の上	泉町	21	6		
167	急傾斜	104-S-0030	平成31年3月30日	中之郷新町A	中之郷新町A	富士川	中之郷新町	中之郷塚町	中之郷川坂	16	7		
168	急傾斜	104-S-0031	平成31年3月30日	中之郷新町B	中之郷新町B	富士川	四十九町			18	3		
169	急傾斜	104-S-0032	平成31年3月30日	木島北谷外	木島北谷外	富士川	木島			2	0		
170	急傾斜	104-S-0033	平成31年3月30日	木島植竹	木島植竹	富士川	木島			0	0		
171	急傾斜	104-S-0034	平成31年3月30日	岩本上町	岩本上町	岩松北	上町			3	0		
172	急傾斜	104-S-0042	平成31年3月30日	木島鳥語山	木島鳥語山	富士川	小山			3	0		
173	急傾斜	104-S-0043	平成31年3月30日	中之郷新町C	中之郷新町C	富士川	新町本町			12	0		
174	急傾斜	104-I-0062	平成31年3月30日	二太子	二太子	広見	美原町	三ツ倉南町	桜ヶ丘町	39	0		
1	土石流	210-I-001	平成23年3月29日	矢田沢	矢田沢	岩松北	富士下中			24	0		
2	土石流	210-I-002	平成23年3月29日	殿入沢	殿入沢	岩松北	富士上中	富士下中		98	0		
3	土石流	381-I-016	平成24年3月29日	八津沢	八津沢	富士川	相生町	岩淵上町		6	0		
4	土石流	381-I-017	平成24年3月29日	榎切沢	榎切沢	富士川	岩淵上町			0	0		
5	土石流	381-I-028	平成24年3月29日	川坂沢	川坂沢	富士川	相生町	中之郷川坂	中之郷塚町	吉津	101	0	岩淵保育園(岩淵58-16) 放課後等デイサービス ぼけっと、日中一時支援 ぼけっと(岩淵74-9)
6	土石流	381-I-013	平成25年3月29日	吉津川	吉津川	富士川	吉津			1	0		
7	土石流	381-I-014	平成25年3月29日	愛宕沢	愛宕沢	富士川	吉津			2	0		
8	土石流	381-I-015	平成25年3月29日	吉津沢	吉津沢	富士川	吉津	舟山町		26	0		
9	土石流	381-I-018	平成25年3月29日	四十九沢	四十九沢	富士川	四十九町			91	0		
10	土石流	381-I-019	平成25年3月29日	大獄沢	大獄沢	富士川	四十九町			92	0		
11	土石流	381-I-020	平成25年3月29日	矢久保沢	矢久保沢	富士川	中之郷川坂	中之郷新町		5	0		
12	土石流	381-I-021	平成25年3月29日	櫛田沢	櫛田沢	富士川	四十九町	中之郷宮町		92	0		
13	土石流	381-I-022	平成25年3月29日	櫛田沢支川	櫛田沢支川	富士川	四十九町	中之郷宮町		34	0		
14	土石流	381-I-023	平成25年3月29日	黒里沢	黒里沢	富士川	中之郷宮町	小池		97	0		
15	土石流	381-I-024	平成25年3月29日	宇多利下沢	宇多利下沢	富士川	中之郷宮町	小池		120	0	グループホームオアシ ス中之郷(中之郷3152-1)	
16	土石流	381-I-025	平成25年3月29日	宇多利沢	宇多利沢	富士川	中之郷宮町	小池		61	0		
17	土石流	381-I-026	平成25年3月29日	小池沢	小池沢	富士川	小池	中之郷宮町		128	0		
18	土石流	381-I-027	平成25年3月29日	南小池沢	南小池沢	富士川	小池			63	0		
19	土石流	381-II-004	平成25年3月29日	中小池沢	中小池沢	富士川	小池			79	0		
20	土石流	381-I-010	平成26年3月11日	室野南沢	室野南沢	富士川	室野			20	0		
21	土石流	381-I-011	平成26年3月11日	室野中沢	室野中沢	富士川	室野			16	0		
22	土石流	381-I-012	平成26年3月11日	室野北沢	室野北沢	富士川	室野			18	0		
23	土石流	381-II-003	平成26年3月11日	松雲寺沢	松雲寺沢	富士川	小山			5	0		
24	土石流	381-I-009	平成26年3月11日	田中沢	田中沢	富士川	木島			63	0		
25	土石流	381-I-002	平成26年3月11日	血流川	血流川	松野	松野富士見町			4	0		
26	土石流	381-I-003	平成26年3月11日	不動沢	不動沢	松野	松野富士見町			5	0		
27	土石流	381-I-004	平成26年3月11日	矢所沢	矢所沢	松野	松野富士見町			5	0		
28	土石流	381-I-005	平成26年3月11日	稲荷沢	稲荷沢	松野	南松野1	松野富士見町		14	0		
29	土石流	381-I-006	平成26年3月11日	水の口北沢	水の口北沢	松野	南松野1			17	0		
30	土石流	381-I-007	平成26年3月11日	永精寺沢	永精寺沢	松野	松野富士見町	南松野1		18	0		
31	土石流	381-II-002	平成26年3月11日	水の口南沢	水の口南沢	松野	松野富士見町			3	0		
32	土石流	381-I-008	平成26年3月11日	中沢	中沢	松野	南松野1	南松野2	松野八幡町	32	0		
33	土石流	210-II-001	平成26年3月11日	トツラ沢	トツラ沢	浮島	浮島町3			0	0		

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会			保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)	
										警戒区域	特別警戒区域		
34	土石流	210-C-I-021	平成29年3月31日	伝法沢	伝法沢	大淵		大淵町3			12	0	
35	土石流	210-C-I-022	平成29年3月31日	伝法沢第1支溪	伝法沢第1支溪	大淵		大淵町3	吉原富士本中町		0	0	
36	土石流	210-C-I-024	平成29年3月31日	赤淵川第1支溪	赤淵川第1支溪	吉永		富士岡入町			6	0	
37	土石流	210-C-I-025	平成29年3月31日	赤淵川第2支溪	赤淵川第2支溪	吉永		富士岡入町			16	0	
38	土石流	210-C-I-027	平成29年3月31日	赤淵川第4支溪	赤淵川第4支溪	吉永北		間門町	鶴無ヶ淵町1		1	0	
39	土石流	210-C-I-028	平成29年3月31日	赤淵川第5支溪	赤淵川第5支溪	吉永北		間門町	鶴無ヶ淵町1		0	0	
40	土石流	210-C-I-031	平成29年3月31日	赤淵川第8支溪	赤淵川第8支溪						1	0	
41	土石流	210-C-I-034	平成29年3月31日	天ヶ沢	天ヶ沢	須津		神谷町2			3	0	
42	土石流	210-C-I-035	平成29年3月31日	江尾江川	江尾江川	須津		増川町3	増川町1		2	0	
43	土石流	210-C-I-037	平成29年3月31日	江尾江川第2支溪	江尾江川第2支溪	須津		江尾町2			1	0	
44	土石流	210-C-I-040	平成29年3月31日	砂沢	砂沢	大淵		吉原富士本中町	吉原富士本西町		0	0	
45	土石流	210-C-II-026	平成29年3月31日	赤淵川第3支溪	赤淵川第3支溪	吉永北		間門町	鶴無ヶ淵町1		18	0	
46	土石流	210-C-II-032	平成29年3月31日	赤淵川第9支溪	赤淵川第9支溪	吉永北		間門町	鶴無ヶ淵町1		18	0	
47	土石流	210-C-I-047	平成29年3月31日	凡夫川	凡夫川	大淵		吉原富士本中町			15	0	
48	土石流	381-II-005	平成29年3月31日	中島沢A	中島沢	富士川		かぎあな			3	0	
49	土石流	381-II-005-2	平成29年3月31日	中島沢B	中島沢	富士川		かぎあな			3	0	
50	土石流	210-C-III-048	平成29年3月31日	赤淵川第10支溪	赤淵川第10支溪						0	0	
51	土石流	381-I-001	平成29年3月31日	山田川	山田川	松野		大北町			43	0	
52	土石流	381-II-001	平成29年3月31日	清水ヶ糸沢	清水ヶ糸沢	松野		清水町	俣下町		7	0	
53	土石流	381-S-0001	平成30年3月30日	いどり沢	いどり沢	富士川		かぎあな			5	0	
1	地すべり	210-II-001	平成28年10月4日	中之郷	中之郷	富士川		新町本町	中之郷本通4		9	0	さくら台幼稚園 (中之郷3779)
2	地すべり	22-0020	令和2年3月6日	木島	木島	富士川		小山	室野	木島	54	0	

2708 139

※ この表は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)第8条」(以下、「法」という。)に基づく土砂災害警戒避難体制を記したものである。

- 法1項1号 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達については、富士市地域防災計画 共通対策編第3章第4節 通信情報計画のとおり。
- 法1項2号 避難場所は地区まちづくりセンター・知人宅・ホテル等の警戒区域外とし、避難路等については別に定める土砂災害ハザードマップによる。
- 法1項3号 自主防災組織が主体となり地域の実情に合った防災訓練を実施する。
- 法1項4号 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地については、上記表による。
- 法2項 福祉施設に対しては、避難情報の発表に合わせ、必要に応じて避難すべきであることを電話又はFAXにより伝達する。避難が間に合わない場合には、いっとき待避所での退避(垂直避難)により安全を確保することを伝達する。
- 法1項5号 救助に関する事項については、富士市地域防災計画 共通対策編第3章第7節 避難救出計画のとおり。
- 法1項6号 富士市避難情報の判断・伝達マニュアル(資料7-21)に記載した避難情報の判断基準による。

静岡県第 4 次地震被害想定

1. 被害想定 の 目的

東日本大震災等の教訓や蓄積された科学的知見を生かし、二つのレベルの地震・津波を想定している。今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的とする。

2. 対象とする地震・津波

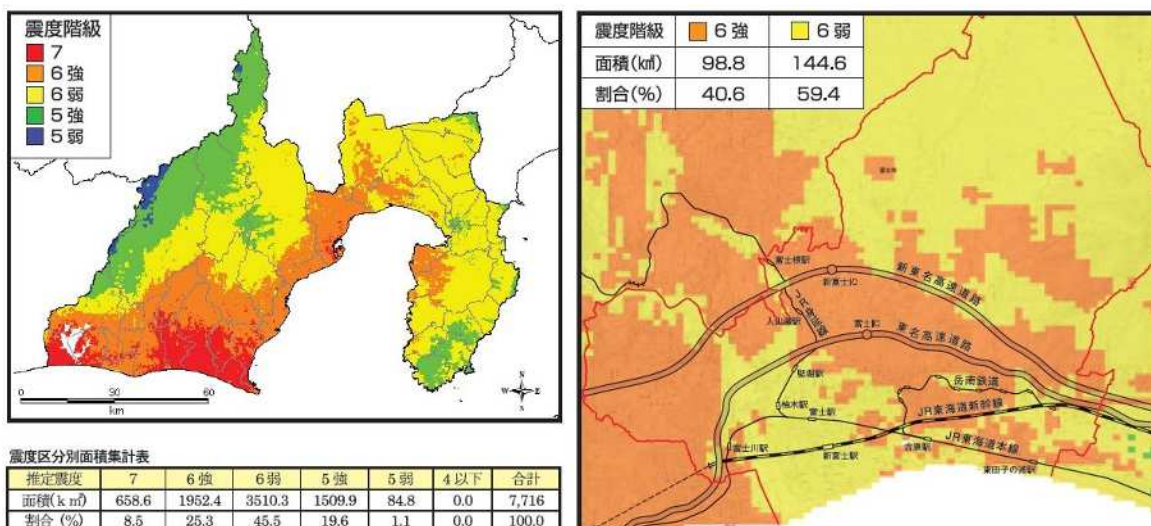
区分	南海トラフ（駿河トラフ）沿い	相模トラフ沿い
レベル 1 発生頻度が比較的高く（100年～150年に一度）、発生すれば大きな被害をもたらす	東海地震、東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震、安政東海型地震 5地震総合モデル （マグニチュード 8.0～8.7 程度）	大正型関東地震 （マグニチュード 8.2 程度）
レベル 2 発生頻度は極めて低い（千年～数千年に一度）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラス	南海トラフ巨大地震（2012 内閣府） （マグニチュード 9.0 程度）	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラス （マグニチュード 8.5 程度）

3. 地震動

① 揺れ方の特徴

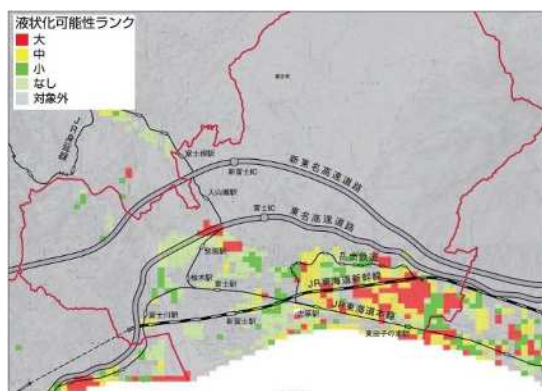
区分	揺れ方の特徴	
レベル 1 発生頻度が比較的高く（100年～150年に一度）、発生すれば大きな被害をもたらす	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県においては、東海地震の震源域の破壊による影響が大きく、（遠くの震源域の影響は必然的に少ないため、）レベル 1 とレベル 2 で揺れの強さに本質的な違いはない ● 地震発生直後、最初に強い縦揺れが起こり、続いて大きく激しい横揺れとなる 	地盤の軟弱な地域を中心に大きな揺れが 1～2 分間程度続く
レベル 2 発生頻度は極めて低い（千年～数千年に一度）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラス		東日本大震災で経験したように強弱を繰り返しながら強く大きな揺れが 3～4 分間（地盤が軟弱であればそれ以上）継続する可能性が高い

② 震度分布・・・富士市の最大震度：6 強



(* 富士市防災マップにカラーで掲載)

4. 液状化可能性ランク分布図



(* 富士市防災マップにカラーで掲載)

5. 津波

① 津波高

	第4次被害想定		宝永型地震		安政東海型地震		5地震総合モデル	
	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大
レベル1	3m	3m	2m	3m	3m	4m	3m	4m
レベル2	5m	6m						

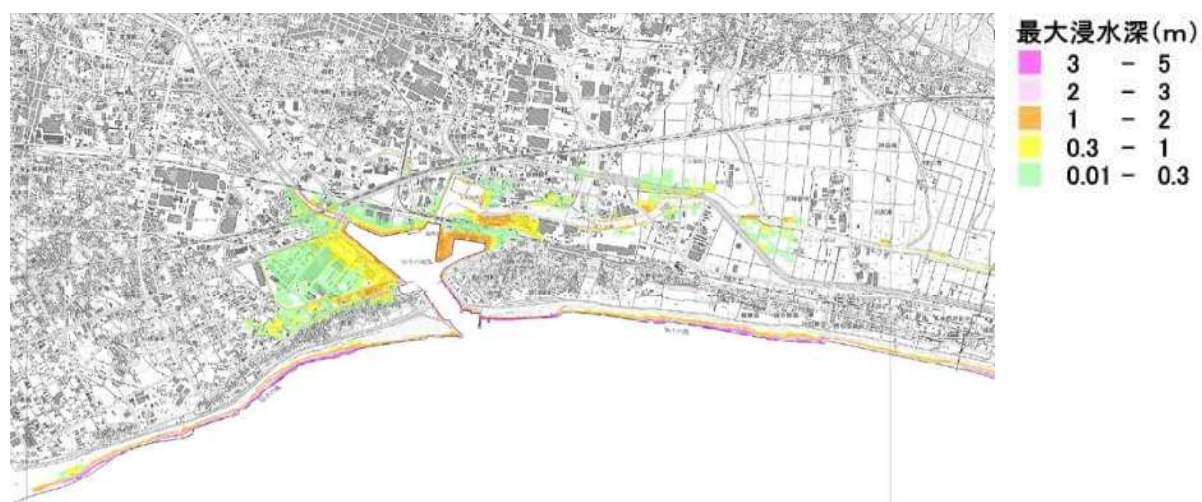
② 津波到達時間

	50cm	1m	3m	最大津波
レベル1	2分	3分	—	11分
レベル2	3分	3分	11分	15分

③ 浸水面積 (平方キロメートル)

	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
レベル1	0.3	0.1	—	—
レベル2	2.4	0.7	0.3	—

④ 浸水域・浸水深

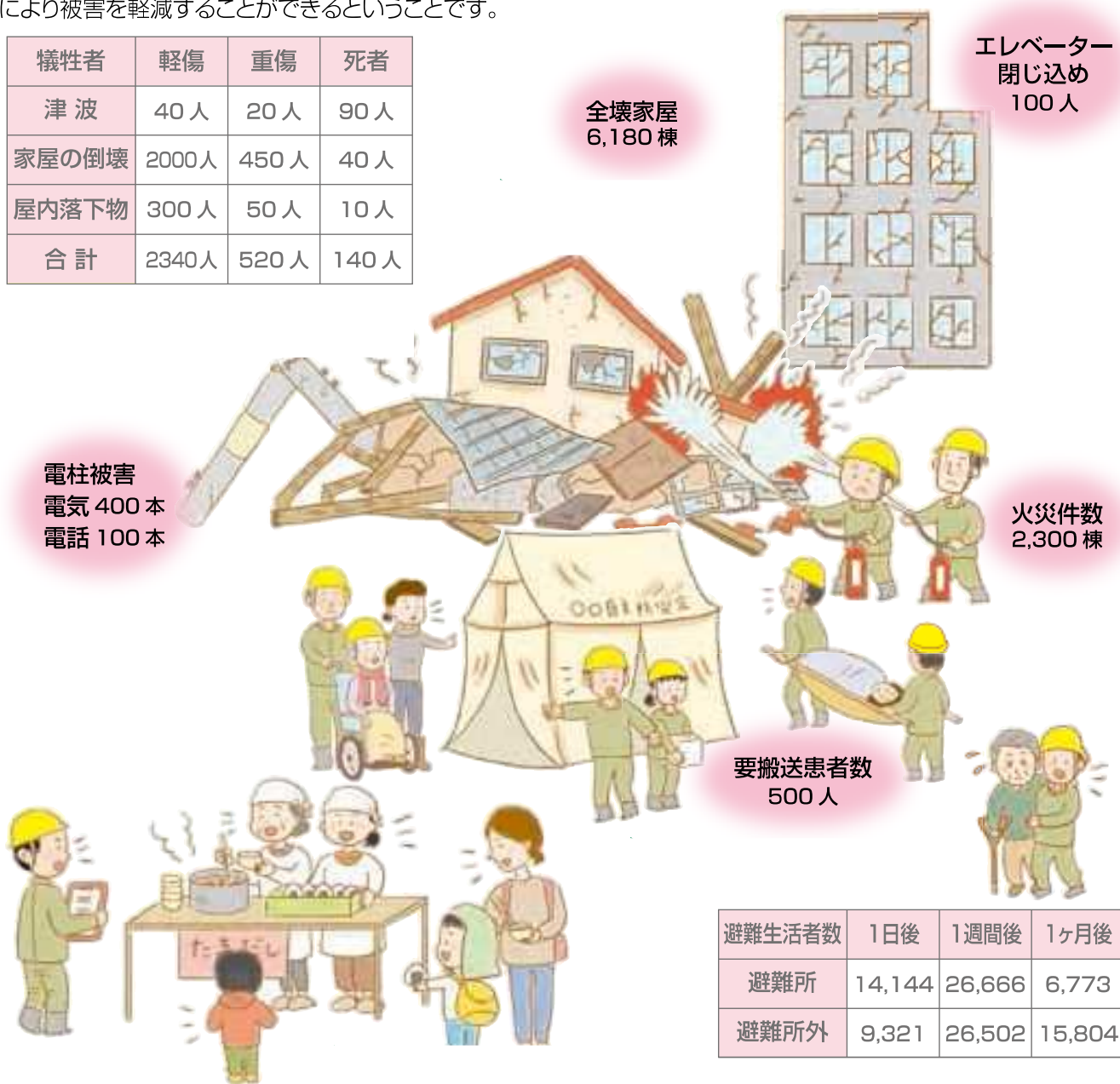


(* 富士市防災マップ、富士市津波避難マップにカラーで掲載)

6. 富士市の人的・物的被害

南海トラフ巨大地震の発生により最大で次のような甚大な被害が想定されています。しかし、これは、何も防災対策をしなかった場合の最悪のケースを示すものであり、この想定を受けとめる上で最も重要なことは、事前の備えにより被害を軽減することができるということです。

犠牲者	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2340人	520人	140人



ライフライン機能支障率	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	59%	0%
下水道 (管路の状況が確認されるまで使えません)	6%	5%	3%	0%
電力	89%	78%	2%	—
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LPガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%



※大規模地震災害発生後のライフラインの使用制限や復旧の状況はラジオエフ等でお知らせします。

砂防指定地 一覽表

No.	告示番号	水系名	溪流名	大字(地区)	指 定 年 月 日	指定面積 (ha)
1	97	富士川	小池川(中ノ郷)	中之郷	昭和3年4月17日	0.40
2	401		凡夫川	久沢	昭和22年12月29日	4.80
3	401		伝法沢川	伝法	昭和22年12月29日	1.10
4	401		須津川	神谷、中里、川尻	昭和22年12月29日	3.84
5	401		春山川	船津、西船津、境	昭和22年12月29日	3.18
6	943		小池川	中之郷	昭和27年7月12日	1.66
7	943		須津川	中里	昭和27年7月12日	1.90
8	1263		須津川	中里	昭和30年11月7日	14.54
9	1586		小池川	中之郷	昭和30年12月27日	2.62
10	1898		須津川	中里	昭和31年12月5日	0.16
11	6		血流川	南松野	昭和34年1月8日	2.96
12	6		有無瀬川	北松野	昭和34年1月8日	1.27
13	1356		由比川	入山	昭和34年7月22日	3.42
14	1647		血流川	南松野	昭和34年9月4日	0.81
15	1647		有無瀬川	北松野	昭和34年9月4日	1.50
16	1245		中島沢	南松野、中之郷	昭和35年7月7日	6.79
17	1245		西川	南松野	昭和35年7月7日	5.16
18	912		有無瀬川	南松野、北松野	昭和36年3月31日	1.89
19	912		由比川	北松野	昭和36年3月31日	0.85
20	2994		赤淵川	比奈	昭和37年12月6日	3.64
21	128		中河原沢	南松野	昭和39年1月28日	2.00
22	2765		大嶽沢	中之郷	昭和41年8月16日	1.75
23	4611		西野沢	北松野	昭和42年12月28日	3.25
24	4611		大倉川	南松野	昭和42年12月28日	3.71
25	1276		赤淵川	鷓無ヶ淵	昭和45年8月18日	3.25
26	1657		凡夫川	厚原	昭和46年10月2日	2.28
27	265		伝法沢川	伝法	昭和47年2月24日	1.56
28	1306		有無瀬川	北松野	昭和48年6月9日	1.05
29	1306		天間沢	天間	昭和48年6月9日	1.95
30	955		中河原沢	南松野	昭和50年6月17日	3.09
31	690		矢田沢	岩本	昭和55年3月29日	2.08
32	933		赤淵川	比奈、間門	昭和56年4月24日	3.99
33	790		須津川	江尾	昭和59年3月30日	2.22
34	1727		吉津川	岩瀬	昭和59年12月24日	2.16
35	1366		赤淵川	桑崎	昭和60年10月12日	3.82
36	1366		千束川	桑崎	昭和60年10月12日	2.76
37	1891		木島沢	木島	昭和61年12月3日	0.80

No.	告示番号	水系名	溪流名	大字(地区)	指 定 年 月 日	指定面積 (ha)
38	1891	富士川	天間沢	天間、富士宮市杉田	昭 和 61 年 12 月 3 日	3.24
39	1571		須津川	中里	昭 和 62 年 9 月 4 日	0.69
40	194		伝法沢川及び小山沢	中野	昭 和 63 年 2 月 15 日	2.17
41	2152		小山沢川	大渚	昭 和 63 年 11 月 8 日	1.22
42	2152		東沢右支川	鵜無ヶ淵	昭 和 63 年 11 月 8 日	2.18
43	1699		天沢	江尾	平 成 1 年 10 月 6 日	1.32
44	1699		砂沢川	大渚	平 成 1 年 10 月 6 日	0.94
45	10		円照寺川	増川、江尾	平 成 3 年 1 月 7 日	11.43
46	673		赤渚川	桑崎	平 成 4 年 3 月 17 日	28.00
47	1064		千束川	桑崎、比奈	平 成 4 年 4 月 23 日	6.72
48	943		円照寺川	江尾	平 成 5 年 3 月 25 日	5.20
49	943		花沢川	鵜無ヶ渚	平 成 5 年 3 月 25 日	0.64
50	943		小山沢	中野	平 成 5 年 3 月 25 日	1.40
51	943		不動沢	大渚	平 成 5 年 3 月 25 日	0.97
52	2070		凡夫川	大渚	平 成 5 年 10 月 29 日	3.23
53	2121		山田川	北松野	平 成 5 年 11 月 9 日	0.39
54	2228		伝法沢川	中野	平 成 6 年 11 月 21 日	0.86
55	84		須津川	中里、江尾	平 成 7 年 1 月 19 日	2.09
56	550		万騎沢	江尾、境	平 成 8 年 3 月 12 日	0.86
57	1324		春山川	船津	平 成 8 年 5 月 13 日	1.28
58	294		砂沢川	大渚	平 成 9 年 2 月 27 日	2.52
59	327		須津川	江尾	平 成 9 年 3 月 3 日	2.94
60	2129		東沢	鵜無ヶ渚、間門、江尾	平 成 10 年 12 月 14 日	37.52
61	2240		東沢	間門	平 成 12 年 11 月 28 日	0.42
62	10		須津川	江尾	平 成 15 年 1 月 9 日	3.93
63	10		虚無僧川	江尾	平 成 15 年 1 月 9 日	1.50
64	60		凡夫川	大渚	平 成 20 年 1 月 24 日	4.52
65	60		千束川	桑崎	平 成 20 年 1 月 24 日	3.84
66	7		砂沢	大渚	平 成 21 年 1 月 6 日	2.72
67	973		血流川	南松野	平 成 23 年 9 月 27 日	0.67
68	1475		千束川	桑崎	平 成 24 年 12 月 21 日	2.06
69	519		小池川	中之郷	平 成 25 年 5 月 23 日	0.03
70	1302		砂沢	大渚	平 成 25 年 12 月 25 日	5.89
71	118	川坂沢	岩淵	平 成 26 年 2 月 10 日	0.58	
72	1149	不動沢	大渚	平 成 26 年 12 月 15 日	1.19	
73	950	千束川	比奈	平 成 28 年 8 月 23 日	11.09	
74	235	不動沢	比奈	平 成 29 年 3 月 27 日	10.39	
75	202	田中沢	木島	平 成 30 年 2 月 2 日	0.13	
76	283	久遠寺川	大渚	令 和 2 年 3 月 13 日	6.22	
77	641	不動沢	大渚	令 和 2 年 6 月 4 日	3.57	

急傾斜地崩壊危険区域 一覽表

No.	箇所番号	区域名	大字 (地区)	指 定 年 月 日	指定面積	保全人家
1	105-I-1487	旭 町	岩 淵	昭 和 45 年 3 月 31 日	20,908	79
2	104-I-931	宇東川	今 泉	昭 和 46 年 4 月 13 日	3,100	29
3	104-I-926	大野新田	大野新田	昭 和 47 年 2 月 15 日	3,300	20
4	105-I-1495	幸 町	中之郷	昭 和 47 年 4 月 11 日	9,821	16
5	104-I-927	今 井	今 井	昭 和 48 年 2 月 2 日	6,180	27
6	105-I-1494	幸町東	中之郷	昭 和 50 年 4 月 1 日	13,790	27
7	105-I-1491	宮 町	中之郷	昭 和 50 年 12 月 16 日	7,371	6
		宮町No.2		平 成 15 年 6 月 6 日	891	1
8	104-I-936	矢田沢	岩 本	昭 和 51 年 12 月 7 日	2,200	13
9	105-I-1488	旭町No.2	中之郷	昭 和 53 年 3 月 28 日	3,200	49
10	104-I-928	鈴川砂山	鈴 川	昭 和 56 年 3 月 31 日	5,400	19
11	104-I-934	久沢沢東	久 沢	昭 和 58 年 4 月 5 日	2,640	6
		久沢沢東No.2		昭 和 60 年 11 月 12 日	1,420	4
12	105-I-1485	上 町	岩 淵	昭 和 59 年 3 月 21 日	8,175	21
13	105-I-1481	城 山	北松野	昭 和 59 年 4 月 6 日	3,240	7
14	105-I-1484	舟山町	岩 淵	昭 和 60 年 1 月 25 日	7,478	21
15	104-I-930	鈴 川	鈴 川	昭 和 60 年 11 月 12 日	1,600	8
16	105-I-1489	赤 岩	中之郷	昭 和 61 年 3 月 7 日	5,292	19
17	104-I-922	江 尾	江 尾	昭 和 63 年 1 月 5 日	3,819	13
18	104-I-925	増川西	増 川	昭 和 63 年 7 月 12 日	3,557	7
19	104-I-932	斉 藤	原 田	昭 和 63 年 7 月 12 日	705	5
20	104-I-2795	増川東	増 川	昭 和 63 年 7 月 12 日	1,235	7
21	104-I-923	増川北	増 川	平 成 元 年 7 月 14 日	1,559	7
22	105-I-2910	舟山町北	岩 淵	平 成 元 年 8 月 22 日	954	11
23	104-I-933	富士岡	富士岡	平 成 4 年 6 月 16 日	5,232	12
24	105-I-1489	四十九	中之郷	平 成 5 年 3 月 30 日	524	7
25	104-I-2803	若松町	大 淵	平 成 6 年 3 月 1 日	5,455	21
26	104-I-924	神 谷	神 谷	平 成 12 年 12 月 26 日	3,056	7
27	104-I-1375	中之郷新町	中之郷	平 成 14 年 3 月 12 日	4,437	16
28	104-I-921	江尾No.2	江 尾	平 成 18 年 11 月 6 日	12,287	16
29	105-I-1486	坂 下	岩 淵	平 成 17 年 1 月 25 日	2,102	12
30	104-I-932	吉原中島	原 田	平 成 19 年 3 月 23 日	1,855	7
31	104-I-2800	今宮印之	今 宮	平 成 23 年 12 月 26 日	7,547	7
32	104-I-3551	大淵糝窪	大 淵	平 成 27 年 3 月 13 日	2,572	9
33	104-I-2797	間 門	間 門	令 和 2 年 9 月 15 日	21,468	23
34	105-I-1482	水 口	南松野	令 和 4 年 1 月 14 日	12169	10

3. 気象情報

富士市の気象

(令和2年～令和4年)

区 分	天気概況			風 向		風 速		湿度	気 温			降雨量			気 圧			
	年	月	晴	曇	雨	最多頻度		最大	平均	平均	最高	最低	平均	時間最大	日最大	月積算	最高	最低
						方位	%	m/s	m/s	%	°C	°C	°C	mm	mm	mm	hPa	hPa
R2	1	16	12	3	NNW	38.2	20.9	3.1	63.4	20.3	2.6	8.9	16.0	35.0	98.0	1026.6	991.6	
R3		23	6	2	NNW	39.1	21.3	3.2	61.3	18.6	-3.3	6.9	3.5	15.5	51.0	1025.9	995.8	
R4		21	8	2	NNW	42.6	19.8	3.0	59.2	15.1	-1.5	6.0	4.0	14.5	21.0	1022.7	992.9	
R2	2	18	8	3	NNW	35.2	19.9	3.1	56.2	23.2	1.1	9.6	9.5	30.0	79.5	1032.4	995.3	
R3		18	9	1	NNW	30.8	22.8	3.6	54.8	20.3	-0.6	9.5	10.5	39.5	71.5	1032.3	978.5	
R4		24	2	2	NNW	34.8	18.1	3.1	56.4	16.8	-1.0	6.4	3.0	20.5	50.5	1023.3	993.1	
R2	3	16	11	4	NNW	27.2	25.3	3.1	64.3	23.6	2.5	12.1	9.5	55.5	217.0	1020.2	988.8	
R3		12	16	3	NNW	25.3	21.5	2.9	73.4	22.3	5.9	13.5	24.5	81.5	253.5	1030.0	994.7	
R4		13	14	4	NNW	21.3	19.3	2.9	70.1	26.1	2.8	12.6	8.5	43.5	110.0	1027.3	989.0	
R2	4	18	8	4	NNW	24.6	18.7	3.4	61.3	23.0	7.5	14.3	16.0	102.5	219.0	1021.5	984.3	
R3		18	7	5	NNW	16.8	20.2	2.8	68.9	22.9	7.5	15.8	18.0	82.0	190.0	1031.1	992.9	
R4		10	13	7	NNW	17.7	21.7	2.9	84.1	27.2	6.3	16.0	16.5	62.5	283.0	1026.5	994.7	
R2	5	17	12	2	SSE	13.4	14.5	2.4	72.9	29.0	12.6	20.4	7.0	53.5	103.5	1019.6	992.1	
R3		7	18	6	SSW	13.3	19.4	2.7	80.4	29.3	11.0	19.8	14.5	72.5	235.0	1018.1	994.7	
R4		16	9	6	NNW	19.9	20.9	2.4	80.9	28.9	9.5	19.5	30.5	92.5	239.5	1020.9	992.5	
R2	6	8	18	4	S	15.8	18.9	2.1	82.4	30.3	17.3	23.8	26.0	82.0	301.5	1017.2	994.9	
R3		4	21	5	NNW	16.2	15.9	2.2	82.6	30.4	17.9	23.2	18.5	86.5	167.5	1017.4	992.1	
R4		10	14	6	S	19.1	16.1	2.3	88.4	31.4	16.0	22.9	16.5	47.5	144.0	1014.4	989.0	
R2	7	7	14	10	SSW	22.4	19.4	2.3	91.5	31.1	19.6	24.8	60.0	245.0	804.5	1013.1	993.7	
R3		11	17	3	SSW	13.3	16.1	2.0	89.7	33.7	20.2	26.5	66.0	223.0	668.5	1017.4	994.2	
R4		15	8	8	S	20.6	10.5	1.8	91.7	34.0	21.0	26.9	26.0	93.0	294.5	1014.4	994.7	
R2	8	24	7	0	S	20.5	14.9	2.1	79.6	36.0	23.2	29.2	23.0	26.5	64.5	1014.0	1002.0	
R3		9	19	3	SSW	17.6	23.4	2.5	89.0	36.2	21.4	27.8	32.0	66.5	273.5	1016.1	991.6	
R4		7	21	3	S	19.2	19.3	2.2	91.6	34.7	21.7	27.7	23.5	158.5	356.5	1015.2	997.8	
R2	9	12	12	6	NNW	16.1	21.6	2.4	79.0	35.0	15.6	25.7	10.5	63.5	197.5	1014.4	998.3	
R3		8	20	2	NNW	19.3	14.4	2.3	84.1	32.8	16.8	24.0	29.5	89.5	208.0	1020.3	1000.9	
R4		14	12	4	SSE	16.8	19.6	2.4	85.3	33.7	19.1	25.7	58.0	144.0	424.0	1016.5	991.7	
R2	10	17	7	7	NNW	31.1	14.1	2.6	73.9	30.5	9.5	18.8	8.0	78.5	203.5	1024.4	995.1	
R3		13	17	1	NNW	22.9	17.3	2.6	79.9	30.5	10.8	19.9	5.0	17.5	49.5	1024.3	987.0	
R4		16	13	2	NNW	30.3	16.6	2.7	79.5	29.9	8.8	18.7	10.0	39.0	100.5	1025.5	1003.1	
R2	11	19	2	9	NNW	38.7	11.3	2.9	70.7	24.1	7.0	15.4	4.0	11.0	23.5	1030.1	999.6	
R3		20	7	3	NNW	38.9	18.3	3.4	69.9	23.2	4.7	14.3	13.5	34.0	78.5	1028.3	994.0	
R4		21	5	4	NNW	39.3	19.4	3.1	78.1	25.5	8.9	15.8	30.0	123.5	186.0	1024.2	999.9	
R2	12	28	0	3	NNW	44.0	20.3	3.1	62.2	17.9	0.3	9.1	3.0	6.5	9.0	1024.8	981.0	
R3		23	5	3	NNW	40.4	18.6	3.4	68.0	20.2	-1.7	8.9	14.5	51.0	96.0	1026.6	989.6	
R4		24	7	0	NNW	41.7	22.4	3.3	66.8	17.8	-1.2	8.4	5.5	20.5	35.0	1023.7	985.4	
年間統計	R2	200	111	55	NNW	24.5	25.3	2.7	71.5	36.0	0.3	17.7	60.0	245.0	2321.0	1032.4	981.0	
	R3	166	162	37	NNW	24.0	23.4	2.8	75.2	36.2	-3.3	17.5	66.0	223.0	2342.5	1032.3	978.5	
	R4	191	126	48	NNW	24.3	22.4	2.7	77.7	34.7	-1.5	17.2	58.0	158.5	2244.5	1027.3	985.4	

※天気概況は、15時のデータを使用しています。(富士市消防本部調べ)

気象等の予報及び警報の種類と発表基準

1 気象等の予報及び警報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごと※に発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

※ 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に分割し発表を行う。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要	
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報	一般の利用に適合する警報	水防活動の利用に適合する注意報	一般の利用に適合する注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(3) 大雨警報・洪水の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、東海地方気象情報、静岡県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（※）を特定して警戒を呼びかける情報で、静岡県では県と静岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に分割し発表を行う。

(7) 記録的短時間大雨情報

静岡県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、気象庁のホームページにおいて閲覧できる警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、静岡県東部などの気象予報と同じ区域単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が静岡県東部などの気象予報と同じ区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(10) 富士川（釜無川を含む）洪水予報

水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する洪水の予報が「指定河川洪水予報」である。

富士川（釜無川を含む）については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同で、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報の標題により、河川名を付して発表する（「10-7 国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報とその措置」参照）。警戒レベル2～5に相当する。

(11) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに静岡地方気象台長が知事に対して通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町に通報する。

（共通対策編第2章 第3節 火災等予防計画参照）

(12) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

富士市	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		富士山南西	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
	波浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯的気圧により高波になると予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	156
	洪水	流域雨量指数基準		富士早川流域=6.1, 潤井川流域=39.2, 沼川流域=32.5, 小潤井川流域=11.1, 滝川流域=8.6, 赤淵川流域=14.5
		複合基準		富士早川流域= (20, 6)
		指定河川洪水予報による基準		富士川（釜無川を含む） [南部]
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
		海上	25m/s 雪を伴う	

	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	79		
	洪水	流域雨量指数基準	富士早川流域=4.8, 潤井川流域=31.3, 沼川流域=26, 小潤井川流域=8.8, 滝川流域=6.8, 赤淵川流域=11.6		
		複合基準	富士早川流域=(10, 4.8), 沼川流域=(6, 26), 小潤井川流域=(6, 8.4), 滝川流域=(10, 6.8)		
		指定河川洪水予報による基準	富士川(釜無川を含む) [南部]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	標高	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%				
なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合				
低温	冬期：最低気温-4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			
顕著な大雨に関する気象情報	現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。 1. 前3時間積算降水量(5kmメッシュ)が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 2. 1.の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上) 3. 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4. 1.の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過				

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (9) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (10) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「富士川〔南部〕」は、洪水警報においては「指定河川である富士川に発表された洪水予報において、南部基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「南部基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

3. 気象等の注意報、警報及び特別警報の発表・切り替え・解除

(1) 気象等の注意報・警報及び気象情報等の発表

静岡地方気象台が必要に応じて発表する。

(2) 気象等の注意報、警報及び特別警報の切り替え・解除

注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報または特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、または解除されるときまで継続されるものとする。

津波警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

緊急地震速報、地震情報等について

緊急地震速報は、平成19年12月1日から、地震動に関する予報及び警報に位置づけられました。

(1) 地震動警報：緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報

最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度 4 以上の強い揺れが予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域（静岡県では静岡県西部・中部・東部・伊豆）に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注：緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒ときわめて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

(2) 地震動予報：緊急地震速報（予報）

気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合。

(3) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び静岡地方気象台が静岡県及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・静岡県の地震活動 (月間地震概況)、静岡県及び周辺域の週間地震活動概況

地震及び津波に関わる災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するための地震活動を取りまとめた資料。静岡地方気象台では月毎に「静岡県の地震活動」を、週毎に「静岡県及び周辺域の週間地震活動概況」を作成し発表している。

(5) 東海地震に関連する情報

平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。

(6) 「南海トラフ地震に関連する情報」

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上※ ₁ の地震※ ₂ が発生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ所以上のひずみ計※₃ での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ₄ 48.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※₂ が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※₁：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生

直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。

※₂：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※₃：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

※₄：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

○南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

噴火警報・予報及び噴火警戒レベル等について

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。

(3) 噴火警戒レベルについて

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表される。富士山の噴火警戒レベルは、平成19年12月1日から運用されている。

<噴火警報と噴火警戒レベル>

名称	対象範囲	噴火警戒レベル	説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者等への対応
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要 （状況に応じて対象地域や方法を判断）	
		レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要 （状況に応じて対象地域を判断）	
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）

	火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活	火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

(4) その他の火山現象に関する予報

● 降灰予報

名称	種類	発表基準と内容	発表時期
降灰予報	降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に発表 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 	定期的(3時間ごと)に発表
	降灰予報(速報)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して発表 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>(注1) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p>	噴火発生後、5~10分程度で発表
	降灰予報(詳細)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い発表 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供 <p>(注2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</p>	噴火発生後、20~30分程度で発表

●降灰量の階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

●火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる地域を発表する予報。

(5) 火山現象に関する情報等

●噴火速報

登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

●火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

●火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

●月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

●噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。

異常現象と発見者の通報義務

災害対策基本法第54条によって、災害が発生する恐れのある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は遅滞なく市町村長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

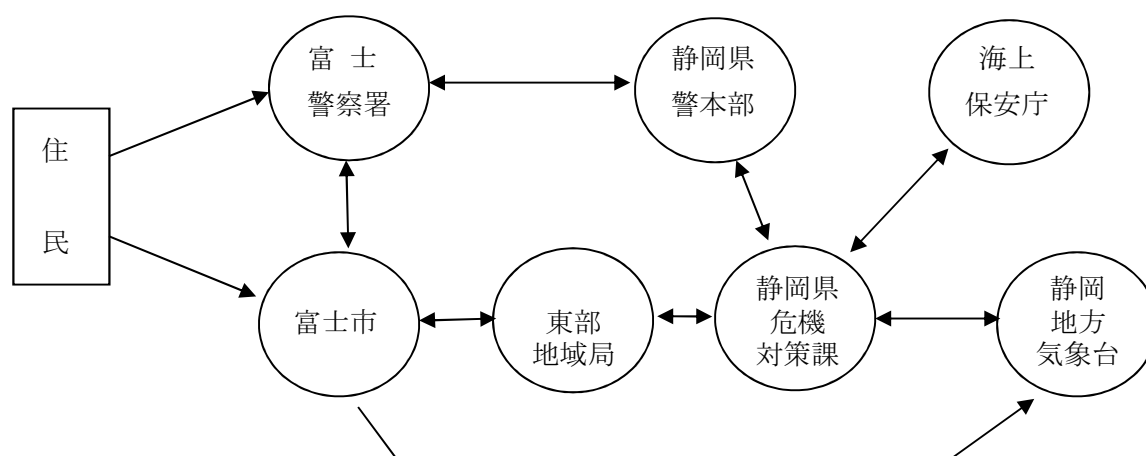
市がその通報を受けた場合は、静岡地方気象台及び、東部地域局を通じて、県危機対策課へ遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

火山関係の異常気象現象とは次のものをいう。

- 1) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- 2) 火山地域での火映、鳴動の発生
- 3) 火山地域での地震群発
- 4) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地上昇、沈下、陥没等の顕著な地形変化
- 5) 噴気孔の新生拡大、異常及び噴気の噴煙の量、色、温度、昇華物等顕著な異常変化
- 6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇、または量、味、臭、色、濁度、湿度の異常等顕著な変化
- 7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大或いは移動及び草木の立ち枯れ等
- 8) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等浮上、発泡、温度の上昇等

資料 3 - 4 - 2

異常現象の伝達経路



●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

●地面・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

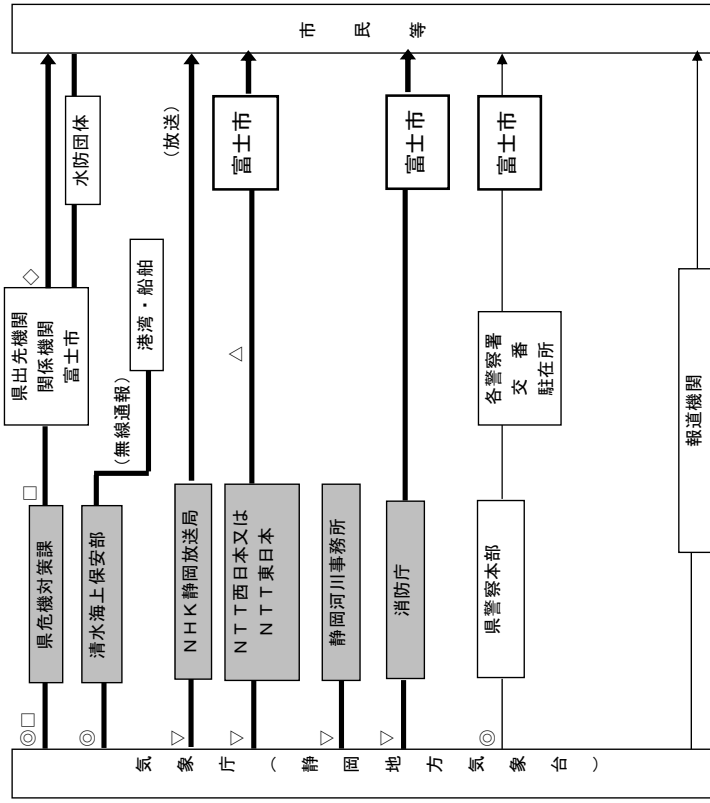
●使用にあたっての留意事項

- 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度を決定するものではありません。
- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずかに 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量の・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

4. 情報・広報活動

気象警報等連絡系統図



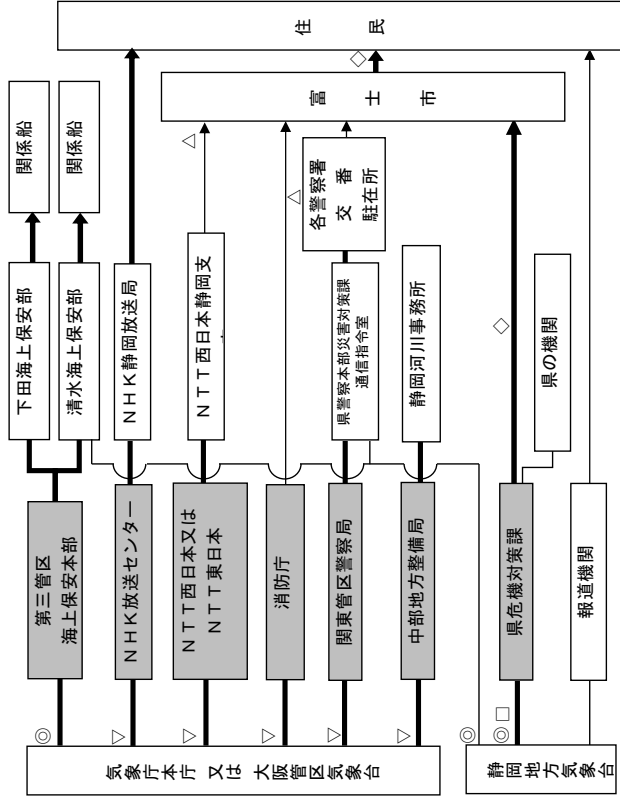
● □ ○ △ ▽ □ ◇

●： 防災情報提供システム
○： 専用電話・FAX
△： 加入電話・FAX
▽： オンライン（アデス経由）
□： 県防災行政無線
◇： 市防災行政無線

※ 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

—— 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
—— 地域防災計画、行政協定による伝達系統
■ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

津波警報時の伝達系統図



● □ ○ △ ▽ □ ◇

●： 防災情報提供システム
○： 専用電話・FAX
△： 加入電話・FAX
▽： オンライン（アデス経由）
□： 県防災行政無線
◇： 市防災行政無線

※ 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

—— 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
—— 地域防災計画、行政協定による伝達系統
■ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

富士市防災行政無線固定系一覧表

Table with columns: 設置場所 (Installation Location), 識別番号 (Identification Number), 周波数 (Frequency), 出力 (Output), 周波数 (Frequency), 出力 (Output). Includes details for 富士市永永町1-100 and 富士市消防防災庁舎.

治 草

平成13年3月27日設置場所変更(市庁舎から消防防災庁舎)

平成19年2月20日出力変更(29W→50W)

平成21年3月31日デジタル電波出力開始(6W)

※括弧内の数字はスピーカーの数

II 屋外受信局 404局 (うち 簡易受信局2局)

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

Table with columns: 運用局 (Operation Station), 地区名 (Area Name), コール (Call), Aコール (A-Call), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), 受信局名 (Receiving Station Name), No. (Number), Bコール (B-Call).

グループ5		グループ6	
F15 (F105)		F16 (F106)	
大瀬南		元吉原	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	231 穴原町 (4)	1	34 今井野砂門町 (5)
2	232 穴原町 (4)	2	281 大野町 (4)
3	84 穴原 (2)	3	296 柏原1東 (3)
4	242 城山北 (4)	4	185 今井本町 (5)
5	201 中野町 (4)	5	249 柏原町3 (4)
6	287 城山南 (4)	6	40 大野町 (4)
7	200 中野町 (4)	7	30 鈴川3 (5)
8	280 中野町西 (4)	8	37 柏原1 (4)
9	307 八王子2南 (4)	9	32 柏原町2 (4)
10	274 八王子本町北 (3)	10	35 鈴川1 (4)
11	190 希望ヶ丘 (4)	11	36 鈴川5 (4)
12	87 城山町 (4)	12	31 松町 (5)
13	286 大久保南 (3)	13	330 元吉原南 (4)
14	223 三ツ倉南 (5)	14	331 鈴川西 (4)
15	235 中野町1 (4)	15	337 マリンブール (4)
16	85 八王子1 (4)	16	
17	80 八王子本町 (5)	17	
18	75 三ツ倉 (5)	18	
計	16	計	11

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

グループ7		グループ8	
F17 (F107)		F18 (F108)	
駅南		岩松南	
地区名	地区名	地区名	地区名
コード	コード	コード	コード
No.	No.	No.	No.
受信局名	受信局名	受信局名	受信局名
1	111 上横町 (4)	1	133 岩松 (4)
2	113 水戸島2 (6)	2	136 岩本山向地 (5)
3	221 水戸島2 (4)	3	134 四丁河原上 (4)
4	109 森島 (4)	4	259 水神 (4)
5	116 森島南 (4)	5	245 羽洲 (3)
6	289 森島西2 (4)	6	161 林町 (4)
7	182 森島南 (4)	7	244 万野 (2)
8	108 横町 (4)	8	288 四ツ家北 (4)
9	327 宮下南 (4)	9	311 四ツ家東 (3)
10	301 水戸島中 (4)	10	326 岩本山公園 (3)
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	
計	10	計	2

富士市防災行政無線移動系一覽表

I 基地局

常置場所 富士市永田町1-100 富士市消防防災庁舎					
識別信号	ぎょうせいふじ	出力	5W	周波数	268.29375MHz
1	昭和50年10月31日	關局 (識別信号 ぎょうせいふじ・周波数 153.49MHz)			
2	昭和60年2月21日	識別信号、周波数変更(466.812MHz)			
3	平成13年3月27日	基地局常置場所変更(市役所本庁から消防防災庁舎)			
4	平成17年5月	各支部・地区班の系統を整理し、機器を更新			
5	平成20年11月	西部地区に富士川・松野地区追加			
6	令和元年9月	デジタル変調方式へ移行			

II 移動局

部		地区	班	可搬型 5W	電話	常置場所	
中部	フ	ロ	ック	吉原地区班	ふじ 102	53-1580	吉原まちづくりセンター
				伝法地区班	ふじ 103	51-4091	伝法まちづくりセンター
				今泉地区班	ふじ 104	51-4200	今泉まちづくりセンター
				青葉台地区班	ふじ 105	22-0600	青葉台まちづくりセンター
東部	フ	ロ	ック	吉永原地区班	ふじ 106	34-1014	吉永まちづくりセンター
				元吉原地区班	ふじ 107	33-0170	元吉原まちづくりセンター
				須津地区班	ふじ 108	34-0004	須津まちづくりセンター
				浮島地区班	ふじ 109	38-0930	浮島まちづくりセンター
北部	フ	ロ	ック	原田地区班	ふじ 110	52-0124	原田台まちづくりセンター
				富士見地区班	ふじ 111	21-7102	富士見台まちづくりセンター
				神戸地区班	ふじ 112	21-2203	神戸まちづくりセンター
				吉永北地区班	ふじ 113	21-3559	吉永北まちづくりセンター
南部	フ	ロ	ック	大淵地区班	ふじ 114	35-0002	大淵まちづくりセンター
				富士駅北地区班	ふじ 115	63-5211	富士駅北まちづくりセンター
				富士北地区班	ふじ 116	64-0099	富士北まちづくりセンター
				富士駅南地区班	ふじ 117	63-2625	富士駅南まちづくりセンター
西部	フ	ロ	ック	田子浦地区班	ふじ 118	63-5209	田子浦まちづくりセンター
				富士南地区班	ふじ 119	64-3632	富士南まちづくりセンター
				岩松地区班	ふじ 120	63-5210	岩松まちづくりセンター
				岩松北地区班	ふじ 121	60-8008	岩松北まちづくりセンター
東部	フ	ロ	ック	富士川地区班	ふじ 122	81-1111	富士川まちづくりセンター
				松野地区班	ふじ 123	56-1055	松野まちづくりセンター
				鷹岡地区班	ふじ 124	71-3215	鷹岡まちづくりセンター
				広見地区班	ふじ 125	21-3444	広見まちづくりセンター
北部	フ	ロ	ック	天間地区班	ふじ 126	71-4007	天間まちづくりセンター
				丘地区班	ふじ 127	71-3961	丘まちづくりセンター
				地区支	ふじ 128	55-2715	防災危機管理課
				援班			

選局1		グループ10	
選局2		F110	
地区名		富士川	
コール		Aコール	Bコール
No.	受信局名	No.	受信局名
1	501 大妻窪 (4)	505	東町2 (4)
2	502 幸町1 (4)	507	東町1-2 (3)
3	503 小池 (4)	509	木通4 (4)
4	504 中之郷日の中町 (4)	510	木通1 (4)
5	506 東町1-1 (5)	511	中之郷堂町1 (5)
6	508 幸町2 (4)	513	新町本町 (4)
7	512 中之郷宮町2 (4)	516	川坂 (4)
8	514 四十九町 (4)	517	岩淵旭町 (4)
9	515 中之郷新町 (4)	519	相生町 (4)
10	518 坂下 (4)	521	舟山町 (3)
11	520 上町 (4)	527	相生町2 (4)
12	522 吉津 (4)	528	吉津2 (4)
13	523 小山 (3)		
14	524 室野 (4)		
15	525 木島 (4)		
16	526 岩淵旭町2 (4)		
17	529 木通3 (3)		
18	555 中之郷大宮町 (4)		
計	18		12

選局2		F130	
地区名		松野	
コール		Aコール	Bコール
No.	受信局名	No.	受信局名
1	531 水の口 (4)	530	根方 (3)
2	533 南松野 (4)	532	吉添 (4)
3	534 中山 (2)	540	八幡町1 (4)
4	535 矢野 (4)	542	清水町 (4)
5	536 平清水 (4)	544	富士松野 (4)
6	537 粒長野 (2)	546	北松野2 (4)
7	538 池野 (4)	547	山田 (4)
8	539 三十坂 (3)	553	北松野2 (4)
9	541 八幡町2 (3)		
10	543 中野台1 (4)		
11	545 北松野1 (4)		
12	548 大北 (4)		
13	549 大北口和 (2)		
14	550 鍵穴 (4)		
15	551 大代 (2)		
16	552 南松野2 (4)		
17	554 中野台2 (4)		
計	17		8

選局1		グループ9	
選局2		F19 (F109)	
地区名		丘	
コール		Aコール	Bコール
No.	受信局名	No.	受信局名
1	143 厚原北 (4)	197	厚原北2 (4)
2	137 厚原中 (6)	308	厚原東2 (4)
3	140 厚原西 (6)	304	片宿西 (4)
4	240 厚原西2 (5)	328	厚原北3 (4)
5	139 厚原草 (5)		
6	142 厚原南 (4)		
7	166 丘 (4)		
8	71 片宿町 (4)		
9	69 森木 (5)		
10	239 森木北 (4)		
11	187 末広 (5)		
12	141 横道下 (4)		
13			
14			
15			
16			
計	12		4

選局2		F29 (F129)	
地区名		鷹岡	
コール		Aコール	Bコール
No.	受信局名	No.	受信局名
1	206 入山瀬西2 (4)	151	入山瀬天王町 (5)
2	148 久沢北 (4)	152	入山瀬西 (4)
3	144 久沢新田 (4)	321	久沢北2 (4)
4	146 久沢西 (4)	147	久沢東 (4)
5	198 久沢西2 (4)	238	久沢東2 (5)
6	145 久沢南 (4)	219	久沢南2 (4)
7	150 鷹岡本町1 (4)	284	鷹岡中学校 (4)
8	179 鷹岡本町3 (5)	149	鷹岡本町 (5)
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
計	8		8

選局2		F39 (F139)	
地区名		天間	
コール		Aコール	Bコール
No.	受信局名	No.	受信局名
1	156 天間川坂 (5)	154	天間北 (6)
2	192 天間北2 (4)	157	天間浜 F (4)
3	153 天間畑代 (4)	155	天間南 (4)
4	193 天間東 (4)	344	天間北2 (4)
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
計	4		4

富士市デジタル防災無線（MCA無線）局番号一覧表

Table with columns: No., 個別番号, 常置場所, 登録名称, 種別, 指合局, グループ, 登録名称, 種別, 指合局. It lists various emergency communication systems and their details.

Table with columns: No., 個別番号, 常置場所, 登録名称, 種別, グループ, 地区拠点, 種別. It lists emergency communication systems and their regional bases.

No.	個別番号	常置場所	登録名称	種別	グループ			
101	101	元吉原中学校	元吉原中	携帯局	G.避難所	G.中学校	G.東部	G.教育施設
102	102	須津中学校	須津中	携帯局	G.避難所	G.中学校	G.東部	G.教育施設
103	103	吉原東中学校	東中	携帯局	G.避難所	G.中学校	G.東部	G.教育施設
104	104	吉原北中学校	吉原北中	携帯局	G.避難所	G.中学校	G.北部	G.教育施設
105	105	大淵中学校	大淵中	携帯局	G.避難所	G.中学校	G.北部	G.教育施設
106	106	富士市立高等学校	市立高	携帯局	G.避難所	G.東部	G.教育施設	
107	107	富士市立高等学校	富士高	携帯局	G.避難所	G.南部		
108	108	富士市立高等学校	富士高	携帯局	G.避難所	G.東部		
109	109	富士市立高等学校	富士高	携帯局	G.避難所	G.東部		
110	110	私立立見高等学校	立見高	携帯局	G.避難所	G.南部		
111	111	天間幼稚園	天間幼	携帯局	G.避難所	G.西部	G.幼稚園	G.福祉部
112	112	市立若木保育園	若木保	携帯局	G.避難所	G.西部	G.保育園	G.福祉部
113	113	市立和原保育園	和原保	携帯局	G.避難所	G.東部	G.保育園	G.福祉部
114	114	富士川体育館	富士川体	携帯局	G.避難所	G.西部		
115	115	ファイナンセ	ファイナ	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
116	116	医師会	医師会	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
117	117	芦川病院	芦川病	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
118	118	川村病院	川村病	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
119	119	聖隷富士病院	聖隷福	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
120	120	富士市立看護専門学校	看護専	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
121	121	大富士病院	大富士	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
122	122	富士整形外科病院	富士整	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
123	123	湖山リハビリテーション病院	湖山リ	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
124	124	新富士病院	新富士	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
125	125	いきいき病院	いきい	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
126	126	聖蹟病院	聖蹟病	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
127	127	聖明病院	聖明病	携帯局	G.医療機関	G.救護所		G.災害医療
128	128	弘法まちづくりセンター(救護所用)	弘法中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
129	129	丘まちづくりセンター(救護所用)	丘中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
130	130	元吉原まちづくりセンター(救護所用)	元吉原	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
131	131	須津まちづくりセンター(救護所用)	須津中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
132	132	吉原まちづくりセンター(救護所用)	吉原中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
133	133	原田まちづくりセンター(救護所用)	原田中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
134	134	大淵まちづくりセンター(救護所用)	大淵中	携帯局	G.救護所	G.東部		G.災害医療
135	135	富士南まちづくりセンター(救護所用)	富士南	携帯局	G.救護所	G.南部		G.災害医療
136	136	田子浦まちづくりセンター(救護所用)	田子浦	携帯局	G.救護所	G.南部		G.災害医療
137	137	岩松北まちづくりセンター(救護所用)	岩松北	携帯局	G.救護所	G.西部		G.災害医療
138	138	藤岡北まちづくりセンター(救護所用)	藤岡北	携帯局	G.救護所	G.西部		G.災害医療
139	139	ふじかわ救	ふじかわ	携帯局	G.救護所	G.西部		G.災害医療
140	140	富士北まちづくりセンター(救護所用)	富士北	携帯局	G.救護所	G.南部		G.災害医療
141	141	松野まちづくりセンター(救護所用)	松野中	携帯局	G.救護所	G.西部		G.災害医療
142	142	保健医療課	保健医	携帯局	G.救護所	G.医療機関		G.透析
143	143	今泉まちづくりセンター(救護所用)	今泉中	携帯局	G.救護所	G.東部		
144	144	富士見台まちづくりセンター(救護所用)	富士見	携帯局	G.救護所	G.北部		
145	145	防災危機管理課(災害対策本部用2.1)(F水道用)	災対本2.1	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
146	146	防災危機管理課(災害対策本部用2.2)(F水道用)	災対本2.2	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
147	147	防災危機管理課(災害対策本部用2.3)(F水道用)	災対本2.3	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
148	148	防災危機管理課(災害対策本部用2.4)(F水道用)	災対本2.4	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
149	149	防災危機管理課(災害対策本部用2.5)(F水道用)	災対本2.5	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
150	150	防災危機管理課(災害対策本部用2.6)(F水道用)	災対本2.6	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		

No.	個別番号	常置場所	登録名称	種別	グループ			
151	151	防災危機管理課(災害対策本部用2.6)(F水道用)	災対本2.6	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
152	152	防災危機管理課(災害対策本部用2.7)(F水道用)	災対本2.7	携帯局	G.災害対策本部	G.水道		
153	153	防災危機管理課(災害対策本部用2.8)(道筋用)	災対本2.8	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
154	154	防災危機管理課(災害対策本部用2.9)(道筋用)	災対本2.9	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
155	155	防災危機管理課(災害対策本部用3.0)(道筋用)	災対本3.0	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
156	156	防災危機管理課(災害対策本部用3.1)(道筋用)	災対本3.1	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
157	157	防災危機管理課(災害対策本部用3.2)(道筋用)	災対本3.2	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
158	158	建設総務課	建設総	携帯局	G.災害対策本部	G.道筋		
159	159	富士土木事務所	富士土	携帯局				
160	160	防災危機管理課(災害対策本部用3.5)(地区交差点用 西側)	災対本3.5	半固定局	G.災害対策本部	G.地区交差点		
161	161	松野こども園	松野こ	半固定局	G.福祉部			
162	162	社会福祉協議会	社協	可搬局	G.福祉部			
163	163	東部市民プラザ	東部市	可搬局	G.福祉部			
164	164	藤岡市民プラザ	藤岡市	可搬局	G.福祉部			
165	165	広見荘	広見荘	可搬局	G.福祉部			
166	166	田子浦荘	田子浦	可搬局	G.福祉部			
167	167	シャローム富士川	シャロ	可搬局	G.福祉部			
168	168	防災危機管理課(災害対策本部用3.6)	災対本3.6	可搬局	G.災害対策本部			
169	169	防災危機管理課(災害対策本部用3.7)	災対本3.7	可搬局	G.災害対策本部			
170	170	防災危機管理課(災害対策本部用3.8)	災対本3.8	可搬局	G.災害対策本部			
171	171	防災危機管理課(再送信1)	再送信1	半固定局				
172	172	防災危機管理課(再送信2)	再送信2	半固定局				
173	173	防災危機管理課(内線電話接続用1)	S.L.T.1	半固定局				
174	174	防災危機管理課(内線電話接続用2)	S.L.T.2	半固定局				
175	175	防災危機管理課(内線電話接続用3)	S.L.T.3	半固定局				
176	176	防災危機管理課(内線電話接続用4)	S.L.T.4	半固定局				
177	177	防災危機管理課(内線電話接続用5)	S.L.T.5	半固定局				
178	178	教育プラザ	教育プ	携帯局	G.教育施設			
179	179	福祉キャンパス	福祉キ	携帯局	G.福祉部			
180	180	こども発達センター	発達セ	携帯局	G.福祉部			
181	181	新環境クリーンセンター	新環ク	携帯局				
182	182	斎場	斎場	携帯局				
183	183	少年自然の家	自然の家	携帯局	G.教育施設			
184	184	防南排水管理組合	防南	携帯局	G.水道			
185	185	防災危機管理課(災害対策本部用3.9)(教育施設用)	災対本3.9	携帯局	G.災害対策本部	G.教育施設		
186	186	ロゼシアター	ロゼ	携帯局				
187	187	福興公社総務課	福興公	携帯局				
188	188	福興公社総務課	福興公	携帯局				
189	189	富士警察署	富士警	携帯局				
190	190	富士コミュニティFM放送局	ラジエ	携帯局				
191	191	海上保安庁田子浦分署	海上保	携帯局				
192	192	田子浦管理	田子浦	携帯局				
193	193	東電	東電	携帯局				
194	194	加島の郷	加島の郷	携帯局	G.福祉部			
195	195	静岡ガス	静岡ガ	携帯局				
196	196	J.R.東海静岡富士駅	J.R.東	携帯局				
197	197	J.R.東海静岡富士駅	J.R.東	携帯局				
198	198	静岡電車	静岡電	携帯局				
199	199	第一保育園	第一保	携帯局	G.保育園			
200	200	第二保育園	第二保	携帯局	G.保育園			

防災相互通信用無線局一覧表

No.	識別信号	局種	出力	周波数	常置場所
1	ふじぼうたい 1	移動局	5 w	158.35MHz	情報指令課
2	ふじぼうたい 2	移動局	5 w	158.35MHz	防災危機管理課
3	ふじ 101	移動局	5 w	466.775MHz	防災危機管理課

防災相互通信用無線局について

防災関係機関が持つ移動無線機により相互間の通信を行う場合の無線通信方法である。

(1) 開設の経緯

昭和 50 年 3 月に開催された中央非常無線通信協議会定期総会において、非常災害の場合に防災活動を実施する防災関係機関がそれぞれ相互に通信を行う事ができる専用周波数の割当を郵政省に要望することが採択された。郵政省においては、この要望に基づき検討した結果、災害現地で警察、消防、海上保安等の防災関係機関が協力して円滑な防災活動を実施するためには、これら機関相互間で被害の状況、防災活動の推進等に関する情報を迅速に交換する必要があることを認め、そのために全国共通の 150MHz 帯専用周波数を選定して、これを使用する無線局の開設を認めることとし、昭和 50 年 10 月 23 日付で次のとおり「防災相互通信用無線局の免許方針」が決定され、同日付をもって地方電波管理局長あてに通達された。

(2) 防災相互通信用無線局の免許方針

防災(注)に係る行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会等の団体相互間で防災対策に関する通信(以下「防災相互通信」という。)を行う無線局の免許は、次により行うものとする。

(注) 災害対策基本法第 2 条の規定による「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。」をいう。

ア、免許団体

防災相互通信を行う無線局の免許は、次の者に付与することができるものとする。

- a 防災関係機関(災害対策基本法第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。)
- b 地方公共団体
- c 地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するため、防災関係機関の出先機関、地方公共団体、地方公共団体の出先機関、企業者等によって組織された団体をいう。以下同じ)

イ、無線局の種類

防災相互通信を行う無線局は、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局とする。

ウ、周波数等

使用する周波数等は、次によるものとする。

- ・ 150MHz 帯
 - a 電波の形式 F 3 E
 - b 周波数 158.35MHz
 - c 空中線電力
- (ア) 航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局……………1 フット以下
- (イ) ア以外の無線局……………10 フット以下

No.	個別信号	常置場所	登録名称	種別	グループ
201	202	第三保育園	第三保育園	携帯局	G 保育園
202	203	杉の木保育園	杉の木保育園	携帯局	G 保育園
203	204	広見保育園	広見保育園	携帯局	G 保育園
204	205	中野保育園	中野保育園	携帯局	G 保育園
205	206	藤原保育園	藤原保育園	携帯局	G 保育園
206	207	南保育園	南保育園	携帯局	G 保育園
207	208	浜保育園	浜保育園	携帯局	G 保育園
208	209	なかじま保育園	なかじま保育園	携帯局	G 保育園
209	210	森島保育園	森島保育園	携帯局	G 保育園
210	211	鷹岡保育園	鷹岡保育園	携帯局	G 保育園
211	212	厚原保育園	厚原保育園	携帯局	G 保育園
212	213	浅間保育園	浅間保育園	携帯局	G 保育園
213	214	てんま保育園	てんま保育園	携帯局	G 保育園
214	215	防災危機管理課(災害対策本部用 4 0)	防災本 4 0	携帯局	G 災对本部
215	216	岩淵保育園	岩淵保育園	携帯局	G 保育園
216	217	防災危機管理課(災害対策本部用 4 1)	災对本 4 1	携帯局	G 災对本部
217	218	昭和幼稚園	昭和幼稚園	携帯局	G 幼稚園
218	219	防災危機管理課(災害対策本部用 4 3)	災对本 4 3	携帯局	G 災对本部
219	220	防災危機管理課(災害対策本部用 4 4)	災对本 4 4	携帯局	G 災对本部
220	221	田子浦幼稚園	田子浦幼稚園	携帯局	G 幼稚園
221	222	防災危機管理課(災害対策本部用 4 2)	災对本 4 2	携帯局	G 災对本部
222	223	岩松幼稚園	岩松幼稚園	携帯局	G 幼稚園
223	224	みなみっこ	みなみっこ	携帯局	G 幼稚園
224	225	富士川第一幼稚園	富士川一幼	携帯局	G 幼稚園
225	226	建設業組合	建設業組合	携帯局	G 建設業組合
226	227	医師会長(渡辺クリニック)	医師会長	携帯局	G 医療機関
227	228	静岡県立富士特別支援学校	県特支学校	携帯局	G 福祉部
228	229	保育幼稚園課	保育幼稚園課	携帯局	G 幼稚園
229	230	オトの杜	オトの杜	携帯局	G 福祉部
230	231	鑑石園	鑑石園	携帯局	G 福祉部
231	232	みぎわ園	みぎわ園	携帯局	G 福祉部
232	233	月のあかり	月のあかり	携帯局	G 福祉部
233	234	天間荘	天間荘	携帯局	G 福祉部
234	235	あおば	あおば	携帯局	G 福祉部
235	501	富士市立中央病院	中央病院	携帯局	G 透析
236	502	富士第一クリニック	富士第一	携帯局	G 透析
237	503	聖隷富士病院	聖隷富士	携帯局	G 透析
238	504	新富士病院	新富士	携帯局	G 透析
239	505	東名富士クリニック	東名富士	携帯局	G 透析
240	506	加藤クリニック	加藤ク	携帯局	G 透析
241	507	共立湘原総合病院	湘原病院	携帯局	G 透析
242	508	もといはクリニック	もといは	携帯局	G 透析

グループ一覧

1	災害対策本部	9	南部	17	保育園
2	地区拠点	10	北部	18	幼稚園
3	避難所	11	北西部	19	教育施設
4	災害医療	12	中部	20	小学校
5	救護所	13	道路班	21	中学校
6	医療機関	14	河川班	22	画像
7	東部	15	下水道	23	透析
8	西部	16	福祉部	24	福祉遊戯

防災相互通信無線局 (158.35MHz)				(R3.4.1)			
免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号		
警察庁	富士 2701～2702	移	富士市 八代町3-55	静岡県富士警察署	0545-51-0110		
	建設沼津 114	移	富士市 鈴川町9-14	沼津河川国道事務所 富士海岸出張所	0545-32-0568		
	建設吉原 52～54	移	富士市	静岡国道事務所	0545-		
	建設吉原 151～156	移	今泉337-1	富士国道維持出張所	52-5650		
国土交通省	建設富士 81～83	携	富士市 松岡官有無番地	甲府河川国道事務所 富士下流出張所	0545-61-0078		
	しずてつふじ 11・12	移・携	富士市 上横割字横堀南 19-4	東海旅客鉄道株式会社 静岡支社 富士電気区	0545-64-1064		
海上保安庁	海保移動 3538	移		清水海上保安部			
	海保移動 3988・3971・3972	移		清水海上保安部			
	海保移動 310	移					
	海保移動 3687・3688・3689・3690・3691・3692・3693	移	静岡市清水区 日の出町9-1	巡視船おきつ	054-353-0118		
	海保移動 3973	移		巡視船ふじかぜ			
	海保移動 3683・3684	移		巡視船みほかぜ			
	海保移動 308	移					
	東電PG富士 22	移	富士市	東京電力パワーグリッド	0545-		
	東電PG富士 201	移	吉原1-1-21	株式会社 富士支社	51-2843		
	東電PG富士 8・21	移	富士市	東京電力パワーグリッド	0545-		
東電PG富士 2・17	移	平塚本町10-10	株式会社 富士制御所	63-6105			
静岡県	静岡県ヘリ3	携					
	静岡航空隊 101～106	移	静岡市葵区 諏訪8-10	静岡県消防防炎航空隊	054-261-4483		
	防災東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部地域局	055-920-2003		
	静岡県防対富士	基	富士市 本市場44-1	静岡県富士財務事務所	0545-65-2112		
	富士宮防対1	移	富士宮市		0544-		
	富士宮防対	基	弓沢町150	富士宮市役所	22-1132		
	防災相互通信無線局 (466.775MHz)				(R3.4.1)		
	免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号	
	静岡県	静岡県防対東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部危機管理局	055-920-2003	
		静岡県防対富士	基	富士市 本市場44-1	静岡県富士財務事務所	0545-65-2112	
富士宮防対		基	富士宮市 弓沢町150	富士宮市役所	0544-22-1139		

- ・ 400MHz z 帯
 - a 電波の形式 F 3 E
 - b 周波数 466.775MHz z
 - c 空中線電力
 - (ア) 航空機に搭載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局……………5ワット以下
 - (イ) ア以外の無線局……………25ワット以下
- エ、通信方式
- 通信方式は、単信方式とする。
- オ、防災相互通信周波数を使用する通信は、地域の防災対策に関する事項について、次の無線局相互で行うものに限る。
- a 防災関係機関所属の無線局の場合
 - b 他の防災関係機関所属の無線局並びに地方公共団体及び地域防災関係団体所属の無線局
 - c 地方公共団体所属の無線局の場合
- 他の地方公共団体所属の無線局並びに防災関係機関及び地域防災関係団体所属の無線局
- 地域防災関係団体所属の無線局の場合。
- 防災関係機関及び地方公共団体所属の無線局並びに当該団体所属の無線局
- カ、移動範囲
- 移動する無線局の移動範囲は、当該無線局の開設の目的を達成するために必要な陸上、海上又は上空の区域とする。
- キ、既設の無線局の取扱い
- 防災関係機関及び地方公共団体については、防災相互通信を行うための専用の無線局の開設を認めるほか、それぞれ業務用の無線局のうち、その無線設備が周波数の切替え可能なものについては、防災相互通信周波数の併用を認めることができるものとする。
- (3) 取扱方法
- 防災相互無線線の交信を行う場合には、防災相互通信チャンネルにあわせる。(防災相互通信チャンネルは無線機により異なる)
- 静岡県地域防災計画・資料編より転載。

富士市水道無線一覽表

I 基地局	
常置場所	富士市永田町1丁目100 消防防災庁舎
識別信号	すいどうふじ 出力 5W 周波数 373.250MHz
沿革	昭和56年1月 開局 (常置場所 富士市役所)
	平成16年12月 基地局常置場所変更 (市役所本庁から水道庁舎)
	平成30年10月 基地局常置場所変更 (水道庁舎から消防防災庁舎)

II 移動局

No.	識別信号	型式	出力	常置場所
1	すいどうふじ 1	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
2	すいどうふじ 2	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
3	すいどうふじ 3	携帯型	5W	水道維持課 原水施設 担当
4	すいどうふじ 4	携帯型	5W	上下水道管理センター
5	すいどうふじ 5	携帯型	5W	水道維持課 維持担当
6	すいどうふじ 6	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
7	すいどうふじ 7	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
8	すいどうふじ 8	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
9	すいどうふじ 9	携帯型	5W	水道維持課 維持担当
10	すいどうふじ 10	携帯型	5W	水道工事課 工務担当
11	すいどうふじ 11	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
12	すいどうふじ 12	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
13	すいどうふじ 13	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
14	すいどうふじ 14	携帯型	5W	水道工事課 工務担当
15	すいどうふじ 15	携帯型	5W	水道維持課 維持担当
16	すいどうふじ 16	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
17	すいどうふじ 17	車載型	5W	上下水道部 所有 車両
18	すいどうふじ 18	車載型	5W	上下水道部 所有 車両

災害特設電話 (発信専用) 配備状況一覽表

設置場所	数	利用場所	ジャック設置場所	電話機保管場所
大淵第一小学校	3	廊下	玄関入って東側MDF隣	大淵第一小学校事務室
大淵中学校	6	玄関	玄関 受付カウンター上	大淵中学校事務室
旧大淵第二小学校	1	校内	電話機格納箱	学校内電話機格納箱
富士中学校	5	相談室	相談室1 MDF内	富士中学校相談室
富士川第二中学校	2	校内	格納箱	富士川二中格納箱
富士川第二小学校	2	廊下	印刷室横壁	印刷室横壁
鷹岡小学校	4	廊下	事務室向い壁	鷹岡小学校女子ロッカー室
鷹岡中学校	8	体育館	体育館入って右トイレ手前右	鷹岡中学校
天間小学校	5	倉庫	階段下倉庫MDF隣	天間小学校
天間幼稚園	2	事務室	事務室がが壁	天間幼稚園
丘小学校	4	廊下	職員室西廊下側下	丘小学校
岳陽中学校	2	事務室	事務室窓左上	岳陽中学校
富士西公園 (旧入山瀬公園)	5	公園	公園内自営収容箱	公園内自営収容箱
原田公園	5	公園	電話格納箱	NTT
市役所2 F市民広場	1	ロビー	富士市役所2 Fロビー	富士市役所市民課
吉原小学校	6	廊下	職員室前階段の下	吉原小学校
伝法小学校	4	廊下	事務受付廊下北側	伝法小学校倉庫
吉原第一中学校	4	印刷室	印刷室のMDF左下	吉原第一中学校印刷室
今泉小学校	5	廊下	廊下引き違い書庫上	今泉小学校更衣室
吉原第二中学校	7	玄関	玄関力ウインタ下	吉原第二中学校事務室
吉原高校	6	体育館	入口左側外通路沿い	吉原高校
原田小学校	4	事務室	カウンター事務室内側	原田小学校
須津小学校	3	事務室	事務室内カウンター	須津小学校事務室
須津中学校	5	玄関	事務室入口手前左上	須津中学校
東小学校	2	職員室	職員室入口左上	東小学校職員室
吉永第一小学校	3	廊下	事務室廊下	吉永第一小学校事務室
吉原東中学校	2	廊下	相談室入口右上	吉原東中学校
富士市立高校	2	事務室	事務室カウンター	富士市立高校事務室金庫
吉原第三中学校	4	玄関	事務所がが	吉原第三中学校
富士東高校	5	廊下	教材室の窓側	富士東高校教材室
神戸小学校	2	玄関	玄関受付右側	神戸小学校事務室
広見小学校	6	玄関	玄関南事務所側	広見小学校
広見公園	5	公園	広見公園内格納箱	広見小学校公園内格納箱

災害罹災者調査原票

災害罹災者調査原票		調査責任者職氏名							
		立会人職氏名							
		年 月 日現在							
世帯主氏名	住所	避難先							
被害の程度	全壊・全焼・流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊、床上浸水（土砂）（ cm）、床下浸水（土砂）、一部破損 判定基準（被害面積による方式・損害割合による方式） 被害の割合 %								
住家の状況	自宅・借家	面積 m ²	住家・非住家 棟数 棟						
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業（在学校及び学年）	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
	計（人）								
課税の状況	非課税・均等割・所得割	世帯類型	被保護・身障・老人・母子（父子）・要保護・その他						
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品 ・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他（ ）								

資料 4 - 9

設置場所	数	利用場所	シヤック設置場所	電話機保管場所
富士見台小学校	3	事務室	事務室内受付カウンター	富士見台小学校事務所
吉永第二小学校	1	事務室	事務室 MDF 内	吉永第二小学校
吉原北中学校	4	放送室	放送室 MDFBOX 内	吉原北中学校
青葉台小学校	4	放送室	放送室 MDF 内	青葉台小学校放送室
富士川第一中学校	2	事務室	事務室 MDF 内	富士川第一中学校事務室
富士川第一小学校	2	校内	電話格納箱	富士川第一小学校格納箱
総合体育館	1	ロビー	ロービエ接ソファ横	体育館事務室
富士第一小学校	6	事務室	事務室外カウンター上	富士第一小学校
富士見見高校	3	玄関	玄関カウンター下 BOX 内	富士見見高校
富士高校	2	廊下	事務室入口左廊下側	富士高校
富士第二小学校	6	体育館廊下	体育館廊下	富士第二小学校倉庫
富士南中学校	5	廊下	女子更衣室前出入口外 BOX	富士南中学校女子更衣室
富士南小学校	3	体育館	体育館外廊下沿い	富士南小学校事務室
田子浦小学校	4	玄関	事務室カウンター下側	田子浦小学校
田子浦中学校	7	玄関	玄関受付カウンター下	田子浦中学校下駄箱内
岩松小学校	6	新校舎事務室前	新校舎事務室前	岩松小学校放送室
岩松中学校	3	玄関	受付カウンター下	
雁公園	6	公園	電話格納箱	雁公園内格納箱
岩本保育園	1	玄関	玄関入って右	岩本保育園
富士中央公園	6	駐車場	電話格納箱	中央公園駐車場格納箱
岩松北小学校	2	玄関	玄関入って右	岩松北小学校事務室
富士中央小学校	2	放送室	放送室 MDF 内	富士中央小学校放送室 MDF 内
元吉原小学校	3	事務室	受付カウンター事務所側	元吉原小学校事務所
元吉原中学校	5	玄関	玄関左側下駄箱	元吉原中学校事務所
柏原保育園	2	事務室	柏原保育園事務室保安器 BOX	柏原保育園事務室

*訓練で使用する場合、事前に西日本電信電話(株)静岡支店(災害対策室(054-205-9122))に連絡する

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は次のとおり。
 - ア 全壊・全焼・流失
住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、
 - ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの
 - ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
 (ア)住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
 (イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 ※詳しくは「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参照のこと。
 - イ 大規模半壊
「半壊」のうち、損害割合が40%台のもの
大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの
 - ウ 中規模半壊
「半壊」のうち、損害割合が30%台のもの
居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
 - エ 半壊・半焼
住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
 (ア)損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの（50%以上70%未満のものは大規模半壊）
 (イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - オ 準半壊
「半壊に至らない」のうち、半壊に近い10%以上の損害割合のもの
 - カ 床上浸水
床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
 - ア 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒できる見込のもの。
- 4 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

被害程度の認定基準

1 人的災害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないうちが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち一月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的に、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するため河川、運河などの上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全することを必要とする河川とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理に必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば常宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であつても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設を

- いい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正）)

罹 災 証 明 書						
世帯主住所						
世帯主氏名						
罹 災 世 帯 の 構 成 員	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
罹災原因						
罹災物件所在地						
罹災程度						
備考						

<p>上記のとおり、相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富士市長 小長井 義正</p>
--

被害速報 (随時)

- 1 人的被災
 - 2 住家被害
 - 3 その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・港灣・漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・船舶・その他 () } の被害
 (該当項目に○印)

供覧	住民 消防団 その他	自主防	確認済(どこで)		警察 その他	
			課	発信者	発信時刻	発信時刻
第 号	調査者	課	発信者	発信時刻	月	日
第 号	受信者		発信者	発信時刻	月	日
第 号	受信者		受信時刻		月	日
部	名	(第 報) 月 日 時 分 現在				
発	日 時 所					
生	場 原 因					
状 況	(人的被災) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等					
死 者	行方不明者	負傷者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水
人	人	重傷	棟	棟	棟	床上浸水
		軽傷	世帯	世帯	世帯	棟
		計	人	人	人	世帯
この情報は	警第	号	で記者発表		済	未 発 表
	その他	()				

7-4 災害定時及び確定報告書

様式第4号

(県危機対策課)

供 覧	被 害 報 告 受 信 簿		() 市町村第 報) 月 日 時 分現在	
	整理 検印 報告	受 信 時 刻	市 町 村	月 日 時 分
災 害 報 告 者	市 町 村 方 面 本 部 機 関	受 信 者	開 設 月 日 時 分	備 考
災 害 発 生 の 日 時 所	災 害 発 生 の 場 所	開 設 月 日 時 分	備 考	備 考
災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	区 分	件 数	備 考	備 考
死 者	人	人	区 分	備 考
人 的 被 害 者	死 者	人	区 分	備 考
	行 方 不 明 者	人	区 分	備 考
	重 傷 者	人	区 分	備 考
	軽 傷 者	人	区 分	備 考
	全 壊	棟	区 分	備 考
	半 壊	棟	区 分	備 考
	一 部 損 壊	棟	区 分	備 考
	床 上 浸 水	棟	区 分	備 考
	床 下 浸 水	棟	区 分	備 考
	公 共 建 物	棟	区 分	備 考
	そ の 他	棟	区 分	備 考
	田 冠 流 出・埋 没	ha	区 分	備 考
	畑 冠 流 出・埋 没	ha	区 分	備 考
	学 校	棟	区 分	備 考
	病 院	棟	区 分	備 考
	道 路	km	区 分	備 考
	橋 りょう	km	区 分	備 考
	河 川	km	区 分	備 考
	港 灣	ha	区 分	備 考
	砂 防	km	区 分	備 考
	清 掃 施 設	棟	区 分	備 考
	死 者	人	区 分	備 考
	行 方 不 明 者	人	区 分	備 考
	重 傷 者	人	区 分	備 考
	軽 傷 者	人	区 分	備 考
	全 壊	棟	区 分	備 考
	半 壊	棟	区 分	備 考
	一 部 損 壊	棟	区 分	備 考
	床 上 浸 水	棟	区 分	備 考
	床 下 浸 水	棟	区 分	備 考
	公 共 建 物	棟	区 分	備 考
	そ の 他	棟	区 分	備 考
	田 冠 流 出・埋 没	ha	区 分	備 考
	畑 冠 流 出・埋 没	ha	区 分	備 考
	学 校	棟	区 分	備 考
	病 院	棟	区 分	備 考
	道 路	km	区 分	備 考
	橋 りょう	km	区 分	備 考
	河 川	km	区 分	備 考
	港 灣	ha	区 分	備 考
	砂 防	km	区 分	備 考
	清 掃 施 設	棟	区 分	備 考

大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領

(令和 5 年 2 月改正)

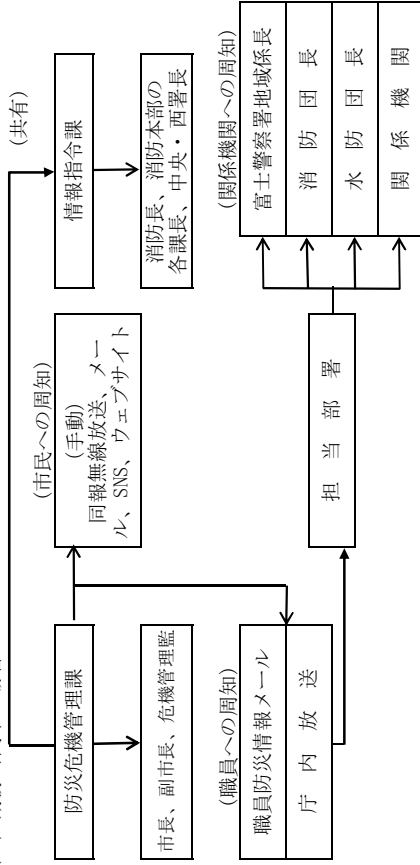
(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を受理した場合及び、大規模地震発生時において、地震防災応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、臨時情報の発表又は地震発生後 3 日程度の情報処理及び広報活動等について必要な事項を定める。

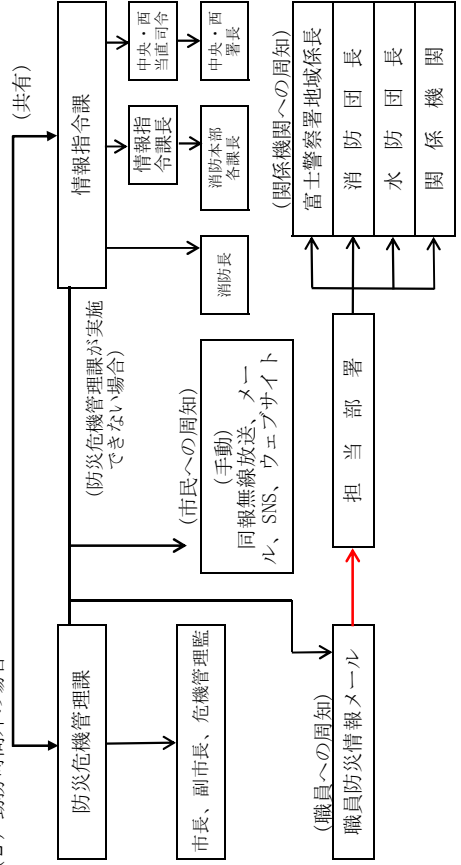
(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表及び地震発生時における情報処理)

第 2 条 防災危機管理課及び情報指令課が全国瞬時警報システム受信装置、エム・ネット、静岡県デジタル防災通信システム、気象情報提供者、報道機関等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「臨時情報（注意）」という。）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「臨時情報（警戒）」という。）の発表に係る情報を受理した場合、また、市内において震度 5 弱以上の地震を観測した場合の情報処理は、次の方法により行うものとする。

(1) 勤務時間中の場合



(2) 勤務時間外の場合



(応急対策に必要な情報の伝達)

第 3 条 臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生に伴い市内において流言飛語、民心の動揺及び治安のみだれ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ、効果的に実施できるよう伝達すべき情報の種類及び伝達の方法を次のとおり定める。

(1) 伝達すべき情報及び伝達ルート等

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
震度情報（震度 5 弱以上）津波注意報（大）津波警報	総括部 → 消防部	同報無線 メール SNS ウェブサイト	それぞれの情報発表時
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	総括部 → 消防部		各情報発表後、必要に応じて行う。
避難情報の発令状況	総括部 → 市民等		避難情報発令時、速やかに行う。
家庭の防災対策	総括部 → 市民等		臨時情報発表時速やかに行う。
自主防災活動の要請	総括部 → 市民等 市民部 → 自主防災会		臨時情報発表時又は地震発生後速やかに行う。
応急対策の実施要請	各部 → 公共施設 事業所 防災関係機関	同報無線 メール SNS ウェブサイト	ア、地震発生後速やかに行う。 イ、必要な事項が発生したとき行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況			
ライフライン関連施設の運営状況（電気・ガス・水道）			
警戒区域の設定状況	総括部 → 市民等		状況に応じて行う。
医療救護施設の開設計画			
応急給水の実施状況			

(2) 同報無線放送案文及び市民向けメール伝達案文

同報無線放送案文
○臨時情報(注意)発表時 （上り4音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き3回繰り返す）（下り4音チャイム）
○臨時情報(警戒)発表時 （上り4音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間がかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き3回繰り返す）（下り4音チャイム）
○地震発生時(市内で震度5弱以上の突発地震発生時) （上り4音チャイム）ただいまの地震は震度〇(実際の震度)でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り4音チャイム）

市民向けメール伝達案文

○臨時情報(注意)発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○臨時情報(警戒)発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が非常に高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○地震発生時(市内で震度5弱以上の突発地震発生時) ただいまの地震は震度〇(実際の震度)でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。

(3) 職員向けメール伝達

臨時情報(注意)若しくは臨時情報(警戒)の発表又は地震発生時、市職員は職員参集基準(資料1-11)に従い指定された場所に参加する。職員の参集に関するメールは、下記の案文に基づき配信する。

職員向けメール伝達案文
○臨時情報(注意)発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。災害配備「A」要員（施設班、地区班、消防部交代勤務者は除く）の職員は直ちに所定の場所に参加せよ。
○臨時情報(警戒)発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。災害配備「A」要員、及び3地区班（今泉地区班、元吉原地区班、田子地区班）の災害配備「B」要員は直ちに所定の場所に参加せよ。
○地震発生時(市内で震度5弱の突発地震発生時) ただいまの地震は震度5弱でした。災害配備「A」要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。

○地震発生時(市内で震度5強の突発地震発生時) ただいまの地震は震度5強でした。災害配備「A」及び「B」要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。
○地震発生時(市内で震度6弱以上の突発地震発生時) ただいまの地震は震度〇(実際の震度)でした。災害配備全要員は、直ちに所定の場所に参加せよ。

(関係機関)

第4条 第2条に規定する関係機関は次のとおりとし、必要に応じ災害対策本部等の担当班より連絡するものとする。

名	称	電話	MCA無線	備	考
1	東部地域局	055-920-2193	なし	ホットライン有	
2	富士警察署	51-0110	1 9 0		
3	清水海上保安部田子浦分室	33-0495	1 9 2		
4	田子浦港管理事務所	33-0495	1 9 3		
5	富士土木事務所維持管理課	65-2237	1 5 9		
6	東京電力パワーグリッド株式会社 富士支社	53-5112	1 9 4	災害時連絡窓口	
7	中部電力㈱清水営業所	054-367-3051	なし	総務グループ	
8	富士市医師会	52-3111	1 1 6		
9	共立蒲原総合病院	81-2211	0 3 4		
10	静岡ガス㈱富士支社	52-2260	1 9 6		
11	J R 東海富士保線区	61-0325	1 9 7		
12	J R 東海新富士駅	62-0445	1 9 8		
13	岳南電車㈱	53-5111	1 9 9		
14	富士急静岡バス㈱	53-5115	なし		
15	日本通運㈱富士支社	61-0800	なし		
16	富士コミュニティエフエム放送㈱	57-6810	1 9 1		
17	社会福祉協議会	61-6600	1 8 5		
18	振興公社総務課	55-3303	1 8 7		
19	ふじさんめっせ	65-6000	0 3 5		
20	富士市救急医療センター	51-0099	なし		

(応急対策の実施に伴う情報の収集)

第5条 臨時情報 (注意) 若しくは臨時情報 (警戒) の発表又は地震発生後の応急対策を効果的に実施できるよう収集すべき情報の種類及び収集の方法を次のとおり定める。

(1) 収集すべき情報及び収集ルート等

情報の種類	情報収集ルート	手段	収集の時期
利用者等の安否	各施設等 → 各所管部		ア、避難の開始後に行う。 イ、本部長の指示により行う。 ウ、不測の事態が発生したとき行う。
避難所となる施設の被害状況	教育部 → 総括部 子ども → 地区支援 支援部 → 地区班 地区班		地震発生後に行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況	施設管理 → 総括部 者 → 建設部 道路管理 理者	MCA無線	状況把握を継続的に行う。
ライフライン関連施設 (電気・ガス・水道) の被害状況	上下水道 → 総括部 部 → 地区支援 事業者	有線電話	地震発生後に行う。
物資の買占め、その他治安に関すること	市民等 → 総括部 地区班	インターネット	事態が発生したとき行う。
生活必需物資の在庫及び供給状況	協定先 → 関係各部 市民等		必要に応じて行う。
流言飛語の状況等	市民等 → 総括部 地区班	伝令	事態が発生したとき行う。
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関等 → 関係各部		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県方面 → 総括部 本部		必要に応じて行う。

(2) 情報の収集に関する留意事項について

大規模地震発生時や臨時情報発表時の情報収集は、主にMCA無線で行う。収集する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、予め各部で連絡調整を図り緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。
また、防災関係機関及び事業所等における応急対策実施状況等の報告は第1号様式、自主防災会や社会福祉施設における応急対策実施状況等の報告は第2号様式により提出するものとする。

(情報の共有)

第6条 前条により収集した情報は、市災害対策本部にて共有するものとする。

(広報媒体)

第7条 市民等が応急対策を実施するため必要な情報の提供は、次の広報媒体により行うものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 同報無線メール、市公式LINE
- (3) 消防車両等
- (4) コミュニティFM放送
- (5) 市ウェブサイト、ツイッター、フェイスブック

(県警戒本部又は、県災害対策本部への報告)

第8条 警戒本部又は災害対策本部は、次の各号に掲げる事項を「ふじのくに防災情報共有システム (F U J I S A N システム)」により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へ、その都度状況を報告する。

- (1) 本部設置状況
- (2) 避難情報の発令状況
- (3) 避難所の開設状況
- (4) 被害状況及び応急対策実施状況
- (5) 各種養成事項
- (6) その他必要な事項

(指令及び指示)

第9条 本部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を円滑に実施するため、各部長に第3号様式により必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は、前項による指令を受けた場合、各担当班長に第4号様式により必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を実施するため、情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により、各担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第10条 班長等は、前条の指令・指示に基づき処置事項並びにその他地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、第5号様式又は第6号様式により直ちに上司に報告しなければならない。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、特に必要と認めるものは本部長が定めるものとする。

(第 1 号様式)

地震防災応急対策実施状況通報書 (南海トラフ地震臨時情報発表中)		年	月	日	時	分
防災関係機関 事業所 施設 自主防災会	名 名 名 名					
通報先 (受信部班)	富士市災害対策本部 市民部 地区班					
地震防災応急対策実施状況 (避難状況、児童・生徒の引渡し、避難者受入状況、対応人員数、避難者数他)						
通報者名	所属名： 氏名：	受信者名		氏名：		

※応急計画に定められた内容等について速やかに通報してください。
 ※自主防災会にあっては、最寄の地区班(防災拠点)に徒歩等により速やかに通報してください。

(第 2 号様式)

災害応急対策実施状況通報書 (地震発生後)		年	月	日	時	分
防災関係機関 事業所 施設	名 名 名					
通報先 (受信部班)	富士市災害対策本部 市民部 地区班					
1. 災害応急対策実施状況(救助活動、消火活動等の状況)						
通報者名	所属名： 氏名：	受信者名		氏名：		

2. 被害状況、要請事項(人的被害、物的(建物)被害等の状況)

(第 3号様式)

本 部 指 令 書

指令番号	第 号	指令日時	月 日 時 分
指令者	本 部 長		
受理者			
標 題			
指令事項			
処理概要	所要人員 名		
取扱者	発信者 氏 名 :	受信者 氏 名 :	

(第 4号様式)

本 部 指 示 書

指示番号	第 号	発示日時	月 日 時 分
指示者	部 長		
受理者	部		
標 題	班長		
指示事項			
処理概要			
取扱者	発信者 氏 名 :	受信者 氏 名 :	

(第5号様式)

状況報告書
(報告第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長・班長
報告者	部 班 氏名:		
標 題	状況報告 の 処理状況 について		
状 況 の 内 容			
い つ	月	日	時 分 現在
どこで			
なにが			
どのよ うな規 模で			
どうし た			
対応 状況			

(第6号様式)
状況報告受信表
(受信第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長・班長
受信時刻	時	分	受信者
通報者 (報告者)	部 班 氏名:		
状 況 の 内 容			
い つ	月	日	時 分 現在
どこで			
なにが			
どのよ うな規 模で			
どうし た			
対応 措置			
報告・連絡先			

地震情報及び津波情報に係る防災体制

緊急地震速報（最大震度 5 弱以上と推定される地震において、震度 4 以上と推定される場合）や津波情報（津波注意報、津波警報）等の情報伝達については、消防庁による全国瞬時警報システム（通称：Jアラート）によって、自動的に同時通報用無線（以下「同報無線」という）により、住民に伝達される（放送案内は資料 4-20 による。）。

情報伝達後、または全国瞬時警報システムによる情報伝達が行われない地震等の場合の措置については以下に定める。

I 南海トラフ地震臨時情報に関する措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応及び配備体制については、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に係る情報及び広報活動実施要領」（資料 4-16）によるものとする。

II その他の地震情報に関する措置

上記以外の地震に関する情報を、全国瞬時警報システム、エムネット、静岡県デジタル防災通信システム、富士市防災気象情報システム又は報道機関等により、防災危機管理課又は情報指令課が受理した場合は、次によるものとする。

1 勤務時間中

- (1) 防災危機管理課又は情報指令課が受領した情報は、各々通報しあう。
- (2) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受ける。また、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (3) 情報内容を市民等に対し伝達する場合には、防災危機管理課及びシティプロモーション課が担当し同報無線により行う。
- (4) 当該情報が市民等に公表された場合は、当該情報に関する窓口はシティプロモーション課とする。

2 勤務時間外

- (1) 情報指令課が受理した情報は、直ちに防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- (2) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民等の対応にあたる。
- (3) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受ける。また、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (4) 情報内容を市民等に対し伝達する場合には、情報指令課が担当し、同報無線により行う。

III 津波に対する措置

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合

- (1) 勤務時間中の場合
 - ア 防災危機管理課及び情報指令課が受領した情報は、各々通報しあう。
 - イ 防災危機管理課は、当該情報を市民等へ同報無線により伝達する。
 - ウ 防災危機管理課は、津波注意報を受領したとき、直ちに情報指令課に対し海岸監視カメラ等による海面監視の要請を行うとともに、情報の聴取に努める。
 - エ 大津波警報及び津波警報は直ちに、津波注意報は被害を伴う津波の発生が予想される場合、市長は市民に対して避難の指示等必要な措置をとる。
- (2) 勤務時間外の場合

- ア 情報指令課は、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- イ 情報指令課は、当該情報を市民等へ同報無線により伝達する。
- ウ 警備員は、関係職員が登庁するまで市民等の対応にあたる。以下(1)のウ・エに準ずる。

IV 突発地震に関する措置

富士市内の計測震度計が最大震度 5 弱以上を計測する地震が発生した際の対応は、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に係る情報及び広報活動実施要領」（資料 4-16）によるほか、次によるものとする。

1. 勤務時間中の場合

- (1) 防災危機管理課及び資産経営課は、非常放送設備等を通じ職員に火気の点検並びに来庁者等に対し、避難の指示を行う。
- (2) 防災危機管理課及びシティプロモーション課は、直ちに同報無線により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。
- (3) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。
- (4) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

2. 勤務時間外の場合

- (1) 情報指令課は、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- (2) 情報指令課は、直ちに同報無線施設等により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。
- (3) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民等の対応にあたる。
- (4) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。
- (5) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

県危機管理部及び消防庁応急対策室連絡先

(県危機管理部)

	防災無線	NTT有線
電話	5又は8-100-6030	054-221-2072
FAX	5又は8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日 (8:30~18:15)	電話 8-048-500-7527	7527	03-5253-7527
	FAX 8-048-500-7537	7537	03-5253-7537
上記以外 (危機管理センター)	電話 8-048-500-7782	7782	03-5253-7777
	FAX 8-048-500-7789	7789	03-5253-7553

表 1

緊急時連絡表

消防本部名	(担当者)
連絡先電話番号	
事故の種類	1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他 ()
発生日時	
被害の状況	
応急対策の状況	
他機関の応援希望の有無 (有・無)	(有の場合は自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)

※この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消火力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県災害対策室及び消防庁防災情報室に連絡してください。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）放送文

緊急地震速報

（チャイム NIK と同じ音 2 回）地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。

大津波警報

（10 秒サイレン鳴動 3 秒休止 10 秒サイレン鳴動 3 秒休止）大津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波警報

（10 秒サイレン鳴動 3 秒休止 10 秒サイレン鳴動 3 秒休止）津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波注意報

（同音チャイム 4 回）津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらはこうほうふじです。（下り 4 音チャイム）

富士山噴火警報（噴火警戒レベル 5（避難））

（同音チャイム 4 回）富士山噴火警報、噴火警戒レベル 5 が発表されました。勢子辻・桑崎・陽光台東・大淵町 3・吉原富士本中町町内会は、ただちに避難してください。また、その他の町内会は避難の準備を始めてください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）

富士山噴火警報（噴火警戒レベル 4（避難準備））

（同音チャイム）富士山噴火警報、噴火警戒レベル 4 が発表されました。勢子辻町内会は、ただちに避難してください。また、その他の町内会は避難の準備を始めてください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）

気象警報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象警報名）警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報を注意してください。市内に（気象警報名）警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報の情報に注意してください。（下り 4 音チャイム）

気象特別警報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。（下り 4 音チャイム）

土砂災害警戒情報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので危険地域にお住まいの方などは警戒してください。市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので危険地域にお住まいの方などは警戒してください。（下り 4 音チャイム）

震度 5 弱以上の突発地震発生時

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り 4 音チャイム）

国民保護情報

※国民保護情報は、情報配信時に配信元の内閣官房によって「即時音声合成」が行われ、配信内容が決定する。以下は全国瞬時警報システム業務規程や過去の配信事例に基づく配信例文を記載している。

ミサイル発射情報

ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。

ミサイル落下情報

直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下へ避難してください。ミサイルが、●時▲分頃、〇〇周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください

航空攻撃情報

航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性ががあります。屋内に避難し、テレビやラジオをつけ今後の情報に十分注意してください。

ゲリラ攻撃情報

ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性ががあります。屋内に避難し、テレビやラジオをつけ今後の情報に十分注意してください。

大規模テロ情報

大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビやラジオをつけ今後の情報に十分注意してください。

5. 医療・救護・環境・衛生

地震災害応急対策における医療救護計画

1. 医療救護計画策定の目的

この計画は、予想される南海トラフ地震等の災害発生時に傷病者等を救護する医療体制について、富士市医師会・富士市歯科医師会・富士市薬剤師会（以下「富士市三師会」という。）等関係機関の協力を得て定めるものであり、もって地震災害等応急対策の具体化を推進し、想定される災害から市民の生命と健康を守ることを目的とする。

2. 医療救護計画の基本的な考え方

- (1) この計画は、市（災害警戒本部及び災害対策本部を含む。以下同じ）及び富士市三師会並びに救護病院等関係機関が連携を図り、医療救護施設（以下「救護施設」という。）において、円滑な医療救護活動を実施するため定めるものである。
- (2) 市は、地震災害等により多数の人的被害が発生、または発生する恐れがある場合は、本計画の発動を上記関係機関に連絡するとともに、富士市三師会に対し医療救護三師会本部（以下「三師会本部」という。）の設置を要請する。
- (3) 救護施設は、医療救護所（以下「救護所」という。）及び医療救護病院（以下「救護病院」という。）とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担するものとする。
- (4) 医療救護の対象者は、次のとおりとする。

ア、直接災害による負傷者

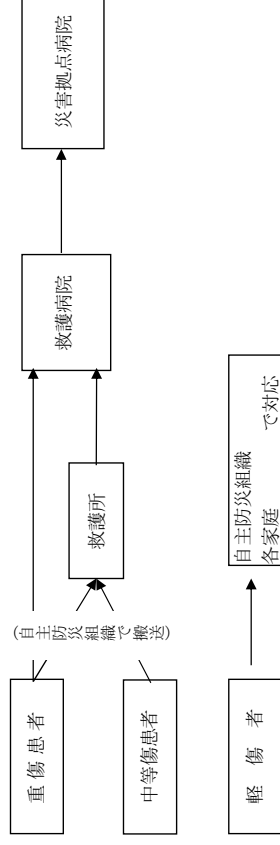
- (7) 重傷患者 手術等入院治療を必要とする者で直ちに医師による応急処置を行い救護病院において対応する者（クラッシュ症候群発症の恐れがある者を含む。）
 - (8) 中等傷患者 直ちに入院治療する必要はないが、医師による処置を必要とする者
- ※上記以外の軽傷者は原則として家庭及び自主防災組織等による自主的な医療救護活動で対応する。

イ、人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び助産が必要となる者

ウ、災害時のストレスにより情緒不安定等の症状が認められる者

エ、日常的に発生する救急患者

(5) 救護施設間の連携



3. 救護所

救護所は、トリアージを行い、原則として重傷及び中等傷患者に対する応急処置等を行うものとする。

(1) 設置及び組織

ア、救護所の開設予定場所は、市内各地区の公共施設のうちから市が指定する施設とし、医療救護活動等を行う場合は、予め施設の管理者と協議し定めておくものとする。（資料-1）

イ、救護所の医療救護体制は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者及び市職員等による補助員をもって医療班を構成するものとする。

ウ、市は、医療班の編成及び配置について、富士市三師会等の関係機関と予め協議して定めておくものとする。

エ、救護所の円滑な運営を図るため、各救護所に医師による医療管理者及び市職員による運営責任者を配置するものとする。

(2) 担当業務

ア、医療関係者

(7) トリアージ

(8) 重傷・中等傷患者に対する応急処置

(9) 救護病院等への患者の移送手配

(10) 遺体の検案

(11) 医療救護活動の記録

(12) その他、医療救護に必要な事項

イ、市職員

(7) 開設準備のための情報収集、状況把握等

(8) 救護所の設営

(9) 受付

(10) 医療関係者担当業務の補助

(11) 市及び救護施設間の連絡調整

(12) その他、救護所の運営に必要な事項

(3) 開設及び運営

ア、救護所の開設は、市内各地区の人的・物的被害状況等に基づき、必要と判断される地区ごとにより決定する。またその場合、市は直ちに三師会本部に対し当該救護所への医療関係者の緊急派遣を要請する。

イ、開設が決定された救護所の医療管理者及び運営責任者は、医療班の参集状況や施設の状況等を踏まえつつ速やかに医療救護活動を開始するものとする。

ウ、市及び三師会本部は、開設された救護所の状況を把握し、必要に応じた支援体制をとるものとする。

エ、救護所は原則として24時間態勢をとり、医療班は交代制とする。また、開設期間は概ね発災後4日間程度とし、閉鎖については三師会本部等との協議を行った上、市が決定する。

(4) 資器材等

市は、各救護所で必要となる備品類、医療資器材類について予め十分な整備と備蓄を図るとともに、定期的な点検及び入替を行うものとする。

(5) 上記のほか、救護所に関し必要な事項は別に定める。

4. 救護病院

救護病院は、主に重傷患者の処置及び収容を行うほか中等傷患者に対する処置も行うものとする。

- (1) 設置
救護病院は、一般病床、療養病床または精神病床を有する全ての病院のうちから、市が当該病院の管理者と予め協議し定めるものとする。(資料-2)
- (2) 担当業務
ア、重傷患者の処置及び収容並びに中等傷患者の処置
イ、災害拠点病院への患者の移送手配
ウ、遺体の検案
エ、医療救護活動の記録
オ、その他、医療救護に必要な事項
- (3) 運営

ア、市は、発災後速やかに救護病院と連絡を取り、その状況を把握する。また、救護病院の管理者は、発災後速やかに院内の状況を把握し、その内容を県医療情報システムに入力するとともに、予め病院ごとに定めた地震防災応急計画等に基づく医療救護活動を開始するものとする。

イ、市は、救護病院が医療救護活動を実施する場合において、必要な支援を行うものとする。
ウ、救護病院としての開設期間は、災害救助法が適用された場合は、同法の適用期間（原則として発災日を含め14日間）とし、その他の場合は、災害の規模及びその程度に応じて市がその期間を定める。

(4) 資器材等
救護病院で使用する資器材等は救護病院が現に有するものを使用するほか、必要な資器材等について市は予め救護病院の管理者と協議して整備するものとする。

(5) 歯科

歯科領域の患者のうち、救護所では対応できない患者については、富士市歯科医師会館において処置を行うものとし、その運営等に関しては救護病院の取り扱いに準じるものとする。

5. 傷病者等の搬送

- (1) 傷病者を、被災現場等から救護施設へ搬送する場合は、自主防災組織及び市民等により行うことを原則とする。
- (2) 重傷患者を、救護所から救護病院へ搬送する場合は、市消防救急隊及び、市の要請に基づき静岡県タクシー協会富士・富士宮支部がこれにあたるほか、別に定める緊急輸送計画に基づき実施するものとする。

6. 情報の収集伝達

- (1) 市は、発災後直ちにあらゆる手段を講じ被害状況等を収集・整理する。
- (2) 市は、救護所が開設されたことを確認した場合には、直ちに同報無線、防災メール等により市民に広報する。
- (3) 市は、救護所、三師会本部及び救護病院との間で電話、FAX等通常の連絡方法のほかMCA無線、防災メール、同報無線、広報車、直接訪問等の方法により必要な情報について伝達、共有するものとする。

7. 飲料水及び食料等の供給

救護施設に対する飲料水、食料及び燃料等の供給については、別に定めるものとする。

8. 医薬品等の調達

- (1) 救護施設において、医薬品、医療資器材等の医療救護物資が不足した場合は、市に調達・輸送を要請し、医薬品卸業者、市薬剤師会及び県災害対策支部等から調達・輸送を図るものとする。
- (2) 救護施設において、輸血用血液が不足した場合は、市を通じて県災害対策支部に調達・輸送を要請する。
- (3) 支援物資等外部から医薬品が市に供給された場合、その分別が必要な場合は、市は市薬剤師会に会員の派遣を要請するものとする。

9. 特殊な治療を必要とする救急患者等の対応

- (1) 市は、人工透析等医療の中断が致命的となる患者への対応及び助産が必要となる者への対応について、予め関係機関と協議し医療救護体制について必要な措置を講じておくものとする。
- (2) 人工透析患者に関する医療救護は、富士市透析防災ネットワーク内の透析施設で行う。
- (3) ストレスにより情緒不安定の症状が認められる者等精神領域の医療救護は、救護病院のうちから市が指定した病院で行うものとする。
- (4) 日常的に発生する救急患者は、本計画に基づき対応するものとする。

10. その他、医療救護活動について必要な事項

- (1) この計画に基づき医療救護活動を行った場合に要する実費弁償、扶助金及び医療事故等については、別に定める協定等に基づき対応する。また救護病院についても同様の扱いとする。
- (2) 県内外の医療機関等から支援のための医療スタッフが派遣された場合は、災害拠点病院へ直接派遣される場合を除き、三師会本部と協議の上、市災害対策本部がその配置場所を決定するものとする。
- (3) 市は、平常時から市民に対し災害時の医療救護体制やトリアージなどについて十分啓発を図っていくものとする。
- (4) その他、医療救護活動に必要な事項は、市及び富士市三師会並びに救護病院等関係機関と協議して定めるほか、富士市地域防災計画・地震対策編・第4章地震防災応急対策及び第5章災害応急対策の各章に基づき対応するものとする。

医療救護所一覽表

No.	救護所名	所在地	担当地区班	電話	F A X	M C A 無線	施設内 使用箇所	医療支援機材 配備場所
1	吉原第一中学校	永田北町7-1	吉原・伝法	52-0160	52-0161	128	中学校棟 1階	南校舎 1階防災倉庫
2	吉原第二中学校	今泉1955	今泉・青葉台	51-1115	51-1116	143	南校舎棟 1階 北校舎棟 1階	プール南側 医療用倉庫
3	岳陽中学校	伝法630	広見・丘	71-7955	71-7919	129	特別教室棟 1・2階	東校舎北東側 医療用倉庫
4	吉原北中学校	原田2259	富士県台 神戸・吉永北	21-0280	21-0287	144	北校舎棟 1階	北校舎北側 医療用倉庫
5	元吉原中学校	鈴川中町28-1	元吉原	33-0065	33-0809	130	重層体育館 1階	体育館 1階 柔道場機器具庫
6	須津中学校	中里1156	須津・浮島	34-0144	34-0143	131	重層体育館 1階	南校舎北側 中屋内医療用倉庫
7	富士市立高校	比奈1654	吉永	34-1024	38-3223	132	重層体育館 1階	体育館 2階アリーナ機器 具庫 (-部校舎北側ト レーニングルーム)
8	吉原第三中学校	比奈2126	原田	34-0868	34-0869	133	重層体育館 1階	体育館南側 医療用倉庫
9	大淵中学校	大淵2920	大淵	35-0021	35-0623	134	重層体育館 1階	東校舎 2階言語教室
10	富士中学校	中島320	富士駅北・ 富士北	61-1390	61-1391	140	重層体育館 1階	プール南側 医療用倉庫
11	富士南中学校	森島560	富士駅南・ 富士南	61-2084	61-2080	135	重層体育館 1階	体育館 2階 スナード機控室 医療用倉庫
12	田子浦中学校	中丸411	田子浦	61-0534	61-5204	136	重層体育館 1階	校舎 3階相談室 医療用倉庫
13	岩松中学校	松岡2353-1	岩松・岩松北	61-0931	61-0822	137	重層体育館 1階	体育館北側吹抜 階段下医療用倉庫
14	鷹岡中学校	久波713	鷹岡・天間	71-3354	71-3375	138	重層体育館 1階	中校舎 1階 医療用倉庫
15	富士川まちづくり センター	岩淵137-1	富士川	81-1111	81-1113	139	分館の全施設	建物内倉庫
16	松野学園	北松野1963-6	松野	85-2005	85-2016	141	重層体育館 1階	体育館 1階北側 医療用倉庫

救護病院一覽表

No.	病院名	所在地	電話(平時)		M C A 無線	衛星電話	(参考) 平常時の許可病床数(※)		備考	
			電話(災害時)	FAX(災害時)			一般	療養 精神 その他 合計		
1	市立中央病院	高島町50	52-1131	51-7077	033	090-5853-2804	504	16	520	災害拠点病院
2	共立浦原総合病院	中之郷 2500-1	81-2211	81-2208	034	090-5853-2824	175	92	267	
3	聖隷富士病院	南町3-1	52-0780 52-0781	52-5837	119	080-1567-9983	151		151	
4	富士整形外科病院	錦町1-4-23	51-3051	51-1866	122	080-2664-6512	106		106	
5	川村病院	中島327	61-4050	64-7806	118	080-1567-9969	76		76	

(支援病院) 主に救護病院での処置、治療後の収容及び経過観察を行う。

No.	病院名	所在地	電話(平時)		M C A 無線	衛星電話	(参考) 平常時の許可病床数(※)		備考	
			電話(災害時)	FAX(災害時)			一般	療養 精神 その他 合計		
6	湖山リハビリテー ション病院	大淵405-25	36-2000	36-2570	123	080-1591-7090	208		208	支援病院
7	新富士病院	大淵3898-1	36-2211	36-2343	124	080-2631-8168	104	102	206	支援病院
8	富士いきいき病院	天間1640-1	73-1919 090-8138-3066	73-1916	125	080-2659-0191	197		197	支援病院
9	芦川病院	中央町 2-13-20	52-2480	54-1103	117	090-7031-1032	39	60	99	支援病院

(特殊病院) 特殊病院は、精神科領域及びそのケア等に対応者。

No.	病院名	所在地	電話(平時)		M C A 無線	衛星電話	(参考) 平常時の許可病床数(※)		備考	
			電話(災害時)	FAX(災害時)			一般	療養 精神 その他 合計		
10	大富士病院	中野249-2	35-0024	35-0028	121	-		160	160	特殊病院
11	鷹岡病院	天間1585	71-3370	71-0853	126	-		151	151	特殊病院
12	聖明病院	大淵888	36-0277	35-3192	127	-		182	182	特殊病院

※ 平常時の許可病床数は、静岡県病院名簿(令和3年4月1日現在：静岡県健康福祉部医療健康局医務政策課)による。

医療機関一覧表

No.	病院名	所在地	電話	FAX	透視ベッド数	MCA 無級	備考
1	市立中央病院	高島町50	52-1131	51-7077	10床	501	災害拠点病院
2	共立瀬原総合病院	中之郷2500-1	81-2211	81-2208	25床	507	
3	聖隷富士病院	南町3-1	52-0780	52-5837	40床	503	基幹施設
4	新富士病院	大淵3398-1	36-2211	36-2343	23床	504	
5	富士第一クリニック	伝法560	23-1100	21-7577	126床	502	基幹施設
6	東名富士クリニック	伝法177-1	22-4630	32-6536	83床	505	基幹施設
7	加藤クリニック	吉原4-10-16	53-0280	53-0433	18床	506	
8	もといちば内科クリニック	本市場町906	61-6111	61-6112	15床	508	

透視施設一覧表

No.	病院名	所在地	電話	FAX	透視ベッド数	MCA 無級	備考
1	青葉クリニック	一色128-1	22-6000				小・内・リハ
2	秋山病院	富士岡1455	34-0075				外・胃・内・皮・肛
3	秋山小児科病院	青島町254	52-1904				小・ア・放
4	朝岡眼科病院	今泉3-10-5	52-0745				眼
5	芦川病院	中央町2-13-20	52-2480				胃・内・筋・外・整・眼・肛・リハ
6	阿部眼科病院	中津川314	61-5810				眼
7	荒井整形外科病院	本市場新田61-9	65-8150				整・リウ・リハ・麻
8	あらたじままいこクリニック	中塚 哲三 荒田島町6-25	55-2221				心内・精
9	安どうろクリニック	安藤 亨 五重島69	30-8181				外・内・消・肛・放
10	飯泉ファミリークリニック	飯泉 哲哉 今泉1-13-29	53-1516				小・内・ア
11	池田産婦人科病院	池田 一夫 石坂415-15	21-2228				産・婦
12	池辺クリニック	池邊 紳一郎 川成町250	65-0250				神内・内・リハ
13	石原クリニック	石原 伸一 今泉2022-12	55-2121				消・外
14	いそえ産婦科クリニック	磯江 王朗 松岡町51-1	62-1000				産外
15	磯部クリニック	磯部 俊一 川尻193	38-3910				外・内・小・整・胃・放
16	井手内科病院	井手 潔 松岡1157	61-9155				内・胃・呼・筋・放
17	大塚内科病院	大塚 有紀 富士見台6-3-3	21-9481				内・小・放
18	岩科内科病院	岩科 通 本市場町1060	64-4750				内・小
19	ラモロキッズ・アレルギークリニック	海野 浩寿 松岡1213-1	63-4970				小・ア・内
20	梅原クリニック	梅原 靖彦 桑島423-1	66-2411				消・外・内・肛
21	海野眼科病院	海野 豊光 松岡402-16	30-6260				眼
22	海野皮膚科病院	海野 公成 松岡695-1 海野ビル1F	65-0303				皮
23	遠藤クリニック	遠藤 徹 神谷527-1	34-0048				内・消・胃・小
24	遠藤内科病院	遠藤 繁 緑町2-12	52-6460				内・呼・ア・筋
25	大富士病院	窪田 博 中野249-2	35-0024				精・神・内
26	小川小児科内科病院	小川 雅久 中野568-4	36-0321				小・内・ア
27	おさの整形外科	荻野 透 厚原1306-9	73-1110				整・リハ・リウ
28	岳南医院	杉浦 宜樹 横綱4-2-17	61-2360				内・筋・呼・小・リハ
29	櫻村胃腸科外科	櫻村 弘雄 榎木167-3	63-8881				胃・外・麻
30	勝又医院	勝又 秀樹 荒田島町6-1	54-2228				内・小・筋
31	加藤医院	加藤 昌久 比奈1613	34-0011				眼・内・小
32	加藤医院 吉原分院	加藤 有紀子 中央町1-9-13	57-3000				内
33	加藤クリニック	加藤 伸之輔 吉原4-10-16	53-0280				内
34	かとう整形外科クリニック	加藤 努 松岡704-1	67-6677				整・リハ
35	金指医院	金指 公也 中之郷814-6	81-0020				外・内・麻
36	かみで耳鼻咽喉科クリニック	上出 洋介 伝法2433-4	53-3321				耳・気
37	かわぐち整形外科	川口 慶 水戸島120-3	63-1110				整・リハ・リウ
38	かわむらこどもクリニック	河村 研一 米之宮町211	65-0050				小・ア
39	川村病院	川村 武 中島327	61-4050				胃・外・内・肛
40	キタザトクリニック	渡邊 一 厚原字八笠1941-3	72-5000				消・外・内・肛
41	木村内科病院	木村 昭洋 横綱1-1-21	61-2478				内・筋・呼・消・小
42	葛山整形ハートクリニック	葛山 克彦 五重島69	32-6677				整・リハ・漢
43	共立瀬原総合病院	西ヶ谷 和之 中之郷2500-1	81-2211				内・消・筋・呼・外・肛・皮・整・小・麻外・リハ・泌・産婦・耳・放
44	久保田内科クリニック	久保田 敏彦 五味島276-2	60-7070				内
45	窪田レディースクリニック	窪田 高弘 翠垣100-6	65-7077				産・内
46	瀧本坂クリニック	土屋 匠 今泉9-7-8	57-5775				内・筋・呼・消・放
47	幸治小児科病院	幸治 淳 鷹岡本町4-30	71-3643				小
48	ことう泌尿器科クリニック	後藤 博一 荒田島町9-24	54-1771				泌
49	こどもクリニック中山医院	中山 豊明 瓜島町104-3	52-0205				小・内
50	小林医院	小林 豊明 今井1-1-21	33-0660				内・小・胃
51	小松クリニック	小松 勝利 伝法1989-66	57-5225				内・胃・外
52	小森眼科クリニック	小森 雅彦 伝法中原564-4	21-0333				眼
53	湖山リハビリテーション病院	榎 祥英 大淵405-25	36-2000				内・リハ

資料5-2

番号	医療機関名	管理者	所在地	電話	診療科目
54	さくらが丘クリニック	高木 壯彦	中野527-27	36-2868	循・内・呼・消・小
55	里和耳鼻咽喉科医院	里和 一仁	伝法146	23-1133	耳
56	佐野医院	佐野 義夫	豊原865-1	61-1065	内・小
57	佐野胃腸科医院	佐野 勝夫	中野258-4	35-5566	外・胃・消・肛・内
58	佐野整形外科医院	佐野 義紀	天間1349-6	71-6200	整・リハ
59	清水内科医院	清水 慶一	比奈1296-11	34-0512	内・ア
60	しんぷじ耳鼻咽喉科クリニック	中島 美帆	川成新町375-2	65-0600	耳
61	新富士病院	木島 金夫	大淵3898-1	36-2211	内・神内・整・皮・リハ・麻
62	杉浦眼科	杉浦 毅	川成新町22	65-8500	眼
63	鈴木医院	鈴木 康将	宇東13-25	62-8585	胃・肛・外・内・リハ
64	鈴木整形外科医院	鈴木 恒文	松本東町2-5	52-2213	整・外・皮・リハ
65	鈴木内科医院	鈴木 淳	伝法3075-1	52-3736	内・呼・循
66	するがホームクリニック	齋藤 勝也	吉原2-5-2 本ビル101	30-6130	内・消
67	聖明病院	古川 愛達	大淵888	36-0277	循・神・内
68	聖隷富士病院	小里 俊幸	南町3-1	52-0780	内・呼・循・消・小・外・整・泌 肛・リハ・放・麻
69	瀬尾小児科内科医院	瀬尾 亮	八幡町4-33	64-2189	小・内・ア
70	せきクリニック	関 暢隆	伝法656-1	73-2332	内・外・肛・胃・消
71	たかいかいクリニック	高井 詠弘	高瀬町4-10	57-6600	内・泌・皮・外・リハ
72	鷹岡病院	高木 啓	天間1585	71-3370	循・神・心内
73	高木内科循環器科医院	高木 茂人	中里934-40	34-2755	内・循
74	たかひろ耳鼻咽喉科医院	渡邊 高広	宮島183-1	66-5100	耳
75	竹澤胃腸科内科医院	竹澤 二郎	宮島28-27	63-7373	外・胃・皮・肛・麻・放
76	武田産婦人科医院	武田 修	宮島330-7	63-5122	産・婦
77	武田クリニック	武田 博	宮島88-10	66-3161	循・内・小
78	田子クリニック	西島 典	中丸129-1	65-3011	内・小
79	たなかメデカオクスエア	田中 圭	津田町183	55-0188	循・内・外
80	田辺整形外科医院	田邊 彩保	本市場町996	61-8410	整・形・リハ
81	たむらレディースクリニック	田村 和司	米之宮町250	65-7777	産・婦
82	中央公園クリニック	窪田 幸久	平垣本町13-15	61-2102	心内・循・神
83	中央クリニック	田島 巖	中央町1-2-2	53-8639	小・ア
84	月岡医院	月岡 佳久	国久保2-7-7	52-7751	内・小・皮
85	土屋医院	土屋 智子	吉原3-10-10	52-0659	内・小・放
86	つちや耳鼻咽喉科医院	土屋 賢	厚原589-3	30-8003	耳
87	トールフェアクリニック	北西 史弘	本市場148-1	61-0119	内・小・婦
88	東名富士クリニック	山内 康弘	伝法177-1	22-6530	透肛
89	戸田整形外科	戸田 俊弘	入山瀬710-1	73-2200	整・リハ・リウ
90	富子医院	柴田 陽彦	原田1272-14	53-7122	小
91	とみ皮膚科クリニック	川村 希美	石坂68-8	51-1030	皮
92	どんぐり診療所	安田 寛二	厚原2211-3	32-9933	小
93	なかじま眼科	中島 拓矢	入山瀬955-5	72-0011	眼・麻
94	中島産婦人科医院	中島 邦寛	青島町160	51-4188	産・婦
95	中西眼科クリニック	野田 史彦	中野429-8	36-1800	眼
96	中西小児科クリニック	野田 浩	中野429-8	36-1101	小
97	中根クリニック	清水 千枝	一色495-1	21-7520	外・胃・内・肛・皮
98	永田クリニック	松田 壽夫	永田町2-60	53-8955	内・消・外
99	長野医院	長野 斗志克	袖木242-1	60-7100	産・婦・小・眼
100	野村クリニック	野村 裕男	中島79-1	32-8169	内・呼
101	長谷川産婦人科医院	長谷川 英	吉原5-3-18	53-7575	産・婦
102	長谷川耳鼻咽喉科医院	長谷川 剛	浅間本町1-49	30-8733	耳
103	花崎眼科医院	花崎 秀敏	青葉町38	66-0100	眼
104	原内科クリニック	原 清	松岡676-1	61-0988	内
105	香村外科内科医院	香村 立互	北松野1328-6	85-2211	内・下・消・放
106	ひなたクリニック	日向 真一	森島105-1	66-3150	内・小
107	日乃出どうこう内科クリニック	後藤 哲男	日乃出町180	55-1510	内・腎内
108	平野医院	平野 眞彦	厚原64	71-6611	内・循・胃

資料5-2

番号	医療機関名	管理者	所在地	電話	診療科目
109	広田内科クリニック	広川 雅彦	今泉3120-3	23-0565	内・消
110	広見医院	竹之下 政典	大淵39-1	21-5089	内・小・精・リハ
111	富士足心臓血管クリニック	花田 明香	浅間本町1-43	54-0357	血外・形・循・リハ
112	富士いきいき病院	田中 博	天間1640-1	73-1919	内・循・神内・消・整・リハ
113	藤井整形外科医院	藤井 博幸	松岡1129	61-7811	整・リハ・外
114	富士健康センター	森 壽生	袖木392-5	64-4421	内・胃・循・放
115	富士在宅診療所	新井 久榮	本市場新田32-5 STビル1F	63-8939	内・心内・老精
116	富士市立中央病院	児島 章	高島町50	52-1131	内・精・神・呼・消・循・小・外 整・形・脳外・心外・皮・泌・産 婦・眼・耳・リハ・放・麻
117	ふじ心臓クリニック	高山 大起	榎原本町16-16 作'ビル5F	65-3790	心内・精
118	富士整形外科病院	渡邊 英一郎	伝法1-4-23	51-3751	整・内・リハ
119	富士第一クリニック	中村 一賀	伝法560	23-1100	内
120	ふじの町クリニック・健診センター	河合 秀彦	富士町12-12	32-7711	内・脳外・神内・リハ・透肛
121	富士足通リ皮膚科	八木 菜穂子	川成富町376-2	62-1788	皮
122	富士メンタルクリニック	石田 孜郎	本町1-2-201	64-7685	循・神・心内
123	富士レディースクリニック	中山 真人	原田254-1	21-1111	産・婦
124	船津クリニック	船津 雅幸	川成富町295	65-7272	婦
125	べつふ腎・泌尿器クリニック	別府 正典	松富町51-2	66-3388	腎内
126	北條整形外科医院	北條 博	依田原町8-1	52-1868	整
127	前田整形外科医院	前田 勝久	色218-4	22-0088	整・リハ・放
128	まつらクリニック	松浦 裕	松岡1359-1	64-2255	内・消
129	三野市整形外科	堀場 映子	南松野2684-6	85-0555	小
130	松野市整形外科	田中 俊也	浅間本町3-22	54-3311	整・リハ
131	みやま内科・外科クリニック	宮川 朗	広見本町2-40	23-3800	内・外・肛・消・リハ・胃
132	宮崎クリニック	宮崎 裕	松岡300-15	66-3731	内・消・産・婦
133	宮沢内科医院	宮沢 正行	中之郷29-1	81-3211	内・小・放
134	宮下医院	宮下 正雄	平垣本町4-1	61-0376	外・内・胃・肛・麻
135	望月医院	望月 衛	厚原755-4	71-9382	内・循・小
136	もといちほ内科クリニック	内田 光一	本市場町906	61-6111	循・整・腎・透
137	ももはクリニック石坂	安永 剛	石坂420-1	22-0800	内・整・脳・リハ
138	柳沢クリニック	柳澤 宗和	伝法574-7	21-8788	泌・外・内・放
139	山崎聖二	山崎 聖二	厚原675-3	71-3315	外・胃・内
140	山城マデオカルクリニック	山城 敬史	松本51-1-3	30-7222	内・消・肛・外
141	山田医院	山田 秀生	中央町1-2-6	55-3100	内
142	山本眼科クリニック	山本 俊一	石坂451-5	21-0089	眼
143	山本康孝循環器内科・内科クリニック	山本 康孝	今泉5-12-15	55-0101	循・内
144	横柳皮膚科クリニック	高橋 靖幸	榎剛3-10-8	65-4112	皮
145	吉見整形外科	吉見 秀一	神川44-12	39-1189	整・リ
146	よねのみやクリニック	望月 美和	米之宮町138	30-9029	心・精
147	米本皮膚科医院	米本 広明	瓜島町32	32-7111	皮
148	ロゼにいろいろクリニック	坂上田あずみ	豊原町1605	61-2416	心・精
149	渡辺医院	渡邊 康行	吉原5-1-15	52-0340	外・内
150	渡辺クリニック	渡邊 正規	原田2248	22-1500	小・内・眼
151	わたなべ耳鼻咽喉科医院	渡邊 靖夫	松岡408-5	65-6787	耳
152	渡辺整形外科クリニック	渡邊 勉	川成島206-1	61-0655	整・内・リハ

応急歯科診療機関

地区	医療機関名	歯科医師	所在地	電話番号	
吉原	1 植田歯科医院	植田 惠実	吉原1-2-3	52-1204	
	2 かたおか矯正歯科医院	片岡 護	吉原2-6-3	52-0321	
	3 斉藤歯科医院	斉藤 敏也	吉原4-7-22	53-1116	
	4 後藤歯科医院	後藤 恭徳	吉原4-9-13	52-0834	
	5 鈴木歯科医院	鈴木 征一	吉原4-18-9	52-0876	
	6 杉山歯科クリニック	杉山 壽	依田原町3-2	51-5120	
	7 加藤歯科医院	加藤 勉	御幸町13-6	53-7562	
	8 秋元歯科医院	秋元 隆宏	中央町2-1-12	52-4809	
	9 吉原歯科医院	子上 克巳	国久保3-2-10	51-0345	
	10 片岡歯科医院	片岡 靖長	高嶺町10-3	52-5603	
	11 大松歯科医院	大松 高	高島町29	53-8170	
	12 東海歯科医院	渡辺 恵子	青島町174-1	53-1147	
	13 田辺歯科医院	田辺 雅啓	永田町1-90	52-0300	
	14 やしき歯科医院	屋鋪 暢彦	永田町2-28-2	54-1108	
	15 小沢歯科医院	小澤 利雄	永田北町6-21	57-6677	
	16 図書館前歯科	臼井 五郎	中央町3-9-28	55-1050	
	17 よしの歯科医院	吉野 将一郎	錦町1-15-25	57-1188	
	18 ふじ歯科口腔外科クリニック	勝山 直彦	南町4-2	67-0018	
伝法	19 秋庭歯科・矯正歯科医院	秋庭 正幸	秋庭 悟	浅間上町13-41	52-3712
	20 小川歯科医院	小川 淳	浅間本町6-10	57-4793	
	21 むらからみ歯科クリニック	村上 和也	日乃出町23-5	51-1051	
	22 坂田歯科医院	坂田 貴彦	伝法2646-1	52-7401	
	23 渡辺矯正歯科医院	渡辺 斎敏	伝法2820-3	57-5123	
	24 富士市歯科医師会館		伝法2850-3	53-5555	
	25 中央病院歯科口腔外科	井出 正俊	高島町50	52-1131	
	26 片岡歯科医院	片岡 俊夫	今泉2059-20	51-5170	
	27 庵原歯科医院	庵原 義明	今泉1-11-36	52-5506	
	28 よねやまクリニックよねやま歯科	米山 寿一	今泉1-11-8	52-0275	
	29 斉藤歯科医院	高藤 充良	一色210-1	21-0185	
	30 窪田歯科医院	窪田 一彦	富士見台6-3-2	21-8773	

地区	医療機関名	歯科医師	所在地	電話番号	
大淵	31 小野歯科医院	小野 恒光	大淵2863-3	36-1588	
	32 ヒロ歯科医院	堀池 豊博	大淵3119-11	35-6480	
	33 あきやま歯科	秋山 順史	中野175-6	35-6800	
	34 木村歯科医院	木村 東二	中野616-2	36-1555	
神戸	35 望月歯科医院	望月 勝仁	神戸736-1	21-7112	
	36 石井歯科医院	石井 弘二	神戸字島原15-2	21-8888	
原田	37 鈴木歯科医院	鈴木 康弘	原田401-8	53-0130	
	38 菊池歯科医院	菊池 一好	比奈1088-1	34-2991	
吉永	39 鈴木歯科医院	鈴木 雅博	比奈1496-2	34-0149	
	40 加藤歯科医院	加藤 登志江	比奈1171-3	34-1117	
元吉原	41 荻野歯科医院	荻野 俊彦	富士岡1462	38-0107	
	42 尾崎歯科医院	田坂 誠吾	鈴川町6-6	33-0416	
	43 石塚歯科医院	石塚 泰也	鈴川町9-28	32-1778	
	44 鈴川鈴木歯科医院	鈴木 光紀	鈴川本町8-14	33-0059	
須津	45 土屋歯科医院	土屋 英久	中里247-20	38-2832	
	46 鈴原歯科医院	鈴木 聡	中里2556-4	32-0606	
丘	47 加藤歯科医院	加藤 孝	増川新町125	34-7777	
	48 マキ/歯科医院	横野 恵司	厚原594-2	71-6432	
鷹岡	49 あつばら秋庭歯科クリニック	秋庭 恵	厚原1319-10	72-6707	
	50 桐戸歯科医院	桐戸 眞佐雄	厚原937-43	71-2777	
	51 木暮歯科医院	木暮 昌平	木暮 昌卓	厚原1427-21	71-6683
	52 渡辺歯科	渡辺 久徳	久沢229-1	71-6600	
天間	53 川村歯科医院	川村 和久	久沢263	71-3805	
	54 三仁会 鈴木歯科医院	鈴木 計将	久沢543	71-0648	
天間	55 植松歯科医院	植松 義宣	鷹岡本町2-1	71-8395	
	56 大村歯科医院	大村 功	鷹岡本町3-46	71-2714	
	57 医療法人社団井出歯科医院	井出 明邦	入山瀬2-3-76	71-5725	
	58 幸治デンタルクリニック	幸治 亮	入山瀬933-1	72-2648	
天間	59 富士根歯科医院	佐野 勇	天間1321の1	71-5765	
	60 てんま歯科	鈴木 親良	天間535-15	73-1418	

地区	医療機関名	歯科医師	所在地	電話番号
広島	61 医療法人社団 神谷歯科クリニック	神谷隆裕	今泉3983の14	23-1616
	62 小池歯科医院	小池裕史	石坂84-3	51-5600
	63 コスモ歯科医院	北條正太郎	大淵174-16	21-0102
富士駅北	64 和田歯科クリニック	和田壽夫	平垣本町6-41	64-6664
	65 若月歯科医院	若月信彦	富士町7-13	64-3875
	66 宮本歯科	宮本晃宏	富士町14-3	61-6464
	67 吉田歯科クリニック	吉田高稔	富士町16-18	64-6066
	68 元町歯科医院	金刺宏泰	元町12-27	61-8885
	69 あおぞら歯科	西澤 隆	元町18-6	65-6777
	70 小山矯正歯科クリニック	小山 哲	元町19-1	63-7771
	71 近藤歯科医院	近藤正明	平垣140-2	64-4440
	72 かわむら歯科クリニック	川村武寛	中島314-1	32-6000
	73 清水歯科	清水喜一郎	加島町2-12	64-2902
	74 太田歯科医院	太田義隆 太田雄介	加島町4-1	63-1312
	75 長谷川歯科医院	長谷川英生	本市場158-1	61-0529
	76 飯田歯科医院	飯田 修	本市場町718	64-5766
	77 塔の木歯科医院	植松正孝	蓼原22	61-1184
78 植松秀純歯科医院	植松秀紀	蓼原64-2	61-8148	
富士北	79 武田デンタルクリニック	武田純一	松本372-8	67-3663
	80 ホシナ歯科クリニック	保科友康	中島458-7	62-1177
	81 ごとろ歯科	後藤宏徳	中島496-5	60-5775
田子浦	82 遠藤歯科医院	遠藤裕康	松本137-1	63-3910
	83 中澤歯科医院	中澤啓介	宮島112-2	60-6480
	84 吉田歯科医院	吉田隆温	宮島818-6	64-2605
	85 はじめ歯科	望月 啓	宮島983-2	65-8811
	86 やまさき歯科クリニック	山崎敏孝	川成新町273	63-4618
	87 秋庭歯科医院たごのうら	秋庭 成	中丸196-8	60-6058
	88 貝通丸歯科	柳下 稔	中丸397-1	61-2174

地区	医療機関名	歯科医師	所在地	電話番号	
富士駅南	89 マコト歯科医院	五十嵐 誠	水戸島2-23-5	65-2515	
	90 望月歯科クリニック	望月雅敏	水戸島110-5	62-0901	
	91 大内歯科医院	大内仁之	横割1-5-7	60-3718	
富士南	92 秋庭歯科矯正歯科クリニック	秋庭正長 秋庭 恭	横割1-19-15	61-2198	
	93 北條歯科医院	北條秀美	横割6-9-39	61-3768	
	94 水上歯科医院	水上美郎	宮下97-8	60-2122	
	95 影山歯科	影山 基	森島434-3	64-6464	
	96 渡井デンタルクリニック	渡井敏章	五貫島78-2	64-3400	
	97 志田歯科医院	志田 剛	松岡1359-2	63-7755	
	98 鈴木歯科クリニック	鈴木智昭	松岡362-5	64-5455	
	99 久保田歯科医院	久保田裕子	松岡991	61-0935	
	100 西村歯科医院	西村隆久	岩本102-1	64-2211	
	岩松北	101 大塔歯科クリニック	大塔羽伺明	松岡346-5	63-6363
		102 はせがわ歯科医院	長谷川幸生	岩本132-15	65-6600
	富士川	清水 秋庭歯科医院	秋庭 裕	中之郷1229-2	81-0121
		清水 立花歯科医院	立花 忍	岩淵763-1	81-0057
		清水 望月歯科医院	望月浩幸	岩淵970-2	81-2248
松野	103 上野泰治歯科診療所	上野泰治 上野直記	南松野2533	85-0300	
	104 尾崎歯科医院	尾崎まゆみ 小川貴雄	北松野1837-1	85-2028	

(注) 原則として全歯科診療機関が対応するものとするが、上記診療機関を主要診療機関とする。

医薬品供給協力店

名称	所在地	電話	品目
中北薬品(株)富士支店	伝法572-3	21-0081	医薬品 衛生資材 防疫薬品
アルフレッサ(株)富士支店	伝法977-2	72-0311	

医薬品等備蓄センターの備蓄状況

所在地: 富士市伝法字杉の木2850-3 令和4年3月31日現在

類別 No	品名	規格	備蓄数量	単位
1	脱脂綿	500g	60	個
2	フロンソルトドライ55g	4cm×4cm×160枚×15袋	4	個
3	清浄綿	8cm×8cm×100包	30	個
4	カット綿	100g	150	個
5	TMカプ入綿球S20-5-20個	Sカップ 5球×20個	12	個
6	救急絆創膏	100枚入	50	個
7	シロバンNO12	12mm×5m	50	個
8	大学ガーゼB	30cm×30cm×150枚入	20	個
9	ソフトガーゼ	30cm×15cm×200枚入	30	個
10	ガーゼ	9m(10包×10)	3	個
11	ホータイ5裂	5.6×9 m×20本入	5	個
12	ホータイP反巻3裂	9.3cm×9m×10本入	10	個
13	ホータイP反巻3裂	3裂×9m×10本入	10	個
14	ホータイP反巻4裂	4裂×9m×10本入	16	個
15	伸縮ホータイ	5 cm×9 m×10本入	15	個
16	伸縮ホータイ	7.5 cm×9 m×10本入	15	個
17	非伸縮ホータイ	7.5cm×4.5m×200本入	1	個
18	アミホータイ2号	25m手・手首・足首	10	個
19	アミホータイ3号	25m 肘・腕・足	10	個
20	救急ホータイ小	1.8 m	20	個
21	三角巾	105×105×250枚入	1	個
22	三角巾特大	105×105×250枚入	1	個
23	三角巾特大	250入	1	個
24	副木	5本組	7	個
25	サージカルマスク	50枚	48	個
26	サルバLLD	フラットタイプ10枚入	20	個
27	サルバ安心WFフィットM	テーブタイプ10枚入	8	個
28	サルバ安心フィットM	12枚	8	個
29	サルバ安心WFフィットL	テーブタイプ9枚入	8	個
30	グリーン初めての肌着(オムツ)Sサイズ	84枚入	8	個
31	グリーン初めての肌着(オムツ)Mサイズ	66枚入	8	個
32	グリーン初めての肌着(オムツ)Lサイズ	54枚入	8	個
33	グリーンすっきりスキップパンツ	(パンツサイズ) 36枚	6	個
34	サルバVADパンツしっかりガードM-L	パンツタイプ9枚	6	個
35	エスマルビ駆血帯	10cm×4m	2	個
36	マキロンS	75ml	40	本
37	ウイル・ステラVH	1L噴霧ポンプ付	10	本
38	消毒用エタノール	500ml	40	本
39	5%ヒビテシ液	500ml	20	本
40	シールドックスパーパー	100枚	30	個
41	精製水	500ml	120	本
42	サイリウム(化学ローソク)	25本入	40	個
43	アルミックシート(救急シート)	20枚入	50	個
44	メデイックブランクシート	モジュールMM-1002	35	枚
45	ニトリルグローブPFプロパンスブルー	パウダーフリー-S200枚入り	10	個
46	ニトリルグローブPFプロパンスブルー	パウダーフリー-M200枚入り	10	個
47	ドライシヤンブー	パウダーフリー-L200枚入り	10	個
48	防災用懐中電灯	200g	72	個
49	LED折りたたみランタン	1個	1	個
50	コンテナ	1個	1	個
51	消火器	54 L	10	個
52	除湿器	番匠式ABC粉末消火器 10型	1	本
53	除菌シート	1台	1	台
54	スチール机・椅子	1個	1	個
55	防水シート(ブルーシート)	3.6m×5.4m	4	枚

富士市医師会災害時医療救護体制要綱

一般対策編

1. 医療救護計画策定の目的

この計画は、富士市並びに隣接において、個々の医療機関の診療機能で初期対応できる範囲の災害事故（風水害・大火災等）が発生した時、市民の医療救護活動が効果的、かつ円滑に行えるようにするため、会員の緊急医療救護体制整備事項を定めることを目的とする。

2. 災害救護対策本部設置

- (1) 富士市長、富士警察署長、富士市消防長、その他（以下「市長等」という。）より医療救護活動の要請があった場合、富士市医師会会長は富士市医師会員（以下「会員」という。）に対し要請を伝達し、直ちに富士市医師会災害救護対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 発災初動時の市長等からの要請に当たっては、平日（午前8時30分～午後5時）但し、土曜午後（但し）は富士市医師会事務局へ通報する。また、休日・夜間は富士市医師会会長（但し、不在の場合は副会長又は本部要員）へ通報する。
- (3) 本部は、医療救護活動の状況を集約把握するとともに、必要な情報交換を市長と行い、また各医療機関へも情報伝達し、その活動を統括する。
- (4) 本部は、富士市伝法 2850 番地富士市医師会事務局内に置く。

3. 組織

- (1) 本部に本部長、副本部長、本部要員を置く。
- (2) 本部長は富士市医師会会長、副本部長は富士市医師会副会長とし、本部長事故あるときは副本部長のうち1名を本部長に充てる。本部要員は理事若干名及び医師会事務職員とする。

役職名	氏名	所属	電話	FAX
本部長	渡邊正規	渡辺クリニック	22-1500	22-1501
副本部長	望月 衛	望月 医 院	71-3392	71-3954
〃	渡邊英一郎	富士整形外科病院	51-3751	51-1540
本部要員	関 暢 彦	せきクリニック	73-2332	73-2338
〃	松本益臣	富士市医師会	52-3111	52-3104
〃	石川広親	〃	〃	〃

4. 医療救護活動実施機関並びに実施要領

- (1) 通常の診療時間内は対応可能な範囲で、各医療機関が医療救護活動を行う。
- (2) 休日・夜間は救急医療センターで医療救護活動を行う。また、応援医師が必要な場合は、センター又は本部より随時要請する。
- (3) 各医療機関又は救急医療センターで対応できない場合又は収容を必要と認めた患者は、別記の後方支援病院並びに予備病院へ転送する。

5. 通報及び報告

- (1) 本部長は市長等からの医療救護要請を速やかに各医療機関に伝達し、医療救護活動の開始について要請する。
- (2) 医療機関の責任者は、その地域における災害及び医療救護活動の状況を速やかに本部に報告する。
- (3) 本部長は各医療機関からの報告を統合整理し、富士市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて各医療機関の責任者あて状況を報告する。
- (4) 各医療機関は、災害救急患者の氏名等をできるだけ確認し、受傷状況及び治療内容等を記録する。また、患者の転送にあたっては医療機関名を記録し、本部に状況を報告する。

6. 救急医療資材

- (1) 救急医療資材は、各医療機関の所有する資材をこれにあてる。
- (2) 各医療機関の所有する資材を使用した場合には、災害救助法、災害対策基本法等の法令に基づく経費をもってこれにあてる。

7. 損害の補償

- (1) この要綱に基づく、出勤時に係る損害補償については、災害時の医療救護協定に準じた損害の補償をする。
- (2) 前項の手続き及び関係官庁との折衝は富士市医師会会長が行う。

8. 補 則

その他この要綱に定めのない必要な事項は富士市医師会会長がこれを別に定める。

附 則

本要綱は平成13年4月1日より施行する。

別 記

後方支援病院

医療機関名	院 長 名	電 話	F A X
芦川病院	芦川 英信	52-2480	54-1103
川村病院	川村 武	61-4050	64-7806
富士市立中央病院	児島 章	52-1131	51-7077
共立蒲原総合病院	西ヶ谷 和之	81-2211	81-2208
聖隷富士病院	小里 俊幸	52-0780	52-5837
富士整形外科病院	渡邊 英一郎	51-3751	51-1540

予 備 病 院

医療機関名	院 長 名	電 話	F A X
大富士病院	窪田 博	35-0024	35-0028
湖山リハビリテーション病院	諸岡 暁	36-2000	36-2570
新富士病院	木島 金夫	36-2211	36-2343
聖明病院	古川 愛造	36-0277	35-3192
鷹岡病院	高木 啓	71-3370	71-0853
富士いきいき病院	田中 博	73-1919	73-1916

し尿、ごみ処理及び防疫の実施計画

1. 地震発生後において、施設の稼働が可能と認められるまでの期間ごみの収集運搬、ごみ焼却炉の運転及びし尿プラントの運転を休止するとともに、し尿運搬業者に対し営業の休止を申し入れる。

(7) ごみ焼却施設

施設名	単 位	処理能力 (公称)
新環境クリーンセンター	1日	250t

(4) 収集車両台数

種 別	積 載 量		台 数		計
	3 t	4 t	18 台	20 台	
パッカー車	3 t	4 t	2 台	2 台	20 台
	2 t		1 台		
平ボディートラック	2tユニック		1 台		3 台
	4 t		1 台		

(7) し尿処理施設

施設名	単 位	処理能力 (公称)
クリーンセンターききょう	1日	186kl

(4) し尿処理業者

業 者 名	所 在 地	車両台数及び処理能力		
		大 型 車 (3t以上)	普 通 車 (3t未満)	総 能 力
吉原衛生運輸(株)	伝法 2883-2	9 台	3 台	37.20t
(有)マツナカ	鈴川東町 8-9	3 台	1 台	11.80t
富士衛生運輸(株)	元町 4-11	2 台	0 台	6.00t
(株)富士クリンサービス	元町 4-11	4 台	0 台	12.70 t
(株)エイコウサービス	厚原 2022-1	8 台	0 台	39.30t
(有)池谷企業	中之郷 140	2 台	0 台	6.00 t
(有)不二設備保全	南松野 2819-5	3 台	0 台	9.00 t
(有)蒲原工業	蒲原 基 5011-69	3 台	0 台	9.00 t
(有)比叡保全センター	蒲原 基 出 77-2	2 台	0 台	7.60 t
(有)大沼興業	蒲原 基 出 1-2	2 台	0 台	7.40 t

2. 防疫計画

(1) 1 班を 2 人組みとして 10 班、20 名で防疫班を編成する。

(2) 使用機器

ア. 動力二兼機 38 台 (内 36 台は富士環境衛生自治推進協会が所有)
 イ. ダイナフオックス 8 台 (富士環境衛生自治推進協会が所有)

ウ、その他

- (3) 出動はトラック等の必要車両を確保する。
 (4) 使用薬剤は、緊急に措置出来るように薬剤業者に備蓄薬剤の供給要請を行うと共に、不足する場合は通常業務に使用する薬剤をもって対応する。

斎場の名称、所在地及び処理能力

名称	所在地	連絡先	火葬炉数
富士市斎場	大淵2588番地の1	36-0256	6炉

がれき、廃材等処理予定地

名称	所在地	概算面積 (㎡)	収容可能見 込容量(m ³)	所有者及 び管理者	備考
吉原東公園建設予定地	今泉字共添地内	12,000	30,000	富士市	仮置場
富士川緑地公園	五貫島字八左衛門島地内	480,000	1,200,000	国土交通省	仮置場
大淵公園	大淵字岩倉地内	40,150	100,375	富士市	仮置場
河川敷スポーツ広場	中之郷地先	100,000	250,000	国土交通省	仮置場
俵石スポーツ広場	南松野地先	7,500	18,750	国土交通省	仮置場

令和3年 6月
富士市

富士市災害廃棄物処理計画

目次

1 基本的事項	
(1) 背景及び目的	1
(2) 対象とする災害	2
(3) 対象とする業務と災害廃棄物	3
(4) 対象とする業務と災害廃棄物の位置付けと基本的な考え方	5
(5) 災害時における廃棄物対策の流れ	7
2 事前準備	
2-1 組織体制	
(1) 内部組織と指揮命令系統	9
(2) 情報収集と連絡体制	10
(3) 協力・支援体制	11
(4) 職員への教育訓練	12
2-2 一般廃棄物処理施設	
(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策	13
(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画	13
(3) 災害用トイレとし尿処理	14
(4) 避難所ごみ	18
2-3 災害廃棄物処理	
(1) 発生想定量と処理可能量	19
(2) 処理方針	20
(3) 処理フロー	20
(4) 仮置場	22
(5) 仮置場に搬入できない住民への対応	28
(6) 収集運搬	28
(7) 環境対策と環境モニタリング	29
(8) 仮設中間処理	29
(9) 損壊家屋等の撤去等	30
(10) 分別・処理・再資源化	31
(11) 最終処分	32
(12) 広域処理	32
(13) 有害廃棄物・処理困難物対策	32
(14) 津波堆積物	34
(15) 思いの品等	35
(16) 住民等への広報	35
3 災害応急対応（初動期～応急対応前半）	
3-1 初動期（発災直後～3日後）	
(1) 被災情報の収集	36
(2) 災害用トイレの必要数の確保・設置	36
(3) 廃棄物処理施設の補修及び稼働	37
(4) し尿の収集・運搬・受入れ施設の確保	37
(5) 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保	37
(6) 環境モニタリングの実施	37
(7) 自衛隊等との連携	37
(8) 道路上の災害廃棄物の撤去	38
(9) 相談への対応	38
(10) 住民への広報	39
3-2 応急対応前半（発災～3週間程度）	
(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定	40
(2) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計	41
(3) 収集運搬体制の確保	41
(4) 仮置場の確保（継続）	41
(5) 倒壊の危険性のある建物の撤去等	41
(6) 有害物・危険物の撤去	42
(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理	42
(8) 腐敗性廃棄物の優先処理	43
(9) 仮設トイレ等の管理	43
4 災害応急対応（応急対応後半）～災害復旧・復興	
4-1 災害廃棄物処理	
(1) 処理フローと処理スケジュールの見直し	44
(2) 収集運搬の実施（継続）	44
(3) 仮置場の管理運営	44
(4) 環境モニタリングの実施（継続）	45
(5) 被災自動車、船舶等	45
(6) 選別・破砕・焼却処理施設の設置	47
(7) 最終処分受入先の確保	47
(8) 災害廃棄物処理実行計画の策定（継続）・見直し	47
4-2 注意事項	
(1) 復興資材の活用	48
(2) 土壌汚染対策法	48
(3) 生活環境影響調査	48
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金	49

- (5) 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和・・・・・・・・・・ 50
- (6) 海洋投棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (7) 地元雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (8) 産業廃棄物処理事業者の活用・・・・・・・・・・ 50

1 基本的事項

(1) 背景及び目的

平成23年(2011年)の東日本大震災、平成27年(2015年)の関東・東北豪雨、平成28年(2016年)の熊本地震などの災害の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

地方公共団体の発災前の準備に関する国の指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針(厚生省生活衛生局水道環境部、平成10年(1998年)10月)」が示されていたが、東日本大震災を契機として、「災害廃棄物対策指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年(2014年)3月)」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、平成30年(2018年)3月に改定された。

この指針において、「市区町村は、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を踏まえながら、県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図るとともに、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物処理に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定し、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行う。また、市区町村は、非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という)を策定し、災害廃棄物の処理を行う。」ことが求められている。

また、平成27年(2015年)8月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化された。

「静岡県災害廃棄物処理計画」(以下、「県計画」という。)では、国の災害廃棄物対策指針に基づき、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめたところである。

「富士市災害廃棄物処理計画」(以下、「本計画」という。)は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

なお、富士市の地域防災計画や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合など、状況の変化に合わせ、追加・修正を行っていくこととする。

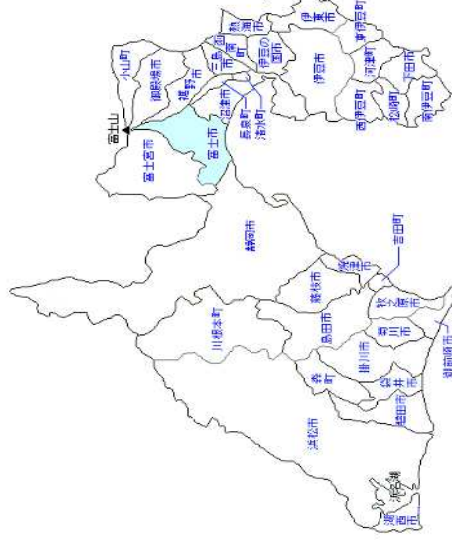


図1 富士市位置図

(2) 対象とする災害

本計画においては、県計画と同様に、静岡県地域防災計画で想定する南海トラフ地震等の地震災害及び水害その他の自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

地震災害及び津波「静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)報告書(平成25年11月)」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震、大正型関東地震)、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震)を想定する。

(3) 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、以下のとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」、「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含むものとする。

- 平時の業務
 - ア 災害廃棄物処理計画の見直し
 - イ 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結（災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む）や法令に基づき事前手続き
 - ウ 人材育成（研修、訓練等）
 - エ 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備
 - オ 仮置場候補地の確保
- 災害時の業務
 - ア 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
 - イ 災害廃棄物の収集・運搬、分別
 - ウ 仮置場の設置・運営・管理
 - エ 中間処理（破碎、焼却等）
 - オ 最終処分
 - カ 再資源化（リサイクルを含む）、再資源化物の利用先の確保
 - キ 二次災害（強風による災害廃棄物及び粉塵の飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う石綿の飛散など）の防止
 - ク 進捗管理
 - ケ 広報、住民対応等
 - コ 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

本計画において対象とする廃棄物は、表 1.1 に示す災害廃棄物及び表 1.2 に示す被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。

表 1.1 災害廃棄物

災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

種類	備考
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
量・布団	被災家屋から排出される量・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かいコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもののや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電/その他家電	※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCL（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等の保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

※思い出し品（写真、賞状、位牌、貴重品等）は、遺失物法の関連法令での手続きや対応に基づき、回収、保管等を行う。

表 1.2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種類	備考
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ、使用済み携帯・簡易トイレ(便袋)等 容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管 理者が処理する。
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他 市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称) 等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等)からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除外は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

(4) 処理計画の位置付けと基本的な考え方

本計画の位置付けは、図 2.1 のとおりである。
計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 国の災害廃棄物対策指針等及び県計画を踏まえた内容とする。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は市町が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

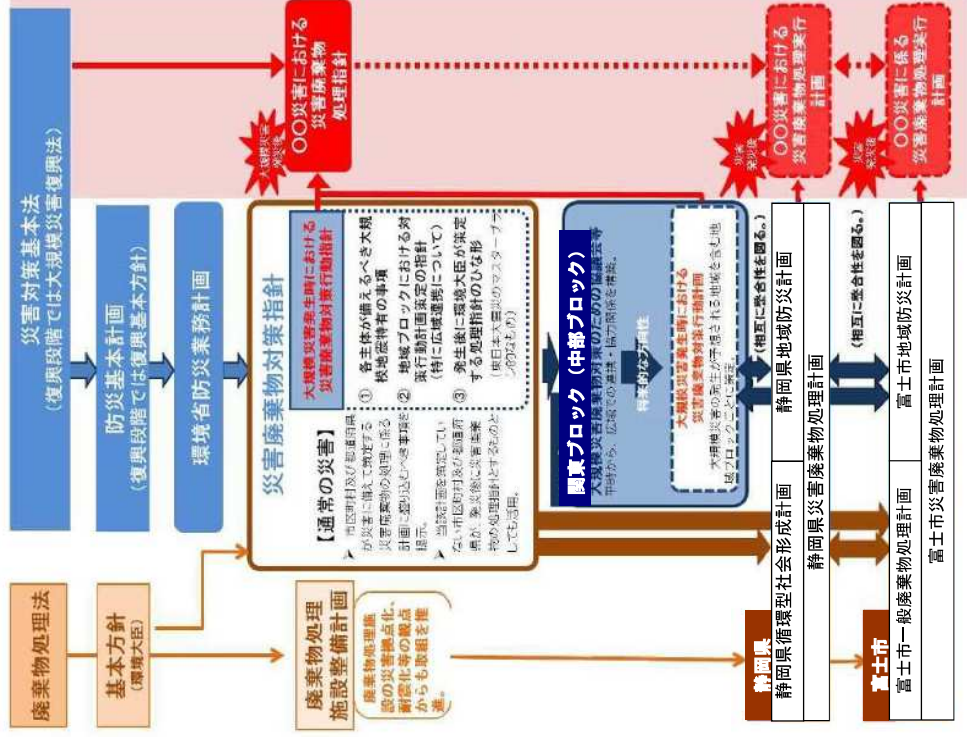
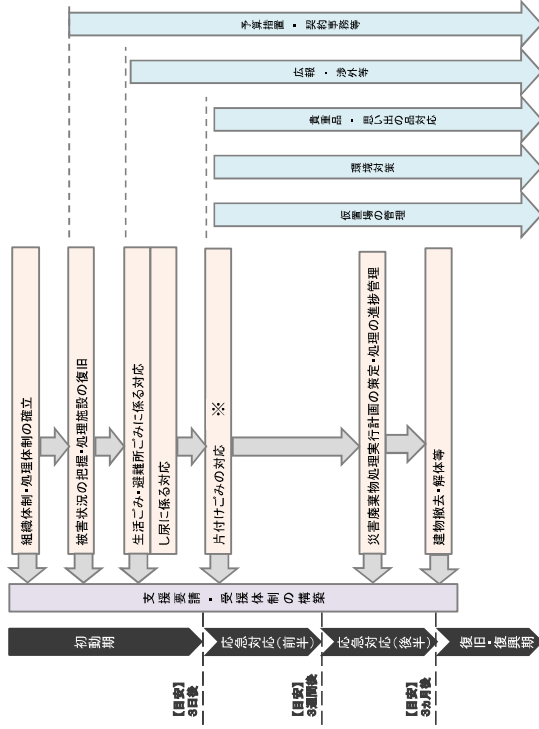


図 2.1 富士市災害廃棄物処理計画の位置付け

(5) 災害時における廃棄物対策の流れ
 生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを図2.2に示す。



※水害の場合、水が引いた翌日から被災家屋からの片付けごみの排出が始まるため、仮置場の設置及び住民への広報を本図より前倒して至急行う必要がある。

図 2.2 災害時における廃棄物対策の流れ

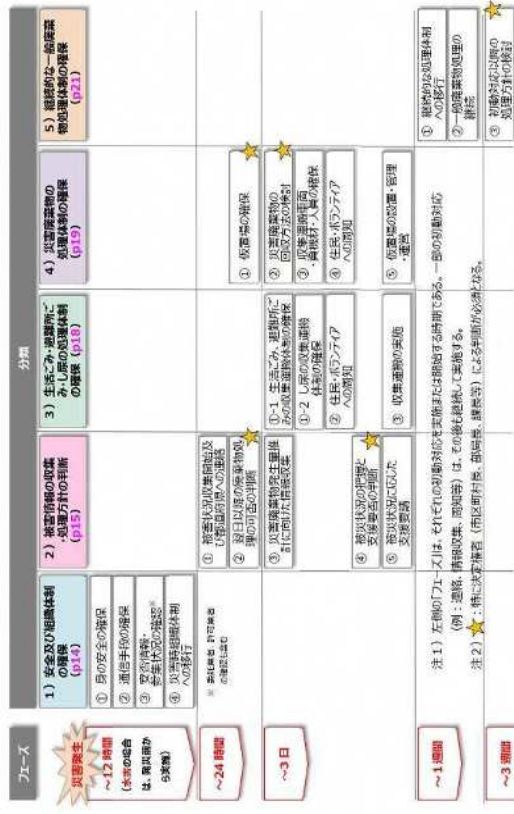
表 2 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
災害直急対応	人命救助が優先される時期（体面整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる。（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典：災害廃棄物処理指針（環境省 平成30年3月）

初期期における廃棄物対応の流れは図2.3のとおりである



出典：災害時の一般廃棄物処理に関する初期対応の手引き（環境省 令和2年2月）

図 2.3 初期期における廃棄物対策の流れ

2 事前準備

2-1 組織体制

(1) 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、本市の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図3とする。

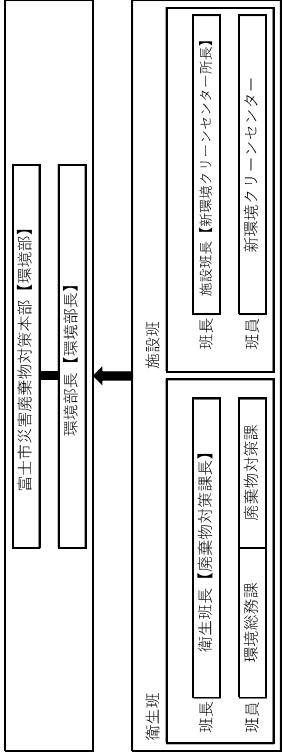


図3 災害廃棄物対策における内部組織体制

(2) 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。関係機関の連絡先は、別紙のとおりである。

本市が収集すべき情報例を表3に示す。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。

表3 災害時の情報共有項目例

項目	内容	時期
職員・施設被災	職員の被災状況・参集状況	初動～
	廃棄物処理施設の被災状況	初動～
道路	廃棄物処理施設の復旧計画/復旧状況	初動～
	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～
	上下水道及び施設の被災状況	初動～
	上下水道及び施設の復旧計画/復旧状況	初動～
	災害用トイレの配置計画と設置状況	初動～
	災害用トイレの支援状況	初動～
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況	応急～
し尿処理	災害用トイレ設置に関する支援要請	初動～
	収集対象し尿の推計発生量	初動～
	し尿収集・処理に関する支援要請	初動～
	市町等のし尿処理計画	初動～
	し尿収集・処理の進捗状況	初動～
生活ごみ処理	し尿処理の復旧計画・復旧状況	初動～
	ごみの推計発生量	初動～
	ごみ収集・処理に関する支援要請	初動～
	市町等のごみ処理計画	初動～
	ごみ収集・処理の進捗状況	初動～
災害廃棄物処理	ごみ処理の復旧計画・復旧状況	初動～
	家屋の被災状況（全壊、半壊、焼失、浸水）	初動～
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	初動～
	災害廃棄物処理に関する支援要請	初動～
	災害廃棄物処理実施計画	初動～
	解体撤去申請の受付状況	応急～
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	応急～
	解体業者への支払業務の進捗状況	応急～
	仮置場の配置・開設準備状況	初動～
	仮置場の運用計画	初動～
再利用・再資源化/処理・処分計画	初動～	
再利用・再資源化/処理・処分の進捗状況	応急後半～	

出典：災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き（環境省、平成22年3月）を一部修正

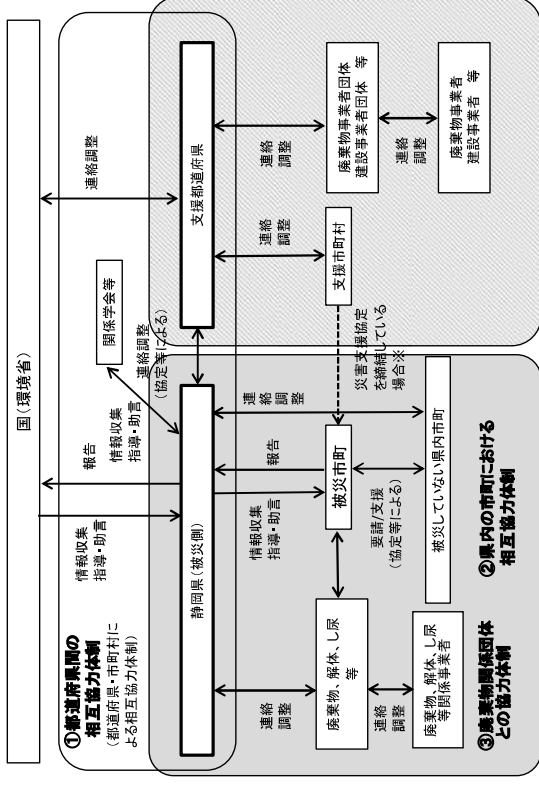
(3) 協力・支援体制

県計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制としている(図4参照)。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定が締結されている。また、関東圏及び中部圏の自治体等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック及び中部ブロック協議会においては、県域を越えた連携手順を定めた「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」が策定されている。それらの協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行う。

さらに、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」により、し尿等収集運搬事業者団体や廃棄物事業者団体、建設事業者団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行う。

そこで、本市では、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、本市が個別に調整する。



※政令指定市町や姉妹都市間関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）を一部修正

図4 県内及び県外との協力・支援体制

(4) 職員への教育訓練

本市は、本計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会に参加することで人材の育成を図り、また、その成果を本計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

2-2-1 一般廃棄物処理施設

(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

本市の保有する一般廃棄物処理施設の概要と災害対策計画を表4に示す。
 新環境クリーンセンターについては、運転に必要な薬剤の確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を行う。また、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を構築する。クリーンセンターききよう及び中野台下水処理施設については、今後耐震化調査を実施の予定である。

表4 一般廃棄物処理施設の災害対策計画

施設名	供用開始年度	施設規模	災害対策計画
新環境クリーンセンター	令和2年	250トン/日	薬剤の確保、非常用発電機の設置等
クリーンセンターききよう	平成9年	186キリット/日	薬剤の確保
中野台下水処理施設	昭和60年	1,190 m ³ /日	薬剤の確保

(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点から、本市の保有する廃棄物処理施設の事業継続計画については策定済みである。

(3) 災害用トイレとし尿処理

被災の初期段階では、上下水道機能の被災、浄化槽の被災等により水洗トイレの使用が難しくなることも避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等 表5.1参照）が必要となる。

災害直後には携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後仮設トイレに切り替えていくことが想定される。

そのため、災害用トイレの必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、携帯・簡易トイレの便袋の収集・運搬、処理方法、また、仮設トイレの設置に伴い新たに必要となる尿の収集・運搬、処理方法の検討を行い、民間事業者との協定など処理体制を構築する。

災害用トイレの備蓄にあたっては、併せて、トイレの衛生管理に必要な用品（消臭剤、脱臭剤、手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレトペーパーなど）内閣府による「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）の備蓄を行う。また、市民に携帯トイレの備蓄を呼び掛ける。

発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。（内閣府による「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

表 5.1 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
仮設トイレ (汲み取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。
仮設トイレ (マンホール)	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置する。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）を元に一部加筆



○想定必要数

「静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)報告書」に基づき、仮設トイレの必要数を推計すれば表5.2のとおりである。

表 5.2 仮設トイレの必要数

No	地区名	人口 (a)	携帯トイレ 必要数 (全人口)	仮設トイレ 必要基数 (避難所)
			(回分)	(基)
1	吉原地区	12,033	180,495	16
2	伝法地区	12,381	185,715	37
3	今泉地区	12,879	193,185	44
4	広見地区	12,789	191,835	24
5	元吉原地区	7,987	119,805	21
6	須津地区	11,215	168,225	28
7	浮島地区	1,642	24,630	3
8	吉永地区	7,403	111,045	17
9	原田地区	6,941	104,115	20
10	大淵地区	13,068	196,020	26
11	富士駅北地	12,577	188,655	24
12	富士駅南地	12,157	182,355	21
13	田子浦地区	14,540	218,100	28
14	岩松地区	10,137	152,055	9
15	鷹岡地区	12,746	191,190	29
16	丘地区	13,510	202,650	32
17	富士見台地	6,196	92,940	12
18	神戸地区	3,752	56,280	7
19	富士南地区	17,165	257,475	27
20	天間地区	6,563	98,445	13
21	吉永北地区	2,982	44,730	5
22	青葉台地区	8,817	132,255	22
23	岩松北地区	10,107	151,605	17
24	富士北地区	8,668	130,020	19
25	富士川地区	8,774	131,610	21
26	松野地区	7,072	106,080	15
27	その他	102	1,530	-
	合計	254,203	3,813,045	533

○地区別配置計画

本市の地域防災計画等に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難者数等を整理し、地区別に必要な携帯トイレ及び仮設トイレの配置方法を検討すると、表6及び表7のとおりである。なお、備蓄で不足する分については、広域的な調達手段等を行う。

表 6 携帯トイレの地区別配置計画

No	地区名	人口 (人)	携帯トイレ 必要数 (全人口)	避難所 処理者数 (11後)	携帯トイレ 必要数 (避難所)		携帯トイレ 必要数 (避難所)		携帯トイレ 必要数 (避難所)		携帯トイレ 必要数 (避難所)		携帯トイレ 必要数 (避難所)	
					(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)	(回分)
1	吉原地区	12,033	180,495	422	6,325	6,000	-325	795	11,925	6,000	-5,925			
2	伝法地区	12,381	185,715	974	14,616	9,000	-5,616	1,837	27,555	9,000	-18,555			
3	今泉地区	12,879	193,185	1,165	17,479	13,000	-4,479	2,198	32,940	13,000	-19,940			
4	広見地区	12,789	191,835	625	9,373	2,000	-7,373	1,178	17,670	2,000	-15,670			
5	元吉原地区	7,987	119,805	548	8,219	11,000	2,781	1,633	15,495	11,000	-4,495			
6	須津地区	11,215	168,225	738	11,044	14,000	2,956	1,388	20,820	14,000	-6,820			
7	浮島地区	1,642	24,630	82	1,225	4,000	2,775	154	2,310	4,000	1,690			
8	吉永地区	7,403	111,045	451	6,771	6,000	-771	851	12,765	6,000	-6,765			
9	原田地区	6,941	104,115	531	7,972	4,000	-3,972	1,002	15,030	4,000	-11,030			
10	大淵地区	13,068	196,020	677	10,160	5,000	-5,160	1,277	19,155	5,000	-14,155			
11	富士駅北地	12,577	188,655	628	9,413	8,000	-1,413	1,183	17,716	8,000	-9,716			
12	富士駅南地	12,157	182,355	551	8,267	8,000	-267	1,039	15,585	8,000	-7,585			
13	田子浦地区	14,540	218,100	728	10,940	11,000	60	1,375	20,625	11,000	-9,625			
14	岩松地区	10,137	152,055	247	3,700	2,000	-1,700	465	6,975	2,000	-4,975			
15	鷹岡地区	12,746	191,190	767	11,354	5,000	-6,354	1,427	21,405	5,000	-16,405			
16	丘地区	13,510	202,650	887	12,850	9,000	-3,850	1,615	24,225	9,000	-15,225			
17	富士見台地	6,196	92,940	321	4,814	4,000	-814	605	9,075	4,000	-5,075			
18	神戸地区	3,752	56,280	177	2,657	2,000	-657	334	5,010	2,000	-3,010			
19	富士南地区	17,165	257,475	704	10,538	9,000	-1,538	1,327	19,905	9,000	-10,905			
20	天間地区	6,563	98,445	350	5,243	5,000	-243	659	9,885	5,000	-4,885			
21	吉永北地区	2,982	44,730	125	1,870	2,200	330	235	3,625	2,200	-1,425			
22	青葉台地区	8,817	132,255	580	8,704	7,000	-1,704	1,094	16,110	7,000	-9,110			
23	岩松北地区	10,107	151,605	455	6,827	13,000	6,173	858	12,870	13,000	130			
24	富士北地区	8,668	130,020	511	7,992	8,000	38	963	14,415	8,000	-6,415			
25	富士川地区	8,774	131,610	355	8,322	15,000	6,678	1,046	15,680	15,000	-80			
26	松野地区	7,072	106,080	387	5,800	10,000	4,200	729	10,935	10,000	-935			
27	その他	102	1,530	-	-	-	-	-	-	-	-			
	合計	254,203	3,813,045	14,144	212,169	192,200	-19,969	26,665	399,975	192,200	-207,775			

※小数点四捨五入

出典：H30 関東ブロック災害廃棄物処理計画作成モデル業務

表7 仮設トイレの地区別配置計画

No	地区名	人口 (人)	高土相設定(1週間後・避難所のみ)		× 余裕のみ		仮設トイレ		仮設トイレ		仮設トイレ		避難所 発生 量
			避難者数 (1週間後)	必要量数 (避難所 外)	仮設トイレ 必要量数 (避難所 内)	仮設トイレ 必要量数 (避難所 外)	仮設トイレ 備置数 和式 (避難 所)	仮設トイレ 備置数 洋式 (避難 所)	仮設トイレ 備置数 男女 (避難 所)	仮設トイレ 備置数 計 (避難 所)	仮設トイレ 不足 (避難 所)	仮設トイレ 超過 (避難 所)	
1	吉野地区	12,033	765	16	204	3	1	2	4	-12	1,272		
2	伝法地区	12,381	1,837	37	162	7	1	3	8	-29	2,339		
3	今泉地区	12,879	2,196	44	162	10	2	5	12	-32	3,514		
4	広見地区	12,788	1,178	24	144	3	1	2	4	-20	1,885		
5	元山地区	7,987	1,033	21	109	3	1	2	4	-17	1,653		
6	旗井地区	11,215	1,388	28	150	0	0	0	0	-28	2,221		
7	浮島地区	1,642	154	3	18	0	0	0	0	-3	246		
8	吉水地区	7,403	851	17	108	1	3	0	4	-13	1,362		
9	原田地区	6,941	1,062	20	80	3	2	2	5	-15	1,603		
10	大畑地区	13,068	1,277	26	4	3	1	2	4	-22	2,043		
11	富十郎北地	12,577	1,183	24	195	10	3	8	13	-11	1,893		
12	富十郎南地	12,137	1,039	21	200	0	0	0	0	-21	1,662		
13	田子浦地区	14,540	1,375	28	234	3	1	2	4	-24	2,200		
14	岩松地区	10,137	465	9	176	0	0	0	0	-9	744		
15	藤岡地区	12,746	1,427	29	128	0	2	0	2	-27	2,283		
16	丘地区	13,510	1,615	32	146	0	2	0	2	-30	2,584		
17	富十郎台地	6,136	605	12	89	0	2	0	2	-10	998		
18	津上地区	3,752	334	7	26	0	1	0	1	-6	534		
19	富十郎地区	17,165	1,327	27	288	0	1	0	1	-26	2,123		
20	天間地区	6,563	659	13	0	0	0	0	0	-13	1,054		
21	吉永北地区	2,982	235	5	6	0	1	0	1	-4	376		
22	吉永南地区	8,817	1,094	22	56	0	1	0	1	-21	1,750		
23	吉永北地区	10,107	858	17	153	0	0	0	0	-17	1,373		
24	富十郎北地区	8,698	963	19	132	0	2	0	2	-17	1,541		
25	富十郎南地区	8,774	1,046	21	0	15	3	0	18	-3	1,674		
26	松野地区	7,072	729	15	0	10	4	0	14	-1	1,166		
27	その他	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	合計	254,203	26,965	533	2,976	71	35	28	106	-127	42,654		

※小数点四捨五入

出典：H30 関東ブロック災害廃棄物処理計画作成モデル業務

○し尿処理体制

し尿の収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、下記し尿処理業者(表8)と災害支援協定を締結するなど、必要なし尿処理体制を構築した。

表8 し尿処理支援業者

有限会社マツナガ	有限会社池谷企業
株式会社エイコウサービス	有限会社不二設備保全
吉原衛生運輸株式会社	有限会社蒲原工業
株式会社富士クリンサービス	有限会社由比環境保全センター
富士衛生運輸株式会社	有限会社大沼興業

(4) 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

○避難所開設場所

避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

○ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築する。

2-3 災害廃棄物処理

(1) 発生想定量と処理可能量

本市における災害廃棄物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年度）」の被害想定から、表9のとおりである。

表9 災害廃棄物発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量(千トン)		災害廃棄物等発生量(千m ³)		計
	災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	津波堆積物	
レベル1の地震・津波	245	8~16	253~261	221	7~11 228~232
レベル2の地震・津波	246	58~122	304~369	223	52~84 275~307

災害廃棄物の組成は、県計画と同様とし、表10のとおりである。

表10 災害廃棄物の組成の設定

分類	可燃混合物	不燃混合物	木くず	コンクリートがら	金属くず	津波堆積物	その他	計
割合(%)	11	20	2	34	4	28	1	100

(岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次改訂版)

本市における既存施設での災害廃棄物の処理可能量は、表11のとおりである。

表11 既存ごみ焼却施設の処理可能量

施設名	年間処理量(トン/年度)※1	稼働年数(年)	処理能力(トン/日)	年間処理能力(トン/年)※2	処理能力に対する余裕分の割合(%)	処理可能量(トン/年度)	
						高位	シナリオ
富士市新環境クリンセンター	63,450	0.5	250	67,200	5.5	12,690	該当せず

※1 富士市一般廃棄物処理実施計画(令和2年度)

※2 運営管理業務要求水準書(処理対象物の搬入量)

(2) 処理方針

本市の処理方針は、以下のとおりとする。

○処理期間：3年間を目標

本市の災害廃棄物発生量と処理可能量を基に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(環境省、平成23年5月)」及び東日本大震災の事例等を参考に3年間を目標とする。

○処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用
廃棄物処理法に基づき災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

○処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする
災害廃棄物の処理にあたっては、3Rの観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築する。

(3) 処理フロー

本市の災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県計画等を参考にし、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を図5のとおりとする。

○一次仮置場での徹底分別優先

一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行った後、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等の一部を破砕し、直接リサイクル先、処理先に搬出する。二次仮置場では、一次仮置場で実施できない破砕・選別・焼却等の処理を行う。

平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行う。

発災後、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直すこととする。

(4) 仮置場

○必要面積

本市の最大ケースの災害廃棄物発生想定量を考慮して、仮置場の必要面積を算定すると、表12のとおりである。

表12 仮置場の必要面積

被害想定	災害廃棄物発生量(千トン)			仮置場必要面積(千m ²)		
	可燃物	不燃物	津波堆積物	計	可燃物	不燃物
レベル1の地震・津波	33.93	153.99	73.08	261	22.62	37.331
レベル2の地震・津波	47.97	217.71	103.32	369	31.98	52.778
						計
						73.299
						103.629

仮置場の必要面積＝仮置場÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

仮置場＝災害廃棄物発生量÷年間処理量

年間処理量＝災害廃棄物発生量÷処理期間

見かけ比重：可燃物＝0.4/m³、不燃物＝1.1t/m³、津波堆積物＝1.46t/m³

積み上げ高さ：5m 処理期間：3年 作業スペース割合：1

仮置場発生量＝可燃系＋不燃系＋津波堆積物

一次仮置場

可燃物＝可燃混合物＋木くず

不燃物＝不燃混合物＋コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物＝津波堆積物

二次仮置場

可燃物＝可燃物＋木くず

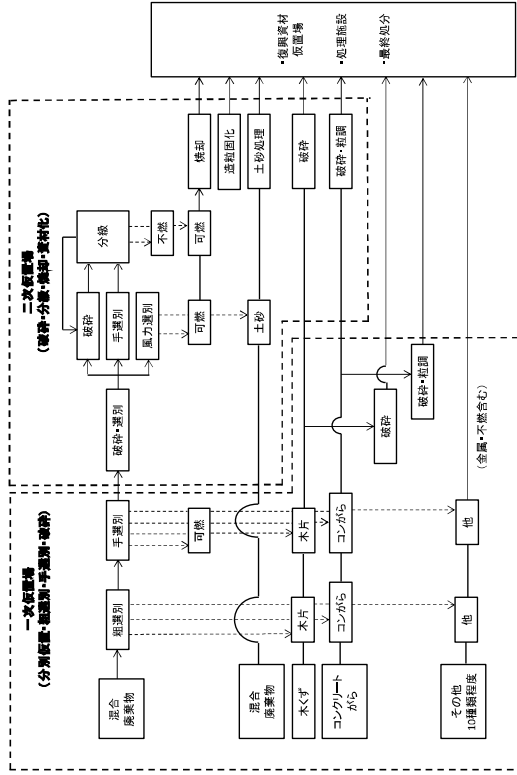
不燃物＝コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物＝津波堆積物＋ふるい下土砂

※災害廃棄物の組成については静岡県災害廃棄物処理計画と同様、岩手県災害廃棄物処理詳細計画第2次改訂版を参考とした。よって静岡県第4次地震被害想定(第2次報告)報告書の災害廃棄物発生量(津波堆積物)とは差異がある。

※可燃混合物・不燃混合物の発生想定量が不明であるため、二次仮置場について算定していない。

※床上床下浸水世帯数が不明であるため、災害廃棄物発生量に含めていない。



時期区分	応急対応	復旧	復興
時間の目安	発災～3ヶ月	3ヶ月～1年	1年～3年
一次仮置場			
二次仮置場			
復興資材仮置場			
処理施設			
最終処分			

図5 基本処理フロー(一次仮置場での徹底分別優先)

○仮置場候補地

県計画及び「マニュアルNo.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」等を参考として、仮置場候補地を選定すると、表13及び図6のとおりである。

また、仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっては、県計画及び「マニュアルNo.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」等の留意事項等を参考にする。なお、仮置場については、3,000㎡以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、「マニュアルNo.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」等を参考に仮置き前に土壌をサンプリングし、必要に応じて分析を行う。

表13 仮置場候補地

仮置場候補地	所在地	敷地面積 (千㎡)	仮置可能量 (千㎡)	所有者及び管理者
吉原東公園建設予定地	今泉字共添地内	12	30	富士市
富士川緑地公園	玉置島字八左衛門跡地内	480	1,200	国土交通省
大淵公園	大淵字岩倉地内	40.15	100	富士市
河川敷スポーツ公園	中之郷地先	100	250	国土交通省
俵石スポーツ公園	南松野地先	7.5	18	国土交通省
合計		639.65	1,598	

本市は仮置場について計画上の必要面積を確保してはいるが、各仮置場候補地については整備工事が必要な場所もあるため、平時より関係部署と協力し、災害時に迅速に使用できるよう整備を進めておく。

図6.1 仮置場候補地位置図(吉原東公園建設予定地)

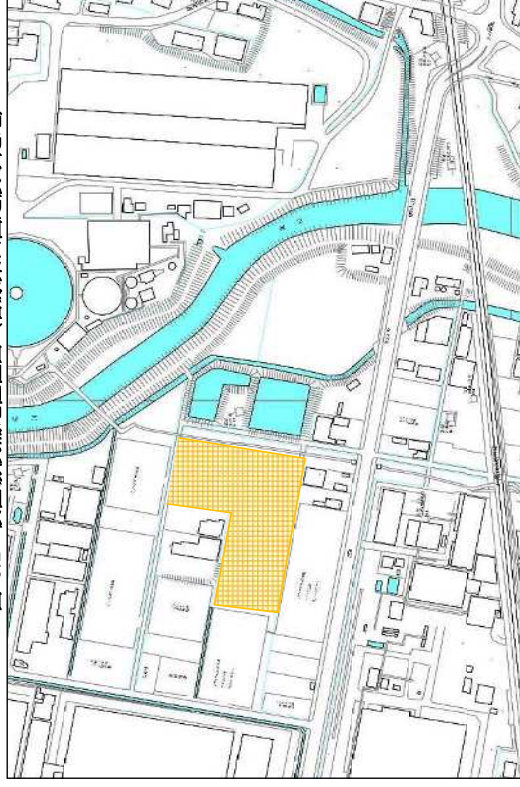


図6.2 仮置場候補地位置図(富士川緑地公園)

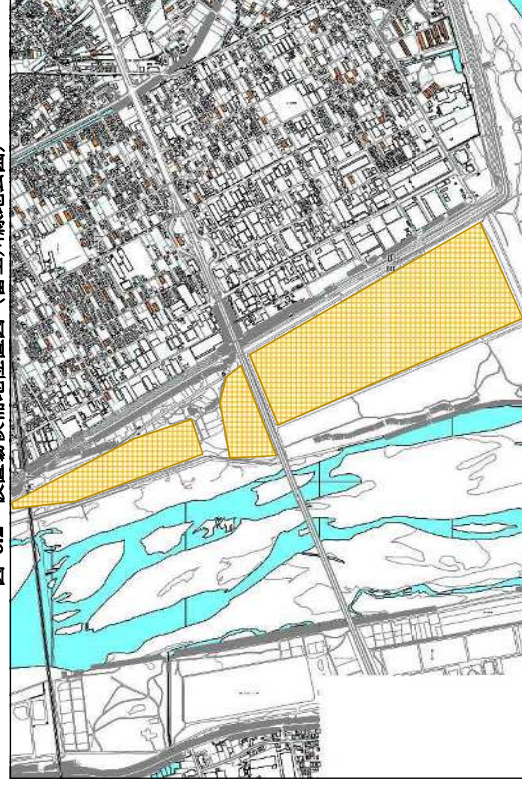


図 6.3 仮置場候補地位位置図 (大淵公園)

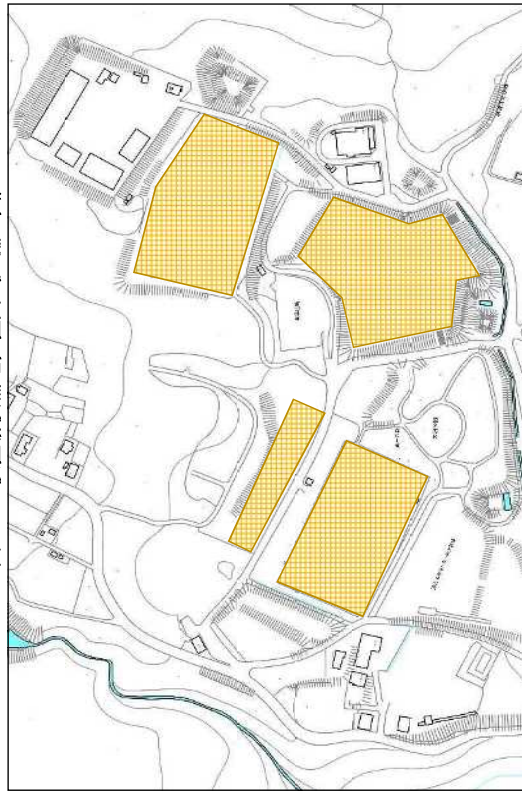


図 6.5 仮置場候補地位位置図 (狭石スポーツ公園)

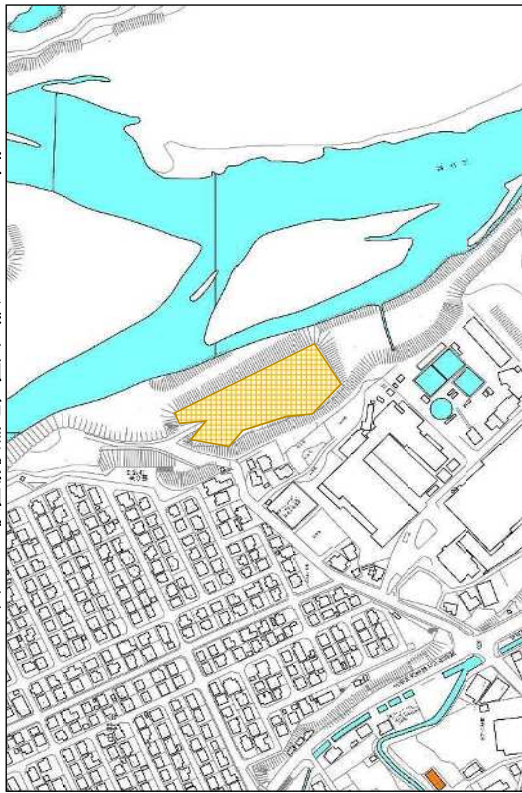
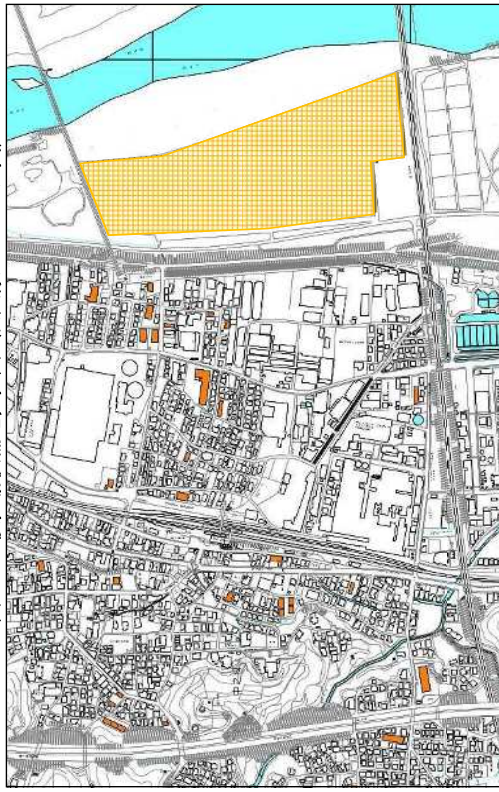


図 6.4 仮置場候補地位位置図 (河川敷スポーツ公園)



○人員と資材の確保

仮置場を運営管理するために必要な人員と資機材は表14.1及び14.2のとおりである。

仮置場に職員を配置できない場合、建設業者又は廃棄物関係業者、あるいは市OBの協力、シルバー人材の派遣等、あらゆる手段を尽くして仮置場の受入れ、誘導、積み下ろし補助、受付業務等を行う人員を確保し、常時複数人が作業に当たることができる体制とするよう、事前に体制づくりを行う。

必要な資材機材についても、表14.2及び「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和2年2月）」の「仮置場必要敷材及び保有機材のリスト」等を参考に保有量や保管場所、災害時の調達方法を事前に確認しておき、発災後すぐの仮置場設置に備える。

表 14.1 仮置場の運営・管理に必要な人員と役割

人員	役割
現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場の全体管理 ・場内の安全管理 ・空きスペースの把握 ・連絡調整等
誘導員	<ul style="list-style-type: none"> ○交通整理 ・出入口での車両誘導、場内の混雑状況の調整 ○排出地域の確認 ・搬入者の免許証やナンバープレート、また可能な時期となれば罹災証明から、被災地域からの搬入であることを確認
補助員	<ul style="list-style-type: none"> ○荷下ろしの補助 ・分別区分の区画ごとに複数名配置し、搬入者の荷下ろしを補助 ○分別指導 ・適切な分別への協力を依頼

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会

*夜間の監視員が必要になる場合もある。

表 14.2 仮置場の設置、管理・運営に必要な資機材

資機材	役割・留意事項
保護具 (手袋、ヘルメット、安全靴、防じんマスク、安全めがね等)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営にあたり、処理業者やボランティアに協力を依頼する場合は、必要な保護具の調達について調整が必要
遮水シート、軒鉋板、フレキシブルコンテナバッグ、土嚢袋	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌への廃棄物のめり込み、有害物質の浸透、砂じん巻き上げ等の防止
仮囲い	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄や資源物等の盗難の防止
カラーコーン、パー杭、ロープ、立て看板	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分の区画や動線の標示 ・搬入された災害廃棄物（段ボールや腐材等）を活用する方法もある
重機 (バックホウ、ショベルローダー等)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の積上げ、粗選別、重機による出入り口の封鎖
薬剤	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫の発生防止 ※単なる消臭目的のものは補助対象とならない可能性があるため、注意

出典：仮置場に関する検討結果 災害廃棄物対策東北ブロック協議会

(5) 仮置場に搬入できない住民への対応

車両が被災した、高齢であるなどの理由で、仮置場に片付けごみを持ち込めない住民への対応については、市による収集、被災地区内に集積所を設けるなどが考えられるが、通常のごみステーションや住宅地区内の小規模公園等を集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れが高いことから避けることが望ましい。

よって本市では地元業者や富士市社会福祉協議会を通じた災害ボランティア等を用いた収集運搬体制を構築するよう平時から努める。

(6) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、緊急車両登録手続き、必要機材、連絡体制・方法について、平時に具体的に検討を行う。また、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う。

なお、災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。そこで、県計画の時期ごとの収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たった際の留意事項等を参考とする。

(7) 環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングは、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の項目について行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。
 損壊家屋等の撤去現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、表 14.3 に示すとおりである。

表 14.3 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 右縮含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目相による右縮分別の徹底 作業稼働、敷地境界での右縮の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生抑制 低騒音・低振動の機械・重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCE等の有害廃棄物の分別保管 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを理めて腐敗防止
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCE等の有害廃棄物の分別保管 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを理めて腐敗防止
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭・腐敗性廃棄物の優先的な処理 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCE等の有害廃棄物の分別保管 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを理めて腐敗防止
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCE等の有害廃棄物の分別保管 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを理めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針資料種【表 18-5】環境対策、モニタリング、火災防止対策（環境省、平成 30 年 4 月）

(8) 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用途を目的として、仮設焼却炉や破碎・選別機等の仮設中間処理施設の検討を行う。

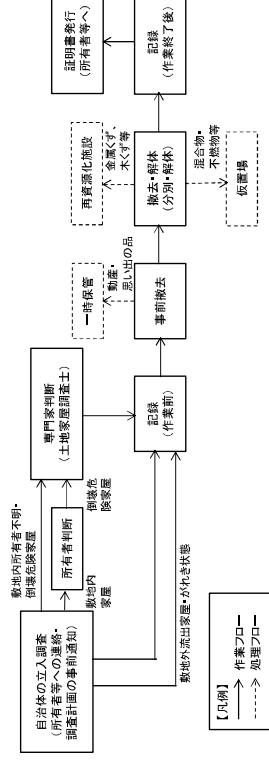
(9) 損壊家屋等の撤去等

「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）報告書」に基づき、損壊家屋等の数量を算出すると、表 15 表のとおりである。

表 15 建物棟数及び損壊家屋等（全壊・焼失）の数量

建物数	被害想定	木造(棟)	非木造(棟)	計(棟)
レベル1の地震・津波		60,608	25,240	85,848
レベル2の地震・津波		1,721	493	2,214
		4,952	1,232	6,184

損壊家屋等の撤去等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は、図 7 に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となる。



出典：【表 19-1】損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）と分別に当たっての留意事項（環境省、平成 31 年 4 月）

図 7 損壊家屋等の撤去等の作業フロー及び廃棄物処理フロー

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

この指針の概要と損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意点は、表 16 とおりである。

表 16 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点

項目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。 ・ 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。 ・ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にまつて価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。
解体・撤去と分別に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。 ・ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。 ・ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。 ・ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。 ・ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

- (10) 分別・処理・再資源化
災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法例は、表17のとおりである。

(11) 最終処分

市内最終処分場において受け入れが困難となった場合には、県と調整の上、広域処理等を行う。

(12) 広域処理

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書の様式等については、「マニュアル No.4 広域処理の事前協定・手続きマニュアル」等を参考に準備する。

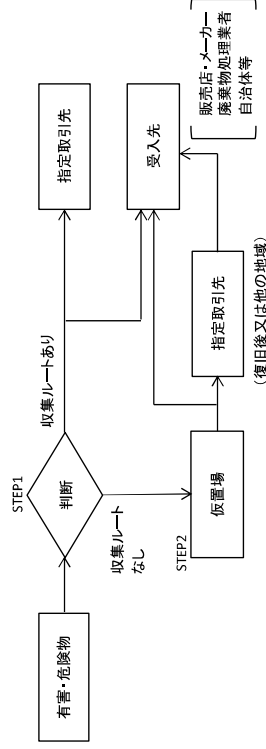
なお、発災後の迅速な対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を準備する。

(13) 有害廃棄物・処理困難物対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

有害・危険物処理フローは、図8のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表17に示す。



出典：【抜 24-15】個別有害・危険製品の処理（環境省、平成31年4月）

図 8 有害・危険物処理フロー

表 17 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

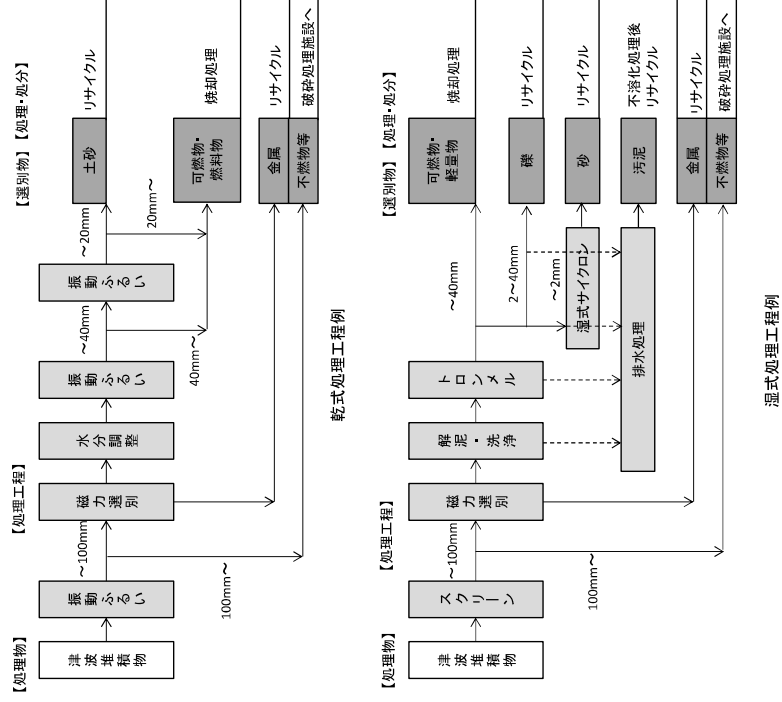
区分	項目	収集方法	処理方法
有害 毒性 物質 を含むもの	廃農業、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品)	販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破碎、選別、リサイクル
	ボタン電池	電器店等の回収(箱)へ	
廃蛍光灯	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル(金属回収)
		回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル(カレット、水銀回収)
危険 性 が あ る も の	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する	破碎
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル
感 染 性 廃 棄 物	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等)	焼却・溶融、埋立

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。
 アスベスト：【技 24-14】 廃石棉等・石棉含有廃棄物の処理
 PCB 含有廃棄物電気機器：PCB 含有廃棄物について(第一報：改訂版)(国立環境研究所) フロンガス封入機器(冷蔵庫、空調機等)：【技 24-6】 家電リサイクル法対象製品の処理
 出典：【技 24-15】 劇物・危険製品の処理(環境省、平成 31 年 4 月)

(14) 津波堆積物

津波堆積物の性状(土砂、へドロ、汚染物など)に応じて適切な処理方法(回収方法や収集運搬車両の種類等)を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

津波堆積物処理フロー例を図 9 に示す。なお、東日本大震災では、膨大な津波堆積物が陸上へうちあげられたが、可能な限り復興資材等として再資源化を行い、最終処分量を削減することができた。



出典：東日本大震災により発生した被災 3 県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物の処理の記録(環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成 26 年 9 月)

図 9 津波堆積物処理フロー例

(15) 思いつきの品等

損壊家屋など災害廃棄物を撤去する場合は、「マニュアルNo.14 思いつきの品の取り扱いマニュアル」を参考に、思いつきの品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ定める。基本的事項は、以下のとおりである。

- ・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者等の個人にとつて価値があると認められるもの（思いつきの品）については、廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

(16) 住民等への広報

本市は、以下の事項について住民の理解を得られるよう、広報への掲載、防災訓練の際に周知するなど、日頃からの広報等を継続的に実施する。

- 仮置場への搬入に際しての分別方法
- 腐敗性廃棄物等の排出方法
- 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報紙、コミュニティFM「ラジオF」、マスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

発災直後から仮置場の開設予定や収集の有無等について、できるだけ早い段階で時系列を考慮して広報計画を立てる。

スムーズな広報実施のため、広報文案を事前に作成しておく。

発災後は被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも廃棄物の分別や排出方法を周知する必要がある。災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と平時から連絡窓口を定め連絡先の確認を行う。

3 災害応急対応（初期期～応急対応前半）**3-1 初期期（発災直後～3日後）****(1) 被災情報の収集**

翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市内全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。（都道府県への報告は、災害対策本部等からも行われる。廃棄物処理に特有な事項を中心に県の廃棄物部局に報告する）

- 市内全体の被害情報を収集する（建物の被害棟数、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況、等）。
- 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両、等）。
- ア 自区内の一般廃棄物処理施設の被害状況の把握を行う。
- イ 自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）の被害状況（平時に県へ施設の一覧を求めている）
- イ 自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）の被害状況（災害時協定を締結している施設が対象）
- 必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。

*環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」による被害状況チェックリストを活用し、災害対策本部と連携しながら被災情報を収集する。

(2) 災害用トイレの必要数の確保・設置

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要数の仮設トイレ等（携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレを含む。）とともに、トイレの衛生管理に必要な用品（消臭剤、脱臭剤、手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレトベーパーなど）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

必要数の確保は、平時に備蓄している仮設トイレ等を優先利用する。不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。

(3) 廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行い、対応を検討する。

(4) し尿の収集・運搬・受入れ施設の確保

し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の1つである。東日本震災では、市町村が事業者団体と締結している災害協定においては、市町村の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請された。

被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。

(5) 仮置場の確保等、災害廃棄物の処理体制の確保

災害廃棄物を回収するために、平時に選定した仮置場候補地から仮置場を決定するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

仮置場の確保に当たっては、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて設定場所を見直す。

並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。(住民広報については(9)に記載)

特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まるため至急の対応が必要。

また、市が指定する仮置場や集積所以外の場所に災害廃棄物の集積が行われた場合には速やかに撤去する。

(6) 環境モニタリングの実施

地域住民の生活環境への影響を防止するために、仮置場内又は近傍において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を住民等へ情報提供する。

特に、発災後、可能な限り早い段階で一般大気中の石綿測定を行うことが重要である。

石綿測定に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)(平成29年9月)」を参照する。

(7) 自衛隊等との連携

自衛隊・警察・消防及びひ所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携する。

(8) 道路上の災害廃棄物の撤去物の処理

放置車両等により道路が遮断されていることも想定されるため、本市において、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。

(9) 相談への対応

被災者から自動車や船舶などの所有物や思い出しの品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても損壊家屋等の解体・撤去の要望等が寄せられることが考えられる。その他、有害物質(石綿含有建材の使用有無など)の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定される。

(10) 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行う。

事前に作成していた広報文案を基に、実際の災害や、廃棄物の回収方法に合わせた内容とし、広報する。

広報は、広報紙や新聞、インターネット、コミュニティFM「ラジオF」及び避難所等への掲示などで行う。その内容として、以下が考えられる。

- ① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用カスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ② 収集時期及び収集期間
- ③ 住民が持込みでできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ ボランティア支援依頼窓口
- ⑥ 市への問合せ窓口
- ⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

被災者の片付けを手伝う災害ボランティアにも、同様の内容の周知が必要である。ボランティアセンターでの受付の際に周知するなど、ボランティアセンターと連携し対応する。

発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

3-2 応急対応前半（発災～3週間程度）

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

環境省が策定する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を策定する。

本計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があるが、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、以下のとおりである。

1. 概要と方針

- (1) 処理主体
- (2) 処理期間
- (3) 処理費用の財源
2. 災害廃棄物発生量の推計
 - (1) 一般家屋から発生した災害廃棄物
 - (2) 事業所から発生した災害廃棄物
 - (3) 堆積物
3. 災害廃棄物の組成
 - (1) 可燃物、不燃物の割合
 - (2) 塩分の影響
 - (3) 不燃物中の塩分
 - (4) 有害廃棄物
 - (5) 処理困難物
4. 処理フロー
5. 処理期間とスケジュール
6. 処理費用と財源
7. 中間処理施設

- (1) 廃棄物処理施設の余剰能力の把握
- (2) 市町以外の廃棄物処理施設の余剰能力の把握
- (3) リサイクル方法
- (4) 県外の廃棄物処理施設
- (5) 仮設焼却炉の必要性
- (6) 処理施設の選択
8. 最終処分
 - (1) 一般廃棄物処理施設の余剰能力の把握
 - (2) 産業廃棄物処理施設の余剰能力の把握

- (3) 埋立予想量
- (4) リサイクル方法
- (5) 県外の産業廃棄物処理施設の把握
- (6) 処理施設の選択
- 9. 分別方法
 - (1) 一次仮置場での分別
 - (2) 二次仮置場での分別
 - (3) 二次仮置場の配置
- 10. 処理の進め方
 - (1) プロポーザルと分別作業の発注
 - (2) 処理予定

(2) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の策定、処理体制の整備のため、被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。
 災害廃棄物発生量は、建物の被害棟数や水害又は津波の浸水範囲を把握することにより推計する。

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

処理しなけねばならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海区域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要がある。

(3) 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備に当たっては、平時に検討した内容を参考とする。

腐敗性廃棄物や有害廃棄物、危険物などを優先して収集運搬する。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

廃棄物処理にあたっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

(4) 仮置場の確保（継続）

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の確保を引き続き行う。

(5) 倒壊の危険のある建物の撤去物等の処分

倒壊の危険性のある建物を解体・撤去した時に発生する廃棄物について処分する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体

を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。所有者の意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置する。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定する。

解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行う。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づき届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市町村、解体業者）を行い、履行を確認する。

損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(6) 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平時と同様に排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、市が回収した後にまとめて事業者に引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合は）
- ② 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

(8) 腐敗性廃棄物の優先処理

○水害廃棄物

水害廃棄物は、水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを作成する。

○水産廃棄物

腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表18のとおりとする。
発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】及び【5】、【6】が現実的である。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【7】も検討する。

表 18 水産廃棄物への対応策の例

最優先	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が溜りないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく。） 【6】 粘土質の土壌、又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一次保管）する。 【7】 市中から離れた場所で野焼きする。

出典：【技 24-I】水産廃棄物の処理（環境省、平成31年4月）

(9) 仮設トイレ等の管理

仮設トイレ等の設置後、次の事項を勘案して計画的に仮設トイレ等の管理及びし尿の収集・処理を行う。

- ① 仮設トイレ等の衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- ② 支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
- ③ 仮設トイレ等の悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレ等の使用方法、維持管理方法等について市による継続的な指導・啓発

4 災害応急対応（応急対応後半）～災害復旧・復興

4-1 災害廃棄物処理

(1) 処理フローと処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理や仮設焼却炉の必要性が生じることも想定する。

(2) 収集運搬の実施（継続）

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。

収集運搬は水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

(3) 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破砕や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となる。

設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画に当たっての注意事項は、以下のとおりである。

- 木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置が考えられる。
- がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破砕機の設置が考えられる。
- PCB及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。
- 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。
- 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性がある

を念頭に置いておく。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

適切な仮置場の運用を行うために、次の人員・機材を配置する。

- ① 仮置場の管理者
- ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
- ④ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

仮置場の返却に当たり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

(4) 環境モニタリングの実施（継続）

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングを行う項目は、平時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行う。

放熱管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

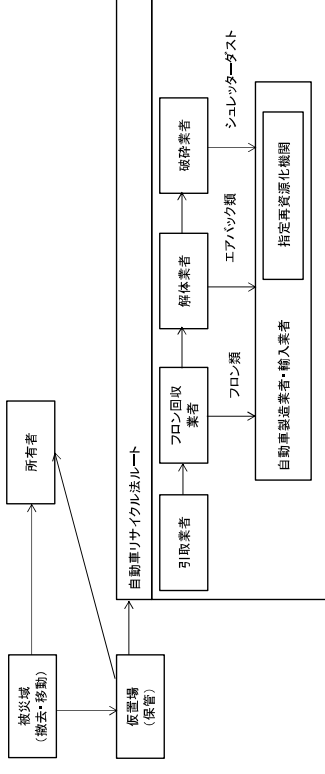
また、仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃性ガス濃度測定を継続して実施する。

(5) 被災自動車、船舶等

被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図10に示す。

被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管、東日本大震災の事例については、「マニュアルNo.5 被災自動車・被災船舶の対応マニュアル」を参照すること。

また、公益財団法人自動車リサイクル促進センター作成の「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」も参照すること。

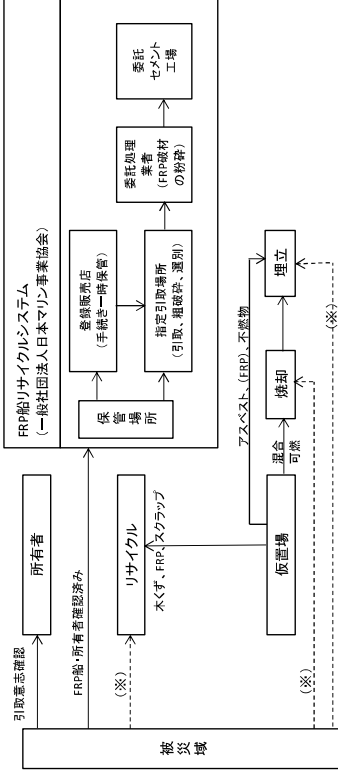


出典：【技 1-20-8】廃自動車の処理（環境省、平成26年3月）

図 10 被災自動車の処理フロー

被災船舶の処理プロセスを図11に示す。大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもある。

被災船舶の処理については、「マニュアルNo.5 被災自動車・被災船舶の対応マニュアル」を参照すること。



出典：【技 1-20-10】廃船舶の処理（環境省、平成26年3月）

図 11 被災船舶の処理フロー

(6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。

配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。
設置に当たっては、制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

(7) 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができなない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分先の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できない場合には、必要に応じて県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を搬送できる場所を確保する。

(8) 災害廃棄物処理実行計画の策定(継続)・見直し

災害廃棄物処理実行計画を策定(継続)し、公表する。

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかつた被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行う。

4-2 注意事項

(1) 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物ごとの再生資材例は表19のとおりである。

東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらなため、利用が進まない状況が多く見られた。また、利用にあたっては、要求品質を定める必要がある。したがって、復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になる。

県では発災後に迅速に復興資材活用計画が策定できるよう、令和2年1月に「復興資材活用方針(案)」を作成した。

表19 災害廃棄物ごとの再生資材の例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材(柱材、角材)	パネティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木(倒木、流木)	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化(補助燃料)、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
冷蔵庫(家電リサイクル法対象外)	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月)

(2) 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000㎡以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づき届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要がある。詳細は県計画及び「マニュアルNo.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」を参照のこと。

(3) 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくとするものである。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月4日、環境対060904002号)は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよ

う、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものである。

廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、「マニュアルNo.3 廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」を参照のこと。

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、被災市町村を財政的に支援することである。

その概要は、以下のとおりである。詳細については、「マニュアルNo.15 災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル」を参照のこと。

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされた廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1/2

④補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額について行うものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定

- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）
- ⑤その他 本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(5) 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和

廃棄物処理法では、市町村が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されている。東日本大震災においては、再委託について時限的に特例措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、廃棄物処理法施行規則が改正（平成27年8月6日施行）され、非常災害時には、一定の要件を満たす者に再委託することが可能である。

(6) 海洋投棄

腐敗性のある水産廃棄物への対応として、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法を関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う必要がある。このような措置を行う必要がある場合は、まず、県及び国と協議を行うこととする。

海洋投棄の具体的な方法としては、プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を、輸送途中で流出しにくく、かつ外洋で海水が入るようにするため、漁網等の用具を用いて海洋投棄する。

（例）防波堤の外（外海）にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースを作り、その中に重機で踏んで破袋した廃棄物を、分別せずにシヨベルローダー等で投入し、網ごと外洋に持っていき定置網のようにはしておく。

(7) 地元雇用

地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく。

(8) 産業廃棄物処理事業者の活用

災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

自区内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築する。

富士市被災動物救護計画

予想される東海地震等の大規模災害発生時の被災動物の救護を目的として、飼い主による動物管理の徹底の呼びかけと、富士市と獣医師会および関係機関の被災動物救護活動の手順について定める。なお、当該計画は、「静岡県被災動物救護計画」に基づきその手順等について補足するものである。

1. 大規模震災等による被災動物の発生

阪神・淡路大地震規模の災害に見舞われた場合、(阪神での被災・収容動物の取扱実績から) 富士市の畜犬登録数約 16,000 頭であるが、そのうち数百〜千頭近い動物が被災し、100 頭程度の飼い主不明の動物が発生すると見込まれる。

また、地区避難所が飽和状態にあるときや、高齢者の単身世帯等で飼い主による動物の保管ができなくなる状態が少なからず生じられると思われる。

2. 平常時の対応

飼い主は、日頃から人への危険防止やトラブルを回避するため、正しい飼育方法・しつけを行うこと。動物には必ず登録鑑札および注射済票を付け飼い主の連絡先が分かるようにすること。また、災害に備え動物用の餌/飲料水の備蓄、自身が被災した場合の動物の受入れ先(遠隔地に住む家族、知人等)を確保しておくこと。

市、保健所、獣医師会、動物愛護団体および動物取扱業組合等は連携して市内の動物の動態状況の把握に努めるとともに、災害時を想定した飼い主による動物管理責任の徹底を呼びかける。

3. 災害時の対応

飼い主は、被災時の混乱に乗じて動物が逃さないよう努め、自宅において飼育管理する。被災により自宅での飼育が困難な場合、あらかじめ決めておいた受入れ先に搬送すること。

避難所の対応について

避難所への被災動物の受け入れについては、災害の規模や地域差、その他の状況を考慮して各避難所運営委員会が判断を行なう。飼い主は避難所運営委員会の指示に従い、他の被災者との円滑な共同生活のため動物の適正管理を行う。

市の役割について

市は(一社)静岡県動物保護協会、獣医師会、保健所(県)、ボランティア、自治会等の関係機関の協力を得て被災動物の情報収集に努める。また、必要に応じて被災動物を保護・収容する被災動物救護センターを開設する。

4. 被災動物救護センター(係留所)の業務

被災動物救護センターは狂犬病等の発生/蔓延の予防、動物による事故の防止、飼い主不明の動物をすみやかに返還することを目的とし、富士保健所動物保護管理所で収容しきれない行方不明犬、また被災により飼い主による管理ができない犬等を最大で 1 ヶ月間預かる。

行方不明動物については特徴等を救護センター及び避難所の掲示板に貼り出し、飼い主の引き取りを求めると同時に、飼育希望者を募り預かり期間を終了したのから引き渡しを行う。

被災により、やむをえず動物の預かりを依頼する飼い主は、動物の管理に関する誓約書を提出し、期間終了までに今後の飼育場所を確保し必ず引き取る。

5. 被災動物救護ボランティアについて

災害発生直後、被災動物の救護等について行政職員では対応が困難である。そのため、委嘱動物保護管理指導員を中心とし各地区での動物の救護状況報告を行なうボランティアとして協力を求める。また、県被災動物救護計画に基づき登録されたボランティアの受入れを行い、災害発生時には被災動物の救護および地域の状況把握、また市内 4 箇所の救護センターの管理業務を交代して行なう。

6. 救護センターへ収容されない被災動物への支援

被災動物の大多数は被災者とともに自宅または避難所等にいるため、各地区避難所指導者、救護ボランティアを通じて救護センターより餌等の供給を行う。

富士市被災動物救護センター運営要領

- ・ 救護対象：飼い主不明の犬、被災により自宅等で飼育ができない状況にある犬等。
- ・ 開設時期：災害発生時より1ヶ月後程度で開設
- ・ 保管条件：動物を保管できる期間は最大で1ヶ月とする。
保管を依頼した飼い主は期間終了までに動物を飼育できる状況を確認し必ず引き取ること。

飼い主不明の動物で期間を終了しても飼い主が現れない場合は、飼育希望者への譲渡を行う。なお、保管期間中の事故、トラブル、病気の発生等に関して一切責任を負わない。また、ストレス等で体調を崩す・死亡する可能性が高いため飼い主からはその旨の誓約書を提出していただく。

・ 収容施設について：

イ、富士保健所 動物保護管理所（犬 35 頭 猫 20 頭）

※保健所では原則として「被災動物の一時預かり」は行えない。

ロ、（富士市）被災動物救護センター

設備：緊急時用ゲージ 50 個程度（静岡県全体で 600 個）、および簡易テント
緊急災害時動物救護本部、静岡県動物保護協会、ほか団体より借用予定。
保健所、救護センター合わせて最大 100 頭の動物の収容を想定

候補地

- ① 東部地区 東部市民プラザ南側空地 犬 30 頭
- ② 北部地区 大淵公園 犬 20 頭
- ③ 西部地区 旧富士川刈りセンター（東側テント倉庫前） 犬 30 頭
- ④ 南部地区 入道樋門公園 犬 20 頭

- ・ 救護センターでの餌について
県協会を通じて、(公社)日本愛玩動物協会、ペットフード関連会社、愛護団体等へ協力要請を行い供給を行う(被災後 1ヶ月程度を予定)。それまでは保健所/動物病院の備蓄等で賄う。
不足分はペットショップ、食料品店、市民等からの提供を募る。

- ・ 救護センターで預かった動物は、飼い主が引き取れる状況になり次第返却を行い、行方不明動物については飼育希望者への譲渡を進め、富士保健所動物保護管理所で保管できる頭数になり次第撤収する。

・ 救護センターの業務スケジュール

飼育管理スケジュール	
9:00	職員・ボランティア参集、状況報告 職員、ボランティアで協力
9:30	散歩、排便、給餌 清掃 〃
正午～	獣医師による回診 1～2日に一度、協力獣医師による当番制
15:00	散歩、排便、給餌 職員、ボランティアで協力
16:30	閉門（以降立入禁止）

- ・ 被災動物救護センターの職員、ボランティアの配置について

① 東部市民プラザ南側空地 3名～（富士市被災動物救護対策本部兼東部被災動物救護センター）

1	センター責任者	市衛生班職員等
2	動物保護指導者	動物保護第2指導班
3	健康管理者	獣医師会 東部地区の獣医師による当番制
4	ボランティア	市民等 保護管理指導員、市民ボランティアなど
5	〃	〃

② 大淵公園 3名～（北部被災動物救護センター）

1	センター責任者	市衛生班職員等
2	動物保護指導者	動物保護第2指導班
3	健康管理者	獣医師会 北部地区の獣医師による当番制
4	ボランティア	市民等 保護管理指導員、市民ボランティアなど
5	〃	〃

③ 旧富士川刈りセンター（東側テント倉庫前）3名～（西部被災動物救護センター）

1	センター責任者	市衛生班職員等
2	動物保護指導者	動物保護第2指導班
3	健康管理者	獣医師会 西部地区の獣医師による当番制
4	ボランティア	市民等 保護管理指導員、市民ボランティアなど
5	〃	〃

④ 入道樋門公園 3名～（南部被災動物救護センター）

1	センター責任者	市衛生班職員等
2	動物保護指導者	動物保護第2指導班
3	健康管理者	獣医師会 南部地区の獣医師による当番制
4	ボランティア	市民等 保護管理指導員、市民ボランティアなど
5	〃	〃

富士市災害時遺体措置計画

第1項 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、大規模災害時に多数の死者が発生することを想定し、遺体の搬送や処理等の実施項目について定めたものである。

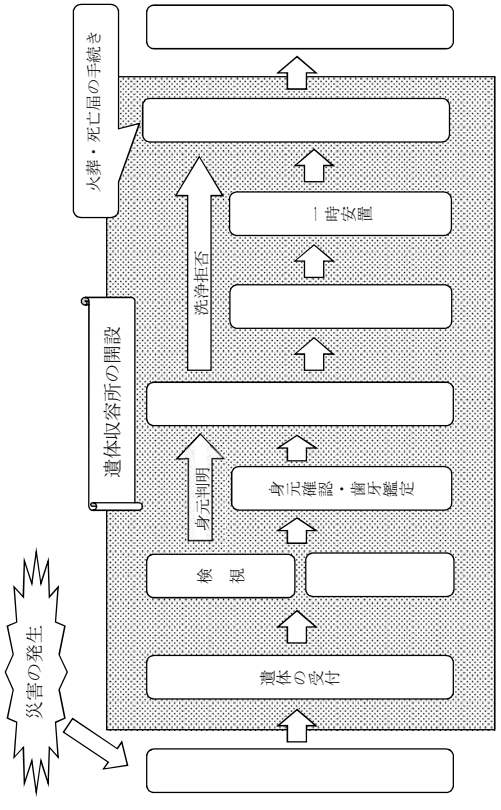
大規模災害等に備え、関係各班の遺体措置に係る業務をあらかじめ定めておき、搬送・収容、遺体収容所の開設、検視・検案、遺体の処置、引渡し、必要な資機材の調達等の業務を支障なく実施することを目的とする。

2 被害想定

静岡県第4次地震被害想定によると富士市の被害が最大となるケースは、下記のとおりである。

全壊建物	半壊建物	最大避難者	死者	重傷者	中等傷者
6,180棟	12,390棟	26,666人	140人	520人	2,340人

3 遺体措置の主な流れ



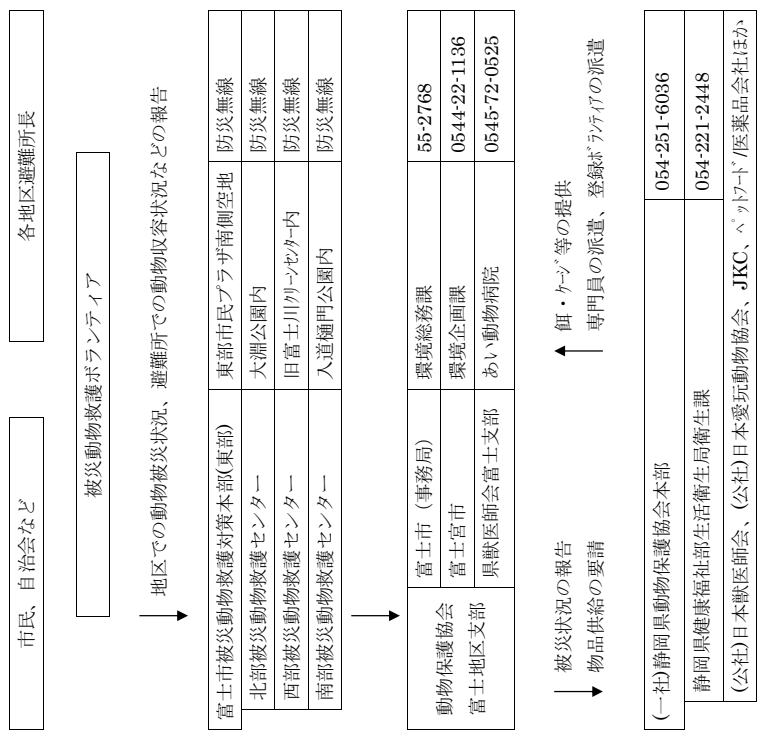
4 遺体収容所

(1) 遺体収容所については下記の場所とする。

富士市立富士体育館
住所：富士市御幸町 8-1
電話：53-0900 F A X：53-0702

(2) 施設の開設期間は災害救助法に基づき、原則 10 日間とする。

被災動物救護計画に係わる連絡系統組織図



5 遺体措置の期間

原則として災害発生の日から 10 日間とする。ただし、11 日以降も遺体措置の必要がある場合には、遺体措置の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、期間の延長を知事に申請する。

- ・ 延長の期間
- ・ 期間の延長を必要とする地域
- ・ 期間の延長をする理由
- ・ その他（期間の延長をすることによって、措置される遺体の数など）

6 遺体措置に係る各班の派遣人数

部	班	現地派遣人数	備考
福祉部	福祉総務班	4	業務を総括するため、副班長を派遣する。
市民部	市民窓口班	3	市民課戸籍担当職員
医務部	医務班	5	看護師
他班からの動員		10	動員班による

7 災害対策本部での遺体措置に係る業務内容及び担当班

部	班	備考
総括部	総括班	関係協力機関との連絡・調整
	情報班	情報の収集
	広報班	報道関係者の規制
市民部	市民窓口班	斎場との連絡・調整
福祉部	福祉総務班	災害救助法事務 現地との連絡・調整
保健部	保健班	医師会・歯科医師会との連絡・調整
		県へ検案医師・歯科医師の派遣要請
		県へ看護師の派遣要請
消防部	支援班	県へ保健師・臨床心理士・カウンセラー等の派遣要請
		消防団の動員

8 現地での遺体措置に係る業務内容及び配置人数

業務内容	人数	担当
遺体収容所の総括	1	福祉総務班副班長
遺体収容所の開設		全員
遺体の受付	2	
市民の受付	1	
遺族との相談	2	
遺体の処置（洗浄・消毒）	10	看護師ほか
遺体の引渡し	4	
死亡届・埋火葬手続き	3	市民窓口班
遺体の問合せ	1	
災害対策本部との連絡調整	1	
遺族・職員のケア	(1)	県へ保健師等の派遣を依頼する
施設内の遺体の搬送	4	
遺体収容所までの遺体の搬送		警察 自主防災会 消防団等

9 注意事項

- (1) 遺体の取り扱いについては、遺族に十分配慮し、常に丁寧に対応する。
- (2) 遺体の取り扱いには十分注意し、書類等の引継ぎを正確に行う。
- (3) 外国人の遺体については、文化・宗教・習慣の違いを配慮し、取扱いについては遺族の意見を聴く。
- (4) 遺体の取扱時には、感染症の危険性もあるため、遺体の体液や血液が直接肌等に触れないよう細心の注意を払い、取り扱った後は必ず消毒する。
- (5) 業務を通じて知り得た情報については、守秘義務を厳守する。

10 遺体の処置に係る職員について

遺体の処置（洗浄・消毒）に係る職員の配備期間は原則 3 日以内とする。
また、業務の性質上、身体的・精神的な負担が大きいため、1 人あたりの業務時間は原則 8 時間以内とする。
あらかじめ人数が不足することが予想されるため、災害対策本部を通じて、県のほか、警察等へも協力を依頼する。

11 自主防災会等への周知

遺体収容所の場所や遺体の搬送等について、学校防災教育連絡会議等を通じて自主防災会への周知に努めるとともに、富士市地域防災計画にも記載する。

12 訓練の実施

富士警察署や富士市医師会等と協力して、遺体収容所の開設訓練を随時実施する。

第 2 項 遺体措置業務の内容

1 遺体の搬送・収容

- (1) 遺体収容所までの遺体の搬送は、原則警察が実施するが、警察が搬送できない場合は、地区班を通じて可能な限り自主防災会に搬送を依頼する。
- (2) 地区班が住民から遺体発見の連絡を受けた場合には、災害対策本部を通じて富士警察署へ連絡する。
自主防災会が搬送できずに、警察から災害対策本部を通じて搬送を依頼された場合には、原則消防団が現場に向い状況を確認し、遺体収容所まで搬送する。その際、発見者に遺体を発見したときの状況等を聴き取り、可能な範囲で、「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2) に記入する。
- (3) 救護所に運ばれた遺体や救護所で亡くなった遺体については、災害対策本部を通じて富士警察署へ連絡する。
警察から災害対策本部を通じて搬送を依頼された場合において、自主防災会また消防団が搬送できない場合には、地区班が遺体収容所まで搬送する。その際、発見者や救護所までの搬送者に遺体を発見したときの状況等を聴き取り、可能な範囲で、「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2) に記入する。
- (4) 救護病院で亡くなった遺体の取扱いは、災害対策本部を通じて警察及び救護病院と協議して決定する。
- (5) 遺体の搬送について人手が足りないときは、災害対策本部を通じて、協定業者等に協力を依頼する。
- (6) 遺体収容所へ搬送された遺体は、受付を行い、遺体一時安置場所へ毛布に包んで収容する。受付から一時安置場所までの搬送は、警察のほか遺体収容所へ搬送してきた者に協力を依頼する。

2 遺体収容所の開設

- (1) 遺体収容所は、富士市立富士体育館とする。
- (2) 屋内施設の使用については、応急危険度判定を実施した結果、安全と判断された場合にのみ使用できることとする。
- (3) 開設の時期は警察から遺体収容所の開設を依頼されたときとする。
- (4) 災害対策本部を通じて、遺体収容所の開設や検視・検案、洗浄等に必要な資機材の提供を協定業者に依頼する。
- (5) 遺族等の心情を考慮し、敷地内への関係者以外の立入りを一切禁止する。
- (6) 開設の流れは次ページのとおりとす。

遺体収容所開設の流れ

- ① 南海トラフ地震が発生したら、担当職員は非常持ち出し品を持って消防防災庁舎 7 階大会議室に参集する。その後富士体育館へ移動し、施設の被災状況(電気・水道・ガス・トイレ・電話・無線等)の確認、及び建物の簡易診断を実施する。また、避難者や報道等が敷地に入らないよう、立入禁止の措置も併せて実施し、同時に応急危険度判定を災害対策本部へ依頼する。
- ② 資料 1-1 を参考に遺体収容所開設のために不足している資機材を確認、災害対策本部へ要請する。
- ③ 遺体の処置には水を使用するため、吉原まちづくりセンター防災倉庫に備蓄しているパルーン水槽を運び出し、遺体洗浄場所(資料 2-2 参照)に水を貯めた状態で設置する。
- ④ 資料 2 を参考に駐車場の遺体処置スペースの設営を実施する。
- ⑤ 応急危険度判定の結果、安全と判断された場合には資料 2 を参考に屋内施設設営を実施する。体育館の床全面に、施設保護のためのビニールシートを敷く。
- ⑥ 遺体収容所の設営が完了したら、速やかに災害対策本部まで報告する。同時に警察・医師の派遣依頼を実施する。

3 遺体の受付

- (1) 遺体の受付を体育館駐車場に設置し(資料 2-2 参照)、搬送者から聞き取りを行い、搬送者の氏名、遺体の氏名、遺体の発見場所、住所等を確認し、確認できた内容について「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2)を作成する。搬送者が既に現場や救護所等で作成している場合は、遺体ナンバーなどを記入し完成させる。
- (2) 遺体識別バンドに遺体ナンバー・氏名を記入し、遺体の手首等見える位置に取り付ける。
- (3) 遺品等については、どの遺体のものか分かるよう、遺品を収納する袋やダンボール等に「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2)の遺体ナンバーを記入して保管する。
- (4) 受付が終わった遺体は、検視・検案に必要な範囲で洗浄をする。
- (5) 「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2)をもとに「遺体安置状況表」(様式 1)を作成する。
- (6) 遺品は、一時預かり所で保管し、遺体の検視・検案、洗浄・消毒終了後、遺体とセットにして、遺体安置所で保管する。
- (7) 「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2)は検視・検案や遺体の処置の際に使用するので、遺体を搬送する際は、その担当の者へ必ず引き継ぎを行う。

4 遺体の検視・検案

- (1) 遺体の検視・検案場所は資料 2-2 のとおりとし、体育館 1 階駐車場内に設置する。
- (2) 遺体の検視については警察官が実施する。
- (3) 検視・検案が終わるまで、遺族は遺族待合所で待機してもらおう。
- (4) 遺体の検案については、医師が実施する。
検案医師については、災害対策本部を通じて富士市医師会へ派遣を依頼するが、医師の派遣ができればないと判断された場合には、静岡県東部方面本部へ検案医師の派遣を要請する。
- (5) 身元不明の遺体の検案には、歯科医師が同席し、身元確認のために歯牙鑑定を実施し、歯牙の写真を撮影する。
歯科医師については、災害対策本部を通じて歯科医師の派遣を依頼するが、歯科医師の派遣ができればないと判断された場合には、静岡県東部方面本部へ歯牙鑑定のための歯科医師の派遣を依頼する。
- (6) 検視・検案については、原則収容された順番とするが、安置場所のスベースの状況により、身元不明の遺体よりも身元が分かっている遺体を優先する。
- (7) 検視・検案の結果、事件性があると判断された遺体については、警察に引き渡し、その後の取扱いについては警察と協議して決定する。

5 遺族への説明

- (1) 遺族が判明しており、遺体収容所にいる場合には、遺体の処置をする前に下記の事項について、遺族へ説明を行う。
- (2) 遺族への説明には、警察官に立会いを依頼する。

説明の流れ

- ① 遺族へお悔みの言葉をかける
- ② 検視・検案が終了している場合には、死体検案書を遺族へ渡す。検視検案が終了していない場合には、終了後、死体検案書を遺族へ渡すことを伝える。
- ③ 死体検案書は死亡届の申請の際に必要であることを伝える。
- ④ 遺体の洗浄方法について簡単に伝える。
- ⑤ 洗浄は強制ではないことと、洗浄を希望しない場合はそのまま引き渡すことができる旨を伝える。
- ⑥ 引渡し場所（遺体安置所）を伝える。
- ⑦ 自宅への搬送が遺族では出来ない場合には協定業者に依頼するため、遺族で搬送できるかを確認する。自宅への搬送や葬儀代などは遺族の負担となることを伝える。
- ⑧ 自宅の全壊などにより、遺体の引き受けを出来ない遺族については、火葬の手続きが完了するまで、遺体収容所で安置し、協定業者に依頼して直接火葬場まで搬送できることを伝える。（この時の搬送等の費用は災害救助法の適用内）
- ⑨ 引渡し後は、死亡届と埋火葬許可申請の手続きが必要であることを伝える。

6 遺体の処置（洗浄・消毒等）

- (1) 検視・検案の前に必要な範囲で洗浄をあらかじめ行っておく。
- (2) 遺体の処置には、感染症を防ぐため簡易防護服・マスク・手袋・ゴーグル等を着用する。
- (3) 勤労班は、職員 1 人ごとの負担を軽減するため、遺体処置のための職員を他の班と調整し動員する。
- (4) 災害対策本部を通じて遺体を処置するための看護師の派遣を静岡県東部方面本部に依頼する。
- (5) 遺体を処置するためのボランティアの派遣については、災害対策本部を通じて災害ボランティア支援本部に依頼する。
- (6) 遺体の処置を行う場所は資料 2-2 のとおりとする。
- (7) 資機材や水等が不足する場合には、速やかに災害対策本部へ連絡する。
- (8) 遺族の遺体の処置への参加については、原則禁止とする。
- (9) 処置の終わった遺体は、遺体収納袋又は棺に収容する。

7 遺体の安置

- (1) 処置が終わった遺体を安置場所へ搬送する（資料 2-1 参照）。
- (2) 氏名及び遺体ナンバーを記載した名札を遺体収納袋又は棺に貼付する。
- (3) 遺体収納袋又は棺に入っている遺体の上にドライアイスを敷き詰める。
- (4) 身元不明の遺体については、遺体・所持品の写真を撮影し、身元不明遺体安置場所へ搬送する（資料 2-1 参照）。
- (5) 遺体の安置場所には、遺族心情を考慮し、災害対策本部を通じて協定業者に祭壇等の設置を依頼する。
- (6) なお、遺体の安置場所については、富士体育館の安置場所が足りなくなった場合や、遺族からの申し出があつた場合などには、協定業者に協力を依頼する。
- (7) 身元不明遺体の安置期間は下記のとおりとし、安置期間が過ぎた遺体は火葬し、遺品と共に保管する。
 - ・ 4 月～10 月 検視・検案終了後 3 日間
 - ・ 11 月～3 月 検視・検案終了後 1 週間
 ※ ただし、遺体の腐敗状況等を考慮し、臨機応変に対応する。
- (8) 遺骨の保管期間については 5 年間とし、期間を過ぎた後の埋蔵等については、環境総務課と協議の上決定する。

8 遺体の引渡し・埋火葬手続き

- (1) 遺体の引渡し窓口を設置する。（資料 2-1 参照）
- (2) 処置が完了した遺体については、速やかに遺族へ引き渡す。
- (3) 遺族へ引き渡す際は、「遺体個票兼遺体収容票」（様式 2）又は「遺体安置状況票」（様式 1）を基に、遺体安置所で遺体・遺品を遺族と確認するとともに、「遺体及び遺品引取り書」（様式 3）に必要事項を記入の上、引取り者に住所・氏名・続柄・連絡先を記入してもらおう。

- (4) 遺族へ引渡し後「遺体安置状況表」(様式 1) に必要事項を記入し、完成させる。
- (5) 「遺体及び遺品引取り書」(様式 3) に記入してもらった後、死亡届・埋火葬許可申請窓口(位置は資料 2-1 参照)に案内し、死亡届書及び埋火葬許可申請書を記入、提出してもらう。
- (6) 死亡届及び埋火葬許可申請の受理、埋火葬許可証の発行業務は市民班が担当し、住民登録状況の確認は災害対策本部の市民班と電話・FAX・無線等で交信する。
- (7) 住家が全壊したなどの理由により遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続きが終了し、埋火葬に搬送されるまでは、遺体収容所で安置する。
- (8) 遺体を直接火葬場へ搬送する際は、災害対策本部を通じて協定業者に依頼する。
- (9) 遺体を自宅へ搬送する際はできる限り遺族へお願いするが、交通手段や遺族の心情を考慮し遺族での搬送が不可能だと判断されたときは、災害対策本部を通じて協定業者に搬送を依頼する。
- (10) 遺体の火葬等の手続きについては、市民班マニュアルによるものとする。
- 9 遺体等についての問い合わせ・災害対策本部との連絡調整
- (1) 遺体等についての問合せ窓口を資料 2-1 のとおり設置する。
- (2) 問合せ窓口には「遺体安置状況票」(様式 1)「遺体個票兼遺体収容票」(様式 2)を配置する。
- (3) 分かりやすい場所に掲示板を設置し、身元不明の遺体や遺族が判明していない処置済の遺体等についての情報を次ページのとおり掲示する。

【身元が判明しているが遺族が判明していない遺体】

・氏名 ・住所 ・年齢 ・性別

【身元不明の遺体】

・性別 ・身長 ・おおよその年齢 ・身体的特徴 ・発見日時
・発見場所 ・所持品の写真 ・身体的特徴部分の写真

- (4) 身元不明の遺体や遺族が判明していない遺体の情報については、遺体個票兼遺体収容票の内容を災害対策本部・警察本部へ報告する。
- (5) 災害対策本部への報告は、インターネット・メール・FAXを使用し、送信したことを防災情報システムの災害情報に入力する。
- 上記のものが全て使用できない場合は、無線を使用して報告する。
- 報告は 1 日 1 回とし、16 時段階のものを 17 時までに総括班へ報告する。

10 遺族・職員へのケア

- (1) 遺族及び職員の健康相談窓口を設置する。
- (2) あらかじめ、災害対策本部を通じて、県へ保健師や臨床心理士、カウンセラー等の派遣を依頼する。
- (3) 窓口の設置時間は 8 時 30 分～17 時までとする。
- (4) 体調や気分が悪くなった職員のために、休憩部屋を柔道場に設置する。
- (5) 遺体措置業務の中でも、特に遺体の処置の業務は精神的な負担が大きいため、業務にあたる時間や日数については十分配慮する。

11 災害救助法の適用に係る事務処理

- (1) 大規模災害時には、下記の事項について災害救助法が適用される。
- ・ 埋葬
 - ・ 死体 (遺体) の捜索
 - ・ 死体 (遺体) の措置
- (2) 災害救助法に係る事務処理は福祉総務班が実施する。
- (3) 実施状況、証拠書類等 (災害救助法 様式 19～20 の 2) については、救助事務完了後速やかに作成し、県へ報告する。
- (4) 日報 (災害救助法 様式 1 の 3) は県への報告が毎日必要のため、下記の事項について 16 時段階の状況を集計し、17 時までに福祉総務班の災害救助法担当に報告する。
- ・ 当日 (16 時現在) の埋火葬完了数 (大人〇〇体・子供〇〇体)
 - ・ 死体 (遺体) の発見数
 - ・ 死亡原因別人員 (直接死〇〇人・その他〇〇人)
 - ・ 死体 (遺体) 洗浄数
 - ・ 死体 (遺体) 消毒数
 - ・ 死体 (遺体) 縫合数 ※原則富士市では実施しない予定
- (5) その他災害救助法に係る事務処理の詳細については、災害救助の手引きを参照。

12 遺体収容所の縮小・閉鎖

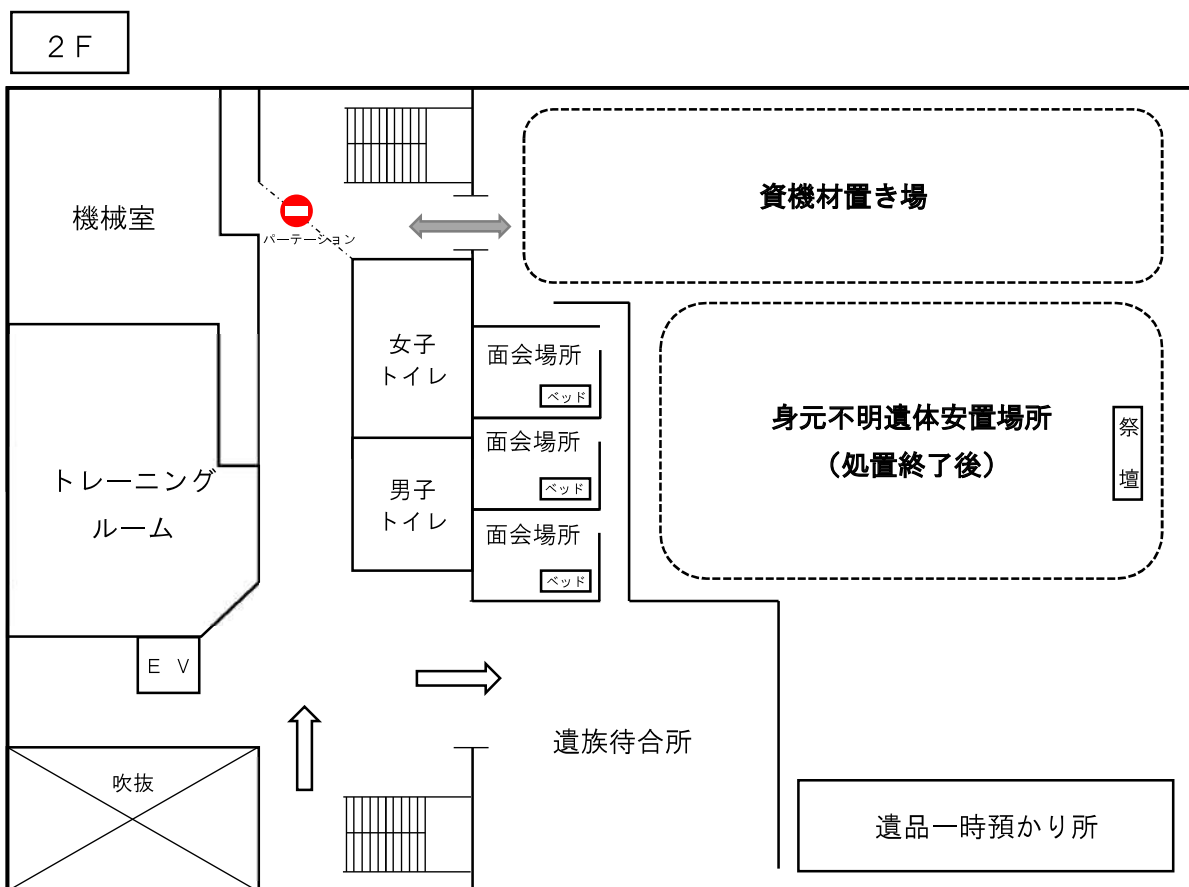
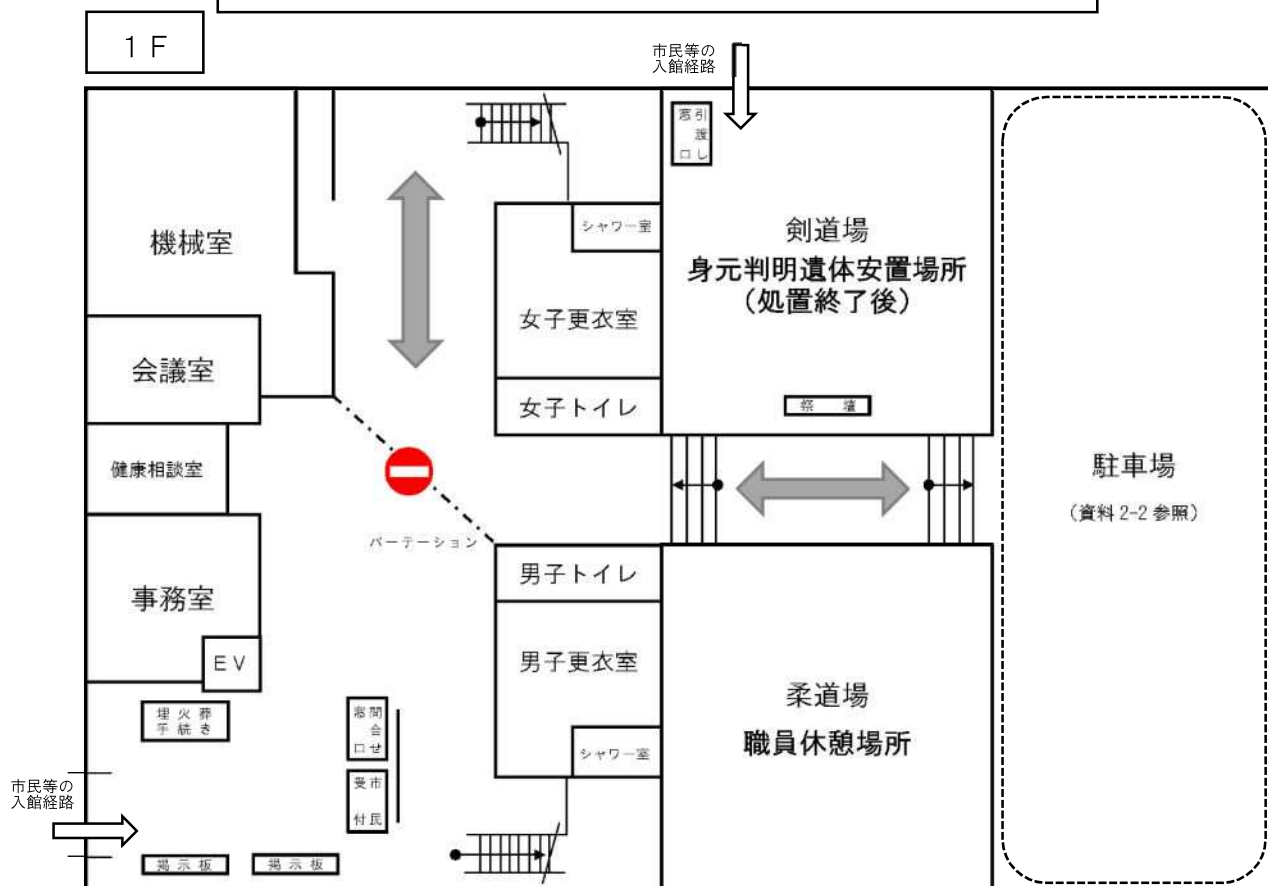
- (1) 災害対策本部は、遺体の収容数等や搬送数を考慮し、富士警察署と協議のうえ、遺体収容所の縮小や閉鎖を決定する。
- (2) 遺体収容所を閉鎖する場合には、市民へ広報するほか、身元不明の遺骨の引渡し場所や問合せ先についても広報する。

業務	業務の詳細	必要な資機材
開設	施設の開錠 無線の開設 立ち入り禁止の措置 必要資機材の確認・不足資機材の報告 体育館にビニールシートを敷く バルーン水槽に水を貯めておく 屋内の設営 (応急危険度判定終了後)	施設の鍵 無線 トラロープ うま ビニールシート パーテーション バ ルーン水槽 発電機 コピー機 パソコン
搬送	遺体収容所までの搬送	担架 手袋 マスク 消毒液
受付	遺体の受付 遺体個票兼遺体収容票の作成 遺体安置状況票の作成 (一部)	椅子 机 筆記用具 ダンボール ビ ニール袋 遺体識別バンド 遺体個票兼遺体収容票 遺体安置状況票
収容・搬送	受付・処置が完了した遺体の搬送・収容	担架 手袋 マスク 消毒液 エプロン 毛布
検視・検案	検視・検案場所の設営	ビニールシート 手袋 マスク 消毒液 投光機 発電機 脚立 机 扇風機 ビニール袋 お香 死体検案書
面会・相談	遺族を遺体と面会させる。 洗浄方法や引渡しなど、これからの流れについて 説明する。 洗浄を拒否する場合には、遺体を収納袋等に入れて 引き渡す。	机 椅子 筆記用具 簡易ベッド 毛 布 お香
洗浄・消毒	遺体の洗浄・消毒を行う	簡易防護服 耐薬品用手袋 マスク 消毒液 (オスバン) ゴーグル バルーン水槽 ビニール袋 バケツ 長靴 浴衣 割り箸 ガーゼ 綿 包帯 簡易ベッド
保管	処置が終わった遺体を遺体収納袋又は棺に入れ、 保管する。 遺体収納袋又は棺に氏名及び遺体ナンバーを記載 した名札を貼り付ける。 身元不明の遺体については、遺体・所持品の写真 を撮影し、身元不明遺体安置所で保管する。	遺体収納袋 棺 ドライアイス 白地の布 カメラ 名札 遺体安置状況票 筆記用具 祭壇 (協定業者)
引渡し	遺族への遺体の引渡し 遺族へ遺体及び遺品引取り書の記入をお願いす る。 遺体安置状況表の作成	机 椅子 筆記用具 遺体及び遺品引取り書 遺体安置状況票
死亡届等 手続き	死亡届の受理 埋火葬許可証の発行 火葬場との連絡調整	机 椅子 死亡届 埋火葬許可申請書 無線 筆記用具 パソコン
問い合わせ 連絡・調整	遺体等についての問い合わせ対応 身元不明の遺体や遺族が判明していない遺体につ いて、情報を掲示板に掲示する。 本部へ身元不明遺体等の情報を報告する。	電話 無線 F A X 筆記用具 机 椅子 パソコン 掲示板 遺体個票兼遺体収容票
心のケア	遺族・職員の健康相談	机 椅子 筆記用具

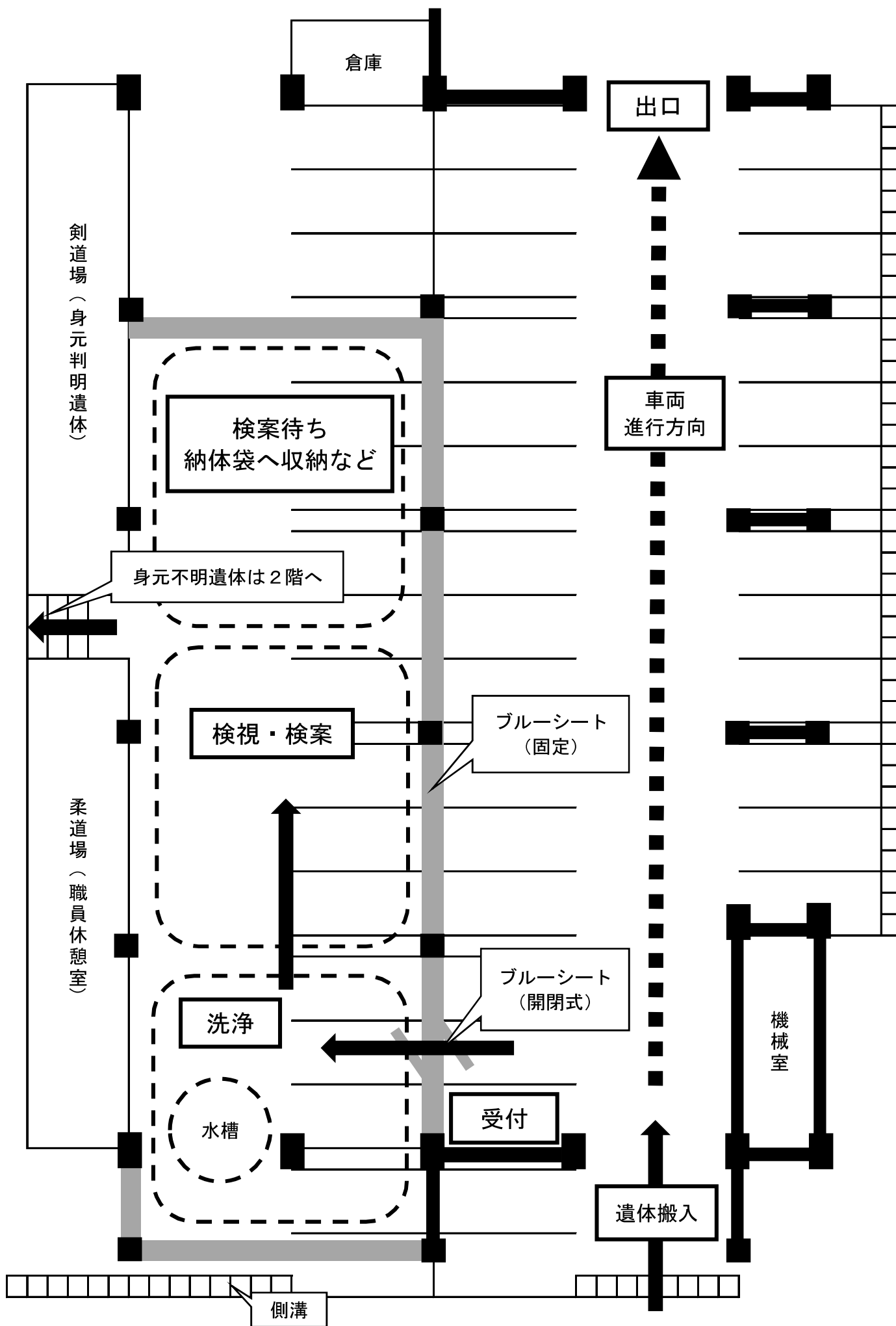
必要資機材調達先一覧(資料1-2)

品名	数量	調達先	品名	数量	調達先
発電機	5台	八代町倉庫	施設の鍵	1本	スポーツ振興課
ビニールシート	200枚	八代町倉庫	死亡届 死体検案書	300枚	市民課
トラロープ	5巻	八代町倉庫	埋火葬許可申請書	300枚	市民課
工事用うま	10台	八代町倉庫	オスバン	100本	環境総務課
ビニールシート	200枚	八代町倉庫	無線	1基	防災危機管理課
担架	4台	八代町倉庫	バルーン水槽	2基	吉原まちセン
使い捨て手袋	1,000枚	八代町倉庫	簡易防護服	100着	消防署各分署
使い捨てマスク	500枚	八代町倉庫	耐薬品用手袋	100枚	消防署各分署
消毒液	10本	八代町倉庫	浴衣	300着	協定(葬儀社)
エプロン	100枚	八代町倉庫	棺	300個	協定(葬儀社)
シート	80枚	八代町倉庫	白地の布	300枚	協定(葬儀社)
アルミシート	50枚	八代町倉庫	綿		協定(葬儀社)
簡易ベッド	6台	八代町倉庫	祭壇	2式	協定(葬儀社)
バケツ	5個	八代町倉庫	消臭剤(お香)		協定(葬儀社)
投光機	10台	八代町倉庫	ドライアイス	3,000kg	協定(業者)
毛布	350枚	五貫島倉庫	長靴	50足	協定(商工班)
遺体収納袋	200枚	五貫島倉庫	ダンボール	300個	協定(商工班)
椅子		富士体育館	割り箸	300本	協定(商工班)
机		富士体育館	ガーゼ	1,000枚	協定(商工班)
パーテーション		富士体育館	ゴーグル	100個	協定(商工班)
パソコン	3台	富士体育館	使い捨てタオル	300枚	協定(商工班)
電話	1台	富士体育館	包帯	100巻	協定(商工班)
FAX	1台	富士体育館	ビニール袋	1000枚	協定(商工班)
コピー機	1台	富士体育館	脚立	4台	協定(商工班)
遺体個票兼 遺体収容票	300枚	富士体育館 (予定)	扇風機	4台	協定(商工班)
遺体安置状況表	30枚	富士体育館 (予定)	カメラ	1台	
筆記用具一式		富士体育館 (予定)	名札	300枚	
遺体識別バンド	300本	富士体育館 (予定)			
遺体及び所持品 引取り書	300枚	富士体育館 (予定)			

遺体収容所 配置予定図



遺体収容所 駐車場配置予定図



6. 輸送・交通

緊急輸送路の設定状況

Table with 4 columns: 輸送路種別, 富士市緊急輸送路, 延長(m), 199,890, 92,530, 30,550, 50,680, 26,130

* 緊急輸送路の位置図は、「富士市防災マップ(P30以降)」参照

Main table with 10 columns: 輸送路種別, 路線番号, 路線名称, 延長(m), 重要拠点, ハリポート, 消防, 災害拠点(病院, 救護病院, 支援病院), 指定避難所(地区防災拠点), 150

Main table with 10 columns: 輸送路種別, 路線番号, 路線名称, 延長(m), 重要拠点, ハリポート, 消防, 災害拠点(病院, 救護病院, 支援病院), 指定避難所(地区防災拠点), 185

輸送路種別	路線番号	路線名		延長(m)	関連拠点名		
		種別	名称		重要拠点	→リポート	消防
3	4372	市道	五貫島天神通1号線	120	災害拠点 病院 救護病院 支援病院	指定避難所 地区防災拠点	富士南中、富士南まちづくりセンター
3	4345	市道	森下横道下1号線	120	富士南中		富士南中
3	4676	市道	美土原中の浦南線	145	田子浦中		田子浦中
3	4701	市道	柳島広町8号線	630	富士見台分署		富士見台分署
3	6153	市道	松岡大堀添7号線	60			岩松中
3	7006	市道	比奈西馬ノ尾1号線	150			
3	7108	市道	富士見台七丁目6号線	480			
3	7396	市道	大淵庚申松1号線	210			
3	7500	市道	久沢大久保23号線	50			
3	9003	市道	幸町大楽窪線	210			
3	9107	市道	古線会下線	50			
3	9185	市道	久保地中野線	390			富士川第二小
3	9361	市道	中野富士川線	210			
3		林道	丸石線	1,190			
4	22	県道	主要地方道三島富士線	145			須津小
4	72	県道	主要地方道富士白糸線	1,250			大淵第二小
4	76	県道	主要地方道富士富士山北線	300			吉原東中
4	76	県道	主要地方道富士富士山北線	70			
4	76	県道	主要地方道富士富士山北線	990			
4	170	県道	県道田子の浦港大町線	70			大淵第一小
4	174	県道	県道富士停車場線	710			五石原小、五石原まちづくりセンター
4	175	県道	県道鷹岡富士停車場線	165			富士第一小
4	176	県道	県道鷹岡榎木線	235			岩松小、岩松まちづくりセンター
4	176	県道	県道鷹岡榎木線	700			天間小
4	2	市道	吉原沼津線	2,350			東小、浮島まちづくりセンター
4	9	市道	木ノ宮富士岡線	360			富士見台まちづくりセンター
4	14	市道	富士本線	640			大淵第二小
4	30	市道	旭町富士宮線	910			岩本保育園
4	34-1	市道	左富士臨港線	550			原田小、原田まちづくりセンター
4	34-2	市道	左富士臨港線	415			原田小、原田まちづくりセンター
4	34-3	市道	左富士臨港線	870			広見小、広見まちづくりセンター
4	42-2	市道	富士鷹岡線	425			富士駅北まちづくりセンター
4	43-1	市道	田子浦鷹岡線	1,005			岩松小中校、岩松北まちづくりセンター
4	54-1	市道	本市場大淵線	110			岩松小中校、岩松北まちづくりセンター
4	61	市道	間門上ノ山1号線	630			岩松小中校、岩松北まちづくりセンター
4	64	市道	伝法原田線	260			吉原高校
4	64	市道	伝法原田線	560			原田小、原田まちづくりセンター
4	101	市道	今井砂山線	105			元吉原小、元吉原まちづくりセンター
4	130	市道	高屋天間沢線	70			天間まちづくりセンター
4	137	市道	片倉末広町線	1,190			丘小、丘まちづくりセンター
4	142	市道	吉原上中町線	230			伝法小、伝法まちづくりセンター
4	153	市道	滝戸旭町線	880			岩本保育園
4	169	市道	宮島宮下線	70			富士南小
4	185	市道	荒田島日吉町線	165			吉原まちづくりセンター
4	199	市道	本町四丁目原線	175			富士見中、富士見高
4	201	市道	十兵衛宮島線	250			富士見中、富士見高
4	224-2	市道	宝町高島線	100			吉原小、吉原まちづくりセンター
4	1230	市道	中里宮組3号線	30			須津小
4	1333	市道	西船津中村4号線	80			東小

輸送路種別	路線番号	路線名		延長(m)	関連拠点名		
		種別	名称		重要拠点	→リポート	消防
4	2025	市道	富士岡菅戸1号線	365	災害拠点 病院 救護病院 支援病院	指定避難所 地区防災拠点	吉原東中
4	2035	市道	比奈上菅川1号線	50			吉原東中
4	2136	市道	今泉三丁目3号線	75			今泉小
4	2311	市道	今泉六丁目1号線	395			今泉まちづくりセンター
4	4115	市道	鮫島浜の島2号線	100			田子浦小
4	4122	市道	中丸家体1号線	140			田子浦まちづくりセンター
4	4127	市道	中丸家体5号線	220			田子浦小
4	4315	市道	上横町郷1号線	160			富士第二小、富士東高小、岩松北まちづくりセンター
4	5041	市道	本市場郷蔵前1号線	160			富士第一小
4	5094	市道	本町二丁目3号線	80			富士駅北まちづくりセンター
4	5290	市道	松岡大堀添3号線	130			岩松小、岩松まちづくりセンター
4	5506	市道	米之宮町21号線	115			富士中央小、富士北まちづくりセンター
4	5508	市道	米之宮町23号線	100			富士北まちづくりセンター
4	6057	市道	厚原大石6号線	190			丘小
4	6126	市道	岩本道三道南2号線	300			岩松北小、岩松北まちづくりセンター
4	6153	市道	松岡大堀添7号線	140			岩松小
4	6283	市道	久沢二丁目9号線	210			鷹岡小
4	6290	市道	久沢峯畑2号線	200			鷹岡まちづくりセンター
4	6298	市道	久沢馬見塚4号線	40			鷹岡まちづくりセンター
4	6349	市道	天間榎下1号線	45			天間小
4	6376	市道	天間高谷1号線	370			天間幼稚園
4	6377	市道	天間高谷5号線	15			天間幼稚園
4	6542	市道	伝法厚原線	35			丘まちづくりセンター
4	7059	市道	今泉木ノ宮1号線	130			富士東高小
4	7149	市道	富士見台一丁目4号線	320			富士見台小
4	7122	市道	富士見台六丁目6号線	25			富士見台まちづくりセンター
4	7123	市道	富士見台六丁目7号線	140			富士見台まちづくりセンター
4	7181	市道	神戸寺下1号線	130			神戸小
4	7224	市道	一色沢ノ原1号線	130			青葉台小
4	7253	市道	広見本町11号線	110			広見小、広見まちづくりセンター
4	7449	市道	大淵孤篁8号線	55			大淵まちづくりセンター
4	7455	市道	鶴無ヶ淵小2号線	85			大淵まちづくりセンター
4	8117	市道	大淵鳥追管2号線	220			大淵第二小、岩松北まちづくりセンター
4	9389	市道	原方小車線	315			大淵第二小
合計				199,890			松野まちづくりセンター

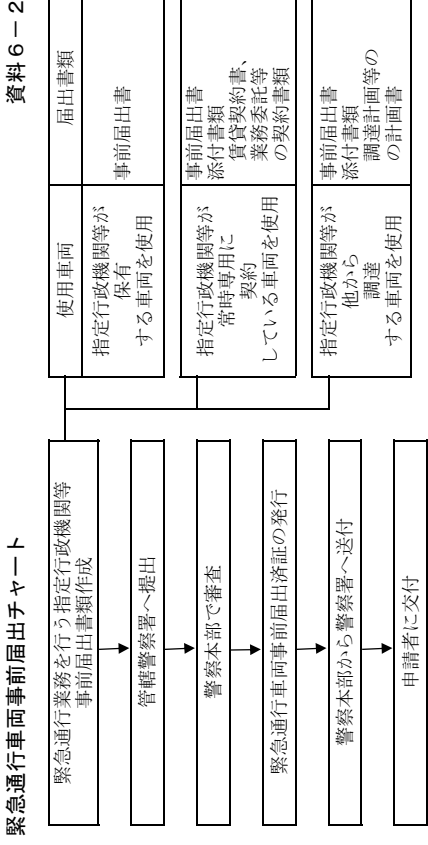
緊急通行車両の事前届出手続

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

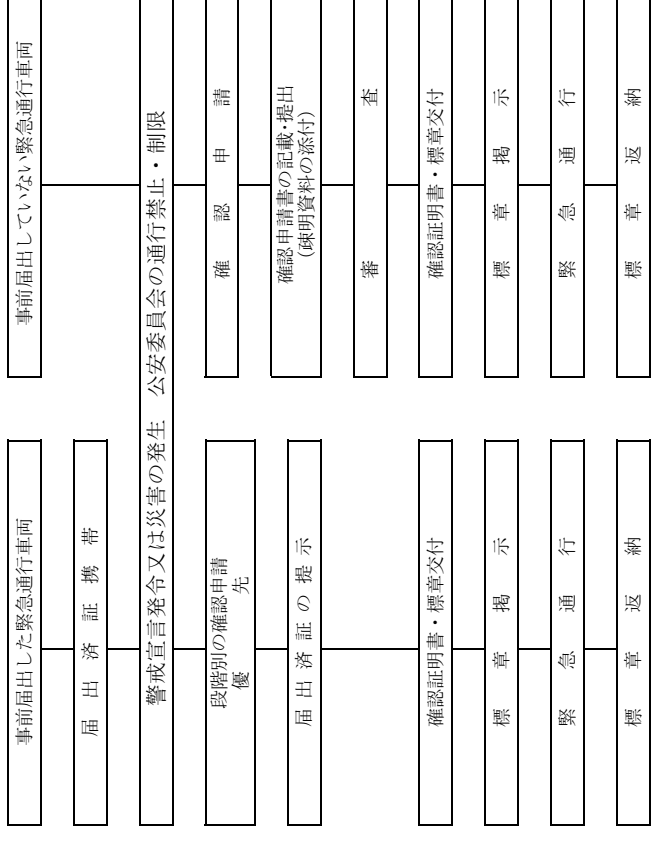
1. 事前届出手続き

- (1) 事前届出対象車両
事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両である。
ア 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により専ら自らの活動に使用し、又は他から調達する車両であること。
イ 大規模地震対策特別措置法第 21 条に定める地震防災応急対策又は災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施する計画がある車両であること。
- (2) 届出の方法
ア 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
イ 緊急輸送車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。
- (3) 届出済証等の交付
ア 審査を終了した緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
イ 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。
- (4) 届出済証の返納
ア 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
イ 当該車両が廃車になったとき。
ウ その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両事前届出チャート



緊急通行車両確認チャート



緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

平成 年 月 日	
第 号	
緊急通行車両確認証明書	
静岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

緊急通行車両の確認申請及び確認手続

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

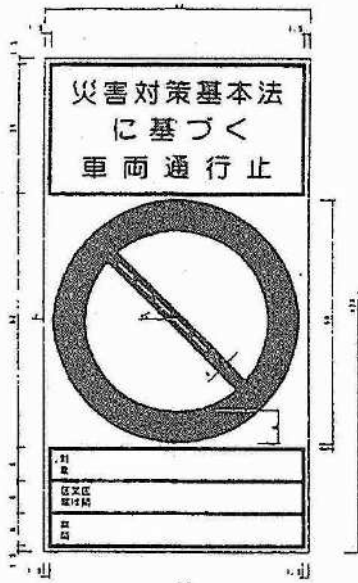
1 届出済証を携帯している緊急通行車両の場合

- (1) 段階別の指定
届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。
- (2) 確認申請の方法
確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。
 - ア 警察本部
 - イ 各警察署
 - ウ 交通検問所
- (3) 確認の方法
ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。
イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書と車両1台につき1通交付する。
- (4) 確認証明書及び標章の有効期限
当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。
- (5) 標章の掲示等
標章等は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
- (6) 標章の返納
有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

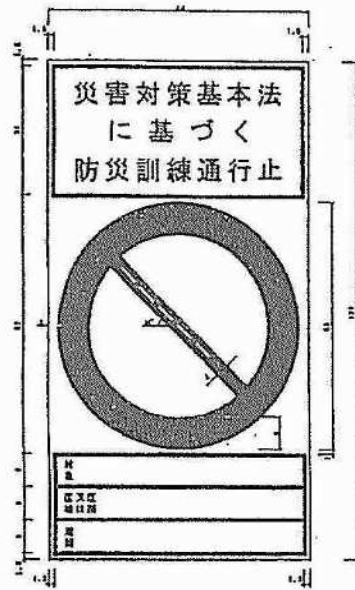
- (1) 確認申請の方法
確認申請は、警察署交通課に備えてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎明資料を添え、次の場所に飛出する。
 - ア 警察本部
 - イ 各警察署
- (2) 確認の方法
公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両であることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。
- (3) 確認証明書及び標章の有効期限
当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。
- (4) 標章の掲示等
標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
- (5) 標章の返納
有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

通行の禁止又は制限についての標示



- 備考1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の大きさは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

防災訓練のための
交通の禁止又は制限標示の様式



- 備考1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の大きさは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第1号(第2条関係)

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) ① 氏名		災 害 第 号 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会 ②
番号標に表示 されている番号 車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)	(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われるときには、この 届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通機関等に提出し て所要の手続きを受けてください。	
使用者	住 所 () 市 番	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部様山)に届け 出て再交付を受けてください。
出 発 地	氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察署に提出してください。		

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

緊急用市有車両一覽表

1. 市有車両数

令和5年3月31日現在

所属	小型乗用車	小型普通貨物車	軽自動車	大型特殊車	特殊車	乗合バス	原付車	消防車	救急車	小計
資産経営課 (共用車輛)	6	13	56	1	1					76
秘書課	1									1
議会事務局	1									1
教育総務課	1									1
シティプロモーション課	1		1							1
市民安全課	1	1			2					2
道路維持課	2									2
林政課	1				1					2
河川課	1									2
福祉総務課	1		1							1
生活支援課	1									2
農政課	1									1
住宅政策課	1									1
防災危機管理課	1									1
建築土地対策課	1									1
建設総務課	1									1
市民生活・男女共同参画課	1									1
医薬物対策課	1									1
介護保険課	4									4
総務課	1									1
保健医療課	1									1
小計	14	17	69	0	4	0	0	0	0	104
福祉キャンパス	2	1	3		6					6
こども発達センター	1				2					5
健康政策課	1		12							13
まちづくりセンター	24									24
博物館	2				2					2
中央図書館	1				2					3
青少年相談センター	1									1
社会教育課	1		5							6
特別支援教育センター	1				1					1
理蔵文化財調査室	5									5
看護専門学校	1									1
富土川給食センター	3									3
新富土駅南整備課	1									1
富土市立高校	1									1
生活排水対策課	2									2
地産産業支援センター	1									1
中央病院	1									1
小計	3	8	61	0	2	2	0	0	0	76
資産経営課車輛合計	17	25	130	0	6	2	0	0	0	180
富土市立高校	1				2					4
新環境クリンセンター	7	4	1	2		18				32
上下水道部	4	7	15	2						28
消防本部	1						30	12		43
消防団	3	1	4				35			35
富土市立中央病院					1				1	1
防災危機管理課	1				1					1
福祉キャンパス	8	16	25	1	5	3	18	65	13	154
小計	25	41	155	1	11	5	18	65	13	334

2. 緊急通行車両事前届出済車両数

	小型乗用車	軽自動車	大型特殊車	特殊車	乗合バス	原付車	消防車	救急車	小計
第一段階	25	41	154	8	5	5	65	13	311
第二段階			1	1		15			17
第三段階			1	2		3			6
合計	25	41	155	1	11	5	18	65	334

防災関係機関の現有車両

日本通運株式会社 富土支店管内現有車両

車種 種別	超大型 9t～	大型 ～9t まで	中型 ～6.5t まで	普通 ～4t まで	小型 ～2t まで	計
富土支店 コンテナ課 63-1631	8	0				8 ※コンテナ専用 車両を含む ※トラクタ・ トレーラー除く
富土支店 富士物流センター 33-1011	7			4	4	15 ※タンク車除く
計	15	0	4	4	4	23

富士急静岡バス株式会社 鷹岡営業所管内・富土営業所管内現有車両

用途 車種	路線			貸切 (立席なし)			計
	大型	中型	小型	大型	中・小型		
	55～78人	50～58人	44人以下	43～62人	26人		
管内営業所 鷹岡営業所運転 71-2491	11	22	8	16	0		57
計	11	22	8	16	0		57

静岡県石油業協同組合 富士支部組合員一覽表

地区	社店名	住所	TEL
吉原	昭和油業(株)	吉原セントラル	52-4040
吉原	昭和油業(株)	クレール高嶺町	52-2198
吉原	昭和油業(株)	富士インテナー東	54-3111
吉原	昭和油業(株)	広見インテナー	21-9220
吉原	昭和油業(株)	エクスプレズ広見パーク	21-1185
吉原	新光石油(有)	今泉494-2	52-3896
吉原	新安藤石油	比奈	34-1639
吉原	石川石油	増川	34-0698
吉原	桶市川商会	富士比奈	34-3777
吉原	桶内山商店	神戸6	21-5211
吉原	桶エントー	今泉2069-1	51-6951
吉原	桶勝亦石油	富士八王子	35-0437
吉原	桶勝亦石油	大淵	35-5082
吉原	神尾石油(株)	今泉478-1	51-0385
吉原	三栄油業(株)	今井	33-0545
吉原	桶鈴吉商店	鈴川	33-0010
吉原	鈴木燃料店	吉原北	52-2271
吉原	桶フジワピン	カミナカ	52-2700
吉原	富士見石油	北富士	52-5206
吉原	富士市浮島工業団地 (協)	富士市浮島工業団地	32-1222
吉原	桶吉郡商店	富士中央	51-0720
吉原	桶保科石油	原田	52-3034
吉原	桶丸正石油	富士インテナー	51-7343
吉原	ムラカタ(株)	セルフ富士IC	51-4598
吉原	ヨシコシ	富士駿河台	53-2240
吉原	静岡資材(株)	相原	31-0121
吉原	サガミシード(株)	花の木	52-9389
吉原	サガミシード(株)	新富士	52-6844
吉原	サガミシード(株)	ハートランド富士	52-3829
吉原	桶丸大石油	セルフ富士比奈	34-0123
吉原	和多仁エネルギー(株)	セルフ富士	52-6295
吉原	鈴木商事(株)	(富士支店)	33-0795
吉原	鈴木オイルサービス(株)	本吉原	52-3571
吉原	エネクス石油販売東日本(株)	スーパセルフ富士中央	52-1573
富士	桶旭石油	富士岩本	63-3577
富士	井出信石油(株)	新道町	61-1994
富士	岩山石油(株)	セルフ富士	61-0495
富士	岩山石油(株)	ランドマーク富士	61-0497
富士	斉藤石油(株)	富士南	61-1272
富士	斉藤石油(株)	富士バイパス	62-0008
富士	斉藤石油(株)	中丸	61-2727

地区	社店名	住所	TEL
富士	サカキ石油(株)	柚木209-3	64-2539
富士	サカキ石油(株)	富士浦町	60-7940
富士	桶杉山石油	富士駅北	61-5104
富士	桶古郡商店	フジマツオカ	62-9587
富士	桶ミヤジマ石油	田子の浦	61-3458
富士	睦合石油(株)	(事務所)	61-0853
富士	ムラカタ(株)	中島142-1	61-1959
富士	桶山田興産	富士バイパス	63-4560
富士	桶吉川石油店	富士中島	63-0862
富士	桶丸大石油	セルフ水戸島	61-6116
富士	桶杉山石油	富士駅南	60-3227
富士	ムラカタ(株)	セルフ富士	61-1107
富士	鈴木オイルサービス(株)	藤原883-4	61-8888
鷹岡	桶島鉱油店	田子の浦港	33-1127
鷹岡	進要商会	入山瀬	71-3439
鷹岡	桶東浩石油	厚原	71-1218
鷹岡	土屋燃料(株)	久沢433	71-1330
鷹岡	和多仁エネルギー(株)	富士市厚原2-1	71-3990
鷹岡	岡重(株)	セルフ入山瀬	71-7733
鷹岡	草ヶ谷燃料(株)	厚原60-2	71-3201
富士川	桶久保田商店	中之郷730	81-1230
富士川	桶久保田商店	北松野	85-2010
富士川	桶フカサワ	南松野26-1	85-1515
富士川	桶望月石油店	富士川バイパス	85-2242
富士川		松野	85-2353

7. 避難活動

要避難区域・避難対象区域 設定状況

要 難 対 象 区 域	災害要因	地区名	該 当 町 内 会 (区) 名
		津波避難対象区域	今 泉 元 吉 原 田 子 浦
山・崖崩れ危険予想区域 (土砂災害警戒区域)	吉 原	東国久保の一部	
	伝 法	伝法町 2 の一部	
	今 泉	御殿、吉原緑ヶ丘、水の上、泉町、鍛冶町 3 の一部	
	元 吉 原	鈴川町 3・4、今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町の一部	
	広 見	源太坂、広見町 6・7、桜ヶ丘、美原町、百合ヶ丘、久保町、若松町 2、三ツ倉南の一部	
	青 葉 台	若松町 1・3 の一部	
	神 戸	神戸 1、今宮の一部	
	原 田	吉原中島町 1・2、三ツ沢 3、原田町 2・3、宇東川町 1 の一部	
	吉 永	中比奈町 2、東比奈町 2・3、富士岡入町の一部	
	須 津	神谷町 2・3、神谷緑町、増川町 1・2・3、江尾町 2 の一部	
	浮 島	浮島町 3 の一部	
	富 士 見 台	富士見台 8 の一部	
	吉 永 北	間門町、鶴無ヶ淵町 1、陽光台西、陽光台東、陽光台南、桑崎町の一部	
	大 淵	片倉町、落合町、中野町 1・2、八王子町 2、八王子本町、城山町、大淵町 3、吉原富士本中町、次郎長町、三ツ倉町の一部	
	岩 松 北	上町、富士上中、富士下中、旭町、湯沢平 1・2、滝戸の一部	
	鷹 岡	鷹岡本町 1・2 の一部	
	天 間	天間東の一部	
	丘	傘木の一部	
	富 士 川	木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷塚町、中之郷川坂、新町本町、大楽窪、中之郷本通 1・3・4、中之郷新町、四十九町、中之郷宮町、小池、中之郷幸町、かぎあなの一部	
	松 野	南松野 1・2、松野富士見町、松野八幡町、大北町、俣下町、清水町の一部	
火災延焼危険予想区域	伝 法	吉原上中町、伝法 3 の一部	
	広 見	石坂 1・2 の一部	
	今 泉	駿河台 3 の一部	
	元 吉 原	今井本町、今井毘沙門町、今井東町の一部、西田中町、檜町の一部	
	吉 永	富士岡町 1・2、富士岡本花守町、富士岡洪脇町の一部	
	須 津	中里町 1・3 の一部	
	田 子 浦	前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、新浜の一部	
	丘	厚原中、厚原東 2 の一部	
	鷹 岡	厚原西の一部	
	富 士 南	三四軒屋の一部	
富 士 川	中之郷本通 1・3 の一部、中之郷新町、岩淵旭町、相生町の一部、岩淵上町、舟山町、坂下の一部		

* 津波避難対象区域は、静岡県第 4 次地震被害想定に基づく富士市津波避難行動計画による。

* 山・崖崩れ避難対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている範囲。

* 火災延焼危険予想区域は、地震対策編 第 2 章 第 5 節に定める危険区域警防活動計画の範囲。

避難指示を行うことができる指示権者及び根拠規定

避難のための立退きの指示を行うことができる市長以外の指示権者、根拠規定

指 示 権 者	根 拠 法
警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
都道府県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条及び 94 条の 3

資料 7-3

広 域 避 難 地 一 覧 表

	名 称	面 積 (ha)	有効面積 (ha)	避難可能 人数 (人)	圏域内の市指定避難所
1	中央公園	6.3	4.6	23,000	吉原小学校・吉原第一中学校・伝法小学校・富士中央小学校・富士第一小学校・富士中学校・県立富士高校
2	原田公園	3.5	2.4	12,000	原田小学校・吉原第二中学校・吉原高等学校・今泉小学校・富士東高校・吉永第一小学校・吉原第三中学校・吉原東中学校・富士市立高校
3	広見公園	13.6	11.1	55,500	広見小学校・岳陽中学校・丘小学校・伝法小学校・吉原高校・青葉台小学校
4	雁公園	2.9	2.4	12,000	岩松小学校・岩松北小学校・岩松中学校・富士中学校・富士第一小学校・富士見高校
5	富士西公園	6.5	2.6	13,000	丘小学校・鷹岡小学校・鷹岡中学校・天間小学校・天間幼稚園・岩本保育園

〔注〕 収容可能人口は、1人あたり 2㎡として算出

市指定避難所一覧表

番号	市指定避難所	電話番号	建物		運動場	町内会(区)
			延面積 (㎡)	収容人員 (人)	有効 面積(㎡)	
1	富士市立吉原小学校	52-4190	8,205	1,471	17,000	東本通1～3、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、津田、荒田島1・2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1～4、宮町、吉原本町1～4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1～3、エンゼル町、中央町壺番館
2	富士市立伝法小学校	52-0027	8,620	1,557	11,500	中桁、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、伝法町1～3、千代田町
3	富士市立吉原第一中学校	52-0160	10,469	1,870	18,000	錦町1、永田町、青島、新青島町、高島、日乃出町、弥生町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、瓜島、永田町壺番館、サーパス永田町、富士日乃出町
4	富士市立今泉小学校	52-2011	9,839	1,741	21,000	春日町、田宿、富士見町、仲町、和田町1・2、新橋、依田橋、北仲町、南仲町、新富士見町
5	富士市立吉原第二中学校	51-1115	9,147	1,757	20,000	御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1～3、立小路、栄町、水の上、泉町、鍛冶町1～3、駿河台2・4
6	静岡県立吉原高等学校	52-1440	9,449	1,717	16,000	東国久保、西国久保、駿河台1・3、上和田町、吉原緑ヶ丘、源太坂
7	静岡県立富士東高等学校	21-4371	9,992	1,866	23,000	西木の宮町、木の宮町、東木の宮、三ツ沢町1～3、富士見台8
8	富士市立神戸小学校	21-2192	5,623	1,037	9,000	神戸1・2、今宮
9	富士市立広見小学校	21-2191	7,947	1,430	9,000	広見町1～9、石坂町1～4、久保町、若松町2
10	富士市立青葉台小学校	21-6310	7,087	1,305	12,000	一色、荻の原、茶の木平、青葉台南、高山、若松町1・3
11	富士市立富士見台小学校	21-4518	7,085	1,278	16,000	富士見台1・2北・2南・6・7
12	富士市立吉原北中学校	21-0280	7,818	1,416	14,000	富士見台3・4東・4西・5、間門町
13	富士市立元吉原小学校	33-0004	6,071	1,123	13,000	今井東町、今井毘沙門町、大野町、桧町、西田中町、田中町、柏原1～3
14	富士市立元吉原中学校	33-0065	6,531	1,361	14,000	鈴川本町、鈴川町3～5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、今井本町
15	富士市立須津小学校	34-0049	7,191	1,274	11,000	中里2・4、中里八幡町、神谷町1、川尻町1・2、中里曙町、中里寿町
16	富士市立須津中学校	34-0144	8,340	1,671	13,000	中里1・3、江尾町1・2、中里新富町、神谷町2・3、増川町1～3、神谷緑町
17	富士市立東小学校	34-0274	2,990	550	9,000	浮島町1～3
18	富士市立吉永第一小学校	34-0228	6,333	1,172	8,000	東比奈町3、中比奈町2
19	富士市立吉原東中学校	34-0283	3,940	814	12,000	富士岡町1・3、富士岡本花守町、富士岡洪脇町、富士岡花守町
20	富士市立高等学校	34-1024	15,962	3,078	33,000	富士岡入町、富士岡町2、東比奈町1・2
21	富士市立吉永第二小学校	21-2190	4,707	889	10,000	鶴無ヶ淵町1・2、桑崎町、石井町、陽光台東、陽光台南、陽光台西
22	勢子辻林業施設展示場	22-5900	134	22	1,500	勢子辻
23	富士市立原田小学校	52-0897	6,197	1,117	9,000	宇東川町1～3、宇東川本町、西滝川町、原田町1～4、原田本町、吉原中島町1・2
24	富士市立吉原第三中学校	34-0868	7,487	1,507	13,000	中比奈町1・3、西比奈町1～3、東滝川町、南滝川町、北滝川町
25	富士市立大淵第一小学校	35-0009	7,607	1,362	9,000	穴原町1・2、中野町1、境町、大峯町、片倉町、落合町、三ツ倉町
26	富士市立大淵第二小学校	35-0037	2,216	434	11,000	吉原富士本中町、吉原富士本西町
27	富士市立大淵中学校	35-0021	8,413	1,681	21,000	大久保町、大淵町1～3、八王子町1・2、八王子本町、中野町2、大富町、次郎長町、城山町、希望ヶ丘
28	富士市立富士第一小学校	61-0042	8,261	1,495	10,000	本市場1～4、国久、銀座町、平垣町3、富士本町、十兵衛北、千寿町、藤間、蓼原1～5
29	静岡県立富士見中学校・高等学校	61-0250	4,325	1,153	21,000	平垣町、平垣町2、富士町、水戸島上、柚木、橋下

市指定避難所一覧表

番号	市指定避難所	電話番号	建物		運動場	町内会(区)
			延面積(m ²)	収容人員(人)	有効面積(m ²)	
30	富士市立富士中学校	61-1390	10,538	2,035	12,000	富士中島上、平垣北町、平垣八幡町、浦町(東)、松岡東
31	静岡県立富士高等学校	61-0100	12,581	2,344	22,000	本市場新田、松本、富士中島下、中島新道町
32	富士市立富士中央小学校	60-1211	6,930	1,276	11,000	青葉町、塔の木、塔の木2、川原宿、浅間町、くすの木町
33	富士市立富士第二小学校	61-0414	7,534	1,380	9,000	上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、水戸島上南、四丁河原南
34	富士市立富士南中学校	61-2084	10,113	1,968	23,000	森島、宮下、西宮島、上五貫島、下五貫島
35	富士市立富士南小学校	63-7025	8,620	1,537	11,000	千鳥町、富士見ヶ丘、三四軒屋、浜添、靖国町、自由ヶ丘
36	富士市立田子浦小学校	61-0327	7,461	1,344	12,000	小須、田子、江川、前田、前田新田、鮫島、中丸丘
37	富士市立田子浦中学校	61-0534	8,355	1,673	16,000	柳島、柳島日東、川成島、助六、新浜、中丸浜、下川成、東宮島、宮島新田
38	富士市立岩松小学校	61-0917	7,216	1,307	8,000	林町、浦町(西)、水神、新町、四丁河原上、四丁河原下
39	富士市立岩松北小学校	64-8890	7,414	1,341	11,000	東田、旭町、滝戸、四ツ家
40	富士市立岩松中学校	61-0931	7,794	1,584	12,000	上町、富士上中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、富士下中
41	富士市立岩本保育園	61-8882	412	68	3,000	湯沢平1・2
42	富士市立鷹岡小学校	71-3855	7,104	1,275	8,000	鷹岡本町1～3、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬久保、入山瀬天王町、久沢南
43	富士市立鷹岡中学校	71-3354	9,601	1,875	18,000	厚原西、久沢東、久沢西、久沢北
44	富士市立天間小学校	71-0333	6,013	1,102	10,000	天間南、天間川坂、天間田代、天間東
45	富士市立天間幼稚園	71-1638	959	159	2,000	天間北1・2
46	富士市立丘小学校	71-6050	8,039	1,433	10,000	厚原中、厚原北1・2、厚原東2・3、厚原南、未広町
47	富士市立岳陽中学校	71-7955	9,134	1,640	16,000	傘木、傘木北、片宿、厚原東1、桜ヶ丘町、百合ヶ丘、三ツ倉南町、美原町
48	富士市立富士川体育館	81-2111	5,149	1,067	—	木島、小山、室野
49	富士市立富士川第一小学校	81-0481	6,589	1,217	6,000	相生町、岩淵上町、吉津、中之郷塚町、中之郷川坂、中之郷新町、新町本町、四十九町、中之郷宮町、小池、大楽窪、かぎあな
50	富士市立富士川第一中学校	81-0482	6,331	1,259	10,000	舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷本通1・3・4、中之郷幸町、東町1・2、中之郷日の出町
51	富士市立富士川第二小学校	85-2005	4,730	861	6,000	南松野1・2、松野富士見町、松野八幡町
52	富士市立富士川第二中学校	85-3333	6,048	1,259	10,000	中野台、富士松野、清水町、大北町、俣下町
合計			372,651	70,152	651,000	

* 収容人員の算出根拠

体育館 延べ面積×80%÷3 m²/人
 校舎 延べ面積×50%÷3 m²/人
 施設 延べ面積×50%÷3 m²/人
 運動場 有効面積÷2 m²/人

福祉避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	対象者
1	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 2 5 7 番地の 2	34-0500	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
2	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 7 9 7 番地の 1	72-1770	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
3	社会福祉センター広見荘	伝法 5 9 番地	21-5558	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
4	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 4 2 1 番地	61-0171	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
5	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	大淵 6 7 6 番地	30-6166	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
6	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3 7 7 3 番地の 1	36-2345	特別支援学校の在校生など
7	富士市立看護専門学校	本市場新田 1 1 1 番地の 1	64-3131	後期妊婦・産後間もない母子
8	特別養護老人ホームすどの杜	増川 5 1 0 番地の 1	39-0061	高齢者
9	特別養護老人ホーム鑑石園	原田 1 3 5 0 番地の 1 6	52-0016	高齢者
10	特別養護老人ホーム月のあかり	大淵 8 4 7 番地の 4	35-4567	高齢者
11	特別養護老人ホーム天間荘	天間 1 6 0 2 番地	71-4350	高齢者
12	特別養護老人ホームみぎわ園	今泉 2 2 1 0 番地	55-1800	高齢者
13	地域密着型特別養護老人ホームあおば	五味島 2 8 5 番地の 1	65-1700	高齢者
14	特別養護老人ホーム加島の郷	水戸島本町 7 番 8 号	65-1165	高齢者
15	特別養護老人ホームシャローム富士川	北松野 1 0 7 1 番地	56-3300	高齢者

指定緊急避難場所・広域避難地一覧

<収容人数算出根拠>

体育館 延べ面積80%÷3㎡/人

校舎 延べ面積50%÷3㎡/人

施設 延べ面積50%÷3㎡/人

No.	名称	住所	洪水	崖崩れ、 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所と の重複	最大収容 人数
1	富士市立吉原小学校	高嶺町6番1号	○			○				○	○	1,471
2	富士市立伝法小学校	伝法2743番地	○			○					○	1,557
3	富士市立吉原第一中学校	永田北町7番1号	○			○					○	1,870
4	富士市立今泉小学校	今泉三丁目17番1号	○			○					○	1,741
5	富士市立吉原第二中学校	今泉1955番地	○			○					○	1,757
6	静岡県立吉原高等学校	今泉2160番地	○			○					○	1,717
7	静岡県立富士東高等学校	今泉2921番地	○			○					○	1,866
8	富士市立神戸小学校	神戸633番地	○			○					○	1,037
9	富士市立広見小学校	広見本町1番1号	○			○					○	1,474
10	富士市立青葉台小学校	一色295番地	○			○					○	1,304
11	富士市立富士見台小学校	富士見台一丁目12番地	○			○					○	1,278
12	富士市立吉原北中学校	原田2259番地	○			○					○	1,416
13	富士市立元吉原小学校	今井三丁目4番2号	○		○	○	○			○	○	1,123
14	富士市立元吉原中学校	鈴川中町28番1号	○		○	○	○			○	○	1,361
15	富士市立須津小学校	中里1019番地	○			○					○	1,274
16	富士市立須津中学校	中里1156番地	○			○					○	1,671
17	富士市立東小学校	西船津220番地	○			○					○	550
18	富士市立吉永第一小学校	比奈1431番地	○			○					○	1,205
19	富士市立吉原東中学校	比奈75番地	○			○					○	814
20	富士市立高等学校	比奈1654番地	○			○					○	3,078
21	富士市立吉永第二小学校	鵜無ヶ淵149番地の1	○	○		○					○	889
22	勢い辻林業施設展示場	桑崎1025番地の30				○					○	22
23	富士市立原田小学校	原田480番地	○			○					○	1,146
24	富士市立吉原第三中学校	比奈2126番地	○			○					○	1,459
25	富士市立大淵第一小学校	大淵3012番地	○			○					○	1,362
26	富士市立大淵第二小学校	大淵8673番地の1	○			○					○	434
27	富士市立大淵中学校	大淵2920番地	○			○					○	1,685
28	富士市立富士第一小学校	本市場280番地の2	○			○				○	○	1,495
29	静岡県富士見中学校・高等学校	平垣町1番1号	○			○					○	1,153
30	富士市立富士中学校	中島320番地	○			○				○	○	2,035
31	静岡県立富士高等学校	松本17番地	○			○					○	2,344
32	富士市立富士中央小学校	米之宮町295番地	○			○				○	○	1,276
33	富士市立富士第二小学校	横割一丁目8番1号	○			○				○	○	1,380
34	富士市立富士南中学校	森島550番地	○		○	○	○			○	○	1,968
35	富士市立富士南小学校	宮下551番地	○		○	○	○			○	○	1,536
36	富士市立田子浦小学校	中丸98番地	○		○	○	○			○	○	1,376
37	富士市立田子浦中学校	中丸411番地	○		○	○	○			○	○	1,701
38	富士市立岩松小学校	松岡850番地	○			○				○	○	1,352
39	富士市立岩松北小学校	岩本123番地の1	○			○				○	○	1,342
40	富士市立岩松中学校	松岡2353番地の1				○				○	○	1,610
41	富士市立岩本保育園	岩本581番地の33				○					○	68
42	富士市立鷹岡小学校	久沢二丁目3番1号	○			○					○	1,242
43	富士市立鷹岡中学校	久沢713番地	○			○					○	1,875
44	富士市立天間小学校	天間50番地	○			○					○	1,102
45	富士市立天間幼稚園	天間1047番地の1				○					○	159
46	富士市立丘小学校	厚原2075番地	○			○					○	1,427
47	富士市立岳陽中学校	伝法630番地	○			○					○	1,683
48	富士川体育館	木島89番地の1				○				○	○	1,067
49	富士市立富士川第一小学校	岩淵107番地	○			○				○	○	1,115

No.	名称	住所	洪水	崖崩れ、 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所と の重複	最大収容 人数
50	富士市立富士川第一中学校	岩淵 8 5 5 番地の 3				○				○	○	1,293
51	富士市立富士川第二小中一貫校 松野学園	北松野 1 9 6 3 番地の 6	○			○				○	○	2,056
52	吉原まちづくりセンター	高嶺町 6 番 3 号	○	○								160
53	伝法まちづくりセンター	伝法 2 7 4 3 番地の 2	○	○								183
54	今泉まちづくりセンター	今泉七丁目 1 2 番 3 7 号	○	○								222
55	青葉台まちづくりセンター	一色 2 8 8 番地の 4	○	○								122
56	吉永まちづくりセンター	比奈 1 4 4 7 番地の 1	○	○								180
57	元吉原まちづくりセンター	大野新田 7 4 4 番地の 2	○	○								139
58	須津まちづくりセンター	中里 1 1 4 3 番地の 1	○	○								96
59	浮島まちづくりセンター	西船津 2 1 5 番地の 2	○	○								73
60	原田まちづくりセンター	原田 4 8 5 番地	○	○								151
61	富士見台まちづくりセンター	富士見台六丁目 1 番地の 1	○	○								115
62	神戸まちづくりセンター	三ツ沢 6 0 0 番地の 1	○	○								97
63	大淵まちづくりセンター	大淵 2 8 8 5 番地の 4	○	○								181
64	富士駅北まちづくりセンター	平垣本町 6 番 1 3 号	○	○								196
65	富士駅南まちづくりセンター	横割一丁目 4 番地の 1 5	○	○								167
66	田子浦まちづくりセンター	中丸 2 3 2 番地	○	○								175
67	富士南まちづくりセンター	森下 5 2 番地の 1	○	○								200
68	岩松北まちづくりセンター	岩本 8 8 番地の 1	○	○								119
69	富士川まちづくりセンター	岩淵 1 2 1 番地	○	○								153
70	松野まちづくりセンター	南松野 1 7 9 2 番地の 2	○	○								221
71	鷹岡まちづくりセンター	久沢 8 3 6 番地の 1	○	○								200
72	広見まちづくりセンター	石坂 4 7 0 番地の 5	○	○								102
73	天間まちづくりセンター	天間 1 1 0 6 番地の 1	○	○								117
74	丘まちづくりセンター	厚原 2 0 9 9 番地の 1 4	○	○								152
75	中央公園	永田町二丁目 1 1 2 番地				○		○				23,000
76	原田公園	原田 7 0 4 番地				○		○				12,000
77	広見公園	伝法 4 6 番地の 1				○		○				55,500
78	雁公園	松岡 1 8 8 6 番地の 1				○		○				12,000
79	富士西公園	入山瀬 7 7 2 番地の 1	○			○		○				13,000 車 97台
80	富士総合運動公園駐車場 A	中野 6 7 1 番地	○									車 295台
81	富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野 2 1 2 番地の 1 1	○									車 150台
82	株式会社時之栖富士エスプラットフジスパーク	富士市大淵 3 2 5 番地の 5	○									車 200台
83	静岡県立吉原工業高等学校第二体育館西側駐車場	富士市比奈 2 3 0 0 番地	○									車 50台
84	鈴川港公園津波避難タワー	鈴川町 6 1 番地の 9					○					64
85	富士市立柏原保育園津波避難タワー	沼田新田 1 4 8 番地の 1	○				○					64
86	富士市立浜保育園津波避難タワー	鮫島 5 9 2 番地の 8	○				○					64
87	旧富士市立浜幼稚園津波避難タワー	中丸 8 9 4 番地の 3	○				○					64
88	鈴川本町津波避難タワー	鈴川本町 3 2 番 1 号					○					128
89	市営今井団地	今井三丁目 6 番地の 1 4					○					23
90	市営田子浦団地	川成島 5 5 0 番地の 3	○				○					490
91	市営四軒屋団地	五貫島 4 6 6 番地	○				○					286
92	市営早川団地	宮島 7 3 5 番地の 1	○				○					157
93	富士市西部浄化センター	宮島 1 2 6 0 番地	○				○					280
94	富士市教育プラザ	八代町 1 番 1 号	○				○					760
95	富士市八代町防災倉庫	八代町 1 1 番 1 号	○				○					126
96	静岡県田子の浦港管理事務所	鈴川町 2 番 1 号					○					238
97	ホテルアムス	川成島 7 8 2 番地の 9					○					150
98	新富士ビル	川成島 6 4 4 番地の 3					○					300
99	マンションコーポベルライズ	柳島 1 5 3 番地の 1					○					520
100	旭化成株式会社大志寮	中丸 1 4 0 番地の 1					○					40
101	旭化成株式会社サントピア富士寮	中丸 1 2 6 番地の 1					○					88

No.	名称	住所	洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所と の重複	最大収容 人数
102	池辺クリニック	川成新町250番地					○					1,400
103	株式会社マルハン吉原店立体駐車場	八代町12番12号					○					2,870
104	株式会社メンテック	依田橋町9番22号					○					360
105	株式会社山清倉庫第1倉庫	今泉187番地の1					○					1,782
106	飯田工業薬品株式会社	依田橋71番1号					○					20
107	鈴厚ビル	依田橋町13番24号					○					180
108	ダイオーペーパープロダクツ株式会社	依田橋町7番34号					○					187
109	株式会社アスカム(ダスキン静岡東工場)	今泉429番地の3					○					20
110	株式会社山清倉庫第7倉庫	今泉643番地の2					○					1,631
111	ジヤトコ株式会社	今泉700番地の1					○					900
112	株式会社中村組	田中新田275番地の12					○					190
113	介護老人保健施設かぐや富士	中里2546番地の7					○					118
114	田中町公会堂	田中新田213番地の2					○					88
115	株式会社ニトリ富士店	宮島841番地の1					○					1,370
116	株式会社富士南エクスプレス	五貫島991番地					○					208
117	有限会社アサマ工業	五貫島918番地の1					○					100
118	FK産業株式会社	五貫島814番地					○					200
119	東海シーレックス株式会社	五貫島770番地の8					○					400
120	株式会社大石工業	五貫島990番地の1					○					50
121	サンクレイドル新富士ウインフォート	宮島466番地の1					○					200
122	ポリプラステックス株式会社富士工場	宮島973番地					○					1,000
123	アイマンション	荒田島町9番7号					○					29
124	メゾンタケミネ	荒田島町5番7号					○					60
125	介護老人保健施設ききょうの郷	五貫島175番地					○					300
126	株式会社マルハン吉原寮	八代町8番14号					○					94
127	株式会社ラウンドワン富士店立体駐車場	八代町4番15号					○					810
128	ギフトプラザダイトー本店	鈴川本町3番6号					○					75
129	富士化工株式会社	前田90番地					○					300
130	マルスン駿河企業アパート	依田橋町9番34号					○					140

市が開設する風水害時の避難場所 一覧

令和 5 年 1 月作成



早期避難場所

台風が発生や大雨により、市内で河川洪水や土砂災害などの災害が発生する可能性がある場合に、**風雨が強まる前の早い段階**で以下の地区まちづくりセンター及び小学校を「早期避難場所」として開設します。

※早期避難場所は、土砂災害の「緊急避難場所」も兼ねています。

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原まちづくりセンター	高嶺町6-3	- m	0.3 m	1.0 m	- m	- m	富士駅北まちづくりセンター	平垣本町6-13	1.5 m	- m	- m	- m	- m
伝法まちづくりセンター	伝法2743-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士駅南まちづくりセンター	横割1-4-15	0.7 m	- m	- m	- m	- m
今泉まちづくりセンター	今泉7-12-37	- m	- m	- m	- m	- m	田子浦まちづくりセンター	中丸232	2.7 m	0.4 m	- m	- m	- m
青葉台まちづくりセンター	一色288-4	- m	- m	- m	- m	- m	富士南まちづくりセンター	森下52-1	1.3 m	- m	- m	- m	- m
吉永まちづくりセンター	比奈1447-1	- m	- m	- m	- m	1.7 m	岩松北まちづくりセンター	岩本88-1	2.4 m	- m	- m	- m	- m
元吉原まちづくりセンター	大野新田744-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士川まちづくりセンター	岩淵121	- m	- m	- m	- m	- m
須津まちづくりセンター	中里1143-1	- m	- m	- m	- m	- m	松野まちづくりセンター	南松野1792-2	- m	- m	- m	- m	- m
浮島まちづくりセンター	西船津215-2	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡まちづくりセンター	久沢836-1	- m	- m	- m	- m	- m
原田まちづくりセンター	原田485	- m	- m	- m	- m	- m	広見まちづくりセンター	石坂470-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士見台まちづくりセンター	富士見台6-1-1	- m	- m	- m	- m	- m	天間まちづくりセンター	天間1106-1	- m	- m	- m	- m	- m
神戸まちづくりセンター	三ツ沢600-1	- m	- m	- m	- m	- m	丘まちづくりセンター	厚原2099-14	- m	- m	- m	- m	- m
大淵まちづくりセンター	大淵2885-4	- m	- m	- m	- m	- m	吉永第二小学校	鶴無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m

※岩松まちづくりセンター、富士北まちづくりセンター、吉永北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。

岩松まちづくりセンター：富士川の想定浸水深が3.9m（2階床面以上）、富士北まちづくりセンター：潤井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンター：赤淵川の家屋倒壊危険ゾーン内



緊急避難場所

【富士川洪水】

富士川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される9地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※富士川の洪水浸水想定地区：富士駅北、富士北、富士駅南、田子浦、富士南、岩松、岩松北、富士川、松野

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
富士見中学校・高等学校	平垣町1-1	2.0 m	- m	- m	- m	- m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	岩松小学校	松岡850	4.0 m	- m	- m	- m	- m
富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m	富士川第一小学校	岩淵107	- m	- m	- m	- m	- m
富士第二小学校	横割1-8-1	0.6 m	- m	- m	- m	- m	富士川第二小学校	北松野1959	- m	- m	- m	- m	- m
富士南小学校	宮下551	1.0 m	- m	- m	- m	- m	富士川第二中学校	北松野1963-6	- m	- m	- m	- m	- m
富士南中学校	森島550	1.1 m	- m	- m	- m	- m							

※岩松中学校、富士川第一中学校、富士川体育館は、河川洪水による危険性が高い施設（家屋倒壊危険ゾーン内）のため、富士川の洪水警戒時には開設しません。



緊急避難場所

【潤井川洪水】

潤井川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される10地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※潤井川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今泉、富士駅北、富士北、田子浦、岩松北、鷹岡、天間、丘

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡小学校	久沢2-3-1	- m	- m	- m	- m	- m
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	天間小学校	天間50	- m	0.7 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	丘小学校	厚原2075	- m	- m	- m	- m	- m



緊急避難場所

【小潤井川洪水】

小潤井川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される3地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※小潤井川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今泉

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第三中学校	比奈2126	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原中学校	鈴川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m							

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉永第二小学校	鶴無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
吉原北中学校	原田2259	- m	- m	- m	- m	- m	元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m
吉永第一小学校	比奈1431	- m	- m	- m	- m	0.8 m	元吉原中学校	鈴川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m
吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
富士市立高等学校	比奈1654	- m	- m	- m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m	吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m

施設名	住所	想定浸水深					施設名	住所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
富士西公園駐車場	入山瀬772-1	- m	- m	- m	- m	- m	時之栖富士 エスプラットフジスパーク	大淵325-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野212-11	- m	- m	- m	- m	- m	吉原工業高等学校 第二体育館西側駐車場	比奈2300	- m	- m	- m	- m	- m
富士市総合運動公園駐車場A	中野671	- m	- m	- m	- m	- m							

幹線避難路設定状況

広域避難地	路線番号	種別	路線名	決定延長(m)	関連指定避難場所	緊急輸送路種別
中央公園	45-2	市道	田子浦伝法線	870	富士第二小	1
	45-3	市道	田子浦伝法線	370	富士第二小	1
	174	県道	富士停車場線	710	富士第二小	4
	174	県道	富士停車場線	155	富士第二小	-
	1	市道	臨港富士線	1200	富士中央小、富士第一小、富士中、富士高	3
	1	市道	臨港富士線	980	吉原小	3
	35	市道	中島林町線	555	富士中	3
	54-1	市道	本市場大淵線	485	富士中央小、富士高	3
	54-1	市道	本市場大淵線	395	富士第一小	-
	55	市道	五味島岩本線	560	富士中央小、富士高	3
	353	県道	田子の浦港富士インター線	1115	伝法小、吉原第一中	1
原田公園	34-1	市道	左富士臨港線	550	今泉小、吉永第一小、吉原東中、富士市立高	4
	34-2	市道	左富士臨港線	415	今泉小、吉永第一小、吉原東中、富士市立高	4
	2	市道	吉原沼津線	1320	吉永第一小、吉原東中、富士市立高	3
広見公園	34-3	市道	左富士臨港線	235	岳陽中、丘小	1
	34-3	市道	左富士臨港線	155	岳陽中、丘小	3
	34-3	市道	左富士臨港線	870	広見小、青葉台小	4
	34-3	市道	左富士臨港線	1085	青葉台小	-
	34-3	市道	左富士臨港線	245	丘小	-

* 指定避難所から広域避難地までの間の幅員15m以上の現道が整備されている箇所を抽出

避難場所（津波避難場所）案内板設置場所及び構造図

1. 設置場所

地区名	設置場所	地区名	設置場所
吉原	吉原中央駅	富士駅北	県富士総合庁舎
吉原	住吉公園	富士駅北	中央公園
吉原	南町公園	岩松北	湯沢平公園
吉原	市立富士体育館	田子浦	田子浦荘
吉原	津田第2公園	田子浦	新浜公会堂
吉原	島田公園	田子浦	港中央公園
吉原	八代公園	田子浦	柳島公園
吉原	富士市立中央病院	田子浦	宮島新田公園
伝法	富士商工会議所	田子浦	助六公園
伝法	富士市薬剤師センター	田子浦	中丸おか公園
今泉	吉原忠霊塔	田子浦	中丸小須公園
今泉	和田町公園	田子浦	ふじのくに田子浦みなと公園
今泉	御殿町公会堂	田子浦	浜田公園
今泉	左富士バス停	田子浦	田子区公会堂
原田	岳南原田駅	田子浦	鮫島区公会堂
吉永	岳南比奈駅	田子浦	前田区公会堂
吉永	玉泉寺境内	田子浦	前田新田区公会堂
元吉原	J R 吉原駅	田子浦	田子の浦漁業協同組合
元吉原	鈴川港公園	富士駅南	J R 富士駅南交差点北
元吉原	富士と港の見える公園	富士南	千鳥町公会堂
元吉原	鈴川木之元神社	富士南	早川橋交差点南
元吉原	今井町公園	富士南	富士見ヶ丘早川団地
元吉原	桧町児童遊び場	富士南	市営四軒屋団地
元吉原	J R 東田子の浦駅	富士南	クリーンセンターききょう入口
元吉原	淡島神社（田中町公会堂）	富士南	道の駅富士下り側
元吉原	柏原保育園	富士南	道の駅富士上り側
元吉原	毘沙門天南	富士南	三四軒屋緑道
元吉原	砂山公園	鷹岡	富士市商工会鷹岡事務所
元吉原	三新田公園	鷹岡	J R 入山瀬駅
元吉原	西柏原新田公園	鷹岡	鷹岡市民プラザ
元吉原	鈴川5丁目公会堂	富士川	J R 富士川駅
須津	浮島工業団地		
須津	岳南須津駅		
広見	大淵街道広見町入口交差点		
広見	石坂市営住宅バス停横		
富士見台	富士見台入口交差点		
富士北	松本公会堂北側（板のみ）	合計	68ヶ所

2. 構造図

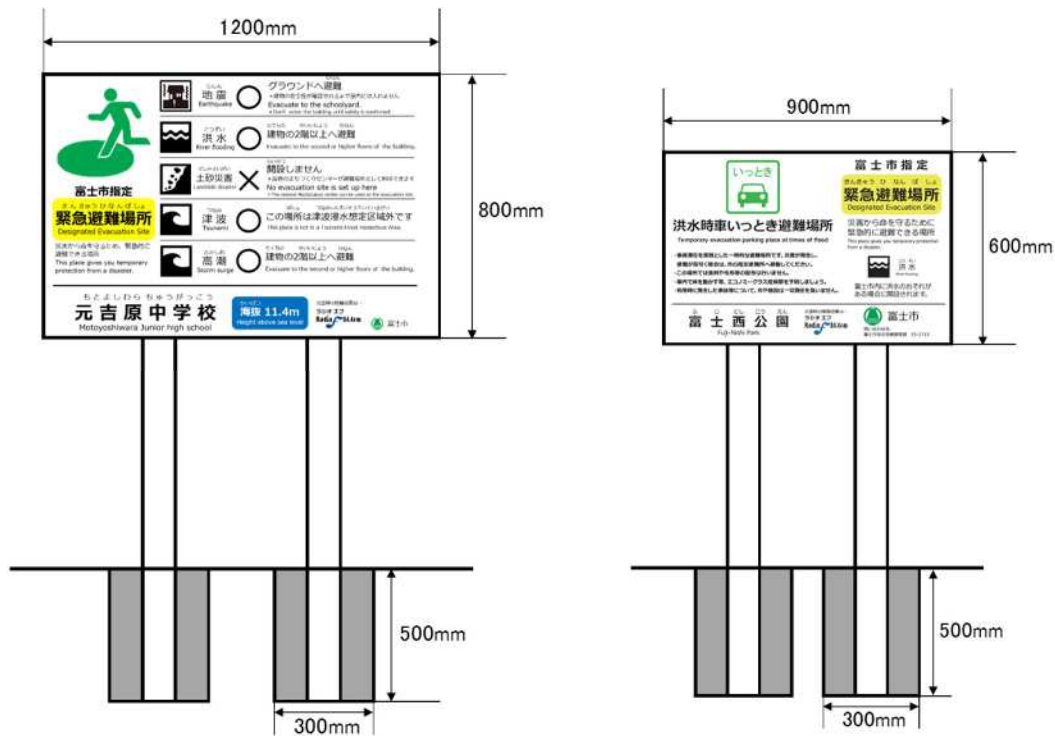


避難場所標示板設置数及び構造図

1. 設置場所

避難場所設置箇所 73箇所

2. 構造図



資料 7-11

避難場所誘導標示板設置数及び構造図

1. 設置数

旧富士市域・・・107

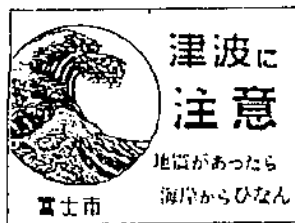
2. 構造図



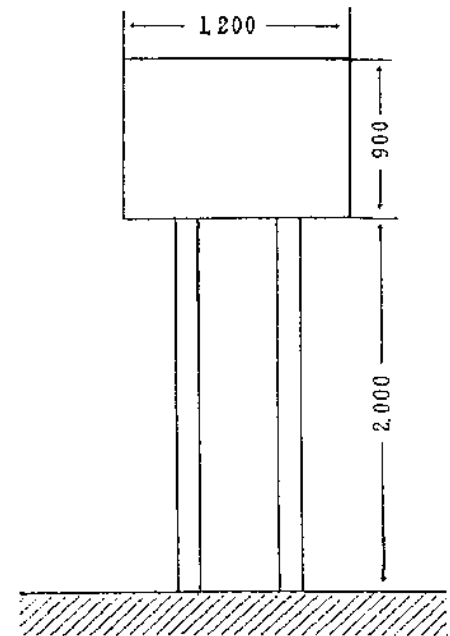
津波警告標識設置数及び構造図

1. 設置場所

設置場所		箇所数
吉原側海岸	国土交通省管轄分（富士海岸出張所）	9
〃	静岡県管轄分（田子の浦港管理事務所）	5
富士側海岸	国土交通省管轄分（富士海岸出張所）	12
〃	静岡県管轄分（田子の浦港管理事務所）	1
計		27箇所



2. 構造図



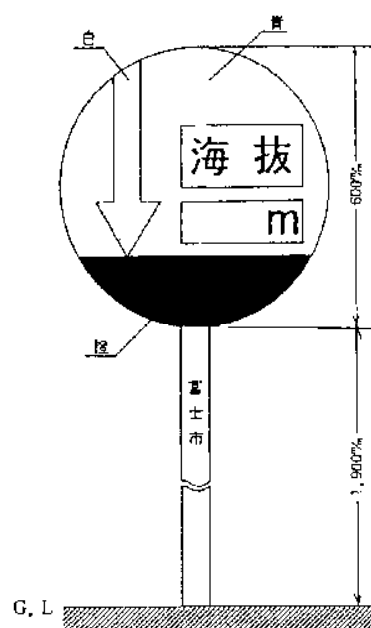
資料 7-13

海拔標示板設置数及び構造図

1. 設置場所

海拔標示板設置箇所 1,677 箇所

2. 構造図



(施設・コンビニ・電柱用)

(屋外用)

海拔標示板設置箇所

地区名	海拔(m)	海 拔 地 点
吉原地区	8.4	市役所前
	7.4	救急医療センター
	4.8	津田正宝稲荷
	5.5	吉原小学校
	5.2	津田第一公園
	4.4	昭和自動車学校南側交差点
	3.9	吉原1丁目日産北側交差点
	4.0	岳南富士地方卸売市場西側入口
今泉地区	4.1	和田町2丁目公会堂
	3.6	新橋町公会堂
	3.3	依田橋左富士神社
	2.3	岳南排水路管理事務所
	3.4	今泉小学校
	3.1	田中商店前交差点
	2.5	ジヤトコ南側交差点
	4.0	依田橋公園
原田地区	3.8	日本大昭和板紙吉永体育館入口
吉永地区	4.9	富士岡花守町公会堂
	3.8	岳鉄比奈駅
	3.3	堤倉庫前交差点
	8.7	吉原東中学校
元吉原地区	3.8	東球場
	4.9	中央消防署臨港分署
	4.7	吉原駅南公園
	9.1	鈴川町3木之元神社
	10.1	毘沙門天入口公会堂
	11.4	鈴川幼稚園
	13.7	元吉原まちづくりセンター
	2.8	大野町公会堂
	11.9	柏原保育園
	12.5	柏原町2公会堂
	12.3	柏原町1公会堂
	4.2	高木産業正門前
	7.8	田中町米之宮神社
	4.8	消防第10分団詰所
	14.8	今井本町公園
	13.8	鈴川浜町公園
	18.0	鈴川町5集会所
	3.5	J R 吉原駅北口

地区名	海拔(m)	海 拔 地 点
須津地区	7.7	中里町2稲荷神社
	10.3	川尻町1御堂前
	9.2	増川町2氏子会館
	8.5	中里町2沼津線入口交差点
	17.7	須津小学校
	12.5	神谷向田橋東側
	3.6	江尾町1岳鉄踏切東側
	2.8	岳鉄江尾駅
	3.7	羽田溶接工業東側交差点
	3.8	川尻町2南側交差点
浮島地区	1.9	浮島工業団地
10.3	浮島町2浅間神社	
田子浦地区	4.0	田子浦中学校
	8.6	新浜金比羅神社
	3.7	江川山王神社
	6.8	旧浜幼稚園
	3.9	カーフェリー発着所跡
	4.4	前田バス停東側
	5.4	日本製紙富士工場南側交差点
	6.2	柳島公園
	4.1	新浜公会堂北側交差点
	3.7	田子浦荘東側交差点
4.5	田子浦小学校	
富士南地区	4.1	デイサービスセンターそてつ南側交差点
	8.9	富士南中学校
	9.1	富士南小学校
	3.7	千鳥町公会堂
	9.3	三四軒屋八大龍王神社
	7.9	西宮島万太郎塚橋東側
	7.9	西宮島宮野榎包(有)西側
	8.1	道の駅西側交差点
	6.2	金属工業団地三立ハウス北側交差点
	3.3	クリーンセンターききょう
3.4	富士見ヶ丘早川団地	
3.3	ポリプラ富士工場正門前	

◎市有施設等

地点	海拔(m)	海拔地点
●市庁舎等		
1 市役所	7.6	庁舎南側道路
2 消防防災庁舎	7.6	庁舎南側道路
3 中央病院	9.3	正面入口付近
●まちづくりセンター		
4 吉原まちづくりセンター	6.4	入口西側道路交差点
5 伝法まちづくりセンター	21.4	入口北側道路
6 今泉まちづくりセンター	12.3	入口北東側道路交差点
7 神戸まちづくりセンター	147.2	入口西側道路交差点
8 広見まちづくりセンター	79.8	入口東側道路交差点
9 青葉台まちづくりセンター	104.0	入口南側道路交差点
10 元吉原まちづくりセンター	13.2	入口北側道路交差点
11 須津まちづくりセンター	18.4	玄関付近
12 浮島まちづくりセンター	7.0	入口西側道路交差点
13 吉永まちづくりセンター	7.4	入口西側道路交差点
14 吉永北まちづくりセンター	200.2	入口東側道路交差点
15 原田まちづくりセンター	13.2	入口南側駐車場
16 富士見台まちづくりセンター	96.6	入口西側道路交差点
17 大淵まちづくりセンター	227.0	入口南側道路交差点
18 富士駅北まちづくりセンター	14.1	入口東側道路交差点
19 富士北まちづくりセンター	13.1	(西側)入口北側道路交差点
20 富士駅南まちづくりセンター	11.4	駐車場東側入口道路交差点
21 田子浦まちづくりセンター	3.0	入口西側道路交差点
22 富士南まちづくりセンター	8.3	入口東側道路
23 岩松まちづくりセンター	23.6	入口東側道路交差点
24 岩松北まちづくりセンター	20.8	入口西側道路
25 鷹岡まちづくりセンター	73.4	北西側道路交差点
26 天間まちづくりセンター	86.0	正面入口道路
27 丘まちづくりセンター	88.9	入口北側道路交差点
28 富士川まちづくりセンター	42.7	北側駐車場
29 松野まちづくりセンター	48.0	入口東側道路
●小学校		
30 吉原小学校	5.2	正門東側交差点
31 伝法小学校	21.4	正門北側道路
32 今泉小学校	3.2	正門西側道路
33 神戸小学校	151.9	正門西側道路
34 広見小学校	79.8	正門付近
35 青葉台小学校	104.0	正門西側道路交差点
36 元吉原小学校	12.9	西側門付近
37 須津小学校	19.3	正門北側道路交差点
38 東小学校	6.4	正門東側道路
39 吉永第一小学校	7.4	正門西側道路交差点
40 吉永第二小学校	200.2	正門東側道路交差点
41 原田小学校	13.2	正門入口西側駐車場
42 富士見台小学校	114.7	正門東側道路
43 大淵第一小学校	243.4	正門入口東側道路交差点
44 旧大淵第二小学校	493.6	正門西側道路
45 富士第一小学校	13.7	正門南側道路
46 富士第二小学校	11.4	正門北側道路
47 富士中央小学校	13.0	正門東側道路交差点
48 田子浦小学校	3.7	正門南側道路
49 富士南小学校	8.5	正門北側道路

地点	海拔(m)	海拔地点
50 岩松小学校	23.6	正門南側道路交差点
51 岩松北小学校	19.5	正門東側交差点
52 鷹岡小学校	54.1	正門南側道路交差点
53 天間小学校	65.0	正門北側道路
54 丘小学校	77.2	正門南側道路
55 富士川第一小学校	43.6	正門北側道路交差点
56 富士川第二小中一貫校松野学園	53.2	正門西側道路交差点
●中学校		
57 吉原第一中学校	7.9	正門北側道路
58 吉原第二中学校	25.7	正門南側道路
59 吉原第三中学校	34.5	正門付近
60 元吉原中学校	11.4	正門北側道路
61 吉原東中学校	7.8	正門北側道路
62 須津中学校	23.4	正門西側道路
63 大淵中学校	251.5	正門西側道路
64 富士中学校	16.8	正門南側道路
65 富士南中学校	9.7	正門北側道路
66 田子浦中学校	3.9	正門南側道路
67 岩松中学校	25.2	正門東側道路
68 鷹岡中学校	70.6	正門付近道路
69 岳陽中学校	84.4	正門南側道路
70 吉原北中学校	153.6	正門南側交差点
71 富士川第一中学校	22.5	正門西側道路
72 富士川第二小中一貫校松野学園	49.4	正門北側道路
●保育園		
73 第一保育園	7.4	北西側道路交差点
74 第二保育園	15.7	妙延寺南東側交差点
75 第三保育園	21.4	正門付近道路
76 柏原保育園	8.3	北側入口道路
77 杉の木保育園	25.6	北側道路
78 広見保育園	109.8	園庭中央付近
79 中野保育園	212.1	東側道路交差点
80 蓼原保育園	7.1	南側道路
81 南保育園	10.3	駐車場北側道路交差点
82 浜保育園	11.9	鮫島公会堂付近
83 なかじま保育園	16.9	東側道路
84 岩本保育園	67.6	南西側道路交差点
85 森島保育園	13.9	北西側道路
86 鷹岡保育園	38.4	園内北西隅
87 厚原保育園	62.4	東側道路
88 浅間保育園	63.5	北西側道路交差点
89 てんま保育園	64.6	北東側道路
90 岩淵保育園	40.7	北西側道路交差点
●幼稚園		
91 昭和幼稚園	6.6	北東側道路
92 原田幼稚園	15.4	北東側道路
93 旧大淵幼稚園	243.8	南側入口道路
94 田子浦幼稚園	3.4	南側入口道路
95 岩松幼稚園	23.2	南西側道路交差点
96 天間幼稚園	101.7	東側道路
97 富士川第一幼稚園	43.6	東側道路
●小規模保育事業所		
98 みなみっこ	8.2	東側道路

地点	海拔(m)	海拔地点
●消防署・分署・分団		
99 西消防署	16.5	東側道路付近
100 臨港分署	4.4	吉原駅南口付近道路
101 吉永分署	8.0	西側道路交差点
102 大淵分署	189.9	西側道路
103 鷹岡分署	78.3	南側道路(大月線)
104 南分署	10.4	敷地内南西隅
105 富士川分署	36.2	東側道路
106 第1分団(御幸町)	5.3	北側道路交差点
107 第2分団(津田)	5.1	西側道路交差点
108 第3分団(伝法)	21.4	北側道路
109 第4分団(今泉2)	3.2	西側道路
110 第5分団(今泉7)	12.9	西側道路
111 第6分団(三ツ沢)	147.2	北側道路
112 第7分団(原田)	13.5	南側道路
113 第8分団(比奈)	6.8	南側道路
114 第9分団(中里)	10.7	北側道路
115 第10分団(今井)	4.2	北側道路
116 第11分団(鶉無ヶ淵)	228.6	東側道路
117 第12分団(大淵)	243.4	東側中野交差点
118 第13分団(本市場)	13.7	北側道路
119 第14分団(本市場)	10.4	西側道路
120 第15分団(本市場新田)	15.3	北側道路
121 第16分団(横割)	12.8	西側道路
122 第17分団(中丸)	3.9	北側道路
123 第18分団(鮫島)	2.7	北側道路
124 第19分団(松岡)	21.1	西側道路
125 第20分団(岩本)	22.1	西側道路交差点
126 第21分団(鷹岡本町)	39.8	西側道路交差点
127 第22分団(厚原)	62.3	西側道路
128 第23分団(久沢)	73.6	西側道路
129 第24分団(天間)	86.0	南側道路交差点
130 第25分団(石坂)	75.8	南側道路交差点
131 第26分団(森下)	9.7	南側道路
132 第27分団(中之郷)	17.9	西側道路
133 第28分団(岩淵)	44.1	北側道路
134 第29分団(木島)	46.4	東側道路
135 第30分団(南松野)	48.7	北側道路
136 第31分団(北松野)	67.6	西側道路
●福祉施設等		
127 フィランセ	11.0	正面入口道路
138 福祉キャンパス	339.8	正面入口付近
139 こども発達センター	99.3	南西側道路
●教育・スポーツ施設等		
140 富士市立高等学校	25.3	正門南側道路
141 中央図書館	7.5	東側道路
142 西図書館	15.0	東側道路
143 東図書館	7.7	南側道路
144 富士文庫	86.0	北西側道路交差点
145 少年自然の家	500.3	東側道路
146 博物館	91.7	正面入口付近道路

地点	海拔(m)	海拔地点
147 看護専門学校	13.4	正面入口南側付近
148 富士川学校給食センター	36.5	北側道路
149 市立体育館	5.5	正面入口西側道路
150 富士体育センター	176.9	正面入口付近
151 富士川体育館	35.4	正面入口北側道路
152 富士球場	161.6	グラウンド中央付近
153 東球場	3.4	正面入口付近
154 マリンプール	10.6	駐車場
●公園等		
155 中央公園	12.2	南側道路
156 広見公園	77.7	南側道路
157 原田公園	13.0	南側道路
158 富士西公園	95.4	管理棟付近
159 吉原公園	4.8	公園橋北側広場
160 岩本山公園	155.6	入口西側駐車場
161 竹採公園	24.8	駐車場南側道路
162 浮島ヶ原自然公園	1.0	駐車場西側
163 厚原スポーツ公園	64.8	駐車場入口東側道路
164 総合運動公園	189.5	北側駐車場
吉原市民広場	5.2	東側道路
165 米の宮公園	12.0	東側道路
166 中之郷幸町公園	15.8	北側道路
167 富士松野公園	53.2	北側道路
168 横割公園	7.2	園内東側
169 雁スポーツ広場	31.0	東側道路
170 鬼ヶ島公園	3.5	西側道路
171 広見桜公園	88.1	南側道路
172 江尾公園	2.7	園内東側
173 和田川公園	4.4	北側道路
174 柳島公園	5.3	公園内南側
●その他の施設等		
175 共立蒲原総合病院	42.7	正面入口付近
176 ロゼシアター	11.9	北側道路
177 ふじさんめっせ	7.0	正面入口付近
178 ラホール富士	7.1	西側道路
179 富士市交流プラザ	15.0	西側道路
180 ステーションプラザ富士	6.8	北側駐車場
181 ふれあいホール	23.6	北側道路付近
182 岳南富士地方卸売市場	3.6	西側入口付近
183 富士川楽座	56.1	東名上り線サービスエリア内
184 社会福祉センター広見荘	78.7	北側道路
185 社会福祉センター田子浦荘	2.7	南側道路
186 社会福祉センター東部市民プラザ	3.4	北側道路
187 環境クリーンセンター	140.7	正面入口付近道路
188 クリーンセンターききょう	4.2	正面入口付近
189 東部浄化センター	3.6	北側道路
190 西部浄化センター	3.3	正面入口付近
191 吉原下終末処理場	3.9	正面入口北側道路
192 富士市斎場	121.3	東側道路付近
193 道の駅富士	7.6	上り線駐車場

◎市有施設以外

地点	海拔(m)	海拔地点
●保育園		
1 えのき保育園	12.1	東側道路
2 ひな保育園	12.3	医王寺北側道路
3 みどりご保育園	25.5	北東側道路交差点
4 愛生保育園	25.1	南側道路
5 岩松保育園	26.6	学校橋付近交差点
6 わかくさ保育園	3.7	園舎北側
7 伝法保育園	47.4	東側道路付近
8 緑ヶ丘保育園	39.4	東側道路付近
9 中里保育園	30.6	北西側道路付近
10 富士見台リズム保育園	125.2	東南側道路付近
11 富士保育園	16.0	南側道路付近
12 富士わかば保育園	104.2	東側道路付近
13 富士さくら保育園	10.1	西側道路付近
14 松岡保育園	19.0	北東側道路付近
●幼稚園等		
15 すみれ認定こども園	15.7	北側道路
16 たかおかこども園	65.8	南側駐車場付近
17 認定こども園みのる幼稚園	96.0	北側道路
18 するが幼稚園	159.0	東側道路
19 神戸幼稚園	123.9	北東側道路交差点
20 富士光明幼稚園	35.4	北東側道路交差点
21 認定こども園鈴川幼稚園	11.4	東側道路交差点
22 認定こども園さくら台幼稚園	28.0	西側道路交差点
23 吉原聖母幼稚園	5.1	南側道路付近
24 認定こども園わかば幼稚園	93.4	南側道路付近
25 ゆきよし幼稚園	7.2	東側道路付近
26 認定こども園曙幼稚園	5.5	東側道路付近
27 藤田幼稚園	279.5	東側道路付近
28 いまいずみ幼稚園	3.0	南側道路
29 認定こども園須津幼稚園	13.3	南側道路
30 認定こども園富士ふたば幼稚園	12.1	東側道路付近
31 富士中央幼稚園(認こ)	10.1	西側道路付近
32 富士リズム幼稚園	52.8	北側道路付近
33 認定こども園富士見台リズム	154.4	東側道路付近
34 岩松保育園(認こ)	26.6	学校橋付近交差点
●高等学校		
35 県立富士高等学校	15.1	正門南側道路
36 県立富士東高等学校	87.7	グラウンド中央南側付近
37 県立吉原高等学校	33.1	西側通用門付近
38 県立吉原工業高等学校	88.8	グラウンド中央付近
39 富士見高等学校	15.3	正門南側道路
●駅		
40 J R新富士駅	6.6	南側出入口付近
41 J R吉原駅	4.1	北側出入口付近
42 J R東田子浦駅	8.9	六王子神社南側道路
43 J R富士駅	13.4	北口付近
44 J R富士川駅	17.4	東側道路
45 J R柚木駅	19.2	北側道路
46 J R堅堀駅	17.9	西側道路
47 J R入山瀬駅	45.4	南側道路交差点

地点	海拔(m)	海拔地点
48 J R富士根駅	70.9	南側道路交差点
49 岳南吉原駅	4.3	東側駐車場付近
50 岳南ジャトコ前駅	5.0	南側道路
51 岳南吉原本町駅	4.3	北側道路付近
52 岳南本吉原駅	4.0	北側道路
53 岳南原田駅	5.3	北側道路
54 岳南比奈駅	3.6	北側出入口付近
55 岳南須津駅	13.1	東側道路付近
56 岳南神谷駅	13.3	南側道路
57 岳南江尾駅	2.8	北側駐車場付近
●警察署交番等		
58 富士警察署	3.3	南側道路
59 吉原駅前交番	4.4	北側道路
60 御幸町交番	5.2	西側道路
61 広見町警察官駐在所	85.8	西側道路
62 松野駐在所	48.0	北側道路
63 新富士駅前交番	6.7	東側パーキング
64 西富士交番	21.1	西側道路
65 鷹岡交番	73.5	北側道路(大月線)
66 中野町交番	243.4	南側道路
67 天間警察官駐在所	67.3	南側道路
68 伝法交番	21.4	北側道路
69 東警察官駐在所	4.7	北側道路
70 柏原警察官駐在所	8.9	南側道路
71 比奈警察官駐在所	7.4	北側道路
72 富士駅前交番	13.6	北側パーキング
73 須津交番	10.7	南側道路
74 駅南交番	12.8	西側道路
75 富士川交番	22.5	西側道路
●J A		
76 J Aふじ伊豆富士中央支店	7.1	青島200番地の1
77 J Aふじ伊豆元吉原支店	3.7	田中新田262番地の1
78 J Aふじ伊豆須津支店	18.4	中里1143番地の2
79 J Aふじ伊豆原田支店	13.5	原田178番地の1
80 J Aふじ伊豆今泉支店	3.8	今泉2丁目6番47号
81 J Aふじ伊豆富士北支店	116.5	一色500番地の11
82 J Aふじ伊豆島田支店	4.4	荒田島8番地の1
83 J Aふじ伊豆伝法支店	18.9	伝法2800番地の1
84 J Aふじ伊豆大淵支店	240.0	大淵2892番地の5
85 J Aふじ伊豆鷹岡支店	43.1	鷹岡本町1番3号
86 J Aふじ伊豆天間支店	72.2	天間642番地の1
87 J Aふじ伊豆丘支店	73.4	厚原2312番地の7
88 J Aふじ伊豆吉永支店	8.3	比奈1448番地
89 J Aふじ伊豆富士支店	11.8	水戸島187番地の1
90 J Aふじ伊豆堅堀支店	16.5	松本12番地の1
91 J Aふじ伊豆田子浦支店	3.5	中丸758番地の1
92 J Aふじ伊豆岩松支店	25.5	松岡2431番地の2
93 J Aふじ伊豆橋下支店	20.1	松岡1078番地
94 J Aふじ伊豆富士川支店	19.5	中之郷724

	地点	海拔(m)	海拔地点		地点	海拔(m)	海拔地点
	●ミニストップ						
95	富士岩本店	141.2	岩本819-1	140	富士市伝法上中	23.5	伝法1579-1
96	富士岩淵店	20.9	岩淵777番2	141	富士市伝法片宿	39.7	伝法片宿883-1
97	富士宮島店	10.2	宮島183-1	142	富士市長沢	27.2	厚原字長沢351-13
98	富士錦町店	7.1	錦町1-12-18	143	富士市永田町	9.6	永田町2丁目75
99	富士厚原店	82.0	厚原字横道下1244-1	144	富士市原田	6.3	宇東川東町2-38
100	富士広見店	90.1	広見本町2番1号	145	富士市比奈	7.1	比奈1289-2
101	富士今泉店	24.4	今泉4丁目5番11号	146	富士市富士川駅前	8.1	中之郷775-1
102	富士青葉町店	11.1	青葉町95番	147	富士市富士見台	127.8	富士見台4丁目5番地
103	富士石坂店	41.8	石坂79-2	148	富士市平垣本町	14.9	平垣本町10番30号
104	富士中島店	16.4	中島105-1	149	富士市松岡	17.2	松岡1138-7
105	富士中里店	10.1	中里88-1	150	富士市松岡西	20.9	松岡1605番地4
106	富士津田町店	4.8	津田町146	151	富士市松岡南	17.2	松富町5
	●ファミリーマート			152	富士市三ツ倉	147.4	中野604-1
107	富士本吉原店	4.0	今泉1丁目14番32号	153	富士市水戸島1丁目	14.1	水戸島1丁目5-23
108	富士丘店	57.8	厚原591番地の1	154	富士市御幸町	2.3	御幸町4番1号
109	富士船津店	4.0	船津49-3	155	富士市柳島	7.1	柳島221-2
110	富士まつもと店	16.5	松本7番地1	156	富士市横割	11.1	横割2-1-2
111	富士富士川店	48.1	南松野2519番地の5	157	富士市吉原	7.1	吉原5丁目2-1
112	富士川成島店	4.0	川成島298	158	富士市四ツ家	21.1	松岡761-1
113	富士見台店	82.9	三ツ沢字越地352-8	159	富士バイパス	7.5	五貫島字五貫島115-1
114	富士柚木店	20.2	柚木140-1	160	富士緑町	6.3	緑町6-35
115	富士松岡店	21.2	松岡572-1		●ローソン		
116	富士岩松店	20.2	松岡字ニツ家58-2	161	富士元町店	14.8	元町16-23
117	富士日乃出町店	11.7	日乃出町126-1	162	富士伝法店	24.1	伝法2312-1
118	富士大淵店	204.5	大淵3579番42	163	富士依田橋店	2.9	依田橋218-1
119	宇東川東町店	13.0	宇東川東町9-29	164	富士今泉北店	2.3	今泉字高尾奈480-1
120	富士厚原店	77.2	厚原1359-1他	165	富士天間店	73.5	天間1411-4
121	大淵久保町店	127.8	大淵148他	166	富士今井店	2.7	今井430-3
	●セブンイレブン			167	富士宮島店	7.6	宮島611-1
122	富士川バイパス	50.0	北松野1742番1	168	富士津田店	5.9	津田264-4
123	富士川松野	59.2	北松野1325-1		●特別養護老人ホーム		
124	富士市青島町	7.7	青島町272	169	なかざと	3.6	中里2593-5
125	富士市青葉町	12.4	青葉町578		●就労継続支援事業所		
126	富士市厚原	61.6	厚原874-1	170	市民ふれあいバンク	20.4	宇東川西町8-39
127	富士市石坂	66.9	石坂字高林420-3	171	鷹身工芸社	85.9	久沢1018-4
128	富士市一色	92.6	今泉3005	172	竹の子	12.3	横割1-20-13
129	富士市今井	2.9	今井296-1	173	ふれあいショップ	17.9	松岡566-4
130	富士市今泉北	29.4	今泉町6-12-23	174	ふじひろみ	75.5	伝法510-5
131	富士市大淵	242.2	大淵3016-9	175	ひめな	20.2	比奈1376-1
132	富士市久沢	19.1	久沢50番5	176	まつぼっくり	13.6	大野新田744-25
133	富士市新橋町	3.3	新橋町3番6号	177	ふじばら作業所	64.8	中之郷4106-1
134	富士市須津	8.8	増川461-3				
135	富士市蓼原	9.1	蓼原89-3				
136	富士市津田町	5.1	津田町121-1				
137	富士市天間	103.9	天間1560-1				
138	富士市天間西	92.2	天間901番3				
139	富士市伝法	10.00	伝法3240-9				

緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表

会社（組合）名	住 所	連絡先	主要品名等
富士伊豆農業協同組合富士地区本部	青島200-1	5 1 - 2 1 2 1	米
(株) エ ン チ ョ ー 富 士 店	永田北町4-5	5 2 - 0 4 1 1	作業衣、生理用品、洗剤、履物、LPガス器具、日用品
(株) マ キ ヤ	大淵2373	3 6 - 1 0 0 0	漬物、缶詰、味噌、下着類、食器類、履物、LPガス器具等 下着類、乳児用品、食器類
ワタ寝具組合富士支部（薬科ふとん店）	比奈880-1	3 4 - 0 3 4 6	毛布、タオル、さらし
富 士 米 殻 卸 (株)	御幸町6-21	5 2 - 3 0 4 5	米
(一社)静岡県LPガス協会東部支部富士地区会	津田228-1	5 2 - 5 0 6 0	LPガス、LPガス器具
生活協同組合コープしずおか (ユーコープしずおか)	静岡市葵区呉服町 1-3-14 8F	054-272-6811	米、漬け物、味噌、醤油、下着類、軍手、ちり紙、なべ、茶わん、乾電池
(株) クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区 荏田西二丁目3-2	045-914-8161	米、漬物、味噌、毛布、下着類、タオル、おむつ、生理用品、マッチ、鍋、箸
(株) カ イ ン ズ	埼玉県本庄市 早稲田の杜1-21	0495-88-7100	生活必需品等
(株) 伊 藤 園	瓜島69-2	5 7 - 2 6 5 5	清涼飲料水等
(株) 静 鉄 ス ト ア	静岡県葵区末広町95	054-205-7010	米、漬物、味噌、毛布、下着類、タオル、おむつ、生理用品、マッチ、鍋、箸

会社（組合）名	住 所	連絡先	主要品名等
マックスバリュ東海(株)	静岡県駿東郡長泉町 下長窪303-1	053-581-7117	漬物、缶詰、味噌、毛布、シヤツ、日用品、食器類、履物等
王子コンテナ(株)富士工場	沼津市東原246	055-967-1000	段ボール製品
ウエルシア薬局(株)	東京都千代田区 外神田2-2-15	03-5209-5679	米、漬物、味噌、毛布、下着類、タオル、おむつ、生理用
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市 南区清水4501-1	025-371-4185	作業関係、日用品、飲料水、電気用品等
株 コーチョー	厚原字川窪295	7 1 - 2 6 1 0	オムツ、ペット用品(ネコ砂等)
イデシギョー(株)	島田町2-198	5 3 - 1 0 1 1	ティッシュ、トレットペーパー等
株 ホテイフーズコーポレーション	静岡市清水区 蒲原4-26-6	054-385-3131	缶詰、飲料水
株 タカラ・エムシー	静岡市駿河区小鹿 3丁目1番58号	054-654-5000	米、パン、菓子、惣菜等
富士木材(株)	大淵3800-8	3 6 - 1 1 8 8	ダンボール、簡易トイレ等
鈴木紙器(有)	原田1447-1	2 1 - 2 6 5 9	ダンボール
株 大 富	依田橋238-1	3 2 - 2 0 9 5	ダンボール
株 ケー・デー・エス	神奈川県厚木市 上依知2979-1	046-245-4848	パスタ、フェイスタオル、お風呂タオル
株 ナ フ コ	福岡県北九州市小倉 北区魚町2丁目6-10	093-521-5155	食料、飲料水、生活必需品、電気用品、暖房機器
U D リテール(株)	東京都江戸川区 北葛西4-14-1	03-5667-7545	食料品、飲食品、衣料品、日用生活品

会社(組合)名	住所	連絡先	主要品名等
大 興 製 紙 (株)	上横割10	6 1 - 2 5 0 0	タオルペーパー
コ ア レ ッ ク ス 信 栄 (株)	中之郷575-1	5 6 - 2 5 1 3	トイレットペーパー、ハ ンドタオル
(株) 大 村 総 業	五貫島886-3	6 1 - 3 3 9 3	ダンボールベッド、パー テーションほか
ア ス ト (株) A S B 事 業 部	今泉441-1	5 1 - 8 3 9 0	缶入りソフトパン、玄米 リゾット、新・備ENE BAR、パワーブースト ようかん

緊急物資集積場所

1. 統括場所

施設の名 称		富士市産業交流展示場（通称：ふじさんめっせ）
所在地	地 所 番 者	富士市柳島189-8 富 士 市 長
施設の状 況	屋 内 施 設	展示面積 3,840㎡（南北40m×東西96m） 天井高 9～12m 分割利用可
連 絡 方 法		・一般加入電話 ・富士市MCA無線
連 絡 場 所		管理事務所
駐 車 場		有
夜 間 照 明 施 設		有
平 面 図		下 記 参 照



緊急物資集積場所

※富士市産業交流展示場の代替・補完施設

1. 場所

施設 の 名 称		岳南富士地方卸売市場
所在地	地 番 所 有 者	富士市田島100 富士中央青果株式会社
施設の 状 況	屋 内 施 設	売場面積 2,506㎡（南北40m×東西78m）
連 絡 方 法		・一般加入電話
連 絡 場 所		管理事務所
駐 車 場		有
夜 間 照 明 施 設		有
平 面 図		下 記 参 照



応 急 給 水 計 画

1. 計画作成の主旨

この計画は、警戒宣言から地震が発生するまでの間に実施すべき事項及び、突然地震が発生し上水道施設が被害を受けた場合、市民生活に欠くことの出来ない必要最小限度の飲料水の確保と、応急給水について必要な事項を定める。

2. 警戒宣言発令時の対応

(1) 緊急貯水

市民が飲料水を汲みおきすることに伴う一時的な水需要の増量に備え、施設のフル稼働を行い、飲料水の供給を確保・継続する。

(2) 施設点検及び工事の中止

二次災害を防止するため、滅菌用次亜塩素酸ソーダの安全保管の処置等、緊急遮断弁等水道施設（別表 2、3）の点検及び配水池等、取水拠点の水量把握並びに水道施設に係る工事中断の指示及び確認を行う。

(3) 資機材等の確保

応急給水に使用する給水用器具等の点検確認及び運搬給水の準備体制の確立。

(4) 市民への広報

市同報無線を通じ、飲料水の応急貯水及び自主防災組織が管理する浄水機等、給水用器具等の点検・作動の確認等、応急給水体制の準備を呼びかける。

(5) 簡易水道組合に対する要請

市内 11 の簡易水道組合に対し、応急給水活動の準備を要請する。（別表 5）

(6) 応急復旧に対する協力要請

災害発生後の応急復旧に関し、資材業者及び水道事業指定工事店協同組合に対し、協力を要請する。（別表 7、8）

3. 地震発生後の対応

(1) 応急給水の基本方針

応急給水は、飲料水が得られない者に対し、1人あたり1日3リットル（順次1人あたり1日100リットルを目標に増量をはかる）の飲料水及び医療救護に必要な飲料水の供給を目標に、仮設共用栓による通水が行われるまでの間は、取水拠点より運搬給水によって飲料水を供給するものとする。

なお、公共機関、水道指定工事店協同組合、建設業組合、民間団体及び自主防災組織等の応援を得て応急給水活動にあたる。

(2) 応急給水活動

地震発生後速やかに、上水道施設及び取水拠点の被害状況調査を行い、取水活動可能な施設より応急給水活動を開始する。

ア、取 水 拠 点

次の施設等を取水拠点とし、原水の確保を行うものとする。

なお、直ちに飲料水として適さない原水については、浄水機によりろ過滅菌し飲料水とする。

また、揚水井戸の電源については、供給協定締結店（別表 9）により発電機をチャーターし、稼働させるものとする。

また、市内 28 箇所の水源地等の自家発電機を稼働させる。（別表 4-1）

(ア) 上水道施設のうち、緊急遮断弁を設置した配水池及び自家発電機を設置した水源地（別表 1・4-1）

(イ) 県東駿河湾工業用水道厚原浄水場配水池又は原水池

(ウ) 学校プール揚水井戸（別表 4-2）

イ、給水箇所

給水箇所として次により区分する。

(ア) 特別給水箇所

医療救護計画に基づく救護施設

救護所 16 （資料 5-1（1））

救護病院 12 （資料 5-1（2））

(イ) 一般給水箇所

市指定避難地（資料 7-3、7-4、7-5）

ウ、運搬給水

運搬給水は、取水拠点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を使用し、上下水道部（上水道班）が市水道指定工事店協同組合の応援を得て給水箇所に設置される受水槽へ給水する。

この場合、受水槽から飲料水の各戸配布は自主防災組織に委ねるものとする。

なお、給水は特別給水箇所を最優先とし、一般給水箇所については段階的に実施するものとする。

エ、給水用器具等

給水活動に必要な器具等は、各地区防災拠点等（防災倉庫）に配備しておくものとする。

主な器具等

浄水機（動力・手動）

アルミタンク（1トン用）

運搬用キャンバス製水槽（1トン用）

受水用キャンバス製水槽（2トン用）

オ、拠点給水

拠点給水は、配水施設のうち、地震発生後使用可能な施設より仮設配水管を布設、仮設給水栓を設置し、飲料水を供給する。（別表 6）

この場合、地震発生後、概ね 8 日を目途に設置するよう努める。

なお、水道施設の損壊箇所が修復され通水が行われるまでの間は、取水拠点及び仮設共用栓より運搬給水を継続するものとする。

(3) 災害拠点及び受援体制

静岡県富士総合庁舎及び水道施設が災害で被災し、大規模な断水の発生に伴い市民の非常用飲料水の確保が困難となった場合、他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入拠点として富士市教育プラザ（※）の一部施設を使用する。

※『大規模災害時における応急給水及び応急復旧拠点として富士市教育プラザの使用に係る覚書』を富士市水道事業と富士市教育委員会の間で締結している。

車両及び資機材置き場として株式会社マルハン荒田島店南側の第 2 駐車場の施設を使用する。

※『大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書』を富士市水道事業、株式会社マルハン及び田子浦第一生コンクリート株式会社の間で締結している。

○他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入拠点として使用できる場所

(1) 富士市教育プラザ 1 階多目的室棟

(2) 富士市教育プラザ来客用駐車場部分の 2 分の 1

(3) 株式会社マルハン荒田島店第 2 駐車場

別表 1 地区別推定応急給水量及び取水拠点一覧表

地区名	人口 (人) R4.4.1	最小必要 飲料水量 (m ³) (1人1日3L)	応急給水量 (m ³) (1人1日20L)	仮設共用栓に よる給水量(m ³) (1人1日100L)	取水拠点		
					緊急遮断弁付配水池		その他
					名称	取水可能量(m ³)	
伝法	12,046	37	241	1,205	伝法配水池	850	
吉原	11,984	36	240	1,199	泉ヶ丘配水池	3,000	
今泉	12,519	40	251	1,252	泉ヶ丘配水池 泉ヶ丘配水池 舟久保配水池 八代町配水池	1,350 1,500 1,500 1,350	
原田	6,759	21	136	676			一部簡易水道区域
吉永	7,116	22	143	712			簡易水道区域
吉永北	2,776	9	56	278	桑崎配水池	500	
元吉原	7,447	23	149	745	元吉原1号配水池	700	
須津	10,796	33	216	1,080	神谷配水池	1,000	一部簡易水道区域
浮島	1,520	5	31	152			簡易水道区域
広見	12,322	37	247	1,233	神戸2号配水池	1,000	
青葉台	9,292	28	186	930			
神戸	3,728	12	75	373	富士団地高区配水池 今宮1号配水池 今宮3号配水池	1,250 200 1,250	
富士見台	5,905	18	119	591	富士団地低区配水池	1,000	
大淵	12,419	38	249	1,242	未広配水池 八王子配水池 曾比奈配水池 東片倉配水池 次郎長配水池	1,000 250 600 1,000 500	
富士駅北	12,611	38	253	1,262	岩松配水池 岩松配水池	1,750 1,350	
富士北	8,924	27	179	893	岩松配水池 岩松配水池 岩松第2配水池	1,750 1,500 1,000	
岩松	10,021	31	201	1,003			
岩松北	10,093	31	202	1,010			
田子浦	14,627	44	293	1,463			
富士駅南	11,972	36	240	1,198			
富士南	17,404	53	349	1,741			
鷹岡	12,480	38	250	1,248	鷹岡高区配水池 鷹岡中区配水池 鷹岡地区配水池 伝法地区配水池	500 1,250 3,000 3,000	
丘	13,733	42	275	1,374			工業用水厚原浄水場50,000m ³
天間	6,540	20	131	654	鷹岡高区2号配水池	1,000	
富士川	8,215	25	165	822	岩瀬配水池 吉津配水池	1,000 500	
松野	6,699	21	134	670	新松野配水池	1,000	
計	249,948	765	5,011	25,006		38,400	

別表2 上水道水源地(深井戸)一覧表

	施設名	県届出取水量 ³ /日		施設名	県届出取水量 ³ /日
1	神谷水源地	0	42	舟久保1号水源地	2,140
2	神谷2号水源地	860	43	舟久保2号水源地	2,600
3	神谷3号水源地	1,000	44	舟久保3号水源地	2,120
4	神谷4号水源地	1,100	45	吉小水源地	3,520
5	城山水源地	630	46	吉小予備	0
6	八王子1号水源地	800	47	川尻水源地	2,400
7	八王子2号水源地	360	48	鷹岡低区1号水源地	2,070
8	八王子3号水源地	1,000	49	鷹岡低区2号水源地	1,800
9	次郎長水源地	850	50	鷹岡低区3号水源地	1,500
10	富士本水源地	800	51	鷹岡中区1号水源地	1,160
11	大淵1号水源地	1,320	52	鷹岡中区2号水源地	2,070
12	大淵2号水源地	1,100	53	鷹岡中区3号水源地	2,070
13	大淵3号水源地	864	54	鷹岡中区4号水源地	1,680
14	大淵4号水源地	960	55	鷹岡中区5号水源地	2,110
15	大淵5号水源地	1,000	56	鷹岡中区6号水源地	1,100
16	大淵6号水源地	1,000	57	鷹岡中区7号水源地	1,010
17	曾比奈水源地	1,000	58	鷹岡高区1号水源地	900
18	落合水源地	950	59	鷹岡高区2号水源地	760
19	糺窪水源地	960	60	鷹岡高区3号水源地	1,000
20	久保町3号水源地	1,500	61	末広2号水源地	750
21	大久保水源地	500	62	岩松1号水源地	1,076
22	今宮1号水源地	650	63	岩松2号水源地	4,320
23	今宮2号水源地	850	64	岩松3号水源地	3,420
24	桑崎水源地	850	65	岩松4号水源地	4,320
25	桑崎2号水源地	1,056	66	岩松5号水源地	4,320
26	神戸1号水源地	1,000	67	岩松6号水源地	4,320
27	富士団1号水源地	1,680	68	岩松7号水源地	2,200
28	富士団2号水源地	2,160	69	岩松8号水源地	2,950
29	富士団3号水源地	2,020	70	岩松9号水源地	3,060
30	神戸2号水源地	2,000	71	岩松10号水源地	2,100
31	久保町水源地	900	72	岩松11号水源地	3,500
32	伝法1号水源地	3,600	73	岩松12号水源地	1,200
33	伝法2号水源地	2,400	74	岩松13号水源地	3,000
34	伝法3号水源地	2,640	75	岩松14号水源地	1,840
35	片倉水源地	1,200	76	久保町2号水源地	650
36	末広1号水源地	1,700	77	中之郷1号(東町)水源地	1,440
37	吉原1-1水源地	9,730	78	中之郷2号(日の出町)水源地	4,320
38	吉原1-2水源地	4,100	79	木島水源地	2,016
39	吉原2号水源地	1,100	80	木島2号水源地	1,008
40	吉原3号水源地	2,000	81	中野水源地	1,440
41	石坂水源地	2,640	82	新中野水源地	3,024
				合計	151,114

※県届出取水量は平均です

別表 4-1 自家発電機一覧表

◇非常用加圧ポンプ有 ◎送水ポンプ有 ●送水ポンプのみ (※その他は、水中ポンプのみ)

地区名	水源施設名	ポンプ機容量(A)	貯水量((A)×0.7)	ポンプ口径	ポンプ出力	ポンプ取水能力	揚程	深度	発電機出力
吉原	◇吉原1-1号水源地	537 m ³	376 m ³	250 mm	45 kw	420 m ³ /h	21 m	46 m	200 V 170 KVA
吉原	吉小水源地	—	—	150	45	210	48	80	200 V 85 KVA
吉原	●八代町配水池	—	—	—	—	—	—	—	200 V 250 KVA
伝法	伝法1号水源地	89	62	150	15	150	22	75	200 V 50 KVA
伝法	◇伝法2号水源地	181	127	125	55	120	90	130	400 V 200 KVA
今泉	◇舟久保1号水源地	156	109	150	22	126	36	151	200 V 70 KVA
神戸	◎今宮1号水源地	400	280	100	30	36	170	180	400 V 125 KVA
神戸	◇今宮2号水源地	64.2	45	80	22	42	120	202	200 V 70 KVA
神戸	●桑崎配水池	—	—	65	5.5	18	39	—	200 V 25 KVA
神戸	桑崎2号水源地	75	52.5	100	37	52.8	142	300	400 V 145 KVA
須津	◇川尻水源地	152	106	125	15	102	34	161	200 V 50 KVA
須津	◇神谷1号水源地	59	41	100	7.5	60	30	150	200 V 37 KVA
須津	神谷2号水源地	—	—	100	37	57	115	269	200 V 108 KVA
富士見台	富士団地2号水源地	297	208	125	37	102	90	120	400 V 125 KVA
大淵	次郎長水源地	—	—	100	37	42	163	253	200 V 100 KVA
大淵	◇大淵1号水源地	333	233	100	30	60	115	118	200 V 100 KVA
大淵	◇久保町1号水源地	23	16	80	11	24	80	110	200 V 50 KVA
大淵	久保町3号水源地	—	—	125	45	75	125	183	200 V 125 KVA
大淵	◇八王子2号水源地	58	41	65	18.5	18	151	180	200 V 75 KVA
大淵	●富士本水源地	—	—	80	37	38.4	244	316	200 V 80 KVA
岩松	◇岩松1号水源地	723	506	100	11	48	40	150	200 V 100 KVA
岩松	●岩松配水池	—	—	100	15	60	52	—	200 V 65 KVA
岩松	●岩松第2配水池	—	—	—	—	—	—	—	400 V 300 KVA
岩松	岩松3号水源地	—	—	150	30	180	39	114	200 V 115 KVA
岩松	●羽淵中継槽	—	—	65	11	22.8	81.5	—	200 V 50 KVA
鷹岡	◇鷹岡中区1号水源地	860	602	125	30	90	78	121	200 V 125 KVA
鷹岡	◎鷹岡高区2号水源地	—	—	80	7.5	37.8	42	180	200 V 93 KVA
丘	末広1号水源地	—	—	100	30	63	119	180	200 V 125 KVA
富士川	吉津浄水場	—	—	125	7.5	81	20	—	200 V 40 KVA
富士川	◇東町送水場	270	189	125	15	60	40	60	200 V 40 KVA
富士川	◇木島送水場	100	70	80	5.5	42	32	82	200 V 90 KVA

別表 4-2 井戸水使用プール一覧表

地区名	学校名	プール容量(A)	取水可能量(A)×0.7	ポンプ口径	ポンプ出力	ポンプ取水能力	揚程	深度	必要発電機出力
吉原	吉原第一中学校	430	301	100	3.7	37	14	10	” 20 ”
伝法	伝法小学校	478	334	100	5.5	51	26	30	” 20 ”
今泉	県立吉原高等学校	250	175	100	15	63	50	80	” 30 ”
原田	原田小学校	435	304	80	7.5	36	50	102	” 20 ”
吉永	吉永第一小学校	375	262	100	11	60	44	80	” 30 ”
吉永	富士市立高等学校	1,170	819	70	3.7	33	47	81	” 10 ”
吉永	県立吉原工業高等学校	480	336	65	11	21.6	100	152	” 20 ”
須津	須津中学校	412	288	100	11	60	40	78.6	” 20 ”
富士駅北	富士第一小学校	465	325	80	7.5	36	21	50	” 20 ”
富士駅北	富士中学校	825	577	125	11	96	29	30	” 20 ”
岩松	岩松中学校	357	249	125	11	120	不明	30	” 20 ”
田子浦	田子浦小学校	491	343	70	3.7	18	22	80	” 10 ”
富士南	富士南中学校	412	288	65	2.2	15	28	50	” 10 ”

※富士川地区、松野地区は、井戸水使用プールなし

別表 5 簡易水道組合一覧表

令和 4 年 4 月現在

地区名	名 称	原水種別	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)
須 津	中 里 簡易水道組合	地下水	1, 217	3, 030
〃	中 里 西 〃	〃	757	2, 000
〃	増 川 江 尾 〃	〃	976	2, 625
〃	川 尻 町 〃	〃	261	715
浮 島	浮 島 町 〃	〃	445	1, 480
吉 永	東比奈富士岡水道組合	〃	544	1, 464
〃	花 守 町 簡易水道組合	〃	169	470
〃	富 士 岡 〃	〃	1, 018	3, 088
〃	泉 〃	〃	84	201
〃	山 の 根 〃	〃	519	1, 400
原 田	滝 川 比 奈 〃	〃	1, 137	2, 833
計			7, 127	2, 833

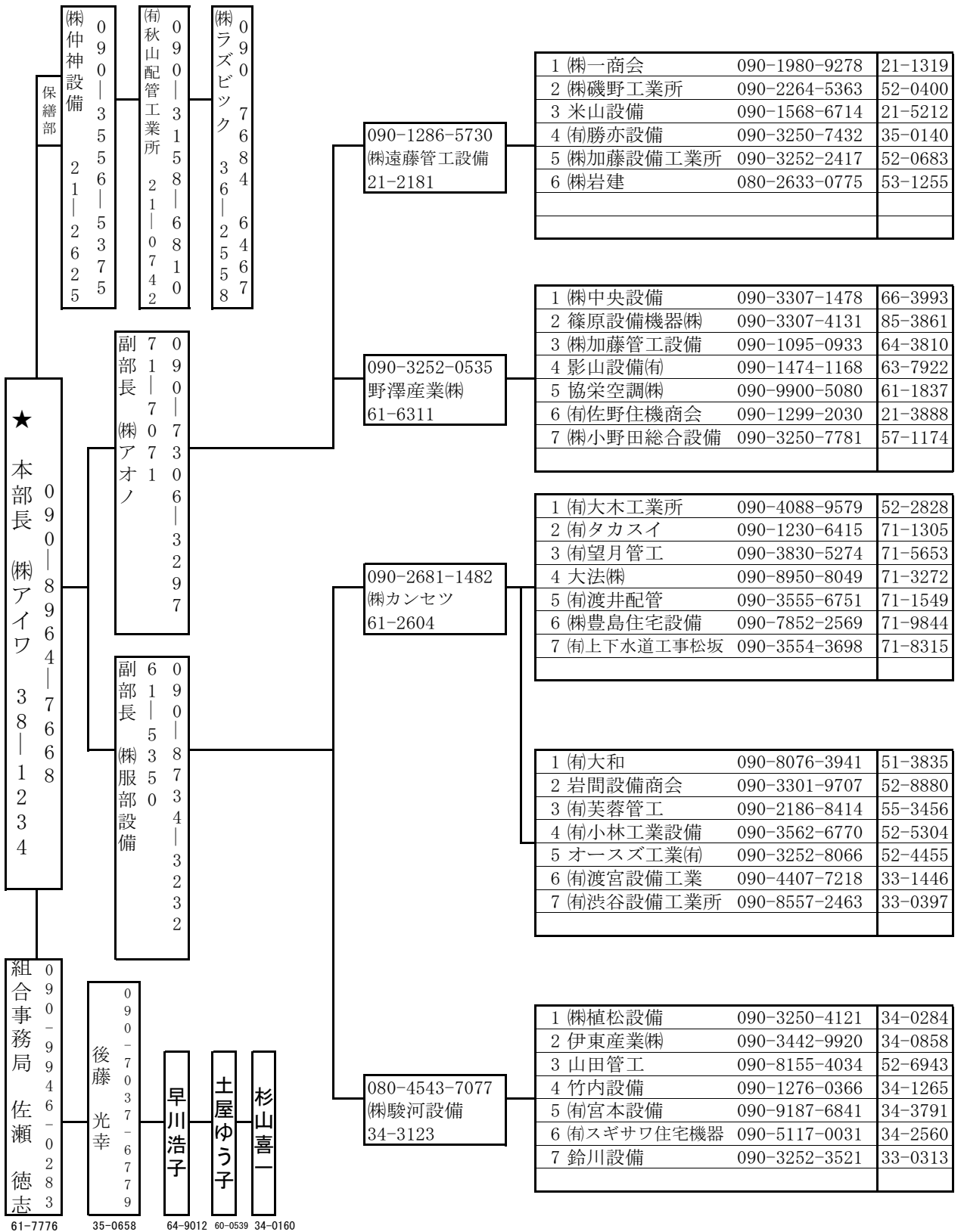
資料 7 - 1 6

別表 6 仮設共用栓設置予定箇所一覧表

	設 置 箇 所 名	地区名	管の仮設 延長距離(m)	配水池名
1	伝 法 配 水 池 前 東 側	伝 法	20	伝 法 配水池
2	泉ヶ丘配水池前南側	今 泉	60	泉 ヶ 丘 〃
3	舟久保配水池前南側	今 泉	40	舟 久 保 〃
4	富士団地高区配水池前進入口	神 戸	100	富士団地高区 〃
5	今宮 1 号配水池前北側	神 戸	20	今 宮 1 号 〃
6	今宮 3 号配水池前西側	神 戸	20	今 宮 3 号 〃
7	神戸 2 号配水池前南側	広 見	20	神 戸 2 号 〃
8	富士団地低区配水池前東側	富士見台	20	富士団地低区 〃
9	桑崎配水池前進入口	吉永北	40	桑 崎 〃
10	大野町公会堂南側	元吉原	80	元吉原 1 号 〃
11	神谷配水池前北側	須 津	20	神 谷 〃
12	曾比奈配水池南側	大 淵	40	曾 比 奈 〃
13	八王子配水池西側	大 淵	20	八 王 子 〃
14	末広配水池南側道路	大 淵	40	末 広 〃
15	東片倉配水池南側	大 淵	20	東 片 倉 〃
16	次郎長配水池前北側	大 淵	20	次 郎 長 〃
17	岩松配水池入口	岩 松	120	岩 松 〃
18	鷹岡中区配水池南側	鷹 岡	40	鷹 岡 中 区 〃
19	鷹岡高区配水池前東側	鷹 岡	20	鷹 岡 高 区 〃
20	鷹岡高区 2 号配水池前南側	鷹 岡	80	鷹 岡 高 区 2 号 〃

別表 7

富士市水道指定工事店協同組合災害対策組織編成表



富士市指定工事店協同組合 51-0863

★は、市から連絡あり ◎は、市が★と連絡が取れないとき市からある。
※災害発生時安否連絡は各班最終者（7）が担当理事に返信すること

別表 8 上水道資材供給協定店

事業者	所在地	電話番号
安田(株)静岡支店	静岡市駿河区豊田3-7-5	054-654-6177

別表 9 発電機供給協定店

大興産業（株）リース事業部富士営業所 富士市日乃出町155 TEL53-3186

電 圧 (V)	電 力 (KVA)	保有台数
単相 100	2	11
3相 200	20	6

新日本建販（株）静岡リースセンター 富士市依田橋94-1(旧:八代町9-3) TEL53-3100

電 圧 (V)	電 力 (KVA)	保有台数
単相 100 3相 200	25	-
単相 100 3相 200/400	25	5
3相 200	45	1
単相 100 3相 200/400	45	2
3相 200	60	3
単相 100 3相 200/400	60	3
3相 200	90	-
単相 100 3相 200/400	100	2
3相 200/400	125	2
単相 100 3相 200/400	125	6
3相 200/400	150	6
3相 200/400	220	4
単相 100 3相 200/400	220	2
3相 200/400	300	4
3相 200/400	400	6
3相 200/400	600	2
3相 200/400	800	0

(注) 別表 9 は、別表 4-2 の学校プール水中ポンプ稼動用発電機

応急仮設住宅建設予定地及び建設可能戸数

番号	建設予定地	敷地面積 (㎡)	建設可能 面積(㎡)	建設可能戸数		駐車台数(台)	
				P無し	P有り	既存	新設
1	中央公園東 (永田町2-112)	30,000	9,000	84	76	0	76
2	中央公園西 (蓼原町1822)	15,000	13,900	108	84	0	88
3	原田公園 (原田字飯森東704)	35,200	10,096	116	88	30	69
4	広見公園 (伝法46-1)	136,700	24,000	210	143	0	174
5	米の宮公園 (米之宮町303)	13,957	11,250	126	84	0	86
6	島田公園 (島田1-205)	12,692	6,360	68	46	0	52
7	砂山公園 (田中新田275-50)	36,000	7,726	92	70	0	70
8	柳島公園 (柳島319-1)	4,300	1,545	17	11	0	11
9	比奈公園 (比奈字馬背久保)	6,600	680	10	7	6	1
10	新通町公園 (中央町2-31)	5,000	2,530	35	29	22	16
11	江尾公園 (江尾字前田211)	8,200	2,150	28	21	0	21
12	富士総合運動公園 運動広場 (中野字東三ツ倉644)	7,159	7,159	65	47	0	48
13	富士総合運動公園 弓道場南東側駐車場 (大淵95-3)	2,480	2,480	25	15	0	17
14	青葉台ふれあい広場 (一色50-27)	4,400	4,400	40	32	0	19
15	富士西公園 (入山瀬772-1)	65,000	5,630	28	24	0	24
16	富士川体育館南 (木島89-1)	12,613	12,154	156	108	0	108
17	富士川体育館北 (木島78-2)	16,800	9,250	112	78	0	88
18	旭町市営住宅跡地 (岩本1964-1)	2,900	2,250	20	16	0	16
19	南町公園 (御幸町51-1)	1,800	1,800	26	16	0	17
20	ききょうの里公園 (森下51-2)	2,500	2,500	36	28	0	28
21	東部スポーツ広場 (船津776-1)	9,000	7,000	84	60	0	63
22	東球場 (中里2626-36)	12,600	8,000	102	66	0	72
23	吉添おぐるま公園 (南松野2129-8)	2,200	2,200	32	24	0	24
合 計		443,101	154,060	1,620	1,173	58	1,188

災害ボランティアセンター サテライト設置予定箇所一覧

設置場所	住所	電話	FAX	備考
富士川ふれあいホール	岩淵855-39	81-2333	81-1003	会議室及び研修室
広見荘	伝法59	21-5558	21-5558	
田子浦荘	川成新町421	61-0171	61-0171	
東部市民プラザ	富士岡南257-2	34-0500	34-0500	
鷹岡市民プラザ	久沢797-1	72-1770	72-1770	

津波避難施設一覧及び標識

1. 津波避難ビル（タワー）一覧

番号	種別	所在地区	建物名称	構造物	使用可能面積 (㎡)	所在地
1	1 (民間)	田子浦	ホテルアムス	津波避難ビル	150	川成島782-9
2	2 (民間)	田子浦	新富士ビル	津波避難ビル	300	川成島644-3
3	3 (民間)	田子浦	コーポベルライズ	津波避難ビル	520	柳島153-1
4	4 (民間)	田子浦	旭化成大志寮	津波避難ビル	255	中丸140-1
5	5 (民間)	田子浦	旭化成サントピア富士寮	津波避難ビル	88	中丸126-1
6	6 (民間)	吉原	池辺クリニック	津波避難ビル	1,400	川成新町250
7	7 (民間)	今泉	マルハン吉原店 立体駐車場	津波避難ビル	2,870	八代町12-12
8	8 (民間)	今泉	㈱メンテック	津波避難ビル	360	依田橋町9-22
9	9 (民間)	今泉	山清第1倉庫	津波避難ビル	1,782	今泉187-1
10	10 (民間)	今泉	飯田工業薬品	津波避難ビル	20	依田橋71-1
11	11 (民間)	今泉	鈴厚ビル	津波避難ビル	180	依田橋町13-24
12	12 (民間)	今泉	ダイオーペーパープロダクツ	津波避難ビル	187	依田橋町7-34
13	13 (民間)	今泉	アスカム (ダスキン)	津波避難ビル	20	今泉429-3
14	14 (民間)	今泉	山清第7倉庫	津波避難ビル	1,631	今泉643-2
15	15 (民間)	元吉原	ジヤトコ	津波避難ビル	900	今泉700-1
16	16 (民間)	元吉原	中村組	津波避難ビル	190	田中新田275-12
17	17 (民間)	元吉原	かぐや富士	津波避難ビル	118	中里2546-7
18	18 (民間)	元吉原	田中町公会堂	津波避難ビル	88	田中新田213-2
19	19 (民間)	富士南	ニトリ富士店	津波避難ビル	1,370	宮島841-1
20	20 (民間)	富士南	富士南エクスプレス	津波避難ビル	208	五貫島991
21	21 (民間)	富士南	アサマ工業	津波避難ビル	100	五貫島918-1
22	22 (民間)	富士南	FK産業	津波避難ビル	200	五貫島814
23	23 (民間)	富士南	東海シーレックス	津波避難ビル	400	五貫島770-8
24	24 (民間)	富士南	大石工業	津波避難ビル	50	五貫島990-1
25	25 (民間)	田子浦	サクレイトル新富士ウイフオート	津波避難ビル	200	宮島466-1
26	26 (民間)	富士南	ポリプラスチック	津波避難ビル	1,000	宮島973
27	27 (民間)	吉原	アイマンション	津波避難ビル	29	荒田島町9-7
28	28 (民間)	吉原	メゾンタケミネ	津波避難ビル	60	荒田島町5-7
29	29 (民間)	富士南	ききょうの郷	津波避難ビル	300	五貫島175
30	30 (民間)	吉原	マルハン吉原寮	津波避難ビル	94	八代町8-14
31	31 (民間)	吉原	ラウンドワン立体駐車場	津波避難ビル	810	八代町4-15
32	32 (民間)	元吉原	ギフトプラザダイト一本店	津波避難ビル	75	鈴川本町3-6
33	33 (民間)	田子浦	富士化工	津波避難ビル	300	前田90
34	34 (民間)	今泉	マルスン駿河企業アパート	津波避難ビル	158	依田橋町9-34
35	1 (公共)	富士南	富士南小学校	津波避難ビル	3,360	宮下551
36	2 (公共)	富士南	富士南中学校	津波避難ビル	1,860	森島550
37	3 (公共)	富士南	市営四軒屋団地	津波避難ビル	286	五貫島466
38	4 (公共)	富士南	市営早川団地	津波避難ビル	157	宮島735-1
39	5 (公共)	田子浦	西部浄化センター	津波避難ビル	280	宮島1260
40	6 (公共)	田子浦	田子浦中学校	津波避難ビル	2,280	中丸411
41	7 (公共)	田子浦	田子浦小学校	津波避難ビル	1,180	中丸98
42	8 (公共)	田子浦	市営田子浦団地	津波避難ビル	490	川成島550-3
43	9 (公共)	元吉原	元吉原中学校	津波避難ビル	748	鈴川中町28-1
44	10 (公共)	元吉原	市営今井団地	津波避難ビル	23	今井3-6-14
45	11 (公共)	元吉原	元吉原小学校	津波避難ビル	2,280	今井3-4-2
46	12 (公共)	元吉原	田子の浦港管理事務所	津波避難ビル	238	鈴川町2-1
47	13 (公共)	吉原	教育プラザ	津波避難ビル	760	八代町1-1
48	14 (公共)	吉原	八代町防災倉庫	津波避難ビル	126	八代町11-1
49	1 (タワー)	田子浦	浜保育園	津波避難タワー	64	鮫島592-8
50	2 (タワー)	田子浦	旧浜幼稚園	津波避難タワー	64	中丸894-3
51	3 (タワー)	元吉原	鈴川港公園	津波避難タワー	64	鈴川町61-9
52	4 (タワー)	元吉原	柏原保育園	津波避難タワー	64	沼田新田148-1
53	5 (タワー)	元吉原	鈴川本町	津波避難タワー	128	鈴川本町32番1

2. 標 識



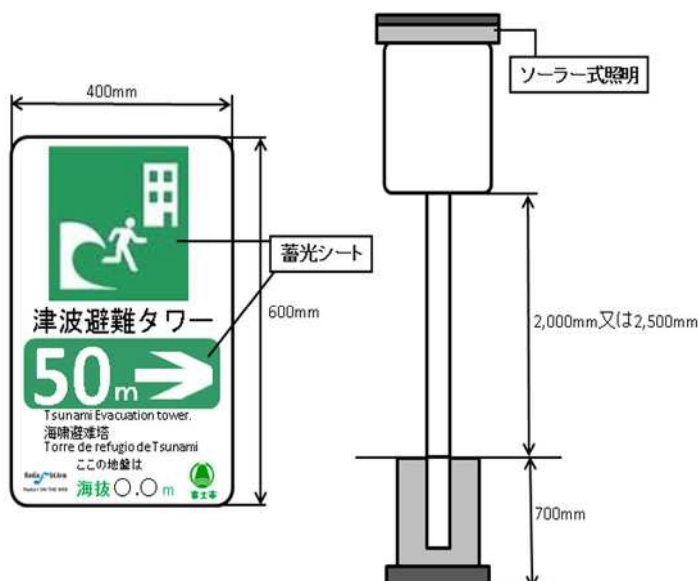
津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図

1. 設置場所

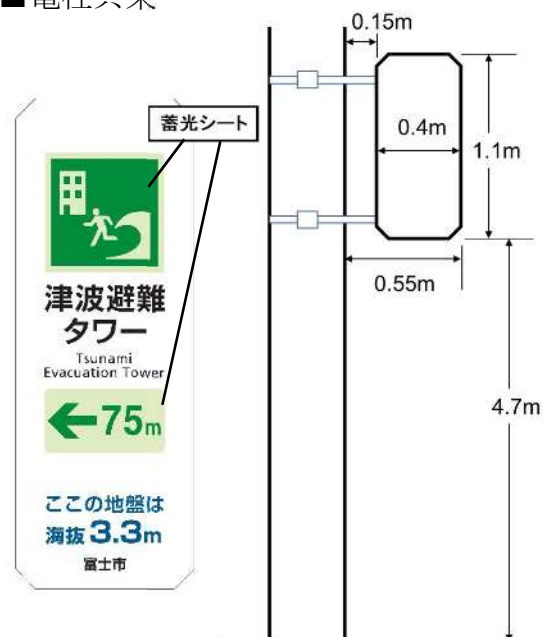
No	避難先	設置場所	海拔(m)	看板から施設までの距離(m)
1	柏原保育園津波避難タワー	保育園地先	8.3	120m
2	柏原保育園津波避難タワー	保育園内	13	45m
3	鈴川港公園津波避難タワー	公園内	4.1	50m(看板表記:「入口」)
4	鈴川港公園津波避難タワー	公園地先	3.8	150m
5	浜保育園津波避難タワー	田子 209-1	2.9	200m
6	浜保育園津波避難タワー	田子 297-1	4	115m
7	旧浜幼稚園津波避難タワー	中丸浜 805-4	5.3	200m (看板表記:「120m先左折」)
8	旧浜幼稚園津波避難タワー	中丸 892-54	5.9	80m
9	旭化成独身寮	敷地内南側	4.2	30m(看板表記:「入口」)
10	旭化成大志寮	敷地内北側	3.6	70m
11	ふじのくに田子の浦みなと公園 (看板設置場所:田子の浦港)	敷地内南側	2.6	400m
12	鈴川本町津波避難タワー	JR 吉原駅北側河川管理道	2.3	50m
13	鈴川本町津波避難タワー(電柱共架)	鈴川本町1号線	2	30m
14	鈴川本町津波避難タワー(電柱共架)	JR 吉原駅北口	3.3	75m
15	かぐや富士	敷地内西側	2.5	10m

2. 構造図

■独立柱



■電柱共架



目次

はじめに	2
第1章 津波避難行動計画とは	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象地区	3
4 計画の修正	3
5 用語の意味	4
第2章 地域を知る	5
1 富士市の沿岸部の特徴	5
2 津波避難対象区域の現況	7
第3章 災害を知る	10
1 静岡県第4次地震被害想定	10
2 富士市の被害想定概要	11
第4章 避難の方向性	16
1 田子浦地区	16
2 元吉原地区	16
3 今泉地区	17
4 避難時の留意点	18
第5章 津波災害に備える	19
1 津波避難対策を考える前に	19
2 自助（市民）の備え	20
3 共助（自主防災会等）の備え	21
4 公助（市）の備え	22

令和4年7月

はじめに

駿河湾に面した本市では、近い将来発生すると想定される東海地震に備え、防災対策に力を入れてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、従来の想定を大きく上回る規模の地震であったことから、国(内閣府)は、東海地震についてより大きな規模の地震(南海トラフ地震)が発生することを想定し、これまでの防災対策を見直すこととなりました。

静岡県ではこの国の想定を踏まえて、平成25年に新たに新たに静岡県第4次地震被害想定を公表しました。その結果、東海地震の場合、本市では発生しないと考えられていた津波による死者数が、南海トラフ地震では最大約90人になることが想定されています。

津波から命を守るためには、一人ひとりが適切な避難行動をとることが最も重要です。今回、津波からの死者数「0」を目指すために、「津波から逃げるための対策」に重点を置いた富士市津波避難行動計画を策定しました。

第1章 津波避難行動計画とは

1 計画の目的

この計画は、本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波の死者数を「0」とすることを目的として、津波避難対象区域の住民が、迅速かつ的確な避難行動を実施するための指針等を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本市の津波防災対策の基本方針を富士市地域防災計画(津波対策編)で定めています。この計画は地域防災計画の中で、津波避難対象区域の避難対策を詳細に示すものです。

3 計画の対象地区

この計画では、第3章で述べる静岡県第4次地震被害想定結果に基づき、対象とする地域を、田子浦地区、元吉原地区、今泉地区の津波避難対象区域に限定しています。

地区	町内会
田子浦	前田、前田新田、鯨島、田子、小須、中丸浜、中丸丘、江川
元吉原	鈴川本町、鈴川町3、鈴川町4、鈴川町5
今泉	依田橋

4 計画の修正

この計画は、津波に関する新たな想定を発表や地域防災計画、国の作成する避難指針などの変更にあわせ、必要に応じて適宜修正を行います。

5 用語の意味

用語	意味
津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲
バッファゾーン	安全性を考慮して設定した、津波浸水想定区域の境界線から概ね50メートル以内の区域
津波避難対象区域	津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示を発令した際に避難の対象となる区域 津波避難対象区域＝津波浸水想定区域＋バッファゾーン
避難目標地点	命の安全を確保するために避難の際に目標とする地点とする地点で、住民等が設定するもの

避難経路	避難する場合の経路で住民が設定するもの
要配慮者利用施設	主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設等

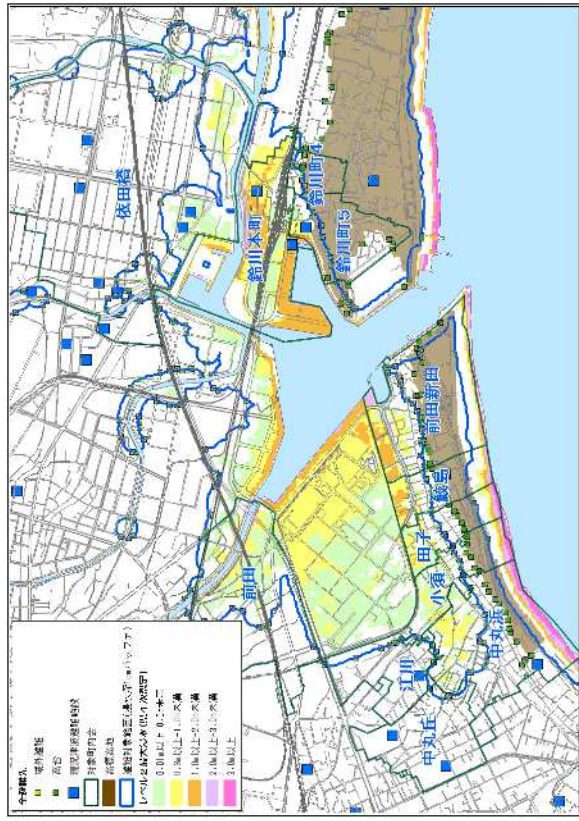


図 1 津波浸水想定区域図

第 2 章 地域を知る

津波は、地域によって、到達時間も浸水の仕方も様々です。的確な津波避難を実施するためには、まずは、自分の住むまちの地形的特徴を知ることが重要で、避難経路を設定するなど対策に生かしていくことが重要です。

本市では、次のような災害の地域性があります。

1 富士市の沿岸部の特徴

(1) 富士市の地形の成り立ち

本市は、駿河湾に面する富士山の南側に位置しているため、海抜 0m の海岸線から海抜約 3,680m (市北部：富士山 9 合目) までの大きな標高差があります。そうした中、日本三大急流の一つである富士川から海へ運ばれた大量の土砂が、駿河湾の強い波によって砂州をつくり、沿岸部に海岸砂丘が形成されました。これにより、富士海岸は沿岸部の海抜が周囲に比べて高い特殊な地形を有しています。



図 2-1 富士海岸の成り立ち

(2) 海岸概況

沿岸の海抜が高い富士海岸は、いわば“天然の防潮堤”のような地形を形成しています。そこに、船舶入港のため、1958年(昭和33年)から10余年の歳月をかけて掘込式港湾として田子の浦港を整備しました。

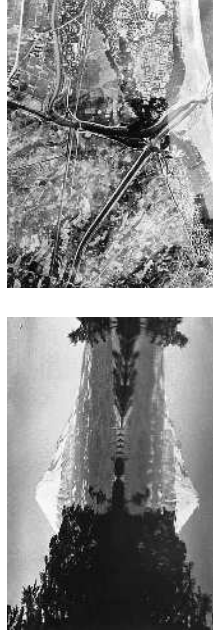


図 2-2 田子の浦港整備前の様子

このため、本市を襲う津波は田子の浦港から港内へ侵入し、港周辺に浸水被害を引き起こすとともに、港内に流入している複数の河川を遡上し、特に河床勾配の小さい沼川や田子江川では、浸水被害が出る想定されています。



図2-3 富士市標高図

(3)防波堤の整備

本市の海岸線約10kmに渡り、海抜17mの防波堤が建設されています。これは、東日本大震災で大きな被害を受けたコンクリートの直立式等の防波堤と違い、盛土を厚さ50cmのコンクリートで覆ったもので、車が通れるほどの幅があります。さらに、東海地震の揺れを想定した耐震補強工事や老朽化対策などのメンテナンスも実施しています。



図2-4 富士海岸防波堤

2津波避難対象区域の現況

(1)人口・世帯数

津波避難対象区域の町内会別人口・世帯数は下表のとおりです。地区別では田子浦地区の人口が5,894人と最も多く、全体の約74%を占めています。

表2-1 対象地区の人口・世帯数（町内会別）

地区	町内会	男(人)	女(人)	計(人)	避難行動要支援者(人)	世帯数(世帯)
田子浦	前田	207	191	398	73	197
	前田新田	259	243	502	45	210
	鮫島	102	122	224	19	100
	田子	178	177	355	28	161
	小須	247	260	507	30	208
元吉原	中丸浜	985	991	1,976	125	778
	中丸丘	651	672	1,323	99	532
	江川	335	274	609	26	293
	地区計	2,964	2,930	5,894	445	2,479
	鈴川本町	93	86	179	24	83
今泉	鈴川町3	170	173	343	51	137
	鈴川町4	145	169	314	40	143
	鈴川町5	454	458	912	118	412
	地区計	862	886	1,748	233	775
	依田橋	175	162	337	63	172
合計	4,001	3,978	7,979	741	3,426	

※令和4年4月1日現在

(2)津波避難施設
対象地区において指定されている津波避難施設は下表のとおりです。

表 2-2 津波避難施設一覧（津波避難タワー・ビル）

地区名	建物名称	住所	避難場所	使用可能面積(m ²)	収容者数(人)
田子浦	ホテルアムス	川成島 7 8 2-9	屋上	150	150
	新富士ビル	川成島 6 4 4-3	3・4階、屋上	300	300
	マンション コーポベラライズ	柳島 1 5 3-1	3・4・5階通路、 4・5階ベランダ、 屋上	520	520
	旭化成大志寮	中丸 1 4 0-1	3・4・5階通路、 外階段	255	255
	旭化成サントピア 富士寮	中丸 1 2 6-1	3階通路、ホール	88	88
	池辺クリニック	川成新町 2 5 0	屋上	1,400	1,400
	ニトリ	宮島 8 4 1-1	屋上	1,370	1,370
	サカノビル新富士 デパート	宮島 4 6 6-1	3～8階通路、踊場	200	200
	富士化工	前田 9 0	2階、3階屋上	300	300
	西部浄化センター	宮島 1 2 6 0	屋上	280	280
	田子浦中学校	中丸 4 1 1	3・4階、屋上	2,280	2,280
	田子浦小学校	中丸 9 8	3階、屋上	1,180	1,180
	市営田子浦団地	川成島 5 5 0-3	3・4・5階踊場	490	490
	浜保育園タワー	鯨島 5 9 2-8	タワー屋上部	64	64
	旧浜幼稚園タワー	中丸 8 9 4-3	タワー屋上部	64	64
	中村組	田中新田 2 7 5-1 2	4階会議室	190	190
	かぐや富士	中里 2 5 4 6-7	3階、屋上	316	316
	田中町公会堂	田中新田 2 1 3-2	3階	339	88
	ギフトプラザ タイトー本店	鈴川本町 3-6	3階通路、 ベランダ	75	75
	元吉原中学校	鈴川中町 2 8-1	3階、屋上	748	748
市営今井団地	今井 3-6-1 4	3・4階踊場	23	23	
元吉原小学校	今井 3-4-2	3階、屋上	2,280	2,280	
田子の浦港 管理事務所	鈴川町 2-1	屋上	238	238	
鈴川港公園タワー	鈴川町 6 1-9	タワー屋上部	64	128	
柏原保育園タワー	沼田新田 1 4 8-1	タワー屋上部	64	128	
鈴川本町タワー	鈴川本町 3 2-1	タワー屋上部	64	128	
マルハン吉原店 立体駐車場	八代町 1 2-1 2	駐車場 3階、屋上	2870	2870	
メンテック技研	依田橋町 9-2 2	屋上	360	360	
今泉					

地区名	建物名称	住所	避難場所	使用可能面積(m ²)	収容者数(人)
今泉	山清第1倉庫	今泉 1 7 8-1	屋上	1,782	1,782
	飯田工業薬品	依田橋 7 1-1	3・4階、 4階ベランダ	20	20
	鈴厚ビル	依田橋町 1 3-2 4	屋上	180	180
	ダイオーペーパー プロダクツ	依田橋町 7-3 4	3階、屋上	187	187
	アスカム (ダスキ)	今泉 4 2 9-3	外階段	20	20
	山清第7倉庫	今泉 6 4 3-2	屋上	1,631	1,631
	ジャトコ	今泉 7 0 0-1	3階以上 (避難スペースは 警備担当が指示)	900	900
	マルハン吉原寮	八代町 8-1 4	3・4階通路	94	94
	マルステン駿河 企業アパート	依田橋町 9-3 4	屋上	158	140

第3章 災害を知る

住んでいる場所で起こりうる地震、津波の特徴や被害想定を知り、どのような対策を事前にとるべきか考え、行動することが被害の軽減につながります。
本市で想定されている災害は以下のとおりです。

1 静岡県第4次地震被害想定

この想定で考えられている最大クラスの地震は、発生頻度は千年～数千年に一度と極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす地震で、震源域は下図のとおりです。

これは、南海トラフ地震と呼ばれ、東日本大震災の教訓や、最新の科学的知見をもとに、あらゆる可能性を考慮して想定されたものです。従前より想定されてきた、東海・東南海・南海地震の3連動地震よりさらに広い震源域を設定しています。



図 3-1 想定震源域図

2 富士市の被害想定概要

(1) 地震被害

① 想定震度

南海トラフ地震発生時の本市の震度は下図のように6弱～6強と想定されています。

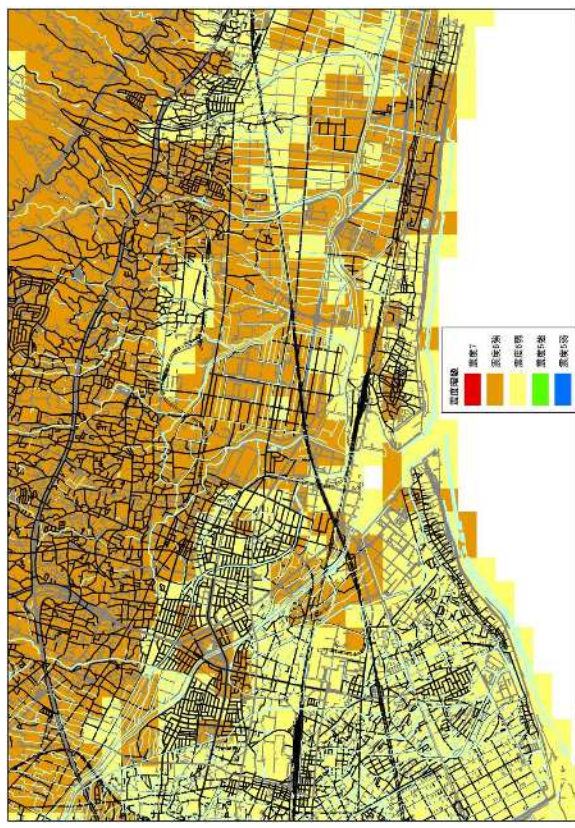


図 3-2 想定震度分布図



図 3-5 津波災害の特徴

②浸水想定範囲・浸水深

田子の浦港を除く本市の沿岸（富士海岸）には、高潮被害を防ぐために高さ 17m の防潮堤が設置されています。このため、想定される約 6m の最大津波でも防潮堤を越えることはありませんが、津波の市街地への浸水は、田子の浦港周辺区域と沼川に沿った区域に及んでいます。津波の影響が最も大きいと考えられるのは、田子の浦港周辺で最大浸水深は 3～5m となります。また、沼川を遡上した津波による浸水が国道 1 号周辺に見られます。この場合、そのほとんどは浸水深 0.3m 未満となっています。

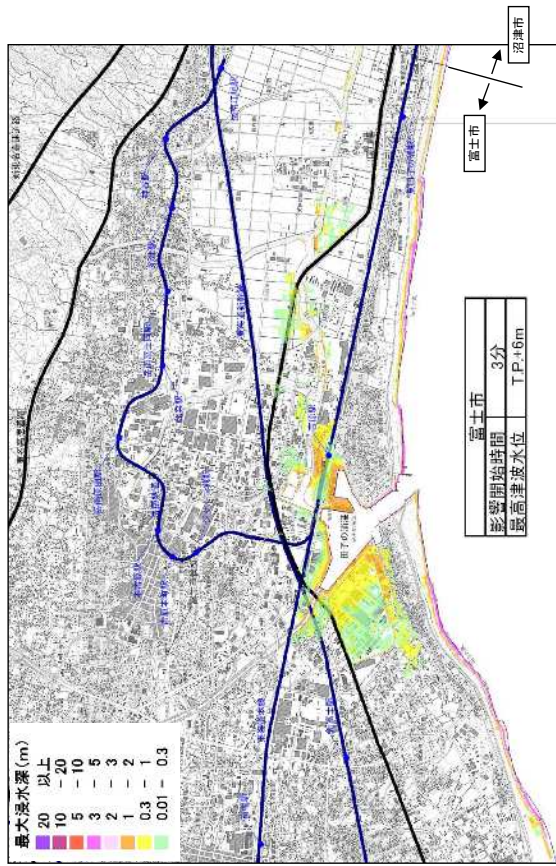


図 3-6 想定津波浸水域図

出典)「静岡県津波浸水想定（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項）」
 (静岡県ホームページ「静岡県津波浸水想定公表」更新日：平成 25 年 11 月 5 日)

表 3-4 想定浸水深・浸水面積 (単位：km²)

浸水深	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上
浸水面積	2.4	0.7	0.3	—

注) 浸水深別の浸水面積は、各津波ケースの想定値のうち最も大きな値を示している。

③津波浸水開始時間

市域の津波浸水開始時間は下図のように想定されています。津波は富士海岸におよそ 3 分で到達しますが、田子の浦港周辺での浸水開始時間は 10～15 分後であり、わずかではありませんが時間差が生じています。

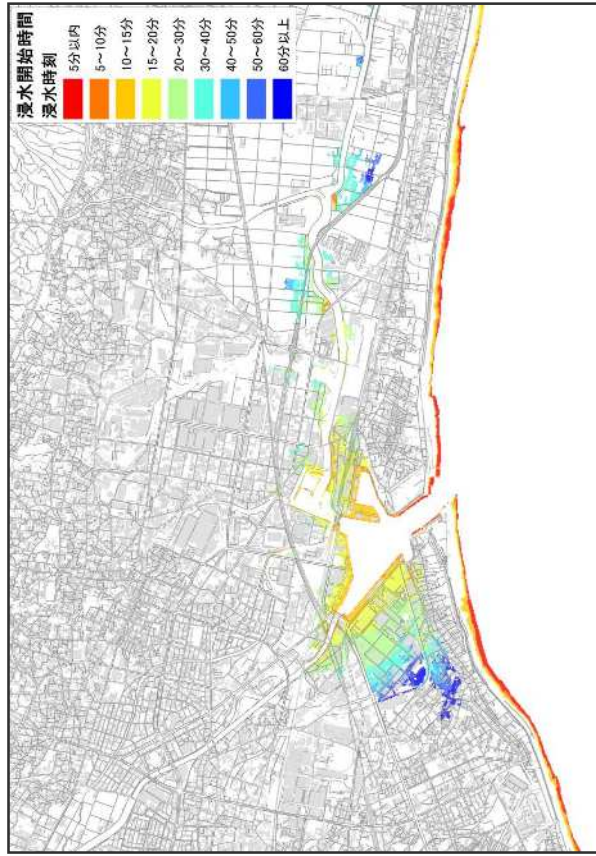


図 3-7 津波浸水開始時刻

第4章 避難の方向性

津波に対し適切な避難行動をとるためには、地域特性に合わせた避難目標地点や避難方法等をあらかじめ決めておくことが必要です。津波避難対象区域において、それぞれの避難の方向性を示します。

1 田子浦地区

田子の浦港から侵入した津波が田子江川沿いの地域に浸水します。そのため、田子江川にかかる橋を渡る際には注意が必要です。前田新区、鮫高区、田子区、小須区は高台となる南側の防潮堤を目指します。中丸浜区は、高台がなければ高台へ、それ以外は津波避難対象区域外を目指します。中丸丘区、江川区は津波避難対象区域外を目指します。前田区は、港区地域や潤井川からの浸水が想定されるため、潤井川から離れ、津波避難対象区域外を目指します。

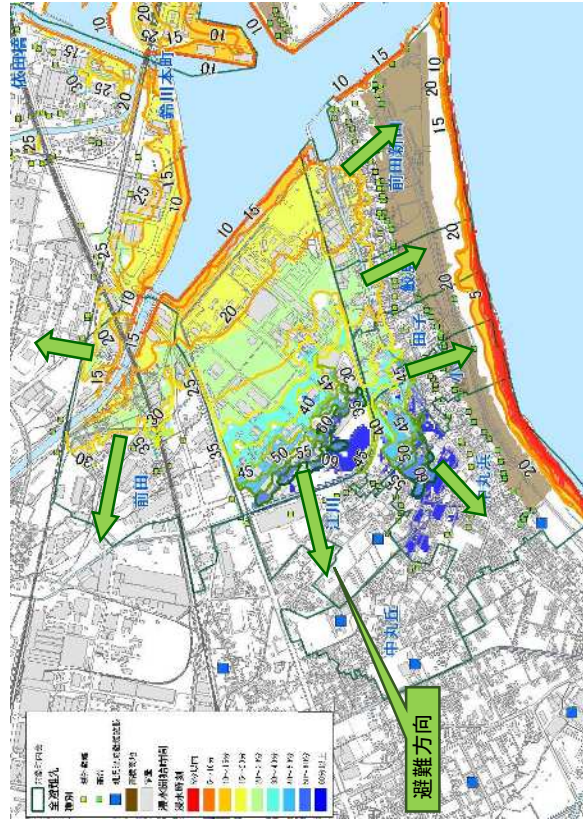


図 4-1 田子浦地区の浸水時間及び避難方向

2 元吉原地区

東海道本線の南側では、田子の浦港湾から浸水します。鈴川4丁目町内会、鈴川5丁目町内会は、高台を目指します。ただし、急傾斜地崩壊危険箇所があるため、避難の際には注意が必要です。

東海道本線の北側では、田子の浦港湾からの浸水ではなく、沼川を遡上した津波が河川堤防を超え浸水します。そのため、沼川付近から離れる方向を目指します。鈴川本町町内会では、鈴川踏み切りを通り、東海道本線南側の津波避難対象区域外を目指します。ただし、浸水が始まるまでに避難が困難となる高齢者などの避難行動要支援者は、近隣の津波避難施設

を目指します。その他、元吉原地区では、沼川沿いにいる人は沼川から離れるようにします。



図 4-2 元吉原地区の浸水時間及び避難方向

3 今泉地区

津波は沼川と和田川を遡上して浸水します。そのため、まずは川から離れ、津波避難対象区域外を目指します。

町内の海抜が全体的に低いため、津波避難施設への避難も考慮しておく必要があります。

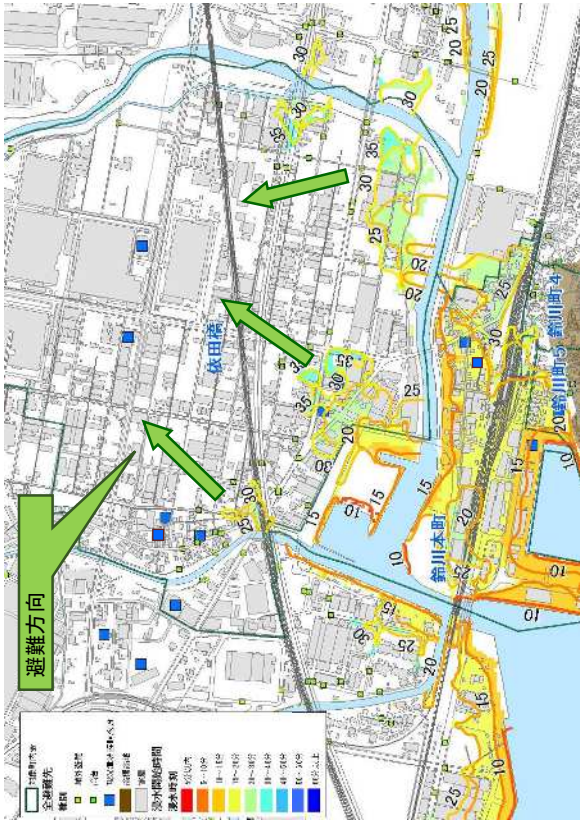


図 4-3 今泉地区の浸水時間及び避難方向

4 避難時の留意点

- ・ 田子の浦港湾周辺地域は、津波到達時間が短いため、揺れがおさまったから一刻も早く避難することが重要です。
- ・ 避難時には、一人ひとりが率先避難者となるよう心がけましょう。
- ・ 津波警報等発表から解除までが長期化する恐れがあるため、なるべく津波避難対象区域外を旨す避難をしましょう。

第5章 津波災害に備える

津波災害における適切な避難行動を身につけるためには、南海トラフ地震が突然発生するという最悪のケースを想定し、日頃から備えておくことが重要です。このため、自助、共助、公助における平常時から津波避難直後までの、それぞれの備えについて示します。

1 津波避難対策を考える前に

(1) 地震の揺れに備える

南海トラフ地震では、震度6弱～6強の揺れが、最大で3分～4分続くと想定されています。まずは、この揺れから身を守る事が重要です。自宅が昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されている場合、自宅の耐震診断を行い、診断の結果によっては耐震補強工事を行うなど、耐震化を進めましょう。

また、耐震化が済んでいる場合は、家具や家電の固定などの安全対策を進めましょう。揺れによる対策を行っていないと、津波からの避難は始まりません。

(2) 津波に関する情報ととるべき行動

① 大津波警報（想定される津波の高さ3m以上）発表時

津波避難対象区域に避難指示を発令します。区域内の市民は、避難目標地点を目指してできるだけ早く避難します。

② 津波警報（想定される津波の高さ1m以上3m以下）発表時

津波避難対象区域に避難指示を発令します。3m以下の津波であれば、沼川沿いのごく一部しか浸水が想定されません。しかし、川の水位が上がっているときに津波が来ないとも限りませんので、津波避難対象区域では避難します。

③ 津波注意報（想定される津波の高さ1m以下）発表時

沿岸部に避難指示を発令します。港湾関係者や釣り人及びサーファー等は避難し、その後の情報に注意する必要があります。

④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

大津波警報又は津波警報が発表されている間は津波避難対象区域に避難指示を発令します。その後、津波注意報に切り替わった場合、避難指示を解除し、津波避難対象区域に高齢者等避難を発令します。区域内に居住する、避難に時間がかかる高齢者等の避難行動要支援者は、後発地震に備え1週間避難を継続します。

また、これら津波に関する情報が発表された場合、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川から離れ、高台など安全な場所へ避難します。また、津波に関する警報が発表されなくても、大きな揺れを感じた場合には、念のため沿岸部や川沿いから離れましょう。

(3) 津波避難の心得

● 命を守る行動を取りましょう

避難目標地点は、原則として津波避難対象区域外へ出ることを優先して定められます。しかし、大規模な地震が発生したときに、何らかの理由で避難目標地点に避難できないことが高台と高台の間で避難します。そのようなときには、津波避難施設や堅牢な建物の上層階など少しでも高台と高台の間で避難します。

● 避難に車は使用しない

大規模地震発生後は、障害物による道路の寸断や液状化など、交通障害の発生が予想されます。また、道路が通行可能であっても交通渋滞による逃げ遅れの可能性もあります。津波避難目標地点は徒歩で行けるところを選び、平常時に避難経路を確認しておきましょう。

● 津波の高さ50cmでも流される

津波の浸水深が 50cm でも、人は流されてしまいます。さらに、1m の津波に巻き込まれると死亡率はほぼ 100% と言われています。逃げ遅れた場合には、無理をして避難対象区域外を目指す必要はありません。

2 自助（市民）の備え

(1) 避難目標地点を定める

各家庭では、富士市津波避難マップを活用し、津波避難対象区域外のできるだけ津波浸水の危険性が低い場所に、避難目標地点を定めます。

(2) 避難目標地点の検証

各家庭では、南海トラフ地震が突然発生したことを想定し、(1) で定めた避難目標地点までの避難について、以下の点に注意し検証します。

- ①地震直後に家を出るまでにかかると時間
- ②避難にかかる時間
- ③避難の妨げになるものの有無
- ④避難の検証をした結果、①の時間と②の時間を足した時間が、浸水想定時間より多くかかる場合は、避難ルートの見直しをします。また、避難の妨げになるものを除去するなど、改善を行います。

(3) 避難目標地点が津波避難対象区域外に定められない場合

浸水が始まるまでに、津波避難対象区域外へ出ることが困難である場合は、津波避難対象区域内の津波避難施設を避難目標地点に定めます。この場合、浸水が始まってしまうと、津波警報が解除されるまで別の場所に移動することができないことを覚悟しておく必要があります。

(4) 避難目標地点の報告

各家庭で定めた避難目標地点を、自主防災会に報告します。

(5) 津波避難訓練への参加

自主防災会で計画される訓練に積極的に参加し、避難目標地点や避難経路について確認し合うなど、近隣同士のコミュニケーションを図りましょう。

(6) いざという時の連絡方法

家族が離れなれなくても、津波避難対象区域内に家族を迎えに行くことは避けましょう。

(7) 安否状況の報告

避難目標地点への避難が完了した場合は、自主防災会の定めた集合場所等で、避難完了の報告をします。また、災害時に離れなれなくなった家族の安否についても、確認が取れた場合には、必ず自主防災会に報告します。

3 共助（自主防災会等）の備え

(1) 避難方法の周知

津波避難マップを活用し、津波避難対象区域の市民に対し避難目標地点の決め方など、避難の方法について周知します。

(2) 津波避難対象区域内の世帯数と人数の把握

年に 1 度は、津波避難対象区域内の世帯数と人数を確認します。また、津波避難対象区域内の避難行動要支援者の把握のため、災害支援キットの活用を推進しましょう。

(3) 避難目標地点の把握と調整

各家庭で定めた避難目標地点について市民から報告を受け集計します。集計の結果、津波避難施設の収容人数を超える場合は、必要に応じて市と連携しワークショップを開催するなど、避難目標地点の調整や見直しなど、地域として津波による死者 0 を目指す取り組みを行います。

(4) 避難行動要支援者対策

本人の同意が得られている避難行動要支援者について、避難目標地点の設定や把握など、普段から地域で話し合います。また、災害時に市民等が避難の支援をする場合において、注意する点や必ず助けに求められるわけではないことについて、避難行動要支援者と避難支援者が相互に理解するよう努めます。

(5) 津波避難者の確認方法

災害時に津波避難対象区域内の津波避難施設や自宅などの上層階に避難した者の人数を確認するため、避難者との情報伝達手段や方法について定め、消防団、水防団、市職員などと情報の共有を図ります。

(6) 避難対象者の安否確認

津波避難対象区域内に居住する市民の安否について、避難目標地点や自主防災会で定めた集合場所などにおいて確認を行うものとします。その結果、安否の確認ができない者がいる場合は、住所、氏名、人数など捜索に必要な情報を市に報告します。

(7) 自主防災会の津波避難行動計画の作成

津波避難対象区域内の自主防災会は、上記 (1) ～ (6) についてまとめた、自主防災会の津波避難行動計画を市に報告します。

(8) 津波避難訓練の計画と開催

年に 1 度は、津波避難訓練を計画し各家庭の避難方法、安否確認方法等について各自の役割の確認をします。

また、津波避難対象区域外への避難を目指すことや、家族が離れなれなくても、それぞれ避難目標地点へ避難するなど、津波避難に対する心得を継承するよう努めます。

4 公助（市）の備え

(1) 津波避難に関する情報の周知

津波避難マップ等を活用し、津波に関する情報や津波避難の心得、避難目標地点の決め方など、津波避難に関する情報を津波避難対象区域の市民や自主防災会に対し周知します。

(2) 自主防災会の津波避難行動計画の作成支援

自主防災会が津波避難行動計画を作成するにあたり、必要な情報の提供を行うとともに、ワークショップの開催について自主防災会と連携して行います。

(3) 津波避難訓練の支援

「津波対策推進旬間（3月11日を含む10日間）」に、毎年自主防災会で計画される訓練を支援します。

(4) 学校等における津波に関する情報が発表された時の対応の徹底

生徒等が学校等にいる時に、津波に関する情報が発表された場合は、津波避難対象区域に住んでいる者や、津波避難対象区域を通らないと自宅に帰ることができない地区に住んでいる者は、学校等に留め保護します。これら生徒等の家族が迎えに来た場合も同様に扱い、帰宅させることが無いよう徹底します。

また、生徒等が通学途中に、津波に関する情報が発表された場合に、学校が近い場合は学校に引き返し、遠い場合には近くの高台など安全な場所に避難するということを徹底します。

(5) 津波防災教育

津波避難対象区域を含む学校では、南海トラフ地震が発生した場合の、地震・津波による被害の想定を元に、地域で起こる災害について理解を深めるとともに、津波に関する情報が発表された時の正しい行動を身につけるよう指導します。

また、南海トラフ地震の発生に備え、被害を軽減するための予防策を考え、行動することができる児童・生徒を育てるための発展的防災教育に、市及び教育委員会は協力して取り組みます。

(6) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援

津波避難対象区域内の要配慮者利用施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが、防災体制、避難目標地点と避難経路、利用者の避難誘導等必要な事項についてまとめた避難確保計画の作成や避難訓練を行えるよう必要な情報の提供を行うとともに、その取組を支援します。

(7) 津波警告標識・誘導標識等の設置

津波避難対象区域内に、津波避難対象区域であることを周知、継承するため、津波警告標識を設置します。また、避難の方向や場所を示す避難誘導標識も必要に応じて設置します。

(8) 津波避難施設の確保

浸水が始まるまでに津波避難対象区域域内から、津波避難対象区域域外へ出ることが困難であると判断した者が避難する場所として、津波避難施設を確保しています。

・沿革

平成 26 年 3 月

富士市津波避難行動計画を策定する。

平成 30 年 7 月

同計画の一部を修正する。

令和 4 年 7 月

同計画の一部を修正する。

富士市避難情報の判断・伝達マニュアル

令和 4 年 7 月

目 次

はじめに	1
1 対象とする災害について	3
2 避難の考え方について	3
3 避難情報について	5
4 洪水予報河川、水位周知河川に係る避難情報について	7
富士川タイムライン	11
潤井川タイムライン	12
沼川タイムライン	13
小潤井川タイムライン	14
赤淵川タイムライン	15
5 県管理の中小河川に係る避難情報について	16
6 土砂災害に係る避難情報について	18
土砂災害タイムライン	19
7 高潮に係る避難情報について	22
8 台風タイムライン	23
9 風水害時に開設する避難場所	24
10 同報無線の放送案文	26

はじめに

本市は、南に駿河湾、北に富士山、北東に愛鷹山があり、海拔0メートルから3,680メートルまでの標高差があるため、南から濡った気流が流れ込むとしばしば大雨となる。特に、昭和49年7月7日～8日の七夕豪雨、昭和51年8月9日の静岡県東部を中心とする大雨等で、大きな被害が発生している。

近年では、平成20年7月4日に、午前3時30分から4時30分までの1時間に112.5ミリという記録的な雨量を記録し、各所で道路の冠水や床上浸水38棟、床下浸水248棟の浸水被害が発生した他、平成26年10月6日に本市付近を通過した台風18号による大雨では、アメダス富士の24時間雨量354.5ミリという観測史上最大を記録し、桑木穴では総雨量580ミリを記録した。この大雨により、富士川・松野地区を中心に各所で土砂崩れが発生し、家屋の全壊1棟、大規模半壊1棟、床上浸水68棟、床下浸水181棟、道路冠水等の浸水被害が発生した。

このような大雨等による風水害の犠牲者を出さないためには、住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化が必要となる。

そのため市は、事前に市内の災害危険区域の所在を明らかにし、住民が各自の避難先、避難のタイミングを明確にしておくよう周知徹底を図るものとする。また、市長には、災害対策基本法（次項参照）において、災害が発生するおそれがある場合、災害危険区域内に居住する住民等に対し、避難情報を発令する権限が付与されており、時間経過とともに急激に進展する風水害に対処するためには、その発令基準や伝達方法を事前に定めておくことが重要となる。

本マニュアルは、風水害時における住民の自発的な避難行動の支援及び住民への事前周知に付するため、本市が平成22年に作成した「風水害時の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を、内閣府が令和3年5月に作成した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて改編し、避難情報の発令判断、伝達等に係る考え方や手順を取りまとめたものである。

なお、このマニュアルは、風水害対策の効果的な実施のために、随時見直しを行うものとする。

【災害対策基本法 抜粋】

(市町村長の情報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならぬ。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処しとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

(以下、略)

1 対象とする災害について

本マニュアルの対象とする災害は、洪水、土砂災害、高潮、暴風の風水害とする。

2 避難の考え方について

風水害から命を守るためには、災害危険区域に居住する住民等が、防災気象情報や避難情報を基に、各自の判断で適時、適切な避難行動をとることが必要である。これを実現するため、次に掲げる事項を行う。

市	<ul style="list-style-type: none"> 風水害の災害リスク及び住民等のとるべき避難行動について周知・啓発する。 災害が予想される場合には、迅速かつ適切に避難情報を発令する。
住民等	<ul style="list-style-type: none"> 自宅等の災害リスクを把握しておく。 災害リスクに応じた避難方法や避難先、避難のタイミングを決めておく。 防災気象情報や避難情報の入手方法を確認、確保しておく。 災害が予想される場合には、自ら積極的に情報を入力し、各自の判断で避難行動をとる。

避難の考え方として、災害危険区域の住民等は、その場を離れ、危険区域外の安全な場所へ「立退き避難（水平避難）」することが原則であり、最も望ましい。

なお、洪水や高潮については、ハザードマップ等により浸水深や浸水継続時間等を確認し、危険区域（浸水想定区域）においても、自宅等の上層階に浸水しない居室等があり、計画的に身の安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」を住民等が自らの判断でとることも可能である。※ただし、浸水のおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の「屋内安全確保を行う上での条件」を満たしている必要がある。


さらに、災害が発生または切迫している状況で、避難が遅れてしまい、屋外への立退き避難がえなかつて危険であると判断される場合には、自宅等の最上階や斜面からできるだけ離れた居室等、その時点で行っている場所よりも相対的に安全な場所（いっつき待避所）へ直ちに移動する「緊急安全確保」を行うものとする。

次頁「豪雨災害における避難の考え方」は、洪水と土砂災害の恐れがあるときの避難の流れを図式化したもので、富士市防災マップ（令和3年3月）より抜粋した。

【参考】＜屋内安全確保を行う上での条件＞


- ① 自宅等が家屋倒壊危険ゾーン内にはないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室がある（想定浸水深よりも高い居室がある）こと。
- ③ 自宅等が一定期間浸水することへの備え※があること。※水、食糧、携帯トイレ、その他の備蓄

① 家屋倒壊等危険指定区域に入っていない（入っているとき…）



流速が速いため、水浸しは発生するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い



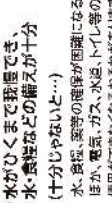
5m～10m水深
3階以上～1階下階床

3m～5m水深
2階上～1階下階床

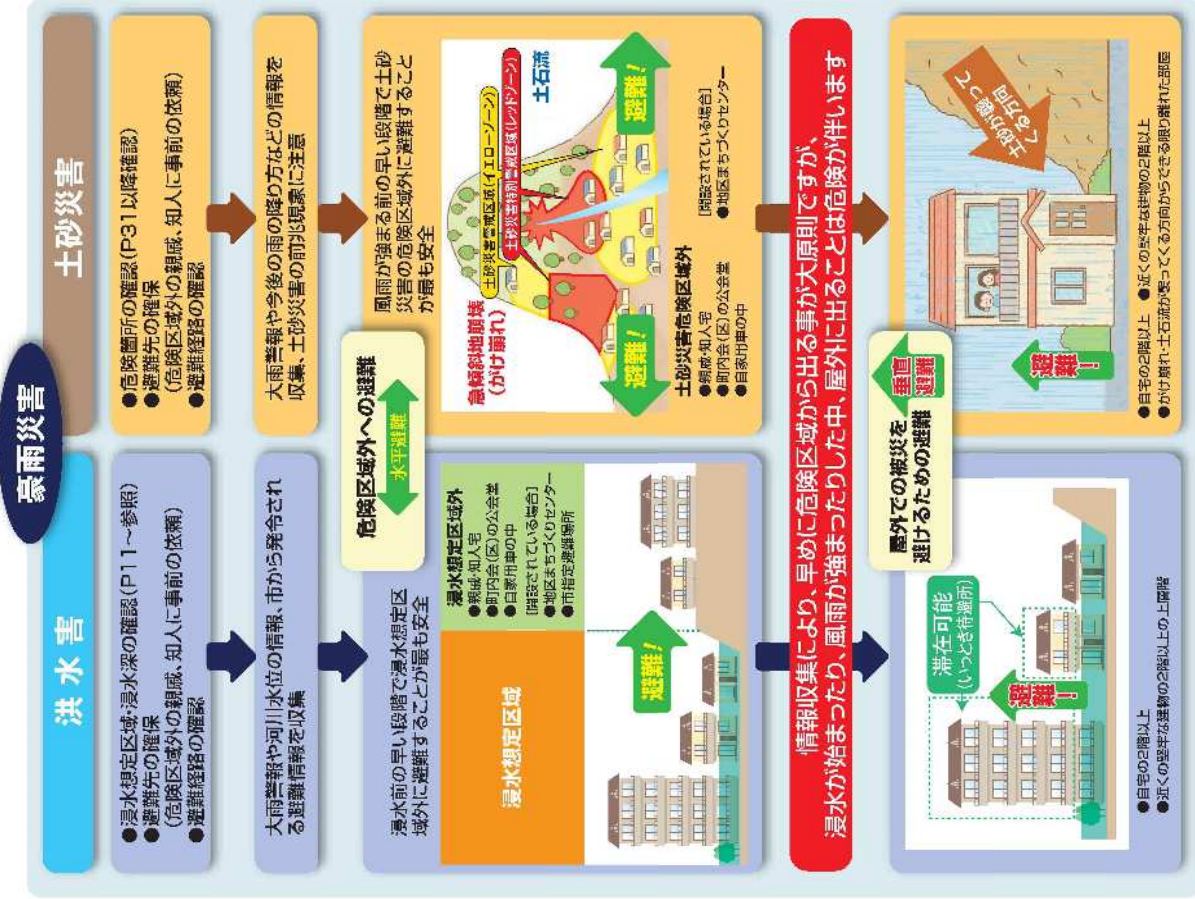
0.5m～3m水深
1階上～1階下階床

0.5m水深以下
1階下階床

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分（十分じゃないと…）



水・食糧、薬等の備蓄が豊富になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができておく必要があるります



3 避難情報について

3.1 避難情報と災害危険区域内の住民等がとるべき行動

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、災害危険区域内の避難が必要な住民等に対し、以下の避難情報に警戒レベルを付して発令し、避難行動をとるよう指示等を行う。

また、避難情報の発令基準は、本マニュアル7ページ以降に示すとおり、災害の種類ごとに設定する。

警戒レベル	避難情報	災害危険区域内の住民等がとるべき行動
警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	緊急安全確保 *災害の状況を把握した場合に、可能な範囲で発令	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生又は切迫しており、命の危険がある状況であることから、その時点では、場所よりも相対的に安全な場所 (いつとき待避所) へ直ちに移動する等の「緊急安全確保」を行う。
警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険区域外へ速やかに全員避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。
警戒レベル3 (災害のおそれあり)	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害のある人等の避難に時間がかかる人とその支援者は、危険区域外へ避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。 ● 上記以外の人は、避難の準備を整えたり、自主的に早めの避難行動をとる。

避難のタイミングとして、「警戒レベル4 避難指示」を発令した段階で、災害危険区域内の住民等全員が避難となる。なお、気象庁が発表する防災気象情報は、住民等が自ら避難行動をとる際の判断に参考とする情報である。



※警戒レベル1~2は気象庁の防災気象情報、警戒レベル3~5は市の避難情報に付して発表される。

3.2 災害危険区域の住民等が避難を判断する際に参考になる情報

市は避難情報を的確に発令するよう努めるが、住民等が自らインターネット等を活用して積極的
に防災気象情報等を収集し、避難の判断をする際に参考となるウェブサイトに於いて、広報誌等で
周知する。

ウェブサイト名	アドレス
国土交通省「川の防災情報」 ※雨量、水位、ライブカメラ等	https://www.river.go.jp/index
気象庁「キキクル（危険度分布）」 ※土砂災害、浸水害、洪水の危険度分布や 雨雲の動き等	https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=2221000
静岡県「土木総合防災情報 SAIPOS-RADOR」 ※県内の雨量、水位、ライブカメラ等	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
静岡県「土砂災害警戒情報補足情報 システム」 ※土砂災害の危険度分布	https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&
富士市「富士市防災気象情報」 ※富士市内の雨量、水位、注意報・警報 の発表状況等（日本気象協会 提供）	http://www.micosoft.jp/fujicity_pub/

3.3 要配慮者利用施設等における避難の実効性の確保

施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害
に対処するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成する
こととされている。

また、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区
域内に立地し、富士市地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、
避難確保計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

市は、その実効性を確保するため、防災危機管理課と各施設の所管課（福祉部、こども未来部、
保健部、都市整備部、教育委員会）が連携するとともに、定期的な指導監査等を活用して、避難確
保計画の作成状況やその内容、避難訓練の実施状況等を確認するよう努める。

4 洪水予報河川、水位周知河川に係る避難情報について

4.1 対象河川

洪水予報河川の富士川、水位周知河川の潤井川、沼川、小潤井川、赤淵川、高橋川の計 6 河川

4.2 避難情報の対象区域と避難方法

避難情報の対象区域は、原則として、各河川の洪水浸水想定区域図で示された範囲とする。

避難方法は、浸水深が深い場所や家屋倒壊危険ゾーンなど危険性が高い場所では「立退き避難（水
平避難）」を原則とするが、浸水深が浅い場所では、浸水しない居室等がある場合に「屋内安全確保
（垂直避難）」も可能とする。

また、複数河川から同時に浸水が想定される場合は、最も深い浸水深を基準にして、避難行動を
とる必要がある。

4.3 各河川の避難情報の発令基準と避難に関する留意点

避難情報の発令は、原則として各河川の水位情報により判断するが、河川管理者が発表する情報
や防災気象情報、河川監視の報告等により危険性が認められた場合は、総合的に判断する。

また、台風等が夜間から早朝に接近することが想定される場合については、予想雨量などの情報を
総合的に判断し、避難行動が困難になる前の前の段階（日没前）で「警戒レベル 3 高齢者等避
難」または「警戒レベル 4 避難指示」の発令を判断する。

① 富士川（水位観測点：山梨県南部観測所）

避難情報の 発令対象地区 (9 地区)	富士南・田子浦・富士駅南・富士駅北・富士北・岩松・岩松北・富士川・松野
河川水位情報	避難判断水位 420 cm 避難危険水位 490 cm 堤防の高さ付近 679 cm
指定河川洪水予報	避難注意水位 380 cm 避難注意情報
避難情報	避難警戒情報 避難警戒情報 ※1 避難危険情報 緊急安全確保
警戒レベル	高齢者等避難 避難指示 レベル 3 レベル 4 レベル 5
避難情報発令の際 に考慮する事項	— — 基準水位に到達した時点で発令する。 基準水位到達又は氾濫 の発生を確認した場 合、可能な範囲で発令 する。

※ 避難危険水位 490cm に到達した場合に加え、3 時間以内に「氾濫の可能性のある水位 (572cm) ※2」に達する見込み
がある場合にも避難危険情報が発表される。

※2 「氾濫の可能性のある水位 (572cm)」とは、南部観測所の受持ち区間で最も堤防高が低い危険箇所（山梨県南部町）
において氾濫の可能性のある水位のことをいう。

＜富士川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有

■浸水深

計画規模 150 年に 1 度程度 (48 時間の総雨量 394 mm) の降雨では、大半が 3.0m 未満の浸水深である。
想定最大規模 (48 時間の総雨量 565 mm) の降雨では、最大浸水深が 10m 以上に達する場所が存在する
他、住宅街で 3m 以上の浸水深となる場所も多数存在する。

■立退き避難の対象

- ・家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者
- ・浸水深 50 cm 以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の 1 階に居住する者
- ・浸水深 3m 以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

② 潤井川（水位観測点：潤井川橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	伝法・鷹岡・岩松北・伝法・富士北・富士駅北・吉原・田子浦・丘・今泉 (10地区)			
河川水位情報	氾濫注意水位 230 cm	避難判断水位 300 cm	氾濫危険水位 380 cm	堤防の高さ付近 490 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。 基準水位到達又は氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。		

※潤井川の水位は、星山放水路の開放状況に左右されるため、富士土木事務所に随時状況を確認する。

＜潤井川の避難に関する留意点＞

■ 家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：無、河岸浸食：有

■ 浸水深

計画規模の100年に1度程度（24時間の総雨量369mm）の降雨では、大半が1m未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量673.4mm）の降雨では、最大浸水深が5mに達する場所も存在するが、大半は3m未満の浸水深であり、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

■ 立退き避難の対象

- ・ 家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者
- ・ 浸水深50cm以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の1階に居住する者
- ・ 浸水深3m以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

③ 沼川（水位観測点：河合橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	今泉・元吉原・浮島・須津・吉永・原田・吉原（7地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位 250 cm	避難判断水位 270 cm	氾濫危険水位 298 cm	堤防の高さ付近 337 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。 基準水位到達又は氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。		

＜沼川の避難に関する留意点＞

■ 家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有

■ 浸水深

計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、大半が3m未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、住家のない場所最大浸水深が5mに達する場所も存在するが、大半は3m未満の浸水深であり、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

■ 立退き避難の対象

- ・ 家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者
- ・ 浸水深50cm以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の1階に居住する者
- ・ 浸水深3m以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

④ 小潤井川（観測点：小潤井川橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	伝法・吉原・今泉（3地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位 180 cm	避難判断水位 215 cm	氾濫危険水位 235 cm	堤防の高さ付近 —
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。 氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。		

＜小潤井川の避難に関する留意点＞

■ 家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：無、河岸浸食：有

■ 浸水深

計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、大半が50cm未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、最大浸水深が3mに達する場所も存在するが、大半は3m未満の浸水深であり、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

■ 立退き避難の対象

- ・ 家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者
- ・ 浸水深50cm以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の1階に居住する者
- ・ 浸水深3m以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

⑤ 赤淵川（観測点：花守橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	吉永北・吉永・須津・浮島・元吉原・原田・今泉・吉原（8地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位 284 cm	避難判断水位 319 cm	氾濫危険水位 334 cm	堤防の高さ付近 378 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。 基準水位到達又は氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。		

＜赤淵川の避難に関する留意点＞

■ 家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有

■ 浸水深

計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、大半が1m未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、上流部で最大浸水深が10m程度に達する場所も存在する他、河川沿いでは3m以上の浸水深となる住宅等も存在するため、「立退き避難（水平避難）」が必要となる。また、下流部では大半が3m未満の浸水深となるため、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

■ 立退き避難の対象

- ・ 家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者
- ・ 浸水深50cm以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の1階に居住する者
- ・ 浸水深3m以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

⑥ 高橋川（観測点：青野観測所）

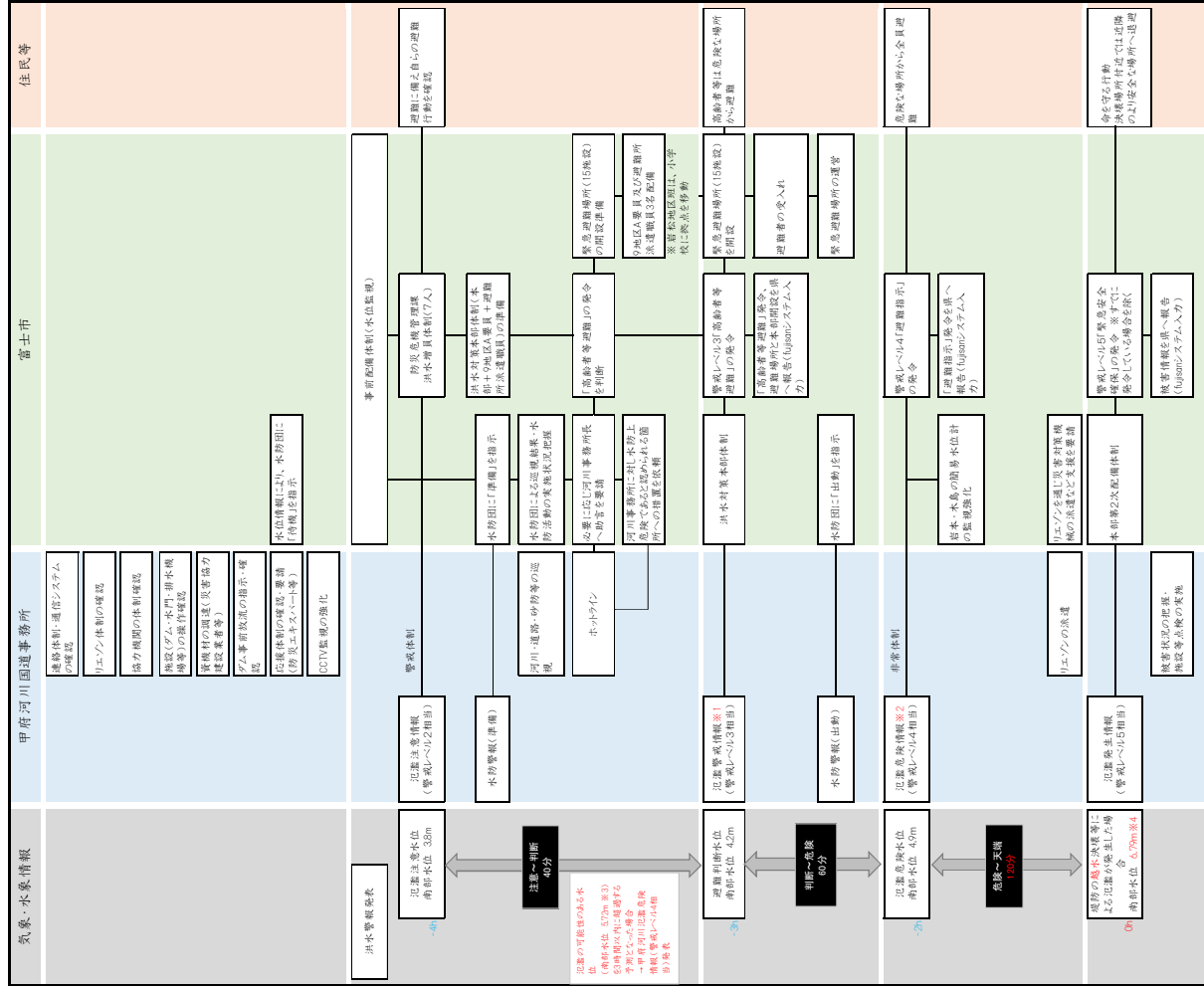
須津・浮島・元吉原（3地区）			
避難情報の発令対象地区	須津・浮島・元吉原（3地区）		
河川水位情報	180 cm	避難判断水位 220 cm	堤防の高さ付近
避難情報	-	300 cm	緊急安全確保
警戒レベル	-	-	レベル5
避難情報発令の際に考慮する事項	-	-	氾濫の発生を確認した場合、富士市への影響等を踏まえ発令を検討する。

＜高橋川の避難に関する留意点＞

■ 浸水深
 ■ 浸水深 50 cm以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の1階に居住する者

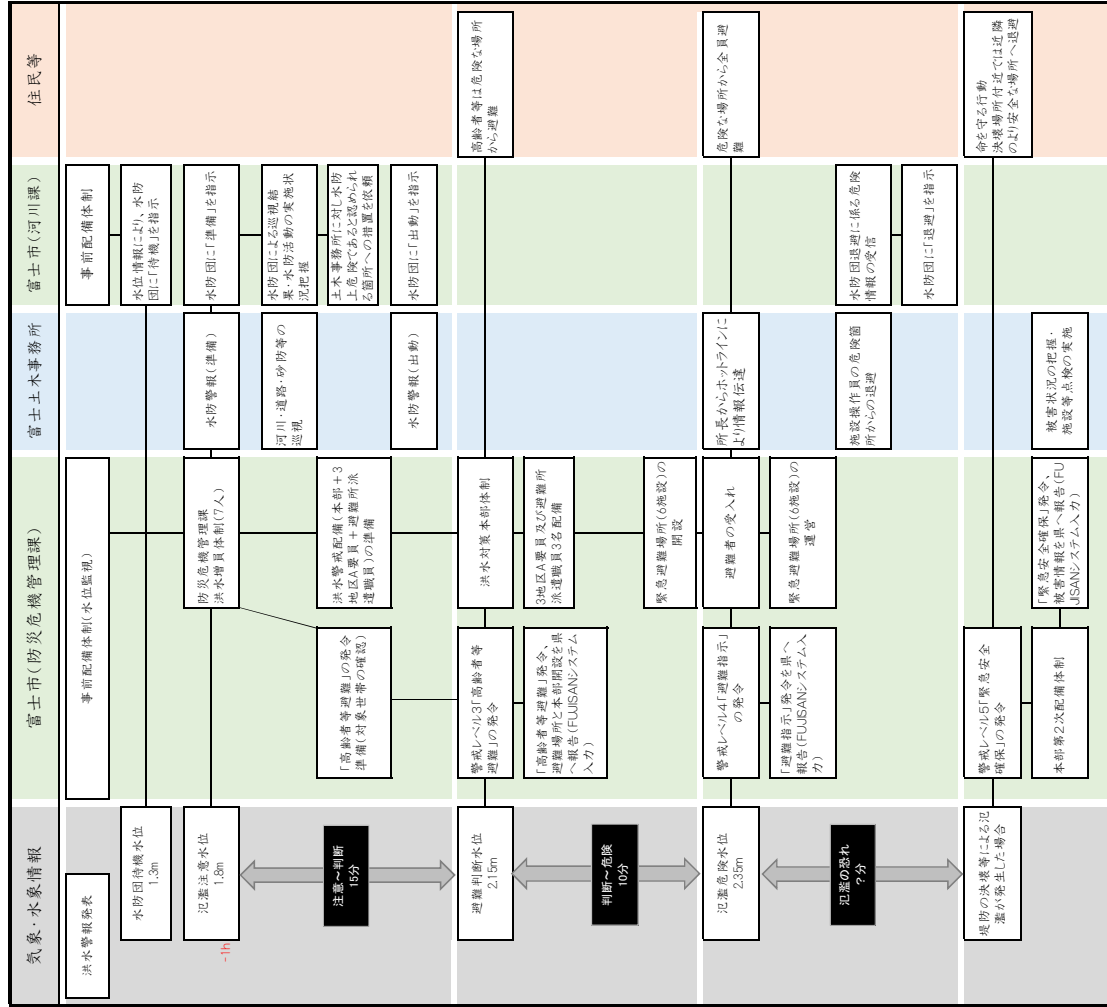
■ 避難情報の発令
 高橋川は沼津市を流れる沼川の支川であり、想定最大規模降雨により市内の東部地域での浸水が想定されているが、計画規模（50年に1度程度）降雨では本市に浸水想定がないなど、本市への影響は限定的であることから、高橋川の氾濫発生が確認された場合に、「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令について検討する。

富士川タイムライン 避難対象地区：富士南・富士東・富士北・富士北・富士北・富士川・松野(地区)

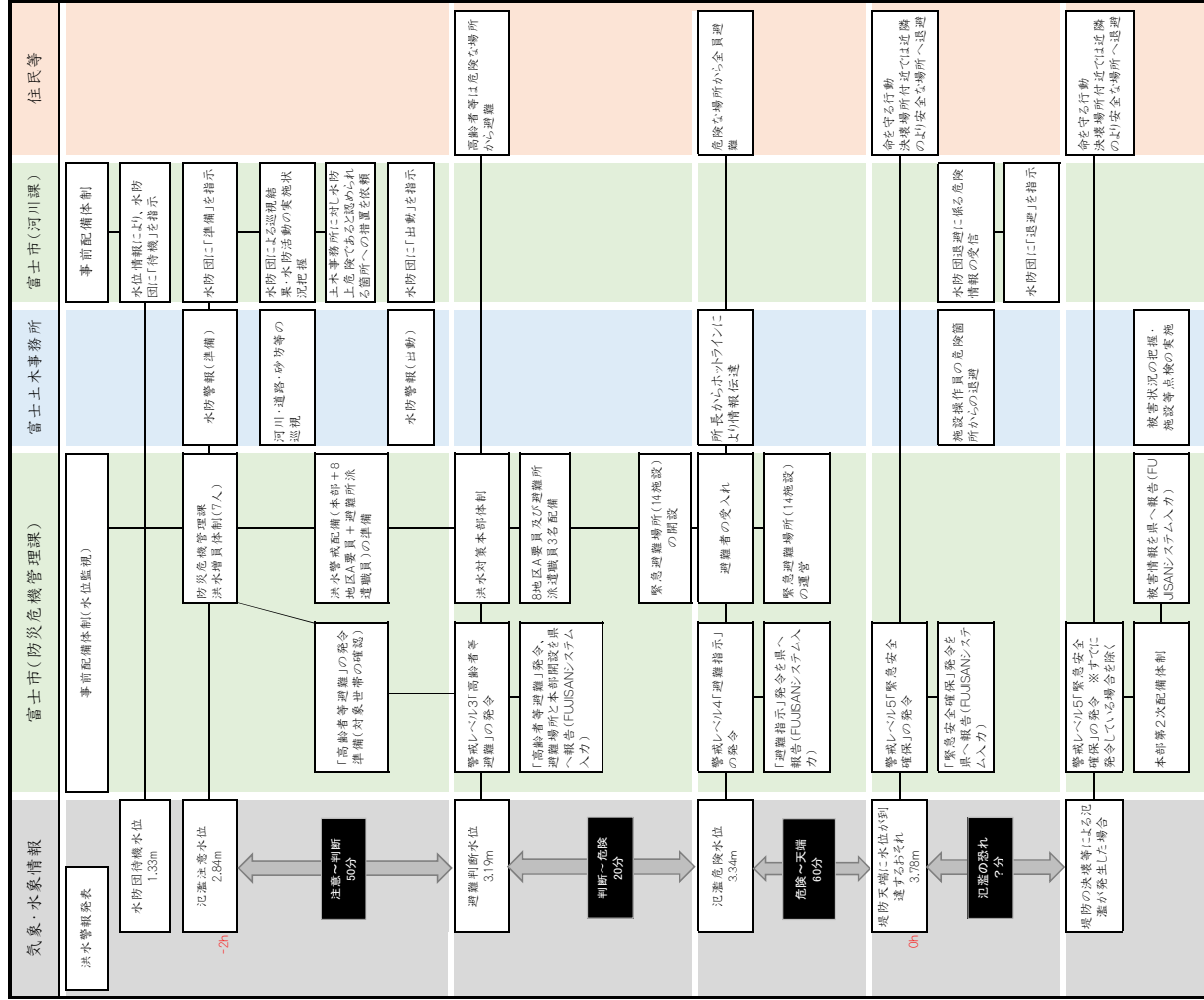


注1 氾濫危険水位を予測して利用している水位上昇速(保水最大)と計画→小川の最大水位による氾濫危険水位の水位到達時間
 注2 氾濫危険水位を予測して利用している水位上昇速(保水最大)と計画→小川の最大水位による氾濫危険水位の水位到達時間
 注3 氾濫危険水位を予測して利用している水位上昇速(保水最大)と計画→小川の最大水位による氾濫危険水位の水位到達時間
 注4 氾濫危険水位を予測して利用している水位上昇速(保水最大)と計画→小川の最大水位による氾濫危険水位の水位到達時間

小潤井川タイムライン 避難対象地区：伝法・吉原・今泉(3地区)



赤淵川タイムライン 避難対象地区：吉北北・吉永・須永・浮島・元吉原・原田・今泉・吉原(8地区)



5 県管理の中小小川に係る避難情報について

5.1 対象河川

令和4年6月、県管理の中小小川（県内120河川）の洪水浸水想定区域図（氾濫推定図）が公表され、市内で浸水が想定される中小小川は以下の11河川である。

No.	河川名	No.	河川名	No.	河川名
1	富士早川	5	滝川	9	昭和放水路
2	田子江川	6	和田川	10	駒瀬川 *
3	田宿川	7	須津川	11	沼津大沢川 *
4	江尾江川	8	春山川		

*は沼津市を流れる河川

5.2 避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、原則として、各河川の洪水浸水想定区域図（氾濫推定図）で示された範囲とする。

なお、すでに氾濫が発生している状況で、氾濫箇所を把握している場合は、避難情報の対象区域に影響のある範囲に適切に絞り込むこととする。

5.3 各河川の避難情報の発令基準

中小小川には水位計が一部しか設置された場合、避難情報発令の基準となる水位が設定されていないことを踏まえ、以下の基準に達した場合に「警戒レベル5 緊急安全確保」発令を検討する。

また、台風等が夜間から早朝に接近することが想定される場合は、予想雨量などの情報を総合的に判断し、避難行動が困難になる前の早めの段階（日没前）で「警戒レベル3 高齢者等避難」または「警戒レベル4 避難指示」の発令を判断する。

① 氾濫開始相当水位が設定されている河川【富士早川、田子江川、田宿川、江尾江川、滝川】

河川名	水位計			監視かた	洪水計カ	浸水想定区域内の地区
	有無	観測地点名	氾濫開始相当水位			
富士早川	○	桔梗橋(危)	1096cm	有無	有無	岩松北 富士北 富士駅北 富士駅南 富士南 田子浦
田子江川	○	江川橋(危)	196cm	○	○	田子浦
田宿川	○	川原下橋(危)	311cm	×	○	吉原 今泉 元吉原
江尾江川	○	権田橋(危)	314cm	○	○	須津 浮島
滝川	○	原田橋	306cm	○	○	神戸 富士見台 青葉台 原田 今泉 吉永

「警戒レベル5 緊急安全確保」発令の検討基準

- (1) 氾濫開始相当水位に達した場合
 - (2) 水防団等から氾濫発生情報が確認された場合
 - (3) 富士市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
- ※ (3) の場合は、気象庁の浸水キキクル、洪水キキクルで紫色または黒色に着色している地域を対象区域として絞り込む

② 氾濫開始相当水位が設定されていない河川【和田川、須津川、春山川、昭和放水路】

河川名	水位計			監視かた	洪水計カ	浸水想定区域内の地区
	有無	観測地点名	氾濫開始相当水位			
和田川	○	和田川	-	○	○	伝法 吉原 今泉 元吉原
須津川	×	-	-	×	○	須津 浮島 元吉原 吉永
春山川	×	-	-	×	○	浮島 元吉原
昭和放水路	×	-	-	×	×	元吉原

「警戒レベル5 緊急安全確保」発令の検討基準

- (1) 水防団等から氾濫発生情報が確認された場合
 - (2) 富士市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
- ※ (2) の場合は、気象庁の浸水キキクル、洪水キキクルで紫色または黒色に着色している地域を対象区域として絞り込む

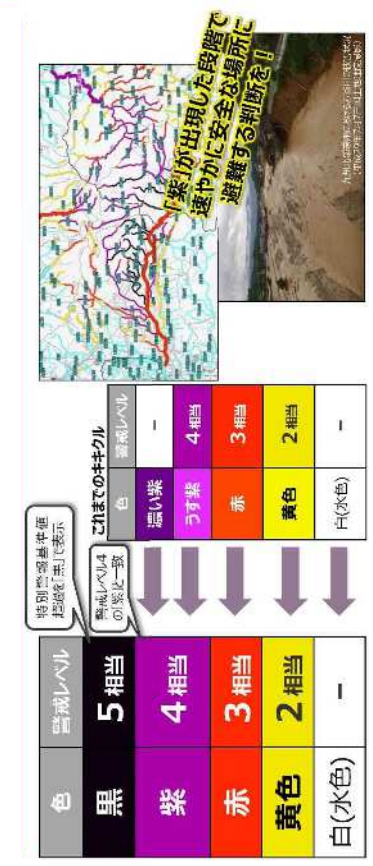
③ 沼津市を流れる河川【駒瀬川、沼津大沢川】

河川名	水位計			監視かた	洪水計カ	浸水想定区域内の地区
	有無	観測地点名	氾濫開始相当水位			
駒瀬川 *	×	-	-	×	○	浮島
沼津大沢川 *	○	大沢川橋(危)	472cm	×	○	浮島

「警戒レベル5 緊急安全確保」発令の検討基準

- (1) 静岡県等から氾濫発生情報が確認された場合

【参考】令和4年6月30日より、気象庁のキキクル（危険度分布）の配色が変更



6 土砂災害に係る避難情報について

6.1 土砂災害の避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、市内の土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域、地すべり危険箇所とする。

土砂災害は、洪水に比べ突発性が高く、正確な事前予測が困難な上、発生後に危険区域外に避難することが難しいため、人的被害に結びつきやすい。しかし、土砂災害の危険が潜在する区域は、上記のとおり事前に把握できるため、危険区域内の住民に対する警戒避難体制の周知徹底により、人的被害の軽減に繋げることができ、このような特徴から、土砂災害は危険区域内の住民が主体的に判断し、早い段階で危険区域外に避難するよう啓発することが重要である。

なお、避難対象となる危険区域（土砂災害警戒区域等）は、市内 20 地区（吉原、伝法、今泉、原田、吉永、吉永北、元吉原、須津、浮島、広見、神戸、富士見台、大淵、青葉台、岩松北、鷹岡、丘、天間、富士川、松野）に 231ヶ所存在する。

また、避難情報の発令にあたっては、気象庁及び静岡県が提供する「土砂災害に関するメッシュ情報」を確認し、危険度が高まっている地区を特定、絞り込んだ上で発令することを基本とする。

6.2 土砂災害の避難情報発令の判断基準

土砂災害については、防災気象情報や静岡県地方気象台及び静岡県等からの情報を踏まえた上で、基準に達した場合には迅速に避難情報を発令する。

区分	発令の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発令されたとき 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化）が発見されたとき 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発令されたとき 土砂災害の発生が確認されたとき

6.3 土砂災害の避難情報解除の判断基準

避難情報の解除は、土砂災害警戒情報が解除された時を原則とするが、土砂災害は降雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。このような際には、気象庁ホットラインを活用し助言を求められることができる。

6.4 土砂災害の指定緊急避難場所

土砂災害に関する警戒レベル3以上の避難情報を発令した場合、指定緊急避難場所として地区まちづくりセンター（岩松、富士北、吉永北地区を除く）及び吉永第二小学校を開設する。

土砂災害タイムライン

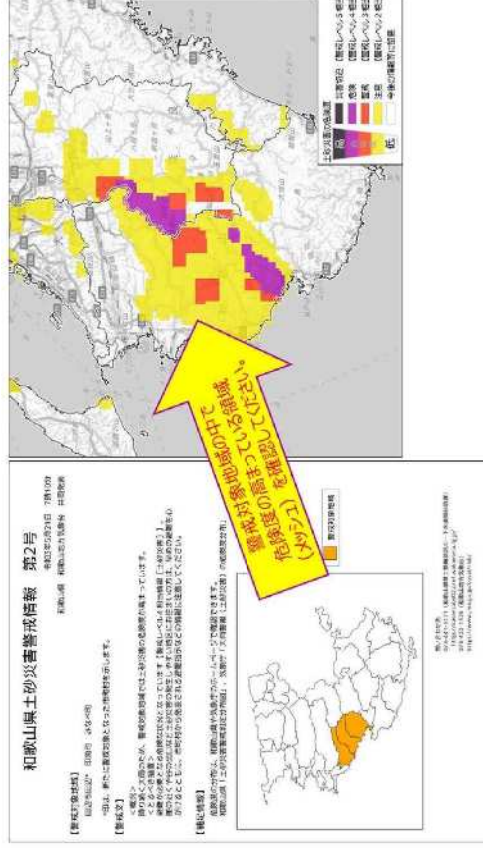


●「土砂災害警戒情報」及び「土砂災害に関するメッシュ情報」とは？

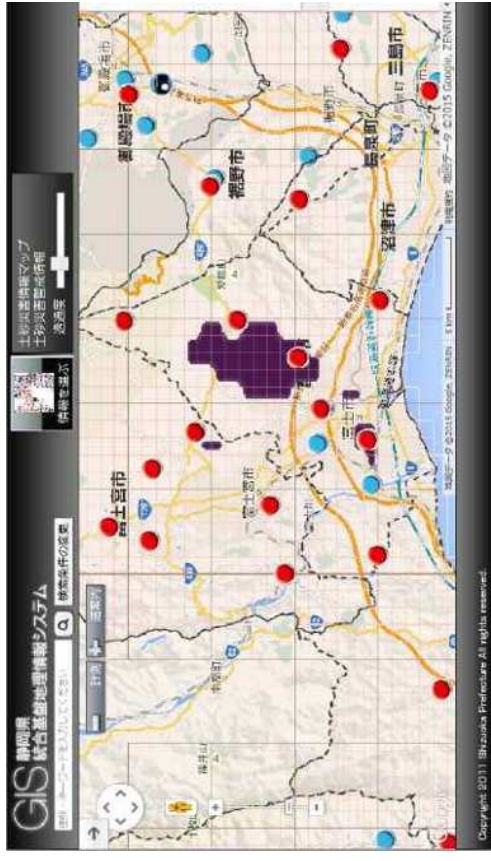
「土砂災害警戒情報」は、市町における避難情報発令の判断を支援するため、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警戒（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険性が更に高まったときに発表される。

「土砂災害に関するメッシュ情報」は、土砂災害警戒情報を補足する情報であり、気象庁及び静岡県が提供する。市内を四方の領域（メッシュ）に区分けし、最大2～3時間先までの土壌雨量指数等の情報から、各メッシュにおける土砂災害の危険度が色分けして表示される。

<気象庁が提供する土砂災害警戒情報（左）・土砂キキクル（危険度分布）（右）の発表例>



<静岡県が提供する土砂災害に関するメッシュ情報>



<土砂災害に関するメッシュ情報の色の区分け>

雨量や土壌雨量指数の状況	気象庁 (1kmメッシュ) 10分更新	静岡県 (1kmメッシュ) 10分更新
2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満の場合	白	白
2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】の基準以上となる場合	黄	白
2時間先までの予測値が大雨警戒報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】の基準以上となる場合	赤	白
予測値または実況値で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】の基準以上となる場合	紫	3時間先予測：黄 2時間先予測：橙 1時間先予測：赤
実況値で大雨特別警戒報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】の基準以上となった場合	黒	実況値：紫



7 高潮に係る避難情報について

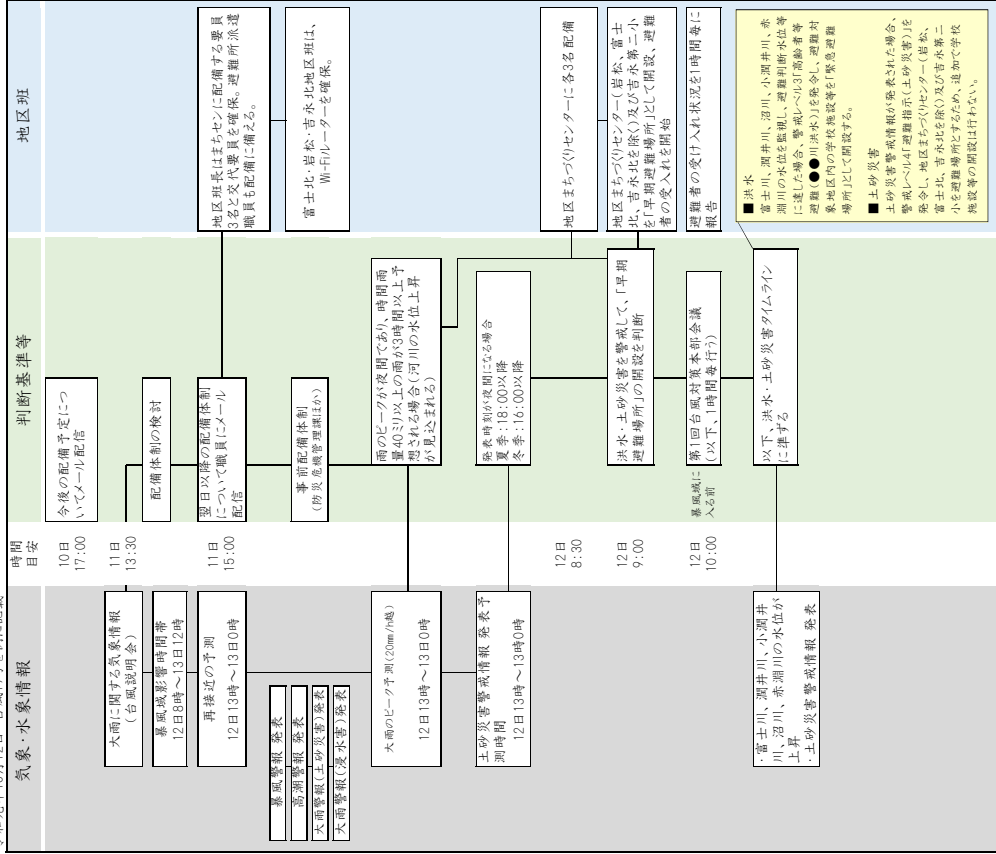
台風や発達した低気圧の接近により、高潮による海面上昇が顕著になり、高潮特別警報が発表された場合等に避難情報を発令する。なお、避難情報の発令時において、沼津河川国道事務所ホットラインを活用し助言を求めることができる。

また、令和3年9月公表の想定最大規模による高潮浸水想定区域図（静岡県）により、避難情報の対象区域は、田子の浦港周辺の沿岸部のみとする。

区分	発令の基準
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報）が発表されたとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 異常な越波、越流の発生を確認したとき 水門、陸閘等の異常が確認されたとき 高潮により堤防などの施設に被害等の発生を確認したとき

8 台風タイムライン
台風や発達した低気圧の接近時に、台風対策本部体制をとる際の参考とする

令和元年10月12日 台風19号を例に記載



9 風水害時に開設する避難場所

早期避難場所

台風の影響や大雨により、市内で河川洪水や土石砂災害などの災害が発生する可能性がある場合に、**風評が強い地区**は、**早期避難場所**として開設します。
 ※早期避難場所は、土砂災害の「緊急避難場所」も兼ねています。

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
吉原まちづくりセンター	高瀬町6-3	-m	0.3m	1.0m	-m	-m	-m
吉原まちづくりセンター	富士駅北まちづくりセンター	-m	-m	-m	1.5m	-m	-m
伝法まちづくりセンター	伝法2743-2	-m	-m	-m	0.7m	-m	-m
今瀬まちづくりセンター	今瀬7-12-37	-m	-m	-m	2.7m	0.4m	-m
青葉まちづくりセンター	比叡1447-1	-m	-m	-m	1.3m	-m	-m
元百原まちづくりセンター	大野新田744-2	-m	-m	-m	2.4m	-m	-m
須藤まちづくりセンター	中野1143-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m
原田まちづくりセンター	西瀬2715-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士台まちづくりセンター	原田485	-m	-m	-m	-m	-m	-m
神戸まちづくりセンター	富士台まちづくりセンター	-m	-m	-m	-m	-m	-m
大瀬まちづくりセンター	三ツ沢600-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m
	大瀬285-4	-m	-m	-m	-m	-m	-m
	大瀬285-4	-m	-m	-m	-m	-m	-m

※岩松まちづくりセンター、富士川の想定浸水深が9.5m（河床面以上）、富士北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。
 ※岩松まちづくりセンター、富士川の想定浸水深が9.5m（河床面以上）、富士北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。

緊急避難場所
【富士川洪水】

富士川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、浸水が想定される9地区内の以下の学校の施設を「緊急避難場所」として開設します。
 ※赤川の洪水浸水想定地区：富士駅北、富士北、富士駅前、田子浦、富士南、岩松北、富士川、松野

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
富士第一小学校	本市場280-2	1.9m	-m	-m	2.4m	0.5m	-m
富士第二小学校	平瀬町1-1	2.0m	-m	-m	2.5m	0.3m	-m
富士中学校	中島320	2.1m	-m	-m	4.0m	-m	-m
富士中央小学校	米之郷795	2.1m	1.0m	-m	2.4m	0.4m	-m
富士高等学校	松林7	2.1m	0.8m	-m	-m	-m	-m
富士第二小学校	横町1-8-1	0.6m	-m	-m	-m	-m	-m
富士南中学校	岩27551	1.0m	-m	-m	-m	-m	-m
富士南中学校	津島550	1.1m	-m	-m	-m	-m	-m

※岩松中学校、富士川第一中学校、富士川体育館は、河川洪水による危険性が低い施設（東瀬橋危険ゾーン内）のため、富士川の洪水浸水時に開設しません。

緊急避難場所
【潤井川洪水】

潤井川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、浸水が想定される10地区内の以下の学校の施設を「緊急避難場所」として開設します。
 ※潤井川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今瀬、富士駅北、富士北、田子浦、岩松北、鹿岡、天間、丘

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6m	1.2m	-m	-m	-m
伝法小学校	伝法2743	-m	-m	-m	2.1m	1.0m	-m
吉原第一中学校	赤田北町7-1	-m	0.8m	1.7m	-m	-m	-m
吉原小学校	今瀬3-17-1	-m	0.5m	1.0m	2.5m	0.3m	-m
吉原第二中学校	今瀬1955	-m	-m	-m	2.4m	0.4m	-m
吉原高等学校	今瀬2160	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士第一小学校	本市場280-2	1.9m	-m	-m	-m	-m	-m
富士中学校	中島320	2.1m	-m	-m	-m	-m	-m

緊急避難場所
【小瀬川洪水】

小瀬川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、浸水が想定される8地区内の以下の学校の施設を「緊急避難場所」として開設します。
 ※小瀬川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今瀬

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6m	1.2m	-m	-m	-m
伝法小学校	伝法2743	-m	-m	-m	0.5m	1.0m	1.2m
吉原第一中学校	赤田北町7-1	-m	0.8m	1.7m	-m	-m	-m

緊急避難場所
【沼川洪水】

沼川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、浸水が想定される7地区内の以下の学校の施設を「緊急避難場所」として開設します。
 ※沼川の洪水浸水想定地区：吉原、今瀬、吉永、元吉原、須津、浮島、原田

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6m	1.2m	-m	-m	-m
今瀬小学校	今瀬3-17-1	-m	0.5m	1.0m	1.2m	1.2m	-m
吉原第二中学校	今瀬1955	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第二中学校	比叡75	-m	-m	-m	-m	-m	-m
元吉原小学校	今瀬3-4-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m
元吉原中学校	納川中町28-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m

緊急避難場所
【赤川川洪水】

赤川川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、浸水が想定される8地区内の以下の学校の施設を「緊急避難場所」として開設します。
 ※赤川川の洪水浸水想定地区：吉永北、吉永、須津、浮島、元吉原、原田、今瀬、吉原

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
吉永第二小学校	鶴瀬ヶ淵149-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原北中学校	原田2259	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第一小学校	比叡1431	-m	-m	-m	0.8m	-m	-m
吉原第二中学校	比叡75	-m	-m	-m	2.2m	-m	-m
富士市立高等学校	比叡1654	-m	-m	-m	-m	0.5m	1.2m
須津小学校	中里1019	-m	-m	-m	-m	-m	-m
須津中学校	中里1156	-m	-m	-m	-m	0.6m	1.2m

洪水時車いすとき避難場所

浸水についての警戒レベル3以上の避難情報が発表された場合、避難者が自家用車内での安全確保を図ることを目的に、以下の公園等を「洪水時車いすとき避難場所」として開設します。

施設名	住所	想定浸水深			想定浸水深		
		富士川	赤川	赤川	富士川	赤川	赤川
富士西公園陸上場	入山瀬772-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士市総合運動公園陸上場	中野町71	-m	-m	-m	-m	-m	-m

1.0 同報無線の放送案文

災害の種類	放送時期	放送範囲	同報無線放送案文
大雨・洪水警報	【自動放送】大雨・洪水警報が発表された時	全域	市内に大雨・洪水警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報を注意してください。
土砂災害警戒情報	【自動放送】土砂災害警戒情報が発表された時	全域	市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので、危険区域にお住まいの方は避難の準備をしてください。
大雨特別警報	【自動放送】大雨特別警報が発表された時	全域	市内に大雨特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。
暴風特別警報	【自動放送】暴風特別警報発表時	全域	市内に暴風特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。
台風接近情報	最接近予定の当日や前日等、状況に応じて（台風接近が夜間の場合は早めに放送する）	全域	市内では、強い風や大雨が予想されています。台風の接近に備え、風で飛ばすような物の固定や、雨による浸水などの対策をお願いします。
【土砂災害】警戒レベル3 高齢者等避難	強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	全域	市内の土砂災害危険区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。土砂災害の危険区域にお住まいで、避難に時間がかかる方は、危険区域外の安全な場所や地区まちづくりセンター等の早期避難場所へ避難してください。
【土砂災害】警戒レベル4 避難指示	土砂災害の避難指示発令基準に達したとき	全域 特定した区域	緊急放送、〇〇地区の土砂災害危険区域に、警戒レベル4 避難指示を発令します。直ちに避難してください。
【土砂災害】警戒レベル5 緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき 土砂災害の発生が確認されたとき	全域 特定した区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。市内に大雨特別警報が発表されました。命を守る最善の行動をとってください。 緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇地区で土砂災害が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。
【土砂災害】高齢者等避難・緊急安全確保解除	高齢者等避難・緊急安全確保を解除したとき	全域 特定した区域	市内に発令していた、土砂災害 高齢者等避難（避難指示・緊急安全確保）を解除します。

災害の種類	放送時期	放送範囲	同報無線放送案文
【洪水】警戒レベル3 高齢者等避難	河川の水位が避難判断水位に達したとき	全域 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。 〇〇川の水位が急激に上昇しています。〇〇地区の避難に時間がかかる方は避難を開始してください。
【洪水】警戒レベル4 避難指示	河川の水位が氾濫危険水位に達したとき	全域 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル4 避難指示を発令します。〇〇川が氾濫する恐れがあります。〇〇地区の方は速やかに避難してください。
【洪水】警戒レベル5 緊急安全確保	河川の水位が堤防の高さ付近に達したとき 氾濫の発生を確認したとき	全域 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川がいつ氾濫してもおかしくない状況です。命を守る最善の行動をとってください。 緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川で氾濫が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。
【洪水】高齢者等避難・緊急安全確保解除	高齢者等避難・緊急安全確保を解除したとき	全域 浸水想定区域	〇〇川流域に発令していた、高齢者等避難（避難指示・緊急安全確保）を解除します。
【高潮】警戒レベル4 避難指示	高潮特別警報が発表されたとき 異常な越波、越流の発生が確認されたとき 水門、陸揚等の異常が確認されたとき	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル4 海岸付近に高潮災害の避難指示を発令します。潮位が上昇し、危険です。速やかに避難してください。 緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による危険が高まっています。命を守る最善の行動をとってください。
【高潮】警戒レベル5 緊急安全確保	堤防などの施設に被害の発生を確認したとき	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による被害が発生しています。命を守る最善の行動をとってください。
【高潮】避難指示・緊急安全確保解除	避難指示・緊急安全確保を解除したとき	沿岸地区	海岸付近に発令していた、高潮災害 避難指示（緊急安全確保）を解除します。

富士市富士山火山避難計画 沿革

平成28年2月	富士市富士山火山避難計画	作成
平成31年2月	富士市富士山火山避難計画	修正

富士市富士山火山避難計画

平成31年2月

目次

第1編 総論		第3編 広域避難計画	29
1. 富士市富士山火山避難計画	1	第4編 災害応急対策	
2. 富士山噴火による火山現象	2	1. 情報伝達手段	33
3. 富士市富士山ハザードマップ	4	2. 避難指示等	34
第2編 避難計画（基本方針）		3. 市の体制	36
1. 避難計画対象・非対象の選定	5	4. 小・中学校の避難体制	38
2. 対象とする火山事象一覧	6	5. 避難ルート・輸送手段の特定	39
3. 噴火警戒レベル	8	6. 交通規制	40
4. 避難方法の原則	9		
5. 火山現象別の避難行動			
5-1 火口形成	12		
5-2 大きな噴石	13		
5-3 溶岩流	14		
5-4 融雪型火山泥流	22		
5-5 降灰	24		
5-6 小さな噴石	27		
5-7 降灰後土石流	28		

第1編 総論

1. 富士市富士山火山避難計画

避難計画策定の経緯

平成13年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、協議会内の富士山ハザードマップ検討委員会により富士山の火山現象による影響範囲と対策についての報告書が作成された。その後、富士山火山広域防災対策検討会にて富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。平成17年には、静岡県（9市町）と山梨県（7市町村）の両県の16市町村が、県域を越えて火山災害に備えるために「環富士山火山防災連絡会」を設立。富士山火山災害のための総会と協議会を毎年開催している。翌平成18年には連絡会16市町において「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」を締結し、平成21年に「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」の運用マニュアルが作成され、より実践的な支援体制の強化に取り組んだ。平成23年12月には、国の防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村など58機関は、「富士山火山防災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を、平成24年6月8日に設立した。協議会では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を広域的に行う必要も協議し、「富士山火山広域避難計画」を取りまとめた。これにもとづき本市においても、「富士市富士山火山避難計画」（以後、「本計画」とする）を策定するものとする。

避難計画の位置付けと今後の課題

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火する状況ではない。しかし、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は、他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、静岡、山梨両県の複数の市町村に及び、また降灰による影響は、神奈川県や東京都を含む首都圏にまで拡大する可能性がある。

本計画では、富士山が噴出した場合に、富士市における、緊急的且つ広域的な対応が求められる火山現象からの避難を対象としている。なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は想定していない。また、本計画は、富士市地域防災計画の基礎となる避難に関する原則的な事項を示したものであることから、発災時には、噴火の状況や地域特性に応じ、臨機かつ柔軟な対応が求められる。富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録され、本市にも多くの観光客が訪れている。本市では、住民のみならず観光客・登山客も含めた本計画を、富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めていく。なお、小さな噴石や融雪型火山泥流などに関する避難計画では、多くの課題が残っていることから、引き続き検討を進めるとともに、今後、訓練等を通じて、本計画をより実践的なものとするため、継続的に検討を進めていく。

2. 富士山噴火による火山現象

○溶岩流

噴火に伴って、地下のマグマが地表に流出したものを。溶岩は数百度から1,200度の高熱のため流れ下ると道路を埋め、家や木々を燃やす。富士山の溶岩は粘性が低いと言われている。流れの速さは、人が歩く程度なので避難が可能。



伊豆大島噴火の溶岩流（昭和61年11月19日）

○融雪型火山泥流

溶岩が周辺の雪や氷また、土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象のため、積雪期の噴火時等には早めの避難が必要。



十勝岳の融雪型火山泥流（大正15年5月24日）

○降灰

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。火山灰は、時には数十kmから数百km以上も飛ばされ、広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。



三宅島の降灰（平成12年7月16日）

○降灰後土石流

火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降り、土石流や泥流が発生する現象。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流域に大きな被害をもたらす。



土石流被害を受けた九条屋
四土交通省九州地方整備局香川県事務所提供

○大きな噴石・小さな噴石

大きな噴石とは、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等で、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持つ。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生する。小さな噴石は噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることがある。

○火砕流

高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象の一つ。流下速度は時速数十kmから数百十km、温度は数百℃にも達する。

○水蒸気爆発

水蒸気爆発は、マグマからの熱により熱せられた地下水が高温高圧の水蒸気となって爆発的に噴出する現象。マグマが直接関与しないため、噴出物中にマグマ物質が含まれないという特徴がある。



雲山普賢岳の火砕流（平成6年6月24日）

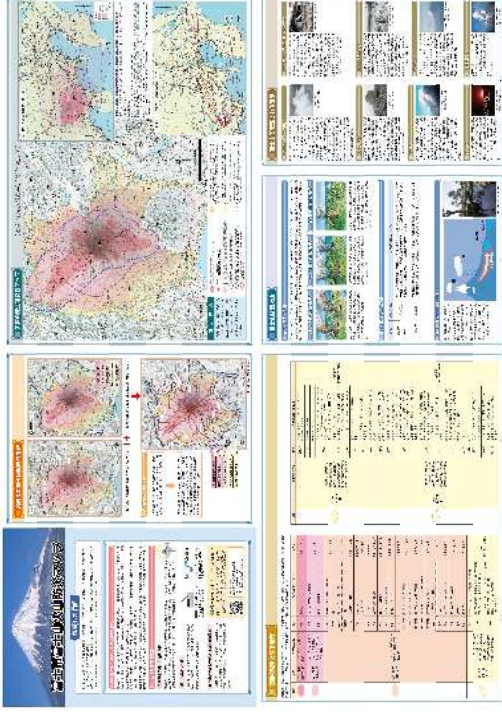


御嶽山水蒸気爆発（平成26年9月27日）

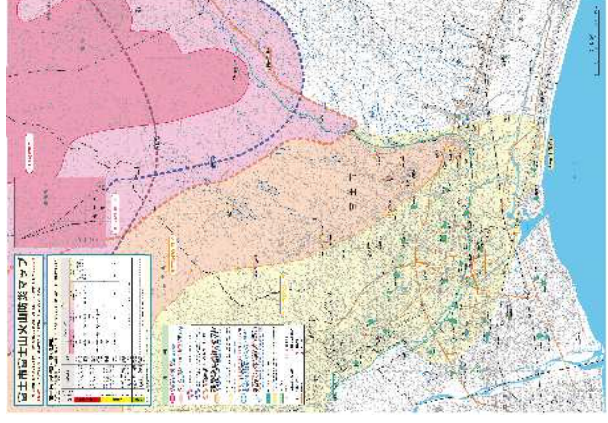
3. 富士市富士山ハザードマップ

富士市では平成16年富士山ハザードマップ検討委員会の報告書をもとに、富士山が噴火した際の溶岩流・噴石・火砕流・融雪型火山泥流・降灰の被害想定を示した「富士市富士山火山防災マップ」を全戸配布した。平成19年には、地区ごとの避難対象地域と町内会（区）の避難場所を記した「富士市富士山火山避難地図」を該当町内会（区）に全戸配布した。平成31年には学習面（表面）の更新を行った。

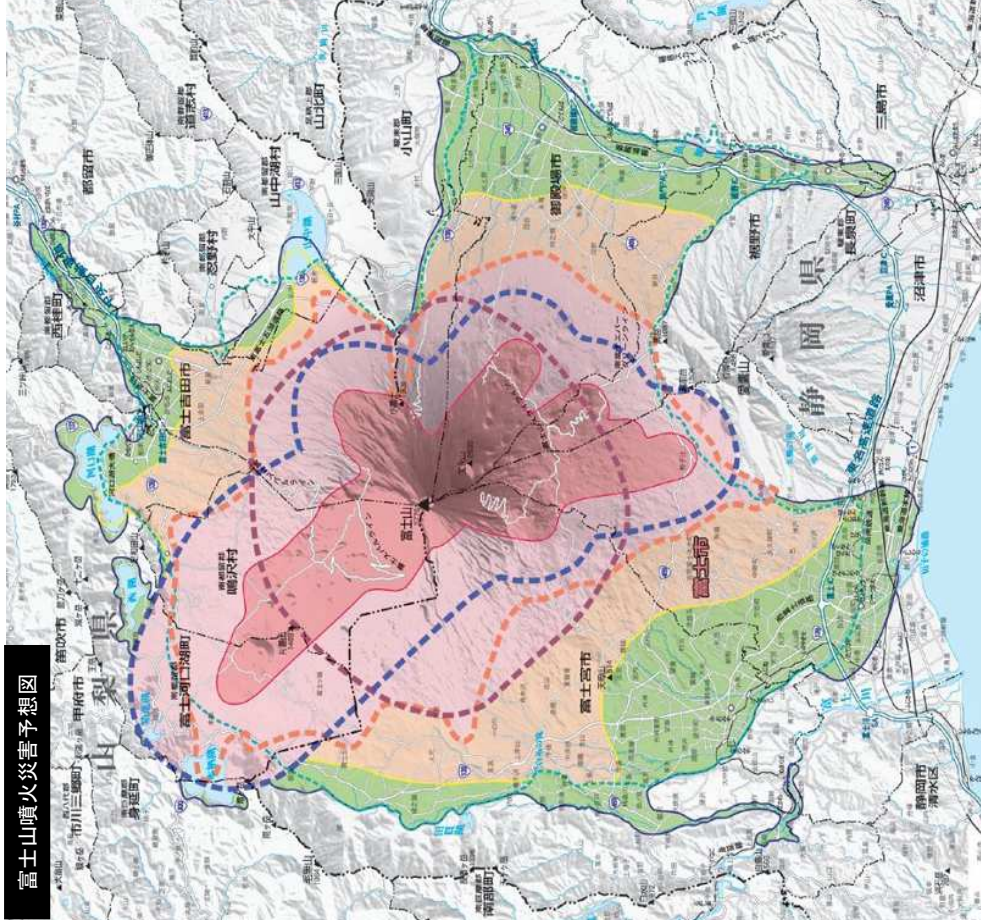
表



裏



第2編 避難計画（基本方針）
1. 避難計画対象・非対象の選定



2. 対象とする火山現象一覧

本計画では、富士市に影響のある（前頁図）火山活動に直接起因する現象のうち、噴火活動に伴い被害の発生が予想され、富士山ハザードマップ検討委員会において、約3,200年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い現象として火山防災マップが作成された火山現象（火口形成・噴石・溶岩流・融雪型火山泥流・降灰及び降灰後土石流）を対象とする。
なお、風の影響を受ける小さな噴石については、火山防災マップ作成当時、十分な検討がされなかったが、その後の検討によりシミュレーションが実施されたことから、本計画の対象とする。また、本計画で対象外とした岩屑なだれ（山体崩壊）等については、具体的な場所や影響範囲、発生の予測等が明らかになった時点で対象とするかの検討を行う。

区分	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
富士市	約3,200年前以降複数の実績があり、本市において発生頻度が高い現象 [火山防災マップが作成済みの現象] ①火口形成 ⑤降灰 ②大きな噴石 ⑥小さな噴石 ③溶岩流 ⑦降灰後土石流 ④融雪型火山泥流	対象とする (避難計画対象火山事象)
富士山 ハザードマップ 検討委員会	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ（山体崩壊） [文章による記述のみの現象] ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震（地殻変動） ・洪水氾濫 ・津波	対象外 (避難計画非対象火山事象)
その他	約3,200年前以降複数の実績があるが、ハザードマップ検討委員会により、本市において影響がないとされる現象 [火山防災マップより] ・火砕流（火砕サージ）	

4. 避難方法の原則（対象者別避難方法）

原則：全ての火山現象において、

「噴火警戒レベルに応じた段階的な自家用車等による自主避難」を実施する。

噴火前：第1・2・3次避難対象エリアの住民は、噴火警戒レベルの上昇に伴って避難開始。

噴火後：第4次A・B避難対象エリアの住民は、不要な避難・交通障害を避けるためにも、火口の位置・火山現象・規模等を見極めたうえで避難を開始する。

一般住民

基本的な考え方

- ・ 自家用車等による避難を原則とし、家族または個人で避難対象エリア外の避難先が確保できる場合（親戚・知人宅等）、噴火警戒レベルにより速やかにハザードの外側へ避難する。ただし、町内会（区）長・自主防災会長へ予め行き先を伝達する。
- ・ 避難対象エリア外に避難先が確保出来ない場合、市で指定する火山災害避難場所へ自主避難する。

<取り組みの方向>

- ・ 避難可能な親戚・知人宅の確保
- ・ 富士山火山防災マップ・火山防災訓練により、通常時から避難開始の噴火警戒レベル・避難方法・避難所・避難ルート等を事前に確認しておく。
- ・ 避難の際には「声かけ」及び「見回り」をする等、町内会（区）で残留者がいないことを確認する。

<自主避難の火山情報収集の方法>

- ・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

避難行動要支援者（要支援者）及び自家用車避難が困難な住民

基本的考え方

- ・ 要支援者は、避難行動に時間を要することから、対象噴火警戒レベルの一つ前のレベルで避難を開始する。（避難準備も同様）
- ・ 要支援者及び自家用車避難が困難な場合、近隣住民での自家用車乗合にて避難する。
- ・ 要支援者及び自家用車避難が困難で近隣住民もなく自家用車による乗合も不可能な場合、各町内会（区）の集合場所にて、自衛隊車輛及びバスにて避難を行う。

<取り組みの方向>

- ・ 富士山火山防災マップ・火山防災訓練により、通常時から避難開始の噴火警戒レベル・避難方法・避難所・避難ルート等を事前に確認しておく。
- ・ 親戚や近隣住民で災害時も介助できる者を事前に決めておく。
- ・ 町内会（区）で、事前に要支援者及び自家用車避難が困難で近隣住民もなく自家用車による乗合も不可能な人数・所在を把握する。
- ・ 福祉施設等に入居している場合は施設単位で集団避難する。
- ・ 確実に避難したかを「声かけ」「見回り」により把握し、全員が避難したことを確認する。

<自主避難の火山情報収集の方法>

- ・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

登山者

【避難の基準】

火山性微動、低周波地震等、小規模であっても噴火に結びつく変化が見られた場合、噴火警戒レベルに限らず、直ちに下山する。

<取り組みの方向>

- ・ 家族に登山ルート・下山時刻等を事前に連絡しておく。
- ・ 登山ルート上の山小屋の位置を確認しておく。

<自主避難の火山情報収集の方法>

- ・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

<段階的な避難>

避難噴火警戒レベルや噴火の状況に基づき段階的な避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル		噴火警戒レベル				噴火開始直後	融雪型火山泥流	降灰	小さな石	降灰後土石流	
	噴火警戒レベル	噴火警戒レベル	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア						第4次B避難対象エリア
噴火前	3	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア	
	4	4	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備 【降灰前に避難を要する場合は避難準備 避難準備 避難準備 避難準備 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備 【降灰前に避難を要する場合は避難準備 避難準備 避難準備 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備 【降灰前に避難を要する場合は避難準備 避難準備 避難準備 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備 【降灰前に避難を要する場合は避難準備 避難準備 避難準備 【全方位】	
噴火開始直後	5	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】
	開	開	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流					降灰	小さな噴石の影響想定範囲	降灰後土石流
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア			
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合	火山灰の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火開始後	避難	避難	避難	避難	避難	避難	屋内退避	避難準備/避難
	避難・入	避難	避難	避難	避難	避難	屋内退避	(降雨により)
※第4次A 避難対象エリアに流下の可能性がある場合	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	避難	屋内退避	避難準備/避難
	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	避難	屋内退避	(降雨により)
※第4次B 避難対象エリアに流下の可能性がある場合	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	避難	屋内退避	避難準備/避難
	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	山規制【対象ライン】	避難	屋内退避	(降雨により)

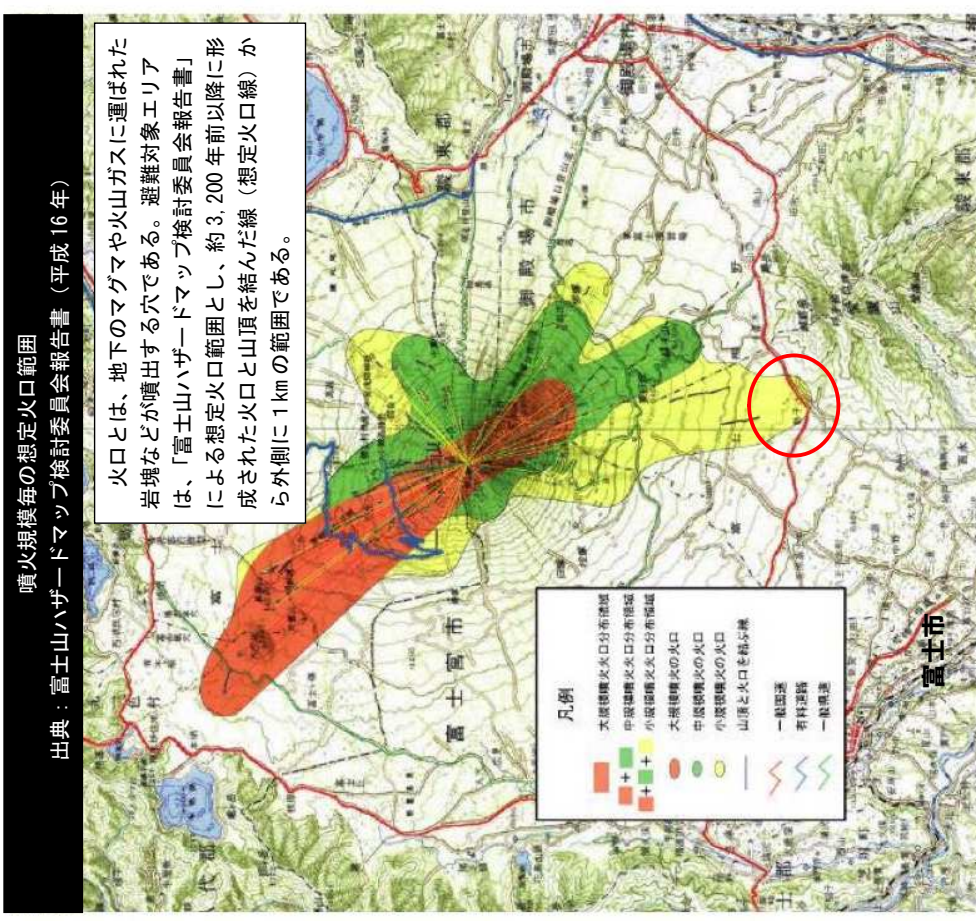
※第4次A 避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※第4次B 避難対象エリアに流下の可能性がある場合

5. 火山現象別の避難行動

5-1 火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。



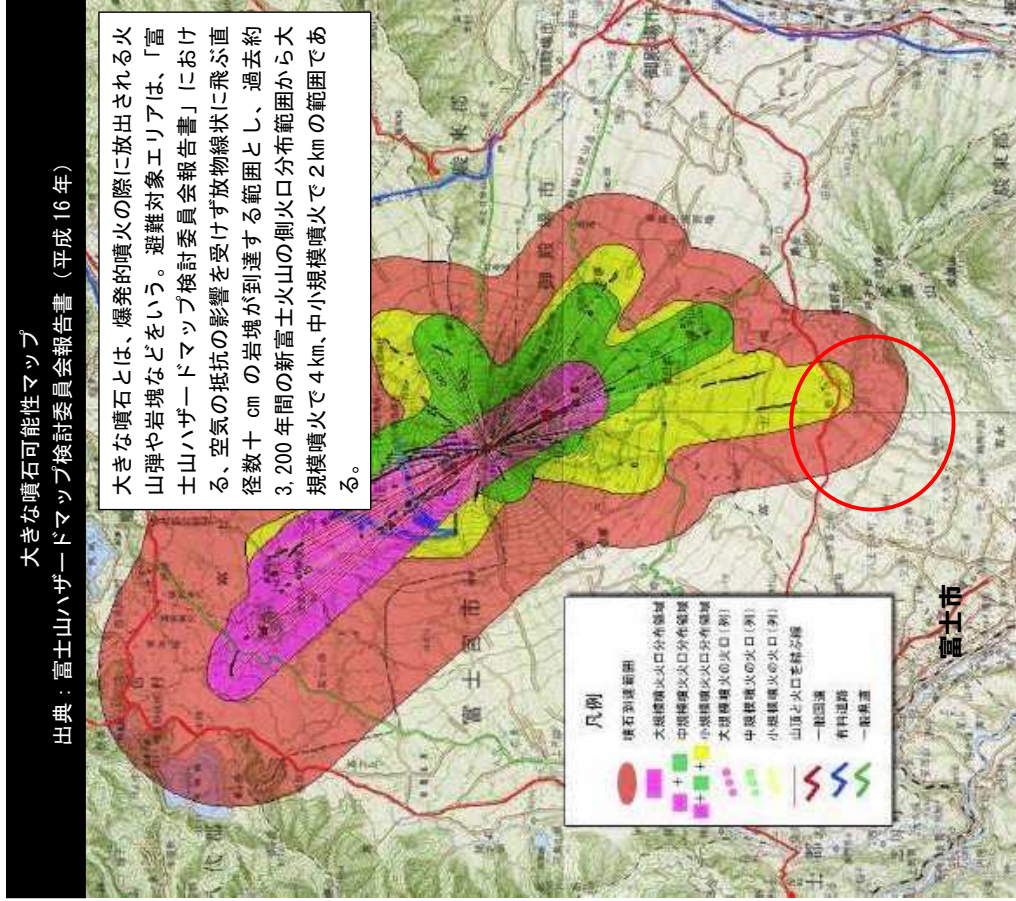
本市においては【勢子辻町内会】のみが該当。

避難方法の原則に沿って、噴火警戒レベル3の時点で避難を開始。

個人で避難対象エリア外に避難先が確保できる場合、速やかに対象エリアの外側へ避難する。

5-2 大きな噴石

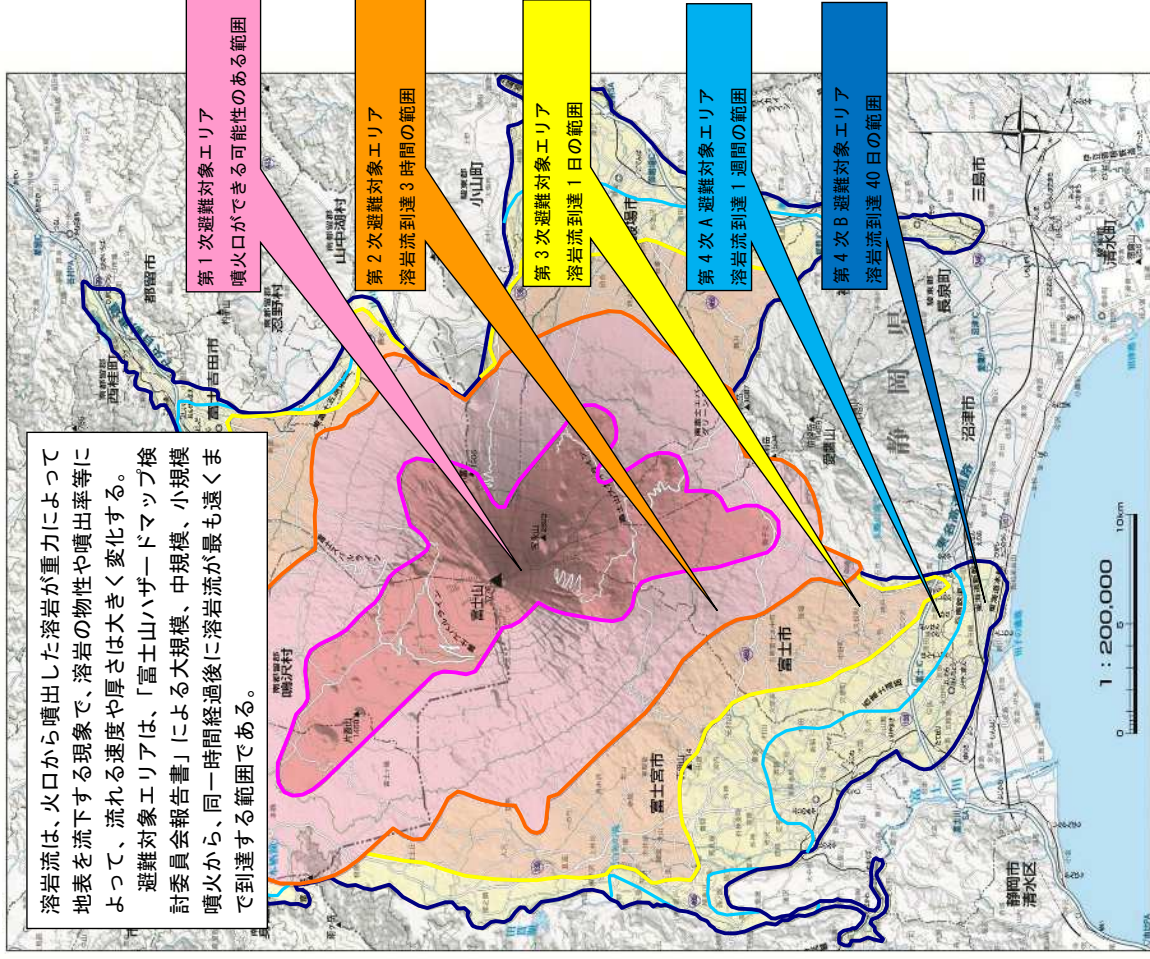
大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接体に当たれば死傷(外傷、熱傷)し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。



本市においては【勢子辻町内会】が該当。避難方法の原則に沿って、噴火警戒レベル3の時点で避難を開始。個人で避難対象エリア外に避難先が確保できる場合、速やかに噴石最大到達地点の外側へ避難。

5-3 溶岩流

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難を実施することで危険度の高い地域の住民の優先的な避難を実施するため、噴火後1日を起えて到達する地域については、噴火の状況を見極めた後、噴火口の位置や火山現象等に応じた避難とする。

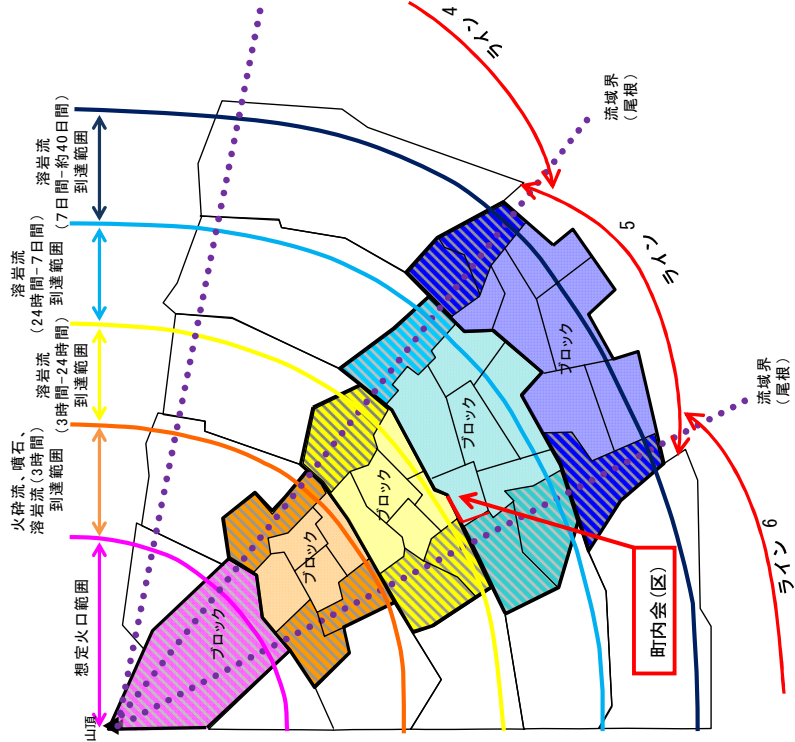


(1) 避難開始基準

避難の開始基準は「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火開始後」の3つの時点に分けて設定する。避難はブロック単位で行う。

時期	対応
噴火前	噴火前は、気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後	噴火開始直後は、噴火場所の位置・規模・噴出物の特定を行い、該当ブロックごと避難
噴火開始後	噴火開始後は、火山の状況（火山現象の進行状況）に応じて避難

避難単位となる「ブロック」のイメージ

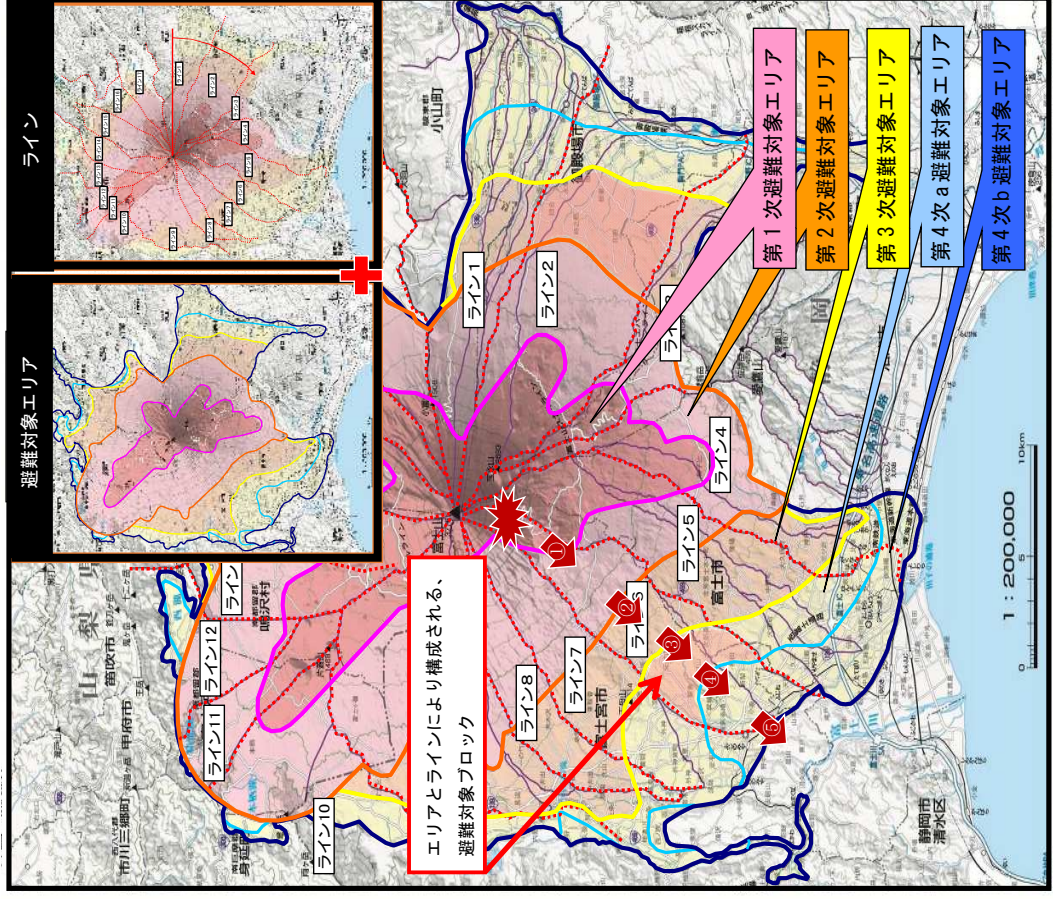


※ 最少避難単位（町内会（区））を、溶岩流の到達時間による区分（避難対象エリア）と流域会でブロックに区分した。一方、ブロックがラインをまたぐ場合は、両方のブロックが避難対象となる。

(2) 段階的な避難

基本的には避難方法の原則に沿った避難となるが、危険度の高い地域の住民の優先的な避難、交通渋滞回避等を動かし、ブロック単位で噴火警戒レベルに応じた段階的避難となる。

※ 段階的避難：噴火警戒レベルに応じて、対象となる避難住民が避難の開始を順次行うこと。
避難開始をブロックごと順番に避難することで、交通渋滞及び噴火における混乱を回避する。



①・・・段階的避難の順番

(3) 避難警戒レベルに応じた避難行動表及び避難先

避難順序	溶岩が到達する可能性のある範囲	噴火警戒レベルと避難行動					富士市避難計画 富士山噴火避難場所
		レベル3	レベル4	レベル5	レベル5拡大①	レベル5拡大②	
第1次避難対象エリア	噴火口のできる可能性のある範囲	避難	避難	避難	避難	避難	富士山体育館 1,535名
第2次避難対象エリア	溶岩流3時間到達可能性範囲	避難準備	避難	避難	避難	避難	富士山体育館 1,535名
第3次避難対象エリア	溶岩流1日到達可能性範囲	避難準備	避難	避難	避難	避難	富士山体育館 1,535名
第4次A避難対象エリア	溶岩流1週間到達可能性範囲	避難	避難	避難	避難	避難	エリア外市内避難所 (小、中学校等) 36,951名
第4次B避難対象エリア	溶岩流40日間到達可能性範囲	避難	避難	避難	避難	避難	市外避難 133,109名

溶岩流は、想定火口範囲から広範囲に広がる可能性があるが、流下速度が比較的遅いため、溶岩流が到達するまで1日を超える範囲については、噴火開始後の避難とし、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とする。

避難開始基準は、噴火前と噴火開始直後、噴火開始後を区分し、避難方法の原則に沿って避難を開始する。

一般住民

1) 噴火前

噴火前は、火口及び噴火現象の特定が難しいため、噴火警戒レベルに基づき「全方位」で避難準備または避難を実施する。

噴火警戒レベル3：火口周辺警報であり居住地域を含まないことから、第1次避難対象エリア内では想定火口範囲が広く、住居があることから、第1次避難対象エリア内では避難となる。

噴火警戒レベル4：噴火警戒となり第1次避難対象エリアは避難。第2次避難対象エリアは避難準備となる。

噴火警戒レベル5：第2次避難対象エリアは避難。第3次避難対象エリアは避難準備となる。

2) 噴火開始直後

噴火警戒レベルに問わず突発的に噴火警戒レベル3・4の段階で噴火した場合には、「全方位」で速やかに避難を開始するが、噴火警戒レベルに沿って噴火警戒レベル5拡大により噴火を開始した場合、ラインごとに第3次避難対象エリアから順次避難を開始する。

3) 噴火開始後

噴火開始後は、火口の位置、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、溶岩流の噴出量や流下速度により避難範囲を決定する。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」のドリルマップによると、中小規模の噴火では下流部を除き概ね1つのラインを流下しているが、大規模噴火では複数のラインを流下していることを踏まえ、本計画では複数ライン同時避難も検討するものとする。

避難行動要支援者

1) 噴火前

噴火前は、火口及び噴火現象の特定が難しいため、噴火警戒レベルに基づき「全方位」で避難準備または避難を実施する。

噴火警戒レベル3：第1次避難対象エリア内では避難を開始する。

噴火警戒レベル4：噴火警戒となり第2次避難対象エリアは避難。

噴火警戒レベル5：第3次避難対象エリアは避難。

2) 噴火開始直後

噴火警戒レベルに問わず突発的に噴火警戒レベル3・4の段階で噴火した場合には、「全方位」で速やかに避難を開始するが、噴火警戒レベルに沿って噴火警戒レベル5拡大により噴火を開始した場合、ラインごとに第4次避難対象エリアから順次避難を開始する。

3) 噴火開始後

噴火開始後は、火口の位置、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、溶岩流の噴出量や流下速度により避難範囲を決定する。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」のドリルマップによると、中小規模の噴火では下流部を除き概ね1つのラインを流下しているが、大規模噴火では複数のラインを流下していることを踏まえ、本計画では複数ライン同時避難も検討するものとする。

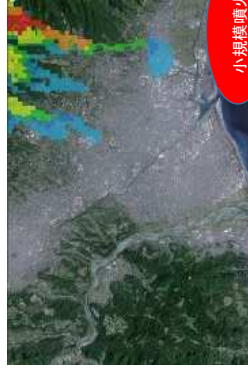
(4) 火山災害（溶岩流）避難先

溶岩流に対応する避難先は、同一ラインを避け、溶岩流の流下等に伴って出来るだけ繰り返し避難とならないように到達範囲の外とする。

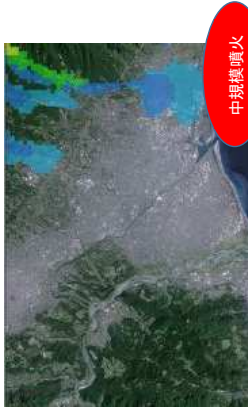
本市においては、第1・2次避難対象エリアは富士川体育館。第3次避難対象エリアは※市内の避難所。第4次A・B避難対象エリアは市外避難となる。

市外への広域避難（災害対策基本法による広域一時滞在）の場合、同一県内中部・西部の他市町へ避難することを基本とする。

また、火山活動の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への広域避難が必要となった場合には、静岡県、山梨県、神奈川県、神奈川県が相互に協力し、避難者の受け入れを行う。



小規模噴火



中規模噴火



大規模噴火

- 吉原地区…吉原小学校
- 元吉原地区…元吉原小学校、元吉原中学校
- 富士北地区…富士中央小学校、富士中学校
- 富士駅北地区…富士第一小学校
- 富士駅南地区…富士第二小学校
- 富士南地区…富士南小学校、富士南中学校
- 田子浦地区…田子浦小学校、田子浦中学校
- 岩松地区…岩松小学校
- 岩松北地区…岩松北小学校、岩松中学校
- 富士川地区…富士川第一小学校、富士川第一中学校、富士川体育館
- 松野地区…富士川第二小学校、富士川第二中学校

※溶岩流の影響範囲外の市内避難所

噴火規模ごとのドリルマップにより、溶岩流影響範囲外の小中学校等を避難所に設定。

- 小学校…11校
 - 中学校…7校
 - 体育館…1施設
- 全19施設

各町内会（区）の避難場所

区分	予測される影響	地区	避難対象町内会（区）	避難所
第1次避難対象エリア	火口ができる可能性がある	吉永北	勢子辻	富士川体育館
		大淵	吉原富士本中町、大淵町3	富士川体育館
第2次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内で到達する可能性がある。噴石、火砕流が到達する可能性がある	吉永北	桑崎町、陽光台東	富士川体育館
		吉永北	間門町、鶴無ヶ淵町1、石井町	富士南小学校
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間～24時間程度で到達する可能性がある	神戸	今宮	富士南小学校
		吉永北	鶴無ヶ淵町2、陽光台西・南	富士南中学校
		青葉台	一色	富士川第一中学校
		大淵	大久保町、大淵町1・2	富士川第一小学校
		大淵	八王子町1・2	富士川第一小学校
		大淵	中野町1・2	岩松小学校
		大淵	城山町	田子浦中学校
		大淵	八王子本町、落合町	富士川第二小学校
		大淵	大淵町、次郎長町	富士川第二中学校
		大淵	吉原富士本西町、希望ヶ丘	富士第二小学校
		青葉台	若松町1、高山	富士中学校
		神戸	神戸1・2	富士中学校
		富士見台	富士見台1、富士見台2南	富士第一小学校
		原田	三ツ沢町1・2・3	田子浦小学校
		富士見台	富士見台2北、富士見台3	元吉原中学校
富士見台	富士見台4東・4西、富士見台5	吉原小学校		
吉永	富士見台6・7・8	岩松北小学校		
須津	富士岡入町、富士岡町1・2	富士中央小学校		
吉永	中里1	元吉原小学校		
吉永	富士岡町3、東比奈町1・2	岩松中学校		
吉永	東比奈町3、中比奈町3	岩松中学校		
原田	原田町4	岩松中学校		
青葉台	若松町3	岩松中学校		
第4次A避難対象エリア	24時間～1週間程度で溶岩が到達する可能性がある（噴火警戒レベル5の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある）	須津	中里町2・3・4、中里寿町、中里曙町	市外避難 (県内中西部への避難)
		吉永	富士岡本花守町、富士岡栄福町、富士岡花守町、中比奈町1・2、西比奈町1・2・3	
第4次B避難対象エリア		原田	宇東川町1・2・3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町1・2・3、原田本町、吉原中島町1・2	市外避難 (県内中西部への避難)
		青葉台		

区分	予測される影響	地区	避難対象町内会(区)
第4次A避難対象エリア	24時間~1週間程度で溶岩が到達する可能性がある(噴火警戒レベル5の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある)	青葉台	避難対象町内会(区) 荻の原、木の宮町、東木の宮、西木の宮町、茶の木平、青葉台南
		吉原	東国久保、西国久保
		伝法	伝法町1・2
		今泉	吹上、田宿、御殿、寺市場、市場、一の宮町1・2・3、立小森、柴町、富士見町、水の上、仲町、泉町、鍛冶町1・2・3、上和田町、吉原緑ヶ丘、新橋、駿河台1・2・3・4、新富士見町
		広見	源本坂、広見町1・2・3・4・5・6・7・8・9、百合ヶ丘、桜ヶ丘町、美原町、石坂町1・2・3・4、久保町、三ツ倉南町、若松町2
		大淵	片倉、穴原1・2、大淵町、境町、三ツ倉町
		丘	厚原北1・2、森木、末広町、厚原東3、森木北
		鷹岡	久沢北、入山瀬天王町、入山瀬久保町、入山瀬東・西
		天間	天間南、天間川坂、天間田代、天間北1・2、天間東
		元吉原	鈴川町3・4、今井本町・東町・毘沙門町、大野町、櫛町、田中町、西田中町、鈴川本町
第4次B避難対象エリア	1週間~40日程度で溶岩が到達する可能性がある(噴火警戒レベル5の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある)	須津	中里新富町、中里八幡町、川尻町1・2
		吉原	東本通1・2・3、宮町、吉原本町1・2・3・4、西本通り、伝馬町、西仲町、新通町、青島、津田、荒田島1・2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1・2・3・4、春日町、文和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1・2・3、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町巻番館、弥生町、高島
		伝法	宮川町、宮の上、三日市、長者町、伝法町3、中折、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、永田町巻番館、サーパス永田町、富士日之出町
		今泉	北仲町、和田町1、和田町2、依田橋、南仲町
		富士駅北	本市場1・2・3・4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木2、柚木、平塚町2・3、銀座町、平垣八幡町、豊原1・2・3・4、平垣北町、十兵衛北、千寿町、松岡東
		田子浦	前田
		岩松	浦町
		鷹岡	厚原西、久沢東・西・南、鷹岡本町1・2・3
		丘	片宿、厚原中、厚原南、厚原東1・2
		岩松北	四ツ家、東田、旭町、滝戸、湯沢平1・2
富士北	青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下、中島新道町、くすのき町		

5-4 融雪型火山泥流

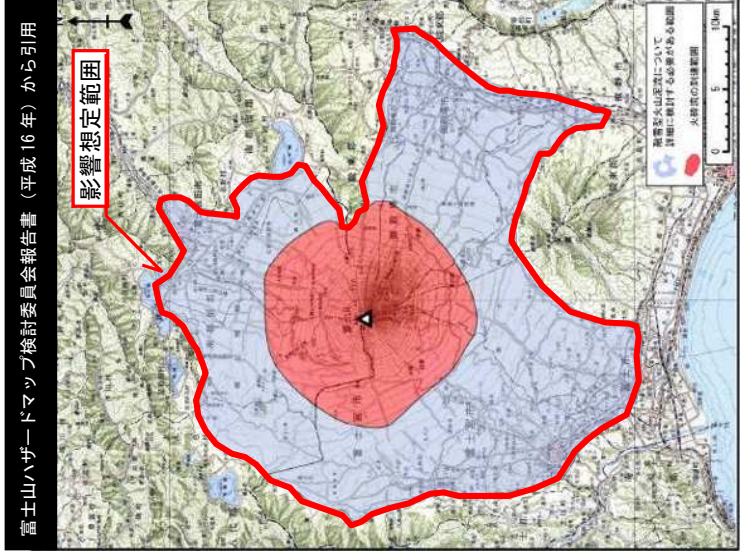
融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が噴火に伴う熱で融け、一気に融けた水が斜面の土砂を取り込んで、高速(時速60kmを超えることもある)で流下する現象であり、積雪がある時期(積雪期)に限り発生する。そのため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする。この可能性マップは、山腹に平均50cm積もった雪が噴火に伴う熱で融けたと仮定したシミュレーションにより、避難が必要となる流速1m/s以上または水深が20cm以上で泥流が流下する可能性があると考えられる範囲と、融雪型火山泥流が停止する斜面勾配2°の範囲を包括している。

実際は融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するので、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲となり、現在協議会において検討を重ねている。

噴火前及び噴火開始直後には、融雪型火山泥流の流下開始点を特定することは困難であるため、全方位避難とする。噴火開始後に、各機関が実施する火山監視や観測結果により火口の位置等が明らかになった場合は、全方位避難は不要となる。



融雪型火山泥流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション等により流下が想定される部分)

※ 融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。

(2) 避難開始基準

融雪型火山泥流は時間的猶予がないため、「現象発生前に避難」する計画であるが、これは融雪型火山泥流の流下速度が時速 60km 超となることもあり、比較的短時間で火口から遠距離まで到達することが想定されるためである。よって、溶岩流のような段階的な避難対応はとらず、噴火前及び噴火開始直後の基準を定める。

1) 噴火前

噴火前は、噴火警戒レベルに基づき対応する。なお、噴火前は火口の位置が特定できないとされることから、避難対象エリアの全ての地域が避難対象となる。

2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるので、避難対象エリアの必要な範囲が避難対象となる。

(3) 避難先

避難先は、基本的に融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物とする。これは、短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市町外への広域的な避難は行わず、短時間に避難するためである。

なお、避難ルートの設定の際は、火砕サージ到達範囲の横断や、融雪型火山泥流の流下範囲に沿うことを避ける。また、避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられ堅牢な建物に垂直的な避難をする。

実際の積雪深がシミュレーション実施条件の 50cm より深い場合や、流木等で谷筋が塞がれた場合、または噴火等に伴い地形が変化した場合などは、避難対象エリア外を流下する可能性があるため、影響想定範囲内に存在する堅牢な建物を把握しておく必要がある。

なお、具体的な避難先の選定にあたっては、シミュレーション結果に加え、現地の状況や堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。

5-5 降灰

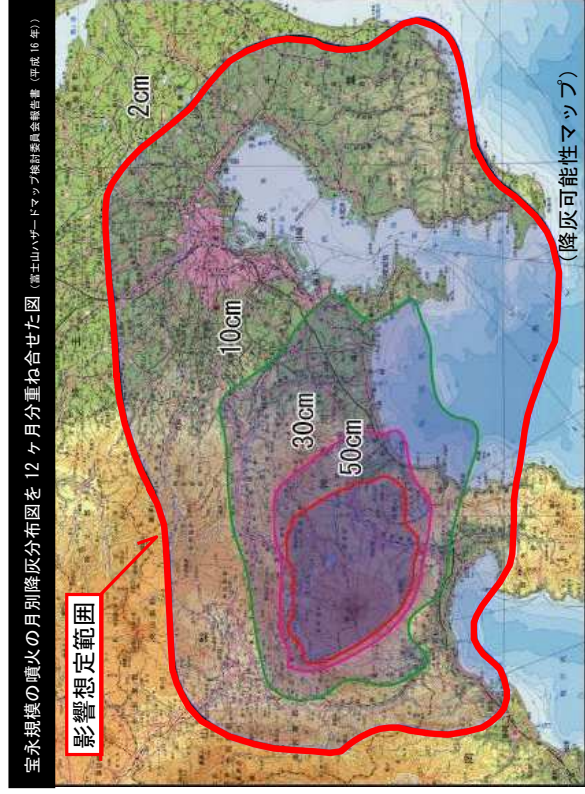
降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径 2mm 以下）が地表に降下する現象である。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

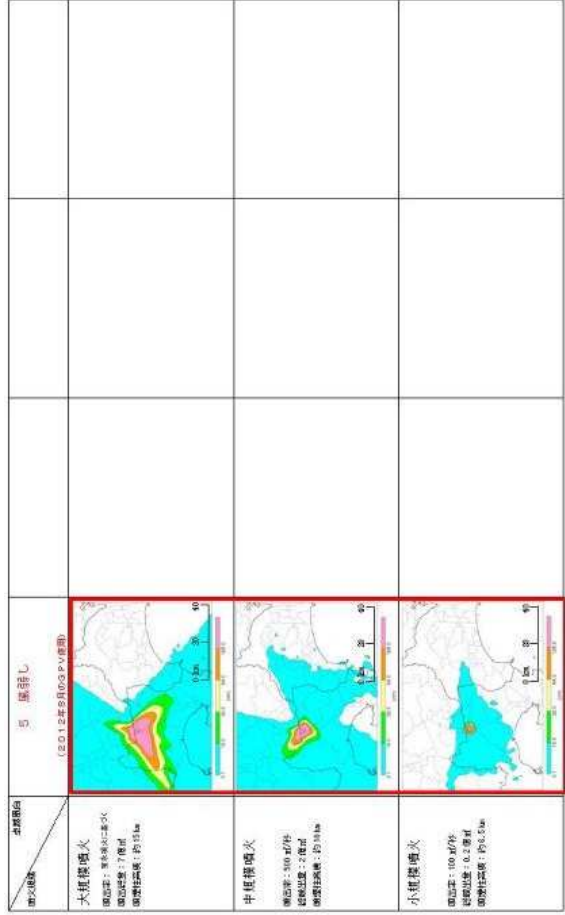
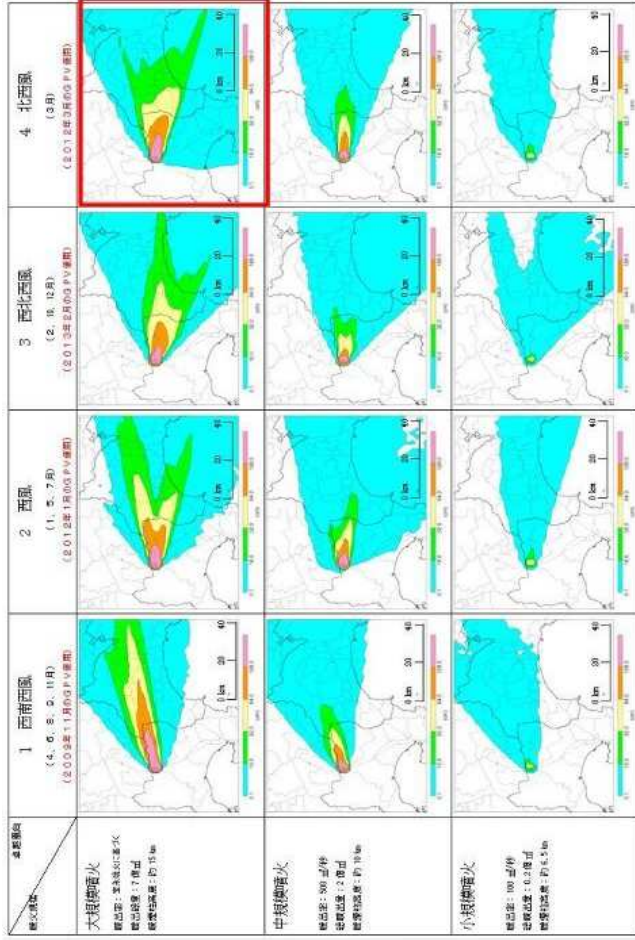
降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで 2cm 以上の降灰堆積深が想定される範囲とする。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図（ドリルマップ）を 12 ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、噴火の可能性が高まった時点で、降灰が 30cm 以上堆積すると想定される範囲を、気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、風向等の気象条件等を加味して決定する。なお、30cm 以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があることとされている。また、降灰は実際の風向や風力等の影響によりシミュレーション結果と大きく異なることも考えられるため、火山灰が降下した地域において降灰量の観測を行い、その結果降灰堆積深が 30cm 以上となることが予想される地域も避難対象エリアに含める。さらに、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

なお、噴火開始直後は、噴火規模や噴火形態がすぐに把握できないため、降灰の範囲や量の予測が困難である。よって、噴火開始直後の対応は降灰可能性マップを用いることとし、これにより避難準備または屋内待避準備とする。



降灰の影響想定範囲と避難対象エリア



本市に影響のある降灰事象

降灰避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲 (降灰堆積深 2cm 以上)
避難対象エリア	降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲 ※1 ※2 ※3
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲 ※2

- ※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
- ※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
- ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にします。

(2) 避難開始基準

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないが、事前避難の必要性は低い、時間あたりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難または屋内待避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅やかに建物への避難または自宅等への屋内待避とする。

(3) 避難先

避難先は、避難対象エリア内の近隣の堅牢な建物とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にします。このため、基本的には同一市町村内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立、もしくは通常生活が困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性もあり、この場合は溶岩流等からの避難先を準備する。
降灰堆積深が 30cm 未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれがないため、自宅や最寄りの建物への屋内待避とする。

(4) 降灰前に避難を要する場合

大量の降灰により、避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に避難対象エリア外へ避難する。

5-6 小さな噴石

小さな噴石は、風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーション（平成25年版）して合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする。実際には4風向以外の風が現れるが、出現する可能性が高い4風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

小さな噴石影響想定範囲の設定

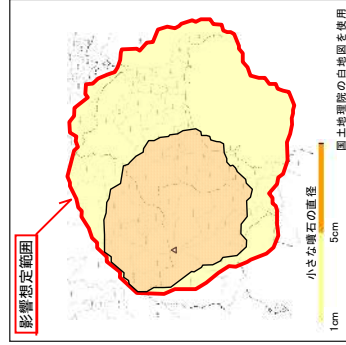
避難対象	説明
影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

(2) 避難開始基準

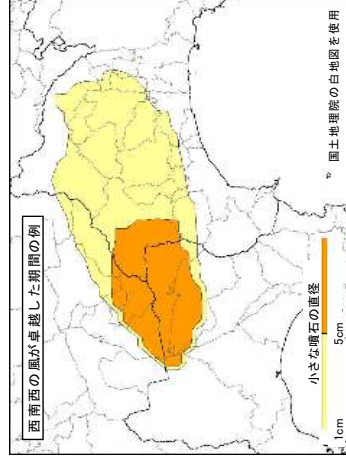
小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内待避とする。

(3) 避難先

小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内待避とする。



宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成



宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西の風が卓越した期間）の例

5-7 降灰後土石流

土石流とは、斜面や渓流の土砂が水と一体となって流下する現象である。噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰等が山の斜面に堆積し、その後の降雨に伴い発生する土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

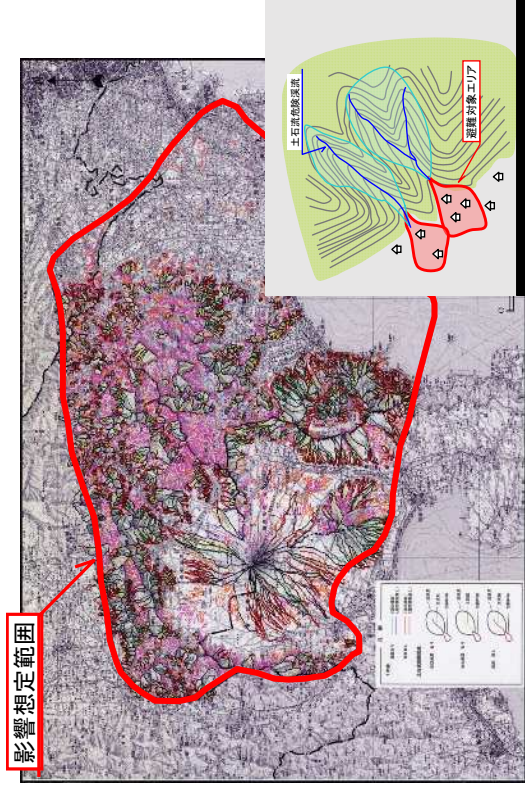
(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による土石流可能性マップの範囲とし、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm以上の範囲である。これは宝永噴火後の土石災害が、主に降灰堆積深10cm程度以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、または土石災害防止法に基づき指定された土石災害警戒区域の範囲とする。ただし、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配3°となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配2°の範囲まで避難対象エリアに含める。なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合は、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。

表1 降灰後土石流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土石災害警戒区域

※ 降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）から引用

避難対象エリア（イメージ）

第3編 広域避難計画

避難の概要

富士山で想定される火山現象は多岐にわたるとともに、時間の経過と警戒すべき火山現象や範囲が変化するため、一義的な避難先を示すことは困難である。しかし、予め市外の避難場所を想定しておく必要があり、最大の避難対象人数に対して、避難可能である広域避難先を示す。本市においては、避難対象エリア1・2・3の町内会(区)は市内の避難所に対応するが、避難対象エリア4・A・Bに拡大の恐れがある場合、県内中部・西部の市町へ避難する。単独ライン・3ライン同時避難についても考慮する。

単独ライン避難における避難対象者数 [万人]

ライン名	避難対象者数	避難対象エリア別					避難先別	
		第1次	第2次	第3次	第4次A	第4次B	富士市内避難者数	広域避難対象者数
ライン4	4.4	<0.1	0.1	2.2	1.5	0.7	2.3	2.1
富士市	4.4	<0.1	0.1	2.2	1.5	0.7	2.3	2.1
ライン5	13.1	0	0.1	1.7	4.6	6.7	1.8	11.3
富士市	13.1	0	0.1	1.7	4.6	6.7	1.8	11.3
ライン6	7.6	0	0	0.4	2.6	4.7	0.4	7.3
富士市	1.0	0	0	0.1	0	0.9	0.1	0.9

3ライン同時避難における避難対象者数 [万人]

ライン名	避難対象者数	自市町村内避難者数	広域避難(市外避難)対象者数
ライン2・3・4	16.8	3.5	13.3
ライン3・4・5	23.2	4.8	18.4
ライン4・5・6	23.8	4.2	19.7
ライン5・6・7	23.4	2.6	20.8
ライン6・7・8	11.7	1.3	10.5

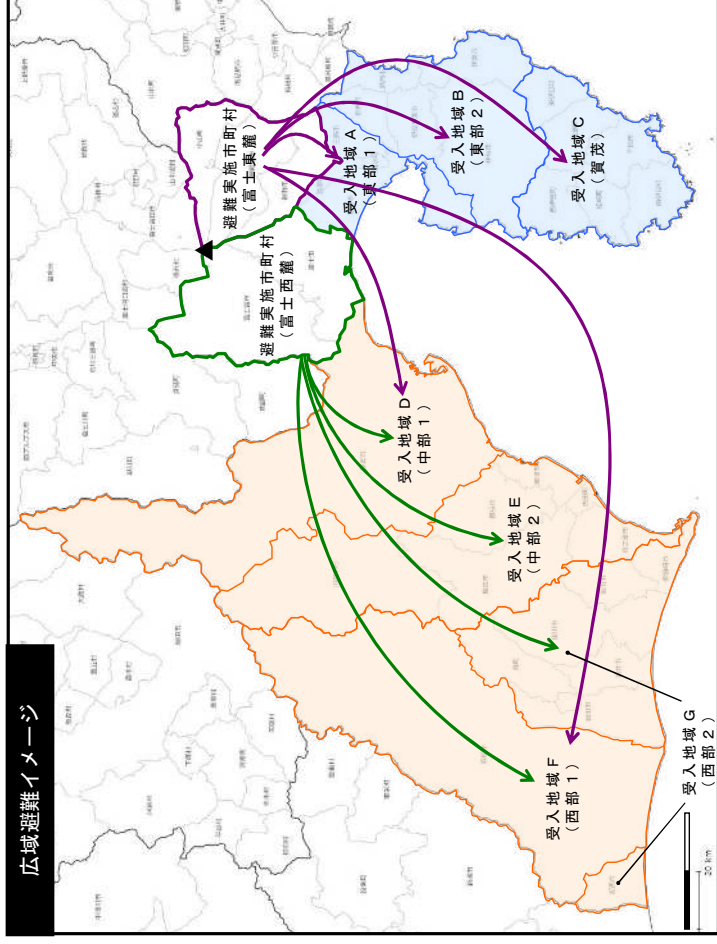
※平成24年4月1日時点。
※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
※赤字は富士市対象ライン

3ライン同時避難における段階別の広域避難対象者数 [万人]

ライン名	広域避難(市町村内避難)対象者数	全方位避難				ライン避難			
		レベル1 第1次 避難対象エリア	レベル2 第2次 避難対象エリア	レベル3 第3次 避難対象エリア	レベル4 第4次 避難対象エリア	噴火開始後 第3次 避難対象エリア	噴火開始後 第4次A 避難対象エリア	噴火開始後 第4次B 避難対象エリア	噴火開始後 第4次C 避難対象エリア
ライン2・3・4	13.3	<0.1	0.1	0.9	5.6	6.7			
ライン3・4・5	18.4	<0.1	0.1	0.3	7.3	10.9			
ライン4・5・6	19.7	0	0	0	8.2	11.5			
ライン5・6・7	20.8	0	0	0	9.7	11.2			
ライン6・7・8	10.5	0	0	0	5.8	4.7			

※平成24年4月1日時点。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
※「<0.1」は、500人未満を示す。※赤字は富士市対象ライン

広域避難イメージ



■避難先地域に含まれる市町

受入地域A (東部1)	受入地域B (東部2)	受入地域C (賀茂)	受入地域D (中部1)	受入地域E (中部2)	受入地域F (西部1)	受入地域G (西部2)
長泉町	函南町	東伊豆町	静岡市	藤枝市	浜松市	掛川市
三島市	伊豆の国市	河津町	島田市	袋井市	掛川市	掛川市
沼津市	伊豆市	下田市	焼津市	磐田市	掛川市	掛川市
清水町	熱海市	南伊豆町	牧之原市	湖西市	掛川市	掛川市
	伊東市	松崎町	吉田町	御前崎市	掛川市	掛川市
		西伊豆町	川根本町	森町	掛川市	掛川市

1 広域避難者の受入れに係る基本事項

(1) 基本的な考え方

第4次A・B避難対象エリアに溶岩流が到達する可能性がある場合市外への広域避難となる。避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町村を決定し、次に受入市町村が本市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

避難者は、広域避難先となる受入市町村を確認し、受入市町村の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町村から受入避難所の指示を受け入れた後、各自で避難を行う(図)。

なお、同一県内の他市町で避難者を受け入れることを基本とするが、受入避難所収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、隣県への避難が必要となった場合には、県が避難者の受け入れを要請する。ただし、隣県も被災等により受け入れが困難な場合は、国を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

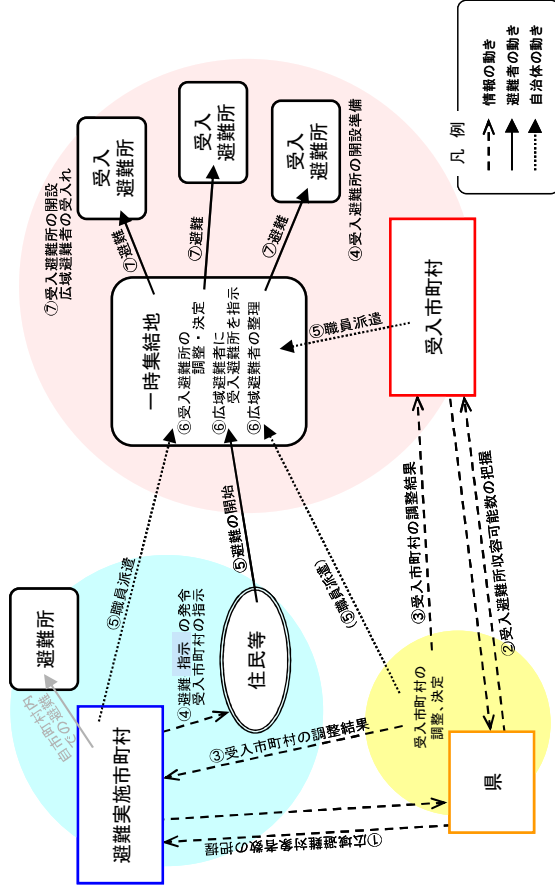


図 広域避難の受入調整フロー-図

(2) 受入調整の手順

具体的な広域避難者の受入調整の手順を表に示す。

表 広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
平常時 (噴火警戒レベル1)	<ul style="list-style-type: none"> 県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町村の受入避難所収容可能数を把握 県及び避難実施市町村は、受入市町村と協力して、一時集結地を予め選定してリスト化 受入市町村は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と使用に関する協定等を締結 避難実施市町村と県は、受入市町村をグループ化した避難先地域を予め設定し、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える。
情報収集体制 (噴火警戒レベル1)	<ul style="list-style-type: none"> 県は、避難実施市町村に対し、広域避難の可能性のある広域避難対象者数(概数)を照会(①) 県は、受入市町村に対し、受入避難所と収容可能人数の状況を照会(②) 県は、避難実施市町村と受入市町村からの回答により受入市町村を調整、決定し、結果を避難実施市町村と受入市町村に伝達(③)
広域避難の準備 (噴火警戒レベル3以降)	<ul style="list-style-type: none"> 受入市町村は、一時集結地の施設管理者に使用許可を求めめる。
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村は、住民に対し避難指示の発令と同時に、受入市町村及び一時集結地を指示して避難を呼びかける。 受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設準備を実施(④)
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> 受入市町村は、一時集結地及び受入避難所を開設 避難実施市町村及び受入市町村は、一時集結地での広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。また、県は支援のため、必要に応じて職員を派遣(⑤) 広域避難者は、指示された受入市町村の一時集結地に向け避難を開始
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難者は、受入市町村の一時集結地に一旦集合 避難実施市町村は、受入市町村と連携して、一時集結地において広域避難者の人員整理等を実施 受入市町村は、避難実施市町村と連携し、広域避難者の受入避難所を決定 受入市町村は、避難実施市町村と連携し、広域避難者に対し受入避難所を指示(⑥)
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難 受入市町村は、受入避難所を開設して広域避難者の受入れを実施(⑦)

※表中の丸番号は、「広域避難の受入調整フロー-図」の丸番号と一致する。

第4編 災害応急対策

2. 避難指示等

1. 情報伝達手段

- ・同報無線（J-ARART）により自動放送（戸別受信機・防災ラジオ）
案内 富士山噴火警報
噴火警戒レベル4
（上り4音チャイム）富士山噴火警報、噴火警戒レベル4が発表されました。勢子辻町内会
は、ただちに避難してください。また、その他の町内会は避難の準備を始めてください。
（チャイムを除き3回繰り返し）
噴火警戒レベル5
（同音チャイム4回）富士山噴火警報、噴火警戒レベル5が発表されました。勢子辻・桑崎・
陽光台東・大淵町3・吉原富士本中町町内会は、ただちに避難してください。また、その
他の町内会は避難の準備を始めてください。（チャイムを除き3回繰り返し）
- ・同報無線情報（メール）を自動送信
- ・エリアメールを自動送信
- ・ラジオFにより緊急放送
- ・避難行動要支援者に対しては、民生委員の協力を仰ぐ
- ・広報車による巡回
- ・該当町内会長（区長）・自主防災会長に電話連絡

1. 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、広域避難計画及び市避難計画に基づき、段階的に市民等を安全な地域へ避難させるために避難指示を発令する。

実施者	内容
市長	ア、市民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、避難指示を発令する。 イ、避難指示を発令したとき、直ちに対象となる地域の市民等に対して、その内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ、避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。

<代行処理>

実施者	内容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、市長に代わって避難指示を発令する。 イ、市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の市民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して、避難の措置を講ずる。

2. 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」とい

う。)において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権(居住・移転の自由)に配慮し、立ち退く市民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。 噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 警戒区域へ進入する幹線道路は、車輛等の流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。 小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により避難実施市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※ 市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、市民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3. 市の体制

1. 市の役割

情報収集、情報発信、残留者の救出、市道、林道、農道の交通規制、市民の避難誘導、避難の補助、避難行動要支援者の支援、避難所の開設、運営、避難者の健康維持、傷病者への対応、物資の手配搬送、市民の安否確認、土石流対策、火山ガスの確認及び対応、農作物への影響確認、報道対応等

2. 配備体制

噴火警戒レベルに応じて次のとおり配備体制とする。

(1) 噴火警戒レベル3発表時

第1次避難対象エリアに避難指示発令

本部第1次配備体制(災害配備A要員、本部長が指名する要員)

- ・災害警戒本部会議開催
- ・関係機関(自衛隊、警察、バス会社等)と連絡調整
- ・富士川体育館避難所開設
- ・第1次避難対象エリア内への立ち入り規制
- ・気象庁、国交省等からの情報収集

情報収集、情報発信、残留者の救出、市道、林道、農道の交通規制、市民の避難誘導、避難の補助、避難行動要支援者の支援、避難所の開設、運営、避難者の健康維持、傷病者への対応、物資の手配搬送、市民の安否確認、土石流対策、火山ガスの確認及び対応、農作物への影響確認、報道対応等

(2) 噴火警戒レベル4発表(特別警報)時

第1次避難対象エリアに避難指示発令

本部第2次配備体制(災害配備AB要員、本部長が指名する要員)

- ・災害対策本部会議開催
- ・自衛隊、警察等と連携し第1次対象エリア内の残留者の救出
- ・市内の該当する19避難所開設
- ・第2次避難対象エリア内への立入規制
- ・交通規制、交通誘導
- ・気象庁、国交省等からの情報収集

※ 火山災害警戒合同会議・・・市職員も出席

場所：現地警戒本部設置場所

参加機関：国、三県、関係省庁

(3) 噴火警戒レベル5発表(特別警報)時

- 第2次避難対象エリアに避難指示発令
本部第3次配備体制(災害配備要員全員)
 - ・災害対策本部会議開催
 - ・関係機関(自衛隊、警察、バス会社等)との連携
 - ・19避難所の開設・運営
 - ・第3次避難対象エリア内への立入規制
 - ・交通規制、交通誘導
 - ・市外避難先の調整
 - ・気象庁、国交省等からの情報収集
 - ・火山災害対策合同会議への出席
- 場所：現地対策本部設置場所
参加機関：国、三県、関係省庁
- (4) 噴火後(噴火口、火山現象の特定後)
- 噴火警戒レベル5拡大発表
- 第3次避難対象エリアに避難指示発令…溶岩流の場合はライン避難
- ・災害対策本部会議開催
 - ・関係機関(自衛隊、警察)との連携
 - ・第3次避難対象エリア内への立入規制
 - ・市外避難先の調整
 - ・交通規制、交通誘導
 - ・気象庁の降灰予測、国交省等からの情報収集

4. 小・中学校の避難体制

- <噴火警戒レベルに応じた基本対応>
- ・火口の位置・火山現象を確認
 - ・避難単位は町内会、自家用車避難を基本
 - ・児童を確実に保護者に引き渡すまでは教職員学校待機
- <溶岩流による避難先>
- ・溶岩流域外の親戚・知人宅
 - ・避難先の確保が難しい場合市指定避難所
 - ・児童は学校からの連絡により保護者に引き渡し

【避難対象小中学校】

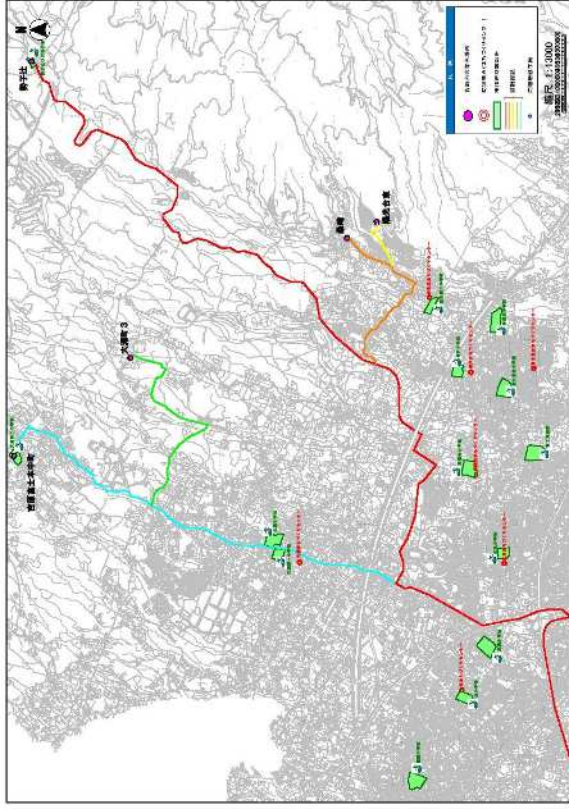
- 吉永地区：吉永第二小学校
吉永北中学校
大淵地区：大淵第一小学校
大淵第二小学校
大淵中学校
神戸地区：神戸小学校
盆野地区：富士員台小学校
檜台地区：青葉台小学校

噴火警戒レベル	児童	学校	教職員
レベル5	自宅で保護者と共に避難警戒レベルに沿った段階的な避難または避難準備	閉鎖	情報収集
レベル4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	閉鎖	児童引渡し終了後 勤務体系の縮小
レベル3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生されると予想される。	児童引渡し体制の確保 学校閉校準備	保護者へ電話・メール連絡学校内の情報収集 児童一時引渡し
	※ 警戒体制(レベル3)が長期化する場合は市内の他校で授業再開を検討		

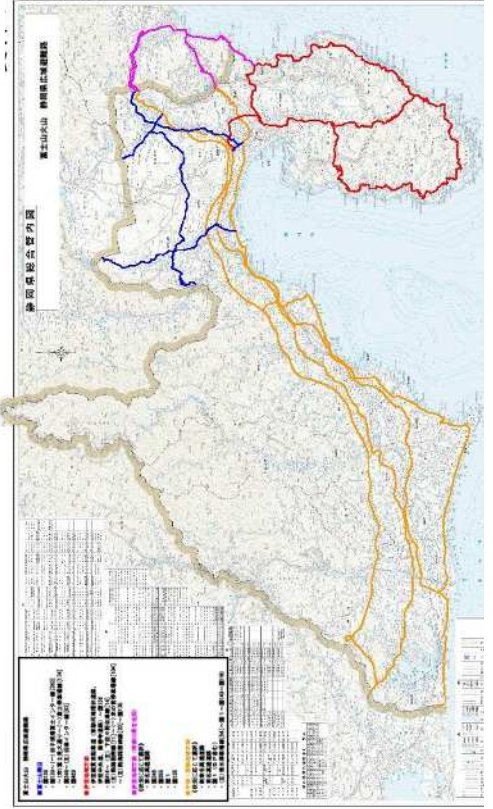
突発噴火 (噴火警戒レベル上昇 前に噴火した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者には電話、メール等により情報提供 ・児童の引渡し、場合によっては避難 ・情報収集(同報無線等)
平常時対策	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、噴火対応避難訓練の実施 ・児童への富士山噴火災害の啓発

5. 避難ルート・輸送手段の特定

火山避難は自主避難を原則としており、住民個人で危険の少ない避難ルートを予め決めておく。限られた時間内での迅速な避難を実施するため、平常時より避難ルートにボトルネックがないか確認しておく。県内西部への避難の場合、時間・距離等を勘案し高速度道路も使用する。今後も警察等と連携を確認し、訓練・ワークショップ等を通じ避難ルートへの検討及び策定を行う。また、輸送手段として船舶使用についても検討する。

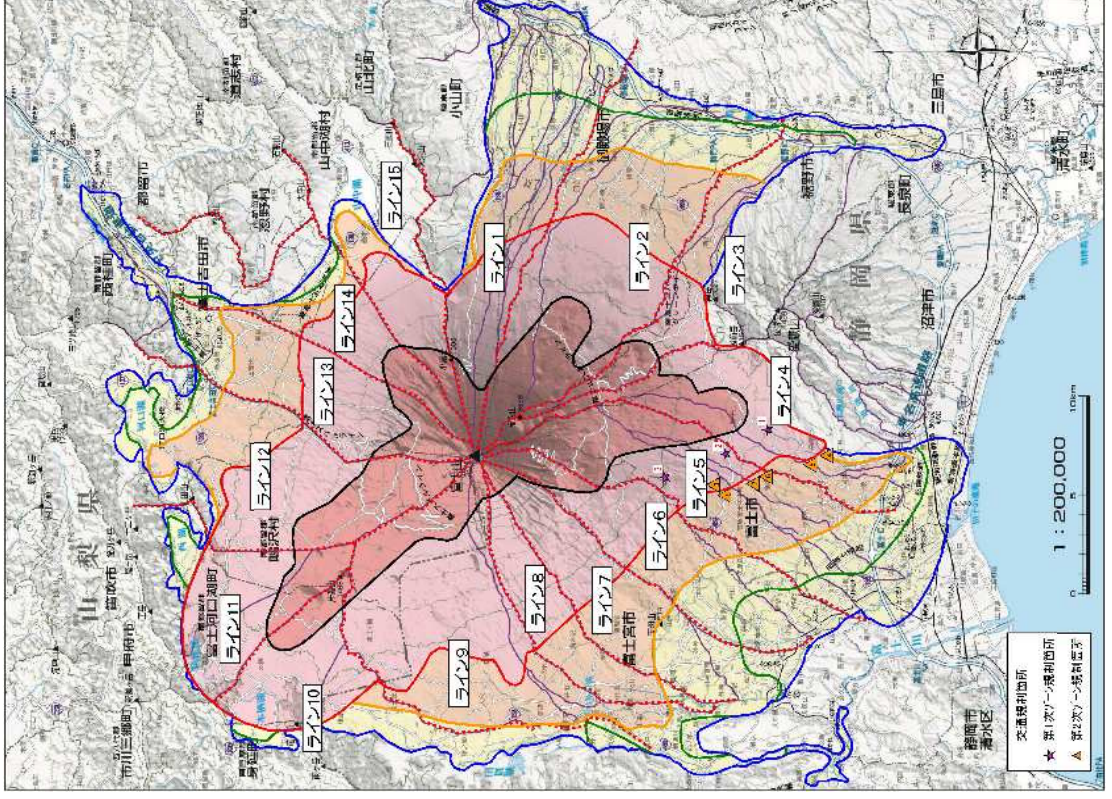


平成25年度富士市富士山火山防災訓練時の自主避難経路



6. 交通規制

道路管理者は、避難範囲をもとに、必要に応じて交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。また、周辺地域からの車両の流入を規制する。渋滞の回避策を今後警察・道路管理者等と検討していく。



○交通規制箇所(第1次避難対象エリア) 噴火警戒レベル4により交通規制

県	道路名	交通規制地点	概略図 (上が北)	所管
静岡県	主要地方道24号線(富士裾野線) (ライン4)	富士市内 主要地方道24号線 富士裾野線		(道路管理者) 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL.0545(65)2337 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110
静岡県	一般国道469号線 (ライン5)	富士市内 一般国道469号線		(道路管理者) 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL.0545(65)2337 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110
静岡県	広域基幹林道 富士山麓線 (ライン5)	富士市内		(道路管理者) 富士市林政課 TEL.0545(55)2783 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次 避難対象エリア	交通規制に係る登山口等への進入規制 ・ 登山口への接続路等の一部規制等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次 避難対象エリア	・ 市民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・ 警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次 避難対象エリア	・ 広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・ 渋滞の抑制措置等

○交通規制箇所(第2次避難対象エリア) 噴火警戒レベル5により交通規制

県	道路名	交通規制地点	概略図 (上が北)	所管
静岡県	市道桑崎千東線 主要地方道24号線(富士裾野線) (ライン4)	富士市内		(道路管理者) 富士市道路維持課 TEL.0545(55)2832 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL.0545(65)2237 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110
静岡県	林道丸火線 林道丸火公園線 (ライン4)	富士市内		富士市林政課 TEL.0545(55)2783 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110
静岡県	一般国道469号線 林道大淵線 (ライン5)	富士市内		(道路管理者) 富士市林政課 TEL.0545(55)2783 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL.0545(65)2237 (警察署) 富士警察署 TEL.0545(51)0110

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づく避難促進施設一覧

番号	建物名称	住所	電話	避難対象エリア
1	十里木カントリークラブ	桑崎1016	055-998-1010	第1次
2	富士山こどもの国	桑崎1015	22-5555	第1次
3	CAFÉ DE凜	桑崎1025-29	21-7713	第1次
4	そば処たぬき	桑崎893-5	22-2099	第1次
5	富士市立少年自然の家	大淵10847-1	35-1697	第2次
6	南富士カントリークラブ	大淵11702-3	36-0100	第2次
7	森林墓園	桑崎917-1	55-2768	第2次
8	岩倉学園	大淵4632-5	38-1941	第2次
9	富士和光学園	大淵4632-6	35-0384	第2次
10	富士本学園	大淵4632-7	35-1405	第2次

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
第2章 平常時の対策	2
1 「防災・減災」意識の普及・啓発等	2
(1) 市民への普及・啓発	2
(2) 要配慮者等への普及・啓発	2
(3) 防災訓練等の実施	2
(4) 福祉関係者等による対応	2
2 要配慮者に対する支援体制	3
(1) 要配慮者の把握と情報共有	3
(2) 特別支援計画の作成	3
(3) 支援体制のイメージ	4
(4) 関係機関の役割	5
3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携	7
(1) 福祉避難所の指定	7
(2) 民間社会福祉施設との連携	8
第3章 災害発生時の対応	9
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	9
(1) 要配慮者への避難情報等の伝達	9
(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認	9
(3) 特別支援計画の作成	9
2 福祉避難所設置及び支援等	10
(1) 福祉避難所の開設	10
(2) 避難所及び福祉避難所における支援	10
(3) 緊急受入れ等の実施	10
3 関係機関の役割	11
(1) 市の役割	11
(2) 地域の役割	11
(3) 民生委員児童委員の役割	11
(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービスマネージャー・事業者・団体等）	11
4 要配慮者の避難の流れ	12

令和3年4月

第 1 章 基本的な考え方

1 趣旨

高齢者や障害のある方、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、地震や集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大規模災害においては、逃げ遅れや避難生活のストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

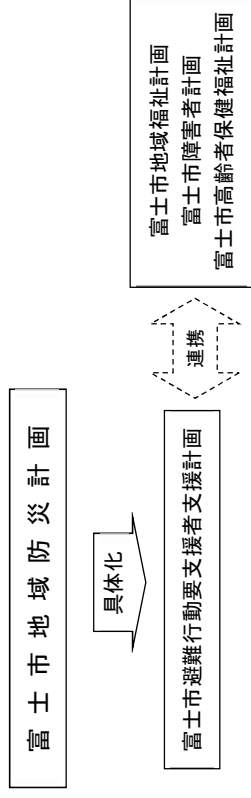
こうした災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。さらに、災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々の助け合いによる「共助」、市・消防・警察などの行政による「公助」が連携して機能することで被害の軽減をはかることができる。

要配慮者支援の取組は、被害を未然に防ぐための備えとしての「防災」と、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力による「減災」の考え方を基盤に進めることが重要となる。

本計画は、災害に備え本市における要配慮者対策をより確かなものにしていくために、自助、共助、公助の役割を明らかにし、「防災・減災」の考えに立ち要配慮者への情報伝達、避難誘導、安否確認などの支援の取組を推進するために策定するものである。

2 位置づけ

本計画は、富士市地域防災計画に定める要配慮者対策を具体化したものである。また、富士市地域福祉計画、富士市障害者計画、富士市高齢者保健福祉計画などとも連携して要配慮者支援の取組を推進する。



第 2 章 平常時の対策

1 「防災・減災」意識の普及・啓発等

いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組であり、要配慮者自身やその家族をはじめ、地域住民、福祉関係者、行政が「防災・減災」の考え方を共有し、日常の生活文化として定着させていくことが必要である。

(1) 市民への普及・啓発

防災訓練への参加、講習会の実施など、機会を捉えて「防災・減災」に関する知識、要配慮者への支援の必要性や具体的な支援方法等について普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者等への普及・啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者全てが被災者という状況が想定されるため、要配慮者及びその家族等に対し、災害への備えや避難行動について普及・啓発を図る。

また、「防災・減災」に対する知識と理解を深めるため、要配慮者及びその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

《災害への備えについて》

- ・ 住宅の耐震対策（耐震診断、耐震補強など）
- ・ 住宅の安全対策（家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など）
- ・ 近隣の危険箇所等（土石流、急傾斜地、地すべりなど）の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- ・ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- ・ 情報の取得方法の確認
- ・ 災害・緊急支援情報キットの設置と個別情報の携帯

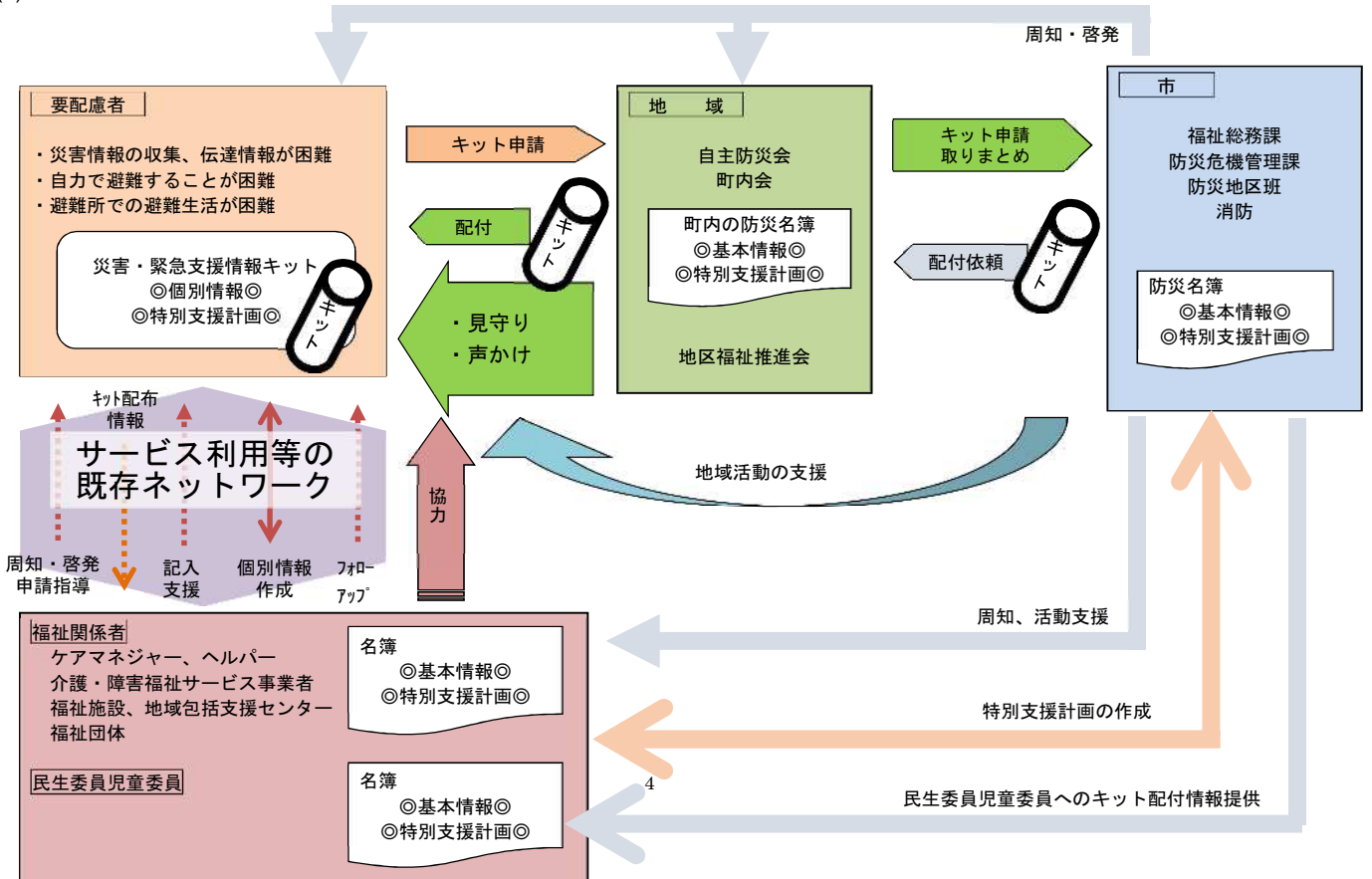
(3) 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者の防災意識を高めていくため、市や地域等が実施する防災訓練等において、要配慮者に視点をあつめた訓練を実施し、要配慮者及びその家族等への積極的な参加を促す。

(4) 福祉関係者等による対応

日頃の活動の中で接している要配慮者及びその家族等に対し、災害への備え、要配慮者自らの避難行動について確認、助言し「防災・減災」の意識を高める。

(3) 支援体制のイメージ



2 要配慮者に対する支援体制

(1) 要配慮者の把握と情報共有

要配慮者の支援にあたっては、氏名や住所などの基本情報の他、かかりつけ医、心身の状態、緊急連絡先等に加え、それぞれが必要とする支援についても把握する必要があります。

本計画では、災害時や救急措置に必要な要配慮者の個人情報等を容器に納め、冷蔵庫にあらかじめ保管しておく「災害・緊急支援情報キット」を活用し、要配慮者の情報を把握する。

要配慮者の情報は、要配慮者本人やその家族等からのキット設置の申請により得られる「基本情報」と、要配慮者本人がキットに納め保管する「個別情報」に区分し共有する。

区分	内容	情報共有者
基本情報	要配慮者本人やその家族等からのキット設置の申請により得られる、要配慮者の氏名、住所等の基本的な情報	地域住民 福祉関係者 市
個別情報	要配慮者の心身の状態、かかりつけ医、服薬内容、緊急連絡先、必要な配慮などの詳細な情報 ※情報はキットに納め保管する	要配慮者

(2) 特別支援計画の作成

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合は、市全域が甚大な被害を受けることが想定されており、特に重篤^{※1}な状態にあるなどの要配慮者については、家族や近隣だけでは生命を守ることに限界があるため、市と福祉関係者は協力し、「特別支援計画」を作成する。

計画作成の対象者は、要配慮者のうち次の者とする。

ア 重篤な状態にある者

イ 常時介助が必要で、自宅が危険区域内^{※2}にある者

区分	内容	情報共有者
特別支援計画	大規模地震が発生した場合に、要配慮者が市内の社会福祉施設等へ避難するために作成する計画	地域住民 福祉関係者 市

※1 重篤：人工呼吸器などの生命維持装置のための医療機器等を使用している状態

※2 危険区域内：急傾斜地崩壊危険箇所及び区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地すべり危険箇所、津波浸水推定箇所など

(4) 関係機関の役割

① 市の役割

市は、市全体の要配慮者支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関とのネットワーク構築や、地域活動の支援といった全体的な役割を担う。

- ア 市民に対する「防災・減災」意識及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キットの設置推進、及び市民、福祉関係者への周知、支援
- ウ 地域で対応が難しい要配慮者に対する支援（特別支援計画の作成）
- エ 防災訓練等の実施

② 地域の役割（自主防災会、町内会、地区福祉推進会等）

地域は、日頃からの見守り活動や諸行事などを通じて地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができたといった日常生活における関係づくりを進め、要配慮者支援の主体的な役割を担う。

- ア 地域住民に対する災害時への備え、及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請の取りまとめ、配付（基本情報の共有）
- ウ 基本情報を活用した声かけ、見守りなどの活動
- エ 防災訓練等の実施

③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、日頃の福祉活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、災害・緊急支援情報キット設置の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請、設置、更新の手助け（基本情報の共有）
- ウ 災害・緊急支援情報キット未設置者への働きかけ（フォローアップ）
- エ 声かけ、見守りなどの活動への協力

④ 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、日頃のサービス提供や団体活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、災害・緊急支援情報キット設置の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請、設置、更新の手助け（基本情報の共有）
- ウ 災害・緊急支援情報キット未設置者への働きかけ（フォローアップ）
- エ 地域で対応が難しい要配慮者に対する支援（特別支援計画の作成）
- オ 声かけ、見守りなどの活動への協力

⑤ 要配慮者やその家族等の役割

要配慮者やその家族等は、「自分でできること」は自ら進んで行い、また「自分で

はできないこと」については、「必要な支援は何か」を明らかにし、周囲に支援を求め、このため、災害に備えるとともに地域の防災訓練等にも積極的に参加するなど、日頃から隣近所との交流やあいさつなどのコミュニケーションに努める。

- ア 自宅の耐震対策、安全対策の実施
- イ 危険箇所、避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- エ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- オ 情報の取得方法の確認
- カ 災害・緊急支援情報キットの設置と個別情報の携帯

3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携

(1) 福祉避難所の指定

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者を含む多数の被災者が避難所が避難所で避難生活を送ることになるが、一般の避難所での避難生活に支障をきたす場合に要配慮者が安心して生活できるよう、特定の公共施設を福祉避難所に指定するとともに、福祉避難所での支援体制の整備に努める。

① 福祉避難所指定の要件

- ・ 耐震・耐火構造の建築物であること
- ・ 要配慮者の避難スペースが確保できること
- ・ 施設内における要配慮者の安全が確保できること

② 福祉避難所に指定している施設

	施設名	所在地	電話
①	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 257-2	34-0500
	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 797-1	72-1770
	社会福祉センター広見荘	伝法 59	21-5558
	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 421	61-0171
②	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	大淵 676	30-6167
	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3773-1	36-2345
③	富士市立看護専門学校	本市場 新田 111-1	64-3131
④	特別養護老人ホーム すどの杜	増川 510-1	39-0061
	特別養護老人ホーム 鑑石園	原田 1350-16	52-0016
	特別養護老人ホーム 月のあかり	大淵 847-4	35-4567
	特別養護老人ホーム 天間荘	天間 1602	71-4350
	特別養護老人ホーム みざわ園	今泉 2210	55-1800
	地域密着型特別養護老人ホーム あおば	五味島 285-1	65-1700
	特別養護老人ホーム 加島の郷	水戸島本町 7-8	65-1165
	特別養護老人ホーム シャローム富士川	北松野 1071	56-3300

す。)、②特別支援学校の在校生など、③妊婦、産後間もない母子、④主に高齢者です。

(2) 民間社会福祉施設との連携

避難を余儀なくされた要配慮者の心身の状態によっては専門的なケアが必要となるため、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設と「災害時における要配慮者の緊急受入れ及び連携等に関する協定」を締結し、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

① 協定の項目

- ・ 連絡体制等の相互連絡に関すること
- ・ 災害時の情報提供に関すること
- ・ 災害時の要配慮者受入れに関すること
- ・ 人的支援、物的支援に関すること
- ・ 経費に関すること
- ・ 意見交換、協定の見直しに関すること

② 協定を締結している施設

全 35 施設

※ 避難が想定される対象者は、①障害者、高齢者など（状況に応じて判断しま

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、平常時に把握しておいた「基本情報」と「特別支援計画」を活用して、近隣住民同士の助け合いや地域による支援により、要配慮者への確に情報を伝達し、円滑に避難場所へ誘導する。

また、要配慮者は避難に比較的時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合、若しくは発生の恐れがあり避難を要する場合には、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話の輻輳や電力の寸断等により電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性が高いことから、人的手段による伝達も併用する。

(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認

近隣住民を中心に、地域で協力しながら要配慮者を避難場所へと誘導し、要配慮者宅に設置されている「災害・緊急支援情報キット」を携帯する。

また、安否確認については情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものとすため平常時に把握しておいた「基本情報」に基づき、避難先においても避難した要配慮者を把握する。

安否確認の結果、安否が確認できない要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼する。

(3) 特別支援計画の作成

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）^{*1}のうち、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった場合の情報が発表された場合、又は大規模地震が発生した場合には、特別支援計画にある避難先施設と地域は協力し、要配慮者宅に設置されている「災害・緊急支援情報キット」を携帯し、要配慮者を避難先施設へと誘導する。

※1 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表される条件

- ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

2 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した要配慮者は避難所での生活をきたすことが想定されるため、災害の規模や発生場所、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性を確保し、福祉避難所を開設し要配慮者の避難生活を支援する。

なお、福祉避難所を開設したときは要配慮者及びその家族等、地域住民などに速やかにその場所や利用方法を周知する。

また、福祉避難所が不足する場合には、必要に応じその他の社会福祉施設を福祉避難所として利用できるよう検討する。

福祉避難所開設の要件

- ・ 応急危険度判定の結果などにより、施設の使用が可能であること
- ・ 要配慮者の避難スペース、安全性などが確保できること

(2) 避難所及び福祉避難所における支援

避難所、福祉避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障害者用トイレ、スロープ、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けるなど、環境の整備に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、健康相談、二次的健康被害（エコノミクス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を実施する。

(3) 緊急受入れ等の実施

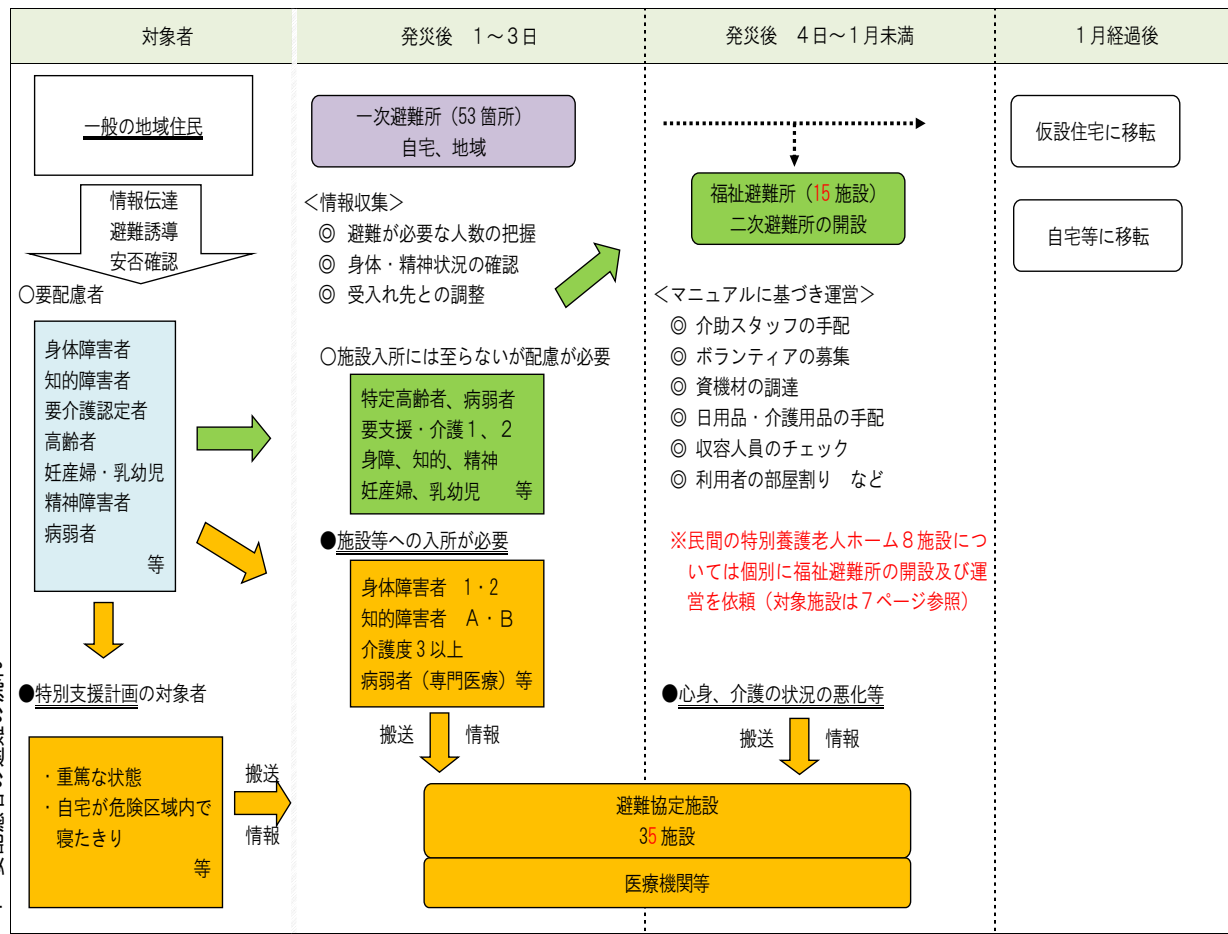
避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療措置や治療が必要になった場合には医療機関に移送する。

3 関係機関の役割

- (1) **市の役割**
 市は、要配慮者の情報把握、関係機関との連絡調整など、要配慮者支援に必要な各種事務の実施にあたる。
 ア 要配慮者の避難・安否確認の状況把握
 イ 社会福祉施設の状況把握・緊急受入れの要請
 ウ 福祉避難所の開設・運営
- (2) **地域の役割**
 地域は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、要配慮者の支援にあたる。
 ア 要配慮者への避難情報等の伝達
 イ 要配慮者の避難誘導・安否確認
- (3) **民生委員児童委員の役割**
 民生委員児童委員は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、地域等と協力して要配慮者の支援にあたる。
 ア 要配慮者への避難情報等の伝達への協力
 イ 要配慮者の避難誘導・安否確認への協力
- (4) **福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）**
 福祉関係者は、平常時に把握しておいた「基本情報」、「特別支援計画」を活用し、地域等と協力して要配慮者の支援にあたる。
 ア 特別支援計画に基づく要配慮者の避難支援
 イ 要配慮者の緊急受入れ等への協力

4 要配慮者の避難の流れ



8. 協定等

災害時の相互応援に関する協定書

富士市、富士宮市（以下「両市」という。）は、その区域内において大規模な災害（以下「災害」という。）の発生により被災し、当該市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、当該被災市の要請にこたえ、近隣友愛精神に基づき、相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応 援 事 項）

第 1 条 応援事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及びあわせん
- (2) 災害の応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請のあった事項
(応援要請の手続)

第 2 条 災害が発生した場合において、応援を受けようとする市は、文書により次に掲げる事項を明らかにして、必要な応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、当該要請に係る文書の提出を事後に行うことができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資などの品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び当該場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(応援の実施)

第 3 条 応援を要請された市は、できる限り要請にこたえるものとする。

（費 用 負 担）

第 4 条 応援に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、応援を受けた市と応援を実施した市が協議して定めるものとする。

（連 絡）

第 5 条 両市は、あらかじめ、相互応援に関する担当課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、応援の要否その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（平常時の活動）

第 6 条 両市は、円滑な応援の実施に資するため、平常時において、次に掲げる活動を共同で行うものとする。

- (1) 両市における広域的な防災対策を実施するための調査及び情報交換
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項
(協 議)

第 7 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、その都度両市が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年4月1日

富士市長 鈴木 尚

富士宮市長 小室 直 義

災害時相互応援に関する協定書

ひたちなか市、市川市、茅ヶ崎市及び富士市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救出活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項（応援の要請手続き）

第2条 被災市は、次の事項を明かにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合には、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

（応援のための派遣された職員の指揮）

第4条 応援のために派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2. 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡担当部局は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第7条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（資料等の交換）

第8条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（細目協定）

第9条 この協定の細目については、別に定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1998年（平成10年）3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、四市長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1997年（平成9年）10月3日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目10番1号

ひたちなか市

ひたちなか市長

清水

昇

千葉県市川市八幡一丁目1番1号

市川市

市川市長

高橋

國雄

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

根本

康明

静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市

富士市長

鈴木

清見

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

富士市長 (以下「甲」という。)と
 (以下「乙」という。)の間に、災害救助に必要な物資
 (以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)
 第1 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。
 (調達物資の範囲)
 第2 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資
 (2) その他甲が指定する物資
 (要請の方法)
 第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2. 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認(担当商業労働課長)のうえ、第4の措置をとるものとする。
 (要請に基づく乙の措置)
 第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

(価 格)
 第5 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として甲乙協議して定める。

(引 渡 し)
 第6 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

(代金の支払い)
 第7 甲が引取った物資の代金は、引取後、所定の手続により、すみやかに支払うものとする。
 (協 議)
 第8 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

(有 効 期 限)
 第9 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日
 甲 富士市長

乙 所在地
 名 称
 代表者名

別 表 (供給要請物資一覧表)

食 料 品	衣 料	日 用 品 等	燃 料 等	そ の 他
主食(米、粉乳など)、副食(漬物、缶詰など)、調味料、清涼飲料水	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手	雨具、おむつ(紙)、おむつかバナー、生理用品、石けん、洗剤、なべ、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳びん、マッパ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、タオル、タオルペーパー、ティッシュペーパー、トイレットペーパー	LPガス、LPガス器具	ダンボールベッド、エアーマット、簡易トイレ、ダンボール製品、作業用品、工具

災害時等における自動車用燃料の供給協力に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、富士市（以下「甲」という。）と静岡県石油業協同組合富士支部（以下「乙」という。）との間に、地震災害に係る警戒宣言発令中及び、富士市内に発生した地震、風水害その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務（以下「業務」という。）に従事する自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）に対し、燃料の供給が円滑、適正に行われることを目的として、締結するものである。

(協 力 要 請)

第 2 条 甲は、災害時等に、甲の行う業務に従事する自動車に燃料を供給する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の供給が円滑、適正に行われるよう要請することができる。

(要 請 手 続)

第 3 条 協力量請の手続は、富士市管財課長が担当する。

2. 要請にあたっては、協力を要する時間、その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3. 前項により連絡した協力を要する期間は災害時等の状況により甲が必要と認めたととき、乙と協議のうえ延長することができる。

(協 力 の 実 施)

第 4 条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、止むを得ない事由のない限り協力するものとする。

(連 絡)

第 5 条 乙は毎年 5 月末日までに、この協定に基づく協力を実施できる富士市内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号等の必要な資料を甲に通知するものとする。

(経 費 の 負 担)

第 6 条 この協定に基づく協力のため要した経費は、甲の負担とする。

(雑 則)

第 7 条 この協定の実施に関し、必要な細目事項は、甲・乙両者が協議して定める。

第 8 条 この協定は、昭和 55 年 8 月 1 日から適用する。

この協定成立を証するため、甲・乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 55 年 8 月 1 日

甲 富 士 市 長 渡 辺 彦 太 郎

乙 静 岡 県 石 油 業 協 同 組 合
富 士 支 部 長 志 田 省 吾

学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書

覚 書

静岡県立〇〇高等学校長（以下「甲」という。）と富士市長 鈴木清見（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産 静岡県立〇〇高等学校（以下「行政財産」という。）を避難施設として使用するについて次のとおり定める。

第 1 条 (目的)

甲は、その所管する行政財産のうち、避難地として校庭等の屋外施設を、避難所として体育館等の屋内施設を、乙に使用させるものとする。

第 2 条 (定義)

第 1 条に示す避難地および避難所の定義は以下のとおりとする。

(1) 避難地

東海地震の警戒宣言が発表されたとき又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則として校庭等の屋外施設とする。

ただし、例外として、災害弱者等を収容するために、甲乙協議のうえ、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。

(詳細については、静岡県地域防災計画 東海地震対策編「東海地震対策 避難計画策定指針」を参照。)

(2) 避難所

地震以外の災害時に危険区域に居住する者および地震災害発生後に住居等を失った者が避難する施設で、体育館等の屋内施設。

第 3 条 (申請等)

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合は、遅滞なく静岡県行政財産規則（昭和 39 年静岡県規則第 14 号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第 4 条 (許可等)

甲は、前条第 1 項により電話等で要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

第 5 条 (期間)

使用期間は 7 日間以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大限 7 日間以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に、「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨を文書にて通知する。

第 6 条 (原状変更の制限)

乙は、行政財産を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ、当該行政財産の原状を変更することができないものとする。

第 7 条 (原状回復義務)

乙は、試用期間が満了したとき又は、使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。

第 8 条 (施設使用料の免除)

甲は、行政財産の使用料条例（昭和 39 年静岡県条例第 20 号）第 4 条に基づき、使用料を免除するものとする。

第9条 (費用の負担)

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙の負担とする。
ただし、知事が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第10条 (規則等の遵守)

乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

第11条 (許可の取り消し)

甲が、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要があるとき又は、乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消により生じた損失は保証しないものとする。

第12条 (覚書の有効期間)

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により避難施設としての用途を欠く事由が発生しない限り有効とする。

ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難施設として不適当又は、その必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

第13条 (連絡先等の確認)

乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

- ① 施設の管理者、同代理者 (県事務所における次長、県立高校における教頭等) 及び当該行政財産近辺に居住する職員 (施設使用時に市職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員) の氏名、住所及び連絡先。
- ② 工事予定等施設使用時に影響のある事項。

第14条 (その他)

この覚書に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 所在地 〇〇〇〇〇〇
静岡県立〇〇〇高等学校
学校長 〇 〇 〇 〇

乙 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 〇 〇 〇 〇

学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書

静岡県富士見中学校・高等学校長 (以下「甲」という) と富士市長 小長井義正 (以下「乙」という) との間に、地震又は風水害等 (以下「災害等」という) が発生又は発生するおそれがあるときに、甲の施設 (以下「学校施設」という) を避難施設として使用することについて覚書を締結する。

第1条 (目的)

この覚書は、災害等が発生又は発生するおそれがあるときに、学校施設を使用することに関して、必要な事項を定める。

第2条 (学校施設の使用)

学校施設の使用については以下のとおりとする。

- (1) 屋外施設
地震等が発生した場合に、住民等が広くて安全な避難場所として使用する。
- (2) 屋内施設
災害等危険箇所に居住する住民等が立ち退き避難するための避難場所及び災害発生後に住居等を失った者が避難所として使用する。

使用する屋外施設は、グラウンドを使用するものとする。
使用する屋内施設は、第二体育館を優先使用し、避難者を収容できない場合は第一体育館を使用するものとする。

2 乙は、甲が予め定めた立入禁止区域は避難施設として使用しない。

ただし、甲と乙が協議して甲が使用を認めた場合はこの限りではない。

第3条 (申請等)

乙は、災害等の状況により屋内施設の開設が必要と判断した場合は、電話等で甲に要請するものとする。万が一、甲と連絡が取れず緊急を要する場合は、乙の判断により使用するものとする。

2 乙は、屋内施設を使用する場合は、遅延なく使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条 (許可等)

甲は、前条により要請を受けたときは、学校施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請書が提出された場合は、学校施設の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

第5条 (期間)

使用期間は7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大限7日以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に、「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨を文書にて通知する。

第6条 (原状変更の制限)

乙は、学校施設を使用する際には、甲の承諾を得なければ、当該学校施設の原状を変更することができないものとする。

第7条 (原状回復義務)

乙は、使用期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、変更した学校施設や設備等を原状に復するものとする。

また、使用に際し学校施設や設備等を破損等した場合は、乙の責任において原状に復する。この場合にあつては、乙は甲が学校施設の使用を開始するまでに修繕又は更新するよう努めなければならない。

覚書の締結先

No.	施設名称	所在地	締結年月日
1	静岡県立富士高等学校	富士市松本17番地	平成9年9月3日
2	静岡県立吉原高等学校	富士市今泉2160番地	平成9年8月12日
3	静岡県立富士東高等学校	富士市今泉2921番地	平成9年9月3日

※締結年月日は、平成6年3月10日付け消第974号、静岡県総務部防災局長、総務部長、教育長の連名通知、「災害時等における県有施設の使用に関する要領の改正について」を受け、再締結した年月日。

災害時における要配慮者の緊急受入れ及び連携等に関する協定書

第 8 条 (施設使用料の免除)
甲は、学校施設の使用料を免除するものとする。

第 9 条 (費用の負担)
当該学校施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。
ただし、甲が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第 10 条 (覚書等の遵守)
乙は、学校施設の使用に当たっては、甲の定める規程及び本覚書に定める事項を遵守しなければならない。

第 11 条 (鍵の貸与)
甲は、災害等発生時に備え、乙に借用書のとおり鍵を貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

第 12 条 (許可の取り消し)
甲が、当該学校施設を学校再開のため本来の利用目的に供する必要があるとき又は乙はこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。
2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消により生じた損失は補償しないものとする。

第 13 条 (覚書の有効期限)
この覚書は、当該学校施設の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。
ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りではない。
2 当該学校施設の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

第 14 条 (連絡先等の確認)
乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。
① 施設の管理者、同代業者及び連絡すべき職員の名、住所及び電話番号
② 第 11 条により借用している鍵の変更等
③ 工事予定等施設使用時に影響のある事項

2 甲は、以下の事項について乙に照会し、現状を把握できるものとする。
① 防災危機管理課長、地区担当職員の名、住所及び電話番号
② 第 11 条により貸与している鍵の保管状況及び管理責任者

第 15 条 (その他)
この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日

甲 富士市平垣町 1 番 1 号
静岡県富士見中学校・高等学校

校長 梶田 四郎

乙 富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市長 小長井 義正

富士市 (以下「甲」という。)と、●●法人●● (以下「乙」という。)は、災害時における要配慮者の緊急受入れ及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、大規模な地震等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する社会福祉施設等に対し協力を要請すること及び甲乙間の円滑な連携が図られるよう、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者
- (4) その他必要と認める者

(避難施設)

第 3 条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。



(対応責任者)

第 4 条 甲及び乙は、災害時等における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

(対応体制等の相互連絡)

第 5 条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年 4 月 1 日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

(災害時の情報提供)

第 6 条 乙は、災害時等に乙の施設の被害状況、地域の状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

2 甲は、災害時等に市内の被害状況、被災住民の状況、復旧の見込み、他の社会福祉施設等の被害状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、定期的に乙に連絡するものとする。

(災害時等の受入れ)

第7条 甲は、居宅で居住困難となり、市指定避難場所では対応が困難な要配慮者のために、乙に対して緊急の受入れ要請をできるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するように努めるものとする。

(手続き等)

第8条 甲は、前条により乙に受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(受入れ可能人数等)

第9条 甲は、乙の協力のもとに本協定締結後、施設の要介護者等の受入れ可能人員、介護支援者数及び必要物資等について把握するものとする。

(災害時等の物的支援)

第10条 甲は、災害時等に専門的な介護者、ボランティアの把握、確保を行うものとする。

2 乙は、災害時等に施設運営に必要な職員又は被災した他施設に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。

3 甲は、自主的に又は乙からの要請により、専門的な介護者、ボランティア又は他施設職員を乙に派遣するものとする。

4 乙は、甲から他施設へ職員派遣を要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

(災害時等の物的支援)

第11条 甲は、災害時等に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙が援助物資の保管場所において援助物資を受け取り搬送を行うものとする。

(要配慮者の搬送)

第12条 乙は、甲からの要請により乙の所有する車両を使用して、要配慮者の搬送を行うものとする。

(災害時等の被災状況等記録)

第13条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

(訓練)

第14条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第15条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

(協定の見直し)

第16条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次に掲げる事項について検証を行うい、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第5条の規定に基づく、連絡体制、対応窓口及び連絡方法について
- (2) 第6条の規定に基づく、災害時等の報告及び連絡内容、様式等について
- (3) 第7条、第8条、第9条の規定に基づく、要配慮者の受入れについて
- (4) 第10条の規定に基づく、専門的な介護者、災害ボランティア及び派遣可能な施設職員の把握、確保及びその活動内容等について
- (5) 第11条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段等について
- (6) 第12条の規定に基づく、要配慮者の搬送手段等について
- (7) 第13条の規定に基づく、被災状況等の記録について
- (8) 第14条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (9) その他必要な事項について

(費用の負担)

第17条 甲は乙に対し、当該要配慮者が期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

(他市町村からの受入)

第18条 甲及び乙は、他の市町村からの要配慮者の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状態等について協議し、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

(疑義の解決)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第20条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 □月 △日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 富士宮市 ●●
●●法人 ●●
理事長 ■■

富士市 ●●
▲▲
施設長 ■■

災害時に要介護者等避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定済施設

No.	施設名称	所在地	運営主体	施設内容
1	天間 荘	富士市天間1602	信 愛 会	特別養護老人ホーム
2	富士 楽 寿 園	富士市大淵4632-1	誠 信 会	特別養護老人ホーム
3	鑑 石 園	富士市原田1350-16	鑑 石 園	特別養護老人ホーム
4	岩 本 園	富士市岩本1184-1	岳 陽 会	特別養護老人ホーム
5	す ぞ の 杜	富士市増川510-1	美 芳 会	特別養護老人ホーム
6	富 士 の 里	富士市天間1626	博 美 会	軽費老人ホーム
7	くぬぎの里	富士市大淵14282-1	富士厚生会	障害者支援施設
8	きぼうの里	富士市大淵14283-1	富士厚生会	障害者支援施設
9	富士和光学園	富士市大淵4632-6	誠 信 会	障害者支援施設
10	富士本学園	富士市大淵4632-7	誠 信 会	障害者支援施設
11	誠信少年少女の家	富士市比奈1354	誠 信 会	児童養護施設
12	岩 倉 学 園	富士市大淵4632-5	誠 信 会	児童養護施設
13	ひまわり園	富士市今泉2221	芙 蓉 会	児童養護施設
14	み ぞ り 園	富士市今泉2220	芙 蓉 会	乳 児 院
15	加 島 の 郷	富士市水戸島7-8	真 澄 会	特別養護老人ホーム
16	コフレ・アソビト・富士	富士市岩本1020-1	岳 陽 会	軽費老人ホーム
17	ミ ズ ホ 園	富士市瓜島町173-1	御 山 会	在宅複合型施設
18	み ぎ わ 園	富士市今泉2210	芙 蓉 会	特別養護老人ホーム
19	JMF7次培永在宅複合ケア	富士市比奈159-21	協同福祉会	在宅複合型施設
20	ヴィラーージュ富士	富士市厚原359-8	秀 生 会	特別養護老人ホーム
21	シヤローム富士川	富士市北松野1071	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
22	富 士 見 学 園	富士市大淵2158	あしひたの丘	障害者支援施設
23	で ら ～ と	富士市伝法86-3	インクルふじ	障害者支援施設
24	かたくら明和園	富士市大淵2710-1	誠 信 会	特別養護老人ホーム
25	丘 ホ ー ム	富士市厚原672-1	信 愛 会	特別養護老人ホーム
26	な か ざ と	富士市中里2593-5	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
27	松 野 の 里	富士市南松野2604-1	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
28	富 士 ま か ど	富士市間門226-1	鑑 石 園	特別養護老人ホーム
29	ウェルビーイング富士	富士市厚原1192-1	(株)エール・ケア	介護付有料老人ホーム
30	なほ・かぎ富士ツ倉	富士市大淵2447-1	(株)エール・ケア	介護付有料老人ホーム
31	す る が 荘	富士市原田2030-32	美 芳 会	養護老人ホーム
32	風 の 杜	富士市原田2030-1	美 芳 会	特別養護老人ホーム
33	月 の あ か り	富士市大淵847-4	湖 成 会	特別養護老人ホーム
34	あ お ば	富士市五味島285-1	岳 陽 会	特別養護老人ホーム
35	ケアハウス慈恩	富士市五味島281	岳 陽 会	軽費老人ホーム

覚 書

静岡県立富士特別支援学校校長（以下「甲」という。）と富士市長（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産 静岡県立富士特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）を福祉避難所として使用することについて次のとおり定める。

第 1 条（目的）

この覚書は、災害時等において、甲の所管する特別支援学校を福祉避難所として乙が使用するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

前条に示す福祉避難所の定義は以下のとおりである。

福祉避難所 市が必要に応じて設置する一般の避難所で、生活に支障をきたす人のための避難所

第 3 条（避難対象者の受入れ）

避難の対象者は、原則、特別支援学校の在校生、卒業生及びその家族とするが、状況に応じ、一般の避難所での生活に支障をきたす高齢者及び障害者等の受入れも行うものとする。

第 4 条（申請等）

乙は、特別支援学校を使用する場合は、事前に電話等で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に申請するものとする。この場合は、事後において静岡県立富士特別支援学校（昭和 39 年静岡県財産規則第 14 号）に定める行政財産使用許可書を甲に提出するものとする。

2 乙は、特別支援学校を使用する場合は、事前に前項の行政財産使用許可書を甲に提出するものとする。

第 5 条（許可等）

甲は、前条第 1 項により電話等で申請を受けたときは、特別支援学校の用途又は目的を将来的に妨げない限り度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、前項に規定する限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

第 6 条（期間）

使用の期間は 7 日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に使用終了の日時を文書にて通知するものとする。

第 7 条（避難所の運営）

乙は、特別支援学校の職員及び避難所利用者と連携して運営に当たするため、市の災害対策本部との連絡調整を目的とした職員を指名するとともに、円滑な避難所運営に配慮した人員の配置に努めるものとする。

第 8 条（原状変更の制限）

乙は、特別支援学校を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ、当該施設の原状を変更することができないものとする。

第 9 条（原状回復義務）

乙は、使用期限が満了したとき又は、使用許可が取り消されたときは、当該施設を原状に復するものとする。

第 10 条（施設使用料の免除）

甲は、行政財産の使用料条例（昭和 39 年静岡県条例第 20 号）第 4 条に基づき、使用料を免除するものとする。

第 11 条（費用の負担）

当該施設の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙が負担する。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第 12 条（規則等の遵守）

乙は、当該施設の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守しなければならない。

第 13 条（許可の取消）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 乙が覚書又は使用許可条件に違反したとき

(2) 甲が当該施設を必要と不再するとき

2 甲は、乙に対して前項の使用許可の取り消しにより生じた損失は、補償しないものとする。

第 14 条（平時の連携）

甲乙は、年に 1 回以上、当該施設の職員、避難所派遣予定市職員、その他の関係者により、福祉避難所として開設した場合の役割の役割の確認やマニュアル等の整備及び訓練の実施に努めるものとする。

2 乙は避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄及び支援団体等との連携強化に努めるものとする。

3 甲は避難所運営に必要な資機材や物資を蓄積するための空間の提供に努めるものとする。

4 甲は在校生及び卒業生の個別避難計画の作成状況及びその内容の把握に努め、福祉避難所開設時の受入体制の強化に努めるものとする。

第 15 条（覚書の有効期限）

この覚書は、当該施設の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

ただし、甲乙が協議し、当該施設が福祉避難所として不適当又は、その必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 当該施設の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書を以て連絡するものとする。

第 16 条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

(1) 施設の管理者、同代理者（県事務所における次長、県立学校における教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に市職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先。

(2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項。

第 17 条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

(甲) 富士市大淵 3 7 3 番地の 1
静岡県立富士特別支援学校
校長

(乙) 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長

漁船による緊急輸送活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と富士市（以下「乙」という。）と田子の浦漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船における緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成 8 年 3 月 22 日条例第 1 号）第 29 条第 3 項及び第 35 条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要なる事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2. 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）

第 3 条 前条の規定による要請は、様式第 1 号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2. 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）

第 4 条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第 5 条 丙は、第 2 条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活 動 報 告）

第 6 条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第 2 号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2. 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2. 第 2 条第 2 項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 8 条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第 1 項の費用については甲に、前条第 2 項の費用については乙に請求するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。（従事者の災害補償）

第 9 条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第 34 条第 1 項の規定を適用する。（損害賠償の負担）

第 10 条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第 34 条第 2 項の規定を適用する。

（協力組合員名簿の提出）

第 11 条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年 1 回乙に提出するものとする。

2. 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

（協 議）

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、平成 10 年 8 月 20 日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 10 年 8 月 20 日

（甲） 静岡市追手町 9 番 6 号

静岡県知事 石 川 嘉 延

（乙） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 鈴 木 清 見

（丙） 富士市前田新田 8 6 6 番地の 6

田子の浦漁業協同組合

代表理事組合長 深 澤 治 雄

平成 15 年 8 月 29 日

災害時の緊急協力に関する協定書

富士市水道事業管理者 富士市長 鈴木 尚 (以下「甲」という。)と富士市水道指定工事店協同組合 理事長 遠藤 正三 (以下「乙」という。)とは、富士市における地震災害及び風水害等(以下「災害」という。)による水道災害時の緊急協力に関し、次の事項により協定を締結する。
(目的)

第1条 この協定書は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合(以下「災害時」という。)における緊急協力に関して、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、緊急に協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 水道施設及び給水装置等の応急復旧
- (2) 応急運搬給水及び当該給水のための車両の提供並びに配水池での応急給水
- (3) 自家発電機の運転
- (4) その他甲が必要と認めた事項

2 甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく協力)

第3条 乙は、甲の協力を要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、乙に対してこの協力を要請の実施に対する費用を負担するものとし、その費用は災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続する。

(報告)

第6条 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市水道事業管理者
富士市長 鈴木 尚

乙 富士市永田北町10番25号
富士市水道指定工事店協同組合
理事長 遠藤 正三

災害時に必要な機器の調達に関する協定書

富士市水道事業管理者富士市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害時に必要な機器 (以下「機器」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、機器を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する機器の供給を要請するものとする。

(調達機器の範囲)

第 2 条 甲が乙に供給を要請する機器は、次に掲げるものうち、乙が保有する機器とする。

- (1) 発電機一式
 - (2) その他甲が指定する機器
- (要請の方法)

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲 (担当水道部水道総務課長)の意思を確認の上、第 4 条の措置をとるものとする。

(要請に基づく協力の実施)

第 4 条 第 1 条の規定による要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を第 3 条第 2 項に掲げる者に通知するものとする。

(賃借料)

第 5 条 賃借料は、災害発生直前時に適正な価格 (引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

(機器の引渡し)

第 6 条 機器の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し機器を確認の上、引き取るものとする。

(賃借料の支払)

第 7 条 賃借料の支払は、乙の請求に基づき、甲は所定の手続により速やかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第 8 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の機器の保有数量を別紙「機器保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

(有 効 期 間)

第 10 条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続する。ただし、乙が第 2 条に掲げる機器を取り扱わなくなるときは、この協定は、効力を失う。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲に文書をもって通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 7 年 4 月 1 日

甲 所在地
富士市水道事業管理者
富士市長 鈴木 清 見

乙 所在地
名 称
代表者名

災害時等に必要な機器の調達に関する協定業者

協定業者名称	所 在 地	電 話 番 号
1 大興産業リース事業部 富士営業所	富士市日之出町 1 5 5	5 3 - 3 1 8 6
2 新日本建販(株)静岡リースセンター	富士市八代町 9 - 3	5 3 - 3 1 0 0

災害復旧に必要な資材の調達に関する協定書

富士市長 小長井 義正（以下「甲」という。）と安田株式会社静岡支店 支店長 高井 洋和（以下「乙」という。）との間に、災害復旧に必要な水道資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次の通り協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資材の供給を要請することができる。

（調達資材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する資材は、次に掲げるもののうち、乙が保有する資材とする。

- (1) 水道管及び継手、バルブ類一式
- (2) その他甲が指定する資材

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意志を確認のうえ第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく協力の実施）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を上下水道部上下水道営業課長に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が協力のために要した経費は甲の負担とし、その経費は甲乙協議して定める。

（資材の引渡し）

第6条 資材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資材の確認のうえ引き取るものとする。

（保有資材の報告）

第7条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の「資材の保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の成立の日からその有効を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持續する。ただし、乙が第2条に掲げる資材を取り扱わずになつたときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

この協定書は、平成9年9月1日に富士市水道事業管理者と安田株式会社富士営業所との間で取り

交わした「災害復旧に必要な資材の調達に関する協定書」を引き継ぐものとする。

平成26年7月17日

甲 富士市青島町191番地
富士市長 小長井 義 正

乙 静岡市駿河区豊田三丁目7番5号
安田株式会社 静岡支店
支店長 高 井 洋 和

災害発生時における高上市と高上市内郵便局の協力に関する協定

静岡県高上市（以下「甲」という。）と高上市内郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）、高上市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、高上市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを応用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別車務取扱及び機運対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て着附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道沿等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確保を行うための必要な事項^(*)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法合その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 高上市 総務部 防災危機管理課長
乙 日本郵便株式会社 吉原郵便局長（総務部長等）

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 8 月 21 日

甲 住所 高上市永田町1丁目100番地

高上市
市長



小長井 義正

乙 住所 高上市国久保2丁目1-25

日本郵便株式会社 吉原郵便局
局長



齋藤 敦史 印

住所 高上市伝法2776-15

日本郵便株式会社 高市伝法郵便局
局長



須田 直文 印

災害時における応急対策業務に関する協定書

(別表)

吉原郵便局	富士郵便局	静岡郵便局
鈴川郵便局	富士富士岡郵便局	大淵郵便局
今永郵便局	富士依田橋郵便局	吉原原田郵便局
広見郵便局	吉原中央町郵便局	富士富士見台郵便局
富士北郵便局	岩松郵便局	富士柳島郵便局
田子浦南郵便局	富士松浜郵便局	富士水戸島郵便局
富士磯部郵便局	富士松岡郵便局	富士市役所前郵便局
富士宮高郵便局	富士川郵便局	松野郵便局
清水郵便局(富士川・松野地域に限る)		

富士市（以下「甲」という。）と富士市建設業組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な人命救助活動及び救護活動並びに復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況を把握するとともに、甲の出勤要請に基づき災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより公共施設の機能確保を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、富士市の区域内において発生し、又はそのおそれがある大規模な災害で、甲が公共施設の応急復旧を必要と認める場合のものとする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、この協定に賛同する組合員のうちから災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）をとりまとめ、災害応急対策協力者名簿を「災害時における応急対策業務に関する協定」の運用を参考に作成するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量をとりまとめ、編成人員・資機材報告書を作成するものとする。

3 乙は、第1項の災害応急対策協力者名簿及び前項の編成人員・資機材報告書についてこの協定の締結時及び毎年9月1日時点の状況について速やかに甲に提出するものとする。その内容に変更が生じたとき又は甲が特に提出を求めたときも、同様とする。

(災害応急対策区域及び被災情報収集区域)

第4条 甲は、あらかじめ乙の協力を得て、地域の実情を考慮した災害応急対策区域及び被災情報収集区域を設定し、それぞれの区域内の協力者の中から災害応急対策区域担当者及び被災情報収集区域担当者を定めるものとする。

2 前項の災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、被災情報収集区域は、公共施設の被害状況を調査する区域とする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後は、自己の責任において速やかに公共施設の被害状況を調査し、被害状況報告書（第3号様式）により甲及び乙に報告するものとする。

(工事施工者)

第6条 甲は、災害の発生後応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし、甲が必要と認める場合は、災害応急対策区域担当者以外の者から施工者を決定することができる。

大規模災害時等における派遣警察部隊集結地

の使用にかかるとの協定書

(出動要請)

- 第7条 甲は、応急復旧工事が必要であると認めるときは、施工者に対し、出動要請書（第4号様式）により出動を要請する。
- 2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、電話等の通信手段により出動を要することができ、この場合において、甲は、遅滞なく前項の手続を行うものとする。
- 3 第1項の出動要請書は、甲及び施工者が各自その1通を保管する。

(工事の実施)

- 第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。
- 2 前項の応急復旧工事は、公共施設の機能確保に関わる必要最小限度の範囲内において行うものとする。
- 3 施工者は、応急復旧工事に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。
- 5 施工者は、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

- 第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに請負契約を締結するものとする。

(協定の効力)

- 第10条 この協定の締結期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年5月29日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市 市長 鈴木 尚

乙 富士市本市場町770番地
富士市建設業組合 井出 勇次

(目的)

- 第1条 富士市長（以下「甲」という。）は、東海地震等の大規模災害発生時等において、静岡県富士警察署長（以下「乙」という。）に対し、派遣警察部隊集結地として富士市立少年自然の家（富士市大淵10847番地の1。以下「当該施設」という。）を使用させるものとする。

(要請)

- 第2条 乙は、当該施設を使用する場合は、事前に電話等で富士市災害対策本部に要請するものとし、その後、遅滞なく、別紙「行政財産使用許可申請書」を甲に提出するものとする。
- (期間)

- 第3条 使用期間は、1か月以内とし、必要に応じ甲乙協議の上、延長ができるものとする。

(現状の変更)

- 第4条 乙は、現状を変更する場合は、甲の承諾を得るものとし、使用期間が満了したときに原状を回復するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 当該施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

- 第6条 その他当該施設の使用について、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

平成15年5月1日

甲 富士市永田町1丁目100番地

富士市 市長 鈴木 尚

乙 富士市荒田島166番地

静岡県富士警察署長 良知 義廣

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書

富士市長 鈴木尚（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請するものとする。

（調達資機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設トイレ、テント、発動発電機その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による要請は、第1号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（引き渡し及び返却）

第4条 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取り及び返却をするものとする。

2 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を賃借するものとする。

（賃借料）

第5条 賃借料（運賃及び次項に規定する損害保険に要する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基礎として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

（賃借料の支払）

第6条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

（保有数量の報告）

第7条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の資機材の保有数量を第2号様式「資機材保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持續する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 富士市永田町1丁目100番地

富士市長

乙

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定業者

協定業者名称		所在地	電話番号
1	太陽建機レンタル㈱	静岡市曲金6丁目1-46 (富士市島田2-19)	054-287-1300 (53-1299)
2	レント㈱富士営業所	富士市米之宮町116	62-7101
3	アクティオ㈱	富士市宮島811-1	62-1411
4	㈱レンタルのニッケン	富士市津田259-5	53-1070
5	プランニング富士㈱	富士市日乃出町86	53-3430
6	㈱富士クリーンサービス	富士市元町4-13	61-0768

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市医師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市医師会（以下「医師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する医師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、医師会に対し医師の派遣を要請するものとする。

2 医師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに医師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 医師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定による要請なくとも医師会の判断により医師を救護所等に派遣することができる。

4 医師会は、前項の規定により医師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した医師の派遣は、市の要請に基づく医師の派遣とみなす。（医療救護活動計画の策定）

第3条 医師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市医師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市医師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（医師の職務）

第4条 医師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の救護病院への収容指示
- (3) 死体の検案
- (4) その他状況に応じ必要と認められる処置

（医師に対する現場における調整等）

第5条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、医師会が派遣する医師の意見を尊重するものとする。

（医師の輸送等）

第6条 市は、医師会が派遣する医師の移動及び通信手段の確保その他医師会の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 救護所で使用する医薬品等については、派遣される医師が携行するもののほか、市がその供給に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（実費弁償）

第8条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（医療事故等）

第9条 救護活動による医療事故等については、医師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、市、医師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と医師会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び医師会の記名押印のうえ各自その1通を保管する。

平成30年3月1日

富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

富士市伝法2850番地

一般社団法人 富士市医師会
会 長 磯部 俊一

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市歯科医師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、歯科医師会に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 歯科医師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 歯科医師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定による要請がなくても歯科医師会の判断により歯科医師を救護所等に派遣することができる。

4 歯科医師会は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した歯科医師の派遣は、市の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定）

第3条 歯科医師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（歯科医師の職務）

第4条 歯科医師の救護所等における職務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び治療
- (2) 歯科医療を要する傷病者の救護病院等への収容調整
- (3) トリアージの実施への協力
- (4) 身元不明遺体の検案
- (5) その他状況に応じ必要と認められる処理

（歯科医師に対する現場における調整等）

第5条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、歯科医師会が派遣する歯科医師の意見を尊重するものとする。

（歯科医師の輸送等）

第6条 市は、歯科医師会が派遣する歯科医師の移動及び通信手段の確保その他歯科医師会の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 救護所等で使用する医薬品等については、派遣される歯科医師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）

の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。（実費弁償）

第8条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（医療事故等）

第9条 医療救護活動による医療事故等については、歯科医師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、市、歯科医師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と歯科医師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び歯科医師会の記名押印のうえ各自の1通を保管する。

平成30年3月1日

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

富士市伝法2850番地の3

一般社団法人 富士市歯科医師会
会長 大村 佑

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市薬剤師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する薬剤師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 薬剤師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 薬剤師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定による要請がなくても薬剤師会の判断により薬剤師を救護所等に派遣することができる。

4 薬剤師会は、前項の規定により薬剤師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した薬剤師の派遣は、市の要請に基づく薬剤師の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定）

第3条 薬剤師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市薬剤師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市薬剤師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（薬剤師の職務）

第4条 薬剤師の救護所等における職務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品の服薬指導及び相談業務
 - (2) 医薬品等の管理業務
 - (3) 医薬品等の調達、供給への協力
 - (4) トリアージの実施への協力
 - (5) その他状況に応じ必要と認められる処置
- （薬剤師に対する現場における調整等）

第5条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、薬剤師会が派遣する薬剤師の意見を尊重するものとする。

（薬剤師の輸送等）

第6条 市は、薬剤師会が派遣する薬剤師の移動及び通信手段の確保その他薬剤師会の行う医療救護

活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 救護所等で使用する医薬品等については、派遣される薬剤師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）

の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。（実費弁償）

第8条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（医療事故等）

第9条 医療救護活動による医療事故等については、薬剤師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、市、薬剤師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間の協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と薬剤師会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び薬剤師会の記名押印のうえ各自その1通を保管する。

平成30年3月1日

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

富士市伝法2851番地

一般社団法人 富士市薬剤師会

会長 羽二生 尚身

災害時における緊急解体業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市解体業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人静岡県解体工事業協会（以下「丙」という。）とは、富士市内に大規模な地震、風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行なう被災建築物等の緊急解体工事及び災害廃棄物の撤去（以下「緊急解体業務」という。）を、乙及び丙の協力のもとに迅速かつ的確に実施し、住民の生命の安全及び交通の確保並びに災害応急対策の強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めたものとする。

- (1) 甲が管理する道路に倒壊した建築物等の緊急解体業務
- (2) 消火活動を円滑に遂行するための建築物等の緊急解体業務
- (3) 人命救助を円滑に遂行するための建築物等の緊急解体業務
- (4) 前各号に定めるもののほか甲が必要と認めるもの

（協力業者）

第3条 乙及び丙は、会員の中から前条各号に規定する協力業務を実施できる資格及び能力を有する業者（以下「協力業者」という。）を様式1号「緊急解体業務協力業者名簿」に取りまとめ、協定締結後、速やかに甲に提出する。

2 乙及び丙は、協力業者毎の災害時に出勤できる建設資機材の数を様式第2号「資機材保有状況報告書」に取りまとめ、前項に定める名簿とともに甲に提出する。

3 第1項に定めるこの協力事業者の資格は、甲の当該年度における建設工事入札参加資格の内とび・土工（解体）に登録のある者とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し様式第3号「緊急解体業務出動要請書」をもって第2条各号に規定する協力業務の実施を要請することができる。

2 第1項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の申し入れで行うことができるものとするが、後日、速やかに「緊急解体業務出動要請書」を提出しなければならない。

3 乙及び丙は、東海地震予知情報が発表された時または震度6弱以上の地震が発生し

た時は、甲からの要請に備えて出動態勢を整えとともに建設資機材等の確保に努めるものとする。

（緊急解体業務の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請があったときは、業務内容と協力業者の能力を考慮し、最も適切な担当施工業者（以下「施工業者」という。）として選定する。ただし、乙の協力業者だけでは要請に応じることができないと判断した場合、丙に対し、協力を依頼するものとする。

2 乙及び丙は、施工業者を選定したときは、甲に対し様式第4号「施工業者選定報告書」を提出する。

3 甲は、緊急解体業務の箇所・範囲を施工業者に指示し、施工業者は甲に指示された場所に適した工法で、緊急解体業務に着手しなければならない。

4 施工業者は、緊急解体業務を実施するにあたっては、施工計画を定め、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

5 施工業者は、被災者等が取り残されていないか特段の注意を払いながら緊急解体業務を実施しなければならない。

6 施工業者は、必要に応じて、緊急的に通行規制や立入禁止規制等の緊急措置を行うとともに、通行車両や地域住民への周知を行うものとする。

7 施工業者は、すでに危険を防止するための通行規制や立入禁止規制等の措置が行われている場合、周囲の状況と安全を確認のうえ、業務を開始するものとする。

8 施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

9 施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備し、甲に提出しなければならない。

10 施工業者は、業務完了の確認書として、様式第5号「業務完了報告書」に次のアからオの資料を添付して甲及び乙に提出しなければならない。

ア 工事記録写真 施工段階（施工前、施工中、施工完了等）の写真、廃棄物の種類、工事数量、使用資機材等が確認可能な写真、運搬状況、処理状況の確認可能な写真、安全管理、環境対策の状況が確認可能な写真等

イ 工事数量表

ウ 工事資機材一覧表

エ 工事日報

オ その他甲が必要とする資料

（契約の締結）

第6条 甲は、前条第9条に規定する資料をもとに、速やかに、施工業者と随意契約を

締結する。

2 乙及び丙は前項の契約について、甲及び施工業者それぞれに協力するものとする。

(費用負担)

第7条 緊急解体業務に要する費用は、施工業者との契約に基づき甲が負担する

(甲への報告)

第8条 乙及び丙は、第3条の規定による協力業者の名簿内容及び建設資機材等の数量について、毎年9月1日までに甲に報告するものとする。ただし、内容に変更が生じた場合はこの限りではない。

2 乙及び丙は前項の報告内容に変更が生じた場合は、変更後30日以内に甲に変更した内容を報告するものとする。

(協定の解除等)

第9条 甲は、乙、丙及び施工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して資金等を供給し、又は便宜を供与する

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)

において、甲が乙、丙及び施工業者に対して当該契約に解除を求め、乙、丙及び施工業者がこれに従わなかったとき。

2 乙、丙及び施工業者は、この協定に係る業務の遂行に当って暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(協力の効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年3月24日

(甲) 富士市永田町1-100

富士市長 小長井 義正

(乙) 富士市川成島739-8

富士市解体業協会
会長 片岡 成男

(丙) 静岡市駿河区南町4-39

一般社団法人静岡県解体工事業協会
理事長 妻形 克和

災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書

富士市立中央病院（以下「甲」という。）と テルモ株式会社 静岡支店（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、医薬品、診療材料、その他乙が保有する医薬品等とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意思(担当事務部総務課長)を確認のうえ第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく協力の実施）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を事務部総務課長に連絡するものとする。

（価格）

第5条 医薬品等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

（引渡し）

第6条 医薬品等の引渡し場所は、テルモ株式会社富士物流センターとし、甲は、当該場所に職員を派遣し医薬品等を確認のうえ引き取るものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙の請求に基づき、甲は所定の手続きにより速やかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年11月18日

甲	富士市高島町50番地 富士市立中央病院
乙	静岡市葵区栄町4番地10 静岡栄町ビル6階 テルモ株式会社 静岡支店 支店長 筒井 和 貴

非常事態に係る緊急放送に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士コミュニティエフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、非常事態に係る緊急放送（以下「緊急放送」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市域に非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急放送を通じて、住民に迅速かつ正確な情報を提供することにより、市民生活の安全・安心の確保及び秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 非常事態 地震、台風、洪水、津波、火山噴火等の自然災害、大規模な火災及び市民生活を脅かす大規模な事態等が発生し、又は発生するおそれがある状態をいう。

(2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（非常事態時の番組編成）

第3条 乙は、非常事態の場合、甲の要請及び乙が人命に関わる重要な情報と認めた内容について、次の各号の放送番組を編成するものとする。

- (1) 平常番組編成を尊重し、非常事態に即応した放送
(2) 平常番組を全て中止し、非常事態に即応した放送
(3) 演奏所が無人となる時間の非常事態に即応した放送
(運用)

第4条 乙は、緊急放送を実施する場合、災害の警報、住民の避難誘導など、人命に関する緊急情報を他の放送に優先し、次により放送するものとする。

- (1) 前条第1号の放送は、甲の要請及び乙が必要と認めた情報において、乙は甲に確認の上、平常番組を優先した甲で適時繰り返し放送を行うものとする。
(2) 前条第2号場合は、地震等の非常事態により市内に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、甲の要請により、乙は平常番組を全て中止し、緊急放送に切り替えるものとする。その際、乙は甲及び防災関係機関等と密接な連携を図った放送を行うものとする。

(3) 前条第3号の場合は、乙の生放送時間以外の時間、又は特別な事情により演奏所が無人となる時間に、甲は、緊急放送が必要と認めるときは、原則として、乙に放送内容の了解を得た上で、緊急放送を行うことができる。

なお、甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第3号に要する費用は、乙は甲に請求しないものとする。
(2) 第3条第2号に要する費用は、甲が要請した放送に対しては甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。
(3) 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組、又はコマーシャル等が放送できなかったときは、乙と当該広告主等との協議により、その解決を図るものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、引き続き1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

消防相互応援協定一覧

名称	締結年月日	協定市町村	応援内容
静岡県消防相互応援協定	S62. 4. 1	県下全市町	すべての災害
富士市と静岡市における消防相互応援に関する協定	H29. 3. 22	富士市 静岡市	〃
富士市・沼津市消防相互応援協定	S47. 5. 19	富士市 沼津市	〃
富士市・富士宮市消防相互応援協定	S46. 9. 1	富士市 富士宮市	〃
東名高速道内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援協定	H20 11. 1	富士市 静岡市	高 速 道 路
東名高速道内の富士・沼津インターチェンジ間における消防相互応援協定	S44. 3. 19	富士市 沼津市	〃
新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	H24. 4. 14	富士市 静岡市 富士宮市	〃
新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	H24. 4. 14	富士市 沼津市 長泉町	〃

(協定の改定)
第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改定するものとする。

(協 議)
第8条 この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上決定する。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成17年10月25日

甲 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚 ㊟

乙 富士市吉原2丁目10番20号
富士コミュニケーションエム放送株式会社

代表取締役社長 林 哲 司 ㊟

関係法令抜粋

<放送法>

(災害の場合の放送)

第6条の2 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

<電波法>

(非常の場合の無線通信)

第74条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救済、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせるときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(非常の場合の通信体制の整備)

第74条の2 総務大臣は、前条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることができる。

ガス事故の防止に関する協定書

富士市消防本部、静岡県富士警察署、大富士ガス株式会社、社団法人静岡県プロパンガス協会東支部富士地区会及び東京電力株式会社富士営業所（以下「関係機関」という。）は、ガス事故防止対策について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、ガス漏れ事故等の発生に際して、関係機関が相互に協力し、通報連絡、現場の任務分担等を定め、ガス爆発事故等を未然に防止し、被害を軽減することを目的とする。

（通報の取扱い）

第2条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、次の各号について確認する。

- (1) 通報者（当事者か、第三者）
 - (2) 発生日時、場所
 - (3) ガス洩れ等の状況
- 第3条 通報をうけた関係機関は、次の各号の必要事項について、通報者に指示するものとする。
- (1) ガス栓、メーターcock、LPガス容器バルブ等の閉止
 - (2) 着火源となるおそれのある裸火、又は電気火花生ずる機械器具等の使用禁止又は制限
 - (3) その他着火源の排除等必要と認められる事項
- 第4条 関係機関は、通報をうけた事故状況をガス事故受信票（別記方式）に記録する。

（関係機関の連絡通報体制）

第3条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、速やかに消防本部（以下「消防」という。）に即報するものとする。

第4条 ガス洩れ等の通報又は関係機関からの即報をうけた消防は、速やかにガス事故連絡票（別表1）に定める方法により、各機関に即報するものとする。

（関係機関の出動体制）

第4条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、直ちに現場に出動するものとする。

第5条 関係機関の出動人員及び装備資機材は、それぞれの機関が定める。

（現場協議）

第5条 現場に出動した関係機関の責任者は、消防が設置した現場本部に集合して対策を協議し、必要な措置を実施するものとする。

第6条 消防の現場本部が設置されていないときは、現場の消防出動隊の上級指揮者と協議するものとする。

第7条 協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報の交換
- (2) 電源などのしや断
- (3) ガス供給の停止、漏洩ガス濃度測定及び滞留ガスの処理
- (4) 火災警戒区域の設定
- (5) 住民等に対する広報
- (6) 避難、退避等の指示、誘導及び交通規制等
- (7) 事故現場等への進入方法
- (8) その他、安全確保上必要な事項

（現場における関係機関の任務分担）

第6条 関係機関の現場における任務分担は、関係機関任務分担表（別表第2）のとおりとする。

第7条 前項に定める任務分担の行動基準は、それぞれの機関で定める。

第8条 現場に出動した関係機関は、それぞれ担当する業務について、相互に協力するものとする。

（資料の整備等）

第7条 大富士ガス株式会社（以下「大富士ガス」という。）及び社団法人静岡県プロパンガス協会東支部富士地区会（以下「地区会」という。）は、取扱うガスの性質及び安全確保の措置等の資料を整備し、準備するとともに、次の各号の資料を消防長に提出するものとする。

- (1) 大富士ガスは、ガス管網図並びに遮断弁等の位置、構造及び形状等の図書
- (2) プロパンガスの集合配管で、消防長の指定する施設の管網図、並びに遮断弁の位置、構造及び貯蔵量の図書

(3) 前各号の図書は、毎年度4月に3部を消防長に提出する。

ただし、既に提出した図書に変更のない時は、この限りでない。

2. 消防長は、前項第3号に定める図書が提出されたときは、1部を警察署長に送付する。

3. 大富士ガスは、事故発生の際、ガス管網図を現場に携行するものとする。

（訓 練）

第8条 ガス事故を想定して、関係機関相互の通報連絡、現場活動等について必要により、合同訓練を実施するものとする。

（事故処理）

第9条 事後の事故処理については、関係機関がそれぞれ必要に応じて処理するものとする。

附 則

この協定は、昭和56年2月5日から施行する。

注：「関係機関」の名称は協定書締結当時の名称。

「大富士ガス株式会社」は、現「静岡ガス株式会社富士支社」。

「社団法人静岡県プロパンガス協会」は、現「静岡県LPガス協会富士地区会」。

「東京電力株式会社富士営業所」は、現「東京電力パワーグリッド株式会社富士支社」。

環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町村の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらからかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援の自主活動）

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

2 自主活動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。

5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

（平常時における火山防災相互協力）

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

（市町村合併による取扱い）

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

（実施の細目）

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第12条 この協定は、平成28年5月23日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月23日

山梨県側市町村

富士吉田市 市長

都留市 市長

西桂町 町長

忍野村 村長

山中湖村 村長

富士河口湖町 町長

鳴沢村 村長

身延町 町長

静岡県側市町村

沼津市 市長

三島市 市長

富士宮市 市長

富士市 市長

御殿場市 市長

裾野市 市長

長泉町 町長

小山町 町長

施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。

3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。

3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。

4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。

5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数

量等

- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第 6 条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第 7 条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第 8 条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第 5 条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第 6 条に規定する応援体制をとることができる。

3 前 2 項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。

- 4 自主的な応援活動中に、被災市から第 5 条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第 9 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第 2 条第 3 号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、被災市における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において

て生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第 10 条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

- 2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第 11 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

- 2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第 12 条 協定市がこの協定から脱退しようとするときは、その 3 か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

- 2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

(協議)

第 13 条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

- 2 本協定は、令和 2 年 4 月 1 日より効力を有する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

別表 1
(第 1 条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市 R3.04.01中核市移行
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表 2
(第 3 条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市 R3.04.01中核市移行	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村
災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第 6 7 条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
 - (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- (応援の要請)

第 3 条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第 4 条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第 6 条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第 7 条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第 8 条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に關し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第 9 条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に關し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成 18 年 1 月 30 日

神奈川	中	井	町			
神奈川	大	井	町			
神奈川	松	田	町			
神奈川	山	北	町			
神奈川	開	成	町			
神奈川	箱	根	町			
神奈川	真	鶴	町			
神奈川	湯	河	原	町		
山梨	富	士	吉	田	市	
山梨	身	延	町			
山梨	道	志	村			
山梨	西	桂	野	村		
山梨	忍	野	村			
山梨	山	中	湖	村		
山梨	鳴	沢	村			
山梨	富	士	河	口	湖	町

静岡	沼	津	市		
静岡	熱	海	市		
静岡	三	島	市		
静岡	富	士	宮	市	
静岡	伊	東	市		
静岡	富	士	市		
静岡	御	殿	場	市	
静岡	下	田	市		
静岡	裾	野	市		
静岡	伊	豆	の	国	市
静岡	河	津	町		
静岡	南	伊	豆	町	
静岡	松	崎	町		
静岡	函	南	町		
静岡	清	水	町		
静岡	長	泉	町		
静岡	小	山	町		
神奈川	小	田	原	市	
神奈川	南	足	柄	市	

災害時の緊急協力に関する協定書

富士市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における環境保全、公衆衛生、健康管理の緊急性を考慮し、し尿及び浄化槽に係る汚泥(以下「し尿等」という。)の処理に関して、甲が乙に協力の要請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において次に掲げる事項について、乙に要請することができる。

- (1) 甲の指定避難所及び病院等(富士市地域防災計画医療救護計画に掲げる救護所及び救護病院に限る。以下、指定避難場所及び病院を併せて「指定避難場所等」という。)、その他甲が指定する場所におけるし尿等の収集及び運搬に関すること。
- (2) 甲が指定する場所への仮設トイレの運搬及び撤去に関すること。
- (3) 甲が指定する場所の仮設トイレへの衛生用品の補充。
- (4) その他上記に類する作業。

(支援協力の要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請するに当たり、電話等で協力内容、方法等について連絡するものとし、同内容を後日書面により乙に通知するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、相互に協力して業務にあたり、指定避難場所等におけるし尿等の処理を優先的に講ずるとともに、後日書面により甲に通知するものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき職員を派遣する場合には、当該職員に安全保護用具を携行させるなど安全策を講ずるものとする。

(経費負担)

第5条 甲の要請に基づく活動に伴う経費は、乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担する。

(災害補償等)

第6条 甲の要請に伴い、乙の派遣した職員(以下「派遣職員」という。))が、その業務により死亡又は負傷若しくは疾病となった場合の本人又はその遺族に対する補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 派遣職員が、その業務により第三者に損害を与えた場合において、その者が負うべき賠償額が確定したときは、甲乙協議の上その賠償を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、災害時において円滑な活動が行えるよう必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし期間満了の日の1月前までに、甲又は乙が書面をもって協定終了を相手方に通知しない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和2年10月 1日

甲 富士市永田町一丁目100番地

富士市長 小長井 義正

乙

災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時の緊急協力に関する協定業者

協力締結業者	住所
㈲マツナガ	富士市鈴川東町 8-9
㈱エイコウサービス	富士市厚原 2022-1
吉原衛生運輸㈱	富士市伝法 2883-2
㈱富士クリンサービス	富士市元町 4-13
富士衛生運輸㈱	富士市元町 4-11
㈲池谷企業	富士市中之郷 140
㈲不二設備保全	富士市南松野 2819-5
㈲蒲原工業	静岡市清水区蒲原 5011-69
㈲由比環境保全センター	静岡市清水区由比 77-2
㈲大沼興業	静岡市清水区蒲原 1-2

第 2 条に対する各社の対応可否

- (1)指定避難所及び病院等、その他甲が指定する場所
 (2)仮設トイレの運搬及び撤去
 (3)衛生用品の補充

協力締結業者	(1)	(2)	(3)
㈲マツナガ	○	○	○
㈱エイコウサービス	○(※)	×	×
吉原衛生運輸㈱	○	×	○
㈱富士クリンサービス	○	○	○
富士衛生運輸㈱	○	○	○
㈲池谷企業	○(※)	×	×
㈲不二設備保全	○	×	○
㈲蒲原工業	○	×	○
㈲由比環境保全センター	○	×	○
㈲大沼興業	○	○	○

(※)その他甲が指定する場所は除く。

富士市（以下「甲」という。）と富士地区篤工業連合会（以下「乙」という。）とは、市内において生じた大規模地震等（風水害、その他の災害を含む。）により甲の所管する道路、河川、下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な人命救助活動及び救援活動並びに復旧活動に資するため、甲の出動要請に基づき災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより公共施設の機能確保を図ることを目的とする。（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、富士市の区域内において発生し、又はそのおそれある大規模な災害で、甲が公共施設の応急復旧を必要と認める場合のものとする。

（災害応急対策協力者）

第 3 条 乙は、会員の中から本協定に協力できる災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿（第 1 号様式）にまとめ、協定締結後、速やかに甲に提出する。

2 乙は、緊急時の連絡体制を確保するため、協力業者の連絡網を作成し前項の名簿とともに甲に提出する。

3 乙は、協力業者毎に災害時に協力できる建設資機材等の数量を取りまとめ資機材保有状況報告書（第 2 号様式）を第 1 項の名簿とともに甲に提出する。

（出動の要請）

第 4 条 甲は、応急復旧工事が必要であると認めるときは、乙に対し出動要請書（第 3 号様式）により出動を要請し乙は応諾する。

2 前項の要請で、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるが、この場合も速やかに出動要請書を交わすものとする。出動要請書は 2 通作成し、甲及び乙各々が 1 通を保有する。

3 乙及び協力業者は、東海地震注意情報が発表されたとき及び市内で震度 5 以上の地震が発生した場合は、甲からの要請に備え、出動態勢を整えると共に、応急復旧用重機等の確保に努める。

（工事の実施）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者（以下「施工業者」という。）を決定し甲に通知する。

2 施工業者は、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

3 施工業者は、応急復旧工事の施工にあたって、第三者に損害を与えないように施工計画を定め、特段の注意を払うものとする。

4 施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられ

災害時における入浴施設等の使用に関する協定書

るように手続きを取るものとする。

5 施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲と乙に報告する。

(請負契約の締結)

第7条 甲は、担当施工業者からの前条第5項の資料をもとに速やかに当該施工業者と随意契約を締結する。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名称及び資機材保有状況報告書を毎年9月1日に甲に提出し、その内容に変更が生じたとき、又は、甲が特に報告を求めたときは速やかに報告する。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも、それぞれ相手方に対して文書により申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月21日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木尚

(乙) 富士宮市杉田1351番地
富士地区農工業連合会

会長 後藤善考

富士市（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、
地域防災対策における民間協力の一環として、災害時における入浴支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内で災害が発生し、乙の所有する施設が使用可能な場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、避難生活で入浴が困難な被災者に対し入浴支援を行うことで、心身の安寧を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 入浴を支援する対象となる被災者とは、平時において乙の定める施設利用対象者であり、災害による家屋の倒壊、焼失等により、避難所等で生活している者、又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴が困難となった者をいう。

(要請)

第3条 甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有する施設において、被災者への入浴支援の協力を要請するものとする。

2 前項による要請は、災害時入浴施設等使用要請書（様式1）による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、富士市内に災害が発生したときに、甲の要請により、被災者に対し次の各号に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 施設を開放した入浴支援
- (2) 休憩スペースの利用
- (3) その他支援が可能な事項

(入浴施設の運営)

第5条 前条に掲げる支援に係る施設等の運営管理は乙が行う。

2 その他の運用については甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用負担)

第6条 第4条の規定によるこの入浴支援等により発生した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害の発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、前条に規定する費用については、災害時入浴施設等利用者台帳（様式2）及び災害時施設等使用状況報告書（様式3）を添えて請求書（様式4）により請求するものとする。
2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、当該費用を支払うものとする。

災害救助に必要な飲料の供給に関する協定書

(協議)
第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間及び更新)
第9条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持續する。

この協定の成立を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年12月21日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

乙

災害時における浴場の使用に関する協定業者

	協定業者名称	所在地	電話番号
1	湯屋プランニング株式会社 鷹の湯	富士市久沢786番地の1	73-1526
2	株式会社エイワンスポーツプラザ 富士湯らぎの里	富士市蓼原227番地の1	63-2641
3	清武総業株式会社 野草風呂よもぎ湯	富士市大淵1565番地の2	35-6666

富士市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）の間
に、災害救助に必要な飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、飲料を調達する必要があるときは、乙に対しその保有する飲料の供給を要請することができる。

(供給飲料の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるものとする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

(要請の方法)

第3条 第1条に規定する要請は、別紙1「飲料供給要請書」をもって行うものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後すみやかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条に規定する要請を受けたときは、乙はすみやかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に通知するとともに、飲料供給を実施するための措置をとるものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、別紙3「災害時緊急連絡体制表」とおりとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(引渡し)

第7条 飲料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所に職員を派遣し数量等を確認のうえ引取るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続するものとする。ただし、乙が第2条の供給飲料の範囲に掲げる物資を取り扱わなくなるときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年3月24日

甲	静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市長 鈴木 尚
乙	東京都港区台場2丁目3番3号 サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長 引田 耕治

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

富士市・富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

(認定調査の内容)

第2条 乙及び乙の会員が実施する認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

①災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

②甲が発行した、り災証明について住民からの相談の補助をすること。

(費用の負担)

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

(研修会への参加)

第4条 甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得り甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間

延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならぬ。
(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年3月30日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地
富士市長

富士宮市弓沢町150番地
富士宮市長

(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、富士市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の実施)

第2条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 富士市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 富士市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(現地情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 2 通作成し、整備局長及び市長が各 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 26 日

名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番地 1 号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 鈴木 尚

災害生活ごみの収集運搬に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市一般廃棄物協同組合（以下「乙」という。）は、大地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害生活ごみの収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。
(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における災害生活ごみの収集運搬に関して、甲が乙に協力を求めるにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

2 この協定における「災害生活ごみ」とは、災害時に一時的に大量に排出される陶器、家具、布団等及び避難市民の生活廃棄物（し尿を除く。）をいう。
(協力)

第 3 条 甲は、市内に災害が発生し、災害生活ごみの収集運搬が必要になったときは乙に対し協力の依頼をするものとする。

2 甲は、前項の依頼する場合は、災害生活ごみ収集運搬協力依頼書（第 1 号様式）に次の事項を記載して乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、依頼を口頭で行い、後日災害生活ごみ収集運搬協力依頼書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害生活ごみの具体的内容及び状況
- (3) 災害生活ごみ収集運搬の実施地区
- (4) 災害生活ごみ収集運搬の期間
- (5) その他必要な事項

(収集運搬の実施)

第 4 条 乙は、前条第 1 項の依頼に基づき必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に従い災害生活ごみの収集運搬を実施するものとする。

2 甲は、乙の災害生活ごみの収集・運搬が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害生活ごみの収集運搬に当たっては周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

4 乙は、災害生活ごみの収集運搬が終了したときは、速やかにその実施状況について災害生活ごみ収集運搬実施状況報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲の依頼に基づく活動に伴う経費は、原則として無償で行なうものとする。ただし、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用負担について甲乙協議して決定するものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、前条ただし書きの規定により、甲の負担する災害生活ごみの収集運搬に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、当該費用の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りでない。

(災害補償等)

第7条 甲の依頼に基づき乙が派遣した職員が災害生活ごみ収集運搬業務に従事した際にその者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、障害が生じ又は死亡した場合の本人又は遺族に対する補償については、甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年3月25日から平成24年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月25日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 鈴木 尚

乙 富士市厚原131番地の1

富士市一般廃棄物協同組合

理事長 加藤 修

富士市災害生活ごみ収集運搬協力車両

車両種類 会社名	パッカー		平ボディー		ダンプ・コンテナ車		計
	4t	大型	2t	4t	4t	大型	
市栄産業(株)	1					1	2
庵原興産(有)		1		1		1	3
(有)岩本商店			1				1
岳陽産業(有)	1			1	1		3
(株)環境衛生サービス	1				1		2
さしやう産業(株)	1			1			2
久保田運送(有)	1						1
(有)熊玉産業				1			1
(株)クリーンコントロールサービス	1			1	1		3
さとう産業(株)	1			1			2
山櫻興業(有)	1			1			2
(有)静岡総合処理センター	1			1	1		3
(有)東亜美装		1	1		1		3
日本トリートメント産業(株)				1		1	2
(有)富士清掃センター	1			1		1	3
(有)富士美装	1			1		1	3
(有)渡総業	1						1
合計車両数	12	2	2	11	0	7	38

津波避難ビルとしての使用に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と株式会社〇〇（以下「所有者」という。）と〇〇自主防災会（以下「自主防災会」という。）は、富士市沿岸に津波が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民が緊急に避難しなければならぬ場合に、所有者が所有する建物を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条

所有者が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、市及び自主防災会ならびに地域住民に使用を許可するものとする。

- (1) 所在地：富士市〇〇
 - (2) 所有者：株式会社〇〇
 - (3) 名称：株式会社〇〇
 - (4) 構造等：鉄筋コンクリート造 鉄骨造
 - (5) 使用場所：屋上 〇〇㎡
 - (6) 収容人数：約 〇〇人収容（収容人員は1人当たり1㎡で計算した値とする）
- 2 市及び自主防災会は、前項に規定する津波避難ビルに避難した際に必要となる用具等を設置する場合は、所有者の了解を得て行うものとする。

(使用期間)

第2条

津波避難ビルの使用期間は、大津波警報及び津波警報の発表時もしくは緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれのある時から、津波警報等が解除された時までとする。

(目的外使用の禁止)

第3条

市及び自主防災会は、当該建物を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条

施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第5条

市及び自主防災会は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならぬ。 (地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。) この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかなる箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、市、所有者、自主防災会で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条

- 自主防災会及び地域住民等は、津波避難ビルを使用する場合には、建物等を破損しないよう細心の注意を払うものとする。
- 2 所有者は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第7条

市と自主防災会は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるように日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、東海地震等が発生した場合は、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条

市は、所有者と自主防災会の協力関係、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のウェブサイト等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条

この協定は、平成24年 月 日からその効力を有するものとし、所有者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第10条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、市、所有者、自主防災会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市、所有者、自主防災会は記名押印のうち、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

富士市永田町1-100

富士市長

鈴木

尚

(建物所有者)株式会社〇〇

富士市〇〇

代表取締役

(自主防災会代表) 〇〇自主防災会

富士市〇〇

自主防災会長

(令和2年7月現在)

No.	建物名称	所在地	避難場所
1	ホテルアムス	川成島782-9	屋上
2	村松組	宮島432-1	屋上
3	新富士ビル	川成島644-3	3・4階、屋上
4	マンションコンポーザライズ	柳島153-1	3・4階、屋上
5	旭化成大志寮	中丸140-1	3・4・5階通路、外階段
6	旭化成ビルア富士寮	中丸140-1	3階通路、3階踊場
7	池辺クリニック	川成新町250	屋上
8	マルハン吉原店立体駐車場	八代町12-12	3階、屋上
9	メンテック技研	依田橋町9-2	屋上
10	山清第1倉庫	今泉187-1	屋上
11	飯田工業薬品	依田橋71-1	3・4階
12	鈴厚ビル	依田橋町13-24	屋上
13	ダイオーペーパープロダクツ	依田橋町7-34	3階、屋上
14	アスカム(ダスキン)	今泉429-3	外階段
15	山清第7倉庫	今泉643-2	屋上
16	ジヤトコ	今泉700-1	2階以上 <small>(避難スペースは階層担当が指定)</small>
17	中村組	田中新田275-12	4階会議室
18	かぐや富士	中里2546-7	3階、屋上
19	田中町公会堂	田中新田213-2	3階
20	ニトリ	宮島841-1	屋上
21	富士南エクスプレス	五貫島991	屋上
22	アサマ工業	五貫島918-1	3階
23	FK産業	五貫島814	3階、屋上
24	東海シーレックス	五貫島770-8	2階(4階相当)
25	大石工業	五貫島990-1	2階(4階相当)
26	静清重鉛	五貫島971	屋上
27	ザンパイトル新富士 ウィンポート	宮島466-1	3〜8階通路、踊場
28	ポリプラスチックス	宮島973	4・5階、屋上
29	アイマクション	荒田島町9-7	3階通路
30	メゾンタケミネ	荒田島町5-3	3・4階通路
31	ききょうの郷	五貫島175	屋上
32	マルハン吉原寮	八代町8-14	3・4階通路
33	ラウンドワン立体駐車場	八代町4-15	3・4階、屋上
34	ギフトプラザダイター本店	鈴川本町3-6	3階通路・ベランダ
35	富士化工	前田90	2階屋上・3階屋上
36	マルソン駿河企業アパート	依田橋町9-34	屋上

災害時等における自動車教習所一時使用等に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、富士市内で地震等による大規模災害(武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、富士市(以下「市」という。)が、富士市内自動車教習所(以下「教習所」という。)に対し、施設の一時的使用等に関する協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定による要請は、災害時等に教習所が対応可能な次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民等が一時的な避難に使用する場所の提供
- (2) 市が要請した救助隊等の活動拠点に使用する場所の提供
- (3) 教習所周辺の目視情報の伝達
- (4) AEDや車両等の提供
- (5) その他両者が必要と認める事項

(要請)

第3条 市は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、教習所に対しその業務を要請することができるものとする。

2 市は、前項の規定により要請を行うときは、次の事項を明らかにして文書により教習所に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の概要
- (2) 要請内容、要請の対象となる地域、施設使用希望期間
- (3) 担当者連絡方法
- (4) その他必要事項

3 教習所は、市から要請があった場合は、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

(費用負担)

第4条 この協定に基づく施設の使用は無償とし、水道・電気の費用等施設使用に伴い通常生じると考えられる経費は教習所の負担とする。

(損害賠償責任)

第5条 教習所は、この協定に基づき業務実施中に、教習所の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に係る市の連絡責任者は富士市災害対策本部総括班班長とし、教習所の連絡責任者は各施設の代表者または管理者とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、協定の成立の日から、効力を生ずるものとし、両者が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年10月20日

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚 ㊟

協定を締結する富士市内の自動車教習所

協定施設名称	所在地	電話番号
昭和自動車学校	富士市比奈字赫夜姫2220-1	(0545)38-0110
吉原自動車学校	富士市伝法906-3	(0545)71-2345
静岡県中央自動車学校	富士市入山瀬4-1-7	(0545)71-1110
静岡県富士自動車学校	富士市柚木207-1	(0545)61-6161

災害時における応急対策業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管管理業協会中部支部静岡県支部会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は、発生するおそれがある場合における災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内において、大規模災害により、下水道施設に甚大な被害が生じた場合の緊急協力に関して、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に下水道施設の応急活動に関して協力が必要と認めるときは、乙に対して応急活動を要請することができる。

2 甲は、乙に対して応急活動を要請するときは、応急活動協力要請書（第1号様式）により、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

(応急活動の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに応急活動場所に出動し、甲の職員に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、応急活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

(応急活動の報告)

第4条 乙は、応急活動終了後、速やかに甲に対し応急活動実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、乙に対して応急活動に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲又は乙は、応急活動に際し、その責めに帰すべき理由により、この協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協力会員名等の報告)

第7条 乙は、毎年4月1日現在の協力会員名簿並びに大規模災害に使用可能な資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

(協力事業者の表示)

第8条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事務所及び乙の会員の事業所に「富士市下水道災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

災害時相互応援に関する協定書

(有効期限)

第 10 条 この協定は、平成 25 年 2 月 4 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印し、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 4 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 鈴木 尚

乙 浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部 静岡県支部
部長 岡本 彦一

(趣旨)

第 1 条 富士市と磐石町は（以下「協定自治体」という。）、いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあつせん
- (6) 児童・生徒の受け入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続き)

第 3 条 被災自治体は、次の事項を明確にして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる応援を要請する場合には、物資及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 3 号掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 前条の規定により応援を要請された自治体は、極力これに応じるものとする。
2. 応援自治体は前条の規定による被災自治体からの応援要請がない場合においても、大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
3. 応援自治体は、災害直後において職員等を派遣する場合は、派遣職員自ら消費または使用する物資等を携行させるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第 5 条 応援のために派遣された職員は、被災自治体の長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要する経費は、原則として被災自治体の負担とする。
2. 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された自治体は、一時立替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定自治体は、相互応援の窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
 2. 連絡担当部局は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第9条 協定自治体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から2014年(平成26年)3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定自治体のいずれの自治体から申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2013年(平成25年) 7月 30日

静岡県富士市永田町一丁目100番地
 富 士 市
 富 士 市 長

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
 雫 石 町
 雫 石 町 長

災害時における傷病者等の搬送業務及び情報通信に関する協定書

富士市(以下「市」という。)と商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部(以下「タクシー協会富士・富士宮支部」という。)とは、市内において生じた大規模な災害(地震、風水害、その他の災害を含む。)発生時における傷病者等の搬送業務及び情報通信に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、市が行う災害時の医療救護活動に係るタクシー協会富士・富士宮支部の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含む。

(協力要請)

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を行う必要があると認めるときは、タクシー協会富士・富士宮支部に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請する。

- (1) 傷病者及び医療従事者の医療救護所及び医療機関への緊急搬送
- (2) タクシー協会富士・富士宮支部に所属する事業者の無線局及び無線通信体系(タクシー無線)による情報通信
- (3) 前2号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

(要請手続)

第3条 市は、タクシー協会富士・富士宮支部に対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請の期間
- (4) 配車場所
- (5) その他必要な事項

(協力の実施)

第4条 タクシー協会富士・富士宮支部は、第2条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用(以下「費用」という。)については、市が負担する。

2 費用の金額は、第2条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議の上決定する。

(費用の支払い)

第6条 タクシー協会富士・富士宮支部は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、タクシー協会富士・富士宮支部に対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

(損害補償)

第7条 市は、第2条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、これがため死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。

2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

(平時の対応)

第8条 市は災害時における市とタクシー協会富士・富士宮支部との間の連絡方法を整備する。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、市及びタクシー協会富士・富士宮支部いずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月2日

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木尚

商業組合 静岡県タクシー協会

富士・富士宮支部 支部長

富士市本町12番4号

岳南自動車株式会社 代表取締役 米山政司

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書

富士市長 鈴木尚（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請するものとする。

(調達資機材の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

(要請の方法)

第3条 第1条の規定による要請は、第1号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。（引き渡し及び返却）

第4条 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取り及び返却をするものとする。

2 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を賃借するものとする。（賃借料）

第5条 賃借料（運賃及び次項に規定する損害保険に要する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基礎として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

(賃借料の支払)

第6条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

(保有数量の報告)

第7条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の資機材の保有数量を第2号様式「資機材保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持續する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を保有する。

平成 25 年 6 月 3 日

甲 富土市永田町 1 丁目 100 番地

富土市長 鈴木 尚

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 17 号

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高橋 修

災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書

富土市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 2 条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第 2 条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- (2) 資機材の提供
- (3) 緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第 3 条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式 1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式 2）により甲に提出するものとする。

5 前 4 項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式 3）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 2 条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第 6 条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

(災害補償)

第 7 条 甲は、甲の指示により、第 2 条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したこと起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士市条例第42号）」に基づきその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 0 日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して 1 年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

本協定発効と同時に平成 2 6 年 4 月 2 3 日付で締結した緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 月 1 9 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長 井 義 正

乙 静岡県静岡市駿河区池田 1 2 6 - 4
一般社団法人静岡県トラック協会

会 長 佐 野 寛

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川及び急傾斜地崩壊防止などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第 2 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(応急対策業務協力者)

第 3 条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は協力者を取りまとめ名簿を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第 8 条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第 2 項の名簿を毎年 6 月 1 日までに甲に提出するものとする。

5 前 3 項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第 4 条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施

を受託者に要請することができる。

2 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び completion を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年12月12日

(甲) 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚

(乙) 静岡市葵区常磐町2丁目13番4号

一般社団法人 静岡県測量設計業協会

会長 鶴田 忠男

大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、必要な司法書士業務（以下「司法書士業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、混乱する被災地において被災者を支援するため、甲の要請に基づき乙が実施する司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、大規模な災害時に富士市災害対策本部等を設置し、かつ、富士市内に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合で、司法書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第 3 条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請手続等）

第 4 条 第 2 条に規定する甲の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「大規模災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第 5 条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めるものとする。

（費用負担）

第 6 条 第 3 条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第 7 条 甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次に掲げる資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 被災地想定資料
- (3) その他必要な資料

（損害の補償）

第 9 条 甲の要請に基づく司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（連携）

第 10 条 乙は、甲の要請に基づく司法書士業務を行う際、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合、甲、他機関等と調整を行った上で、業務を行うものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 8 月 27 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長 井 義 正

(乙) 静岡市駿河区稲川一丁目 1 番 1 号
静岡県司法書士会
会長 西川 浩 之

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）とは、富士市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に必要な行政書士業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、混乱する被災地において被災者を支援するため、甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、富士市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに別紙「大規模災害時における被災者支援協定に関する提言書」のほか、次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置

(2) 甲への乙の会員の派遣

(3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所、期間その他必要事項を明らかにした別紙「大規模災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その措置に基づき行政書士業務を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、

甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制及び連絡方法について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく行政書士業務が行われるよう、随時、次の資料を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 被災地想定資料

(3) その他必要な資料

（損害の補償）

第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年7月2日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚

(乙) 静岡市葵区駿府町2番113号

静岡県行政書士会 会長 岸本 敏和

大規模災害時における医療救護活動の実施に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と学校法人森島学園 富士リハビリテーション専門学校（以下「富士リハビリテーション学校」という。）とは、富士市内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、富士市地域防災計画に基づき災害時の傷病者等の救命及び救護を図るため、市の要請により、富士リハビリテーション学校の学生（以下「学生」という。）がボランティアとして参加する医療救護活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（体制の確保）

第2条 富士リハビリテーション学校は、本協定の十分な運用を図るため、学生に対し、本協定の内容について啓発を行うとともに、災害時に開設される医療救護所での医療救護活動の補助業務を担う「富士市医療救護所サポーター」への学生の登録を取りまとめ、登録者を市に報告するものとする。

（協力の要請）

第3条 市は、災害時に医療救護活動を行う必要があると認めるときは、次の各号に掲げる医療救護所における業務について、富士リハビリテーション学校に協力を要請するものとする。

- (1) 傷病者のトリアージ補助
 - (2) 傷病者の応急処置補助
 - (3) 治療待機者及び既治療者の経過観察補助
 - (4) 前3号に定めるもののほか、医療救護所運営責任者が必要と認めるもの
- 2 前項の要請は、「富士市医療救護所サポーター」登録済の学生に対し、富士市職員防災情報メール及び富士市同報無線等により行うものとする。

（協力の実施）

第4条 前条の要請を受けた「富士市医療救護所サポーター」登録済の学生は、自らの被災状況等を勘案し可能な範囲で協力するものとする。

（損害補償）

第5条 市は、医療救護活動の原因として学生が負傷し、疾病し若しくは死亡したとき又は障害の状態となったときは、市民活動総合補償制度の適用範囲内で必要な損害補償を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに、本協定の解除又は変更について、両者のいずれからも何らかの意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月19日

富士市永田町1丁目100番地

富士市伝法2527番地の1
学校法人森島学園
富士リハビリテーション専門学校

富士市長 小長井 義正

理事長 森島 宏光

下水道施設における災害時緊急応援に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と株式会社ウォータージェンシー（以下「協力者」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、市の所管する下水道施設（処理場及びマンホールポンプ）が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急応援に関し、下水道法第15条の2に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市が協力者に対して要請する緊急応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 市は、災害時において実施する下水道施設の災害応急対策に協力者の応援が必要であると判断したときは、協力者に対し応援要請を行うものとする。

2 協力者は、前項の応援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける協力者の規模及び能力に応じてこれに協力するものとする。

(応援要請の手続き)

第3条 前条に基づく応援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、正確な手段と判断される通知方法により市より協力者に行うものとし、口頭による通知の場合は、市は要請後に「災害時緊急応援要請書」（様式第1号）により協力者に正式な要請を行う。

(応援要員の派遣)

第4条 協力者は前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに第5条に規定する緊急応援活動業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、市が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による緊急応援活動業務にあたり、協力者は、市の職員の指示に従うものとする。

(緊急応援活動業務)

第5条 協力者が行う緊急応援活動業務（以下「応援業務」という。）は概ね次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の被害状況調査
- (2) 簡易な施設の応急修繕の実施及び施設修繕工事の立会い
- (3) 下水道施設の運転操作
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に市から要請のあった事項

(実施体制)

第6条 市及び協力者は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに



災害対策連絡網を整備するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応援業務に従事した協力者の従業員が、応援業務に起因して負傷若しくは罹患、死亡（以下併せて「業務災害」という。）した場合の補償については、協力者の責任において行うものとする。但し、業務災害の原因が市の職員の指示による場合には、市の責任において補償を行うものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づき、協力者が応援業務の実施にあたり要した費用は市が負担するものとする。

(報告事項)

第9条 協力者は応援業務終了後、市に対して文書により次の事項について報告するものとする。

- (1) 作業の日時及び場所
- (2) 作業内容
- (3) 作業で必要とした資材及び員数
- (4) その他必要事項

(損害の賠償)

第10条 協力者は応援業務の実施にあたり、協力者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合には、市から必要な指示を受け、協力者の責任と負担において処理しなければならない。

2 応援業務の実施にあたり、市、協力者双方の責に帰すべからざる事由により第三者に損害を与えた場合、又は市若しくは協力者の保有する機械器具等に損害が生じた場合には、その処置について、市、協力者協議し決定するものとする。

(防災訓練等)

第11条 協力者は、災害時における応援業務が円滑に遂行できるよう、市の行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、市、協力者の一方から相手方に対し、更新拒絶の申し出がない場合、この協定は1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、市、協力者双方による協議のうえ決定するものとする。

(違反した場合の処置)

第14条 市と協力者いずれの当事者も、他方の当事者がこの協定上の義務に違反し、

30日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正

を行わないときは、相互協議の上、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市、協力者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年7月1日



所在地 富士市青島町191番地
氏名 富士市長 小長井 義正



所在地 東京都新宿区東五軒町3番25号
氏名 株式会社ウオーターエージェンシー 代表取締役社長 桐原 秀典

災害時における下水道電気設備の応援協力に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と株式会社東芝 静岡支店（以下「協力者」という。）は、協力者が平成27年5月8日付で提出した「富士市下水道電気設備の災害協力行動の提案」に基づく災害復旧活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 市は、富士市内に地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのあるときは、協力者に対し、協力者が施工した下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業及び災害の状況に応じた災害復旧活動（以下「復旧活動」という。）の実施について、協力を要請するものとする。

2 市は、協力者に対し前項の協力を要請するときは、復旧活動日時、復旧活動場所、復旧活動内容及びその他必要と認める事項に関して、要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第2条 協力者は、前条の協力要請があったときは、復旧活動に従事し、資機材、車両及び労力の提供を行うものとする。

（協力体制の整備）

第3条 協力者は、第1条に規定する復旧活動を実施するため、毎年4月1日現在の協力体制、緊急時の連絡体制、資機材及び車両等の一覧表を市に提出するものとする。

2 協力者は、前項の一览表において変更があった場合は、遅滞なく文書により市に届け出るものとする。

（活動の実施）

第4条 協力者は、第1条の協力要請を受けたときは、速やかに指定の集合場所に出動し、市の職員の指示に基づき、復旧活動を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 協力者は、復旧活動を行った場合は、速やかに市に対し報告書（第2号様式）をもって報告するものとする。

富士市下水道電気設備の災害協力行動の提案

- 1. 協力者：株式会社東芝 静岡支店
- 2. 協定者：富士市（富士市下水道事業）
- 3. 想定災害：地震災害ほか、津波、風水害、火山活動その他の自然災害など。
- 4. 目的：保安処置及び応急復旧作業の協力をとする。

- 5. 協力内容
 - ・警戒宣言時における基幹施設の点検及び保安処置
 - ・下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業
 - ・復旧資機材の提供協力

- 6. 対象設備：主に㈱東芝が施工した電気設備
- ・対象機場

- 1) 富士市西部浄化センター
- 2) 富士市東部浄化センター
- ・対象機器

- 1) 受変電設備、自家発電設備
- 2) 監視制御設備、
- 3) 運転操作設備
- 4) ボンプ動力設備 ほか

- ・その他、市の要請する電気設備等についても臨機応変に対処する。
- 7. 業務体制

- ・㈱東芝 静岡支店に窓口を設置、大規模災害時は本社に災害対策室を設置する。
- ・地震等発生に伴う災害が発生した時は、速やかに協力体制を図り最優先で協定者の災害協力業務を行う。

- ア) 日常勤務時間および勤務時間外においても災害発生時は、静岡支店に災害対応窓口を設置する。

- イ) 社内及び協力会社の安全等を確認し、速やかに協力体制を構築する。
- ・地震災害に関する警戒宣言発令時及び震度6強以上の地震発生時においては直ちに災害窓口を設置し協力体制を図る。

8. 協力体制

- ・窓 口：㈱東芝 静岡支店 静岡市葵区追手町3-1-1
- ・社内協力業者：東芝電機サービス 静岡市葵区追手町3-1-1
- ・社内協力業者：東芝プラントシステム 川崎市
- ・社内協力業者：富士市内に協力会社を設定

- 9. 連絡体制（要請手続きなど）：連絡体制一覧表[緊急時連絡先]を参照

- ・電話番号：054-273-4515
- ・FAX：054-255-3639
- ・その他：衛星電話、電子メール 等

(費用の負担)

第6条 市の要請により、協力者が復旧活動に要した費用は、市の定める基準により、市が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 市は、第5条の報告書を確認し、適正と認めるときは、協力者の請求により、前条の費用を支払うものとする。

(労災補償)

第8条 復旧活動により協力者の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、協力者の労災保険等により補償するものとする。

(定めのない事項の処理)

第9条 この協定に定めのない事項については、市、協力者協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の成立の日から実施し、期間は協定の成立の日から1年とする。ただし、この協定の満了前日までに市又は協力者から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2連を作成し、市、協力者記名押印の上、各自1連を保有する。

平成27年6月22日

市 静岡県富士市青島町 静岡市 地
 静岡市長 小長井

協力者 静岡県静岡市葵区追手町3-1-1
 (静岡信用生活センター)
 株式会社東芝 静岡支店

支店長 木暮 明

10. 業務の要請、出動

- ・日時、場所、内容及びその他必要と定める事項を記載した書面で要請を受ける。
- ・緊急時は口頭依頼でも良いとし、追って書面要請書を受ける。
- ・協力要請を受けたときは、速やかに協力体制を整え指定の集合場所に出動する。

11. 連絡不通行出動

- ・地震災害に関する警戒宣言発令時及び震度6強以上の地震が発生し市と連絡不通行時は要請が無くとも技術者をあらかじめ指定された場所に出動させる。
- 12. 費用の負担：協力費用は市の負担とする。
- ・費用は次のときに発生する。

ア) 市の要請により協力者の作業員が現地に出動し業務を実施したとき。

イ) 市の要請により協力者が復旧資機材の提供協力したとき。

- ・作業を伴わない被害状況の確認、情報収集及び上記11項の連絡不通行出動は協力者の費用とする。
- ・項目16の日常の災害予防協力は協力者の負担とする。

13. 業務の実施：報告書の提出

・作業後、市指定様式の書面にて報告書を提出する。

・作業中において市職員の立会がないときは定期的に報告する。

14. 被害が生じた時の措置

・市の指示のもと復旧順位により実施する。

15. 災害補償

・協力者の労災保険等により補償する。

16. 日常の災害予防協力

・災害時の緊急時操作マニュアルや点検マニュアルの作成など協力する。

17. 本提案書は協定書の補足資料とし、変更があれば直ちに報告する。

報告日 平成27年5月8日

報告者

静岡市葵区道新町3-1-1

株式会社 東芝 静岡支店

支店長 木暮 明

担当 静岡水・環境システム課

菅原 孝志

電話 054-273-4515

富士市下水道電気設備に関する災害協力行動の提案

株式会社東芝 静岡支店（以下、「協力者」という。）は、富士市（以下、「協定者」という。）に対して、協力者及び協定者間で平成27年6月22日に締結された「災害時における下水道電気設備の応援協力に関する協定書」（以下、当該協定書に付随して締結される覚書等を含めて、「協定書」という。）に関する具体的協力行動等を定めることを目的として、以下の通り、この提案書（以下、「本提案書」という。）によりご提案致します。

1. 総則

- (1) 本提案書は協定書の補足資料とし、内容においては協定者と協議の上変更することができ、本提案書を変更した場合、協力者は遅滞なく協定者に変更した提案書を送付する。
- (2) 本提案書に定めるものを除いては、協定書の内容はなんら変更されない。
- (3) 本提案書に定めるものを除いては、用語の定義は協定書の定めるところによる。
- (4) 本提案書は提案日より有効とし、協定書が効力を失うと同時に本提案書もその効力を失う。

2. 協力内容

(1) 復旧活動の内容

① 対象設備

復旧活動の対象は、以下の桐東芝が施工した電気設備とする。但し、別途協定者が要請を行った場合は、協力者は可能な限りこれに応じる。

ア 対象機場

- ・ 富士市西部浄化センター
- ・ 富士市東部浄化センター

イ 対象機器

- ・ 受変電設備、自家発電設備
- ・ 監視制御設備
- ・ 運転操作設備
- ・ ポンプ動力設備

② 受入準備

災害が発生した場合又は警戒宣言発令等により災害の発生が具体的に予見された場合、協力者は窓口を設置し、協定者の要請受入準備を行う。大規模災害時には、協力者の本社に設置される災害対策室と適宜連携を取る。

③ 非常災害時の受入準備

前号の場合において、暴風雨等における非常災害（河川の洪水やはん濫警戒、内水位災害等という。）の発生が特に想定される場合は、協力者は対象設備への雨水流入による浸水被害をも想定して、要請受入準備を行う。

④ 協力要請の方法

ア 協定者は、協力者に協力を要請する場合は、協力が必要な日時、場所、対象、復旧させざるべき設備の優先順位その他協力者の活動に必要な事項を、メール又は書面により協力者に通知する。
イ 前項の通知は、メール又は書面を作成する暇のない緊急時には口頭による要請でも足りる。この場合、協定者は事後に遅滞なく書面により要請する。

⑤ 協力業務

協定者からの要請があった場合、協力者は対象設備に関して以下の復旧活動を行う。

- ・ 基幹施設の点検及び保安処置
- ・ 下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業
- ・ 復旧資機材の提供

⑥ 連絡不通知時出動

地震災害に関する警戒宣言発令がなされた場合又は震度 6 強以上の地震が発生した場合において、協定者の具体的指示権限を持つ者と連絡が取れないときは、協力者は協定者からの要請が無くとも協力者の技術者を協定者があらかじめ指定した場所に出動させる。

(2) 復旧活動の協力体制

- ・ 窓口： 瀬東芝 静岡支店 静岡市葵区迫手町 3-1-1
- ・ 社内協力業者： 東芝電機サービス 静岡市葵区迫手町 3-1-1
- ・ 社内協力業者： 東芝プラントシステム 川崎市
- ・ 社内協力業者： 富士市内に協力会社を設定

(3) 日常の災害予防協力

協定者は、具体的に災害発生が予見されない場合であっても、日常の災害予防協力として、災害時の緊急時操作マニュアルや点検マニュアルの作成などに協力する。

2. 協力者の報告

- (1) 協力者が協定者の職員の立会がなく復旧活動を行う場合は、適宜進捗状況を協定者に報告する。
- (2) 協力者が復旧活動を行いこれが終了した場合、協定者指定様式の書面にて協定者に報告書を提出する。

3. 費用の負担

協定書第 6 条の規定にかかわらず、以下の各号に定める費用は、協力者の負担とする。

- ① 作業を伴わない検査状況の確認、情報収集に要した費用
- ② 連絡不通知時出動に要した費用
- ③ 日常の災害予防協力に要した費用

提出日 平成 27 年 12 月 11 日

提案者

静岡市葵区迫手町 3-1-1
株式会社 東芝 静岡支店
支店長 木 書 明

担当 静岡水・環境システム課
菅原 孝志
電話 054-273-4515

広域物資拠点の代替・補完施設に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、富士市（以下「乙」という。）及び富士中央青果株式会社（以下「丙」という。）との間に、大規模災害時に緊急に必要な食料や生活必需品等の荷さばき及び輸送を行う広域物資拠点の代替・補完施設（以下「代替・補完施設」という。）として、岳南富士地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 丙は、大規模災害時において、卸売市場を広域物資拠点の代替・補完施設として甲及び乙に使用させるものとする。ただし、被災等により甲の定める広域物資拠点の使用ができない場合及び運営に支障が生じた場合に限る。

(要請)

第2条 甲及び乙は、卸売市場を使用する場合は、別紙1の文書をもって丙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(承認)

第3条 丙は、前条の規定による要請を受けたときは、卸売市場の用途又は目的を妨げない限度において、別紙2の使用承認書を甲及び乙に交付して、その使用を承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話等で承認し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(期間)

第4条 卸売市場の使用の期間は、30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙が協議の上、期間の延長ができるものとする。

2 甲及び乙は、卸売市場の使用を終了したときは、速やかに丙に対しその旨を文書で報告するものとする。

(現状変更の制限)

第5条 甲及び乙は、卸売市場を使用するに当たっては、丙の承認を得なければ卸売市場の現状を変更することができないものとする。

(原状回復義務)

第6条 甲及び乙は、使用の期間が満了したとき又は使用承認が取り消されたときは、卸売市場を原状に回復して返還しなければならないものとする。

(運営への協力)

第7条 丙は、甲及び乙の要請に基づき、卸売市場の付帯設備や機器の使用及びそれらの操作者の派遣に関して、可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 卸売市場、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲及び乙の負担とする。ただし、丙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(承認の取消)

第9条 丙が対象施設を使用する必要があるとき又は甲若しくは乙にこの協定に違反する行為があると認められるときは、丙は、使用承認を取り消すことができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれかの者が書面をもってこの協定を終了する旨の意思表示をしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、更新されるものとし、それ以降も同様とする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

(丙) 静岡県富士市田島100番地
富士中央青果株式会社
代表取締役 坂野 友廣

別紙1 (第2条関係)

別紙2 (第3条関係)

第 年 月 日 号
第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

富士中央青果株式会社
代表取締役 氏 名 様

富士中央青果株式会社
代表取締役 氏 名 印

静岡県知事 氏 名 印
富士市長 氏 名 印

静岡県知事 氏 名 様
富士市長 氏 名 様

代替・補完施設の使用について (承認)

代替・補完施設に関する要請について

年 月 日 付 第 号 により要請のあった施設の使用について、広域
物資拠点の代替・補完施設に関する協定第3条の規定に基づき承認します。

下記の施設を使用したいので、広域物資拠点の代替・補完施設に関する協定書第2条の
規定に基づき要請します。

記

1 使用する施設及び付帯設備・機器
(1) 施設名

(2) 使用する付帯設備・機器

2 使用期間

〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日

災害時被災者支援活動に関する富士市と静岡県弁護士会との協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第 23 条の 2 の規定に基づき富士市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時において被災者を支援するため、甲の要請に基づき、乙が被災者に対して行う被災者支援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被災者支援活動従事者の派遣)

第 2 条 乙は、甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、派遣するものとする。

(実施期間)

第 3 条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定めるものとする。

(被災者支援活動担当者の業務)

第 4 条 被災者支援活動担当者は、乙が定める災害マニュアル第 38 条に基づく被災者法律相談その他の被災者支援活動を実施するものとする。

2 乙は、甲に対し、被災者の被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、甲の求めに応じ、前項の被災者支援活動の実施状況を適宜報告するものとする。

(要請手続及び広報)

第 5 条 甲が乙に対し、被災者支援活動を要請する場合には、派遣日、派遣時間及び派遣場所その他必要事項等を明らかにした別紙「弁護士派遣要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、回答書を甲に通知するものとする。

3 甲は、乙が実施する被災者法律相談の開催場所及び開催日時を、可能な限り広報するものとする。

(事前協議)

第 6 条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動を円滑かつ効果的に行えるよう、平時において次に掲げる資料を相互に提供するとともに、必要に応じて、継続的に協議を行うものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 被害想定資料

(3) その他必要な資料

(災害時 Q&A 集の活用等)

第 7 条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時 Q&A 集（静岡県弁護士会ニュース）の活用並びに市民及び甲職員等への周知について、相互に協力するものとする。

(有効期間)

第 8 条 本協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲または乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 9 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通ずつを所持する。

平成 28 年 月 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市長

小長井義正

(乙) 静岡市葵区追手町 10 番

静岡県弁護士会長

洞江 秀

災害時における量の提供等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束、プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他大規模災害が発生した又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における量の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する量を提供することにより、避難所等における生活改善等を目的とする。

（要請）

第2条 災害時において、量を必要とするときは、甲は乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、緊急の場合、要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、量の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

- (1) 乙は、量の調達を行う。
- (2) 乙は、避難所等までの量の輸送を行う。
- (3) 甲は、利用後の量の処分を行う。

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する量に係る費用は無償とし、その他量の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して、定めるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素より情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年 3月23日

(甲) 富士市永田町一丁目100番地

富士市長

(乙) 静岡県静岡市駿河区登呂一丁目17番2号

5日で5000枚の約束、プロジェクト実行委員会

東海地区委員長

《富士市との連絡窓口店》

静岡県富士市石坂202番地の7

田中豊工業 田中 秀幸

災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定書

富士市（以下、「甲」という。）と静岡県電機商業組合富士支部（以下、「乙」という。）とは、災害が発生し、甲により避難所が設置されたとき、避難所における情報収集や避難生活が長期化した際の環境向上のために必要となる電器資機材の調達及び設置の支援について、次のとおり協定する。

(対象災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

(要請及び要請に基づく乙の措置)

第2条 甲が開設した避難所において、テレビ等の電器資機材の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた電器資機材の設置が完了したときは、速やかに第2号様式により甲に報告するものとする。

(業務範囲)

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 電器資機材（テレビ・冷暖房器具・洗濯機等）の調達
- (2) 前条に掲げる避難所への電器資機材の設置
- (3) 同条第1号に掲げる電器資機材の設置に必要なケーブル等の敷設
- (4) その他甲が必要と認める業務

(対応体制の整備等)

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努める。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平常時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段、業務責任者等を定め、業務に支障をきたさないよう連絡調整に努める。

(訓練協力)

第5条 乙は、甲の実施する防災訓練等に参加を要請された場合は、必要により協力のうえ、これに協力するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条に規定する業務にかかる費用については、甲の負担とする。また、電器資機材については、原則借上げとするが、緊急に借上げることが困難な場合、あるいは、借上げ費より購入費が安価な場合は購入するものとする。また、その費用

については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請により、第3条各号に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

2 乙は、前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除、変更等について申し出がないときは、この協定期間満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年12月27日

甲	富士市永田町1丁目100番地 富士市長
乙	富士市今泉5丁目8番10号 静岡県電機商業組合富士支部 支部長

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、第 1 条第 1 項第 1 号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第 2 条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める。
- (2) 甲乙間の平常時から防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、防災力の向上に努める。

(定義)

第 2 条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、富士市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、富士市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第 4 条 乙は、第 3 条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第 5 条 甲は、災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復

興及び防災訓練にかかる資料として、第 3 条又は第 4 条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第 1 項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第 6 条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から 1 年間とする。但し、当該有効期間満了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 8 条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 29 年 6 月 20 日

甲) 静岡県富士市永田町 1-100
富士市長
小長井 義正

乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13
株式会社ゼンリン
神奈川・静岡エリア統括部
部長 佐々木 斉
上記代理人
静岡県東郡清水町伏見 614-11
株式会社ゼンリン 東海
代表取締役社長 石原 拓也

ZNET TOWN 利用約款

【添付別紙】

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID等」
本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスの一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに關する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

災害時における施設利用に関する協定書

信栄製紙株式会社（以下「甲」という。）と富士川地区区長会（以下「乙」という。）及び富士市（以下「丙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、地区住民及び帰宅困難者等（以下「住民等」という。）が緊急に待避しなければならぬときに、甲が所有する施設（以下「いつとき待避所」という。）を住民等が一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙及び丙は、甲が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）をいつとき待避所として、甲の使用に支障の無い範囲において、住民等が使用できるものとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 所在地 | 富士市中之郷 575 番 1 |
| (2) 所有者 | 信栄製紙株式会社 |
| (3) 名称 | 信栄製紙株式会社 富士工場 |
| (4) 構造・面積等 | 鉄骨造 2 階建て、延床面積 23,708.4 m ²
(内いつとき待避所提供分約 300 m ²) |

但し、待避する人員が多いたくには、工場内の安全な場所についても提供することができるものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時から、甲乙丙がいつとき待避所としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 乙は、対象施設をいつとき待避所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 乙及び丙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならぬ。ただし、災害により被災した部分を除くものとする。

2 住民等が対象施設をいつとき待避所として使用した場合において、やむを得ず破損した施設等の回復に要する費用については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（利用者責任）

第6条 甲はいつとき待避所に住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 待避の際に必要な用具がある場合は各自持参するものとする。

（相互協力）

第7条 甲と乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時、住民等の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

（いつとき待避所の公開）

第8条 甲はいつとき待避所としてウェブサイト等を用いて公開すると共に住民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、平成 27 年 7 月 3 日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙で署名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2015 年（平成 27 年）7 月 3 日

甲	信栄製紙株式会社 代表取締役社長	黒崎 暁
乙	富士川地区区長会 会長（相生町） 副会長（舟山町） 副会長（中之郷川坂）	斎藤 臣 弘 花田 偉 男 若月 正 人
丙	富士市長	北澤 洋 一 東町 1 区区长 曾我 進 小長井 義正

災害に係る情報発信等に関する協定

富士市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、富士市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、富士市が富士市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ富士市の行政機能の低下を軽減させるため、富士市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、富士市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、富士市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富士市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 富士市が、富士市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 富士市が、富士市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 富士市が、災害発生時の富士市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 富士市が、富士市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて富士市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 富士市が、富士市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 富士市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、富士市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づき富士市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、富士市から提供を受ける情報について、富士市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができるとし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用してはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、富士市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、富士市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、富士市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2015 年 8 月 11 日

富士市：富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

減災を目的とした防災ARに関する協定書

富士市（以下「甲」という。）および一般社団法人全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲及び乙は協働して、災害時の減災を目的に、市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災ARシステム（以下「本システム」という）にて、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (2) 乙は、甲に、災害時の市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報、及び、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるポランテニア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報などを市民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
 - (3) 乙が提供する本システムは、甲の市民に対して、平常時は防災への備蓄を施し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
5. 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況が災害時である為、情報の信頼性、本システムの可動に関して甲乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を利用規約にて明記する。
6. 本システムにより、広告情報を提供する場合は、別途、「広告掲載要綱」等を取り決め、その内容を満たすものとする。

第3条（責任の範囲）

1. 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
2. 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
3. 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
4. 本システムの窓口は乙とする。

第4条（費用）

前条に基づき甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれへの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第5条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第6条（本協定の公表）

本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第7条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年9月1日

甲 静岡県富士市永田町1-100
富士市長 小長 井 義 正

乙 滋賀県大津市一里山1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池 光 博 明

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

富士市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)(は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。))の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、大規模災害時等の発生により静岡県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

第3条 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、あらかじめ定められた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第4条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管することとする。

(屋内設備の管理及び破壊)

第5条 甲は、特設公衆電話の新規配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュラージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

第6条 前項に規定する屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、修復に係る費用は、原則、甲が負担することとする。

(特設公衆電話の新設)

第7条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管することとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「別紙1の1」、「別紙2の2」に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第8条 甲は、特設公衆電話の新設された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第9条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第10条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第11条 特設公衆電話の利用の開始は乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、甲乙の双方で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第12条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第13条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用の終了を通知する前に、避難場所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第14条 甲は、第7条に規定する定期試験、防災訓練及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

第15条 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

第16条 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

第17条 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第18条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

別紙1の1

情報管理責任者(変更)通知書

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

年 月 日

西日本電信電話株式会社
静岡支店 支店長
_____様

平成27年 月 日

富士市長 小長井義正 印

(甲) 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井義正 印

(乙) 静岡市葵区城東町5番1号
西日本電信電話株式会社 静岡支店
支店長 相浦 司 印

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記のとおり通知いたします。

避難所名等	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
別紙3	(正) 防災危機管理課 課長	TEL FAX e-mail
	(副) 防災危機管理課	同上

別紙1の2

情報管理責任者(変更)通知書

年 月 日

富士市長 小長井義正 様

西日本電信電話株式会社
静岡支店
支店長 _____ 印

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書第5条に基づき情報管理責任者(正)及び(副)を下記のとおり通知いたします。

避難所名等	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
別紙3	(正) 災害対策担当 課長	TEL FAX e-mail
	(副) 災害対策担当	TEL FAX e-mail

別紙2

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. NTT西日本による回線試験	①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線(モジュラージャックまで)の回線試験を実施します。 ②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 富士市様による通話試験	① 各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、富士市内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。 ②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡願います。

No	設置場所	設置台数	No	設置場所	設置台数
1	岳陽中学校	2	32	天間小学校	5
2	岩松小学校	6	33	天間幼稚園	2
3	岩松中学校	3	34	伝法小学校	4
4	岩松北小学校	2	35	田子浦小学校	4
5	岩本保育園	1	36	田子浦中学校	7
6	雁公園	6	37	東球場	2
7	吉永第一小学校	3	38	柏原保育園	2
8	吉永第二小学校	1	39	富士見高校	3
9	吉原公園	3	40	富士見台小学校	3
10	吉原高校	6	41	富士高校	2
11	吉原小学校	6	42	富士川第一小学校	2
12	吉原第一中学校	4	43	富士川第一中学校	2
13	吉原第三中学校	4	44	富士第一小学校	6
14	吉原第二中学校	7	45	富士第二小学校	6
15	吉原東中学校	2	46	富士中央小学校	2
16	吉原北中学校	4	47	富士中学校	5
17	丘小学校	4	48	富士南小学校	3
18	元吉原小学校	3	49	富士南中学校	5
19	元吉原中学校	5	50	米の宮公園	2
20	原田公園	5	51	大淵第一小学校	3
21	原田小学校	4	52	大淵中学校	6
22	広見公園	5	53	大淵第二小学校	1
23	広見小学校	6	54	富士西公園(旧入山瀬公園)	5
24	今泉小学校	5	55	市役所2F市民広場(指紋コーナ ー)	1
25	神戸小学校	2	56	富士岡東小学校	2
26	須津小学校	3	57	富士中央公園	6
27	須津中学校	5	58	富士川第二小学校	2
28	青葉台小学校	4	59	富士川第二中学校	2
29	総合体育館	1	60	富士東高校	5
30	鷹岡小学校	4	61	富士市立高校	2
31	鷹岡中学校	8		計	226

大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定

富士市（以下「甲」という。）、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会富士市地方分会（以下「乙」という。）、及び、公益社団法人静岡県鍼灸師会東支部（以下「丙」という。）は、富士市内で大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者への鍼灸・マッサージ施術等を実施するため、相互協力の精神に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙及び丙が実施する鍼灸・マッサージ施術等に関し、被災者の支援に大きく寄与できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に富士市災害対策本部を設置した場合で、被災者の健康管理のため鍼灸・マッサージ施術等が必要であると判断したときは、乙及び丙に対して協力を要請するものとする。

(鍼灸・マッサージ施術等の範囲)

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び丙が行う鍼灸・マッサージ施術等は、次に掲げる業務とする。

- (1) 避難所及び甲が必要とする場所における鍼灸・マッサージ施術
- (2) 避難所及び甲が必要とする場所におけるエコノミクス症候群等の予防指導
- (3) 災害対応従事者の疲労回復の支援
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

(要請手続き等)

第4条 第2条の要請は、「大規模災害時支援協力要請書（様式第1号）」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することができないときは、電話及び対面により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 震度6弱以上の地震が発生した場合において、甲から要請の連絡がない場合には、乙及び丙は、甲へ電話連絡又は災害対策本部に向き、要請の要否を確認するものとする。

3 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲でその要請を実施するための措置を行うとともに、その実施結果を「鍼灸・マッサージ施術等実施結果報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

(災害時の体制整備等)

第5条 乙及び丙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、前条の要請を実施できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び担当者について、平時から共有するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請を受けた場合において、乙及び丙のみでは対応できないときは、乙及び丙の関係団体への支援の要請に努めるものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 3 条に規定する鍼灸・マッサージ施術等が必要となる人件費及び物件費は、原則、乙及び丙が負担するものとする。ただし、乙及び丙の実費の負担が非常に大きい場合には、甲乙丙協議のうえ、甲に負担を求めるとする。

(被災者の負担)

第 7 条 甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等は無料とし、被災者は負担を負わないものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう定期的に市内の指定避難所、福祉避難所の位置及びその他必要な情報を共有するものとする。

(損害補償)

第 9 条 甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等を行う際に、乙及び丙の会員が死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合における災害補償については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定の締結日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の 1 ヶ月前までに、甲、乙又は丙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 29 年 10 月 19 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 富士市本市場 422-10
公益社団法人 静岡県鍼灸マッサージ師会富士市地方師会
会 長 宮本 孝之

(丙) 駿東郡清水町伏見 14-12
公益社団法人 静岡県鍼灸師会東支部
支部長 鈴木 光一郎

災害時における無人航空機による活動に関する協定書

富士市 (以下「甲」という。)と企業組合フジヤマドローン (以下「乙」という。)は、地震災害、風水害、その他災害 (以下「災害」という。)が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、無人航空機による災害情報の収集等の活動に関し、甲が乙に協力要請をする場合の必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第 2 条 活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 空撮画像の提供等による被害状況の調査に関すること
- (2) 救助活動における必要な情報収集に関すること
- (3) 応急物資 (医薬品、応急用資機材、食糧等) の運搬に関すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(要請手続き)

第 3 条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し無人航空機による活動要請書 (別記様式) により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

(要請に基づく活動の実施)

第 4 条 甲は、乙が要請に基づく活動を円滑に実施されるよう必要な処置を講ずるものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、要請に基づく活動を実施した際、当該活動の完了後速やかに、実施した内容を甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第 6 条 災害時等に甲と乙とが連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

(活動に要する費用負担)

第 7 条 この協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が支払うものとする。

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

(補償)

第 8 条 この協定に基づく協力の伴い、明らかに甲の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

2 この協定に基づく協力の伴い、明らかに乙の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、乙がこれを負担する。

3 この協定に基づく協力の伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害を生じたときは、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するとともに、その負担については、甲乙協議の上、決定する。

(平常時における協力的体制)

第 9 条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、甲の要請により活動できる内容及び連絡体制を乙に照会するものとする。

また、連絡会議を開催するなどして、情報の共有等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(協定期間)

第 10 条 この協定期間は、平成 29 年 10 月 17 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より 1 年間延長し、その後も同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 10 月 17 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 富士市中柏原新田 106 番地の 3
企業組合フジヤマドローン
代表理事 望月 紀志

富士市（以下「甲」という。）と旭化成株式会社（以下「乙」という。）は、富士市内における地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市民の飲料水等の確保を図るため、次のおお協定を締結する。

(協力の要請)

第 1 条 甲は、災害時において市民の飲料水等の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し、乙が運営管理する専用水道設備（以下「専用水道設備」という。）により得られる水（以下「処理水」という。）の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、飲料水供給要請書（別記様式）の提供を要請するものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

(要請に対する協力)

第 2 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、専用水道設備が毀損した場合、専用水道設備の運転に要する原水又は用役の供給が困難な場合、専用水道設備に要する人員の確保が困難な場合、又は乙の業務の継続に重大な支障が生じている場合その他乙が当該要請に応じることが困難な事情が存在しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。

2 本協定書に従い乙が甲に提供する処理水の対価は無償とする。

(飲料適性の判断)

第 3 条 処理水が飲料水として適するかどうかについては、甲が判断するものとする。なお、乙は、甲の要請を受けた場合には、乙が専用水道設置者として実施している水質に関する下記検査データを甲に提供するものとする。ただし、甲の判断により下記以外の検査データを必要とする場合は、甲が自ら検査を行う。

- (1) 直近の処理水 50 項目分析結果
- (2) 直近の処理水 9 項目分析結果（一般細菌、大腸菌、色度、濁度、臭気、味、pH、塩素イオン、有機物 (TOC)）
- (3) 直近の処理水 3 項目分析結果（色度、濁度、残留塩素）
- (4) 要請を受けた後、測定した処理水 3 項目の分析結果

(飲料水等の提供)

第 4 条 乙は、処理水を以下に定める給水地で提供するものとする。

給水地：旭化成江川区緊急時応急給水スポット

富士市川成島 95-1 内

2 提供開始時期は平成 30 年 5 月を目途とするが、具体的には別途、甲乙間で協議し決定する。

3 市民への給水活動は甲が行うものとする。ただし、給水活動について甲が乙に協力を要請した場合、乙は、当該要請に応じることが困難な事情が存在しない限り、可能な範囲において協力するものとする。

(連絡体制)

第5条 災害発生時に本協定を円滑に実行するための連絡窓口は、甲にあっては災害対策本部、乙にあっては富士総務部とし、相互に連絡できる体制を構築する。

(業務の終了)

第6条 本協定による乙の協力業務の終了は、乙が甲と状況を協議した上で、決定するものとする。

(市民からの異議訴え等)

第7条 本協定に関して、市民から何らかの請求又は訴えがなされた場合、甲はこれを処理し、解決する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれも書面による本協定終了の申し出を行わないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、乙が専用水道設備の運転を終了した場合、又は専用水道設備が回復不能な程度に毀損・滅失するなど、乙が専用水道設備の運転を継続することが困難となった場合は、乙が甲に対し、その旨を書面にて通知した時点で本協定は終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 9 月 6日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

乙 富士市蛟島2番地の1
旭化成株式会社
富士支社長 岡村 一

別記様式 (第1条関係)

飲料水供給要請書

旭化成株式会社富士支社
支社長 様

富士市長 ㊟

災害時における飲料水の供給に関する協定書第1条の規定に基づき、飲料水の提供を要請します。併せて検査データの提出を依頼します。

- 1 供給開始予定日 平成 年 月 日
- 2 提出書類 検査データ (第3条関係)

富士市と静岡ガス株式会社との協力と連携に関する包括協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互協
力及び連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互協力及び連携のもと、双方の資源を有効に活用し、
協働することにより、富士市民の安全・安心の向上や健康増進など、持続的な地域
発展に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連
携し、積極的に協力する。

- (1) 安全・安心の確保、災害時の支援に関する事項。
- (2) 自然・生活環境の向上に関する事項。
- (3) 健康づくり、食育の推進、保健予防に関する事項。
- (4) 移住・定住、結婚促進に関する事項。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に關
すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ
連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項に
ついて、本協定の有効期間中、有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は
提供してはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の義務は、本協定の理由の如何を問わず終了した後も存続する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の
申出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様と
する。

（細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事
項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方押印の上、各自その1通を
保有する。

平成 29年 10月 24日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地 (乙) 静岡市駿河区八幡一丁目5番38号



富士市長

小長井 善



静岡ガス株式会社
代表取締役社長 戸野谷

一般廃棄物処理に関する災害時等の 相互援助に関する協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前3号に定めるものは、災害等により一般廃棄物の処理に必要事項とする協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に必要事項とすることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。
- (5) この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に必要事項とすることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を受請し、援助を行う市町村等をいう。
- (6) この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受請し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を共に報告するものとする。

4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

災害時における傷病者等の搬送業務に関する協定書

第 4 章 その他

(情報の交換等)

第 11 条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の郵送、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協宗との関係)

第 12 条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第 67 条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第 13 条 この協定は、平成 13 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

第 14 条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 100 通を作成し、協定書及び立会者が各自記名押印の上、各自そのこ通を保存する。

平成 13 年 3 月 30 日

協定者：県内全市町及び一部事務組合（県は協定締結の立会者）

富士市（以下「市」という。）と民間救急サービスアシスト（以下「アシスト」という。）とは、市内において生じた大規模な災害（地震、風水害、その他の災害を含む。）発生時における傷病者等の搬送業務に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、市が行う災害時の医療救護活動に係るアシストの協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含む。

(協力要請)

第 2 条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を行う必要があるときは、アシストに対し次の各号のいずれか以上に該当する業務への協力を要請する。

- (1) 傷病者の医療救護所及び医療機関への緊急搬送
- (2) 前号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

(要請手続)

第 3 条 市は、アシストに対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請の期間
- (4) 配車場所
- (5) その他必要な事項

(協力の実施)

第 4 条 アシストは、第 2 条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用（以下「費用」という。）については、市が負担する。

2 費用の金額は、第 2 条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及びアシストで協議の上決定する。

(費用の支払い)

第 6 条 アシストは、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、アシストに対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

(損害補償)

第7条 市は、第2条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、これがため死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。

2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及びアシストで協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

(平時の対応)

第8条 市は災害時における市とアシストとの間の連絡方法を整備する。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、市及びアシストいずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及びアシストで協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及びアシストで記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月1日

富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井義正

民間救急サービス アシスト
富士市伝法2番地の21
株式会社 心
代表取締役 小山悦男

大規模災害時における応急給水及び応急復旧拠点として富士市教育プラザの使用に係る覚書

富士市長 小長井義正（以下「富士市水道事業」という。）は、東海地震等の大規模災害時において、富士市教育委員会 教育長 山田幸男（以下「富士市教育委員会」という。）が管理する富士市教育プラザ（富士市八代町1-1。以下「教育プラザ」という。）の施設の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 富士市水道事業及び富士市教育委員会は、富士市水道庁舎及び水道施設が災害により被災し、大規模な断水の発生に伴い市民の非常用飲料水の確保が困難となった場合、他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入の拠点として教育プラザを使用するにあたり、円滑に応急復旧作業が進められるよう必要事項を定めることを目的とする。

(使用場所)

第2条 他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入作業のための使用することができる場所は、次のとおりとする。

- (1)教育プラザ1階多目的室棟
- (2)教育プラザ来客用駐車場部分の2分の1

(期間)

第3条 使用期間は、1か月以内とし、必要に応じて富士市水道事業と富士市教育委員会が協議の上、延長ができるものとする。

(要請)

第4条 緊急時に係る事項の要請であることを鑑み、富士市水道事業は、口頭等で富士市教育委員会に教育プラザの使用を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 富士市水道事業は、富士市教育委員会に対して当該施設の使用に要した費用を負担するものとする。

(現状回復義務)

第6条 富士市水道事業は、使用期間が満了したときは、当該施設の原状に復するものとする。ただし、地震、津波等災害により損傷した部分は除くものとする。

(その他)

第7条 その他当該施設の使用について、疑義が生じた場合は、富士市水道事業と富士市教育委員会が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、富士市水道事業及び富士市教育委員会の記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成28年5月19日

富士市青島町191番地
富士市長 小長井 義正

富士市永田町一丁目100番地
富士市教育委員会 教育長 山田 幸男

災害時における支援協力に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と㈱ヨシノロジコ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等による災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急支援物資とは、日常生活に支障をきたした、り災害等に供給する食料及び生活必需品をいう。
- (2) 緊急物資集積場所とは、甲が指定する「富士市産業交流展示場『ふじさんめっせ』（富士市柳島189-8）」をいう。
- (3) 緊急物資集積所補完施設とは、乙が指定する「第三物流センター」（富士市高田町2-109）をいう。
- (4) 荷捌き業務とは、緊急物資集積所における緊急物資の荷捌き、保管、在庫管理、積み込み・梱包業務をいう。

（要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する緊急支援物資を、緊急物資集積所補完施設において一時保管すること
- (2) 緊急物資集積所または緊急物資集積所補完施設において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと。
- (3) 甲が管理する緊急支援物資を、甲が指定する市内避難所等へ配送すること
- (4) フォークリフト等の備品を必要に応じて借用すること

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、支障のない範囲において協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が行った前条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、業務終了後、災害発生時直前における適正な費用を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払い）

第6条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解消を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年12月11日

(甲) 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 静岡県富士市青島232
株式会社ヨシノロジコ
代表取締役 吉野 榮司

被災者支援並びに遺体収容等の支援に関する協定書

富士市 (以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 (以下「乙」という。)は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内における地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時 (以下「災害時」という。)に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力及び業務内容)

第2条 甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の業務の提供
- (2) 遺体を安置する施設 (葬儀式場等) の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する施設の提供 (結婚式会場等)
- (5) 甲が設置した避難所及び、乙が提供する施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等 (弁当等) の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した支援要請書 (第1号様式) をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに支援要請書 (第1号様式) を乙に送付するものとする。

- (1) 要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 要請場所
- (5) 要請の期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力が完了したときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書 (第2号様式) を甲に提出し報告するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 業務に要した機材、資材及び消耗品
- (3) 従事者氏名
- (4) 履行場所及び履行期間
- (5) その他報告事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。
 2 乙が被災者等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える支援を行なった場合、その経費は当該要請を行なった被災者等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 被災者支援並びに遺体収容等に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、富士市災害対策本部総括班班長及び救援班長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会南関東ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、要請に基づく業務を行なう場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できるこの会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 3月 20日

甲 静岡県富士市永田町1丁目100番地

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階

富士市長 小長井 義正

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 齋藤 斎

年 月 日

第1号様式

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

富士市長

支 援 要 請 書

被災者支援並びに遺体収容等の支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名	電話番号
要 請 理 由		
要 請 内 容		
要 請 場 所		
要請の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃	

年 月 日

富士市長

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

被災者支援並びに遺体収容等の支援に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり業務を実施しましたので報告します。

実施業務内容	
業務に要した機材、 資材及び消耗品	
従事者氏名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

災 害 時 に お け る 遺 体 収 容 等 の 支 援 に 関 す る 協 定 書

富士市（以下「市」という。）と _____（以下「協力者」という。）は、
災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内において災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）に市の要請に対して協力者が支援する事項及び必要な手続き等について定めるものとする。

(協力及び業務内容)

第2条 市は、災害時に協力者の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について協力者に要請し、協力者はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他市の要請に対して協力者が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を協力者に送付するものとする。

- (1) 要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 要請場所
- (5) 要請の期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 協力者は前条による市の要請があった場合、協力者の可能な範囲において、市の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 協力者は、第2条各号の協力が完了したときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第2号様式）を市に提出し報告するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 業務に要した機材、資材及び消耗品
- (3) 従事者氏名

- (4) 履行場所
 (5) 履行の期日又は期間
 (6) その他要請に応じて協力した事項

(経費の負担)

第6条 市は、前条による協力者の報告があった場合、市の要請に相違ないことを確認の上、協力者が要した経費について、市が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 協力者は、前条の経費を市に請求する場合、市の指定する方法により、請求するものとする。

2 協力者が被災者等の要請により、市の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった被災者等に請求する。

(経費の支払)

第8条 市は、前条に基づき協力者からの請求があった場合、協力者が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 運体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに運体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、市と協力者で協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 協力者は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、市、協力者それぞれ連絡責任者を置き、市は福祉部救護班長の職に当たる者を、協力者は_____の職に当たる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 協力者は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に市に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 協力者は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、市以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 協力者は、災害時における円滑な協力を図るため、第2条第1号記載の資機材及び消耗

品の数量等を把握し、市の求めに応じて随時回答するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市と協力者の協議により定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成____年____月____日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、市又は協力者から書面による解約の申し出がないときは、さらに、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、協力者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 3月30日

市 富士市永田町1丁目100番地
 富士市
 富士市長 小長井 義正

協力者 (協力者一覧は下記のとおり)

【参考】 協力者一覧

富士伊豆農業協同組合 (旧 富士市農業協同組合)
株式会社フジヤガバナンス平成記念館
株式会社給由慶弔総合センター
有限会社金刺葬祭
静岡県葬祭業協同組合
株式会社アーバンゲート

第1号様式

様

年 月 日

富士市
市長 小長井 義正

災害時協力要請書

災害時における協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力方要請します。

要請担当者	職名 氏名	電話番号
要請理由		
要請内容		
要請場所		
要請の期日 又は期間	期日： 期間：	年 月 日 ～ 年 月 日
備考		
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃	

第2号様式

年 月 日

富士市
市長 小長井 義正

印

災害時要請業務実施報告書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

実施業務内容	
業務に要した機材、 資材及び消耗品	
従事者氏名	
履行場所	
履行の期日 又は期間	期日： 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

災害時における福祉用具等物資の供給及び賞与の協力に関する協定書

富士市（以下「市」という。）とプライムケア東海株式会社（以下「協定者」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与（以下「供給等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市内で、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が、福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給等を、協定者から受けることに關して必要な事項を定めるものとする。

（物資供給等の要請及び協力）

第2条 市は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、協定者に対してその保有する物資の供給等について協力を要請することができるものとする。

2 協定者は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給等、及び運搬について可能な限り市に協力するものとする。

（物資の内容）

第3条 市が協定者に供給等を要請する物資の内容は、別表1に掲げるもののうち、協定者が調達可能な物資とする。

2 協定者は、市の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給等についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第4条 市の協定者に対する要請手続は、福祉用具等物資供給等要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬及び適合確認）

第5条 物資の引渡し場所は、市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として別に指定する福祉用具等物資運搬等協力事業者（以下「協力者」という。）が行うものとする。ただし、協力者が運搬できない場合には、市、協定者協議の上、運搬方法を決定するものとする。

2 協力者として協力しようとするものは、福祉用具等運搬等協力に係る承諾書（第2号様式）を協定者に提出し、協定者はその副本を市に提出し、市はそれを別に定める運搬等協力事業者名簿にて管理するものとする。

3 物資は、引渡し場所において、市又は市が指定する者が確認の上、受け取るものとする。

4 協力者は、必要に応じて、福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせ

て福祉用具等の適合確認を行うものとする。

（運搬車両の通行及び配慮）

第6条 市は、協定者及び協力者（以下「協定者等」という。）が物資を運搬する際には、協定者等の運搬車両を優先車両として通行できるように配慮する。また、市は、協定者等が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

2 市は、前条第1項に掲げる引渡し場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、協定者等の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（報告）

第7条 協定者は、物資の供給等を行ったときは、福祉用具等物資供給等報告書（第3号様式。以下「報告書」という。）により市に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用）

第8条 協定者等が市に供給等をした物資及び運搬等の費用については、市が負担するものとする。

2 前項の費用のうち第9条第3項各号に該当する場合は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき請求するものとする。

3 第1項に規定する費用は、災害時直前の平常時ににおける適正な価格を基準とし、市、協定者協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第9条 協定者は、物資の供給等に要した費用について、報告書の提出後、市に請求するものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を協定者に支払うものとする。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

3 第1項に規定する費用のうち次に掲げる各号に該当する場合は、法に基づき請求するものとする。

(1) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与

(2) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売

(3) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与

(4) 法第8条の2第11項に規定する介護予防特定福祉用具販売

4 前項各号に該当する場合は、協定者は報告書の提出の際に利用者の情報が分かる資料を添付することとする。

（損害の負担）

第10条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について市、協定者協議の上、定めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 協定者等は、市が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力を図るものとする。

(支援体制の整備)

第12条 協定者は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

2 市、協定者は、毎年度4月30日までに、同月1日の担当者を報告するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、市又は協定者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、市、協定者協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年 2月 4日

市 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市
富士市長

協定者 静岡県浜津市三和1045番地
ブライムケア東海株式会社
代表取締役

別表1 (第3条関係)

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

災害時における福祉用具等物資の供給及び賞与の協力に関する協定書

富士市 (以下「市」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会 (以下「協定者」という。)とは、災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与 (以下「供給等」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内で、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 (以下「災害時」という。)において、市が、福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資 (以下「物資」という。)の供給等を、協定者から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

(物資供給等の要請及び協力)

第2条 市は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、協定者に対してその保有する物資の供給等について協力を要請することができるものとする。

2 協定者は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬等について可能な限り市に協力するものとする。

(物資の内容)

第3条 市が協定者に供給等を要請する物資の内容は、別表1に掲げるもののうち、協定者が調達可能な物資とする。

2 協定者は、市の要請があったときは、前項により定められた物資以外の物資の供給等についても可能な範囲で協力するものとする。

(物資の要請手続)

第4条 市の協定者に対する要請手続は、福祉用具等物資供給等要請書 (第1号様式。以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(物資の供給及び適合確認)

第5条 物資の引渡し場所は、市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として協定者が行うものとする。ただし、協定者が運搬することができない場合には、市、協定者協議の上、運搬方法を決定するものとする。

2 物資は、引渡し場所において、市又は市が指定する者が確認の上、受け取るものとする。

3 協定者は、必要に応じて、福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせ福祉用具等の適合確認を行うものとする。

(運搬車両の通行及び配慮)

第6条 市は、協定者が物資を運搬する際には、協定者の運搬車両を優先車両として通行できるように配慮する。また、市は、協定者が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

2 市は、前条第1項に掲げる引渡し場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、協定者の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(報告)

第7条 協定者は、物資の供給等を行ったときは、福祉用具等物資供給等報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)により市に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(費用)

第8条 協定者が市に供給等をした物資及び運搬等の費用については、市が負担するものとする。
 2 前項の費用のうち第9条第3項各号に該当する場合は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき請求するものとする。
 3 第1項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、市、協定者協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第9条 協定者は、物資の供給等に要した費用について、報告書の提出後、市に請求するものとする。
 2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を協定者に支払うものとする。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。
 3 第1項に規定する費用のうち次に掲げる各号に該当する場合は、法に基づき請求するものとする。
 (1) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
 (2) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売
 (3) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
 (4) 法第8条の2第11項に規定する介護予防特定福祉用具販売
 4 前項各号に該当する場合は、協定者は報告書の提出の際に利用者の情報が分かる資料を添付することとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について市、協定者協議の上、定めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 協定者は、市が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力に努めるものとする。

(支援体制の整備)

第12条 協定者は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における広域体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

2 市、協定者は、毎年度4月30日までに、同月1日の担当者を報告するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、市又は協定者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、市、協定者協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年4月1日

市 静岡県富士市永田町1丁目100番地
 富士市
 富士市長 小長井 義正

協定者 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4F
 一般社団法人 日本福祉用具供給協会
 理事長 小野木 孝二

別表1 (第3条関係)

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

福祉避難所の設置運営に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙に対し、乙が運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による避難所の設置及び運営のために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

2 この協定において、「要配慮者」とは、一般の避難所での生活において支障が想定されるため、何らかの特別な配慮を要する原則高齢者をいう。

3 この協定において、「家族等」とは、要配慮者の家族又は介助者をいう。

4 この協定において、「福祉避難所」とは、要配慮者及び家族等のために開設する避難所をいう。

（福祉避難所を設置する施設）

第3条 福祉避難所を設置する施設は、次のとおりとする。

（施設名、所在地は以下の一覽表のとおり）

（設置及び運営）

第4条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、これを承諾するか否かを遅滞なく甲に回答するものとする。

3 乙は、前項の承諾をした場合は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置し、運営を行うものとする。なお、その運営に当たっては、乙の判断を尊重するものとする。

4 前項の運営においては、次に掲げる業務を行うこととする。

(1) 福祉避難所の運営のために必要な体制の確保

(2) 福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談

(3) 要配慮者の状況の急変等に対応するための連絡調整

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、定める業務

5 前項に掲げる業務については、別に定める手順書等において明示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の運営に必要な職員等に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入れ等）

第6条 乙は、第4条第2項に規定する承諾をした場合は、直ちに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙に通知するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の移送は、原則として家族等が行うものとし、その協力により難いときは、甲が支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（設置期間等）

第7条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（物資の調達等）

第8条 乙が行う避難した要配慮者のために必要となる福祉避難所の運営のための物資の調達は、甲が行うものとする。

2 乙は、前項に規定する物資の調達について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（費用の負担等）

第9条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、災害救助法及びその他関係法令等の定めるところにより、所要の表費を負担するものとする。

（紛争発生時の措置）

第10条 この協定に基づき、乙が実施した要配慮者支援活動に関し、要配慮者等との間に紛争が生じた場合、本業務中あるいは本業務終了後にかかわらず、甲と乙は、緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の責任において適切な措置を講ずるものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

2 甲は、福祉避難所の設置終了後の乙の通常業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助する者の個人情報等を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第13条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、本業務終了後5年間はこれを保管するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市

富士市長

乙

福祉避難所の設置運営に関する協定事業者 一覧

番号	法人名	施設名	所在地
1	社会福祉法人美芳会	特別養護老人ホームすとの杜	増川 510-1
2	社会福祉法人鑑石園	特別養護老人ホーム鑑石園	原田 1350-16
3	社会福祉法人湖成会	特別養護老人ホーム月のあかり	大淵 847-4
4	社会福祉法人信愛会	特別養護老人ホーム天間荘	天間 1602
5	社会福祉法人芙蓉会	特別養護老人ホームみぎわ園	今泉 2210
6	社会福祉法人居陽会	地域密着型特別養護老人ホームあおば	五味島 285-1
7	社会福祉法人真澄会	特別養護老人ホーム加島の郷	水戸島本町 7-8
8	社会福祉法人富士厚生会	特別養護老人ホームシャローム富士川	北松野 1071

災害時等における富士市と一般社団法人静岡県助産師会との協力に関する協定

富士市（以下「市」という。）と一般社団法人静岡県助産師会（以下「県助産師会」という。）は、市内において生じた自然災害や大規模事故等により、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における妊産婦及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時等を行う妊産婦等への支援活動に対する県助産師会の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の要請)

第2条 市は、災害時等において妊産婦等への支援活動の必要があると認めるときは、県助産師会に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力への協力を要請するものとする。

- (1) 妊産婦等に対する健康診査等の相談及び心身のケア
- (2) 妊産婦等に対する医療機関等への搬送の要否の決定
- (3) 緊急時の分娩介助、分娩前後の処置
- (4) その他必要な業務

2 前項に定める要請は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面による要請ができない場合には口頭等により要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行場所
- (4) 履行期日又は期間
- (5) その他必要な事項

3 市は、前2項に定める要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、県助産師会に通知するものとし、その必要がなくなつたときは、速やかに書面により通知するものとする。

(協力の実施)

第3条 県助産師会は、市から協力の要請を受けたときには可能な範囲で協力に応じ、助産所、避難所、妊産婦等がいる家庭等、市の指示する場所において業務を実施するものとする。

2 前項の業務の中心は富士・富士宮地区助産師会会員が担うが、人員が不足するときには、県助産師会が所管する他地区助産師会会員が応援するものとする。

(安全の確保)

第 4 条 市及び県助産師会は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

(扶助金の支給)

第 5 条 市は、第 2 条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場においては、災害救助法の規定に基づき、扶助金を支給する。ただし、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

(費用弁償等)

第 6 条 市は、第 2 条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者に要する費用を負担するものとする。

(1) 助産師の派遣に要する費用

(2) 助産師が携行した医薬品及び資機材等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法の規定が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害賠償)

第 7 条 第 2 条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、市及び県助産師会で協議してその賠償にあたる。

(平時における市の対応)

第 8 条 市は、平時から、災害時等に関する情報の提供その他県助産師会の協力に必要な支援を行うものとする。

2 市は、県助産師会の会員が円滑に活動できるよう資機材の整備を行うなど必要な環境の整備に努めるものとする。

(平時における県助産師会の対応)

第 9 条 県助産師会は、平時から会員に対し協定の普及及び啓発に努め、災害時等における会員間の緊急連絡体制を整備するとともに、毎年 3 月 31 日までに協力可能人員等を市に連絡しなければならぬ。

2 県助産師会は、この協定に基づく協力を円滑に実施するために、市が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

2 有効期間が満了する 30 日前までに市、県助産師会いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に 1 年間継続されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市及び県助産師会で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、市及び県助産師会が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 19 日

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市長 小長井 義正

静岡県静岡市葵区瀬名川 3 丁目 14 番 13 号
一般社団法人 静岡県助産師会

会長 伊藤 和代

災害時における応急対策活動に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士造園緑化協会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）により道路及び防災拠点施設等（以下「公共施設等」という。）に甚大な被害が発生した場合における災害時応急対策活動（以下「応急活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 大規模災害が発生した場合において、公共施設等に甚大な被害が生じた場合の被害状況の調査並びに応急活動を行うことにより、公共施設等の機能確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 乙は、この協定に賛同する協会のうちから災害時応急対策活動協力者（以下「協力者」という。）をとりまとめ、この協定の締結後速やかに災害時応急対策活動協力者名簿を作成し甲に提出するものとし、以後、毎年4月1日時点の災害時応急対策活動協力者名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲及び乙は、災害時情報連絡網を作成し、協力者に周知するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生した場合において、緊急に公共施設等の応急活動の協力が必要と判断したときは、乙に対して応急活動の協力要請ができるものとする。

2 甲は、乙に対して応急活動の協力要請をするときは、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の通信手段による要請とし、その後速やかに当該文書を提出するものとする。

（応急活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、協力者を選定し、協力者は直ちに応急活動場所に出動し、甲の職員の指示により応急活動を行うものとする。ただし、応急活動場所に甲の職員が出動できない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を行うものとする。

2 協力者は、応急活動にあたっては、自らの安全を最優先に確保したうえで、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

3 協力者は、業務従事者の労働災害補償のため労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

（応急活動の報告）

第5条 協力者は、活動内容が判定できる写真その他資料を整備し、応急活動終了後、速やかに被害状況及び応急活動の結果をまとめ、甲に対し報告するものとする。

（請負契約の締結）

第6条 甲は、協力者からの前条の資料をもとに速やかに請負契約を締結するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲又は協力者は、応急活動に際し、その責めに帰すべき理由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成30年 6月12日

甲 富士市 市長 小長井 義 正
 乙 富士市永田町1丁目100番地

乙 富士造園緑化協会
 富士市今泉2丁目16番地の3
 会 長 渡 井 清 視

災害時における学習活動支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士地区学校生活協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害、噴火その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における児童生徒の学習活動支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災後の公立小中学校の授業再開に向け、甲の要請に応じて、乙が実施する支援について定めるものとする。

（支援内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 衛生管理用物資（マスク、消毒液等）の調達輸送
- (2) 心のケアに係る支援（クレヨン、色鉛筆、色画用紙、折り紙等の調達輸送及び楽器演奏会等の開催）

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等でも要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において支援の実施に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は、職員を派遣して要請物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 支援に係る費用は乙の負担とする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、定期的に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和元年6月7日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

(乙) 富士市大淵2585番地の3

富士地区学校生活協同組合

理事長 塩川 均

災害時に積極的な復旧支援と社会貢献に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市技能職団体連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等自然災害が発生した場合、各技能職団体が有する技能によって市の災害対策に協力するとともに、被災市民の災害復旧に積極的に参加し、社会に貢献することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、富士市内に災害が発生した場合、乙の技能による災害対策への協力を要請することができる。

(乙の任務)

第3条 乙は、甲の要請を受け、災害発生後、商工班内(産業経済部商業労政課)の富士市技能職団体連絡協議会災害復旧体制専門部会事務局から、速やかに部会長に連絡をする。

第4条 部会長は連絡網を通じ、各種の専門部会員に技能職者の派遣を依頼し、指示を受けた専門部会員は、それぞれの傘下会員及び他の職種の技能者と連絡を取り災害復旧任務を遂行する。

(復旧費用)

第5条 この協定に基づく災害復旧のため要した経費は、甲の負担とする。

(平常時の対応)

第6条 平常時より乙は、甲が行う防災訓練に積極的に参加する。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月26日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市
代表者 富士市長

小長井 義正

乙 富士市永田町1丁目100番地
富士市技能職団体連絡協議会
会長

野村 和稔

災害時における支援協力に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と富士市ホテル旅館業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙の組合員が所有する宿泊施設を災害復旧に当たる者に優先的に提供しよう、乙に対して要請することができる。

2 甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第4条 乙は、協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動をするものとする。

（組合員名簿の報告）

第5条 乙は、災害時等における協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月12日

甲 富士市永田町1丁目100番地 乙 富士市平垣本町7番20号
 富士市長 小長井 義正 富士市ホテル旅館業組合
 組合長 高橋 孝行

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社イージーセンター（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した活動を、甲が乙に協力要請する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 空撮画像の提供等による被害状況の調査に関すること
- (2) 救助活動における必要な情報収集に関すること
- (3) 応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬に関すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（要請手続き）

第3条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し無人航空機による活動要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に基づく活動の実施）

第4条 甲は、乙が要請に基づく活動を円滑に実施されるように必要な処置を講ずるものとする。

（報告）

第5条 乙は要請に基づく活動を実施した際、当該活動の完了後速やかに、実施した内容を無人航空機による活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第6条 災害時等に甲と乙とが連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（活動に要する費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が支払うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づく協定に伴い、明らかに甲の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

2 この協定に基づく協定に伴い、明らかに乙の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは甲に損害が生じたときは、乙がこれを負担する。

3 この協定に基づく協定に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するとともに、その負担については、甲乙協議の上、決定する。

(平常時における協定体制)

第9条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制を乙に照会するものとする。

また、甲乙は、日頃から、情報の共有や交流、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

(協定期間)

第10条 この協定期間は協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了3ヶ月前までに甲乙のいずれからも何らの申出がないときは、期間満了の翌日より1年延長し、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 8月 13日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

乙 富士市五貫島919番地
株式会社 イーシーセンター
代表取締役 海野 幸 男

第1号様式 (第3条関係)

平成 年 月 日
第 号

株式会社 イーシーセンター 様

富士市長 印

無人航空機による活動要請書

災害時等における無人航空機の活動に関する協定書第3条の規定に基づき、無人航空機による活動について、下記のとおり要請します。

記

1 要請する活動内容

(1) 空撮画像の提供による被害状況の調査

【内容】

(2) 救助活動における必要な情報収集

【内容】

(3) 応急物資 (医薬品、応急用資機材、食糧等) の運搬

【内容】

(4) その他

【内容】

2 活動場所

3 活動期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場責任者の所属、職・氏名及び連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となる事項

第2号様式（第5条関係）

6 その他

平成 年 月 日

富士市長 様

株式会社 イーシーセンター
代表取締役 印

無人航空機による活動報告書

災害時における無人航空機の活用に関する協定書第5条の規定に基づき、協力活動の結果について、下記のとおり報告します。

1 要請内容

2 活動場所

3 活動期間
年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

4 活動実施者

5 活動内容

災害時等における無人航空機活用連絡体制

富士市 防災危機管理課

T E L (代表) 0545-51-0123

(直通) 0545-55-2936 (危機管理担当)

0545-55-2715 (防災対策担当)

F A X 0545-51-2040

要請

報告

株式会社イーシーセンター 富士ステーション

(平日) T E L 0545-31-1481

F A X 0545-31-1488

災害発生時等の応急給水に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）とミナト流通サービズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害、水質事故又はそれらの発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における乙が所有する車両を利用した応急給水に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、富士市内における災害発生時等において、甲は乙の協力を得て、乙が所有する車両を応急給水対策に必要な飲料水等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に利用するための手続及び緊急輸送の実施に関し必要な事項を定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、電話通信により行うものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲からの緊急輸送の要請があった場合は、乙の通常業務を優先する中で、特別の支障がない限り最大限の協力を行うものとする。

2 乙の業務の都合により、緊急輸送の出勤が遅延を生じ又は実施されなかった場合において、乙は何ら責めを負わないものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急輸送が円滑に実施できるような情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第4条 この協定に基づき、乙が緊急輸送を実施するために要した費用については、その基準を甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 緊急輸送に車両を使用したことにより、乙の車両に損害が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前項の損害には営業補償等の間接的費用は含まれないものとする。

(運行中断の措置)

第5条 乙の提供した当該輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第6条 緊急輸送中において従業員のために帰することができない理由により当該従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償するものとする。

(緊急輸送に係る施設の確認)

第7条 甲及び乙は、災害発生時等における緊急輸送を速やかに行えるよう、平常時において取水予定施設及び給水予定施設の確認を実施するものとする。この場合において、確認に要した費用は無償とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるために連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については上下水道営業課長とし、乙については富士営業所長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 8月 27日

甲 富士市永田町1丁目100番地 乙 名古屋市港区浜二丁目12番24号
 富士市長 小長井 義正 ミナト流通サービズ株式会社
 代表取締役 石川 鎮生

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と静岡県富士市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び富士市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び富士市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び富士市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び富士市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び富士市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び富士市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 元年 9月 11日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長
黒川 純一 良

静岡県富士市永田町1丁目100番地
静岡県富士市長

小長井 義正

地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、別紙 1 記載の乙所有の土地及び建物（以下「本物件」という。）について、地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結するものとする。

(支援の内容)

- 第 1 条 甲は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について支援を要請できるものとする。なお要請は、第 5 条第 2 項記載の乙指定の連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）
- (1) 本物件内共用部分（カフェテリア・トイレ等）の避難場所としての提供
 - (2) 本物件の敷地における支援物資の一時保管、集積場所としての提供
 - (3) 本物件の敷地における集積場所の運営支援（物資の受入、仕分、保管、在庫管理、出庫等）
 - (4) 本物件の敷地における駐車場施設としての提供
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が本協定による支援として行うことが相当と認めたもの

(支援の応諾について)

第 2 条 乙は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、甲より前条の支援の要請を受領した場合には、支援応諾の可否を速やかに甲へ通知するものとし、応諾する場合は、支援が円滑に行われるよう努める。なお、支援応諾の可否通知は、第 5 条記載の甲連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）

2 甲は、第 1 条の支援を要請し、乙が支援応諾した場合には、本物件に赴き第 1 条に記載の支援の範囲等乙と確認するものとする。

3 乙は、第 1 条の支援にあたり発生した事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(賃貸)

第 3 条 乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ賃貸する場合には、本協定の趣旨に従い、賃貸するものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費・固定資産税等を含めた費用も甲に請求しないものとする。ただし、期間が 2 ヶ月を超えた場合には、乙は甲へ協議できるものとする。

(原状回復)

第 4 条 甲は、本物件を使用する合理的理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に引き渡すものとする。

(連絡事項・連絡先)

第 5 条 乙は、次の事項に変更等が生じた場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 商号
 - (2) 所在地
 - (3) 連絡先
 - (4) 本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合
 - (5) その他甲が要求する届出事項が生じた場合
- 2 前項その他本協定に基づく甲及び乙に対する通知及び届出は、全て以下に記載された連絡先に対し行うものとする。なお、甲及び乙は、本物件に関する管理業務について、乙が下記の大和ハウスプロパティマネジメント株式会社に委託していることを確認する。

甲の連絡先

富士市役所防災危機管理課(静岡県富士市永田町 1 丁目 100)
電話番号 0545-55-2936 ファックス番号 0545-51-2040

乙指定の連絡先(下記(1)(2)の両方)

- (1) 大和ハウスプロパティマネジメント株式会社(東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号 5 階) 電話番号 03-5214-2540 ファックス番号 03-5214-2541
- (2) 三井住友信託銀行株式会社(東京都港区芝三丁目 33 番 1 号) 電話番号 03-5232-3026
ファックス番号 03-5232-3797

(地位の承継)

第 6 条 乙は、本物件の全部または一部を第三者に譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるよう実務上合理的な努力を行うものとし、当該第三者は、本協定により乙が負う責任及び義務を承継する場合には、本協定の趣旨に従い甲に対し変更事項の届出を行うものとする。

(本協定の変更)

第 7 条 本協定の規定は、甲乙による書面による合意がなされた場合に限り、変更又は修正することができる。

(以下余白)

以上、本協定につき合意した証として本書2通を作成し、甲、乙はそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

本物件の表示

本物件の土地
 所在地：富士市
 地番：厚原字込野1699-1他、全209筆
 地目：宅地
 地積：44,161.87㎡

本物件の建物
 名称：DPL新富士II
 所在地：富士市厚原1699-1
 建物用途：倉庫・事務所
 構造：PCaPC造4階建
 床面積：99,209.80㎡

以上

令和3年12月14日

(甲) 静岡県富士市永田町一丁目100
 富士市役所
 富士市長 小長井 義正

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 三井住友信託銀行株式会社
 東京都港区芝三丁目33番1号
 支配人 森本 新吾

(総則)

第 1 条 富士市（以下「市」という。）とクボタ環境サービス株式会社（以下「協力者」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、市の所管する富士市クリューンセンターききょう又は富士市中野台下水処理施設（以下「し尿処理施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 2 条 この協定は、市が協力者に対して要請する災害時の緊急応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第 3 条 市は、災害時において実施するし尿処理施設の災害応急対策に協力者の応援が必要であると判断したときは、協力者に対し応援要請を行うものとする。

2 協力者は前項の応援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける協力者の規模及び能力に応じて可能な限りこれに協力するものとする。

(応援要請の手続き)

第 4 条 第 3 条に基づく応援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、適正な手段と判断される通知方法により市より協力者に行うものとし、口頭又は電話による通知の場合は、市は要請後に「災害時緊急応援要請書」（様式第 1 号）及び「協議書」（様式第 3 号）により協力者に正式な要請を行う。

2 前項の要請について協力者は「承諾書」（様式第 4 号）を市に提出するものとする。

(応援要員の派遣)

第 5 条 協力者は前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに第 6 条に規定する緊急応援業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、復旧作業に従事するものとする。

(緊急応援活動業務)

第 6 条 協力者が行う緊急応援業務は概ね次のとおりとする。

- 一 し尿処理施設の被害状況調査
- 二 簡易な設備の緊急修繕及び応急復旧工事の実施
- 三 し尿処理施設の緊急運転転操作
- 四 前各号に掲げるもののほか特に市から要請のあった事項

(実施体制)

第 7 条 市及び協力者は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに災害対策連絡網を整備するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 市及び協力者は、災害時において円滑な活動が行えるよう必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(補償)

第 9 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条 1 項の規定により緊急応援業務に従事した協力者の従業員等が、応援業務に起因し、負傷若しくは罹患、死亡した場合の補償については市の責任において行うものとする。

2 協力者は前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(費用負担)

第 10 条 この協定に基づき、協力者が応援業務の実施にあたり要した費用は市が負担するものとする。但し、以下の各号に定める費用は協力者の負担とする。

- 一 出勤に要した労務費
- 二 作業を伴わない被害状況の確認、情報収集に要した費用
- 三 日常の災害予防協力に要した費用
- 2 前項に規定する費用の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、市及び協力者にて協議し決定するものとする。

(報告事項)

第 11 条 協力者は応援業務終了後、市に対して「し尿処理施設復旧の応援に関する報告書」（様式第 2 号）により次の事項について報告するものとする。

- 一 作業の日時及び場所
- 二 作業内容
- 三 作業で必要とした資材及び員数
- 四 その他必要事項

(損害の賠償)

第 12 条 協力者による応援業務の実施にあたり、市又は第三者に損害を与えた場合には、協力者の責に帰すべき事由による場合を除き、市の責任と負担において処理しなければならない。

(防災訓練等)

第 13 条 協力者は、災害時における応援業務が円滑に遂行できるよう、市を行う防災訓練等に参加することができる。

(協定期間)

第 14 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 3 年 7 月 31 日までとする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに、市、協力者の一方から相手方に対し、本協定における拒絶の申し出がない場合、同条件で 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めない事項や各条項に疑義が生じた場合には、市、協力者双方による協議のうえ決定するものとする。

(違反した場合の措置)

第 16 条 市と協力者いずれの当事者がこの協定上の義務に違反し、30 日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないときは、相互協議の上、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、市、協力者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 1 日

所在地 富士市永田町一丁目 100 番地
市

氏名 富士市長 小長井 義正 ㊤

所在地 東京都中央区京橋二丁目 1 番 3 号
クボタ環境サービス株式会社

氏名 代表取締役 三谷 博徳 ㊤

災害時における施設使用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士酸素工業株式会社（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市内における地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に、市民又は地方公共団体等から派遣された者（以下「応援職員等」という。）への乙の施設使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

- (1) 避難所としての乙の施設の使用
- (2) 応援職員等の受け入れ拠点としての乙の施設の使用
- (3) 応援職員等の休憩場所、宿泊場所としての乙の施設の使用
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した支援要請書（第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、支援要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 要請場所
- (5) 要請の期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（施設利用不可の報告）

第5条 乙は、災害等の被害により乙の施設の使用が不可能となる事由が発生した場合には、その旨を遅延なく甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、第2条の各号に示した協力内容について、甲に無償で提供するものとする。ただし、施設の管理運営に伴う費用が発生した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（協力の期間）

第9条 第2条の各号に示した事項については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害復旧等の状況により期間の延長を要する場合には、甲乙協議の上、期間を延長することができるとする。

（終了報告）

第10条 甲は、乙の施設の使用を終了する際には、乙に文書で通知するとともに、施設の原状回復を行ない、乙の確認を受けるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙のそれぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては富士市災害対策本部総括班長又は受援班長の職に当たる者を、乙にあつては総務部長の職に当たる者を当該責任者とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月17日

甲	静岡県富士市永田町一丁目100番地 富士市	乙	静岡県富士市津田228番地の1 富士酸素工業株式会社
	富士市長 小長井義正		代表取締役 望月悠平

第 1 号様式

富士酸素工業株式会社
代表取締役 望月 悠平 様

年 月 日

富士市長

支 援 要 請 書

災害時における施設使用に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力方要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名	電話番号
要 請 理 由		
要 請 内 容		
要 請 場 所		
要請の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日	
備 考		
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃	

災害時等における施設の一時使用等に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と富士信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の一時使用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(要請内容)

第 2 条 要請の内容は、災害時等に乙の本店、営業店等で対応可能な次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙周辺の目視による被害等の情報伝達
- (2) 乙が所有する AED の提供
- (3) 乙周辺の自主防災組織との情報連携及び物資等の提供
- (4) 応急給水拠点としての駐車場等スペースの提供
- (5) 仮設トイレの設置場所としての駐車場等スペースの提供
- (6) 風水害時の車避難場所としての駐車場等スペースの提供
- (7) 避難所としての研修施設の提供
- (8) その他両者が必要と認める事項

(協力要請)

第 3 条 甲の乙に対する協力要請の手続きは、要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

- (1) 要請内容、要請の対象となる営業店、施設使用希望期間
 - (2) 担当者連絡方法
 - (3) その他必要事項
- 2 乙は、甲から要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、周辺の自主防災組織から第 2 条に記す協力要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。自主防災組織からの要請手続きは、口頭によるものとする。

災害時における移動困難な高齢者の搬送業務に関する協定書

(費用負担)

第4条 この協定に基づく施設、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に係る甲の連絡責任者は、富士市災害対策本部総括班長とし、乙の連絡責任者は総務部長とする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年 9月23日

甲 富士市永田町一丁目100番地 富士市	乙 富士市青島町212番地 富士信用金庫
富士市長 小長井 義正	理事長 浅見 祐司

富士市（以下「市」という。）と_____（以下、事業者という。）とは、市内において生じた大規模な災害（地震、風水害、その他の災害を含む。）発生時における移動困難な65歳以上の高齢者（以下、移動困難高齢者という。）の搬送業務に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が実施する移動困難高齢者の搬送に係る事業者の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 市は災害が発生した場合において、移動困難高齢者を緊急的に搬送する必要があると認めるときは、事業者に対し、次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請する。

- (1) 移動困難高齢者に対する、避難所から福祉避難所への搬送
- (2) 前号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

(要請手続)

第3条 市は、事業者に対して、前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請の期間
- (4) 配車場所
- (5) その他必要な事項

(協力の実施)

第4条 事業者は、第2条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条各号に掲げる事項に係る業務に関する費用（以下「費用」という。）については、市が負担する。

2 費用の金額は、第2条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及び事業者で協議のうえ決定する。

(費用の支払い)

第 6 条 事業者は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。
 2 市は、前項の規定による請求があったときは、事業者に対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

(損害補償)

第 7 条 市は、第 2 条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、この業務を原因として死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。
 2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及び事業者で協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

(平時の対応)

第 8 条 市は災害時における市と事業者との間の連絡方法を整備する。

(協定の効力)

第 9 条 この協定の期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、市及び事業者いずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者で協議して定める。

この協定を締結するため、本協定書 2 通を作成し、市及び事業者で記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 11 月 1 日

富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市長 小長井 義正 印

印

■ 災害時における移動困難な高齢者の搬送業務に関する協定 締結事業者一覧

事業者名	住所
シンフジハイヤー 株式会社	三ツ沢 253-1
介護タクシー優 株式会社	高島町 49
介護タクシーふじ 長谷川哲也	青葉町 318
高アシストサービス 株式会社	中柏原新田 111-4
株式会社 心 (アシスト)	伝法 2-21
ふじさん介護タクシー 荻野正巳	富士岡 1495
よつば 川江徹昌	松岡 228-13

学校等の施設を緊急消防援助隊受援施設として使用することに関する覚書

覚 書

静岡県立吉原工業高等学校長（以下「甲」という。）と富士市長（以下「乙」という。）は、甲が所管する静岡県行政財産 静岡県立吉原工業高等学校（以下「行政財産」という。）を乙に使用させることに關して、次のとおり覚書を交わす。

（趣旨）

第1条 大規模な地震又は水火災その他特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が富士市内に発生したことにより消防組織法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出勤することとなった場合において、甲は行政財産を緊急消防援助隊の応援を受け入れる施設（以下「緊急消防援助隊受援施設」という。）として乙に使用させるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 進出拠点 緊急消防援助隊が富士市に進出するときに拠点とする場所であつて、行政財産の校庭等屋外施設をいう。
- (2) 宿営場所 緊急消防援助隊が宿営する場所であつて、行政財産の体育館等屋内施設をいう。（申請等）

第3条 乙が行政財産を使用する場合は、乙は直ちに電話等により甲に要請し、その後速やかに静岡県行政財産規則（昭和39年静岡県規則第14号。以下同じ。）第46条第1項に規定する行政財産使用許可申請書（以下「行政財産使用許可申請書」という。）を甲に提出するものとする。

第4条 乙が行政財産を使用する必要がある場合は、乙は事前に甲に行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

（許可等）

第5条 甲は、前条第1項に基づき乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産を使用させても支障がないと認められる場合、使用の許可を電話等で連絡するものとする。

第6条 前項の許可は、甲が静岡県行政財産規則第46条第4項に規定する行政財産使用許可書を乙に交付し、その使用を許可するものとする。

（使用期間）

第7条 行政財産の使用期間は、乙が行政財産の使用を開始した日から7日以内とする。ただし、使用期間を延長する必要がある場合には、甲と乙とが協議により定められた期間まで延長することができるものとする。

第8条 行政財産の使用が終了したとき、乙は甲に対しその旨を文書等により通知するものとする。

（原状変更の制限）

第9条 行政財産の使用にあたり、乙はその原状を変更することができないことを原則とする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（原状回復義務）

第10条 乙の行政財産の使用が期間満了により終了したとき、又は甲が乙に対しその使用の許可を取り消したときは、乙は速やかに行政財産を使用開始前の原状に回復するものとする。

（施設使用料の減免等）

第8条 行政財産の使用料は、静岡県行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条の規定によるものとする。

（費用負担）

第9条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（規則等の遵守）

第10条 乙が行政財産を使用するにあつては、前各条のほか静岡県行政財産規則及び使用許可条件を遵守するものとする。

（許可の取消し）

第11条 甲が乙の行政財産の使用を許可した後であっても、甲が行政財産を公用又は公共用に供する必要があるとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があったと認められる場合は、甲は乙に対し第4条の許可を取り消すことができるものとする。

第12条 前項の規定により甲が乙の許可を取り消したことに乙に損害が生じた場合であっても、甲はその損害を補償しない。

（覚書の有効期限）

第13条 この覚書は、行政財産が移転又は改修等をしたことにより緊急消防援助隊受援施設としての要件を欠くこととならない限り効力を有するものとする。ただし、行政財産が緊急消防援助隊受援施設として適当でない場合が生じた場合はこの限りでない。

第14条 行政財産に前項の事由が生じた場合、甲は遅滞なくその旨を乙に対し文書をもって通知するものとする。

（連絡先の照会等）

第15条 少なくとも毎年1度、乙が次の第1号掲げる事項を甲に照会し、また、乙が次の第2号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 甲の関係者の氏名、住所及び緊急時連絡先
- (2) 乙の関係者の氏名、住所及び緊急時連絡先
（その他）

第16条 この覚書に定めのない事項については、甲乙相互に協議し別に定めるものとする。

令和2年11月25日

甲	所在地	富士市比奈2300番地
		静岡県立吉原工業高等学校
	校長	加藤 昌樹
乙	所在地	富士市永田町1丁目100番地
		富士市長 小長井 義正

大規模な災害時における敷地等の一時使用に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所（以下「乙」という。）は、地震、水火災等の大規模な災害又は特殊な災害（以下「大規模な災害等」という。）が発生し、富士市消防緊急援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合における敷地等の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（要請事項）

第1条 この協定による協力要請は、大規模な災害等の発生時に乙が対応可能な、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊が集結場所及び野営場所として使用する敷地の提供
- (2) 緊急消防援助隊の集結及び野営に必要な範囲内で使用する施設
- (3) その他必要な事項

（協力要請）

第2条 甲は、前条各号の要請を行うときは、次の事項を明らかにして文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等による要請ができるものとし、この場合は、後日速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 大規模な災害等の概要
- (2) 要請事項
- (3) 使用する場所及び施設等
- (4) 使用する隊及び隊員の数
- (5) 使用する期間
- (6) 甲の担当者及び連絡先
- (7) その他必要な事項

第2号及び第3号に係る費用の負担は、甲乙が協議し決定する。

（費用負担）

第3条 この協定に基づく費用のうち、第1条第1号の要請に係る費用は無償とし、同条第2号及び第3号に係る費用の負担は、甲乙が協議し決定する。

（損害賠償）

第4条 甲は、第2条の規定により要請し、使用した場所及び施設等に損害を与えた場合は、原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議し、定めるものとする。

（効力）

第6条 この協定は、協定の成立の日から効力を生ずるものとし、甲乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月18日

甲 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長 井 義 正 印

乙 富士市大淵3154番地

一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所長 見 波 深 田

災害時における非常災害放送に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条に基づき、災害時における非常災害放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市内に非常災害が発生又は発生するおそれがある場合に、非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救済及び交通通信の確保を図り、富士市民及び富士市を通過する市外者等の安全の確保及び適切な災害対処に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「非常災害」とは、富士市内において発生又は発生するおそれのある、法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「非常災害放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認められた時、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。
- (放送の要請及び運用)

第3条 甲による非常災害放送の要請及び乙による運用は、次の各号に定める手順により行うものとする。

(1) 乙の生放送時間

ア 甲は、電話又はファクス等により、乙が運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。

イ 乙は、非常災害放送の要請を受けた後、その内容を甲に確認し、非常災害放送であると判断した場合において、他の放送より優先してこれを放送しなければならぬ。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ 乙は、甲から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(2) 乙の放送時間以外又は特別な事情によりスタジオ等が無人となる時間

ア 甲は、ファクス及びメール等により、乙が運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。

イ 乙は、出社した社員がその内容を甲に確認し、非常災害放送であると判断した場合は、他の放送より優先してこれを放送しなければならぬ。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ 乙は、甲から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(要請の概要)

第4条 甲は、乙に対して非常災害放送を要請する場合には、次に掲げる概要を明らかにしなければならない。

- (1) 非常災害の内容
 (2) 要請の理由
 (3) 放送事項
 (4) 希望する放送日時
 (5) その他必要な事項
 (連絡責任者)

第5条 前2条に掲げる放送要請に関する迅速かつ確実な伝達手段を確保するため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくものとする。
 (その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、令和2年2月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月1日

甲	富士市永田町一丁目100番地 富士市 富士市長 小長 井 義 正
乙	浜松市中区常盤町133番地の24 静岡エフエム放送株式会社 代表取締役社長 今 井 学

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、富士市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材の供給を必要とするときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給の実施をした場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（供給資機材）

第3条 乙が甲に供給する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認のうえ、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（資料及び情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制等に関する資料及び情報を適宜交換するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月17日

甲	富士市永田町1丁目100番地
	富士市長 小長井 義正
乙	名古屋市西区大野木3丁目43番地
	株式会社 ダイワテック
	代表取締役社長 岡 忠志

別表（資機材一覧表）

ソーラーシステムハウス、ストックコンテナ、ソーラーシステム照明

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、富士市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材の供給を必要とするときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給の実施をした場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（供給資機材）

第3条 乙が甲に供給する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認のうえ、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（資料及び情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制等に関する資料及び情報を適宜交換するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月26日

甲 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

乙 千葉県柏市新十条二5番地

三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長妻 貴嗣

別表（資機材一覧表）

ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ、備蓄倉庫 ほか）

通信障害時における土地の使用に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、通信障害時において、甲が所有する土地を乙が一時的に使用する事に関して、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、富士市内又は近隣地域において台風・大雨・地震・火災等の天災地変により大規模な通信サービスの障害（以下「通信障害」という。）が発生した場合において、甲が所有する別記の物件（以下「本物件」という。）の一部を乙が使用するに当たり、その取扱いを定めるものとする。

（申請および使用許可）

第2条 乙は、本物件を災害復旧の基地（工事用資機材の設置を含む。）として、通信障害時における通信サービスの確保に向けて、乙が行う通信等の迅速かつ的確な復旧及び付帯関連する作業場所（以下「復旧作業場所」という。）として使用する必要がある場合は、甲に使用の申請をすることができる。ただし、本物件が乙の申請前に甲が使用していた場合又は甲の使用予定がある場合はこの限りでない。

2 乙は、本物件の使用の申請をするときは、申請書（様式第1号）に必要な事項を記載して提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって申請し、事後速やかに申請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の申請書が提出された場合には、速やかに使用の可否を判断し、使用が可能な場合には、許可書（様式第2号）を発行するものとする。

（使用期限）

第3条 本物件の使用期限は、甲と乙との間で協議して決定した日までとする。

（費用）

第4条 本物件の使用料については無償とする。

2 物件を使用するにあたり別に発生する要員・経費は、乙が負担する。

（原状回復）

第5条 乙は、本物件を甲へ返還する場合には、乙の負担と責任で、現状回復して返還しなければならない。ただし、甲との協議により、現状回復の程度を定めることができる。

（損害賠償等）

第6条 乙は、この覚書に定める義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本物件の使用に際し自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。なお、甲は、乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（報告）

第7条 本物件の形状変更等により復旧作業場所としての要件を欠く事由が発生した場合は、直ちに甲は乙に対し書面をもって通知するものとする。

（疑義の決定）

第8条 この覚書に関し疑義があるときは、甲と乙との間で協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する2か月前までに、甲及び乙のいずれかからの覚書の更新について異議の申出がないときは、従前の覚書と同一の条件で覚書を更新したものとみなし、その後の期間満了においても同様とする。ただし、有効期間については、更新の日から1年とする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自1通を保有する。

令和3年12月7日

甲 静岡県富士市永田町一丁目100番地
富士市長 小長井 義正

乙 静岡県静岡市葵区東静岡一丁目3番43号
株式会社NTTドコモ 東海支社
静岡支店長 村山 文隆

別記

名称	所在地	駐車可能台数(4輪)	備考
広見公園 駐車場	富士市伝法字土手内 46-1	60 台	

【広見公園 駐車場 配置図】



富士市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、富士市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士市災害時応急対応活動として行い、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの本部は、富士市ファイラセ内とする。

2 当該施設が著しく被害を受け使用が困難な場合は、甲乙協議のうえ、設置場所を確保するものとする。

(サテライトの設置について)

第5条 甲及び乙は、災害の規模や状況等を考慮し、富士市災害ボランティアセンターサテライト（以下「サテライト」という。）を設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、サテライトを設置するものとする。

2 サテライトを設置した場合、速やかに甲に配置人員等について報告するものとする。
(センターの運営)

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第7条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第8条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 富士市災害対策本部等との以下の情報の共有

①被災状況・避難情報

②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 ボランティアの受け入れに必要な費用や運営等に係る費用について、法令その他別段の定めがある場合を除き、甲乙協議の上、費用の負担を決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉所)

第12条 センターの閉所は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力的体制の確立を図るものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月18日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 富士市本市場432番地の1
社会福祉法人富士市社会福祉協議会
会長 渡邊 泰明

災害時における支援協力及び物資供給に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社大村総業（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力及び物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう支援協力及び物資供給の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ的確に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 緊急物資集積所において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと

(2) 乙が保有するフォークリフト等の備品を必要に応じて貸出すること

ただし、荷捌き業務に必要な資機材（フォークリフト等を除く）については、甲が用意するものとする。

（物資供給の要請）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能なる物資の供給を要請することができる。

2 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

3 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条及び第4条の規定による要請（以下「市の要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で連絡し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、市の要請があったときは、可能な範囲において協力するものとする。

（要請に基づく措置）

第7条 乙は、市の要請を受けたときは、特別な理由が無い限りその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は自身の被災等で市の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が市の要請を受けて行った業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間と効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前1ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1か月前以前に相手側に通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月21日

甲 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

乙 静岡県富士市五貫島886番地の3

株式会社大村総業

富士営業所 所長 志村 博光

別表（供給要請物資一覧表）

No.	品 目	詳 細
1	特殊強化ダンボール製品	ダンボールペッド、パーテーションほか

災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定書

富士市（以下「甲」という。）とソシエルふじ全体管理組合（以下「乙1」という。）及びソシエルふじ住戸部会（以下「乙2」といい、乙1と乙2を総称して「乙」という。）とは、内閣府が定める「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、災害に起因して発生した交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が管理する施設の協定避難部分を、一時滞在の用に供するための帰宅困難者支援拠点として円滑に使用させることが出来るよう、当該施設の協定避難部分の管理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定避難用部分）

第3条 帰宅困難者支援拠点として使用できる協定避難用部分の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定避難施設の名称
ソシエルふじ
- (2) 協定避難施設の所在地
富士市横割本町1番1号
- (3) 協定避難部分の範囲（避難場所及び階段、廊下等の避難経路の位置）
別図のとおり
- (4) 協定避難用部分の面積 約 50 m²

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときには、当該要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。

- (1) 受入期間は、原則として3日間迄とする。ただし、甲と乙とで双方協議の上、乙が受入期間の延長について了承した場合はこの限りではない。
- (2) 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

（協定避難用部分の管理の方法）

第6条 協定避難用部分の管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定避難用部分の維持修繕に関しては、乙の責任において行うこと。
- (2) 甲が避難訓練を実施する場合は、あらかじめ甲と乙とで双方協議した上で協定避難用部分を利用することができる。

（受入の解除）

第7条 乙は、次の各号に該当する場合、協定避難施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 乙が協定避難施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (2) 公共交通機関の運行再開等により、協定避難施設として提供する必要がなくなった場合
- (3) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、乙が協定避難施設等としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲と乙とで双方協議の上、協定避難施設を閉鎖する必要があると認められた場合

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、当該期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 甲又は乙が本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状況が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、協定に違反した者が負担するものとする。

（変更の協議）

第10条 乙は、協定避難施設の増改築等により、第3条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協議）

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

上記協定の証として、協定書3通を作成し、甲並びに乙1、乙2が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月17日

甲 住所 富士市永田町1丁目100番地
氏名 富士市長 小長井 義正

乙1 住所 富士市横割本町1番1号
ソシエルフじ全体管理組合
氏名 理事長 西尾 公雅

乙2 住所 富士市横割本町1番1号
ソシエルフじ住宅部会
部長 島崎 克彦

富士市（以下「甲」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）及び中部電力パワーグリッド株式会社（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合において、甲、乙及び丙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲、乙及び丙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、災害時における復旧作業等の連携を図るため、連絡体制を確立する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲、乙及び丙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を提供する。

- (1) 甲が保有する復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト
- (2) 甲が保有する住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙及び丙が保有する停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報
- (4) 甲、乙及び丙が知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施、電力復旧の支障となる障害物の除去
- (2) 甲、乙及び丙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の災害情報伝達手段の利用、並びに乙及び丙のホームページ等への停電情報掲載

（覚書の締結）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定各条に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、必要に応じて別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市

富士市長 小長井 義正

乙 静岡県富士市吉原1丁目1番21号

東京電力パワーグリッド株式会社

富士支社長 加藤 誠

丙 静岡県静岡市清水区二の丸町6番28号

中部電力パワーグリッド株式会社

清水営業所長 山崎 博光

災害等における障害物等の除去に関する覚書

富士市(以下「甲」という。)、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)&及び中部電力パワーグリッド株式会社(以下「丙」という。)&は、令和3年10月8日付けをもって締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」(以下「協定」という。)&に基づき、停電復旧に支障となる障害物等の除去に関して、次のとおり定めるものとする。

(対象区域)

第1条 この覚書において対象とする区域は、甲が管理する道路及びそれら道路の周辺区域とする。

(平時における連携)

第2条 この覚書に基づく協力に係る各機関の連絡先を共有し、変更が生じた場合、随時更新の上、甲、乙及び丙と共有するものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木等の除去に努めるものとする。

(電力設備を含む障害物等の除去)

第3条 乙及び丙は、災害等発生時においては、甲から指定された優先的に啓開すべき道路(以下「優先啓開道路」という。)&の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、乙及び丙の現場着手等が遅れ、道路啓開が遅延すると判断した際は、乙及び丙による安全確認を実施した上で、乙及び丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるとする。

3 前項の乙及び丙による安全確認を実施するため、甲は乙及び丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙及び丙は可能な限り速やかに技術員を派遣し、電気的な安全措置等を実施するとともに、甲が行う電力設備等の除去に技術員を立ち会わせるものとする。

4 乙及び丙は、電力設備等の速やかな除去を自ら実施することが困難と判断した場合、甲に対して当該設備等の除去を要請できるものとする。

5 前項の要請は、次の各号に定める事項を記載した書面を甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。なお、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができるとすることとするが、この場合も遅滞なく書面を交すものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 場所(住所、地図)
- (3) 写真又は被災状況等が分かる図面等
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

6 乙及び丙は、第4項の要請に基づき甲が電力設備等の除去を行う場合、現場の安全について判断できる技術員を直ちに派遣し、電気的な安全措置等を実施するとともに、甲が行う電力設備等の除去に技術員を立ち会わせるものとする。

(電力設備を含まない障害物等の除去)

第4条 乙及び丙は、甲に対して、停電復旧のために必要な道路啓開作業を要請できるところとし、甲は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに優先的に対応するものとする。

2 前項の要請及び回答は、第3条第5項により行うものとする。

3 乙及び丙は、停電復旧のために必要な道路啓開箇所のうち、自ら啓開作業を実施可能と判断した箇所については、甲へ連絡後、実施できるものとする。

4 前項の連絡は、第3条第5項の各号に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとする。なお、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく書面を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 障害物等の除去作業に要した費用の負担については、別添の表に基づき、甲と乙又は丙協議の上、都度定めるものとする。

(障害物等の保管)

第6条 乙及び丙は、道路啓開作業を行った際ににおける障害物等の移動先は、現地への保管を基本とし、甲の指示に従うものとする。

(その他)

第7条 甲、乙及び丙は、停電復旧作業及び道路啓開作業の連携の実績等について、積極的に意見交換を行い、必要に応じてこの覚書の見直しを行う。

この覚書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 静岡県富士市永田町一丁目100番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 静岡県富士市吉原1丁目1番21号
東京電力パワーグリッド株式会社
富士支社長 加藤 誠

丙 静岡県静岡市清水区二の丸町6番28号
中部電力パワーグリッド株式会社
清水営業所長 山崎 博光

災害時における支援協力に関する協定

富士市(以下「甲」という。)と五條製紙株式会社(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等による災害が発生し、または発生することが予想される場合(以下「災害時」という。)における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急支援物資とは、日常生活に支障をきたした、り災害等に供給する食料及び生活必需品をいう。
- (2) 緊急物資集積所とは、甲が指定する「富士市産業交流展示場『ふじさんめっせ』(富士市柳島189-8)」をいう。
- (3) 緊急物資集積所補完施設とは、乙が指定する「五條総合物流センター」(富士市大淵2581)をいう。
- (4) 荷捌き業務とは、緊急物資集積所における緊急物資の荷捌き、保管、在庫管理、積込み・梱包業務をいう。

(要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する緊急支援物資を、緊急物資集積所補完施設において一時保管すること。
- (2) 緊急物資集積所または緊急物資集積所補完施設において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと。
- (3) フォークリフト等の備品を必要に応じて借用すること。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請があったときは、支障のない範囲において協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が行った前条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、業務終了後、災害発生時直前における適正な費用を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の支払い)

第6条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解消を通知しない限りその効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年6月6日

(甲) 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 静岡県富士市原田451-1
五條製紙株式会社
代表取締役 川口 幸一郎

災害時における支援協力に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社時之栖富士（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の一時使用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項及び平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

(支援協力の内容)

第2条 乙の支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民の一時的な避難及び避難所に関する事項
 - ア 災害時等の一時的な避難のための駐車場等施設の提供
 - イ 災害発生後の避難所としての屋内施設等の提供
 - ウ 災害発生後の避難者に対する可能な範囲での食料・飲料水の提供
- (2) 災害発生後の被災者に対する大浴場等の入浴施設の提供
- (3) 救援・救護活動に関する事項
 - 負傷者の救護、搬送の支援
 - (4) 地域復旧活動への支援
- ア 車両及び機材の提供
- イ 資機材の保管施設の提供
- ウ 仮設住宅用地の提供

(協力要請)

第3条 甲の乙に対する協力要請の手続きは、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 要請内容、要請の対象となる営業店、施設使用希望期間
 - (2) 担当者連絡方法
 - (3) その他必要事項
- 2 乙は、甲から要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第 4 条 この協定に基づく施設、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

(平素からの連携)

第 5 条 甲及び乙は、平素から相互の連携を図るため、次の事項を行うものとする。

- (1) 連絡体制等の構築
- (2) その他甲及び乙が必要と認める事項

(疑義の解決)

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、解決するものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富士市永田町一丁目 100 番地 富士市	乙 富士市大淵 3 2 5 番地の 5 株式会社 時之栖富士
富士市長 小長井 義正	代表取締役社長 阿山 恭弘

災害時等における公共建築物の応急復旧工事の 設計等業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士建築士会（以下「乙」という。）は、富士市内で大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、異常な自然現象により災害が発生した場合に、公共施設の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行えるようにすることを目的とする。

(協力業務)

第 2 条 この協定の対象となる業務（以下「協定業務」という。）は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 公共建築物の被災度区分判定業務
- (2) 公共建築物の応急復旧工事の設計等業務

(対象となる災害)

第 3 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(対象となる公共施設)

第 4 条 協定業務の対象となる公共施設は、別紙に示す建築物とする。

(応急対策業務協力者等)

第 5 条 乙を構成する会員であり、この協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、乙団体内の連絡体系図及び協力者を取りまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。

4 第 10 条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、名簿等を毎年 9 月 1 日までに甲に提出するものとする。

5 前 3 項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができる。

6 甲は、協力者の協定業務の実施体制に関する情報提供を必要に応じて乙に

求めることができる。

(業務の実施要請)

第 6 条 甲が協定業務の実施を必要とする場合、甲は協定業務の実施を乙に要請することができる。

2 前項の要請は、業務実施要請書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく甲は業務実施要請書を作成し乙に送付するものとする。

3 乙は、前 2 項の要請を受けた場合、速やかに協力者の中から協定業務を実施する者を選定するものとする。

4 前項の選定において、乙は早期かつ確実な協定業務実施の観点から最も適した者を選定しなければならない。

5 前 2 項により選定された者（以下「選定者」という。）は、特別の理由がない限り、協定業務の実施を承諾するものとする。

6 乙は、第 1 項及び第 2 項の要請を受けたときは、速やかに選定者の承諾を得た後、選定者を明らかにした回答書を甲に送付するものとする。

(業務委託契約の締結)

第 7 条 協定業務の契約については、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）に準じて取り計らうこととし、応急復旧時の入札方式は随意契約とする。

2 協定業務の実施要請後、甲は選定者との間で価格等の交渉をした上、随意契約を締結するものとする。

3 甲は必要に応じ、選定者以外の協力者との間で価格等の交渉をした上、随意契約を締結することができる。

(業務の実施)

第 8 条 前条により契約した業務受託者は、契約後、甲の指示に従い速やかに、協定業務のうち必要な業務（以下「受託業務」という。）に着手するものとする。

2 前項の受託業務の範囲は、当該要請のあった公共施設の機能確保又は回復に係る必要最低限の業務とする。

3 受託者が受託業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、受託業務における作業関係者のほか、施設関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託業務に従事する者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法により当該従事者を使用する受託者が行う。

5 前項の場合に労働者災害補償保険法が適用されないときは、「静岡県地震対策推進条例」（平成 28 年 10 月 25 日条例第 43 号）または「災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 37 年 10 月 15 日条例第 49 号）を適用する。

6 受託者は、業務内容が判明できるような写真等の資料を整備するとともに、受託業務の完成を書面で甲に報告するものとする。

7 受託業務により発生した費用は、甲が負担するものとする。

(実施細目)

第 9 条 この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第 10 条 この協定期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 静岡県富士市青島町 199
一般社団法人 富士建築士会
会長 鈴木 幸司

災害時等における公共建築物の応急復旧工事の 設計等業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な自然現象により災害が発生した場合に、公共施設の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行えるようにすることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めるものとする。

- (1) 公共建築物の被災度区分判定業務
- (2) 公共建築物の応急復旧工事の設計等業務

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（対象となる公共施設）

第4条 第2条第1号に規定する業務の対象となる公共施設は、別紙に示す建築物とする。

（応急対策業務協力者等）

第5条 乙の協会を構成する会員であり、この協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者を取りまとめた名簿（以下「名簿」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。

4 第10条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務の実施要請）

第6条 甲が協定業務の実施を必要とする場合、甲は業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を協力者に要請することができる。

2 業務を実施する者は、乙または乙の協力者の中から選定し、選定された者（以下「選定者」という。）を甲が承認することによって決定する。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と選定者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができ、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。この場合も遅滞なく甲は業務実施要請書を作成し選定者に送付するものとする。

（業務委託契約の締結）

第7条 第2条各号に規定する業務の契約については、国土交通省大臣官房発出の「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に準じて取り計らうこととし、応急復旧時の入札方式は随意契約とする。

2 業務の実施要請後、甲は選定者と随意契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第8条 前条により契約した業務受託者は、契約後、甲の指示に従い、速やかに協定業務のうち必要な業務（以下「受託業務」という。）に着手するものとする。

2 前項の受託業務の範囲は、当該要請のあった公共施設の機能確保又は回復に係る必要最低限の業務とする。

3 受託者が受託業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、受託作業の関係者のほか、施設関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、受託業務に従事する者が労働者災害補償法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の完成を書面で甲に報告するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第10条 この協定期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからでもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 静岡市葵区追手町2番12号

一般社団法人静岡県建築士事務所協会
会 長 金丸 智昭

災害援助に必要なL P ガスの供給等に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）と、静岡県L P ガス協会 富士地区会（以下「乙」という。）は、平成30年1月19日に静岡県と一般社団法人静岡県L P ガス協会（以下「協会」という。）の間で締結された「災害援助に必要なL P ガスの供給等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）時に甲が必要とする施設へのL P ガスの供給並びにL P ガスの供給設備及び消費設備（以下「L P ガス設備」という。）の整備（以下「L P ガスの供給等」という。）に係る各々の役割と責任に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲と乙が相互に協力し、災害時に甲が必要とする施設へのL P ガスの供給等を迅速かつ円滑に行うことにより、被災者の生活基盤の確保に資することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、富士市内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、乙に対しL P ガスの供給等を要請することができる。

(対象施設)

第3条 この覚書に基づき乙がL P ガスの供給等を行う施設（以下「対象施設」という。）は、甲が避難所の開設その他の災害対応をする必要があると認める施設とする。

(特定施設)

第4条 甲は、L P ガスの供給設備が整備された対象施設であつて、協会の会員との間でL P ガス供給契約を締結しているものうちから、災害時に支援が必要になると思われる施設（以下「特定施設」という。）を、あらかじめ特定するものとする。

(支援事業所)

第5条 乙は、特定施設に対して支援を行う事業所（以下「支援事業所」という。）をあらかじめ指定するものとする。

(支援事業所一覧リストの作成)

第6条 甲と乙は、相互に協力して、特定施設及び支援事業所を一覧にした資料（以下「支援事業所一覧リスト」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した支援事業所一覧リストは、甲と乙が随時見直し、修正を行い、常にその内容が最新のものとなるよう努めるものとする。

(要請の方法)

第7条 第2条の規定に基づくL P ガスの供給等の要請は、甲が文書（様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等による方法により行い、事後に速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に規定する要請は、特定施設に係るものである場合は当該特定施設に係る支援事業所を通じて行い、特定施設以外の対象施設（以下「その他の施設」という。）に係るものである場合は乙に対して行うものとする。

(支援の内容)

第8条 乙は、特定施設に係る前条の規定による要請を受けたときは、当該特定施設のL P ガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じL P ガス設備を整備してL P ガスの供給を行うとともに、その措置の状況を文書（様式2）により甲に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害が発生したとき、甲の要請を待つことなく、特定施設のL P ガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じL P ガスの供給設備を整備してL P ガスの供給の準備に努めるものとする。

3 乙は、甲から、その他の施設に対するL P ガス供給等の要請を受けたときは、これに対して最大限協力するものとする。

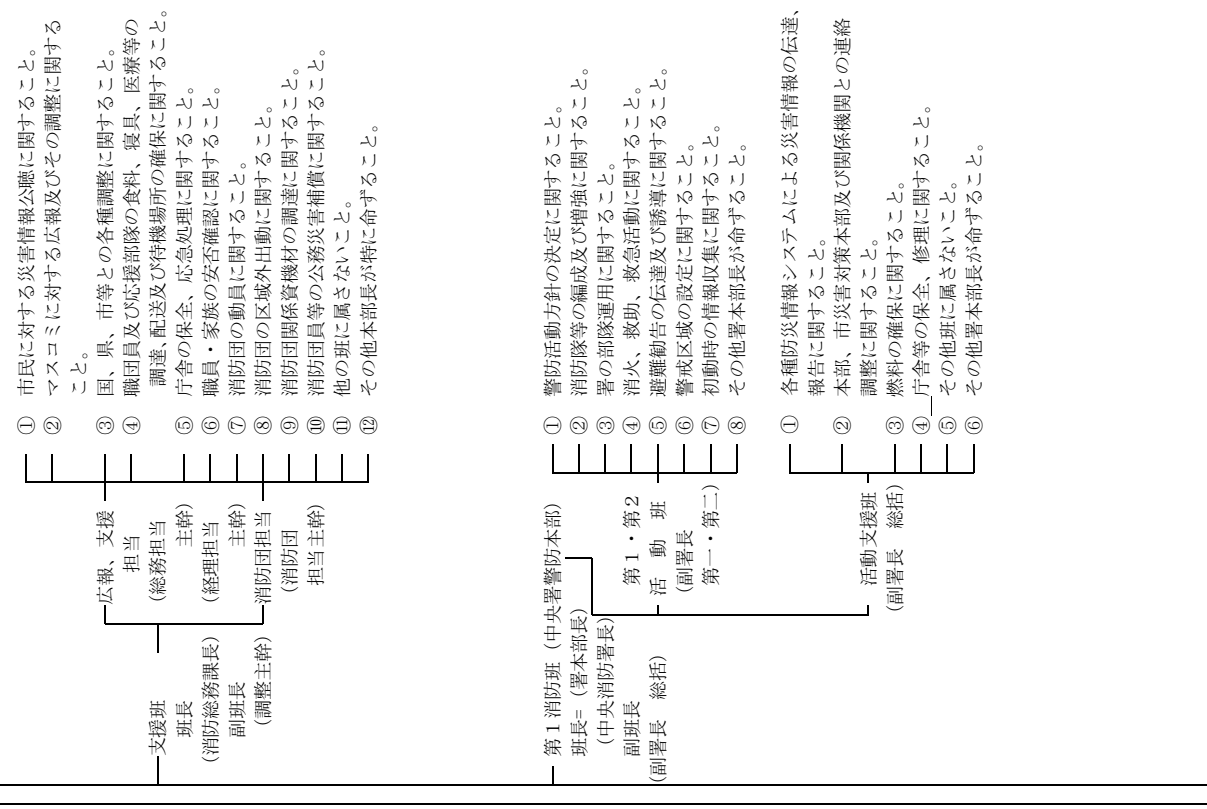
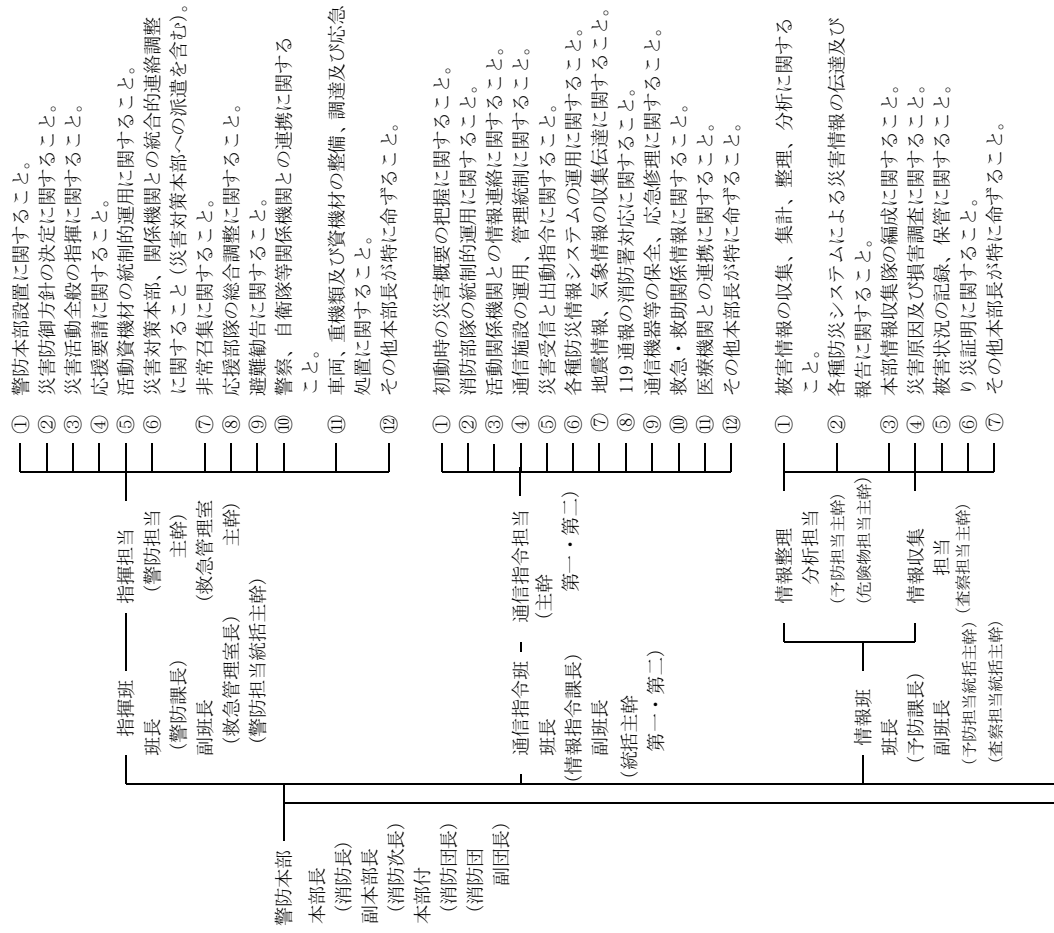
(経費)

第9条 特定施設に係る措置に要する経費は、甲が支援事業所との間で既に締結している契約によるものとし、当該契約に定められていない事項については、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

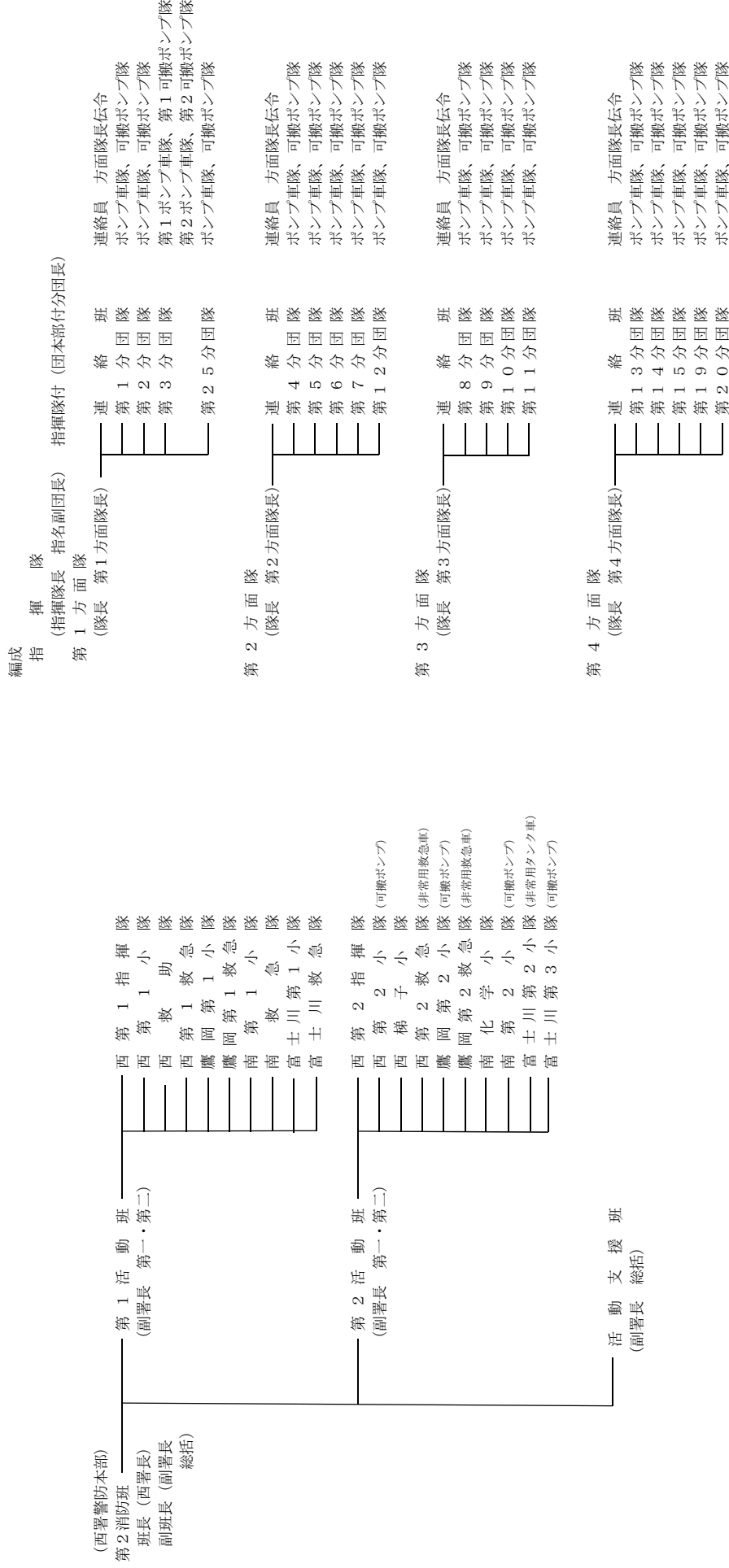
<p>2 その他の施設に係る措置に要する経費は、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。 (運搬の支援)</p>	<p>第10条 乙は、甲の要請に基づきLPGガスの供給等をするとき、交通事情を勘案して、甲に対しその作業に使用する資機材の運搬の協力を要請することができるものとし、甲はその運搬の協力を努めるものとする。</p>
<p>(防災訓練) 第11条 甲及び乙は、災害時における支援の要請及びこれに対する支援を円滑かつ着実に実施するため、甲乙協議の上、時期を定め、相互に連携協力して、特定の特定施設を対象とした支援の要請及びこれに対する支援に係る訓練を実施するものとする。 (定期協議)</p>	<p>第12条 甲及び乙は、第6条第1項に規定する支援事業所一覧リストの見直し、対象施設の支援に係る諸課題の検討等を行うため毎年度定期的に協議を行い、必要に応じこの覚書を見直してこれを実施効性があるものとするよう努めるものとする。</p>
<p>(補償) 第13条 甲は、甲の要請に基づきLPGガスの供給等の業務に従事した者が当該業務のために損害を被り、かつ、他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。)により損害が補填されない場合であって、その損害について相応の公的補償等が受けられた場合との均衡上必要があると認めるとき、富士市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年11月1日富士市条例第42号)の規定に基づきその損害を補償するものとする。 (有効期間)</p>	<p>第14条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。 2 この覚書の締結日をもって、平成17年3月30日付けで、甲乙間で締結した「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」は効力を失うものとする。</p>
<p>この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。</p>	<p>令和5年 月 日 甲 富士市永田町一丁目100番地 富士市 富士市長 小長井 義正</p>
	<p>乙 富士市宮下98番地の8 静岡県LPGガス協会 富士地区会 地区長 杉山 勉</p>

9. 消防

警防本部の組織及び任務分担



消防団隊の編成



第 5 方面 隊 (隊長 第 5 方面隊長)

- 連絡 班
- 第 1 6 分 団 隊
- 第 1 7 分 団 隊
- 第 1 8 分 団 隊
- 第 2 6 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 6 方面 隊 (隊長 第 6 方面隊長)

- 連絡 班
- 第 2 1 分 団 隊
- 第 2 2 分 団 隊
- 第 2 3 分 団 隊
- 第 2 4 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

第 7 方面 隊 (隊長 第 7 方面隊長)

- 連絡 班
- 第 2 7 分 団 隊
- 第 2 8 分 団 隊
- 第 2 9 分 団 隊
- 第 3 0 分 団 隊
- 第 3 1 分 団 隊

連絡員 方面隊長伝令
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊
ポンプ車隊、可搬ポンプ隊

自衛消防隊編成状況

No.	事業所名	所在地	電話番号	備考
1	静岡ガス(株)幹線・送出管理センター	津田 260-12	51-9220	可搬ポンプ
2	ジヤトコ(株)	吉原宝町 1-1	57-2445	
3	ユニブレス(株)	青葉町 19-1	62-5020	可搬ポンプ
4	王子マテリア(株)富士工場	平塚 300	60-2200	消防車
5	東芝キヤリア(株)富士事業所	蓼原 336	62-5521	
6	田子の浦埠頭(株)	鈴川西町 21-3 (防災センター)	33-3110	消防車・可搬ポンプ
7	日本製紙(株)富士工場(吉永)	比奈 798	57-3345	可搬ポンプ
8	日本製紙(株)富士工場(富士)	蓼原 600	62-7210	消防車
9	ポリプラスチックス(株)富士工場	宮島 973	61-4964	"
10	旭化成(株)富士支社	鮫島 2-1	62-2111	"
11	大興製紙(株)	上横割 10	61-2500	可搬ポンプ
12	(株)山本製紙所	川成島 213	61-0221	"
13	小野製紙(株)	原田 344	52-0282	"
14	春日製紙工業(株)	比奈 760-1	34-1000	"
15	(株)小林製作所	水戸島 2-1-1	61-2400	"
16	五條製紙(株)	原田 451-1	57-1111	"
17	KJ 特殊紙(株)富士工場	新橋町 7-1	52-4075	"
18	(株)伊藤工業	今泉 511-2	52-4023	"
19	大ニ製紙(株)	今泉 2-10-2	52-4142	"
20	日本フイルコン(株)静岡工場	厚原 1780	71-1311	"
21	" 富士製造所	前田 14-1	61-3031	"
22	北越東洋フアイバー(株) 静岡工場富士工務部	久沢 1-1-1	71-1411	"
23	日本製紙パピリア(株)原田工場	原田 506	52-4060	"
24	ニチハ富士テック(株)	久沢 145-1	71-2930	"
25	荒川化学工業(株)富士工場	厚原 366-1	71-1201	"
26	紺屋製紙(株)	伝法 3199	52-1114	"
27	(株)芥藤商会	鈴川本町 9-1	33-0650	"
28	パーパス(株)	西柏原新田 201	32-0545	"
29	(株)長谷川鉄工所	松岡 307	61-2270	"
30	富士化工(株)	前田 90	61-1370	"
31	丸井製紙(株)	久沢 37	71-2320	"
32	双葉製紙(株)	中里 194-1	34-0044	"
33	富士共和製紙(株)	久沢 1-1-2	71-1400	"
34	岳南有機(株)	伝法 1275-1	52-4195	"
35	高野製紙工業(株)	弥生新田 10-4	51-0567	"
36	クミアイ化学工業(株)静岡工場	中之郷 1800	81-1288	"
37	エリエールペーパー(株)原田工場	原田 60-1	51-1161	"
38	大日製紙(株)新橋工場	新橋町 9-1	51-2513	"
39	日本製紙クレシア(株)興陽工場	比奈 450	34-0820	"
40	ミツオキエンジニアリング(株)	鷹岡本町 4-20	71-1510	"

No.	事業所名	所在地	電話番号	備考
41	㈱ADEKA 富士工場	富士岡 580	34-1030	可搬ポンプ
42	トーヨーカララ-㈱富士製造所	天間 400	71-1221	〃
43	JFE商事コイルセンター(㈱静岡事業所)	大淵 2466-1	35-0417	〃
44	イメリスミネラルズ・ジャパン富士工場	五貫島 1269-1	61-7856	〃
45	エリエールペーパー(㈱久沢事業所)	久沢 237	71-1012	〃
46	松菱製紙(株)	久沢 145	71-6397	〃
47	ミソル製紙(株)	今泉 2-12-2	52-0429	〃
48	日医工(㈱静岡工場)	中河原 88	52-3680	〃
49	ビヨンス(株)	大淵 2429-3	35-0345	〃
50	㈱吉野鉄工所	天間 280-8	71-3480	〃
51	林製紙(株)	比奈 626	34-1441	〃
52	㈱サンプジ	久沢 1146-2	71-2140	〃
53	富士里和製紙(株)	鷹岡本町 4-19	71-3005	〃
54	小野製紙(株)原田工場	原田 66-13	51-8288	〃
55	㈱大昭和加工紙業本社今泉工場	今泉 3-16-13	52-5488	〃
56	大昭和加工紙業(株)吉原工場	依田橋 61-1	33-0565	〃
57	富士川紙業(株)	松岡 1745	61-0346	〃
58	富国紙業(株)	原田 70-2	52-3008	〃
59	こるどん(株)	神谷 819	38-2311	〃
60	㈱丸石製作所	松岡 267-1	61-1200	〃
61	白石工場(株)不二工場	中之郷 1212	81-1212	〃
62	花王製紙富士(株)	南松野 2329	85-2630	〃
63	㈱九十鉄工所	中之郷 301	81-1260	〃
64	(株)ノダ富士川事業所	中之郷 648-1	81-1031	〃

消防車両等配置状況

所屬 区分	消防本部			中央消防署					西消防署				合計					
	消防総務課	警防課	予防課	本署	臨港分署	吉永分署	富士見台分署	大淵分署	本署	鷹岡分署	南分署	富士川分署						
水槽付消防ポンプ車				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4				
非常用				1				1	2				1	3				
化学消防ポンプ車					1	1			2		1			3				
梯子車				1					1					1				
屈折梯子車										1				1				
救助工作車				1					1					2				
水槽				1					1					1				
救急車				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9				
非常用				1					1					3				
査察車			1	2	3									3				
広報車										1	1			2				
指揮車			1											1				
指揮車										1	1			2				
支援車			1											1				
人員搬送車			1											1				
合計			1	3	2	6	9	3	3	2	3	20	7	3	3	16	42	
ボート							2	1					3	1		1	2	
可搬動力ポンプ							4	2	2	2	2	2	2	2	2	3	9	21

※ 車両総数42台のうち6台が非常用

消防団配置状況

分団名	所在地	指導定数	ポンプ自動車数	可搬ポンプ数
本部	富士市永田町1丁目100番地	30		2
1	御幸町13-24	30	1	2
2	津田町149-1	30	1	2
3	伝法1601-1	40	1	2
	吉原5丁目1-20		1	1
4	今泉2丁目9-30	30	1	2
5	今泉7丁目1-12	30	1	2
6	さんどまき140	45	1	2
7	原田484-5	40	1	2
8	比奈167-1	40	1	2
9	中里642-3	45	1	2
10	今井3丁目3-12	40	1	2
11	鶴無ヶ淵228-13	45	1	2
12	大淵3010-19	45	1	2
13	本市場297-4	30	1	2
14	本市場440-9	30	1	2
15	本市場新田144-6	30	1	2
16	十兵衛271-3	30	1	2
17	中丸427-1	30	1	2
18	鮫島452-6	30	1	2
19	松岡492-23	30	1	2
20	岩本43-12	30	1	2
21	鷹岡本町2-22	30	1	2
22	厚原686-4	30	1	1
23	久沢732-2	30	1	2
24	天間1104-1	30	1	2
25	石坂442-25	30	1	2
26	森下81-1	30	1	2
27	中之郷856-55	24	1	2
28	岩淵421-2	24	1	2
29	木島284-1	24	1	2
30	南松野1845-1	24	1	2
31	北松野1234-1	24	1	2

危険物施設一覧表

製造所等 類別	合計	製造所	貯蔵所						取扱所						
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	一般取扱所
合計	1263	21	859	208	297	53	94	183	24	383	164	2	2	213	2
第1類	2		1	1						1				1	
第2類	3		1	1						2				2	
第3類	1		1	1											
第4類	1198	14	819	192	285	53	94	171	24	365	164	2	2	195	2
第5類	3		3	3											
第6類	32		25	1	12			12		7				7	
混在	24	7	9	9						8				8	

危険物施設設置数

火災の予防対策

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、未然に火災を予防し、被害を軽減するため、住民、関係事業所、関係団体の理解と協力を求めるとともに、消防機関は平常時の火災予防及び警戒宣言発令時の出火防止指導を行う。

1 一般家庭

- (1) 燃焼器具
- ア 石油ストーブ - 対震自動消火装置付を使用する。
 - イ L P ガス - ボンベの転倒防止策を図り、不使用时はボンベのバルブを閉止する。また、技術開発とあいまって、ボンベの直近において緊急遮断ができる装置の取付を促進する。
 - ウ 都市ガス - 不使用时は、屋外のガス元栓の閉止を励行する。
 - エ 石油バーナー - 不使用时は、石油タンクの閉止のほか、タンクの転倒防止対策を図る。
- (2) 出火危険のある、缶入灯油、石油ベンジン（かい炉用）、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール瓶（燃料用）、予備ガソリン、又は、農薬等については、転落、転倒による出火防止措置を図る。

2 工場・事業所

- (1) 燃焼器具
- 生産用、暖房用、厨房用等の石油、ガスボイラー等の元バルブを閉止し、又は、感震器と連動して石油・ガス等の流出防止対策を図る。
 - (2) 出火危険物件の整備と管理
- ア 少量危険物等 - 実験室等における試薬類、塗料類及び燃料用液体等の置場、保管の状況を再検討し、安全性を確保する。
- イ 浸水等による発熱物品 - 津波等の浸水により発熱するナトリウム、カリウム、金属粉、カーバイド、りん化石灰、生石灰、硝安、濃硫酸、濃硝酸等は、置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
- ウ 落下等の衝撃により発熱する物品 - 塩素ナトリウム、過塩素ナトリウム（除草剤）等の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
- エ 建物等の倒壊により爆発する物品 - 建物等の倒壊により粉じん爆発等の危険のある硫黄粉、石灰粉、その他可燃性の粉体の置場、保管の状況を検討し安全対策を図る。
- オ 高圧ガス等の容器 - アセチレン、水素、その他可燃性高圧ガス充てん容器及び酸素充てん容器等の置場、保管の状況を検討し、安全対策を図る。
- カ 地震動により発熱する物件 - 蓄電設備、高圧変電設備等の置場、管理状況を検討し安全対策を図る。

都市ガス供給状況

名称	供給区域	メーター取付件数	使用中戸数
静岡ガス株式会社 52-2260	富士市	30,627	27,211
	富士宮市	8,922	8,181
	計	39,549	35,392

高圧ガス製造事業所数

区分	事業所数
高圧ガス製造事業所（一般高圧ガス・第1種製造者）	30
高圧ガス製造事業所【主として販売を目的とする】（液化石油ガス・第1種製造者）	13

- (3) その他燃焼させ又は、消火等の防災活動の支障となる物件の管理
- ア 原材料、製品等の転落防止措置を図る。
- イ 機械装置等の転倒、移動等の防止措置を図る。

3 消防火に定める危険物製造所等

- (1) 製造所及び一般取扱所
- ア 元バルブ遮断 - 原材料、製品タンク等の元バルブは、緊急時に閉止する措置を講じ、配管の継手部等における耐震性も検討し安全対策を図る。
- イ 高所タンク - 高所に設置されているサービスタンク等については、転倒・落下防止を図る。
- ウ 製品等の整理 - 製品入りの鋼製ドラム、石油缶等は、転倒、転落の防止を図り、危険物が流出したときも、排水口等外部へ流出しない対策を図る。
- (2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所
- ア 元バルブの遮断 - タンクの元バルブは、緊急時に閉止する措置を図り、地震時の液体ロスツィングによる溢流の防止対策を講ずる。
- イ 屋外タンク - 屋外タンク貯蔵所においては、防油堤の構造基準（昭和52年11月14日付消防危第162号）に適合させ、危険物の外部流出防止を図る。
- (3) 屋内貯蔵所及び販売取扱所
- 容器入り危険物の管理を徹底し、特に棚上、ガラス製容器に収納された危険物については、転倒・転倒・破損防止を図る。
- (4) 屋外貯蔵所
- 鋼製ドラム、石油缶入危険物の転落・転倒防止措置を図る。
- (5) 給油取扱所及び地下タンク貯蔵所
- 地盤面以上にあるオイル缶等の、少量危険物の安全を確保するとともに、懸垂式給油設備の地上配管部等のガンリン等は、地下タンクに戻す事が可能な場合、速やかに戻すこと。
- (6) 移動タンク貯蔵所

- ア 平常時対策 - 移動タンク貯蔵所は、平常時においても、車輛等の安全装置の機能作動、付属装置の損傷防止、オイル缶等の転倒防止、危険物流出防止の対策を図る。
- イ 警戒宣言発令時 - 警戒宣言発令時のときは、状況により車輛の移動、移動タンクのバルブ類の点検及び車輛の暴走等の防止を図る。
- (ア) 荷上作業等 - 荷上げ作業中は、中止等の措置をとるとともに、建物及び工作物等からさけて車輛の安全を図る。
- (イ) 移送中 - 移送中のときは、状況により常置場所に移動する等のほか、交通規制に従い安全措置を図る。

(7) 移送取扱所

- ア 平常時対策 - 常に機能作動、付属装置等の損傷防止と危険物漏洩等の防止対策を図る。
- イ 警戒宣言発令時 - 荷上げ作業中は、中止の措置をとるとともに危険物の漏洩、流出防止対策を図る。

(8) その他

静岡県危険物安全協会連合会の発行した、危険物製造所等の地震対策指針に基づき指導を実施する。

4 高圧ガス（プロパンガスを含む）を取扱う事業所

- (1) 高圧ガスを貯蔵する事業所
- 高圧ガス等を貯蔵する事業所においては、主要設備及び付帯設備の耐震性を検討し安全対策を図る。
- (2) 可燃性水素、アンモニア、プロパンガス等の貯そう
- 可燃性ガス等の貯そうにおいては、周辺の火災から保護するため、防火用水等設備の可動及び水量の確保についての措置を講ずる。
- (3) 高圧ガス貯そう
- 高圧ガス貯そうにおいては、緊急遮断バルブの設置、更に感震器との連動設備等の対策を図る。
- (4) 高圧ガス及び毒物、劇物の運搬車輛
- 高圧ガス等を運搬する車輛等については、前項3の(6)の移動タンク貯蔵所に準じた対策を図る。

5 ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所

都市ガスの原料タンク等については、前項3の危険物製造所等における対策及び4の高圧ガスを取扱う事業所の対策に準じる。

- (1) 原料貯そう及びガスホルダー等
- 原料貯そう及びガスホルダー等は、迅速かつ確実に出入管を遮断できる装置を設け、また、主要供給ガス管内のガスを安全に緊急放散できる装置を設けるよう努める。
- (2) 製造、供給設備
- 製造、供給設備等の重要設備については、定期的に点検し異常の早期発見に努めるとともに、必要に応じ補強等の対策を講ずる。
- (3) 高層建築物等への対策
- 高層建築物等を対象とし、配管状況の点検及び耐震性の向上に努める。
- (4) 導管網のブロック化
- 無被害地域への供給を確保し、かつ被害地域の早期復旧を図るため、導管網のブロック化を図る。
- (5) 広報
- 広報車等を活用して、需要家等住民へ情報の提供を図る。

給油所における地震対策

(6) 簡易ガス事業における対策

プロパンガス容器集合装置にも、バルブ、又は、緊急遮断装置を設けるよう努める。また、集団供給設備については、次により措置する。

- ア、プロパンガスボンベを専用室に収納して、家庭等に供給する設備については、関係者以外の立入りを禁じ、又は、入口に施錠する等の対策を図る。
- イ、ガス供給管が破損したとき、直ちにバルブを閉止できる体制を講ずる。

6 消防機関の指導事項

- (1) 地震防災応急計画の作成指導
 - 地震防災応急計画の作成、変更及び警戒宣言発令時における計画の実施等について指導する。特に出火危険並びに不特定多数の者の出入する人命危険のある事業所等については警戒宣言の発令時に地震防災応急対策の実施状況を報告させるほか、出火防止対策を指導する。
- (2) 地震防災応急計画策定義務者以外の事業所の指導
 - 地震防災応急計画策定義務者以外の事業所等についても、前項に準じた計画を作成して火災の予防、被害の軽減対策を指導する。
- (3) 家庭等における火災予防指導
 - 地震発生時における火災予防について、特に石油ストーブ、ガス器具等出火危険のあるものを取扱いについて指導する。
- (4) 指定可燃物等の火災予防指導
 - 指定可燃物等については、本市火災予防条例に基づき措置するほか、地震時に予想される火災の予防等について指導する。
- (5) 防火協会等の協力
 - 危険物施設及び不特定多数の者の出入する施設並びにその他各事業所等については、防火協会の協力を求めて、火災予防及び安全対策の周知徹底を図る。
- (6) 避難地周辺の安全対策
 - 広域避難地及び幹線避難路に近接する危険物施設については、避難者等の安全を確保するため、特に耐震性を検討し危険物の外部への流出防止等の安全措置を図る。
- (7) プロパンガス消費設備の安全指導
 - ア ボンベの転倒防止対策
 - イ 地震時には配管等の切損のおそれがあるので、使用時以外は容器バルブの閉止の励行
 - ウ ボンベ直近に緊急遮断の可能な装置の設置

自主防災組織との覚書（例示）

〇 〇 町 自 主 防 災 会 殿

店 名 給油所
住 所
電 話

当給油所は、消防法等の保安基準に従い、危険物の特性を知り、貯蔵、販売、管理を十分行っており、また、地域社会の信頼を得るため、訓練時及び災害発生時に於いて自主防災会との連携を深め、地域住民との一体化をめざすものです。

◎ 訓練時に於ける対応策

- 自主防災会の訓練に参加
- 二次災害防止のため内部施設の点検
- 計量機ホースノズル配管接続点検
- 消火設備の適正配置
- 火花を出す器具の有無点検
- 可燃物の放置の点検
- ローリー受入れ中止
- 地域住民に対しての安全PR
- 警戒宣言発令時に於ける対応策
- 顧客に対しての給油制限
- 安全確保のためローリー受入れは中止
- 火気の使用中止

◎ 漏油防止策

- 給油所施設や配管の点検
- 陳列商品の転倒防止
- 地震情報収集と非常用備品の準備

◎ 地震発生時に於ける対応策

- 保安監督責任者は顧客や車両の安全確保と二次災害防止に全力をあげる
- 消火、救護活動に積極的に参加
- 情報収集体制に万全を期す
- 地震後の施設点検
- 緊急車両への給油支援
- 休業時（夜間、日、祭日）責任者は速やかに出勤し防災にあたる。

以上、給油所対応策の重点項目を明記し、地震と云う異常事態でドライバーがパニック状態に陥るのを防ぎ、地域住民の不安を除き、地域社会との一体化をめざすものとする。

◎ 休業時（夜間、日、祭日）緊急連絡先、下記へご連絡下さい。

T E L -

氏名

迄

消防部活動計画

この計画は、東海地震に関する注意情報及び予知情報が発表された場合における消防本部の措置及び富士市地震災害警戒本部が設置された場合の消防部の活動について定める。
なお、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応についても、本計画に準じて活動にあたる。

1 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）及び予知情報（以下「警戒宣言」という。）の受理及び伝達

- (1) 注意情報及び警戒宣言の受理及び伝達については、別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）に基づいて行うものとする。
- (2) 情報指令課長は、注意情報又は警戒宣言を受理したときは、必要に応じて、消防緊急通信指令施設又は課・署所通信指令装置を活用して、消防部内における情報の共有を図る。

2 消防職員及び消防団員の動員

- 2-1 消防職員の参集
消防職員は、職員参集基準（資料 1-11）に基づき、参集するものとする。
- 2-2 消防団員の参集
消防団員は、別に定める「消防団員参集基準」に基づき、参集するものとする。
- 2-3 参集場所
 - (1) 消防職員は、各所属へ参集するものとする。ただし、予め参集場所を指定された職員は、指定場所へ参集するものとする。
 - (2) 消防団員のうち団本部員は、消防本部へ、分団員は、所属分団詰所へ参集するものとする。
 - (3) 方面隊長は、次の場所へ参集するものとする。

第 1 方面隊長	… 第 1 分団詰所	第 4 方面隊長	… 第 4 分団詰所
第 3 方面隊長	… 第 8 分団詰所	第 4 方面隊長	… 第 15 分団詰所
第 5 方面隊長	… 第 16 分団詰所	第 6 方面隊長	… 第 23 分団詰所
第 7 方面隊長	… 第 27 分団詰所		
- 2-4 参集報告
 - (1) 消防職員
 - ① 班長は、班員の参集を確認し、指揮班長に通報する。
 - ② 指揮班長は、各班員の参集状況を消防本部長に報告する。
 - (2) 消防団員
 - ① 分団長は、所属分団の参集を確認して方面隊長に報告する。
 - ② 方面隊長は、所属分団の報告をまとめて消防団長に報告する。
 - ③ 消防団長は、消防団員の参集状況を消防本部長に報告する。

2-5 参集時の留意事項

- (1) 服装
消防職員は、活動しやすい服装とする。
消防団員は、活動服装（安全帽、活動帽、活動服、半長靴又は編上式半長靴）とする。
- (2) 携行品
手袋、水筒、その他必要と思われるもの。
消防職員は、職員証、免許証、各種資格証、着替え、飲料水、食料、ラジオ及び携帯電話などのほか身分を明らかにするもの、長期戦への備え及び情報入手・伝達手段などに留意した携行品を工夫し持参すること。

- (3) 参集方法
原則として、徒歩又は二輪車とする。

3 体制

- 3-1 非常警戒体制
 - (1) 勤務時間中に警戒宣言が発せられた場合は、直ちに平常勤務を中止し、非常警戒体制に移行する。
 - (2) 勤務時間外に警戒宣言が発せられた場合は、動員計画に基づき参集と同時に非常警戒体制に入る。
 - (3) 各班は、消防本部の設置の準備を行う。
- 3-2 消防本部の設置
 - (1) 消防災害庁舎 3 階作戦指令室又は研修室に消防本部を設置する。
 - (2) 消防本部の長は、消防長とする。
 - (3) 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。
 - (4) 消防本部は、警戒本部又は災害対策本部の本部会議において協議された事項のうち、消防部に係る事項について協議決定を行う。
 - (5) 消防本部の組織及び任務分担は、資料 9-1 のとおりとする。
- 3-3 消防部隊の編成
 - (1) 消防署隊
 - ① 各署に署消防本部を設置し、消防班（第 1 消防班・第 2 消防班）を編成する。
 - ② 消防班は、第 1 活動班、第 2 活動班及び活動支援班から成り、各活動班に指揮隊を置く。
 - ③ 消防班の編成は、資料 9-2 のとおりとする。
 - ④ 指揮隊、消防小隊及び救助隊は、署状による編成とし、救急隊は、隊長以下 3 人編成を原則とする。
 - ⑤ 消防班長は、職員の参集報告がありしだい署隊の編成を指示する。
 - (2) 消防団隊
 - ① 消防団隊（以下「団隊」という。）は、7 方面隊編成とし、分団ごとにポンプ車隊、可搬ポンプ隊を編成する。
 - ② 団隊に指揮隊を置く。
 - ③ 方面隊拠点に連絡班（連絡員及び伝令）を置く。
 - ④ 団隊の編成は、資料 9-3 のとおりとする。
 - ⑤ ポンプ車隊は、隊長以下 8 人編成とし、可搬ポンプ隊は、隊長以下 5 人編成を原則とする。
 - ⑥ 消防団長は、団員の参集と同時に団隊の編成を行う。

4 消防部隊の措置及び活動

- 4-1 署隊
 - (1) 車両等の安全確保
地震により建物倒壊の恐れのある署所又は津波避難指定区域内にある署所は、消防車両、可搬ポンプ等を署所の安全な場所へ移動させる。
 - (2) 車両等の点検
消防車両、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品等の確認を行う。
 - (3) 消防資機材の増強積載等
 - ① 指定された消防車は、可搬ポンプを積載する。
 - ② 消防車は必要に応じ、予備ホースを積載する。
 - ③ 消防車は、救助資機材の増強を行う。
 - ④ 救急車は、救急資器材の増強を行う。
 - ⑤ 非常用車両は、指定された用途に従った資機材を積載する。
 - ⑥ ゴムボート、船外機等の組み立てを行う。

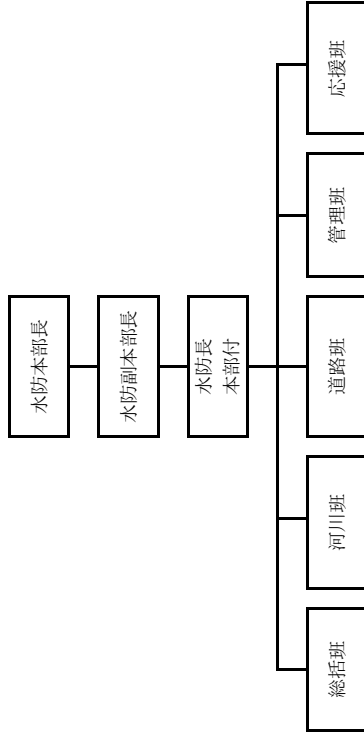
- (4) 水利の確保
予め使用計画された河川等の水利確保準備を行う。
- (5) 広報
消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
- (6) 指揮隊
各小隊の出動体制を確保する。
- 4-2 団隊
(1) 車両等の安全確保
地震により建物倒壊の恐れのある分団は、消防車、可搬ポンプ等を屋外の安全な場所へ移動させる。
- (2) 車両等の点検
消防車、可搬ポンプ等の点検を行い、燃料、積載品の確認を行う。
- (3) 警防資機材の増強積載
① 予備ホースを消防車に積載する。
② 破壊器具を消防車に積載する。
- (4) 広報
① 受持区域内の出火防止広報を行い、必要に応じて、住民の指導を行う。
② 避難対象地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。
- (5) 指揮隊
各方面隊の出動体制を確認する。
- 5 消防部隊の配置
5-1 消防署隊
消防署隊は、原則として各署所において、警戒にあたるものとする。
5-2 消防団隊
消防団隊は、原則として各詰所において、警戒にあたるものとする。
- 6 通信の確保
6-1 地震災害警戒本部その他防災機関との連絡
(1) 地震災害警戒本部との連絡は、有線電話又は消防無線で行う。
(2) 警防本部と署所の通信は、可能なかぎり消防電話を使用する。
6-2 無線通信統制
警防本部の設置と共に、必要に応じて無線通信統制を実施する。
6-3 消防団
分団隊は、受令機を開局し、警防本部からの指令等の受信に努める。
- 7 情報の収集及び処理
7-1 応急計画実施事業所の実施状況の確認及び指導
(1) 出火危険のある事業所（予防規程義務制定事業所及びLPG充填所）及び人命危険のある店舗（消防法施行令別表第1の(4)項）並びに病院等（同別表第1の(6)項イ）について当該計画の実施状況を報告させる。ただし、報告が遅滞したとき、又は必要とするときは情報班が報告を求める。
(2) 報告は、電話又は伝令による。
(3) 報告事項は、別に定める報告様式による。
(4) 実施状況が当該応急計画に反していると認められるときは、消防法第8条第4項により必要な措置を実施させる。
- 7-2 情報の収集
情報班は、消防活動に必要な次の事項について、迅速確実な情報を収集するものとする。

- (1) 鉄道、バス等の運行状況
- (2) ガス、電気、水道等の状況（供給状況、規制状況）
- (3) 通信施設の確保状況
- (4) 医療機関の状況（入院患者数、負傷者の収容力等）
- (5) 自主防災組織の対応状況
- (6) 道路の交通規制状況
- (7) その他必要な事項
- 7-3 発震時における広報
(1) 消防班は、木造住宅密集地を重点に出火防止広報を実施する。
(2) 消防団は、受持区域内を巡回し、出火防止広報を行う。この場合、自主防災会と連携を密にし、自主防災会の初期消火、応急救護体制の指導を行う。
(3) 避難対象地区を受け持つ分団は、当地区の避難広報及び避難確認パトロールを行う。
- 8 その他
8-1 署所において取るべきその他の措置
(1) 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる。
(2) 発震時の職員の安全確保
(3) 庁舎用非常電源を点検する。
(4) 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、LPGの使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めおくこと。
(5) 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
(6) 応急救護のための資器材を点検し、準備する。
(7) 高所見張箇所を定め、その要員を指定しておく。
- 8-2 分団において取るべきその他の措置
(1) 室内物品の転倒及び落下防止措置を講ずる。
(2) 車庫の扉、シャッターを開放する。
(3) 発震時の団員の安全確保
(4) 詰所用非常電源を点検する。
(5) 火気の使用は最小限度とし、都市ガス、LPGの使用時以外はホルダーバルブ、ボンベバルブ等を締めおくこと。
(6) 飲料水、食料、炊事用燃料等を点検し確保する。
(7) 応急救護のための資器材を点検し、準備する。

10. 水防

水防本部組織

1. 組織系統



2. 水防本部組織及び事務分掌

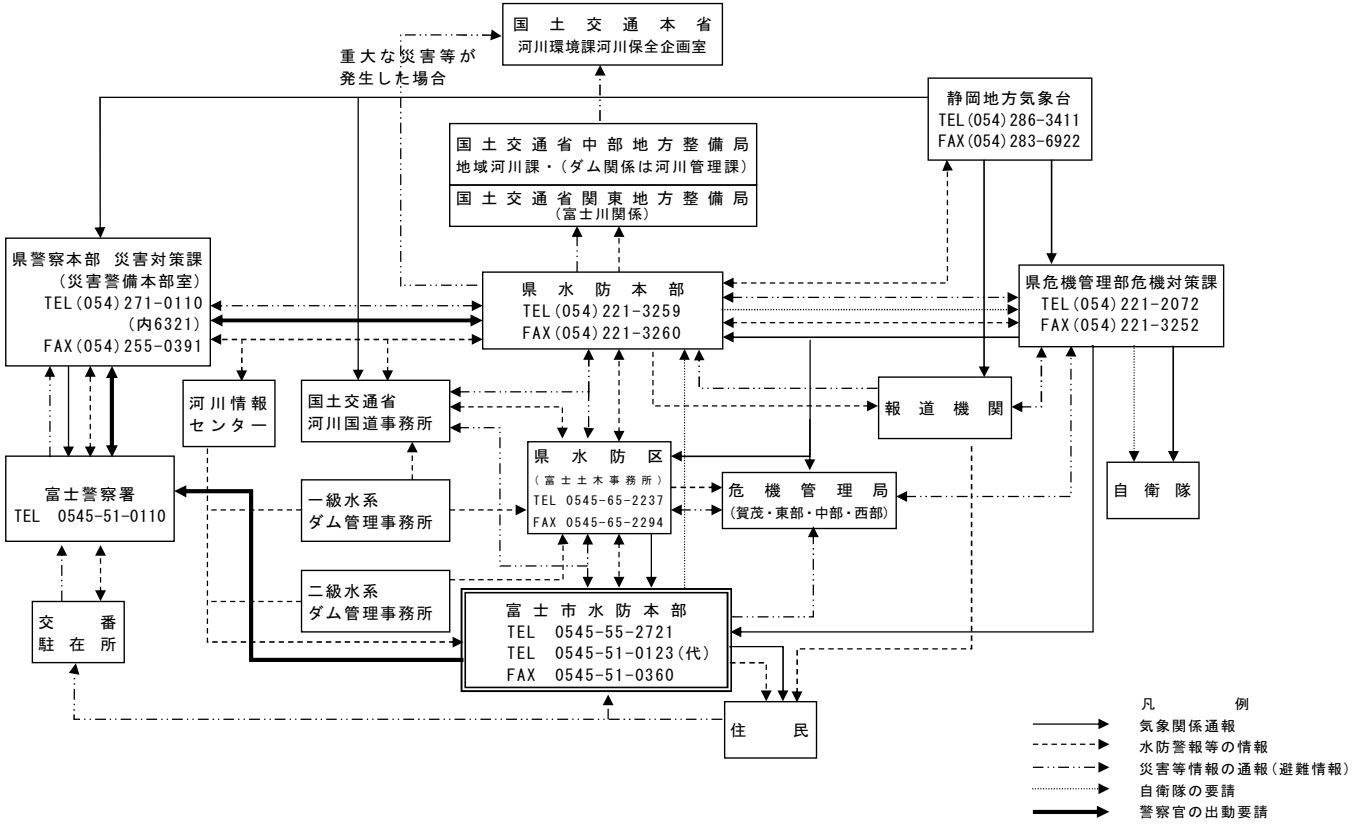
本部名	市長	事務分掌
本部長	市長	
副本部長	副市長	
水防長	建設部長	
本部付	危機管理監・消防長、水防団長・副団長、消防団長	
班名	班長	事務分掌
総括班	防災危機管理課長	(1) 本部会議に関すること (2) 気象情報等の掌握に関すること。
河川班	河川課長	(1) 河川・水路の災害防止措置及び巡視に関すること。 (2) 資機材の整備に関すること。 (3) 水防団の出動要請・水防団との連絡調整に関すること。
道路班	道路維持課長	(1) 道路・橋りよりの災害防止措置及び巡視に関すること。 (2) 通行規制等の措置に関すること。
管理班	建設総務課長	(1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 建設業者に対する協力要請に関すること。
応援班	施設保全課長	(1) 各班の応援に関すること。

水防団の組織及び管轄区域

名称	団員数	管轄区域
水防本部分 (水防団長・副団長)	4	
潤井川左岸水防分団	125	潤井川左岸(身延線ガードから田子の浦港まで)、小潤井川
潤井川右岸水防分団	77	潤井川右岸
浮島水防分団	46	江尾江川左岸、奉山川
須津水防分団	60	赤淵川左岸、須津川、江尾江川右岸
吉永水防分団	55	赤淵川右岸、荒川
原田水防分団	50	滝川、松原川
元吉原水防分団	45	元吉原海岸、沼川
鷹岡水防分団	40	潤井川左岸(天間山本橋から身延線ガードまで)
田子浦水防分団	40	田子浦海岸、早川
富士川左岸水防分団	40	富士川左岸
富士川右岸水防分団	40	富士川右岸

※団員数は定員

水防に関する通信基本系統図



水防信号及び標識

1. 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次表のとおりである。

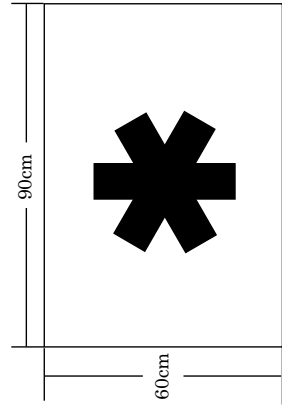
- (1) 信号は適當の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上によるほかに伝令の称呼による通報を考慮すること。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号	信号
第一信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	休 ○ ○ ○ 止	約5秒 約15秒 ○— 休止 約5秒 約15秒 ○— 休止	約5秒 ○— 約15秒 ○— 休止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○— ○—○—○—	約5秒 約6秒 ○— 休止 約5秒 約6秒 ○— 休止	約6秒 約5秒 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○— ○—○—○—○—	約10秒 約5秒 ○— 休止 約10秒 約5秒 ○— 休止	約5秒 約10秒 ○— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 ○— 休止	約1分 約5秒 ○— 休止

- 注 意
- 1 信号は適當の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号、サイレンを併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

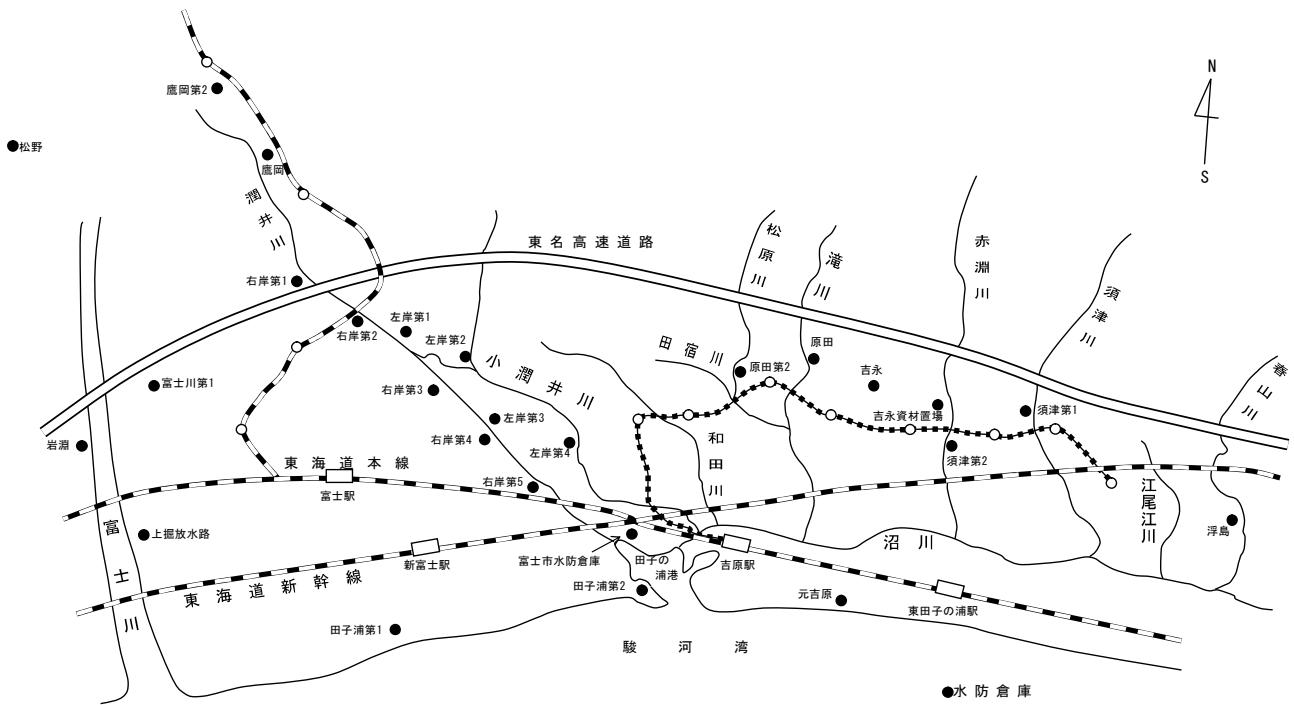
2. 水防優先標識

水防法第18条(優先通行)の規定により静岡県知事が定めた水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は次の通りである。車載標識の寸法については、任意とする。



水は赤色
外は白色

主要河川名及び水防倉庫位置図



市域における重要水こう門

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町村	大字	L	H	W	連			
富-1	小潤井川	島田2号水門	富士市	津田	加島道下	1.5		φ=2.0	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)電動	富士市	(0545) 51-0123
富-2	小潤井川	妙祥寺水路取水門	富士市	爪島	追分町北	0.8		φ=0.8	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)手動	富士市	(0545) 51-0123
富-3	小潤井川	瓜島払水門	富士市	依田原新田	割田		1.10	φ=1.5	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)手動	富士市	(0545) 51-0123
富-4	小潤井川	瓜島川分水門	富士市	香西	八王子前			φ=0.6	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)手動	富士市	(0545) 51-0123
富-9	潤井川	加島取水門	富士市	岩本	滝戸		1.40	1.75	3	鋼製, 電動式スルースゲート	富士市	(0545) 51-0123
富-10	潤井川	下堀取水門	富士市	岩本	貫井		1.20	3.60	1	鋼製, 電動式スルースゲート	富士市	(0545) 51-0123
富-26	富士早川	入道樋門	富士市		宮島		0.40	0.50	3	鋼製ワイヤー式ローラー電動, 遠隔操作	静岡県	(0545) 65-2237
富-27	田子江川	田子水門	富士市		鮫島		0.23	0.40	1	鋼製(ステンレス)ラック式ローラー電動, 遠隔操作	富士市	(0545) 65-2237

・対象番号は、令和3年度 静岡県水防計画書「表. 7-5 富士水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧」より

【参考】富士川（釜無川を含む）洪水予報の発表形式イメージ



富士川（釜無川も含む）氾濫注意情報

富士川（釜無川を含む）洪水予報第2号
洪水注意報（発表）
令和 年 月 25日 11時 00分
甲府河川国道事務所・甲府地方気象台・静岡県地方気象台 共同発表

（見出し）

富士川（釜無川を含む）では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

富士川の船山橋水位観測所（山梨県韭崎市若尾新田）では、25日10時50分頃に、

「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

富士川の清水端水位観測所（山梨県富士川町清水端）では、25日10時50分頃に、

「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

富士川の南部水位観測所（山梨県南巨摩郡南部町内船）では、25日10時50分頃に、

「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

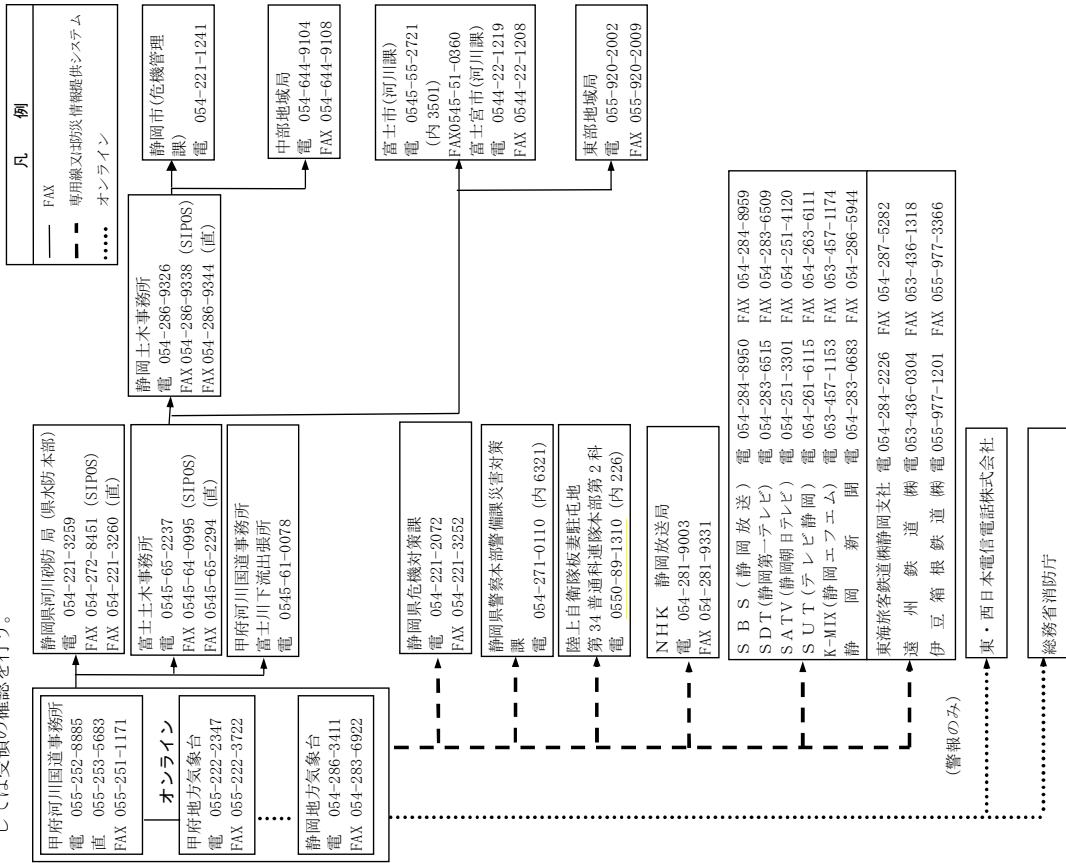
（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	23日10時50分～25日10時50分までの流域平均雨量	25日10時50分～25日13時50分までの流域平均雨量の見込み
富士川流域	150ミリ	30ミリ

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



(水位) 富士川（釜無川を含む）の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				水位(m)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
	水位(m)	レベル1	レベル2	レベル3					
駒山橋 水位観測所 (山梨県韮崎市長野 新田)	25日0時50分の状況	XXX.X1							
	25日11時50分の予測	XXX.X							
	25日12時50分の予測	XXX.X							
	25日13時50分の予測	XXX.X							
	25日10時50分の状況	XXX.X1							
清水橋 水位観測所 (山梨県富士川町清 水橋)	25日11時50分の予測	XXX.X							
	25日12時50分の予測	XXX.X							
	25日13時50分の予測	XXX.X							
	25日10時50分の状況	XXX.X1							
	25日11時50分の予測	XXX.X							
南郡 水位観測所 (山梨県南郡南郡 都内内飯)	25日11時50分の予測	XXX.X							
	25日12時50分の予測	XXX.X							
	25日13時50分の予測	XXX.X							
	25日10時50分の状況	XXX.X1							
	25日11時50分の予測	XXX.X							

水位のグラフは各水位間を接続したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を概分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名	水位観測所	清水橋水位観測所 山梨県富士川町清水橋	南郡水位観測所 山梨県南巨摩郡南郡内飯	(単位:水位(m))
レベル4 氾濫危険水位*	2.20	7.20		4.90
レベル3 避難判断水位*	2.00	6.50		4.20
レベル2 氾濫注意水位	2.00	3.40		3.80
レベル1 水防団待機水位	1.50	3.00		2.50
受け持ち区間	釜無川	富士川	富士川	
	左岸 山梨県韮崎市から 笛吹川の合流点	左岸 山梨県西八代郡市川三 郷町から山梨県南巨摩郡身延 町	左岸 山梨県南巨摩郡身延 町から海	山梨県南巨摩郡身延町 から海
	右岸 山梨県韮崎市から 山梨県南アルプス市	右岸 山梨県南巨摩郡市川 三郷町から山梨県南巨摩郡身延 町	右岸 山梨県南巨摩郡身延 町から海	山梨県西八代郡市川三郷町 から海
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山梨県韮崎市 山梨県南アルプス市 山梨県中津市 山梨県西八代郡市川三郷町 山梨県富士川町	山梨県西八代郡市川三郷町 山梨県南巨摩郡身延町 山梨県南巨摩郡南郡 静岡県富士宮市 静岡県静岡市	山梨県西八代郡市川三郷町 山梨県南巨摩郡身延町 山梨県南巨摩郡南郡 静岡県富士宮市 静岡県静岡市	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の浸水想定区域
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/	http://r.ver.go.jp/
	http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先 甲府河川国道事務所 調査第一課 電話：055-253-5683
 水位関係：気象庁 甲府地方气象台 電話：055-222-2347
 気象関係：気象庁 静岡地方气象台 電話：054-286-3411

国土交通大臣が行う水防警報とその措置

1. 河川

(1) 水防警報を行う河川名及び区域

河川名	区 域	区域延長
富士川	左岸 富士宮市下稲子	から海まで
	右岸 富士宮市内房	

(2) 水防警報の対象水位標

河川名	観測所名	所在地	位置	水防可待機水位	氾濫注意水位	許面高水位
富士川 (松崎川を含む)	松岡	静岡県 富士市松岡	左岸河口から H33上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m

(3) 水防警報の種類及び発表

(ア) 水防警報の種類

種類	内 容
待 機	1. 不意に出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指 示	水位、耐水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水法助、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの

(イ) 水防警報の発表

種類	発 表 基 準
待 機	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出 動	洪水注意報等により、または、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき
指 示	洪水警報により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこる恐れがあるとき
解 除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位（警戒水位）以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

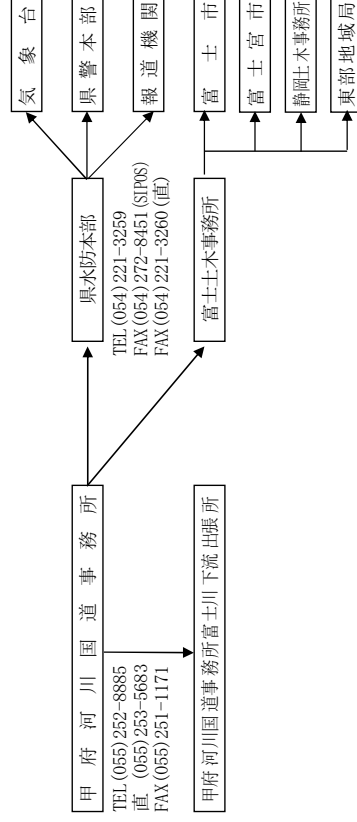
(4) 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	通信連絡方法
富士川	松 岡	甲府河川国道事務所 調査第一課長	静岡県河川砂防局長	FAX 電話
			富士土木事務所長	FAX 電話
			静岡土木事務所長	FAX 電話

(5) 対象水位観測所及び関係水防管理者

河川名	観測所名	関係県	関係水防管理者
富士川	松 岡	静岡県	富士市長、富士宮市長、静岡市長

(6) 水防警報通報伝達系統図



2. 海岸

(1) 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

海岸名	区	域	区域延長
富士海岸	静岡県沼津市本字千本 1906 番 9 地先から 静岡県富士市五貫島字八軒屋前 1027 番 2 地先まで		約 19km

(2) 水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況 堤防高
富士海岸	原	沼津河川 国道事務所	沼津市 原	沖合距離 約 0.40km 設置水深 -45m	
	石廊崎	静岡地方 気象台	南伊豆町 石廊崎	測定範囲 沖合約 200~400m	

(3) 水防警報の種類及び発表基準

(ア) 水防警報（高潮）の種類、内容

種類	内容
待機・準備	水防団及び消防機関が出勤できるように待機及び出勤の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。
出動	水防団及び消防機関が出勤する必要がある旨を連絡するもの
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの
距離確保解除	激しい越波の恐れが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。
解除	激しい越波の発生のおそれが無くなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの

(イ) 水防警報（高潮）の発表基準

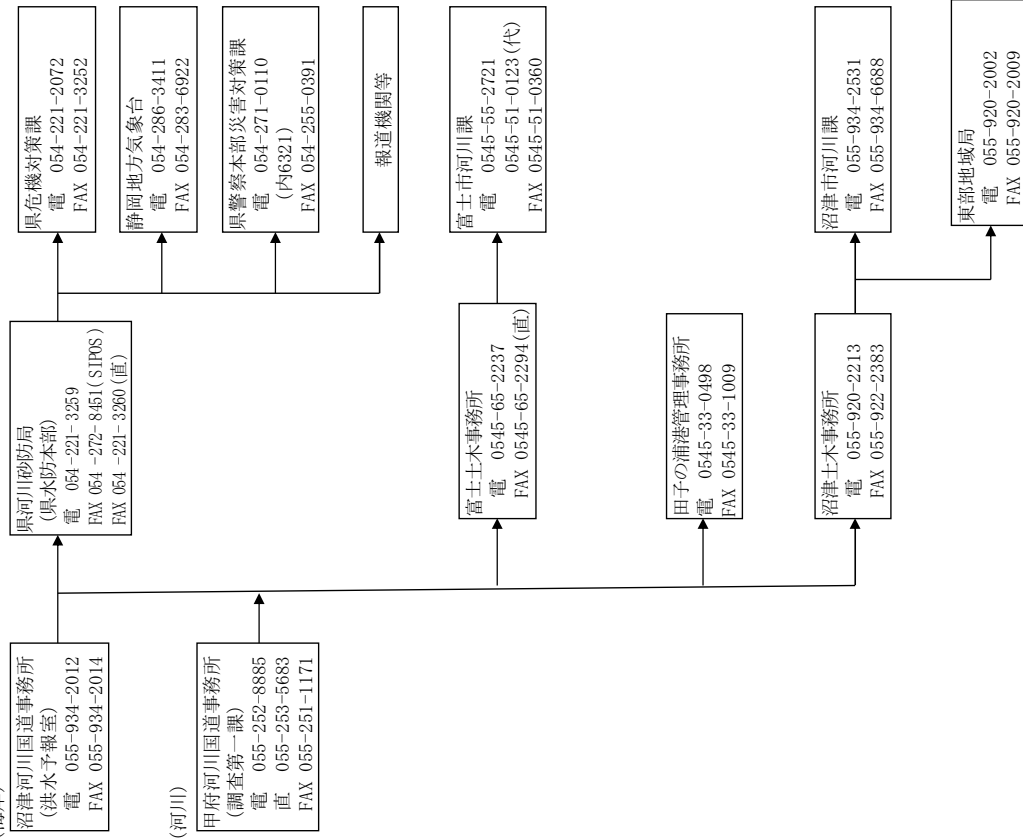
種類	富士海岸
待機・準備	<ul style="list-style-type: none"> 静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに原観測所で有義波高 3.0m 以上、または石廊崎観測所で有義波高 4.5m 以上が観測されたとき 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報（台風進路予測等）より、今後、原観測所の有義波高が 5m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断されるとき
距離確保準備	<ul style="list-style-type: none"> 原観測所で、有義波高 5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき 気象情報、CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断されるとき
距離確保	<ul style="list-style-type: none"> 原観測所で、有義波高 7m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断されるとき 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	<ul style="list-style-type: none"> 原観測所で、有義波高 7m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	<ul style="list-style-type: none"> 原観測所で、有義波高 3m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき

(5) 水防警報（津波）の種類、内容、発表基準

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(6) 水防警報を発令しない場合の処置理由を付し、関係者に通知する。

(7) 水防警報連絡系統図
(海岸)



知事が行う水防警報とその措置

(1) 水防警報を行う河川名とその区域

水防警報計画名	河川名	区	域	区域延長
潤井川水防警報計画	潤井川	左岸	富士市久沢龍巖橋から海まで	6,000m
	潤井川	右岸	富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	
(津波)	潤井川	左岸	富士市伝法潤井川橋から海まで	5,000m
	潤井川	右岸	富士市本市場新田潤井川橋から海まで	

(2) 水防警報発令及び解除の基準 (洪水)

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に自動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位2.30m)に達し、なお上昇の恐れがあるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	潤井川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他の河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(3) 水防警報発令及び解除の基準 (津波)

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(4) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	既往最高水位	現堤防高	内堤地盤高
潤井川	潤井川橋	富士土木	富士市蓼原	河口から 3.5 km	1.80	2.30	3.70	左 6.3 右 5.5	左 2.4 右 3.7

(5) 水防警報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
潤井川	富士土木事務所	富士土木事務所長

(6) 水防の警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法	
				発報担当者	受報担当者
潤井川	潤井川橋	富士土木事務所長	富士市長	0545-65-2237	0545-51-2721

(7) 参考

水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）一覧表（県土木水位観測所）

観測所	河川	位置	水防団待機（警戒）	氾濫注意（警戒）	種別	観測区別	観測者	
							氏名	電話
潤井川橋	潤井川	蓼原	1.80m	2.30m	自記(テレ)	定時	富士土木	65-2237
山本橋	"	天間	(1.10)	(1.80)	"	"	"	"
本市場新田	"	伝法	—	—	"	"	"	"
河合橋	沼川	鈴川	2.10	2.50	"	"	"	"
和田川	和田川	今泉	0.92	1.72	"	"	"	"
小潤井川	小潤井川	永田北町	1.30	1.80	"	"	"	"

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇分 発表
〇〇 土木事務所

【本文】

〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所（受け持ち区分間）：富士市 〇〇地区 〇〇町 〇〇地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

※その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先
静岡県〇〇土木事務所
TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

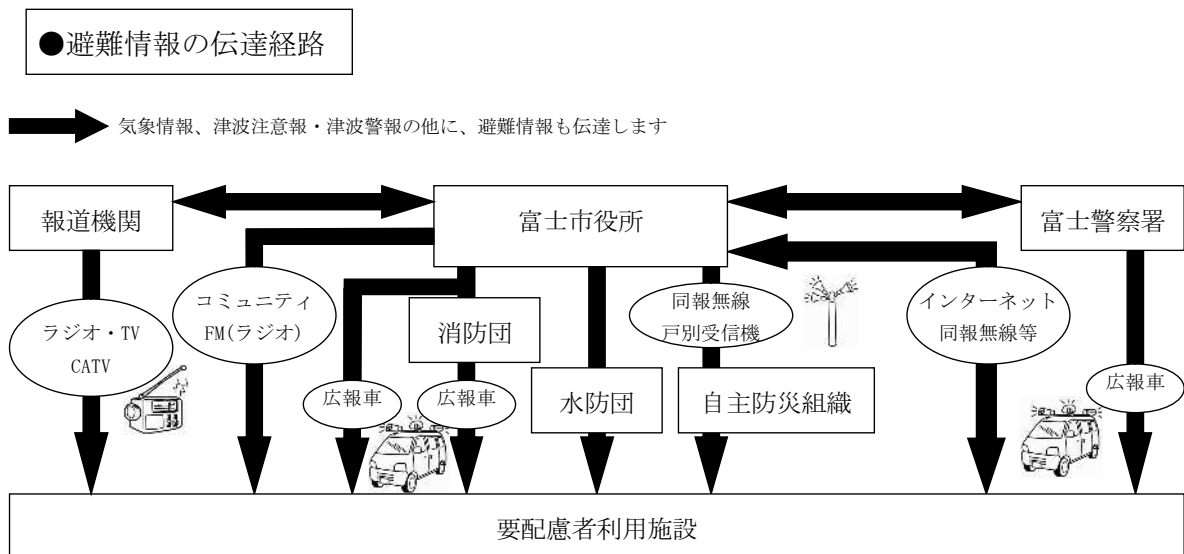
雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。
静岡県土木総合防災情報「サイボスレーダー」
<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

浜水浄水場定区域内の要配慮者利用施設一覧

Table with 10 columns: 番号, 施設種別, 施設名, 郵便番号, 住所, 東土川, 須賀川, 小浜川, 東川. Lists various facilities like nursing homes and day care centers with their addresses and locations.

Table with 10 columns: 番号, 施設種別, 施設名, 郵便番号, 住所, 東土川, 須賀川, 小浜川, 東川. Continuation of the facility list from the previous page, including various types of care facilities.

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達について



※要配慮者利用施設の管理者は、平時から情報を収集する手段を確保・確認しておくとともに、早めの避難行動をとれるよう、災害が予想される際には自ら積極的に情報を収集することが重要である。

1 1 . 自主防災組織關係

自主防災組織集合場所及び主要防災資機材整備状況

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材					
			防災倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消防ホース(本)	街頭用消火器(本)	発電機(台)	テント(張)
吉原	東本通1	岳南鉄道吉原本町駅	2	1	6	7		
吉原	東本通2	岳南鉄道吉原本町駅	2	1	6	5	1	1
吉原	東本通3	東京電力駐車場	1	1	3	15	2	2
吉原	宮町	角民駐車場	1	1	4	5	1	1
吉原	吉原本町1	東側空地防災倉庫	1	1	4	25	1	1
吉原	吉原本町2	唯称寺境内	1	1	8	5	1	1
吉原	吉原本町3	市営本町駐車場	2	1	8	6	1	4
吉原	吉原本町4	住吉公園	2	1	3	4	1	1
吉原	西本通り	西本通り公会堂	2	1	8	2	2	2
吉原	伝馬町	中央町公園	2	1	4	4	1	
吉原	西仲町	新通り公園	1	1	12	1	1	3
吉原	新迫町	新通り公園	2	1	5	12	3	
吉原	青島	青島町第2公園	3	1	16	1	1	1
吉原	津田	津田第1公園	2	1	29	16	4	
吉原	荒田島1	津田第2公園	2	1	16	25	2	2
吉原	荒田島2	荒田島山神社	1	1	16	16	2	2
吉原	八代町	八代町公園	3	1	18	3	2	2
吉原	新通り	緑町公園	3	1	5	12	1	2
吉原	南町	南町公園	3	1	2	34	2	2
吉原	依田原1	依田原1防災倉庫前	1	1	13	11	2	1
吉原	依田原2	依田原山神社	1	1	2	12	2	1
吉原	依田原3	松本工業駐車場	1	1	3	18	1	2
吉原	依田原4	依田原4丁目公民館	2	1	9	10	2	1
吉原	大和町	マツタケ駐車場	1	1	6	8	1	1
吉原	幸町	住吉公園	2	1	1	12	1	1
吉原	昭和通り	吉原公園	3	1	28	1	1	2
吉原	住吉町1	住吉公園	1	1	1	1	1	1
吉原	住吉町2	吉原COOP南側	1	1	6	2	2	1
吉原	日吉町2	野口酸素跡地	1	1	4	11	2	1
吉原	日吉町3	国久保公会堂	5	1	5	3	2	4
吉原	西国久保	国久保野神社(旧久保公会堂)	24	1	44	98	4	2
吉原	錦町1	錦町公園	4	2	14	21	2	1
吉原	永田町	永田町公民館(厳島神社)	1	1	4	14	1	2
吉原	弥生町	弥生町公園	3	1	1	15	1	1
吉原	新青島町	各階	10	10	10	10		
吉原	高島	依田原新田第4公園	1	1	25	10	2	1
吉原	エンゼル町	エンゼルハイム集会所	1	1	42	1	2	2
吉原	中央町壹番館	マンション内集会所(多目的ルーム)	1	1	12	14		
伝法	宮川町	宮川町公会堂	21	28	2			
伝法	宮の上	宮の上公会堂・宮の上公園	1	1	13	40	1	2
伝法	三日市	御正巻、三山公会堂、和田能証駐車場	2	15	22	1	3	
伝法	長者町	長者町公会堂	1	1	4	63	2	4
伝法	伝法町1	伝法1丁目公会堂	3	3	46	2	1	
伝法	伝法町2	伝法町2丁目公会堂	3	3	62	36	4	2
伝法	伝法町3	伝法3丁目公会堂	1	1	12	15	1	
伝法	中栢	中栢公会堂	2	1	4	32	2	2
伝法	上田端	上田端公会堂	2	2	20	25	4	4
伝法	田端町	田端町公会堂	1	1	4	34	2	2
伝法	吉原上中町	吉原上中町公会堂	4	1	41	46	2	
伝法	中料町	中料町公会堂	2	1	3	20	2	1
伝法	千代田町	千代田町公会堂	2	1	38	22	1	2
伝法	瓜島	依田原新田第一公園	4	1	16	36	1	3

地区名	自主防災会	集合場所名	主要防災資機材						
			防災倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消防ホース(本)	街頭用消火器(本)	発電機(台)	テント(張)	浄水機(台)
伝法	日乃出町	日乃出町公園	2	1	2	51	1	2	1
伝法	永田町壹番館	マンション東側道路	2		8	22	1		
伝法	サウパス永田町	サウパス永田町駐車場、1階エントランス	1	1	19	20	4		
今泉	田宿	田宿川緑地公園	1	1	26	8	1	2	
今泉	御殿	御殿町公会堂	2	23	44	2	3		
今泉	吹上	吹上天満宮	1	1	20	5	3		
今泉	寺市場	寺市場公民館、市立第二保育園	2	1	2	8	1	3	
今泉	市場町	神明神社	1	1	7	8	1	2	
今泉	一の宮町1	十一王子神社境内	1	1	34	78	2		
今泉	一の宮町2	一の宮二丁目公会堂	2	2	6	62	1	2	
今泉	一の宮町3	一の宮三丁目公会堂	2	1	10	13	1		
今泉	立小路	立小路神明宮前広場	1	1	1	5	1	2	
今泉	栄町	栄町公園	2	1	6	10			
今泉	富士見町	富士見町公会堂	1	1	30	18	1		
今泉	水の上	町内指定9カ所	1	10	10				
今泉	北仲町	仲町防災倉庫前	1	1	4	8	1		
今泉	泉町	富士伊豆農協今泉支店駐車場	1	1	6	12	1		
今泉	鍛冶町1	愛鷹神社	1	1	9	28			
今泉	鍛冶町2	鍛冶町志霊塔	1	1	6	6	1		
今泉	鍛冶町3	愛鷹神社	1	1	2	35	65	2	2
今泉	上和田町	日吉茂間神社境内	4	2	17	9	1	5	
今泉	吉原緑ヶ丘	緑ヶ丘公会堂	2	1	14	15	1	3	
今泉	和田町1	和田川公園	1	1	1	3	1		
今泉	和田町2	新橋町公会堂	2	1	19	2	2		
今泉	新橋	左富士神社	1	1	16	31	1	1	
今泉	依田橋	依田橋	1	1	10	10	1	1	
今泉	駿河台1	金屋堂今泉の丘駅駐車場(橋中)	1	1	41	109	2	7	
今泉	駿河台2	駿河台市営住宅 緑地広場	2	31	17				
今泉	駿河台3	駿河台3目子ども広場	4	1	3	1			
今泉	駿河台4	各組ごとの集合場所	1	1	2	2			
今泉	南仲町	マンション駐車場 防災倉庫北側	1	1	67				
今泉	新富士見町	マンション内コンビニエーンターム	1	1	30	1	2	1	
今泉	春日町	今泉小学校	2	2	37	30	1	3	1
青葉台	木の宮町	木の宮町内会	3	2	2	12	1	1	
青葉台	西木の宮町	木の宮公園	3	1	5	2	3	3	
青葉台	東木の宮	東木の宮町集会場	2	1	30	31	2	1	
青葉台	一色	一色公会堂	5	1	46	22	3		
青葉台	萩の原	萩の原町公会堂	5	28	54	2	3		
青葉台	茶の木平	萩の原広場	5	2	20	2	2		
青葉台	青葉台南	青葉台南公会堂前広場	6	2	60	125	6	2	
青葉台	高山	高山町第1公園	1	1	52	86	1	3	
青葉台	若松町1	和松1丁目公会堂・3組公民館・4組公民館前	1	1	43	24	2		
青葉台	若松町3	若松町3丁目公園	1	1	10	12			
青葉台	富士園入町	吉水緑地公園	1	1	23	8	1		
吉水	富士園町1	富士園銀杏地蔵尊	1	1	25	10			
吉水	富士園町2	富士園公会堂	1	1	5	16	1	3	
吉水	富士園町3	穂乃街道第十園交差点東角所有地北西角	1	1	8	12	1	1	
吉水	富士岡本花守町	本花守町公会堂(本花守山神社)	1	1	33	31	1	1	
吉水	富士岡花守町	花守町公民館前(愛鷹神社境内)	1	1	8	12	1	1	
吉水	東比奈町1	東比奈公会堂	1	1	30	25	3	4	
吉水	東比奈町2	東比奈公会堂	1	1	52	47	2	1	
吉水	東比奈町3	富士不動産センター駐車場	1	1	43	23	1	12	
吉水	中比奈町1	御崎神社境内	1	1	6	13			
吉水	中比奈町2	題唱寺境内	1	1	31	15	1		

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材					防炎倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)	テント(張)	浄水機(台)
			防炎倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)							
吉永	中比奈町3	比奈公園	2	2	32	20	1	1	1	1	1	1	1	
吉永	西比奈町1	西比奈公会堂	2	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	
吉永	西比奈町2	西比奈公会堂	2	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	
吉永	西比奈町3	西比奈公会堂	2	10	10	10	1	1	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川本町	吉原駅北口遊藝タワー	2	1	6	20	2	1	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川町3	鈴川3丁目公会堂	1	3	28	3	3	1	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川町4	鈴川4丁目公会堂	1	1	3	30	2	2	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川町5	鈴川5丁目集会所	1	1	3	32	1	3	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川浜町東通り	鈴川浜町児童公園	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川浜町中通り	鈴川浜町公園	1	1	5	9	2	2	1	1	1	1	1	
元吉原	鈴川浜町西通り	浜町公園	1	1	1	1	2	3	1	1	1	1	1	
元吉原	今井本町	今井町公園	1	1	9	10	2	2	1	1	1	1	1	
元吉原	今井東町	今井東町公会堂	1	1	18	1	3	1	1	1	1	1	1	
元吉原	今井野町	毘沙門天東側高台	2	2	20	1	1	1	1	1	1	1	1	
元吉原	大野町	大野町公会堂	1	1	5	46	1	1	1	1	1	1	1	
元吉原	繪町	繪町公会堂	2	1	4	4	2	6	1	1	1	1	1	
元吉原	田中町	田中町公会堂	1	1	18	19	2	5	1	1	1	1	1	
元吉原	西田中町	西田中町公会堂	1	1	9	16	1	1	1	1	1	1	1	
元吉原	和原町1	和原1丁目公会堂	2	1	6	17	1	2	1	1	1	1	1	
元吉原	和原町2	和原2丁目公会堂前駐車場	2	1	3	20	1	1	1	1	1	1	1	
元吉原	和原町3	和原3丁目鬼ヶ島公園	1	1	1	12	4	1	2	1	1	1	1	
須津	中里町1	中里1丁目公会堂	1	1	5	12	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里町2	中里2丁目公民館・大坪公園	1	1	18	7	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里町3	中里3丁目民子会館	2	1	3	29	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里町4	字佐人幡宮境内	1	1	8	16	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里新當町	中里新當町公民館	1	1	12	4	1	2	1	1	1	1	1	
須津	中里人幡町	中里人幡宮 境内	2	1	71	16	1	1	1	1	1	1	1	
須津	川尻町1	川尻町公会堂	1	1	8	4	1	1	1	1	1	1	1	
須津	川尻町2	川尻区公会堂	1	1	10	5	1	1	1	1	1	1	1	
須津	神谷町1	神谷公園	2	1	6	13	1	2	1	1	1	1	1	
須津	神谷町2	神谷新町公園	1	1	8	21	1	1	1	1	1	1	1	
須津	神谷町3	神谷新町公園	1	1	4	15	1	2	1	1	1	1	1	
須津	増川町1	角西共同出荷所	1	1	15	5	1	1	1	1	1	1	1	
須津	増川町2	妙蓮寺駐車場	1	1	39	4	1	1	1	1	1	1	1	
須津	増川町3	妙蓮寺参拝者用駐車場	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	
須津	江尾町	江尾公民館	2	2	36	10	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里寿町	中里寿町公園	1	1	4	6	1	1	1	1	1	1	1	
須津	中里曙町	中里曙町西脇公園	1	1	7	12	1	1	1	1	1	1	1	
須津	神谷緑町	神谷緑町児童の遊び場	4	1	21	30	5	6	1	1	1	1	1	
浮島	浮島町1	愛生保育園	1	1	39	14	1	1	1	1	1	1	1	
浮島	浮島町2	浮島町2丁目公会堂	2	1	5	3	1	1	1	1	1	1	1	
浮島	浮島町3	興隆寺・興隆幼稚園社・東部バス・バス広場	1	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	
原田	宇東川町1	高尾丸主殿紙橋内	3	1	19	16	5	3	1	1	1	1	1	
原田	宇東川町2	飯森浅間神社東側広場	1	1	7	18	1	1	1	1	1	1	1	
原田	宇東川町3	宇東川公会堂	2	1	5	30	3	3	1	1	1	1	1	
原田	宇東川本町	宇東川本町防災倉庫前	2	1	5	27	1	2	1	1	1	1	1	
原田	南滝川町	原田小学東門	1	1	16	8	1	1	1	1	1	1	1	
原田	南滝川町	滝川第二公園	1	1	20	7	1	1	1	1	1	1	1	
原田	東滝川町	滝川神社前広場	2	2	41	19	1	1	1	1	1	1	1	
原田	北滝川町	永明寺駐車場	1	1	4	19	1	1	1	1	1	1	1	
原田	原田町1	鈴木商店	1	1	12	9	1	1	1	1	1	1	1	
原田	原田町2	原田町公園	1	1	6	16	1	1	1	1	1	1	1	
原田	原田町3	原田町公園	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	
原田	原田町4	原田町児童公園	2	1	6	12	1	1	1	1	1	1	1	
原田	原田本町	原田町公園	1	1	7	13	1	1	1	1	1	1	1	
原田	吉原中島町1	吉原中島児童遊園地	1	1	5	15	1	1	1	1	1	1	1	

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材					防炎倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)	テント(張)	浄水機(台)
			防炎倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)							
原田	吉原中島町2	吉原中島児童遊園地	1	1	5	15	1	1	1	1	1	1	1	
原田	三ツ沢町1	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	1	1	1	1	1	
原田	三ツ沢町2	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	1	1	1	1	1	
原田	三ツ沢町3	三ツ沢公会堂	4	1	10	40	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台1	富士見台小学校グラウンド西側	2	1	28	31	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台2北	富士見台小学校	2	5	100	2	3	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台2南	富士見台2丁目第2公園	2	1	30	17	2	3	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台3	富士見台3丁目集会所	2	1	16	56	1	2	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台5	富士見台5丁目調整池	1	1	9	35	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台6	富士見台中央公園	1	1	10	44	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台7	富士見台第7公園	2	1	43	35	1	4	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台8	市営住宅前広場	2	1	30	20	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台4東	富士見台4丁目東集会所	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	
富士見台	富士見台4西	集会所	1	1	72	46	2	3	1	1	1	1	1	
神戸	神戸1	各組集会所→神戸1丁目公会堂	8	1	52	13	1	1	1	1	1	1	1	
神戸	神戸2	各組集会所8箇所→集会所	2	1	29	27	2	3	1	1	1	1	1	
神戸	今宮	今宮公会堂	1	1	47	18	1	1	1	1	1	1	1	
神戸	間門町	間門公会堂	1	1	26	24	2	5	1	1	1	1	1	
吉永北	鶴無ヶ淵町1	鶴無ヶ淵公園	4	3	14	16	1	8	1	1	1	1	1	
吉永北	鶴無ヶ淵町2	サンシャインドーム	4	1	45	23	2	3	1	1	1	1	1	
吉永北	桑崎町	桑崎町公会堂	1	2	6	6	2	2	1	1	1	1	1	
吉永北	石井町	石井町 憩いの家	1	1	10	15	3	2	1	1	1	1	1	
吉永北	勢子辻	勢子辻ひのきの家	1	1	2	49	40	3	2	1	1	1	1	
吉永北	陽光台東	陽光台東集会所	3	2	15	26	2	2	1	1	1	1	1	
吉永北	陽光台西	陽光台西集会所	2	1	38	49	3	7	1	1	1	1	1	
吉永北	陽光台南	陽光台南町集会所横広場	4	3	2	6	2	1	1	1	1	1	1	
大淵	大久保町	大久保町公会堂前	1	1	20	6	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	大淵町1	大淵1丁目公会堂	1	1	20	6	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	大淵町2	大淵2丁目公会堂	1	1	6	3	1	2	1	1	1	1	1	
大淵	大淵町3	大淵3丁目公会堂	1	1	24	3	2	2	1	1	1	1	1	
大淵	八王子町1	八王子1丁目公会堂	3	1	5	10	1	3	1	1	1	1	1	
大淵	八王子町2	八王子2丁目公会堂	2	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	八王子町3	八王子3丁目公会堂	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	穴原町1	穴原公民館駐車場	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	穴原町2	穴原公民館駐車場	1	1	6	50	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	中野町1	中野1丁目公会堂	2	1	8	4	3	1	1	1	1	1	1	
大淵	中野町2	中野2丁目公会堂	1	1	10	11	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	落合町	落合町東公民館	2	1	6	6	1	4	1	1	1	1	1	
大淵	片倉町	片倉町公会堂	2	1	47	47	2	2	1	1	1	1	1	
大淵	三ツ倉町	法蔵寺駐車場	2	1	10	55	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	吉原富士本町	富士本町公会堂	1	1	1	20	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	吉原富士本町西	吉原富士本町公会堂 駐車場	1	1	8	8	2	1	1	1	1	1	1	
大淵	大宮町	大宮町公会堂	1	2	26	4	1	1	1	1	1	1	1	
大淵	次郎長町	次郎長町公会堂クラウンド	1	2	5	4	2	2	1	1	1	1	1	
大淵	境町	千貫松バス停市場北側広場	1	1	20	42	6	2	1	1	1	1	1	
大淵	城山町	城山町公会堂	7	1	38	41	2	1	1	1	1	1	1	
大淵	希望ヶ丘	希望ヶ丘2丁目第2公園	2	2	24	11	2	2	1	1	1	1	1	
富士見台北1	本市場1	町内防災倉庫の前と横の駐車場	1	1	8	7	1	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	本市場2	本市場稲荷神社	2	2	31	43	2	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	本市場3	本市場公会堂	1	1	7	21	1	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	本市場4	②班加藤宅前⑩班原宅駐車場	2	1	10	10	1	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	国久	国久区緑道公園	5	1	10	51	4	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	塔の木	塔の木山神社	1	1	6	3	1	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	塔の木の2	塔の木の山神社	1	1	20	13	1	1	1	1	1	1	1	
富士見台北1	川原宿	川原宿公園	3	2	20	13	1	1	1	1	1	1	1	

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材					浄水機
			防災倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)	
富士塚北1	藤間	藤間区公会堂	1	1		2		1
富士塚北1	藤原1	笹荷人面神社			18	2		
富士塚北1	藤原2	藤原2区公会堂	2		15	3		2
富士塚北1	藤原3	藤原3区公会堂	2		50	1		
富士塚北1	藤原4	ハイトピア富士1階駐車場			15			
富士塚北1	藤原5	アイディエーコート富士集会室	1		43			1
富士塚北1	十兵衛北	大興製紙						
富士塚北1	千寿町	駐車場						
富士塚北2	平垣町	各班指定避難場所	1	1	9	30	1	2
富士塚北2	柚木	栄立寺駐車場	7	1	91	53	6	
富士塚北2	平垣町2	宮下医院第二駐車場	3		3	20		
富士塚北2	平垣町3	御座町公会堂	2					2
富士塚北2	御座町	平垣人幡宮	3	1	6	17	1	2
富士塚北2	富士本町	交流プラザ芝生広場	1		16	1		2
富士塚北2	富士町	平垣公園付近	3	2	10	20	4	10
富士塚北2	平垣北町	月見橋	2		15	22	2	3
富士塚北2	水戸島上	元町公園	1		35	2		2
富士塚北2	中平町	駐車場1、南エントランス、2階広場、屋上	1			2		1
富士塚北	青葉町	青葉町公園	2	2	7	34	3	
富士塚北	浅間町	浅間町公会堂	1	1	30	22	1	3
富士塚北	本市場新田	本市場新田区公会堂	1	1	3	20	1	2
富士塚北	松本	富士緑道公園、中島公園	6	3	30	47	2	3
富士塚北	富士中島上	中島緑道公園	7	1	35	25	4	3
富士塚北	富士中島下	富士緑道公園	7	2	60	34	2	1
富士塚北	中島新道町	中島公園	3	1	17	65	3	3
富士塚南	上横割	富士塚南第二公園	2	1	12	20	2	4
富士塚南	下横割南	十兵衛南区公会堂前駐車場	2	1	44	21	1	2
富士塚南	下横割北	下横割公園	3	1	31	9	2	4
富士塚南	水戸島中	横割人幡宮	2	1	36	20	1	3
富士塚南	水戸島下	富士第一公園	2	1	23	8	2	2
富士塚南	水戸島南町	水戸島八幡宮境内	3	1	17	12	2	7
富士塚南	水戸島南町	水戸島南町会館	2	1	3	17	1	
富士塚南	四丁河原南	松富町公園	4	2	65	31	1	3
富士塚南	水戸島南	エンゼルハイム公園	1	1	12	13	1	5
富士塚南	水戸島上階ハイムフラック	富士塚南第一公園	2	1	4	34	1	2
富士塚南	柳島	エンゼルハイム富士	3		33	5	3	1
田子浦	柳島	中平町公園	4	2	55	18	3	1
田子浦	柳島日東	班長宅、ふじさんメンソセ駐車場	2	1	10	10	3	16
田子浦	川成島	川成島浅間神社	1	1	15	2	2	3
田子浦	東宮島	宮島児童遊園	1		9	32	2	
田子浦	新浜	新浜公会堂	1	1				
田子浦	中丸浜	中丸浜第二公会堂、第二公会堂、南沢町クラブ	1		36	32		
田子浦	小須	小須区公会堂	1	1	24	15	2	4
田子浦	鮫島	田子区防災倉庫前(松林内)	2		18	14	1	
田子浦	江川	鮫島公会堂・林正寺七面堂	3	1	37	8	1	3
田子浦	前田新田	江川区集会所	2	1	9	3		
田子浦	前田	前田新田区公会堂	3		27	21	2	3
田子浦	宮島新田	各組指定場所	1	1	42	12	2	4
田子浦	助六	宮島新田公園	2	2	58	47	3	1
田子浦	下川成	助六公園	3	1	24	15	3	2
田子浦	森島	下川成区避難広場	1	1	8	6	1	3
田子浦	森島	中丸丘公園	5	1	60	11	1	2
富士塚南	森島	南中学校・森島区公会堂・森島神社他	3	2	35	75	3	8
富士塚南	西宮島	宮下区山神社・宮下区公会堂	4	2	18	62	2	9
富士塚南	西宮島	西宮島区公会堂	4	2	86	167	3	5

地区名	自主防災会	集会所名	主要防災資機材					浄水機
			防災倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火ホース(本)	消火器(本)	発電機(台)	
富士南	千島町	千島町区公会堂	1	1	39	26	1	
富士南	富士見ヶ丘	早川団地公園	6	1	4	17		2
富士南	自由ヶ丘	西陣屋団地/自由ヶ丘区 集会場	3	1	35	5	2	3
富士南	下五貫島	五貫島浅間神社境内・宮島85-5	2	2	37	28	1	2
富士南	三軒屋	五貫島区集会室・きまの郷広場	2	1	27	27	1	5
富士南	靖国町	三軒屋区公会堂	3	1	16	37	2	13
富士南	浜添	浜添区集会所前広場	3		35	2	3	
岩松	浦町東	浦町区公会堂	1	1	36	11	1	2
岩松	浦町西	浦町区公会堂	1	1	36	11	1	2
岩松	新町	若松小学校南駐車場	1	1	24	17	2	
岩松	橋下	鹿公園新町グラウンド	1	1	20	12	1	
岩松	四丁河原上	かりがね公園	8	8	24	40	8	2
岩松	四丁河原下	四丁河原上区公会堂	3	1	30	24	2	1
岩松	水神	各ブロック防災倉庫前	8	7	35	35	8	2
岩松	四丁河原西	水神グラウンド	1	2	46	15	2	
岩松北	四ツ家	四丁河原西区集会場	3	6	6	35	1	
岩松北	上町	四ツ家児童公園	4	2	63	12	4	
岩松北	富士上中	実相寺駐車場	3	3	3	2	2	
岩松北	富士下中	富士上中区公会堂	2	1	15	10	1	
岩松北	富士下中	富士下中区公会堂	1	1	57	13	1	
岩松北	富士河原	瀬戸河原区公会堂	1	2	30	2	1	1
岩松北	富士緑ヶ丘	防災倉庫前	3	1	4	8	1	2
岩松北	東田	東田区公会堂	1	1	35	14	1	1
岩松北	旭町	旭町公会堂	1	1	14	2	1	
岩松北	滝戸	滝戸公会堂・代信寺駐車場	3	2	40	56	1	
岩松北	湯沢平1	湯沢平1丁目公会堂	3	2	28	3	1	
岩松北	湯沢平2	湯沢平2丁目公会堂	2	1	14	3	2	
富士川	木島	県営団地集会所	2	1	26	3	1	
富士川	小山	富士川体育館駐車場	2	1	12	10	2	2
富士川	室野	防災倉庫前	1	1	10	10	2	
富士川	相生町	相生町公会堂	2	2	27	19	2	2
富士川	岩淵上町	常葉緑宅裏広場	3	2	40	10	3	2
富士川	岩淵下	岩淵公園	2	2	31	20	2	2
富士川	坂下	舟山町区自治会館	2	1	16	30	1	
富士川	中之郷操町	富士川第一中学校	1	1	6	1	2	
富士川	中之郷川坂	岩淵旭町区内3カ所	1	1	2	23	2	
富士川	中之郷新町	王子エフテックス構内駐車場	2	2	34	23	3	
富士川	新町公園	川坂区防災倉庫前	1	1	16	8	1	2
富士川	新町本町	新町公園	3	2	36	11	2	1
富士川	四十九町	新町本町公会堂	1	1	20	21	2	
富士川	中之郷宮町	四十九公会堂広場	2	1	50	16	3	2
富士川	大池	東名高速道路高架橋下広場	3	3	76	25	3	5
富士川	中之郷本通1	富士川第2公園	4	4	40	11	3	2
富士川	中之郷本通3	大葉窪広場	1	1	5	5	1	
富士川	中之郷本通4	富士川コーポレーション	1	1	23	11	1	
富士川	中之郷幸町	中之郷本通3区防災倉庫前	2	1	12	5	1	1
富士川	東町1	中之郷本通4丁目公会堂	1	1	6	10	2	
富士川	東町の出町	中之郷幸町公園	3	3	34	14	3	
富士川	かざあな	中之郷幸町2	2	2	58	8	2	
松野	南松野1	富士川駅前	1	1	18	8	1	
松野	南松野2	中之郷日の出町公会堂	2	1	25	13	2	1
松野	南松野1	かざあな区公民館	1	1	10	10	2	4
松野	南松野2	南松野公園	2	1	52	35	3	
松野	松野富士見町	消防団第30分団車庫前広場	2	2	61	34	2	5
松野	松野富士見町	松野区公会堂(旧松本、高井、野村、足が原、藤野)	5	2	4	6	5	4

自主防災会(組織)の規約と任務分担

1. 規約(例示)

(名称)
第 1 条 この会は、----- 自主防災会(以下「本会」という。)と称する。
(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、----- におく。
(目的)

第 3 条 本会は、----- の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減をはかることを目的とする。
(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生等における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第 5 条 本会は、----- 内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 名
- (3) 防災委員 名
- (4) 幹事 名
- (5) 会計 名

2. (1)、(2)、(4)、(5)の役員の任期は----- 年、(3)の役員の任期は3年とする。
ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第 7 条 会長は、----- 長をもってあてる。

3. 副会長は、----- 長が----- 民のうちより選任する。

3. 防災委員は、----- 長が----- 民のうちより選任する。

4. 幹事は、----- 長が----- 民のうちより選任する。

5. 会計は、----- の会計をもってあてる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

地区名	自主防災会	集合同所名	主要防災資機材						
			防災倉庫(棟)	可搬式ポンプ(台)	消火器(本)	ホーム(本)	消火ポンプ(本)	消火器(本)	消火機(台)
松野	松野人幡町	松野人幡町区防災広場	5		73	32	2	1	1
松野	清水町	平石家 シヤローム第五川、前本会館	2	3	72				
松野	富士松野	富士松野中央公園	2	1	35	20	2	3	
松野	大北町	富士メタル機庫車庫・支障堂境内	4	3	73	3	2	2	
松野	泉下町	泉下会館	2	2	58	16	2	4	
松野	中野台	中央公園	6	2	109	39	4	15	
鷹岡	厚原西区第1	草我人幡宮境内	8	1	60	3	2	6	1
鷹岡	厚原西区第2	各隣保班指定集合場所	9	1	96	112	5	5	
鷹岡	久沢東	鷹野駐車場、平いぶら公園、久沢東公会堂	3	1	30	100	3		
鷹岡	久沢西	久沢西区公会堂	5	2	27	57	3		
鷹岡	久沢南	久沢南公会堂・滝戸水神社	3	3	6	18	3	3	
鷹岡	久沢北	久沢北公会堂・駐車場 他3ヶ所の計4ヶ所	5	2	61	50	8	18	
鷹岡	鷹岡本町1	鷹岡本町公園	3		6	13	2	1	1
鷹岡	鷹岡本町2	鷹岡本町2区公会堂	3	2	2	28	2	4	
鷹岡	鷹岡本町3	入山瀬公園	6	2	7	30	3	4	1
鷹岡	入山瀬東	入山瀬東公園	1	1		29	1		
鷹岡	入山瀬西	入山瀬西区公会堂	1	1	27	23	1	3	
鷹岡	入山瀬天王町	入山瀬天王町公会堂広場	2	1	18	1	5	1	
鷹岡	入山瀬久保	入山瀬浅間神社境内	2	1	7	21	2	1	
広見	広見町1	厚原町公園、厚見公民館、厚見消防団、各組織	3	1	1	2	3	1	
広見	広見町2	広見町公園	1	1	12	32	4	5	
広見	広見町3	広見3丁目桜公園	2	1	6	23	2		
広見	広見町4	広見4丁目集会所前公園	1		36	2	3		
広見	広見町5	広見5丁目集会所	1	1	5	75	1	2	
広見	広見町6	三角公園	2	1	3	3	1		
広見	広見町7	広見7丁目山の段公園防災倉庫前	2	2	1	2	1	2	1
広見	広見町8	8丁目集会所	3	1	1	44	4	8	
広見	広見町9	広見町9丁目公会堂	7	2	25	75	3	26	2
広見	百合ヶ丘	百合ヶ丘公園	2	1	24	31	1		
広見	桜ヶ丘町	広見公園	5	1	15	97	2	1	
広見	美原町	美原町公会堂	1	1	16	11	1	1	
広見	若松町2	若松2丁目公会堂上の駐車場	2	1	17	11	2	2	
広見	久保町	久保町公民館	1	1	13	26	1	2	1
広見	三ツ倉南町	三ツ倉南集会所前広場	2	1	14	21	2	3	
広見	石坂町1	石坂龍野神社	6	1	1		2	2	
広見	石坂町2	石坂龍野神社前広場	3	2	39	34	1	2	1
広見	石坂町3	石坂龍野神社	3	1	32	52	3	3	
広見	石坂町4	石坂4丁目公会堂	1	1	1	30	3	4	
広見	源太坂	町内の空地	1			20		1	
天間	天間南	町内35箇所	7		6	98	8	1	
天間	天間川坂	天間川坂公会堂児童遊園広場	8	1	24	74	4	2	
天間	天間田代	天間田代区公会堂	1	1	3	10	1		
天間	天間北1	天間児童遊園	8	1	48		2	4	
天間	天間北2	町内19箇所	7	2	57	42	2	10	
天間	天間東	天間公園	2	1	39	36	2	7	
丘	傘木	傘木公会堂	5	2	83	96	4	2	1
丘	片宿	各班指定場所・片宿公会堂	3	2	20	23	1	4	
丘	未広町	未広町公会堂	1	1	16	28	1		
丘	厚原中	厚原中区公会堂	2	1	13	60	2	2	
丘	厚原南	ヴィアージュ富士駐車場	1	1	16	21	1	3	
丘	厚原北1	厚原北1丁目公会堂	1	1	8	57	4		
丘	厚原北2	厚原北2丁目公会堂	1	1	12	24			
丘	厚原東1	厚原東1丁目公会堂他3ヶ所	1	1	24	20	1	2	
丘	厚原東2	厚原東2丁目公会堂	1	1	26	18	1	1	
丘	厚原東3	厚原東3丁目公会堂	2	1	90	59	1	2	
丘	傘木北	傘木第一公園	1	1	16	32	3	4	1

3. 防災委員は、会長、副会長の相談役、補完役を努める。
 4. 幹事は、会務を分担し、会務の運営にあたる。
 5. 会計は、会計事務を担当する。

(会議)

第9条 会議は、役員会とし、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生に対処する防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会費)

第11条 本会の会費は、役員会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費その他により支弁する。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

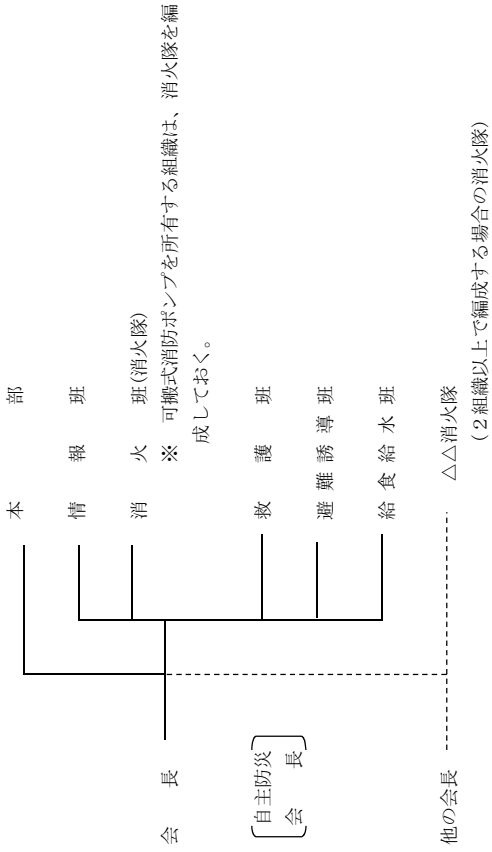
附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

2. 組織及び任務分担(例示)

本部	会長 副会長 防災委員 本部付 会計及び 班長以外 の幹事	班員	任務分担
情報班	班長 (副班長)		(1) 地域担当部〇〇地区班との連絡等に関すること。 (2) ラジオ、市広報等による情報の収集、町(区)民への伝達、町(区)内被害状況等の把握に関すること。
消班 班員			(1) 消火器、消火栓等による消火作業に関すること。 (2) 町(区)民の消火作業等の指導教育に関すること。 (3) 消防機材の点検整備に関すること。
救護班			(1) 負傷者の救出救護および資機材の調達並びに医療機関との連絡等に関すること。 (2) 町(区)民の救急法等についての指導教育に関すること。
避難誘導班			(1) 集合場所及び避難場所の選定に関すること。 (2) 避難路、通学路等の点検調査に関すること。 (3) 会長の指示に基づく町(区)民の避難誘導に関すること。 (4) 避難訓練の指導教育に関すること。
給食給水班			(1) 町(区)内の家庭又は市等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等による給食に関すること。 (2) 地域担当部〇〇地区班と協力し、飲料水の確保、給水に関すること。

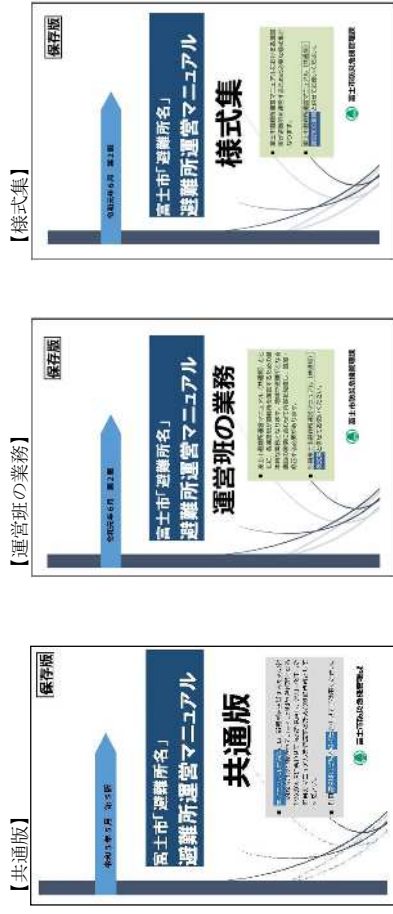
3. 組織図(例示)



富士市避難所運営マニュアル

「富士市避難所運営マニュアル」は、大規模災害が発生した際、町内会（区）や自主防災会、避難者、避難所派遣職員（市職員）、施設管理者等が協力し、円滑に避難所を運営するための標準的なマニュアルとして作成しました。各避難所のマニュアルを作成する場合は、地域や避難所となる施設の实情に合わせて内容を見直し、記載内容を追加・修正してください。

なお、避難所運営マニュアルは下記の3部構成になっております。



・富士市避難所運営マニュアルの電子データ

【富士市ウェブサイト】

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sp/safety/c0104/rn20/a000000kp32.html>

(インターネット検索サイトで「富士市避難所運営マニュアル」で検索できます)

自主防災組織で備える救急薬品 (1 組織100世帯の場合の最小限必要品)

名称等	数量	名称等	数量
綿花 (500 g)	2	サミ	3
殺菌消毒剤	10	ピソセツト	2
ガ一ゼ	10m	ハッブ剤 (10枚入)	5
油紙 (2枚入)	10	副木	5組
ホワイトテープ	10	硼酸 (分包)	5
包帯 (巾38mm、50mm、68mm、90mm)	各5	カナマイシン軟膏 (10 g 入)	5
三角布	10		

富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱

改正 〔昭和60年3月28日告示第23号〕

平成7年6月30日告示第77号
 平成17年3月28日告示第37号
 平成17年3月28日告示第42号
 平成24年3月30日告示第48号
 平成25年3月29日告示第32号
 平成27年3月31日告示第65号
 平成28年3月30日告示第42号
 平成30年3月30日告示第52号
 平成31年3月29日告示第48号
 令和2年3月26日告示第37号
 令和3年3月31日告示第49号
 令和4年3月30日告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災器材を購入する自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 (1) 自主防災組織 地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認めたものをいう。

(2) 防災器材 別表に定めるものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防災器材の購入に要する費用（以下「購入費」という。）とする。ただし、購入費の合計額が5万円未満の場合は、対象としない。

（一部改正〔平成7年告示77号・25年32号〕）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、防災器材の購入費の2分の1に相当する額とし、1自主防災組織につき、年額30万円を限度とする。ただし、防災器材のうち小型可搬式動力ポンプの購入にあつては、当該小型可搬式動力ポンプの購入費が60万円を超える場合には、年額40万円を限度とする。

（一部改正〔平成7年告示77号・令和2年37号〕）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付申請書（第1号様式）に、見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年度11月30日までにを行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合には、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示32号・27年65号〕）

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金交付の決定の通知を受け防災器材の購入を行う自主防災組織（以下「購入者」という。）は、防災器材の購入が完了したときは、速やかに富士市自主防災組織防災器材購入完了報告書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保管又は配置した場所を明らかにしたもの
- (2) 領収書の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 購入した防災器材の写真
(一部改正〔平成27年告示65号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じ調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、富士市自主防災組織防災器材購入費補助金確定通知書(第4号様式)により、購入者に通知するものとする。

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途の状況について、報告を求めることができ、

(委任)
第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月30日告示第77号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日告示第42号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第48号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第32号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第65号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第42号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第52号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第48号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日告示第37号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第49号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第51号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(全部改正〔平成25年告示32号〕、一部改正〔平成27年告示65号・28年42号・30年52号・31年48号・令和2年37号・令和3年49号〕)

情報伝達に係るもの	無線機器、電池式拡声器
初期消火に係るもの	小型可搬式動力ポンプ、消防用ホース、消防用ホース格納箱、消火器(薬剤の詰め替えを含む。)、消火器格納箱、消防用ホース筒先、地下式消火栓等蓋開工具、訓練用水消火器
救助に係るもの	リヤカー、一輪車、台車、チェンソー、担架、ジャッキ、車椅子(車椅子用補助具を含む。)
避難生活に係るもの	防災倉庫、発動発電機、非常用蓄電池、浄水機、避難生活用テント、避難生活用ベッド、パーテーション、毛布、投光機、強カライ

風水害に係るもの	ト、組立水槽、井戸用ポンプ、仮設トイレ(非常用排便収納袋を含む。)、炊き出し用かまど、炊き出し用釜(炊き出し用かまどと同様に購入する場合には限る。)、非常用食糧(賞味期限が3年以上であるもの)、非常用飲料(賞味期限が3年以上であるもの) 土のう袋、防水シート、ロープ
----------	---

富士市自主防災組織運営補助金交付要綱

〔昭和59年3月29日
告示第27号〕

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために防災活動を行う自主防災組織に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民により自主的に結成された防災のための組織で市長の認められたものをいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、消耗品費、備品費、印刷製本費、報償費その他の市長が自主防災組織の運営に必要なと認められた費用とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条の経費の合計額とし、1自主防災組織につき、自主防災組織を構成する世帯の数に150円を乗じて得た額に1万5,000円を加えた額を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、富士市自主防災組織運営補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならぬ。

- (1) 収支予算書
- (2) 活動計画書
- (3) 任務分担表

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき申請があつたときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市自主防災組織運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、市長が別に定める日までに、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 活動実績書
- (3) 領収書の写し
- (4) 精算書(概算私により補助金の交付を受けた場合に限る。)

(補助金の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市自主防災組織運営補助金交付確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(報 告)

第 9 条 市長は必要があると認めるときは、補助金の使用についての報告を求めることができる。

(委 任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日告示第22号)

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

2 改正後の富士市自主防災組織運営補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金から適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第64号)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に行う補助金の交付の申請に添付する書類については、なお従前の例による。

○富士市生け垣作り補助金交付要綱

平成 6 年 3 月 25 日

告示第 38 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日 告示第 37 号

平成 18 年 3 月 28 日 告示第 27 号

令和元年 8 月 30 日 告示第 61 号

令和 3 年 3 月 31 日 告示第 58 号

令和 3 年 6 月 10 日 告示第 118 号

富士市生けがき作り補助金交付要綱（昭和 54 年 富士市告示第 23 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 緑豊かで住みよく安全な都市環境及び景観づくりを推進するため、生け垣作りをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年 富士市規則第 28 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生け垣 樹木を帯状に植え並べ、竹、くい等の補助材料を使って樹木相互の組合せをしたもの及びこれに類する形態をもった植樹帯をいう。
- (2) ブロック塀等 ブロック塀、コンクリート塀、石積塀その他これらに類するものをいう。

（補助の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、住宅敷地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣作りをする者
- (2) 市内に居住し、住宅敷地の周囲のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをする者
- (3) 市内に事務所、事業所、工場、倉庫、店舗、貸家等を有する者で当該敷地の周囲

のブロック塀等の全部又は一部を撤去した後これに換えて生け垣作りをするもの

2 前項の規定にかかわらず、同一の敷地内において、生け垣に係る補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金要綱（平成 11 年 富士市告示第 34 号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者は、交付の対象としない。

（一部改正〔令和元年告示 61 号〕）

（生け垣の要件）

第 4 条 補助の対象となる生け垣は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものでなければならない。

(1) 設置する生け垣が次のいずれかに該当するものであること。

ア 道路との境界に接していること。

イ 隣地との境界に接していること。

(2) 生け垣の延長は、3メートル以上であること。

(3) 樹木の高さは、外部から眺望して 50 センチメートル以上とし、生け垣の長さ 1 メートル当たりに 2 本以上が列状に植え込まれていること。

(4) 高さが 50 センチメートルを超えるブロック塀等との併設でないこと。

（一部改正〔令和元年告示 61 号・3 年 118 号〕）

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる交付の対象の区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

交付の対象	額
前条第 1 号アに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のい ずれか低い額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、10 万円を限 度とする。
前条第 1 号イに該当する生け垣	生け垣作りに要する経費又は別に定める標準工事費のい ずれか低い額に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、5 万円を限 度とする。

（全部改正〔令和元年告示 61 号〕）

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市生け垣作り補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 植栽計画平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (補助金の交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定に基づき申請があったときは、内容を審査の上、富士市生け垣作り補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (変更の届出)
- 第8条 申請者は、申請書の記載事項に変更のあった場合は、速やかに市長に届け出なければならぬ。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (完了届)
- 第9条 申請者は、補助金の交付の対象となった生け垣作りが完了したときは、生け垣作り完了届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (補助金の交付)
- 第10条 市長は、前条に定める完了届を受理した場合には、書類の審査及び現地調査を行い、適格であると認めるときは補助金を交付するものとする。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (生け垣の管理育成)
- 第11条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道等へののみ出しの防止など生け垣の良好な管理育成に努めなければならない。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
(一部改正〔平成18年告示27号〕)
- 附 則
- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 附 則 (平成17年3月28日告示第37号)
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年3月28日告示第27号)
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和元年8月30日告示第61号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則 (令和3年3月31日告示第58号)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 附 則 (令和3年6月10日告示第118号)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の富士市生け垣作り補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

〔平成11年3月24日
告示第34号
平成17年3月28日告示第37号
平成31年3月29日告示第45号
令和3年3月31日告示第58号
改正〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等耐震改修促進事業 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等改善事業をいう。
- (2) ブロック塀等改善事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路、避難路等又は道路に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (3) ブロック塀等耐震改修事業 地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（通学路又は避難路等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀への改善をする事業（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）をいう。
- (4) 改善 ブロック塀等の改修及びフェンスその他の塀（細積造の塀を除く。）への転換をい、他の塀への転換をするための撤去は、含まない。
- (5) 通学路 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条に規定する通学路（児童が小学校に通うために通行する通学路に限る。）をいう。
- (6) 避難路等 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等をいう。
- (7) 道路 通学路並びに前号の緊急輸送路及び避難路を除く市内全域の道路をいう。

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等改善事業にあつては、富士市生け垣作り補助金交付要綱（平成6年富士市告示第38号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象となし、

3 第1項の規定にかかわらず、問題旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、交付の対象となし、

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 事業実施ブロック塀等の位置図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図とし、通学路、避難路等又は道路を明記すること。）
 - (3) ブロック塀等撤去事業にあつては、施工前の写真（3枚）
 - (4) ブロック塀等改善事業にあつては、施工前の配置図及び写真（3枚）並びに設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）
 - (5) 施工のための見積書の写し
 - (6) その他参考となる書類
- (一部改正〔平成31年告示45号〕)
- (交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書

(第2号様式) により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行箇所の変更

(イ) 総事業費の20パーセントを超える額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内にあって、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更承認の申請)

第7条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、ブロック塀等耐震改修事業計画変更承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 第4条第2号から第6号までに掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業実績書

イ 事業の完成を確認できる全景写真（3枚）

ウ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

(2) ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業実績書

イ 事業の完成を確認できる全景及び工事写真（3枚）

ウ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）

エ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成31年告示45号〕)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があつたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金確定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第45号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号)

- この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 (第 3 条関係)

(一部改正 [平成 17 年告示 37 号・31 年 45 号])

事業の区分	補助の対象	経費	補助率 (額)
1	ブロック塀等撤去事業	当該事業に要する経費 (工事費に限る。)	(1) 通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ 1メートルにつき 20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき 26万 6,000円を限度とする。 (2) 道路に面するブロック塀等を撤去する場合 当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき 9,200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、1敷地につき 10万円を限度とする。
2	ブロック塀等改善事業	当該事業に要する経費 (工事費及び設計に要する費用に限る。)	当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の長さ1メートルにつき 8万 8,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、1敷地につき 33万 3,000円を限度とする。

備考 補助額は、通学路又は避難路等に面するブロック塀等を撤去する場合と道路に面するブロック塀等を撤去する場合とを合わせて、1敷地につき 26万 6,000円を限度とする。

富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱

昭和 5 2 年 1 0 月 1 日
告 示 第 7 6 号

(注) 平成 6 年から改正経過を注記した。

改正	昭和 54 年 3 月 31 日 告示 第 22 号	昭和 54 年 9 月 29 日 告示 第 76 号
	昭和 55 年 9 月 30 日 告示 第 76 号	昭和 56 年 3 月 31 日 告示 第 19 号
	昭和 57 年 3 月 29 日 告示 第 20 号	平成 元年 1 月 19 日 告示 第 3 号
	平成 元年 3 月 31 日 告示 第 32 号	平成 元年 6 月 29 日 告示 第 57 号
	平成 3 年 5 月 30 日 告示 第 47 号	平成 4 年 11 月 10 日 告示 第 121 号
	平成 6 年 10 月 31 日 告示 第 127 号	平成 8 年 3 月 25 日 告示 第 15 号
	平成 10 年 11 月 16 日 告示 第 120 号	平成 11 年 6 月 11 日 告示 第 89 号
	平成 11 年 9 月 1 日 告示 第 114 号	平成 12 年 10 月 19 日 告示 第 132 号
	平成 17 年 2 月 28 日 告示 第 21 号	平成 17 年 3 月 28 日 告示 第 37 号
	平成 21 年 6 月 1 日 告示 第 105 号	平成 27 年 2 月 25 日 告示 第 20 号
	令和 2 年 3 月 4 日 告示 第 22 号	令和 3 年 3 月 31 日 告示 第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等 (土石流及び地すべりを含む。以下同じ。) により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者 (住宅金融支援機構又は一般の金融機関による親族居住用住宅の融資を受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下「移転者」という。) に対して補助金を交付することについて、富士市補助金等交付規則 (昭和 42 年富士市規則第 28 号。以下「規則」という。) によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 [平成 8 年告示 15 号・10 年 120 号・21 年 105 号])

(定義)

第 2 条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告又は避難指示を行った住宅については、当該避難勧告又は避難指示が公示された日から 6 月を経過しているものに限る。

- 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 39 条第 1 項の規定に基づき県知事が静岡県建築基準条例 (昭和 48 年静岡県条例第 17 号。以下「県条例」という。) 第 3 条の規定により指定した災害危険区域
- 法第 40 条の規定に基づき県条例第 10 条の規定により建築を制限している区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域

- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域
 2 この要綱において「移転」とは、危険住宅を安全な場所へ移転することをいう。
 （一部改正〔平成10年告示120号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕）
 （補助の対象等）

第3条 市長は、移転者に対し、次に掲げる経費の全部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費（97万5,000円を1戸当たりの補助限度額とする。）
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（建設又は購入に必要な土地の取得を含む。）又は改修（以下「住宅建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利息（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額（建設、購入又は改修の場合にあつては465万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては60万8,000円を限度とする。）
 （一部改正〔平成6年告示127号・8年15号・10年120号・11年89号・12年132号・21年105号・27年20号・令和2年22号〕）
 （補助金交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) がけ地近接危険住宅移転計画書（第2号様式）
- (2) 危険住宅概要書（第3号様式）
- (3) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合には、当該所有者の同意書（第3号様式の2）
- (4) 危険住宅の敷地が借地の場合にあつては、当該土地所有者の誓約書（第3号様式の3）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了の届出）
 第5条 移転者が、移転を完了したときは、住宅移転完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (2) 新住宅及び旧住宅跡地の写真
- (3) 危険住宅の除却費等の領収書の写し又はこれに代わる書類
- (4) 住宅建設等に要した資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類
- (5) 跡地を管理する誓約書（第6号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類
 （一部改正〔平成11年告示114号・令和2年22号〕）
 （補助金の交付）

第6条 補助金は、移転の完了の確認を行った後移転者の請求により交付する。
 （補助金の交付の取消し等）

第7条 市長は、第4条第2項の規定による補助金交付の決定通知又は前条の規定により補助金の交付を受けた移転者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又

は返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反して建築物を建築したとき。
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき。
- (4) 工事を中止したとき。
- (5) 規則及びこの要綱に基づく申請、報告等の内容にいつわりがあつたとき。

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、その旨を移転者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じられた移転者は、富士市がけ地近接危険住宅移転補助金返納通知書（第7号様式）により、その補助金を返還しなければならない。
 （標識の設置）

第9条 市長は、危険住宅の移転が完了したときは危険住宅の跡地の見やすい場所に、標識（第8号様式）を設置するものとする。
 （補則）

第10条 この要綱の施行に必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日告示第22号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（昭和54年9月29日告示第76号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第3条第2号の規定は、昭和54年8月7日から適用する。

附 則（昭和55年9月30日告示第76号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の要綱の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月31日告示第19号）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日告示第20号抄）

1 この要綱は、公示の日から施行する。（後略）

附 則（平成元年1月19日告示第3号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日告示第32号）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月29日告示第57号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成3年5月30日告示第47号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年11月10日告示第121号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定

富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

- は、平成4年4月9日から適用する。
- 附 則（平成6年10月31日告示第127号）
この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成6年6月23日から適用する。
- 附 則（平成8年3月25日告示第15号）
この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 附 則（平成10年11月16日告示第120号）
この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱第2条及び第3条の規定は、平成10年4月8日から適用する。
- 附 則（平成11年6月11日告示第89号）
この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 附 則（平成11年9月1日告示第114号）
この要綱は、公示の日から施行する。
- 附 則（平成12年10月19日告示第132号）
この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年2月28日告示第21号）
この要綱は、平成17年3月7日から施行する。
- 附 則（平成17年3月28日告示第37号）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年6月1日告示第105号）
この要綱は、公示の日から施行する。
- 附 則（平成27年2月25日告示第20号）
この要綱は、公示の日から施行する。
- 附 則（令和2年3月4日告示第22号）
この要綱は、公示の日から施行する。
- 附 則（令和3年3月31日告示第58号）
1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

改正	平成11年9月1日告示第115号	〔平成9年3月24日告示第31号〕
	平成14年6月5日告示第102号	
	平成17年3月28日告示第37号	
	平成18年9月4日告示第133号	
	平成22年3月30日告示第54号	
	平成24年9月14日告示第179号	
	平成25年3月29日告示第30号	
	平成27年3月31日告示第57号	
	平成28年3月30日告示第40号	
	令和3年3月31日告示第58号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「既存建築物耐震性向上事業」とは、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第1項の既存建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断（木造住宅及び特定建築物にあっては、耐震補強計画の作成を含む。）を実施する事業をいう。

2 この要綱において「木造住宅」とは、木造軸組工法で建築された一戸建て住宅、長屋及び共同住宅並びにこれらの建築物のうち住宅以外の用途を兼ねるものであって、当該住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。

3 この要綱において「特定建築物」とは、次の各号のいずれにも適合する建築物をいう。

- ア 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）
 - イ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）
 - (2) 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。
 - (3) 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園及び保育所にあつては、500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大ききものであること。
 - (4) 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
 - (5) 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。
- (一部改正〔平成11年告示115号・14年102号・18年133号・22年54号〕)

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、対象建築物の所有者が行う既存建築物耐震性向上事業に要する経費とし、補助額は、建築物1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する木造住宅（貸家を除く。）について既存建築物耐震性向上事業を実施する場合における補助額は、建築物1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額とする。

- (1) 65歳以上の者のみが居住するもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体障害者福祉法（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表1級の項又は2級の項に該当する者に限る。）が居住するもの

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者が居住するもの
 (4) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者が居住するもの
 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
 (全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成25年告示30号・28年40号〕)
 (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 (2) 収支予算書
 (3) その他市長が必要と認める書類
 (一部改正〔平成28年告示40号〕)
 (交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 (ア) 施行箇所の変更
 (イ) 総事業費の20パーセントを超える額の変更
 イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 (変更承認の申請)

第6条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、既存建築物耐震性向上事業変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
 (2) 収支決算書

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成11年告示115号〕)

附 則（平成11年9月1日告示第115号）

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成14年6月5日告示第102号）

この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年9月4日告示第133号）

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第54号）

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

附 則（平成24年9月14日告示第179号）

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第30号）

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
 附 則（平成27年3月31日告示第57号）
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則（平成28年3月30日告示第40号）
 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第3条関係）

(全部改正〔平成18年告示133号〕、一部改正〔平成22年告示54号・24年179号・25年30号・27年57号〕)

事業内容	構造・用途等	延べ面積 面積区分なし	基準額
耐震診断及び耐震補強計画の作成	木造住宅	面積区分なし	15万4,000円（耐震補強計画の作成のみを行う場合にあっては、14万4,000円）
耐震診断	木造住宅以外の戸建て住宅 その他（木造住宅を除く。）	面積区分なし	13万円
		延べ面積1,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額
		延べ面積2,000平方メートルを超える部分	延べ面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
耐震補強計画の作成	特定建築物	1,000平方メートル未満 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 2,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	240万円 420万円 540万円

富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱

改正	〔 平成14年6月5日 告示第103号 平成16年4月1日告示第55号 平成17年3月28日告示第37号 平成18年9月4日告示第134号 平成19年3月28日告示第26号 平成20年3月27日告示第34号 (題名改称)	平成22年3月30日告示第55号
		平成23年1月28日告示第14号
		平成23年8月25日告示第167号
		平成28年12月15日告示第211号
		平成31年3月29日告示第44号
		令和2年10月30日告示第174号
		令和3年9月10日告示第153号
		令和4年3月30日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅又は建築物（以下「木造住宅等」という。）の倒壊による災害を防止するため、木造住宅等耐震補強事業を実施する当該木造住宅等の所有者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成20年告示34号〕）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等耐震補強事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅等及び同日において工事中であった木造住宅等の耐震補強工事を実施する事業をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法で居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (3) 建築物 木造住宅以外の建物で、次のアからカまでのいずれにも適合するものをいう。
 - ア 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、給食提供施設等をいう。）
 - (イ) 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル、マンション等をいう。）
 - イ 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500平方メートル以上であること。
 - ウ 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園及び保育所にあつては、500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であつて倒壊した場合に周辺の市街地にとぼす影響が大きいためであること。
 - エ 地震に対して安全な構造とする旨の市長による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導を受けたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
 - オ 耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたものであること。
 - カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律又は建築基準法の規定による計画の認定を受けて耐震化を行うものであること。
 - (4) 耐震補強工事 地震に対する安全性の向上を目的とした補強（増築及び模様替えを伴う補強を含む。）を行う工事をいう。

（一部改正〔平成20年告示34号・22年55号〕）

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるところとする。

2 前項の場合において、1棟当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

（一部改正〔平成16年告示55号〕）

（計画の提出等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震補強計画の作成までに木造住宅等耐震補強事業費補助金事業計画書（第1号様式。（以下この条において「計画書」という。））に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となるものであると認めるときは、当該計画書を承認し、木造住宅等耐震補強事業費補助金計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（追加〔令和3年告示45号〕）

（交付の申請）

第5条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受け、耐震補強計画の作成が完了したときは、工事の着工前までに木造住宅等耐震補強事業費補助金交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、木造住宅等耐震補強事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更しようとする場合

イ 総事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の取支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（一部改正〔令和3年告示45号〕）

（変更承認の申請）

第8条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、木造住宅等耐震補強事業計画変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（一部改正〔令和3年告示45号〕）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により完了の報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅等耐震補強事業費補助金確定通知書（第7号様式）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年告示34号・令和3年45号〕）

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和3年告示45号〕）

附 則

- (施行期日)
- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(一部改正 [平成19年告示26号・23年14号・令和2年174号])
(経過措置)
 - 2 平成23年2月1日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に属するこの要綱の適用については、第8条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは「平成24年3月31日」と、別表中「50万円」とあるのは「80万円」と、「70万円」とあるのは「100万円」とする。
(追加 [平成23年告示14号]、一部改正 [令和2年告示174号])
 - 3 平成29年1月4日以後に補助金の交付を申請し、同年3月31日までに交付の決定を受けた補助事業に属する第8条の規定の適用については、同条第2項中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月の末日」とあるのは、「平成30年3月31日」とする。
(追加 [平成28年告示211号])
(補助額の特例等)
 - 4 木造住宅であって次に掲げる要件の全てに該当するものに係る補助額は、別表の規定により算出した額に、1棟ごとに、当該事業に要する経費から別表の規定により算出した額を減じたものと15万円とを比較していずれか少ない額を加えて得た額とする。
(1) 耐震診断の結果、倒壊の可能性の高い住宅であること。
(2) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。
(3) 家具の固定を行う住宅であること。
(4) 耐震補強の宣伝等を行う住宅であること。
(追加 [令和2年告示174号]、一部改正 [令和3年告示45号])
 - 5 前項の規定は、令和2年11月1日以後に補助金の交付を申請し、市長が別に定める日までに交付の決定を受けた補助事業について適用する。
(追加 [令和2年告示174号]、一部改正 [令和3年告示153号])
附 則 (平成16年4月1日告示第55号)
 - 1 この要綱は、公示の日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (平成17年3月28日告示第37号)
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年9月4日告示第134号)
この要綱は、公示の日から施行する。
 - 1 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。
附 則 (平成19年3月28日告示第26号)
この要綱は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱別表の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (平成20年3月27日告示第34号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月30日告示第55号)
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (平成23年1月28日告示第14号)
この要綱は、平成23年1月28日から施行する。
附 則 (平成23年8月25日告示第167号)
この要綱は、公示の日から施行する。
 - 1 この要綱は、公示の日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年6月30日以後に工事請負契約を締結する耐震補強工事に係る補助金から適用する。

- 附 則 (平成28年12月15日告示第211号)
- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (平成31年3月29日告示第44号)
 - 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年10月30日告示第174号)
 - 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
 - 2 改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
附 則 (令和3年3月31日告示第45号)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 (令和3年9月10日告示第153号)
- この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。
附 則 (令和4年3月30日告示第59号)
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
別表 (第3条関係)
(全部改正 [平成20年告示34号]、一部改正 [平成22年告示55号・23年167号・28年211号・31年44号・令和3年45号・4年59号])

区分	補助の対象	補助額
木造住宅	一の年度において、対象木造住宅の所有者が行う設計及び耐震補強計画の作成に係る経費(当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱(平成9年富士市告示第31号)に係る補助を受けている場合を除く。)並びに木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	1棟ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円(別に定める高齢者等が居住する住宅にあっては、120万円)
建築物	対象建築物の所有者が行う木造住宅等耐震補強事業に要する工事費	(当該対象木造住宅が富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に係る補助を受けている場合を除く。)並びに木造住宅等耐震補強事業に要する経費と対象建築物の延べ面積に4万7,300円(免震工法その他特殊な工法によるものにあつては、8万円)を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額に、100分の23を乗じて得た額とする。

- 第1号様式 (第4条関係)
(追加 [令和3年告示45号])
- 第2号様式 (第4条関係)
(追加 [令和3年告示45号])
- 第3号様式 (第5条関係)
(追加 [令和3年告示45号])
- 第4号様式 (第6条関係)
(一部改正 [平成20年告示34号・令和3年45号])
- 第5号様式 (第8条関係)
(一部改正 [平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号])
- 第6号様式 (第9条関係)
(一部改正 [平成17年告示37号・20年34号・令和3年45号])
- 第7号様式 (第10条関係)
(一部改正 [平成20年告示34号・令和3年45号])

富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱

(利子助成金の交付)

第8条 市長は、利子助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、第4条の規定により算出された利子助成金を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年の3月31日まで）の2期に区分し、それぞれ10月及び4月に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の期別ごとに金融機関への返済額を証する書類を市長に提出しなければならぬ。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月28日告示第21号)

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日告示第39号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第58号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

平成22年3月30日告示第49号

改正 平成24年3月30日告示第37号

令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における緑豊かで安全な生活環境を保全するため、市民生活の安全上支障となる樹木の除去を行うものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 [平成24年告示37号])

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次項に規定する樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する町内会（住民により自主的に組織された自治会をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる樹木（以下「補助対象樹木」という。）は、市民生活の安全上支障となる状態であり、かつ、高さが15メートル以上である樹木とする。ただし、市長が必要と認める樹木については、この限りでない。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 樹木の除去に要する経費のうち、町内会が事業者に対して支払う次の費用

ア 建設機械の借上料

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

(2) その他市長が必要と認める費用

(一部改正 [平成24年告示37号])

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象樹木の存する土地1か所につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、前項の土地1か所につき1回限りとする。

(一部改正 [平成24年告示37号])

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 位置図

(3) 樹木の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(一部改正 [平成24年告示37号])

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要な条件を付することができる。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費に係る領収書の写し

（2）事業完了後の写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市地域支障樹木除去事業補助金確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（一部改正〔平成24年告示37号〕）

（交付の決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の運用が不適当と認められたとき。

（3）虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（4）事業を中止し、又は廃止したとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付要綱

〔平成29年3月31日
告示第48号〕

改正 令和3年3月31日告示第58号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命を守るため、住宅内に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるものほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）耐震シェルター 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的とした箱状の設備として市長が認めるものをいう。

（2）防災ベッド 住宅内に設置することにより、地震発生時に当該住宅に居住する者の命を守る安全な空間を確保することを目的としたベッドとして市長が認めるものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、耐震シェルター又は防災ベッドを次のいずれにも該当する住宅の1階部分に設置する事業とする。

（1）昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で現に居住の用に供するものであること。

（2）耐震診断の結果、倒壊の可能性があることと判断されたものであること。

（3）申請に係る住宅が富士市木造住宅等耐震補強事業費補助金交付要綱（平成14年富士市告示第103号）による補助を受けていないものであること。

（補助の対象経費及び補助額）

第4条 補助の対象経費及び補助額は、別表に定めるところとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

（1）次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（3）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更等の承認申請）

第8条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、耐震シェルター及び防災ベッド設置事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金確立通知書（第5号様式）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	補助の対象経費	補助額
耐震シェルター	耐震シェルターの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、12万5,000円を限度とする。
防災ベッド	防災ベッドの設置に要する費用（附帯工事費及び附属品に係る費用を除く。）	補助の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

市域内の高校

学 校 名	所 在 地	電 話	F A X	生徒数
富士市立高等学校	比奈1654	34-1024	38-3223	全日制 645
静岡県立吉原工業高等学校	比奈2300	34-1045	38-3018	全日制 335
静岡県立吉原高等学校	今泉2160	52-1440	52-8082	全日制 506
静岡県立富士東高等学校	今泉2921	21-4371	21-1493	全日制 611
静岡県立富士高等学校	松本17	61-0100	64-7349	全日制 854
富士見高等学校（私立）	平塚町1-1	61-0250	63-5040	定時制 83
				全日制 1,048

（令和5年5月1日現在）

児童生徒数一覽表

(令和5年5月1日現在)

学校名	所在地	電話	児童数	学級数
吉原小学校	高嶺町6-1	52-4190	499	20
今泉 "	今泉3-17-1	52-2011	546	20
伝法 "	伝法2743	52-0027	637	25
神戸 "	神戸633	21-2192	197	10
元吉原 "	今井3-4-2	33-0004	275	13
東 "	西船津220	34-0274	52	6
須津 "	中里1019	34-0049	542	21
吉永第一 "	比奈1431	34-0228	341	16
吉永第二 "	鶴無ヶ淵149-1	21-2190	90	6
原田 "	原田480	52-0897	344	14
大淵第一 "	大淵3012	35-0009	584	25
富士第一 "	本市場280-2	61-0042	689	25
富士第二 "	横割1-8-1	61-0414	566	21
田子浦 "	中丸98	61-0327	590	22
岩松 "	松岡850	61-0917	475	19
鷹岡 "	久沢2-3-1	71-3855	559	19
広見 "	広見本町1-1	21-2191	600	23
丘 "	厚原2075	71-6050	839	29
富士見台 "	富士見台1-12	21-4518	277	14
富士南 "	宮下551	63-7025	910	31
天間 "	天間50	71-0333	311	14
岩松北 "	岩本123-1	64-8890	621	22
富士中央 "	米之宮町295	60-1211	560	20
青葉台 "	一色295	21-6310	493	19
富士川第一 "	岩淵107	81-0481	345	14
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二小学校)	北松野1963-6	85-2005	300	14
小学校合計	27校	—	12,247	482

学校名	所在地	電話	生徒数	学級数
吉原第一中学校	永田北町7-1	52-0160	587	22
吉原第二 "	今泉1955	51-1115	525	16
吉原第三 "	比奈2126	34-0868	237	11
元吉原 "	鈴川中町28-1	33-0065	127	7
吉原東 "	比奈75	34-0283	99	4
須津 "	中里1156	34-0144	354	14
大淵 "	大淵2920	35-0021	314	14
富士 "	中島320	61-1390	601	23
田子浦 "	中丸411	61-0534	365	15
岩松 "	松岡2353-1	61-0931	575	18
富士南 "	森島550	61-2084	772	28
鷹岡 "	久沢713	71-3354	407	14
岳陽 "	伝法630	71-7955	713	25
吉原北 "	原田2259	21-0280	358	12
富士川第一 "	岩淵855-3	81-0482	170	8
富士川第二小中一貫校 松野学園 (富士川第二中学校)	北松野1963-6	85-3333	167	7
(私立)富士見中学校	平垣町1-1	61-0250	39	3
中学校合計	17校	—	6,410	241

静岡県 L P ガス協会 東支部 富士地区 区会 会員名簿

販売所名	販売所所在地	電話番号	FAX 番号
エネジ (株) 富士営業所	富士市八代町 9-8	0545-53-2544	0545-53-2502
(株) 一商会	富士市今泉 2568-1	0545-21-1319	0545-21-6965
小川石油	富士市富士岡 26-18	0545-38-0038	0545-38-2842
フジ・エルピーエー 協同組合	富士市津田 228-1	0545-52-5181	0545-52-5181
協和プロパン	富士市浅間上町 21-26	0545-51-2582	0545-51-2611
(有) 小谷商店	富士市宇東川西町 3-6	0545-52-0528	0545-52-0528
岩藤石油 (株)	富士市横割 3-6-41	0545-61-1272	0545-61-1599
(株) サイサン 富士営業所	富士市水戸島元町 1-9	0545-62-7662	0545-62-7682
イワタニ 静岡 (株) 富士営業所	富士市日乃出町 120	0545-30-7820	0545-30-7821
(株) トーシン ホームガス	富士市青島 195	0545-52-3243	0545-52-3543
(株) 佐野プロパン	富士市御幸町 11-11	0545-52-3525	0545-52-3542
静岡資材 (株) 富士販売支店	富士市中里 2561-147	0545-32-0321	0545-32-0331
植染ライフ サービス (株) 東部営業所	富士市五貫島 704-102	0545-65-5321	0545-60-7321
白川商店	富士市吉原 1-4-11	0545-52-1394	0545-52-1394
(有) スギヤマ	富士市宮下 98-8	0545-62-1924	0545-62-1684
杉山プロパン (株)	富士市今泉 3-13-2	0545-52-1863	0545-52-1626
鈴木商店	富士市厚原 354	0545-71-3928	0545-71-0572
(株) スズキ	富士市本市場 104-1	0545-61-0026	0545-61-0392
丸善商店	富士市中里 1285	0545-34-0164	0545-34-0164
鈴木燃料店	富士市今泉 8-16-34	0545-52-2271	0545-52-2271
鈴木商事 (株) 富士支店	富士市鈴川本町 3-17	0545-33-0795	0545-33-0911
(有) 鈴木商店	富士市今井 1-1-14	0545-33-0010	0545-33-2543
鈴木プロパン	富士市比奈 1357-19	0545-34-0686	0545-34-0686
Life shop S E I	富士市今泉 2551-4	0545-52-2444	0545-52-1381
中央ガス (株)	富士市富士町 14-8	0545-63-2600	0545-63-2601
辻プロパン店	富士市鮫島 540	0545-61-2235	0545-62-5998
(株) ザ・トーカイ 富士支店	富士市中島 74-1	0545-61-4025	0545-63-2794
(株) 鈴与 ガス あんしん ネット 静岡 富士営業所	富士市大淵 2670	0545-35-3573	0545-35-2094
東海溶材 (株) 富士営業所	富士市蓼原 1066	0545-61-1258	
(株) 中川	富士市中里 172-18	0545-34-0042	0545-34-0549
中島酒店プロパン部	富士市岩本 2137	0545-61-0908	0545-63-5305
(株) ナガシマ	富士市松岡 2415	0545-61-0936	0545-61-0184
長橋商店	富士市大野新田 71	0545-33-0248	0545-33-0248
西村プロパン	富士市入山瀬 372-1	0545-71-1076	0545-71-1076
野口酸素 (株)	富士市島田町 1 丁目 46-1	0545-52-3126	0545-53-4135
富士アセチレン工業 (株)	富士市蓼原 44-1	0545-61-3195	0545-61-6990
富士酸業工業 (株)	富士市津田 228-1	0545-52-5060	0545-53-3235
(株) 富士商事	富士市伝法 3153	0545-52-4748	0545-52-3050
(株) 富士電機工業所	富士市依田原町 5-8	0545-52-3281	0545-52-3226
(株) 富士溶材	富士市中央町 2-9-7	0545-52-3412	0545-52-3539
ミシク商店	富士市鷹岡本町 8-17	0545-71-3976	0545-71-3976
横瀬産業 (株)	富士市吉原 1-15-6	0545-52-1333	0545-52-7989
米之宮ガス	富士市青葉町 329	0545-61-3599	0545-61-7661

販売所名	販売所所在地	電話番号	FAX 番号
渡辺商店	富士市久沢 889-17	0545-71-2179	0545-71-2179
マルチ住設 (株)	富士市石坂 424-5	0545-21-5504	0545-21-6609
(株) 岳南溶材	富士市中島 191-1	0545-61-1654	0545-61-9644
(有) ヒカリ ガス 工業	富士市天間 1548-11	0545-71-6217	0545-71-0448
草ヶ谷燃料 (株)	富士市中之郷 330-1	0545-81-1230	0545-81-1231
(有) 望月石油店	富士市南松野 1805-1	0545-85-2353	0545-85-1533
(有) フカサワ	富士市南松野 2452-2	0545-85-2242	0545-85-1550
渡辺商店	富士市岩淵 855-48	0545-81-0333	0545-81-0333
旭プロパン 影山商店	富士市中之郷幸町 1316-17	0545-81-3242	0545-81-3242
ガスロック サービス (株) 富士北営業所	富士市厚原 108-4	0545-71-0003	0545-71-0884
(株) ザ・トーカイ 工業事業部 富士営業所	富士市依田橋 299-1	0545-32-2007	0545-32-0046
レモンガス (株) 静岡支店	富士市五貫島 1234	0545-64-3836	0545-64-4365
富士市農業協同組合 ふれあい センター	富士市松本 12-1	0545-61-3085	0545-64-4755
(有) 共政	富士市大淵 3492	0545-35-2247	0545-35-2915
日本ガス興業 (株) 富士営業所	富士市依田橋字田中 136-2	0545-53-8736	0545-53-8302

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
〒420-0064 静岡市本通 6 丁目 1 番 1 0 号

静岡県プロパン会館 3 階
電話 (0)054-255-2451
FAX 054-255-2474

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
東支部
〒410-0055 沼津市高島本町 4 番 1 号
電話 (0)055-923-1070
FAX 055-923-1069

一般社団法人 静岡県 L P ガス協会
東部支部 富士地区区会

〒417-0034 富士市富士市中島 74-1
(株) ザ・トーカイ 富士支店 内
電話 0545-61-4025
FAX 0545-63-2794

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	富士駅南地区	富士駅南地区防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区の特徴、被害想定 ➢ 活動の流れ ➢ 地区を支える団体の活動 ➢ 防災まちづくりの構成 ➢ 避難所運営 ➢ 自主防災会 ➢ 地区として行う防災活動 ➢ 企業・団体との連携推進 	平成27年度

1 2. 災害救助法関連

災害救助法適用基準

富士市の人口 245,392 人（令和 2 年国勢調査）

●対象災害の種類

暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

ア、同時又は相接近して異なる原因による災害

イ、時間的に近接して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害

●適用基準

1. 災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項）

（1）市内の滅失世帯数が 100 世帯以上に達したとき（施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用）

（2）被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数の総数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市内の滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき。（〃第 2 号適用）

（3）ア、被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、市内の被害世帯数が多数であるとき。（〃第 3 号適用）

「多数」とは概ね 5 世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

イ、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情*がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

※「特別の事情」とは次の 2 つの場合

①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

（4）多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じ、以下の基準に該当するとき（〃第 4 号適用）

①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合

②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

2. 災害が発生する恐れ段階の適用（法第 2 条第 2 項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、被害を受ける恐れがある場合。

災害救助法による救助の程度、方法、期間、限度額等

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	費用の種類	期間	特別支援	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者が、自らの實力では住宅を得ることができない者(世帯)	設置維持費、管理運営費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗品費 ・建物(器物)使用料 ・借上(購入)費 ・光熱水費 ・仮設便所等設置費	1人1日当たり 330円以内	期間の延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・避難に当たっては、搬送費は別途計上 ・器物等については、借り上げが原則 ・収容する者は居住地の有無には関係なく、福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮が必要な実費を加算することが可能 ・旅館、ホテル等の借上も可能 ・避難生活が長期にわたる場合等
仮設住宅の併与 (建設型応急住宅)	住宅が全壊・全焼、流失し居住する住宅がない者で、自らの實力では住宅を得ることができない者(世帯)	・原材材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の事務費も含まれる ・直営工事の場合の事務費も含まれる ・法第28条の規定によって従事命令の場合の費用 ・土地の借料は含まれない	災害発生から20日以内 に着手 併与期間:2年以内	1 限度額の引上げ(特別事情がある場合) 2 着手期間の延長、必要最少限度の期間(建設型仮設住宅の場合)	・構造は、1戸建て又は共同住宅形式どちらでも可能 ・概ね350戸以上を概ね同一箇所に設置する場合は、集合施設を設置でき、50戸未満の場合も戸数に応じた小規模な施設を設置可能(面積等別途定める) ・福祉仮設住宅の設置も可能 ・該当事者の選考は選考委員会等により適正に実施
仮設住宅の併与 (賃貸型応急住宅)	住宅が全壊・全焼、流失し居住する住宅がない者で、自らの實力では住宅を得ることができない者(世帯)	・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及び火災保険等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含む ・駐車場料は自己負担が原則 ・主食費：米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等の購入 ・副食費：調味料を含む、品目、数量等については制限なし ・雑費：品目、数量等については制限なし ・燃料費：器物の使用料金又は借上料金、ガス、石油等の包装紙類、茶、はし、使い捨て器等の購入費 ・水の購入費(真にやむを得ない場合に限り、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ修繕及び燃料の経費) ・被服 ・靴 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、電器 ・光熱材料、電器	災害発生から速やかに借上げ、提供 併与期間:2年以内	期間の延長	・その他適切な方法により供与することも可能
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住宅が全半壊(焼)、床上浸水等で炊事のできない者 3 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者 4 床上浸水であるが、自宅において自炊不能な者 5 社会福祉施設の入所者(施設自らでは調理することができない状況の場合)	・水の購入費(真にやむを得ない場合に限り、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ修繕及び燃料の経費) ・被服 ・靴 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、電器 ・光熱材料、電器	1日1人当たり1,180円以内	期間の延長	・現物給与 ・1日3食で計算 ・基準以外の場合(費用限度額以上の場合、職員、消防団員及び応援要員の食料費)は市報内での上限額 ・総経費を延給日数で除した金額が限度額内であればよい(1食は3日)
飲料水の供給	現に飲料水及び炊事用の水に乏しい者(飲料水及び炊事用の水に限る)	・水の購入費(真にやむを得ない場合に限り、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ修繕及び燃料の経費) ・被服 ・靴 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、電器 ・光熱材料、電器	災害発生から7日以内	期間の延長	・給水のため特別な備品購入の際は救助完了後に換金処分が必要 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 ・市を含む一部事務組合からの購入費は非課税
被服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 住宅の全半壊(焼)、流失し、床上浸水等で生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者 2 生活上必要な最低限度の家財等を喪失し、生活必需品が不足しているため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・被服 ・靴 ・身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具、電器 ・光熱材料、電器	災害発生から10日以内	1 期間の延長 2 季別の変更 3 限度額の変更	・現物支給 ・被災者の世帯構成人員は、実際に支給された時点の人数による ・事前購入した給与品を提出した場合は、被災地域における時価(年度当初の評価額)をもとに精算
医療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者	・診療 ・薬劑又は治療材料の薬費 ・処置、手術その他の治療及び衛生 ・看護	5人世帯 3人世帯 4人世帯	6人以上1人を贈与ごとに加算する額 7,800円 11,300円 2,600円 3,600円	・期間経過後は社保、国保に帰属 ・患者移送費は別途計上 ・医療を必要とするに至った原因を問わない ・障害を受け又はは疾病にかかった日時を問わない ・患者自身の経済的能力的に如何を問わない ・被災者のみに限定されない ・妊婦等の移送費は別途計上 ・被災者であるか否かを問わない ・本人の経済的能力的に如何を問わない
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失ったもの(死産及び流産を含む、現に助産を要する状態にあるもの)	・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分娩した日から7日以内	期間の延長	・期間内に発生が明らかにならない場合は死体の埋葬へ切替 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命・身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	・救助のため必要な機械・器具等の借上費 ・修繕費 ・燃料費	災害発生から3日以内	期間の延長	
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力では応急修理できない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住者 3 困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	最小限度の補修費 ・修理用原材材料費 ・労務費 ・材料輸送費 ・工事事務費 ・従事命令の実費(手続費)	災害発生から3ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	期間の延長	・現物給与 ・費用は市町村で限度額以内であれば、調断可能(認定は知事が行う) ・全壊認定の住宅や床上浸水のものには含まない ・同一住宅2以上の世帯が居住している場合は、1世帯のみならず ・アパート等で至1世帯のものは各世帯戸とみなす

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	特別措置	備考
学用品の供与	住家の全半壊(焼)、流出、床上浸水等で学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小・中学校児童・中学生生徒及び高等専門学校等	教科書及び教材 文房具及び通学用品	教科書及び教科書以外の教材で教育委員会編出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材費 小学校児童1人当たり4,700円 中学校生徒1人当たり5,000円 高等学校等生徒1人当たり5,500円	災害発生から1ヶ月以内 災害発生から15日以内	期間の延長	・入進学時には個々の実情に応じて支給 ・特別支援学校は評価 ・備蓄物資は評価
埋葬	1 災害時の混乱の際、死亡した者であること 2 災害のため埋葬を行うことが困難な場合	棺(附属品を含む) ・埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) ・骨つぼ及び骨箱	1体当たり 満12歳未満 213,800円以内 満12歳未満 170,900円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・供花代、酒代等は含まれない ・外国人の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮すること ・死亡、場所の如何を問わない ・災害発生の日以前に死亡した者も対象 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途 ・死亡した原因の如何を問わない ・死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない ・災害発生後日を経過したものは一応死亡したものと推定している
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のため必要な機械・器具等の借上費又購入費、修繕、燃料の費	当該地域における通常の費	災害発生から10日以内	期間の延長	
死体の処理	災害の発生した者の死体に関する処理(埋葬を除く)	洗浄、縫合せ、消毒 一時保存	1体当たり3,500円以内 1 既存建物借上 借上に要する通常の費 2 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 (検案書代は対象経費外)	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として搬 ・時保存用のドライアイスの購入等の経費 ・通常の実費を勘算 ・輸送費、賃金職員雇上費は別途 ・埋葬を前提とした処理
障害物の除去	災害によって住居又はその周辺に障害物が残込まれ、生活上支障があり、自力で除去することができない者	除去のため必要な機械・器具等の借上費又購入費、輸送費、賃金職員雇上費	市内において障害物の除去を行った世帯当たりの平均が338,300円以内	災害発生から10日以内	期間の延長	・救助の実施機関が現物給付として搬 ・日常生活を営むための必要 ・日常生活に欠くことのできない障害、便所 ・炊事場、風呂場、玄関等に限られる ・応急的な除去に限られ、原状回復を目的としない
輸送費及び賃金職員雇上費	被災者の避難に係る経費 1 被災者の搬送 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搬送 6 死体の処理 7 救済目的物の整理処分 に係る輸送又は必要な賃金職員	輸送費(運賃、借上料、燃料費、消耗機油及び修繕料) ・賃金職員雇上費(左記業務を行うために雇った賃金職員に支払う賃金)	当該地域における通常の費	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長(各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長)	・輸送期間だけの延長も可能 ・各救助種目終了後の残務整理のための延長可能
実費弁償	災害救助法施行令第4号から第4号までに規定する者(右記の職種)	医師及び歯科医師 薬剤師 保健師、助産師、看護師及び準看護 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 救急救命士 歯科衛生士 土木技術者及び建築技術者 大工 左官 とび職	1人1日当たり 22,600円以内 16,900円以内 15,800円以内 16,900円以内 14,700円以内 16,900円以内 16,400円以内 28,200円以内 26,700円以内 25,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	期間の延長(各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長)	・時間外勤務手当及び旅費は別途規定
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 雑費 5 使目料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法第1条に定める国庫負担対象年度における各災害に係る左記から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第13条に定める会計年度別区分により当該年度の歳出に充当される額を合算し、各災害の当該年度の歳出した額を国庫負担対象年度に支出した救助業務以外の費用の額の合算額に、右記のイから7までに掲げる区分に応じ、それぞれイから7までに定める割合を乗じて得た合計額	イ 3千円以下の部分の金額100分の10 ロ 3千円を超えて5千円以下の金額100分の9 ハ 6千円を超えて10千円以下の金額100分の8 ニ 10千円を超えて15千円以下の金額100分の7 ホ 15千円を超えて20千円以下の金額100分の6 ヘ 20千円を超えて25千円以下の金額100分の5 ト 25千円を超えて30千円以下の金額100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算を行う期間以内	—	・災害救助費の精算事務を行うのに要した費も含む
災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助の調整事務 対象組織：災害ボランティアセンターの設置運営を行う、社会福祉協議会、NPO団体等	人件費(社協等職員の時間外勤務手当(雇労働、宿直を含む)及び社協等が新たに備える臨時職員及び非常勤職員の賃金) ・旅費(被災自治体から職員ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)	人件費車庫は、当該社協等が支払った事業費のうち、いすれかの小さい額 ・旅費車庫は、当該社協等が支払った事業費のうち、いすれかの小さい額	災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間	—	・災害救助費負担金の国庫負担の対象となすためには、被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に調整事務を委託することが必要

富士市災害弔慰金の支給等に関する条例

改正	昭和50年5月26日条例第15号	〔昭和49年6月22日〕	条例第31号
	昭和53年6月29日条例第25号	昭和52年3月30日条例第10号	
	昭和57年9月30日条例第19号	昭和56年10月1日条例第29号	
	平成3年12月12日条例第30号	昭和62年6月29日条例第26号	
	令和元年6月28日条例第8号	平成23年12月14日条例第19号	
		令和2年6月30日条例第26号	

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 (2) 市民 災害により被害を受けたとき、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下第5条、第6条、第9条及び第10条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、その者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 前項の場合において、同順序の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対し支給した災害弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 次の各号の一に該当するときは災害弔慰金を支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他市長が、特別の事情があると認めた場合（報告の聴取等）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害弔慰金等支給調査審議会)

第11条の2 法第18条の規定に基づき、同条の合議制の機関として、富士市災害弔慰金等支給調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第11条の3 審議会は、委員7人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者（委員の任期）

第11条の4 委員の任期は、委嘱された日から諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に規定する災害（次条において「災害」という。）により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に定める世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

第14条 災害援護資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

2 償還方法は、元利均等の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還によるものとする。ただし、期限前であつても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

4 貸付金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

5 第3項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の連約金を包含するものとする。

6 貸付金の償還を遅延したときは、支払期日の翌日から支払当日までの延滞金額につき年5パーセントの連約金を支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手続等)

第15条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、災害援護資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(一時償還)

第16条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還金の支払猶予等)

第17条 災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除及び報告等については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第12条の規定によるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (昭和50年5月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則 (昭和52年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に適用する。

附 則 (昭和53年6月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に適用する。

附 則 (昭和56年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金について、改正後の第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年12月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年6月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (令和2年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

富士市災害見舞金支給要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給について、必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において「災害」とは、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波、その他異常な自然現象、及び火災により本市の区域内において被害が生じることをいう。

2 この要領において「市民」とは、災害により被害を受けたとき本市の区域内に住所を有している者をいう。

3 この要領において「水損」とは、他の世帯等の火災消火活動により家財等が冠水し、損害が著しい場合をいう。

(支給の対象者)

第 3 条 災害見舞金は、災害により住居の全壊（焼）又は流失、若しくは半壊（焼）の被害、水損の被害を受けた世帯、床上浸水の被害を受けた世帯、災害により負傷し、1ヶ月以上の治療を要する見込みのある者、或いは災害により死亡した市民の遺族に対して支給する。

(遺族への支給の範囲)

第 4 条 災害により死亡した者の遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、死亡者の死亡の当時その者と生計をともにしていた遺族を優先し、その他の遺族を後にする。

2 前項の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3 前2項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対する支給は、その全員に対してなされたものとみなす。

4 災害の際、現にその場に居合わせた者につき、当該災害の止んだ後3月間その生死が明らかでない場合、または、災害による負傷に起因し災害の止んだ後7日以内に死亡した場合、そのものは当該災害によって死亡したものとみなす。

(住居が対象の場合の支給の範囲)

第 5 条 住居が対象の場合、災害見舞金の支給を受ける者は、現にその住居に住居していた世帯の世帯主とする。

(負傷者が対象の場合の支給の範囲)

第 6 条 負傷者が対象の場合は、負傷したその本人とする。

(支給の制限)

第 7 条 災害見舞金は、次の各号の一に該当する場合には支給されない。

(1) 当該災害により被害を受けた者が、次に掲げる弔慰金等の支給を受ける場合

ア 富士市災害弔慰金等の支給に関する条例（昭和49年富士市条例第31号）第3条及び第9条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金

イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条に規定する被災者生活再建支援金

ウ 静岡県被災者自立生活再建支援補助金交付要綱及び被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金

(2) 当該災害が、当該世帯の構成員又は当該死亡若しくは負傷した者の、故意又は重大な過失により生じたものである場合。

(3) 特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合。

(災害見舞金)

第 8 条 災害見舞金の金額は次に掲げるものとする。

(1) 災害により死亡した者1人当たりの災害見舞金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

ア 死亡した者が死亡した当時、その家族の生計を主として維持していた場合 5万円以内

イ ア以外の場合 3万円以内

(2) 住居に対する災害見舞金の額は、住居の被害の程度に応じ次に掲げる額とする。

ア 全壊（焼）又は流失したとき 5万円以内

イ 半壊（焼）のとき 3万円以内

ウ 水損又は床上浸水のとき 1万円以内

(3) 災害により負傷し、1ヶ月以上の治療を要する見込みのある者 2万円以内

(4) その他、市長が支給する必要があると認めた場合 5万円以内

(支給の手続)

第 9 条 市長は、災害見舞金を支給するときは、必要な事項を調査したうえ支給するものとする。また、災害により負傷し1ヶ月以上治療を要する見込みのある者への支給について、市長は、必要があると認めるときは、医師の診断書その他の資料の提出を求めるものとする。

2 市長は災害により死亡したものの遺族が市民でない場合、支給を受ける者が当該死亡者の遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(補 則)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から適用する。

災害被災時における寄附金及び義援金募集事務実施要領

平成24年3月22日制定

(主旨)

第1条 この要領は、被災した公共施設の復旧事業に充てる目的で寄せられる寄附金の募集及び被災した市民に配分する義援金の募集に係る事務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「寄附金」とは、被災した本市の公共施設の復旧事業に充てるために募集し、財政調整基金により管理するものをいう。

2 この要領において「義援金」とは、被災した市民に配分するために募集し、歳入歳出外現金として管理するものをいう。

(募集)

第3条 関係課は、発災後市災害対策本部と協議の上、寄附金及び義援金の募集を速やかに行うものとする。

(募集事務の種類及び分担)

第4条 寄附金及び義援金の募集に係る事務の種類及び分担は、次のとおりとする。

- (1) 広報に係る事務のうち、寄附金及び義援金の募集記事の作成については財政課が、報道機関等との連絡調整及び情報発信についてはシティプロモーション課が所管する。
- (2) 収納は、財政課が所管する。
- (3) 保管は、会計室が所管する。
- (4) 義援金の配分は、福祉総務課が所管する。
- (5) 予算措置は、財政課が所管する。

(広報)

第5条 寄附金及び義援金の募集に係る広報は、市ウェブサイトなどのインターネットメディア、広報紙、ラジオエフ等で行うものとし、記事等については平時に準備し、募集が円滑に行えるよう備えておくものとする。

(収納)

第6条 寄附金及び義援金を受け入れるために、会計管理者と協議のうえ、指定金融機関及び指定代理金融機関のいずれかにそれぞれ専用口座を開設する。

2 寄附金及び義援金は、前項の口座への振込み又は行内に開設する受付窓口での受領により受け入れるものとする。

3 寄附金及び義援金が寄せられた場合は、別に定める「寄附金受付簿」及び「義援金受付簿」に、受付年月日、寄附金及び義援金を寄せた者（以下「寄附者」という。）の氏名、住所を記載して受付状況を明らかにするとともに、当該寄附者に対して別に定める受領書を交付するものとする。

4 前項の受領書は、原則として寄附金に係るものは市長、義援金に係るものは会計管理者名で交付するものとする。

(寄附金及び義援金の保管)

第7条 寄附金及び義援金を現金で受領した場合は、前条第2項に規定する各専用口座へ預け入れるものとする。

2 受領した寄附金及び義援金は別に定める集計表により集計し管理する。

(義援金の配分)

第8条 義援金の配分は、「富士市災害義援金配分委員会設置要領」に定める配分委員会の決定に基づき配分する。

2 義援金の配分は、原則として口座への振込みとする。ただし、やむを得ない事情により口座への振込みができない場合は、直接交付することができる。このときは、受領者から領収書を徴する。

(予算措置)

第9条 寄附金は、財政調整基金に積立て、公共施設の復旧のための財源として適宜これを取崩すものとし、必要な予算措置を行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

富士市災害義援金配分委員会設置要領

(設置)

第1条 富士市における災害に係る義援金を公平かつ効果的に配分するため、富士市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する

- (1) 配分の対象者に関すること。
- (2) 配分の基準に関すること。
- (3) 配分の時期に関すること。
- (4) 配分の方法に関すること。
- (5) その他義援金配分に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 富士市社会福祉協議会会長
 - (2) 富士市民生委員児童協議会会長
 - (3) 富士市町内会連合会会長
 - (4) 福祉部を所管する副市長
 - (5) 総務部長
 - (6) 財政部長
 - (7) 福祉部長
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項に規定する者に事故があるとき、又は欠けたときは、別に定める者が委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、義援金の配分が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができな

い。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求め

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

1 3 . 自衛隊関連

自衛隊等支援要請様式

情報伝達ルート		市町村 → 県方面本部総括班 → 県本部対策班	
情 報 名			
様式番号	101		
救出・救助・捜索活動支援要請			
情報発信期間	經由機関()	經由機関()	情報伝達先機関
受信月日・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分
受信者氏名	日 時 分	日 時 分	日 時 分
発信日時・時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分
発信者氏名	第 号	第 号	第 号
整理番号	第 号	第 号	第 号
要請内容			
要請番号			
要請機関名	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <input type="checkbox"/> 海上保安庁 <input type="checkbox"/> その他()		
活動地域			
要請理由	<input type="checkbox"/> 重量物破壊・撤去 <input type="checkbox"/> 二次災害等の危険 <input type="checkbox"/> 海上漂流 <input type="checkbox"/> 人員不足 <input type="checkbox"/> その他()		
要救助者数	人		
対応期間	開始日時	年 月 日	撤収の間まで
活動内容			
利用可能HP			
利用可能集結地			
現地調整先	組織名		
	連絡先	担当者	電話・無線等
要請備考			

※ 方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町村へ回答する。

※ 方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

自衛隊緊急連絡先一覧

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号	
			代表番号	時間外 (予備)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550-89-1310 (防災行政無線 150-9002)	301 302
富士学校 (富士)	企画室総括班長 又は 防衛業計係長	"	須走 0550-75-2311 (防災行政無線 151-9000)	2200 2234
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 (防災行政無線 153-9001)	3230 ～ 3232
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は 作戦室	ホレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 (防災行政無線 156-9001)	2543 2222 2223

(参考) 自衛隊派遣部隊

○災害派遣(自衛隊法第83条)

陸上自衛隊第34普通科連隊 第3中隊

○地震防災派遣(自衛隊法第83条の2)

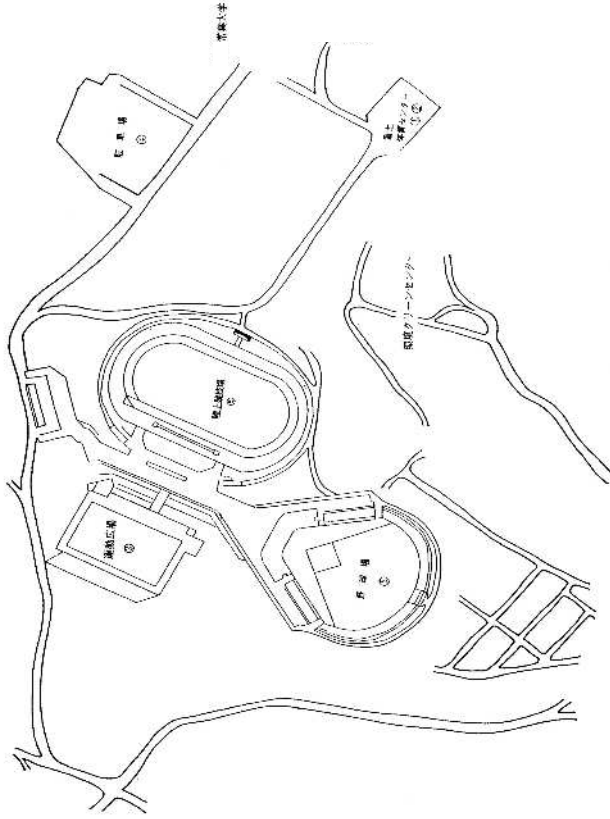
陸上自衛隊富士学校・富士教導団 特科教導隊

自衛隊派遣部隊受入施設

施設の概要

① 本部事務室	富士市総合運動公園 陸上競技場 (富士市中野 671 番地)
② 材料置場及び炊事場	富士市総合運動公園 運動広場
③ 駐 車 場	富士総合運動公園 駐車場 (12,000 m ²)
④ ヘリポート	別紙「防災用ヘリポート」参照
⑦ 上記の管理者	富士市長
⑧ 施設配置図	下記

施設配置図



防災ヘリポート設定状況

番号	防災ヘリポート	所在地	緯度 (北緯)	経度 (東経)	機種別			
					大型	中型	小型	
1	富士総合運動公園 (野球場)	中野 671	35° 11' 37"	138° 41' 03"		○		130×130 巾×長さ
2	富士総合運動公園 (陸上競技場)	中野 671	35° 11' 44"	138° 41' 09"		○		100×150
3	富士市東球場	中里 2626-1	35° 08' 56"	138° 44' 16"		○		95×95
4	富士川緑地公園 (野球場)	五貫島 富士川河川敷	35° 07' 33"	138° 38' 43"		○		90×200
5	かりがね緑地グラウンド	松岡林町地先	35° 09' 51"	138° 37' 47"		○		50×120
6	富士市立高校 (第2グラウンド)	比奈 2770	35° 10' 18"	138° 43' 23"		○		95×95
7	米の宮公園 (多目的広場)	米之宮町 303	35° 09' 39"	138° 39' 29"		○		(90×78)
8	中央公園 (芝生広場)	永田町 2-112	35° 09' 41"	138° 40' 11"		○		(87×75)
9	富士川河川敷憩いの 広場 (野球場)	中之郷地先	35° 08' 20"	138° 37' 35"		○		119×250
10	富士市産業交流展示 場「ふじさんめっせ」 レクリエーションス ペース	柳島 189-8	35° 08' 40"	138° 39' 55"		○		50×60
11	富士市防災 ヘリポート	八代町 212-2	35° 09' 15"	138° 41' 46"		○		50×50
12	俵ススポーツ広場	南松野地先	35° 11' 14"	138° 36' 15"		○		55×110

※緯度・経度は、ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) の地図データにより計測。

※広さの欄のカッコ書きは、障害物(15m未満)間の2点間の距離×2測線の値(実測)。

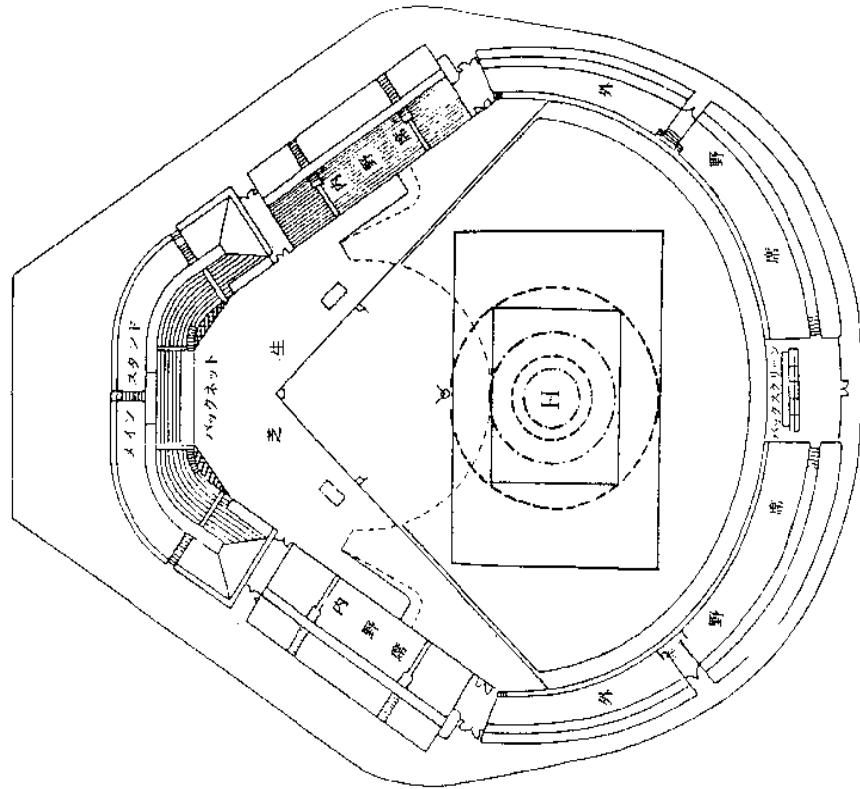
いずれも、いわゆる「防災対応の場外離着陸場の基準」(機体全長+20m以上など)を満たす。

※米の宮公園及び中央公園は、重症患者の広域搬送用ヘリポートとして、被災後の状況を勘案

していずれかを開設する。その場合、米の宮公園を優先する。

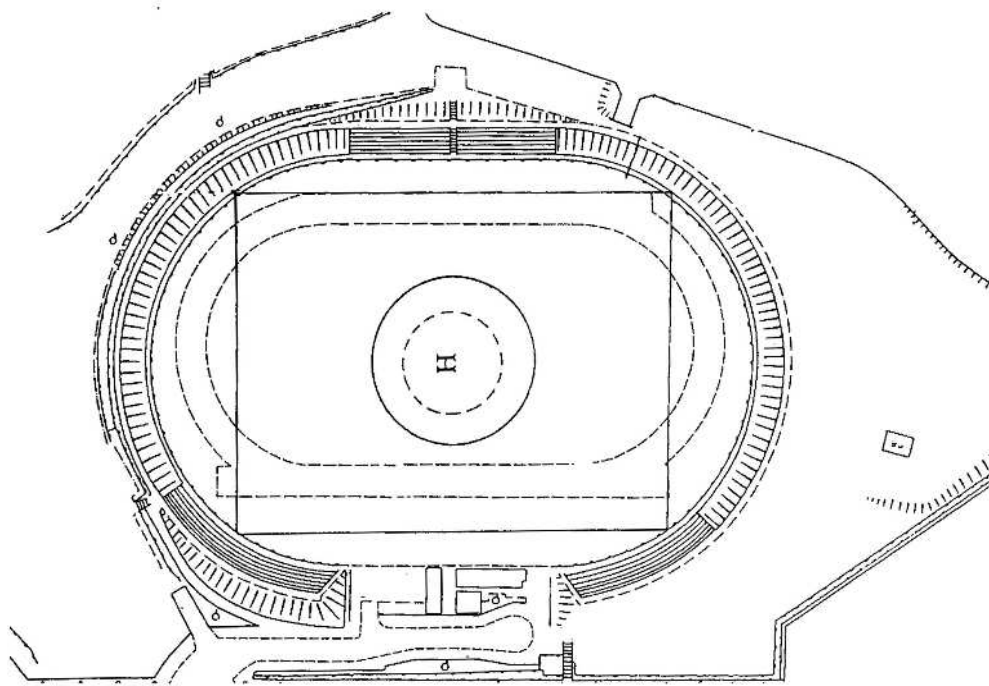
1. 富士総合運動公園野球場

所在地 富士市中野 671 番地
広 さ 130m×130m



2. 富士総合運動公園陸上競技場

所在地 富士市中野 671 番地
広 さ 100m×150m

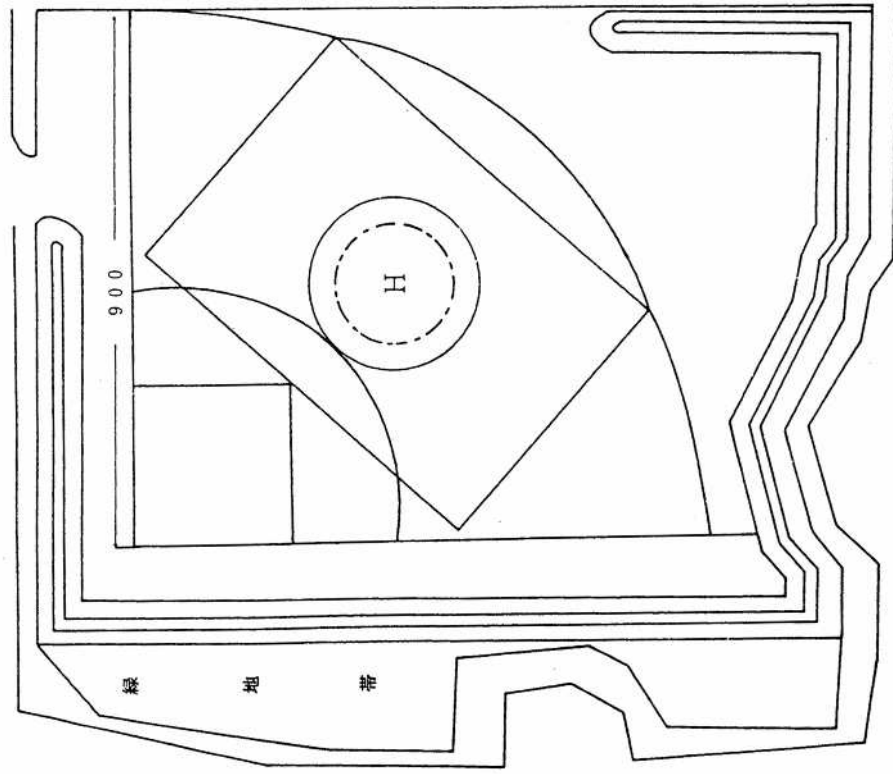


3. 富

土市東球場

所在地 富士市中里 2626 番地の 1

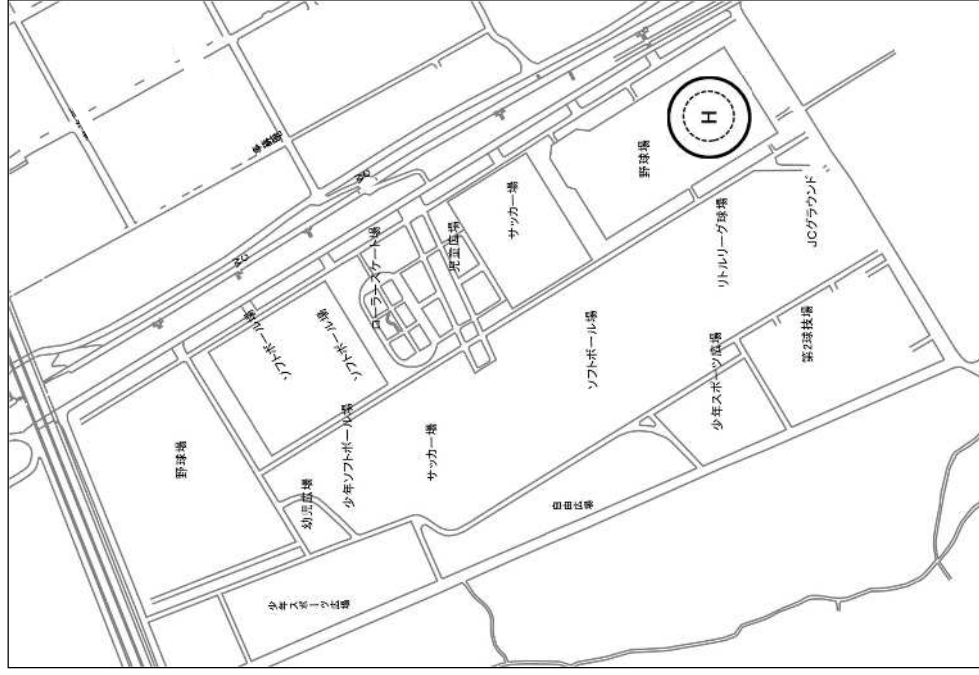
広 さ 95m×95m



4. 富士川緑地公園

所在地 富士市五真高富士川河川敷

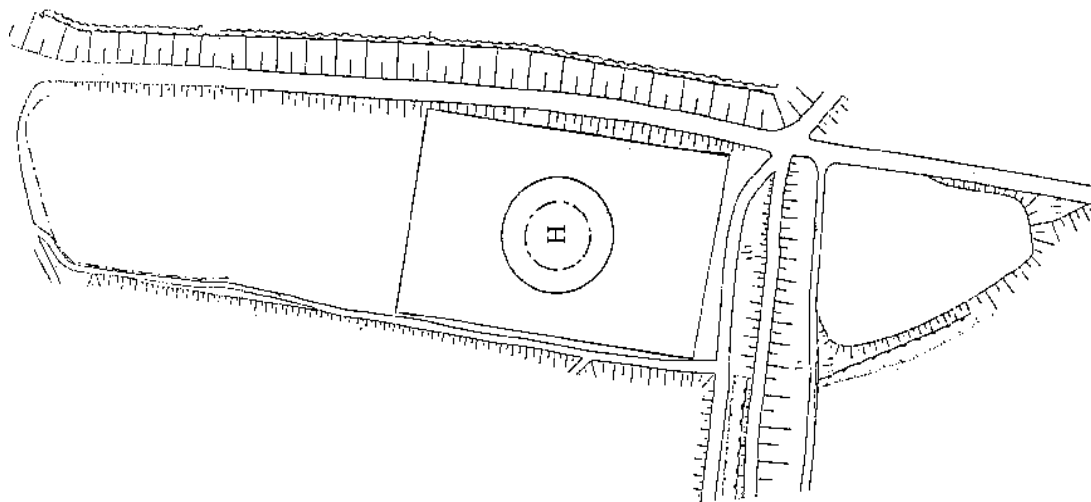
広 さ 90m×200m



5. かりがね緑地公園グラウンド

所在地 富士市松岡林町地先

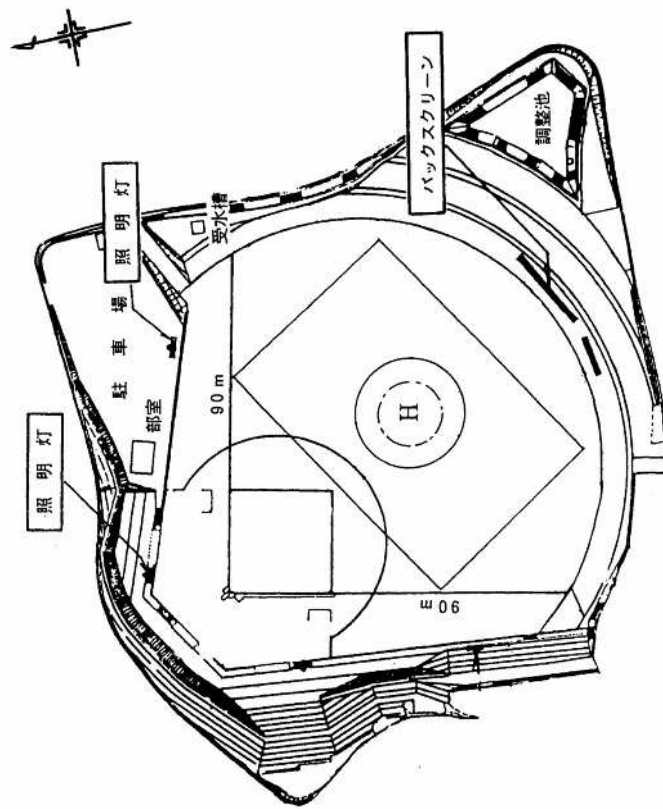
広さ 50m×120m



6. 富士市立高校第2グラウンド

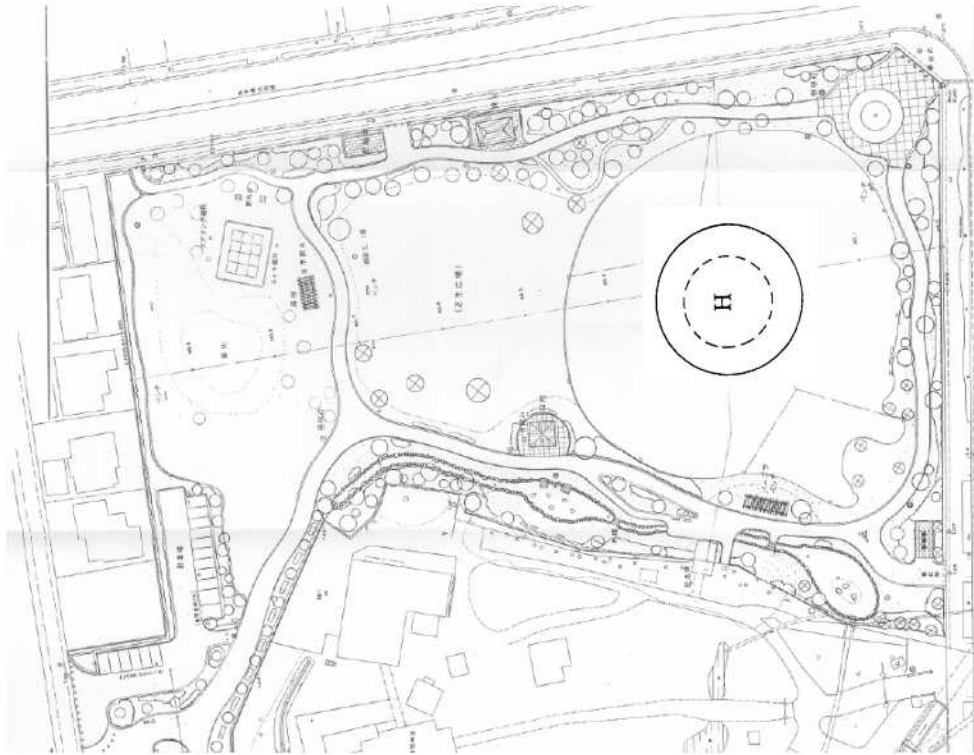
所在地 富士市比奈 2770

広さ 95m×95m



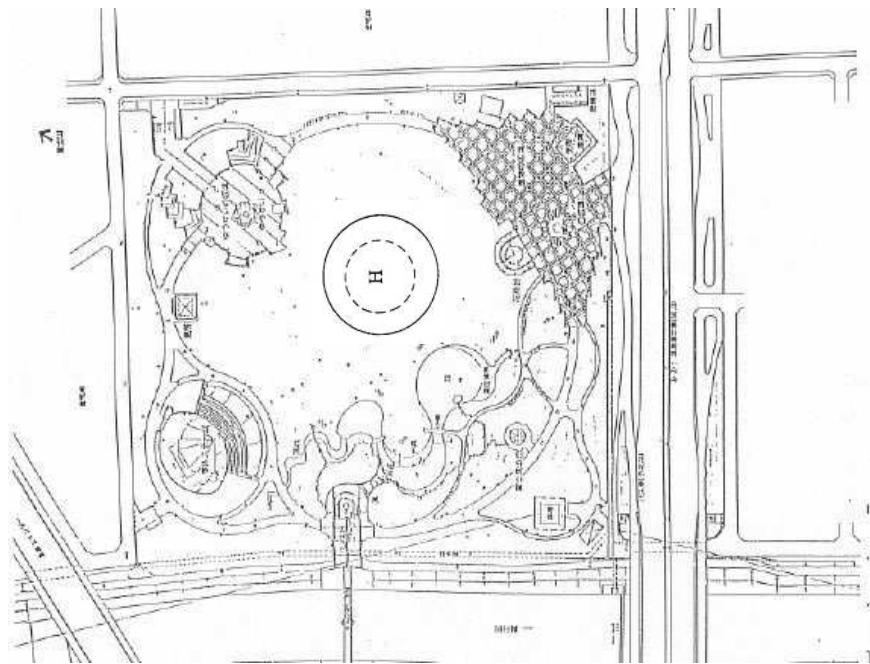
7. 米の宮公園 (多目的広場)

所在地 富士市米之宮町 303
広 さ (90m×78m)



8. 中央公園 (芝生広場)

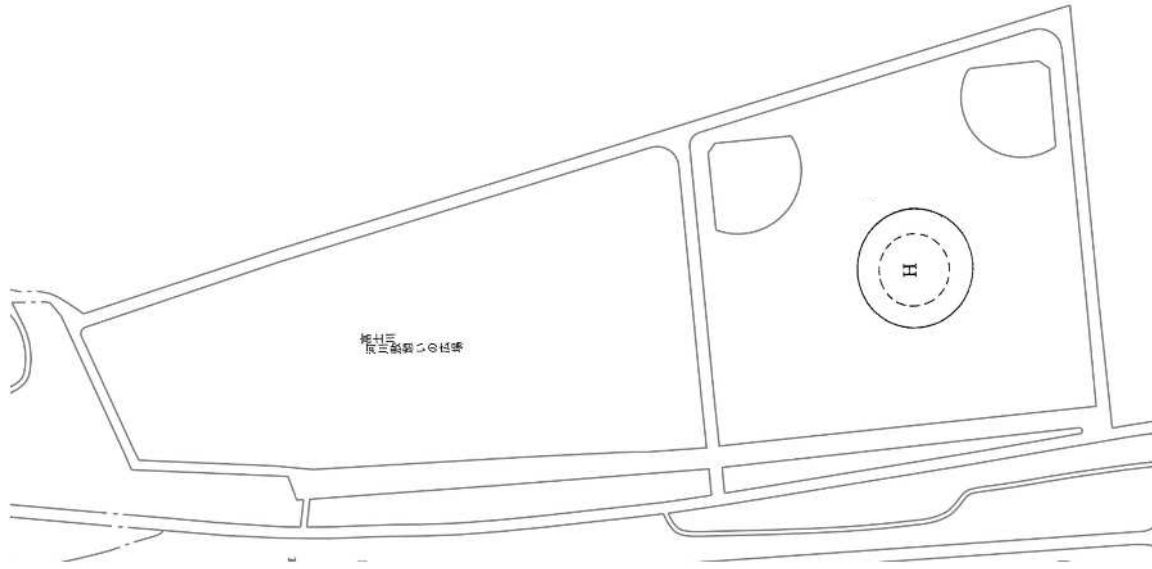
所在地 富士市永田町 2-112
広 さ (87m×75m)



9. 富士川河川敷憩いの広場（野球場）

所在地 富士市中之郷地先

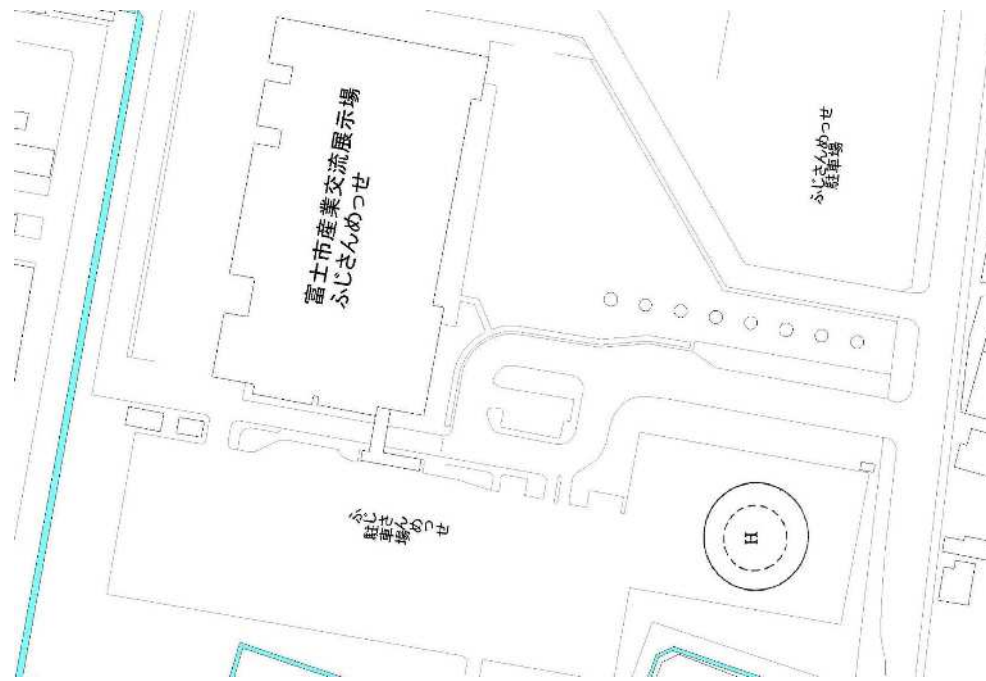
広 さ (119m×250m)



10. 富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」レクリエーションスペース

所在地 富士市柳島 189-8

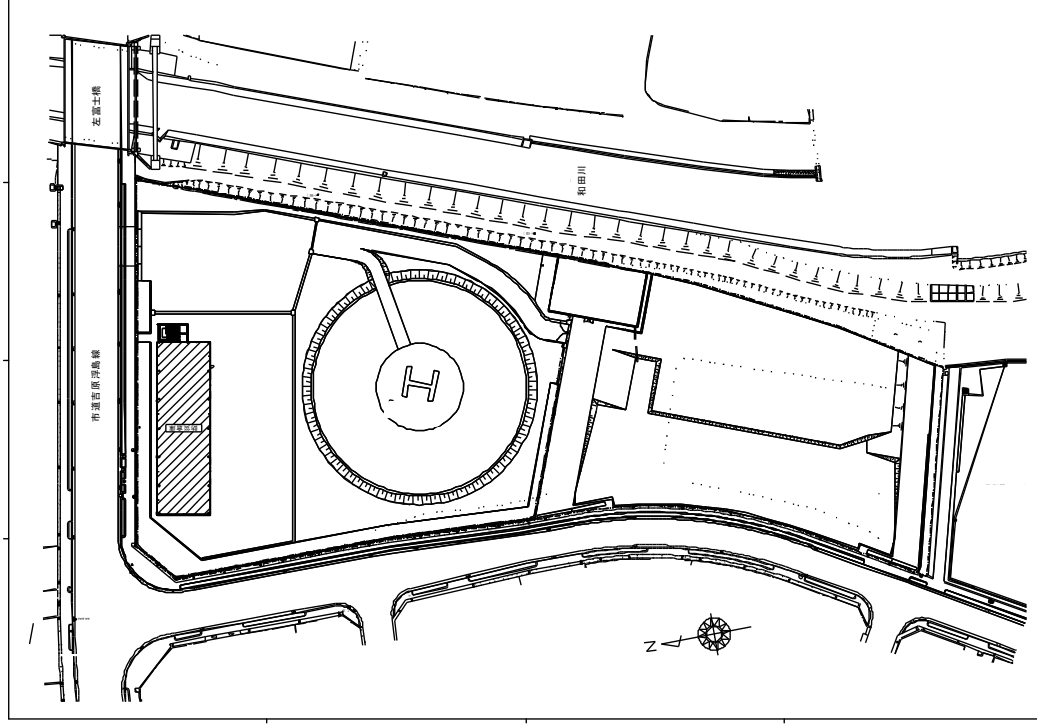
広 さ (50m×60m)



11. 富士市防災ヘリポート

所在地 富士市八代町 212-2

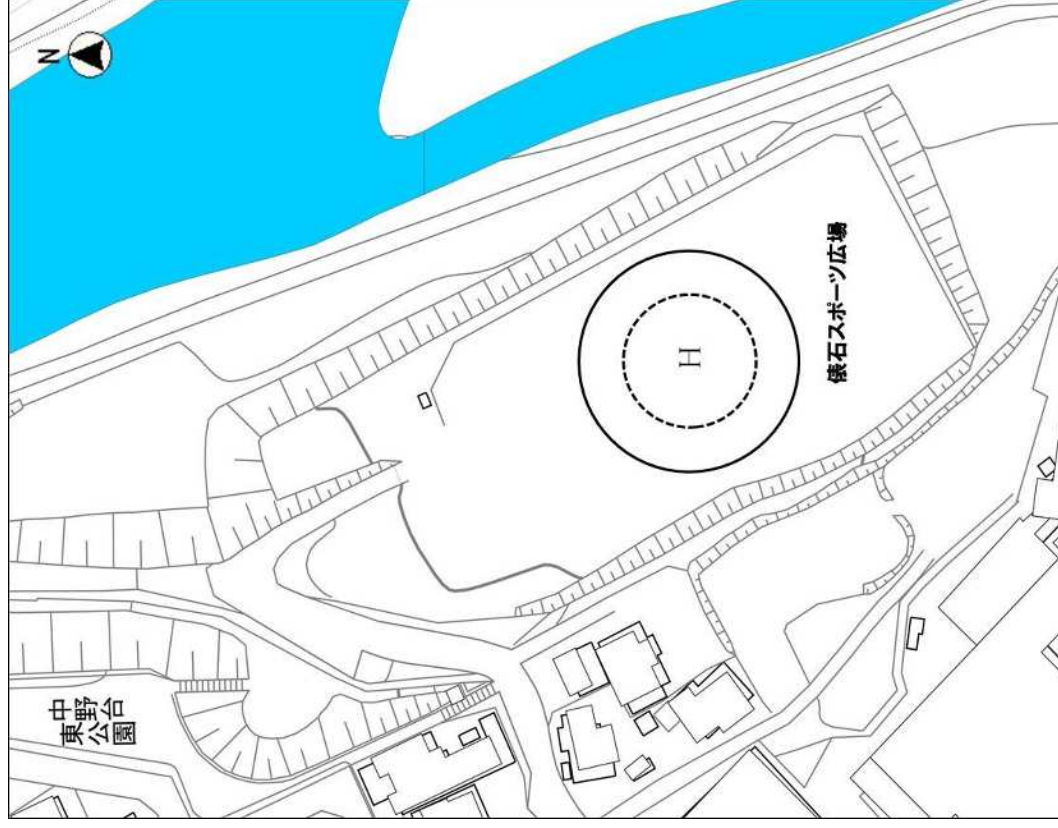
広 さ (50m×50m)



12. 猿石スポーツ広場

所在地 富士市南松野地先

広 さ 55m×110m



ヘリポートの具備すべき条件

1. 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

項目	区分	昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 m (全長 9.30 全巾 8.05)		

(注) 民間航空機を除く。

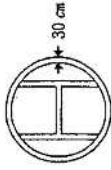
発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。
 無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。
 民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1(7度)を最低限確保する必要がある。
 また夜間の使用については、静岡県地域防災計画灯火の設置要領のとおり配置する必要がある。
 ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

ア、舗装された場所が最も望ましい。
 イ、グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上げられないよう処置すること(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。
 ウ、草地の場合は硬質低草地であること。

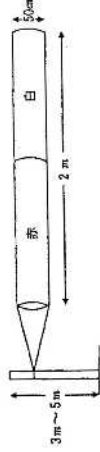
2. 着陸点

着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。



3. 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速25m/秒程度に耐えられる強度



- 4. 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。
- 5. 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 6. 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。
 特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかない配慮が必要がある。

公共建物番号標示一覧

標示番号	公共建物名	所在地
28-0	富士市役所	富士市永田町1丁目100番地
28-1	吉原小学校	" 高嶺町6-1
28-2	今泉 "	" 今泉3-17-1
28-3	伝法 "	" 伝法2743
28-4	岩松北 "	" 岩本123-1
28-5	元吉原 "	" 今井3-4-2
28-6	東 "	" 西船津220
28-7	須津 "	" 中里1019
28-8	吉永第一 "	" 比奈1431
28-9	吉永第二 "	" 鶴無ヶ淵149-1
28-10	原田 "	" 原田480
28-11	大淵第一 "	" 大淵3012
28-12	大淵第二 "	" 大淵8673-1
28-13	富士第一 "	" 本市場280-2
28-14	富士第二 "	" 横割1-8-1
28-15	田子浦 "	" 中丸98
28-16	岩松 "	" 松岡850
28-17	鷹岡 "	" 久沢2-3-1
28-18	広見 "	" 広見本町1-1
28-19	丘 "	" 厚原2075
28-20	富士見台 "	" 富士見台1-12
28-21	富士南 "	" 宮下551
28-22	天間 "	" 天間50
28-23	神戸 "	" 神戸633
28-24	富士中央 "	" 米之宮町295
28-25	青葉台 "	" 一色295
32-1	富士川第一 "	" 岩淵107

14. その他

○ 静岡県地震対策推進条例

平成 8 年 3 月 28 日
条例第 1 号

静岡県地震対策推進条例をここに公布する。
静岡県地震対策推進条例

目次

第 1 章	総則(第 1 条)
第 2 章	県及び市町の責務等(第 2 条 - 第 11 条)
第 3 章	県民の責務(第 12 条 - 第 14 条の 2)
第 4 章	既存建築物等の耐震性の向上(第 15 条 - 第 20 条)
第 5 章	地震発生時の緊急交通の確保
第 1 節	地震発生時の交通規制等(第 21 条 - 第 24 条)
第 2 節	道路の迅速な復旧(第 25 条・第 26 条)
第 3 節	陸海空の緊急輸送の確保(第 27 条 - 第 30 条)
第 6 章	被災建築物の応急危険度判定(第 31 条 - 第 33 条)
第 6 章の 2	復旧及び復興対策(第 33 条の 2)
第 7 章	雑則(第 34 条 - 第 38 条)
附則	

静岡県は、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等に基づき静岡県地域防災計画等を策定し、地震対策を積極的に推進してきた。

しかし、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらした。

東海地震、南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震などの大地震が予想される本県にとって、地震対策の一層の充実強化は、緊急の課題である。

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的に積極的かつ積極的に対応していくことが極めて重要である。

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要がある。

また、地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠である。

この条例は、行政とともに県民がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、全ての人々の合意を示すものである。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第 2 章 県及び市町の責務等

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(県の責務)

第 2 条 県は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基

づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならぬ。

3 県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。

4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

5 県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、様々な地震の教訓を伝承すること等により、県民の防災行動力の向上に努めなければならない。

6 県は、市町と連携して、消防団の充実強化の支援に努めなければならない。

7 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。

8 県は、地震災害危険予測地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。)を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

9 県は、市町と連携して、男女共同参画の視点に立った地震対策の推進に努めなければならない。

10 県は、市町、国の機関その他防災関係機関、事業者及び県民と連携して、地震が発生した場合における帰宅困難者(長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することができない者)をいう。以下同じ。)による混乱の発生を防止するため帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制に係る周知、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、徒歩等により帰宅する帰宅困難者を支援するため地震災害及び交通に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 県は、市町が行う避難のための安全確保に関する措置に関して、市町から助言を求められた場合においては、速やかに必要な助言をするものとする。

12 県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、地震災害に関する情報の提供等に努めなければならない。

13 県は、市町と連携し、地震により被災した者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他地震により被災した者の保護に配慮するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(他の地方公共団体等との協力)

第 3 条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。

2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

第 4 条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

第 5 条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかななければならない。

2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町の責務)

第 6 条 市町は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基

づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。

3 市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

4 市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(避難所運営体制の整備等)

第 7 条 県は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、市町等が行う避難地及び避難所の確保、避難所の安全対策の実施並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとす。

2 避難所を運営する市町等は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるよう、自主防災組織又は避難所に係る施設を管理する者の協力を得て避難所を運営するものとす。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(地域防災技能者の育成)

第 8 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において地域における地震防災活動が積極的に行われるよう、消火、救出救助、応急手当等の地震防災に関する知識、技能等が習得できる講習会を開催する等により、地域における地震防災活動の中心となる者の育成に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(要配慮者への配慮)

第 9 条 県は、市町と連携して、障害者、高齢者、乳幼児、外国人その他の者で地震が発生した場合にその対応に困難を伴うことが予想されるものについて、避難誘導、介護支援等その困難の解消に配慮した地震対策を講ずるよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(死体の捜索及び処理)

第 9 条の 2 県は、市町が行う死体の捜索及び処理(以下「捜索等」という。)が適切に実施されるよう、死体の捜索等に係る計画の策定を求めるとともに、死体の捜索等に関する体制の整備を支援するものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

(災害ボランティア活動への支援)

第 10 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合においてボランティアの活動が円滑に行われるよう、その受入れ体制の整備、ボランティアコーディネーターの養成等その活動への支援に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(地震により発生した廃棄物の処理体制)

第 11 条 県は、地震により発生した廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を速やかに除去できるよう、市町が行う地震により発生した廃棄物の処理に関する体制の整備に協力するものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

第 3 章 県民の責務

(県民の責務)

第 12 条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日頃から、地震及び地震防災に関する

知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料、水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。

3 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震が発生した場合において発揮できるよう努めなければならない。

4 県民は、様々な地震の教訓を伝承し、地震対策に活用するよう努めなければならない。

5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震が発生した場合において地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めなければならない。

6 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。

7 県民は、沿岸部等において、地震による強い揺れ若しくは長い揺れを感じた場合又は気象業務庁(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく津波注意報、津波警報又は津波特別警報があった場合には、一人ひとりが率先し、かつ、直ちに津波による浸水のおそれがない場所まで避難するものとする。

(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(自主防災組織の活動)

第 13 条 自主防災組織は、日頃から、消火、救出救助、応急手当等について実践的な知識、技能等を有する者のみならず多くの人々の積極的な参加により組織の充実に努めるとともに、実践的かつ効果的な防災訓練の実施等によりその活動の強化に努めなければならない。

2 自主防災組織は、日頃から、地震による地域の危険度、地域住民の居住状況等地域の現状を十分に把握し、防災のための資材及び機材を整備するよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、地震が発生したときは、地域において、情報収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

4 自主防災組織は、地震により被災した者が健康を保ち安心して生活できるようにするため、避難所の運営に関して協力し、並びに市町等との間及び自主防災組織内での役割分担を確立するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(事業者の責務)

第 14 条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

4 事業者は、地震が発生したときは、帰宅困難者による混乱の発生を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設への待機の要請、従業員等と家族等との連絡手段の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 28 年条例 43 号〕)

(学校等の設置者の責務)

第 14 条の 2 学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼児連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。)の設置者は、防災教育を行うよう努めるものとする。(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 4 章 既存建築物等の耐震性の向上

(既存建築物の耐震性の向上)

第 15 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。

2 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び政令(平成 7 年政令第 429 号)第 3 条ただし建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 3 条ただし書に規定するものを除く。)をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

4 知事は、耐震診断及び耐震改修の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正〔平成 18 年条例 48 号・28 年 43 号〕)

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第 16 条 建築物の所有者及び広告塔、裝飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対して、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物の所有者又は広告塔等の所有者等に対して、必要な指示を行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対して、必要な措置を講ずることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(ブロック塀等の安全性の向上)

第 17 条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(自動販売機の安全性の向上)

第 18 条 自動販売機(屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下同じ。)の所有者等及び据付け業者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定める自動販売機の据付け基準に適合するように自動販売機を据え付けなければならない。

2 自動販売機の所有者等は、自動販売機を据え付けたときは、その自動販売機の据付け年月日、所有者等の氏名又は名称、その連絡先その他規則で定める事項を自動販売機の見やすい場所に表示しておくとともに、前項の据付け基準に適合するように自動販売機の据付けの安全性を維持するものとする。

3 県は、市町と連携して、自動販売機の据付け状態等を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

4 知事は、市町長と連携して、自動販売機の地震に対する据付けの安全性を確保するため、自動販売機を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

5 知事は、市町長の協力を得て、自動販売機の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、自動販売機の所有者等に対し、据付け方法の改善等について指導及び助言を講ずることができる。

6 知事は、市町長の協力を得て、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する自動販売機について、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該自動販売機の所有者等に対し、転倒防止のための補強、据付け方法の改善等必要な措置を指示することができる。

7 県は、自動販売機の据付けの安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(防災上重要な建築物等の耐震性の確保)

第 19 条 県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

2 県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(文化財等の安全性の向上)

第 20 条 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類

する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、文化財等が後の世代に引き継がれる貴重な財産であるとの観点からその耐震性の向上に努めるとともに、地震による人的被害を防止するため、文化財等の安全性の確保に努めなければならない。

第5章 地震発生時の緊急交通の確保

第1節 地震発生時の交通規制等
(緊急交通の確保のための総合調整)

第 21 条 県は、地震発生後の消火、救出救助、救援その他の応急措置の迅速かつ円滑な実施に必要な緊急交通を確保するため、市町、国の機関その他の防災関係機関、関係事業者等との総合的な調整を行うものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(交通規制への協力等)

第 22 条 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において車両の通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)が行われたときは、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、当該通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を広報し、県民の協力を求めるものとする。

2 県民は、地震が発生した場合において、公安委員会が行う被災地域及びその周辺の地域における車両の通行禁止等に従うだけでなく、消火、救出救助、救援その他の応急措置を行う緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(車両の使用に関する順守事項)

第 23 条 県民は、地震が発生したときは、車両の使用に関し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 避難に当たっては、車両の使用を自粛すること。
- (2) 車両を運転しているときは、道路の左側に停止すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できる限り車両を道路外に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車すること。

(交通指導経験者への協力要請)

第 24 条 公安委員会は、地震が発生した場合における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、交通指導の実務経験を有する者に対し協力を要請することができる。

第2節 道路の迅速な復旧
(道路上の障害物の除去等の体制)

第 25 条 知事は、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる物件の除去及び被災した道路の迅速な応急復旧に関し必要となる事項について、公安委員会、他の道路管理者、関係事業者等とあらかじめ協議し、地震発生後直ちに対応できる体制を確立しておくものとする。

(空き地等の使用)

第 26 条 広場その他の空き地等の所有者等は、地震が発生した場合において、次に掲げる空き地等の使用の申し入れがあったときは、その使用に積極的に協力しなければならない。

- (1) 警察官が緊急通行車両の円滑な通行を確保するため通行の妨害となる道路上の物件の一時的保管を目的として行う使用
- (2) 道路管理者が被災した道路を応急復旧するため道路上の廃棄物の仮置きを目的として行う使用

2 知事は、市町長と連携して、前項各号の使用が円滑にできるよう空き地等の調査を行い、あらかじめ、その所有者等に協力を依頼する等により、その確保に努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第3節 陸海空の緊急輸送の確保
(緊急輸送路の整備等)

第 27 条 県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

(住民の交通手段の確保)

第 28 条 知事は、市町長と連携して、地震の発生により他に交通手段が確保できない場合において、被災地域の住民の生活に著しい支障が生じていると認めるときは、自動車運送業者による臨時バスの運行を要請する等により、被災地域の住民の交通手段の確保に努めるものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(海上輸送の確保)

第 29 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、港湾及び漁港の耐震岸壁の整備に努めなければならない。

2 県は、市町及び国の機関と連携して、地震が発生した場合の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ船舶運送業者等と協議し、食料その他の救援のための物資等を円滑に輸送できる体制を確立するよう努めなければならない。

3 知事は、市町長と連携して、地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため特に必要があると認めるときは、漁船の所有者等に対し、輸送活動に従事することを要請することができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(航空輸送の確保)

第 30 条 県は、市町と連携して、地震が発生した場合において迅速な救出救助、医療救護、救援等に必要な航空輸送を確保するため、臨時ヘリポートの整備等によりヘリコプターを積極的に活用する輸送体制を確立するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

第6章 被災建築物の応急危険度判定
(応急危険度判定の実施等)

第 31 条 知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定(被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。)に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。

2 知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実を図るとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(応急危険度判定士)

第 32 条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。

2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限項において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(被災建築物の居住者等の協力等)

第 33 条 被災した建築物の居住者又は所有者等は、第 31 条第 1 項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

2 応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずよう努めなければならない。

第 6 章の 2 復旧及び復興対策(第 33 条の 2)

第 33 条の 2 県は、市町と連携し、地震による災害が発生した場合において迅速な復旧及び復興が行えるよう、安全かつ安心であって、魅力ある地域づくりを進めるよう努めるものとする。

2 県は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、市町、国、事業者、ボランティアその他の関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に関し必要な対策を的確に実施するものとする。

3 県民は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

4 事業者は、地震による災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(追加〔平成 28 年条例 43 号〕)

第 7 章 雑則

(補償)

第 34 条 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務のために損害を被り、かつ、その損害について他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付(以下「公的補償等」という。))によってはその損害がてん補されない場合であって、その損害について相応の公的補償等を受けられたとした場合との均衡上必要があると認めるときはその限度において、議会の議決を経て定められた額の補償をすることができる。

2 知事は、県又は市町の執行機関の要請を受けて地震発生後の災害応急対策の業務に従事した者が、当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合(その損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。))において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において、議会の議決を経て定められた額の賠償をすることができる。

(一部改正〔平成 18 年条例 48 号〕)

(災害応急対策に関する協定)

第 35 条 県は、地震が発生した場合における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事業者その他関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送の確保、応急復旧工事の施工その他の規則で定める事項について協定を締結しておくよう努めなければならない。

(公表)

第 36 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定による既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表するものとする。

(資料の提出、報告、調査等)

第 37 条 知事は、第 15 条から第 18 条までの規定の施行に必要な限度において、既存建築物、落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機(以下「既存建築物等」という。))の所有者等に対し、既存建築物等の地震に対する安全性の確保に関する資料の提出若しくは報告を求め、又はその職員に既存建築物等若しくはその敷地に立ち入り、地震に対する安全性の確保に関し調査させ、若

しくは関係者に必要な事項について質問をすることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 21 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 25 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)

2 静岡県事務処理の特例に関する条例(平成 11 年静岡県条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

関係機関等一覧表

機 関・団体名	所 在 地	連 絡 先	備 考
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所 (富士国道維持出張所)	静岡市葵区南安倍 2-8-1 (富士市今泉 337-1)	054-250-8900 (52-5650)	
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 (富士海岸出張所)	沼津市下香貫外原 3244-2 (富士市鈴川町 9-4)	055-934-2001 (32-0568)	
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 (富士川下流出張所)	甲府市緑が丘 1-10-1 (富士市松岡官有無番地)	055-252-5493 (61-0078)	
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	富士宮市三園平 1100	0544-27-5221	
気象庁東京管区气象台(静岡地方气象台)	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-286-3521	
海上保安庁清水海上保安部 (田子の浦分室)	静岡市清水区日の出町 9-1 (富士市鈴川町 1-2)	0543-53-0118 (31-0118)	
静岡県東部地域局	沼津市高島本町 1-3	055-920-2180	
静岡県警察富士警察署	富士市八代町 3-55	51-0110	
静岡県富士土木事務所	〃 本市場 441-1	65-2222	
静岡県富士健康福祉センター	〃 本市場 441-1	65-2151	
静岡県田子の浦港管理事務所	〃 鈴川町 2-1	33-0495	
東海旅客鉄道(株)静岡支社富士保線区	〃 上横割字横堀南 19-4		
東海旅客鉄道(株)新富士駅	〃 川成島 640		
中日本高速道路(株)富士保全・サービスセンター	〃 厚原 1738-4	52-2505	
西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1 NTT 城東ビル	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド(株)富士支社	富士市吉原 1-1-21	51-3567	
中部電力(株)清水営業所	静岡市清水区二の丸町 6-28	054-367-3051	
日本通運(株)沼津支店	駿東郡清水町長沢 90-1	055-983-5050	
岳南電車株式会社	〃 今泉 1-17-39	53-5111	
富士急静岡バス(株)鷹岡営業所	〃 厚原 771-1	71-2495	
静岡ガス(株)導管ネットワーク事業部東部導管ネットワークセンター	沼津市岡一色 809	055-927-2814	
山交タウンコーチ(株)静岡営業所	富士宮市源道寺町 1164	0120-27-7121 0544-27-0111	
田子の浦埠頭(株)	富士市鈴川町 2-1	33-3111	
静岡県 LP ガス協会東部支部富士地区会 (事務局：(株)TOKAI 富士支店)	〃 中島 74-1	61-4064	
静岡県石油業協同組合富士支部	〃 今泉 2386-1	53-2240	
静岡県トラック協会富士支部	〃 中河原 279-2	33-1202	
富士市医師会	〃 伝法 2850	52-3111	
富士市建設業組合	〃 本市場町 770	63-9138	
田子の浦漁業協同組合	〃 前田 866-6	61-1004	
富士市歯科医師会	〃 伝法 2850-3	53-5555	
富士市薬剤師会	〃 伝法 2851	53-8296	
富士コミュニティエフエム放送(株)	〃 吉原 2-10-20	57-6810	

富士市行政資料登録番号

R5 - 19